

# 鹿児島県史料

旧記雑録拾遺  
地誌備考六

## 解題

本書は、『鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺 地誌備考六』として、東京大学史料編纂所蔵「曾於郡地誌備考上・中・下」を刊行するものである。本書は、大隅国菱刈郡、始良郡、桑原郡域を収めた『鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺 地誌備考五』に続き、大隅国曾於郡域を収めている。曾於郡域は、古代には贈於郡、中世には曾野郡、小河院、財部院、深河院と一部桑西郷、桑東郷域を含む（『日本歴史地名大系』鹿兒島県の地名（平凡社、平成十年）、巻頭鹿兒島県図、原口泉他『県史46』鹿兒島県の歴史（山川出版社、平成十二年）、86頁〜87頁）。

鎌倉初期に鎌倉幕府により作成された大隅国建久図田帳によると、曾野郡、小河院には大隅国衙領と大隅国正八幡宮領、大宰府領、島津荘域が存在している。桑東郷、桑西郷には、大隅国衙領と大隅国正八幡宮領、大宰府領が存在している。財部院、深河院は、島津荘一円領になっている（五味克夫「大隅国建久図田帳小考―諸本の校合と田数の計算について―」（『日本歴史』142、昭和三十五年、平成二十八年に同『戎光祥研究叢書9』鎌倉幕府の御家人制と南九州）戎光祥出版に再録）。大隅国建久図田帳の中で、本書に関わる曾野郡、小河院、桑東郷、桑西郷、財部院、深河院に関係する部分を、史料①として次に掲げる。

### 史料①

#### 大隅国

注進 國中惣田数寺社庄公領并（預カ）本家領所地頭弁済使等交名事

合田參仟拾漆町伍段大

正宮領 本家八幡 地頭掃部頭

田千二百九十六町三段小

不輸五百丁五段小

応輪七百九十五町八段

国領

公田百丁半(公脱之)

不輸百三十三丁三段小

府領五箇所十六丁 大府御沙汰

島津御庄領 殿下御領 地頭(右脱之)衛門兵衛尉

新立庄七百十五丁(五千七)

寄郡七百十五丁八段三丈

近郷

曾野郡二百廿九丁四段大

正宮領五十六丁一段 本家八幡 地頭掃部頭

御供田 十四丁七段

寺田十五丁七段

国方所当弁田

万徳五丁二段丁別十疋

恒見廿丁五段丁別十九疋三丈

国方

公田八十一丁

重枝廿丁

郡司藤原篤守所知

重富三十三丁

税所藤原篤用所知

件兩名依令私奉寄於正宮、耕作御佃三丁也

用松十五丁

藤原篤頼所知

弟子丸五丁

田所建部宗房所知

重武三丁

税所藤原篤用所知

元行五丁

權大掾建部近信所知

寺田九丁六段半 仏性灯油料

經講浮免田五十三丁六段大

聖朝府国御祈禱料、於正宮御宝前講衆各請募之

府社五丁七段 大府御沙汰

島津御庄永利廿三丁三段三丈

殿下御領

地頭〔有脫之〕衛門兵衛尉

小河院三百四十八丁三段大

正宮領二百七十四丁八段

本家八幡

地頭掃部頭

御供田十五丁六段六十步

寺田三十二丁六段

小神田五丁三段六十步

国方所当弁田

万徳百六十丁三段丁別十疋

恒見三丁九段大丁別十九疋三丈

公田五十七丁

功德九十二丁

用富四十五丁

郡司酒井宗房所知

国領

公田八丁五段半

廻村弟子丸五丁三段大

田所建部宗房所知

武元二丁

執行建部清俊所知

元行一丁二段三百歩

権大掾建部近信所知

寺田一丁九段仏性灯油料

経講浮免田廿八丁四段大

聖朝府国御祈禱料、於  
正宮御宝前講衆各請募之

府社八丁四段 大府御沙汰

鳥津御庄永利廿五丁七段三丈 殿下御領

桑東郷百八十九丁四段大

正宮領 百四十三丁九段大 本家八幡 地頭掃部頭

御供田廿七丁七段

寺田五十一丁八段六十歩

小神田三丁五段

国方所当弁田

恒見四丁九段半丁別十九疋三丈

万徳十二丁丁別廿疋<sup>(十)</sup>

宮永廿三丁 正宮修理料、此内不蒙免、押募名々被成敷

公田廿一丁丁別廿疋

万善十二丁

松永七丁

税所藤原篤用所知

千手丸二丁

国領

公田十五丁五段丁別廿疋

武安六丁

<sup>(字力)</sup>宗新大夫建部高所知

主丸五丁

字紀大夫良房所知

元行二丁五段

僧覚慶所知 篤時始論

秋松二丁

郡司大中臣時房所知

寺田二丁八段 仏性灯油料

經講浮免田廿六丁四段 聖朝府国御祈禱料

府社八段 大府御沙汰

桑西郷百五十六丁二段六十歩 正宮敷地

正宮領百四十三丁六段大 本家八幡

地頭掃部頭

御供田五十八丁五段半

御服田六丁六段

寺田廿四丁五段半

小神田三丁一段

国方所当弁田

万徳十四丁四段丁别十疋

酒井(未力)未能所知

宫永卅六丁四段大

丁别廿疋、此内不蒙国免、押募名被成敷、  
正宮修理料、

溝部在河(二力)丁

酒井(未力)未能所知

小浜村八丁

僧兼俊所知

国領

公田一丁

郡司則貞所知

寺田一丁二段仏性灯油料

経講田九丁二段半 聖朝府国御祈禱料

府社一丁一段 大府御沙汰

(中略)

島津庄 殿下御領

(右威力)地頭衛門兵衛尉

新立庄七百五十丁

深河院百五十余丁

財部院百余丁

謀反人故有遺・有平子孫于今知行之

多禰島五百余丁

件三箇所保延年中以後新庄、不随国務也

(中略)

右件惣田数、任御教書之旨、注進如件、

建久八年六月 日

大判官代藤原

諸司檢校散位大中臣在判

田所散位建部宿禰在判

税所散位藤原朝臣在判

目代源在判

史料①によれば、曾野郡は前述のように大隅国衙領と大隅国正八幡宮領、大宰府領、島津荘域により構成されている。曾野郡は、古代の贈於郡から分出したと考えられる(原口泉他『(県史46) 鹿児島県の歴史』、86頁〜87頁)。曾野郡の成立は、郡郷制改編の中で成立したと考えられる。郡郷制改編は地方政治見直しの中で行われ、十一世紀四十年代に行われていたと考えられている(坂本賞三『(塙選書92) 荘園制成立と王朝国家』(塙書房、昭和六十年)、第三章後期王朝国家と荘園、第一節後期王朝国家体制)。西海道諸国では、肥前国では九世紀後期、筑前国、筑後国では十世紀初頭、豊前国、豊後国では十世紀末期に郡郷制が改編されていることが確認されている(森本正憲『九州中世社会の基礎的研究』(文献出版、昭和五十九年)、第一章中世的郡郷制の成立)。西海道南端に位置する大隅国においても十一世紀初頭に遡ることが指摘されているし(小川弘和「撰閔家領島津荘と〈辺境〉支配」(熊本学園大学論集総合科学)13―2、平成十九年、同二十八年に同『中世的九州の形成』高志書院に再録)、寛弘四年(一〇〇

七) 七月大宰府における大宰府府官大蔵氏一族による大隅守菅野重忠殺害事件も大蔵氏による大隅国加治木郷開発に関する大隅守との対立が背景にあると考えられる(拙稿「大隅守菅野重忠殺害事件の背景に関する一考察」(『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』68、平成二十九年)。以上のことを踏まえると、大隅国における郡郷制改編は十一世紀初頭であると考えられるし、曾野郡の成立も十一世紀初頭に遡ると考えられる。

曾野郡郡司職を継承した税所氏(元来檜前氏を称す)の系図については、「瞻呷郡地誌備考上」に収められている。「瞻呷郡地誌備考上」に収録されている税所氏系図の初めの部分を史料②として掲げる(五味克夫「大隅国御家人税所氏について」(『鹿大史学』9、昭和三十六年、平成二十九年に同『戎光祥研究叢書13』) 南九州御家人の系譜と所領支配」戎光祥出版に再録)、拙稿「一官制成立過程に関する基礎的考察——一官制と国内領主との関係——」(『西南地域史研究』8、平成六年)等)。

史料②

五十八代光孝天皇八代孫

敦如 正五位下

治安元年辛酉三月廿一日、配流

大隅國曾於御館也、

篤義

坂上御館

重枝 曾於野太夫

重枝 曾於野太郎太夫

篤貞

篤近

篤房 奉寄于正八幡宮應保三年

曾於郡御佃米三十六石

重枝 曾於野次郎太夫

篤遠

改篤守、重枝名内二十町、建久九年三月御家人交名注文、曾於郡郡司

税所檢校篤守トアリ、

篤真  
 篤茂  
 改篤道、号重久、十三町五反

或敦持 重富 曾於野七郎太夫 押領使職、松永名・栗野・恒次・重  
 武名等御知行、○税所・惣檢校兩職、恒次名等給、号税所太夫、

史料②には、檜前敦如は光孝天皇八代の子孫で、治安元年（一〇二一）三月廿一日大隅国曾於御館に配流された  
 と記載されている。敦如が光孝天皇八代の子孫であることや治安元年大隅国曾於御館に配流されたことは、歴史上  
 の事実とは認め難い。しかし檜前敦如が、治安元年頃から活動を開始したことは事実であると考えてそう間違いで  
 はないと考えられる。恐らく敦如は、噲噺郡から曾野郡が分出した際、曾野郡を「開発」し曾野郡郡司となったと  
 考えられる。

檜前氏は、大隅国司の支配下にあり、大隅国一宮大隅国正八幡宮と関係を有していたと考えられる。曾野郡内が  
 ほとんど大隅国衙領と大隅国正八幡宮領で占められているのは、そのことを示していると考えられる（拙稿「一宮  
 制成立過程に関する基礎的考察―一宮制と国内領主との関係―」。史料①によれば、曾野郡内に大隅国衙領として  
 経講浮免田が五十三丁六段大存在する。経講浮免田とは、「聖朝府国御祈禱料」であり、「於正宮御宝前、講衆各請  
 募之」ものである。弘安八年（一二八五）十月 日付建部定親所領注文案（『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わ  
 け一』（鹿児島県、昭和六十三年）、禰寝文書、文書番号五四六号）には、「同浮免経田一丁令弁済于国衙以段二疋所」と  
 記載されている。この記載から、浮免経講田は一段当り二疋の所當物を弁済し、経講供料は大隅国衙側と大隅国正  
 八幡宮側とで勘合して決めていることが分かる。

史料①によると曾野郡内には、「島津御庄永利廿三丁三段三丈 殿下御領 地頭(左腕カ)衛門兵衛尉」という記載がある。故に曾野郡内に、島津荘域が存在していたことが分かる。また「府社五丁七段 大府御沙汰」という記載から、曾野郡内に大宰府領が存在していたことが分かる。曾野郡内に島津荘域や大宰府領が存在する理由を考察していきたい。

十二世紀半ば頃檜前篤房は、檜前氏の本流ではないにも関わらず平忠景と結びつき、忠景の支援を背景に曾野郡の半郡を領有した(拙稿「一宮制成立過程に関する基礎的考察―一宮制と国内領主との関係―」)。平忠景は、藤原撰関家と結びついていた源為朝を婿としていた(五味克夫「平安末・鎌倉初期の南薩平氏覚書―阿多・別府・谷山・鹿児島郡司について―」(『鹿児島大学法文学部紀要 文学科論集』9、昭和四十八年、平成二十九年に同)『戎光祥研究叢書13』南九州御家人の系譜と所領支配)戎光祥出版に再録)、野口実「薩摩と肥前」(『鹿児島中世史研究会報』50、平成七年)、江平望「阿多忠景について」(『古代文化』55―3、平成十五年)、等)。税所篤房は、平忠景と結んだ段階で藤原撰関家と結びついたりと考えられる。忠景と提携した檜前篤房は、藤原撰関家との関係を深めるために曾野郡内永利地域を藤原撰関家領島津荘に寄進したと考えられる。故に曾野郡内に島津荘域が存在していたと考えられる。

曾野郡内に大宰府領が存在していた理由について考察する。藤原撰関家当主忠実は、天養元年(一一四四)から久安五年(一一四九)の間大宰府を知行していた(五味文彦「院政期知行国制度の基礎的研究」(『史学雑誌』92―6、昭和五十八年、同五十九年に同『院政期社会の研究』山川出版社に再録)、菊池紳一「後白河院政期における知行国についての一考察(2)」(『太平台史窓』5、昭和六十一年))。十二世紀半ば頃藤原撰関家との関係を強めた檜前篤房は、曾野郡内の地域の一部を藤原忠実が大宰府を知行されている時期に大宰府に寄進したと考えられる。藤原忠実は、大隅国菱刈郡や筒羽野等大隅国内島津荘域に西海道北部筑前国の宮崎八幡宮の浮免田を設定した(拙稿

「大隅国建久岡田帳に関する一考察」（『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』69、平成三十年）。藤原忠実が大宰府を知行している間に、檜前篤房が西海道諸国に神祇秩序を構築することを考えていた忠実の意を考えて曾野郡内の神社を大宰府領としたと考えられる。

小河院の史料上の初見は、平安後期である治暦五年（一〇六九）正月二十九日付藤原頼光所領配分帳案文である（塩満郁夫「小河院の変遷」（『鹿児島中世史研究会報』50、平成七年）。しかし前述のように、西海道諸国においては九世紀後半以降郡郷制の改編が認められること、西海道南端である大隅国の場合十一世紀初頭における郡郷制改編に関する事例（加治木郷）が存在すること（拙稿「大隅守菅野重忠殺害事件の背景に関する一考察」）を踏まえると、大隅国内の郡郷制改編の時期は、十一世紀初頭であると考えられる。従って小河院の成立時期は、十一世紀初頭であると考えられる。

小河院の内部構成は、史料①によると小河院全体の公田数三百四十八丁三段大の内大隅国正八幡宮領は二百七十四丁八段である。大隅国正八幡宮領の中で不輸田は五十三丁五段百二十歩であり、年貢米を大隅国衙に納め万雑公事を大隅国正八幡宮に納める応輸田（国方所当弁田）が二百二十一丁二段二百四十歩と大多数を占めている。小河院内の一円国衙領は八丁五段百八十歩であり、大隅国正八幡宮応輸田の占める割合が大きい（五味克夫「大隅国建久岡田帳小考―諸本の校合と田数の計算について―」、塩満郁夫「小河院の変遷」）。

小河院内における大隅国正八幡宮領応輸田が大隅国内の他の郡院郷よりも多くなっている理由は、史料①に示されているように小河院大隅国正八幡宮領応輸田公田用富名四十五丁名主が小河院郡司酒井宗房であること、小河院一円国衙領である公田八丁五段半の中で廻村弟子丸名五丁三段大の名主が大隅国衙の田所建部宗房（塩満郁夫「小河院の変遷」）、武元名二丁の名主が大隅国衙の執行建部清俊、元行名一丁二段三百歩の名主が大隅国衙の権大掾建部近信であることと関係があると考えられる。十二世紀前期大隅国内において島津荘域拡大化に対する大隅国司・

大隅国正八幡宮の提携策による大隅国正八幡宮領の拡大の動きの中で、一族の中には大隅国衛と関係を有す者もいれば、大隅国正八幡宮の神官である者もいる酒井氏出身の小河院郡司（五味克夫「大隅国御家人酒井氏について」〔御家人制研究会編『御家人制の研究』（吉川弘文館、昭和五十六年、平成二十九年に同『戎光祥研究叢書13〕南九州御家人の系譜と所領支配』に再録））が、小河院一円国衛領公田の名主である大隅国衛の在庁官人である建部氏一族と提携して小河院国衛領であった公田を、島津荘域化することを阻止する目的で大隅国正八幡宮領化したと考えられる。前述のように小河院内では、年貢米を大隅国衛に納め方雑公事を大隅国正八幡宮に納める大隅国正八幡宮領の応輸田が大隅国正八幡宮領不輸田よりも遥かに多い。この事実も小河院内において島津荘域拡大化を大隅国正八幡宮の宗教的権威を用いて阻止し、しかも年貢の中心部分である所当を大隅国衛に確保しようとする大隅国衛側の意図が示されていると考えられる。大隅国衛の在庁官人である建部氏一族が名主である名のみが、大隅国衛一円領別名として残ることになった（田中健二「平安末・鎌倉期の大隅国衛領について」〔『史淵』117、昭和五十五年））。

史料①によれば、小河院内に大隅国衛領として経講浮免田廿八丁四段大が存在していることが分かる。曾野郡の場合と同様、小河院内の経講浮免田は「聖朝府国御祈禱料」であり、「於正宮御宝前、講衆各請募之」である。曾野郡の場合と同様、「令弁濟于国衛以段二疋所當物、経講供料令勘合許也」であると考えられる。

史料①によると、小河院内に島津荘域と大宰府領が存在していたことが分かる。小河院内に「島津御庄永利廿五丁七段三丈 殿下御領」の記載があり、小河院内に島津荘永利名廿五丁七段三丈が存在していたことが分かる。曾野郡内の島津荘域も永利名廿三丁三段三丈である。曾野郡と小河院に存在する島津荘域永利名は、曾野郡と小河院の境界線部に存在したことが指摘されている（塩満郁夫「小河院の変遷」）。曾野郡と小河院の永利名が島津荘域化した時期は、十二世紀半ば頃檜前篤房が平忠景と提携した時期であると考えられる。

また史料①小河院項の記載「府社八丁四段 大府御沙汰」から明らかなように、小河院内に大宰府領が存在していたことが明らかである。小河院内に府社が設定された時期は、曾野郡内に島津荘域や大宰府領が設定された時期、また小河院内に島津荘域が設定された時期と同じ十二世紀半ば頃であると考えられる。

史料①によれば、桑西郷項に「正宮敷地」という記載があり、桑西郷に大隅国司と関係深い大隅国正八幡宮（拙稿「大隅国における国一宮の形成過程に関する一考察」（『年報 中世史研究』31、平成十八年））が鎮座していることが分かる。「贈呷郡地誌備考中」贈呷郡國分項に掲げられた「名勝志」に、大隅国正八幡宮が記載されている。「名勝志」に記載されている大隅国正八幡宮関係部分を史料③として掲げる。

史料③

「名勝志」

正八幡宮 内村に鎮座、内村ハ桑原郡にして、贈呷郡國分に属す、地頭仮屋を距ること戌方凡壹里、祭神四座、彦火々出見尊・應神天皇・仲哀天皇・同三  
日・二月初卯・三月十日・四月十七日・五月六日・六月廿九日・七月七  
日・八月十五日・九月九日・十月十五日・十一月三日・十二月十八日、延喜式神名帳に桑原郡一座大鹿兒島神社と載られしハ當社の  
 ことなり、初め彦火々出見尊を祭りて神武帝の勸請のよし社傳あり、人皇三十代欽明帝五年鹿兒島神社の宝殿に八  
 流の幡頭座ましくけるより八幡宮と崇め、應神・仲哀・神功の三神會祭す、其根元ハ石體宮なりしといふ、豊前宇  
ハ欽明帝三十  
年頭座云々、八幡垂跡の最初にして、大隅州一宮なり、往古勅使奉幣ありて放生大會を行れしことみえたり、今正祭の時  
形を造り、彩色を加へて霽ものとす、參詣の人皆  
是を買ふ、これ放生會の遺風なりといひつたふ 百五代後柏原院大永年中筑紫五所の八幡を山城國北山庄に遷し祭り給ひし其  
 一なり、是を五所八幡 社頭造宮の後火災七ケ度に及び、就中大永七年丁亥十一月廿八日兵火の為に炎上し、宝器盡く  
 灰燼となり、邦君大中公日秀上人に命して邦内に勸化をなし古のこごとく再興し、知定坊の住僧を京都に遣し神體を  
 彫刻し、百七代正親町院の叡覽に備へ、綸旨をうけて當國に下着し、永祿三年庚申十二月十三日、遷宮の規式を行

ひ給ふ、且種々の神具及び獅子駒等の文飾をも改め、金欄の幡二十五流・白銀の幣二本を寄進し給ひ、神威ます  
く、新たなり、時に梅岳公南無八幡大菩薩の七字を冠りにして十一首を詠し奉納し給ふ、

末社四所宮 若宮・若姫・宇 武内宮 高良大 早風宮 日本武尊、神體ハ大隅の隼人を討給ふときの鎧なりといへ 両社 猿田 両随神 左豊

戸命・右柳 三之社 左第一社磯良神・豊姫命、左第二社武甕命・經津主命・鹿兒島大明 鐘樓の大鐘ハ文和四年乙未孟夏掛る所の銘

あり、

石體宮 本宮の丑寅方數町樹林中にあり、この石八幡の正體なりといひ傳ふ、往古豊前州宇佐の宮の神官等此事を  
信せず、三使を遣して是を焼かしむ、何れの歳を詳かにせず、四月三日来りてこれを焼、石體たちまち訣裂して中

ニ正八幡の文字あらはれたり、一説に、芋莖を焚て是を燒けるに、その煙空さまに立昇り、結て正八幡の文字の形をなし、數日三使おほき  
をへて消さりしといふ、本邑の土俗今に四月に至れハ芋莖を食ふことを忌む、是その由縁といふ、

に恐怖して逃帰る、一人ハ立ところに死し、一人ハ途中に死し、一人ハ宇佐に至りて死す、ミな神罰を蒙れりとぞ、  
今に至りて其顯ハれたる文字昭然として石面に存在せりといひ傳ふれとも、深く是を秘して漫りに拜することを得  
ず、世はるかにくたりて辨口賣僧の徒出て、その好む所に隨ひみたりに説を作るに由て、邪誕妖妄の言日にさかむ  
に月にはひこり、いはれなき浮屠氏の説など附會し愚民をたらすもの多し、いと淺まし、

史料③によれば大隅国正八幡宮は、大隅国桑原郡内村に鎮座している。内村は大隅国桑原郡内であるが、噲啖郡  
國分に属している。大隅国正八幡宮に祀られている祭神は「名勝志」が編纂された時期には、彦火々出見尊・應神  
天皇・仲哀天皇・神功皇后の四座が祀られていた。「名勝志」は『薩藩名勝志』のことである。『薩藩名勝志』は、  
寛政十二年（一八〇〇）薩摩藩命を受けた御記録奉行本田親孚が編纂を開始し、文化二年（一八〇五）御記録奉行  
平山武毅が本田親孚を引継ぎ翌年完成させた書物である。江戸後期の時点で大隅国正八幡宮の祭神は、彦火々出見  
尊・應神天皇・仲哀天皇・神功皇后の四座である。彦火々出見尊は大隅国正八幡宮に祀られていた鹿兒島神の流れ

を汲み、大隅国正八幡宮に祀られていると認識されるようになるのは中世後期以降であると考えられる（拙稿「大隅国正八幡宮祭神考」〔『鹿児島地域史研究』4、平成十九年〕）。

史料③によれば、江戸後期の時点で、大隅国正八幡宮の祭日は正月元日・正月三日・二月初卯・三月十日・四月十七日・五月六日、六月二十九日・七月七日、八月十五日・九月九日・十月十五日・十一月三日・十二月十八日以上年間十三度である。この中には八幡宮系神社の最も重要な祭礼であり、旧暦八月十五日に行われていた放生会（飯沼賢司『角川ソフィア文庫』八幡神とはなにか）（角川学芸出版、平成二十六年）、第一章 鎮護国家の神の出現）も含まれている。祭礼としての放生会の成立時期は、八世紀末から九世紀であると考えられている（有川宜博「宇佐宮放生会創設試論」〔九州史学〕58、昭和五十年）。

史料③には、『延喜式』神名式大隅国桑原郡一座と記載されている鹿児島神社は、大隅国正八幡宮のことであると考えられていること、大隅国正八幡宮は古く祭神としては彦火々出見尊を祀り、神武天皇も勧請されていたこと、欽明天皇五年（五四三）（米田雄介編『歴代天皇年号事典』（吉川弘文館、平成十五年）欽明天皇項）鹿児島神社宝殿八流の幡が顕座したことにより八幡宮となり、応神天皇・仲哀天皇・神功皇后が祀られたこと、鹿児島神社が八幡宮化した根源は石体宮であること、大隅国正八幡宮は、最初の八幡宮であり大隅国一宮であること、往古勅使奉幣し放生大会を行ったこと等が記載されている。

『延喜式』神名式大隅国項に桑原郡一座と記載された鹿児島神社は、大隅国正八幡宮の前身であると考えられている（拙稿「大隅国における国一宮の形成過程に関する一考察」）。しかし大隅国正八幡宮の祭神は応神天皇・仲哀天皇・神功皇后であり、彦火々出見尊は中世後期以降大隅国正八幡宮の祭神として認識されるようになったこと（拙稿「大隅国正八幡宮祭神考」）、大隅国正八幡宮が八幡宮化した時期は十一世紀前期であり、八幡宮化した契機は大宰大監平季基の大隅国府焼き討ち事件であると考えられること（拙稿「大隅国における国一宮の形成過程に関

する一考察」、同「大隅国正八幡宮領の形成過程―大隅国の事例を中心に―」（『古代文化』66―2、平成二十六年）、石体宮は天承二年（一一三二）大隅国正八幡宮付近の宮坂麓に出現した「八幡」の二字が刻まれた石体が祀られた神社であり、大隅国正八幡宮が八幡宮化した根源ではないこと（拙稿「八幡正宮（大隅国正八幡宮）石体事件の歴史の意味に関する一考察」（『鹿児島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編』62、平成二十三年）、最初の八幡宮は宇佐八幡宮であり大隅国正八幡宮ではないこと（飯沼賢司『角川ソフィア文庫』八幡神とはなにか）等は明らかにされている。但し『薩藩名勝志』に記載されている認識が、どのような経緯を経て何時成立したかを考察することは重要である。

史料③には、後柏原天皇在位期の大永年中（一五二一年―一五二六年）（米田雄介編『歴代天皇年号事典』）筑紫（西海道）五所八幡が、山城国北山庄に移され祀られたこと、大隅国正八幡宮造宮後大永七年（一五二七）十一月等七回に及ぶ兵火のために大隅国正八幡宮が炎上したこと、島津貴久は大隅国正八幡宮を再興させたこと、永禄三年（一五六〇）十二月遷宮をしたこと等が記載されている。

大隅国正八幡宮が鎮座している桑西郷は、史料①によると全体が百五十六丁二段六十歩、桑西郷内の大隅国正八幡宮領は百四十三丁六段大、その中で応輪田は五十七丁八段二百四十歩、不輪田は九十二丁八段である。桑西郷は大隅国正八幡宮鎮座地であることにもより、応輪田より不輪田の方が多い。桑西郷には、大隅国衙領として桑西郷郡司則貞が治めていた公田一丁と「聖朝府国御祈禱料」である経講田九丁二段半が存在する。史料①によれば桑西郷内の大宰府領は、「府社二丁一段 大府御沙汰」である。桑西郷内に大宰府領が設定されたのは、曾野郡や小河院の場合と同様十二世紀半ばであると考えられる。

大隅国府所在地は、現霧島市国分府中とする考え方が定説化していた。その後現霧島市隼人町真孝・住吉や現始良市西餅田西ノ妻小瀬戸遺跡と考える説が出てきている（『国立歴史民俗博物館研究報告』10（共同研究「古代の

国府の研究」(第一法規出版、昭和六十一年)、国府研究の現状(その一)、大隅国項、『国立歴史民俗資料館研究報告』20(共同研究「古代の国府の研究(続)」)(第一法規出版、平成元年)、国府研究の現状(その二)、大隅国項。

田中健二氏は、府中付近の郡郷院の位置比定を行い、府中は中世桑東郷に属し、古代府中域は桑原郡桑善(原郷)に属していたと考えた(田中健二「大隅の国府について―国府府中説の再検討―」、『九州史学』70、昭和五十五年)。府中については、「嘯啞郡地誌備考上」に、「府中村 和銅六年四月、日向國肝坏・曾於・大隅・哈羅ノ四郡ヲ割テ大隅國ヲ置キ、國府ヲ曾於郡ニ建ツ、今本村ノ地ナリ、中古ニ至リ、小川院・桑西郷等ノ地ヲ合シテ國分郷ヲ置ク、本村モ國分郷ニ属ス、他ハ外村ニ同シ」と記載されている。和銅六年(七一三)四月日向國域から肝坏郡・曾於郡・大隅郡・始羅郡の四郡を割いて大隅国が建国された。その際大隅国府は、曾於郡府中村に置かれたと考えられる。その後近世になると小川院・桑西郷等の地域が合わさって国分郷が置かれ、府中村も国分郷の中に含まれたことが記載されている。

大隅国府があったと考えられる桑東郷は、史料①によると全体が百八十九丁四段大、桑東郷内の大隅国正八幡宮領は百四十三丁九段大、その中で応輸田は六十丁九段半、不輸田は八十三丁小である。桑東郷は、大隅国正八幡宮に保護を加え大隅国一宮に認定した大隅国衙の所在地であることから、大隅国正八幡宮領の中では応輸田より不輸田の方が多くなつたと考えられる。桑東郷には、大隅国衙領でもある大隅国正八幡宮応輸田(恒見四丁九段半・万徳十二丁・宮永二十三丁・公田二十一丁)と一円国衙領である公田十五丁五段、経講浮免田二十六丁四段、府社八段等がある。桑東郷一円国衙領は、大隅国衙関係者が名主である別名である。建部高濤が名主である武安名六丁、紀大夫良房が名主である主丸名五丁、僧覚慶が名主であり、税所篤時と相論が開始した直後である元行名二丁五段、桑東郷郡司大中臣時房が名主である秋松名二丁が存在する。史料①によれば、桑東郷内に大宰府領が存在する。史

料①に、「府社八段 大府御沙汰」と記載されている。桑東郷内に大宰府領が設定されたのは、曾野郡や小河院の場合と同様十二世紀半ばであると考えられる。

財部院・深河院は、史料①によれば保延年中（一一三五年～一一四一年）（米田雄介編『歴代天皇年号事典』）以後島津荘一円領化した地域である。島津荘は、十一世紀前期日向国諸県郡に成立した藤原摂関家領荘園で（徳重浅吉「鎮西島津の庄、その成立・増大・住人並伝領」〔大谷学報〕10―4、昭和四年、同十三年に同『日本文化史の研究』目黒書店に再録）、『鹿児島県史（一）』（鹿児島県、昭和十四年）、第三編 国司時代、第八章 島津庄の起源とその発達、竹内理三「薩摩の荘園―寄郡について―」（『史淵』75、昭和三十三年、平成十年に同『竹内理三著作集（七） 荘園史研究』角川書店に再録）、工藤敬一「鎮西島津庄の寄郡について―遠隔地の寄進地系荘園に関する一考察―」（京都大学読史史会創立五十年記念『国史論集（第二）』（読史会、昭和三十四年）、同四十四年に同『九州庄園の研究』塙書房に再録）、郡山良光「寄郡制成立の社会的背景―島津荘薩摩方の場合―」（『鹿児島短期大学研究紀要』創刊号、昭和四十三年）、海老澤衷「辺境荘園の成立過程とその存在形態―鎮西島津荘を中心として―」（『民衆史研究』15、昭和五十二年、平成十二年に同『荘園公領制と中世村落』校倉書房に再録）、奥野中彦「鎮西島津荘の成立と展開―寄郡制の再検討―」（『鹿児島県立短期大学紀要』34、昭和五十七年、同六十三年に同『日本における荘園制形成過程の研究』三一書房に再録）、『都城市史 通史編 自然・原始・古代』（都城市、平成九年）、第三編古代の都城、第四章島津荘の成立、第二節島津荘の成立（野口実氏執筆、同二十九年に同『歴史文化ライブラリー446』列島を翔ける平安武士 九州・京都・東国 吉川弘文館に再録、等）、大宰大監平季基が大隅国府を焼き討ちにした事件（永山修一「『小右記』に見える大隅・薩摩からの進物記事の周辺」（『鹿児島中世史研究会報』50、平成七年、同二十一年に同『同成社 古代史選書6』隼人と古代日本』同成社に再録）、『都城市史 通史編 自然・原始・古代』（都城市、平成九年）、第三編古代の都城、第四章島津荘の成立、第二節島津荘の成立、原口

泉他〔県史46〕鹿兒島県の歴史〕（山川出版社、平成十一年）、三章律令国家の変質と中世社会の成立、1・国内支配の矛盾と島津荘の成立、加藤友康「平安時代の大隅・薩摩―人の交流と交易・情報伝達を媒介にして考える―」（黎明館調査研究報告）17、平成十六年）、拙稿「島津荘に関する一考察―成初期を中心に―」（鹿兒島大学教育学部研究紀要人文・社会科学編）66、平成二十七年）等により、当初大宰府領とする予定で島津荘を開発した平季基は、自らの立場を守るために、当該期政界における最有力者である関白藤原頼通に島津荘を寄進せざるを得なくなった。故に結果的に島津荘は、藤原摂関家領荘園になったと考えられる（拙稿「島津荘に関する一考察―成初期を中心に―」）。

島津荘域は、一円領化する以前に寄郡化していたと考えられる（工藤敬一「鎮西島津庄の寄郡について―遠隔地の寄進地系庄園に関する一考察―」）。従って財部院・深河院は、保延年間以後島津荘一円領化する以前に島津荘寄郡化していたと考えられる。

十二世紀前期島津荘域は、大隅国内で拡大したと考えられる。当該期藤原摂関家の当主になった藤原忠実は、王家との外戚関係を構築できず院政が開始される中で人事権を喪失し、受領等の中・下級貴族や武士等の離反を招いた。忠実は、分割されてきた藤原摂関家領荘園を統合したり、地方領主と提携することにより、荘園を拡大したり新設したりした。忠実は、藤原摂関家領荘園を集積することにより、藤原摂関家の経済基盤を再建した（元木泰雄『人物叢書24』藤原忠実）（吉川弘文館、平成十二年）、第五 摂関家再興の努力）。

本格的な院政期に入った十二世紀初期、前記の要因で大隅国内に島津荘域が形成されていった。大隅国内において財部院・深河院は、日向国諸県郡に隣接している。十二世紀前期財部院・深河院は、島津荘の寄郡化したと考えられる。財部院・深河院は、日向国諸県郡に隣接し、陸上交通の要衝であると考えられる。従って財部院・深河院は、十二世紀中期の保延年間（一一三五年―一一四一年）以後島津荘一円領化したと考えられる。十二世紀大隅国

『地誌備考六』 掲載文書点数

史料名	文書数		掲載文書数
	(収載)	(未収)	
曾於郡 上	10 (9)	<1>	9
曾於郡 中	16 (15)	<1>	16
曾於郡 下	44 (33)	<11>	41

注1 収載とは「旧記雑録」収載文書を示し、未収とは「同」未収載文書を示す。

2 掲載文書数とは『地誌備考六』に掲載した重複分を除く文書数を示す。

内では、大隅国司・大隅国正八幡宮と島津荘側との間に深刻な競合関係が生じていたと考えられる。

大隅国正八幡宮領においては、大隅国正八幡宮が祀られている。島津荘域でも、宇佐八幡宮や筥崎八幡宮が祀られている（平成三十年度隼人文化研究会・鹿兒島地域史研究会合同シンポジウム「掘り起こされる大隅の歴史」、日隈正守報告「平安後期大隅国内における島津荘と八幡宮との関係」レジュメ）。

本年度大隅国の中で、大隅国正八幡宮が鎮座している桑西郷、大隅国府があったと考えられる桑東郷、大隅国正八幡宮領や大隅国衙領とともに島津荘域も若干存在する曾野郡や小河院、島津荘一円領化している財部院・深河院の「地誌備考」関係分が刊行される。今年度刊行される「贈嶽郡地誌備考」の各部分を比較検討し、大隅国の歴史解明に、「贈嶽郡地誌備考」を一人でも多くの人々が活用してくれれば望外の幸せである。

(日隈正守)

## 例言

一 本書は、「曾於郡地誌備考上」「曾於郡地誌備考中」「曾於郡地誌備考下」を収め、『旧記雑録拾遺 地誌備考六』として刊行するものである。

本書の底本とした史料名と所蔵を掲載順に示すと次の通りである。

史料名	所蔵者
曾於郡地誌備考上	東京大学史料編纂所
曾於郡地誌備考中	東京大学史料編纂所
曾於郡地誌備考下	東京大学史料編纂所

一 文書・記録・記事は、原則として底本に従って掲載し、文書のみ通し番号を文首に付した。重出文書にも番号を付し、重出の旨を注記して本文は省略した。

一 収載した文書をほかの文書や写本等によって補充または校訂する場合は、次のようにした。

ア 補充・挿入箇所は▽ △及びくで示した。

イ 底本が原文書または校訂史料と相違する部分は、原則としてその右側に典拠史料を記し示した。相違する部分が二字以上の場合等は、その範囲を明確にするため該当部分を「」で囲んだ。また、漢字・かなの相違については、原則として読みが同じであれば、底本のままとした。

ウ 稿本と考えられる鹿児島県立図書館所蔵「地誌備考上 大隅国曾於郡」「地誌備考 曾於郡国分郷」「曾於郡地誌備考下」によって補充・校訂した。

エ 他に補充や校訂に使用した史料は、次の略記号で示した。

- 旧記雜録(東京大学史料編纂所所蔵) ⑭
- 島津家文書(東京大学史料編纂所所蔵) ①
- 新編島津氏世録正統系図(東京大学史料編纂所所蔵) ⑮
- 新編島津氏世録支流系図(東京大学史料編纂所所蔵) ⑯
- 雲遊雜記伝(鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺 伊地知季安著作史料集六) ⑰
- 樺山家文書全(鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺 家わけ五) ⑱
- 肝属氏系図文書写(鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺 家わけ二) ⑲
- 甕藩名勝考(東京大学史料編纂所所蔵) ⑳
- 薩隅日地理纂考(鹿兒島県教育会発行) ㉑
- 薩藩勝景百図考(東京大学史料編纂所所蔵) ㉒
- 薩藩名勝志(鹿兒島県史料集44『鹿兒島県立図書館発行』) ㉓
- 諸家大概(鹿兒島大学附属図書館所蔵玉里文庫) ㉔
- 新刊島津国史(鹿兒島県地方史学会発行) ㉕
- 神社調(東京大学史料編纂所所蔵) ㉖
- 調所氏家譜(鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺 家わけ六) ㉗
- 襲山紀行(鹿兒島県歴史資料センター黎明館所蔵) ㉘
- 襲山考(鹿兒島県歴史資料センター黎明館所蔵) ㉙
- 伝家亀鏡(鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺 家わけ五) ㉚
- 野辺文書(鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺 家わけ七) ㉛

- 本田家記文書及系譜(鹿児島歴史資料センター黎明館所蔵) ①  
 本藩地理拾遺集(『鹿児島県史料集32』鹿児島県立図書館発行) ②  
 箕輪伊賀自記(東京大学史料編纂所所蔵) ③  
 山田聖栄自記(『鹿児島県史料集Ⅶ』鹿児島県立図書館発行) ④  
 山田氏文書写(『鹿児島県史料旧記雑録拾遺 家わけ五』) ⑤  
 一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。  
 ア 原注や文書中の異筆・補筆、また出典を示す箇所は、原則として「」(墨書)、『』(朱書)で囲んだ。  
 イ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従ったが、ある程度の統一をした。  
 ウ 文書・記録・記事中には、適宜読点「、」および並列点「・」を付した。  
 エ 原注に移動指示がある場合は、原則として該当箇所に移動した。  
 オ 頭注や行間の書き込みは底本の体裁に合わせたが、長い場合は※印を該当箇所に記し、関連箇所の本文後に適宜まとめた。  
 一 合点は「へ」で示した。  
 一 原本の摩滅虫損は、字数を推して□または▭を以て示した。  
 一 見消は、その文字の左側に「々」を付した。  
 一 編者の付した注は、原注と区別するために( )で囲んだ。  
 一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。  
 一 原文中の送り仮名及び返り点は、原則として省略した。  
 一 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

一 漢字は一部の異・略・俗字を除き、原則として底本の用字に従った。

一 本文中に、後に記入する目的や虫損等の理由で空けられたと考えられる箇所について、□□、□□、…、―、  
などがあるものは、原則として底本の体裁に従った。

一 『鹿児島県史料 旧記雑録』との重複文書については文末に注を付した。なお、記事の場合には、原則として  
重複注は逐一付さなかった。

一 当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

吳(異) 早(畢) 季(年) 帀(虎) 𠂔(婦) 哥(歌) 𠂔(事) 迂(遷) 欵(歟) 杫(杉)  
𠂔(州) 𠂔(靈) 𠂔(廟) 𠂔(税) 𠂔(算) 𠂔(逃) 二(四) 壬(閏) 玠(珍) 𠂔(摩・磨)

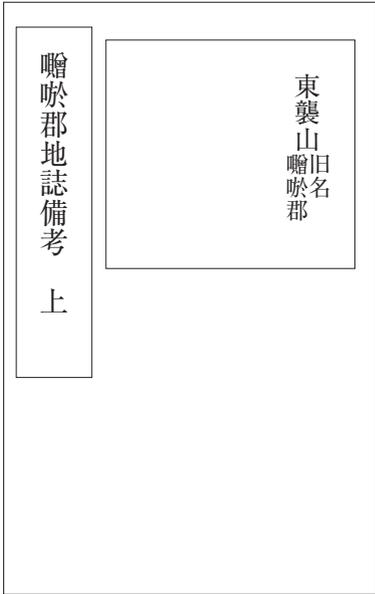
# 旧記雜録拾遺地誌備考六 目次

解題	1
例言	21
目次	25
曾於郡地誌備考上	
曾於郡	一
夔山郷	三二
曾於郡地誌備考中	
国分郷	九二
曾於郡地誌備考下	
清水郷	一六〇
敷根郷	一九六
福山郷	二〇六
財部郷	二二一
恒吉郷	二三一
市成郷	二四〇

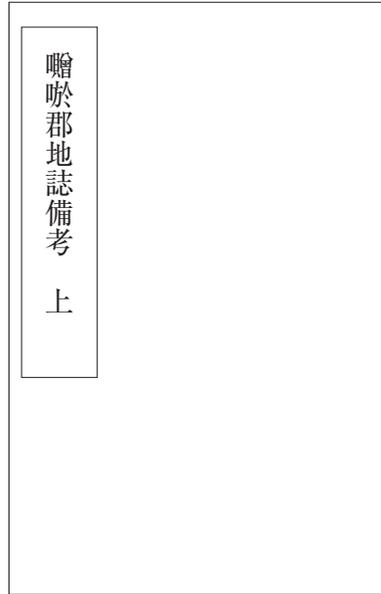
岩川郷	二四八
末吉郷	二五二
末吉古雑記	二五八
末吉郷	三二一
文書目録	三五五

贈啞郡地誌備考  
上





(中表紙)



(表紙)

- 一全 東襲山 贈嶽郡
- 一全 重久村 旧曾於郡
- 一全 田口村 同上
- 一全 國分
- 一全 野口村
- 一全 新町村
- 一全 上井村
- 一全 小村
- 一全 福島村
- 一全 内山田村
- 一全 濱ノ市村
- 一全 小濱村
- 一全 松永村 同上
- 一全 川北村 同上
- 一全 向花村
- 一全 下井村
- 一全 唐仁町
- 一全 小村町
- 一全 内村
- 一全 住吉村
- 一全 小田村
- 一全 大窪村 同上
- 一全 國分
- 一全 上小川村
- 一全 府中村
- 一全 川内村
- 一全 本町
- 一全 松木村
- 一全 見次村
- 一全 真孝村
- 一全 野久見田村

贈嶽郡地誌備考 上

東襲山 旧名 贈嶽郡

(中表紙)

外ニ西襲山郷西光寺村・東郷村・嘉例川村・朝日村ノ四村ハ桑原郡ニ属ス、

### 贈啞郡

古時、本郡ヲ分テ小河院・曾野郡或曾於ニ作ル、後、曾於郡郷ヲ置ク・桑西郷桑郷ヲ東西ニ分ツ、桑東郷ハ桑原郡ニ屬ス・深川院・財部院財部ハ本郡、下財部ハ日向ニ屬スト為ス、治安元年三月、周防守篤如宇多帝第三ノ皇子敦房親王五世ノ孫ナリ大隅國曾野郡ニ配流セラレ、霧島・鹿兒島両社ノ神領稅所職ヲ司リ、曾於郡ヲ領ス、鎌倉執政ノ時、篤如ノ裔孫祐滿稅所職ヲ嗣キ稅所兵衛尉ト稱シ、曾於郡及桑東郷桑原郡・栗野院桑原郡等ノ内諸所ノ地ヲ領シ、稅所介ト總稱シ稅所ヲ氏トシ、子孫世々相承ク、其庶族邑ヲ分チ、姫木氏ハ姫木、重久氏ハ重久ヲ領シ、子孫相承ク、治承四年、肥前守宗綱源三位頼政ノ孫、初兵衛太郎ト稱ス大隅ニ來リ、小河院廻村後福山郷ト改稱スヲ領シ仁田尾城ニ居ル、子孫相承、廻ヲ氏トス、元暦元年、土岐四郎左衛門尉國房清和帝ノ後裔土岐隱岐守光貞ノ六世孫彌太郎安基ノ男ナリ小河院敷根村後敷根郷ト稱スヲ領シ、子孫相承、敷根ヲ氏トス、建武五年正月廿七日、幕府島津三郎左衛門尉頼久ヲシテ桑郷東西ノ地ヲ領セシ

ム、初恒吉大膳亮種子島氏支庶、早川大膳三男小河院恒吉ヲ領シ恒吉城ニ居ル、年間詳カナラス、建武中、恒吉新三郎久行島津氏支庶、伊作大隅守親忠五ノ男ナリ恒吉ヲ領ス、觀應中、島津貞久ノ時、姫木十郎・姫木五郎四郎稅所氏支庶姫木ヲ領シ姫木城清水ニ居リ、世々姫木郡司タリ、曆應二年四月、禰寢清種猪俣新左衛門尉ヲ財部院上財部城ニ攻ム、文和元年十二月、幕府桑郷東西ニ分ツ領主島津頼久ヲシテ薩摩加世田別府ヲ領シ、以テ桑郷ニ易ヘシム、初市成氏大隅帖佐郷平山氏ノ一族小河院市成ヲ領ス、年間詳カナラス、島津貞久山田加賀守忠經忠經ノ先島津忠時ヨリ繼薩摩谷山郡山田村ヲ領シ山田ヲニ市成ヲ與フ、子孫相承ク、財部六郎正信氏支庶財部院ヲ領ス、年間詳カナラス、延文四年十月五日、貞久北郷資忠貞久弟ナリ、尾張守ト稱ス、初日向ヲ襲フ、後其地ニ財部院ヲ與フ、初球麻領主相良兵庫允貞頼境ヲ拓キ日州莊内ノ地ヲ取ル、十月五日、島津氏久自カラ將トシテ莊内ヲ撃ツ、相良氏ノ軍ト國合末吉ニ戰フ、氏久ノ軍敗績ス、氏久救ヲ手取城岩川郷主岩川某ニ請フ、某モ亦肯セス、又蓬原城志郷ニアリ主救仁郷某ニ請フ、某モ亦肯セス、氏久復兵ヲ舉テ蓬原・手取兩城ヲ攻メ之ヲ下ス、貞治元年七月廿一日、氏久禰寢孫次郎ヲシテ深川院北方半分ヲ領

セシム、應安六年二月、曾於郡城主稅所氏求摩領主相良氏ト心ヲ合セ氏久ニ叛ス、氏久自カラ將トシテ咲隈ニ屯シ、對壘スル三年ニシテ、永和三年九月、姫木城及清水城二城トモニ清ヲ攻メ之ヲ下シ、氏久本田氏親・其子親治ニ二城ヲ與フ、子孫相承城主タリ、永徳元年七月四日、今川滿範深川院末吉城ヲ取り、兵ヲ置キ之ヲ戍ラシム、岩川城手取城ト相應シ、以テ志布志・宮古城共ニ諸縣ノ地ノ道ヲ絶ツ、應永十八年十一月十八日、島津久豊山田久興忠經ノ子ニ小河院市成ノ内南持留ノ地ヲ與フ、十九年三月廿日、久豊樺山教宗貞久ノ弟資久三世孫ヲシテ大隅上小川國分郷ニアリ五町及日向隈野郷等ヲ領セシム、應永中、久豊日向穆佐城ヲ去テ居ラ深川院末吉ニ移ス、永享四年、薩隅日三州ノ反者蜂起國一ト云シ、島津忠國ノ子討ツト能ハス、弟薩摩守好久ヲシテ後用久ト改ム守護職ヲ攝シ國中ノ反者ヲ撃シム、因テ忠國鹿兒島ヲ好久ニ譲リ末吉ニ徙ル、是歲十一月廿四日、好久山田忠尚ニ久興ノ子小河院恒吉ノ地三町ヲ與フ、七年六月廿三日、好久忠尚ニ恒吉村六町及花田平房肝屬郡五町ノ地ヲ與フ、嘉吉元年、忠國末吉ヲ去テ永享四年ヨリ是ニ至リ十年鹿兒島ニ歸リ、再守護職ト為ル、文安元年、清水城主本田重恒親治ノ子叛ス、忠國自

カラ將トシテ清水城ヲ攻メ之ヲ陷ル、新納四郎忠匡ニ清水ヲ與フ、未夕幾クナラス、忠國本田國親重恒ノ父元親ノ弟親光ノ子ナリ清水ヲ與ヘ本田家嫡宗ヲ繼カシム、重恒憤ヲ發シ、稅所氏ト謀リ兵ヲ將テ清水ヲ襲フ、國親重恒ヲ石原口ニ討ツ、其後忠國其弟出羽守有久ニ姫木ノ地三十町ヲ加封ス、文明六年、伊地知民部重照姫木ニ居リ、松元姫木城下ニアリヲ領シ松元ヲ氏トス、同時、西郷出雲守則道モ亦姫木ニ居ル、恒吉門太郎ハ恒吉ヲ領ス、十五年、曾於郡城主稅所新介帖佐始良ノ城ヲ襲フ、城主島津忠廉忠國ノ弟季久ノ子兵ヲ出シ之ヲ伐ツ、新介敗走ス、忠廉乃チ之カ歸路ヲ要シ追撃ス、新介遂ニ降ル、是ニ於テ忠廉曾於郡ヲ取ル、十七年三月五日、忠廉上井城國分郷ニ在リ、當時加治木ノ吉田・正八幡宮社家之ヲ守ルヲ攻メ、其汲道ヲ絶ツ、十六日、守將城ヲ棄テ、去ル、十九日、忠廉本田兼親ニ敷根六町ヲ附與シ、以テ上井城ヲ攻ルノ功ヲ賞ス、十八年、忠廉日向飢肥ニ徙ル、島津氏曾於郡ヲ収ム、是時、島津忠昌新納忠續ヲシテ飢肥ヲ去リ志布志諸縣郡ノ地ヲ復シ、別ニ財部及救仁郷諸縣郡ヲ以テ之ヲ與ヘシム、永正十六年十一月廿七日、伊集院尾張守曾於郡城即橘木城ニ據リ島津氏ニ反ス、十二月八日、新納近江守忠武志布志領主兵ヲ遣シ之ヲ援ク、

島津忠隆<sup>忠隆</sup>ノ子肝屬三郎五郎兼演等ヲ遣シ尾張守ヲ撃ツ、十七年八月廿一日、島津勝久<sup>忠隆</sup>ノ弟曾於郡城ヲ攻ム、十一月廿七日、尾張守城ヲ以テ降ル、其後勝久本田兼親ニ曾於郡ヲ與フ、大永元年五月十日、勝久樺山長久<sup>日向野々美谷城主</sup>ヲシテ堅利<sup>國分小田名ニ堅志</sup>利アリ、是ト云、五十五町・小濱<sup>國分</sup>・川北<sup>清水郷ニアリ</sup>・白崎<sup>曾於郡</sup>・持松<sup>曾於郡</sup>等ノ地ヲ領セシム、長久日向ヲ去テ堅利ニ移ル、五年、本田親尚<sup>勝久ノ執政</sup>・本田兼親ヲ勝久ニ譖シ、曾於郡ヲ収メ自カラ之ヲ取ル、兼親・其子親安怒リ、清水隼人城<sup>後國分郷ニ屬シ、上小川ニ遺墟アリ</sup>ヲ築キ之ニ據ル、親尚又横瀬・波留毛・餅田ヲ以テ樺山信久カ小窪・河北・白崎・持松等ノ地ニ易ヘ、亦自カラ之ヲ取ル、信久生別府城ニ據リ、兼親ト首尾相救フノ備ヲ為ス、六年四月、曾於郡ノ人親尚ニ背ク、北郷忠相之ニ因ル、五月二十日、族人北郷左京進ヲ遣シ曾於郡ヲ撃ツ、城中内應スル者アリ、門ヲ開キ之ヲ納ル、忠相遂ニ曾於郡ヲ収メ、族人次郎右衛門久利ヲシテ地頭ト為シ之ヲ領セシム、<sup>久利ハ北郷時庶孫ナリ</sup>七年七月七日、勝久兵ヲ遣シ樺山信久ヲ生別府ニ攻ム、十六日、復攻ム、克タス、八月三日、復攻ム、抜クコト能ハス、勝久島津備中守忠秋等ヲ遣シ信久ヲ説カシム、信

久肯セス、復福昌寺等ヲ遣シ諭サシム、信久其子太郎幸久ヲ遣シ入テ見ヘシム、九月、幸久逃レ歸ル、卒ニ復入テ見ヘス、八年六月廿日、勝久北郷忠相ヲシテ軍功ヲ賞シ、財部院ヲ領セシム故ノ如シ、享祿三年、本田氏曾於郡ヲ攻ム、祁答院氏之ヲ助ク、城主久利禦クコト能ハス、城ヲ以テ本田氏ニ授ケ去ル、<sup>相力</sup>忠助之ヲ救フ、及ハス、乃西城<sup>曾於郡城ノ西ニ在リ</sup>ヲ圍ム、清水ノ人來リ救フ、忠相引去ル、天文四年八月十四日、忠相島津忠朝ト末吉・松山・梅北三邑<sup>皆新納氏領邑ニ係ル</sup>ヲ攻ム、伊東氏・北原氏<sup>日向眞幸院主</sup>之ヲ救フ、六年三月三日、北郷忠相岩川新城ヲ陥ル、<sup>新納忠勝領ニ係ル</sup>二千餘人ヲ生獲ス、初北郷氏財部院ヲ領ス、新納氏之ヲ取ル、七年正月三日、北郷忠相復財部院ヲ取ル、<sup>此月廿二日、忠朝大崎城ヲ攻メ之ヲ取ル</sup>七月十六日、肝屬兼續恒吉ヲ取ル、廿三日、忠相末吉・松山<sup>諸縣ノ地</sup>ノ二城ヲ下ス、又忠相忠朝等ト志布志城ヲ下ス、城主新納忠茂和ヲ講シ、城ヲ以テ忠相・忠朝等ニ授ケ佐土原ニ奔ル、是ニ於テ忠朝救仁院・末吉・松山ノ三邑ヲ取ル、忠相財部ヲ取ル、十年十二月十日、島津忠廣<sup>忠朝ノ子</sup>・北郷忠相・本田董親・肝屬兼演・禰寢氏・蒲生氏・伊地知氏・廻氏・敷根氏・上井氏・入來院氏・東郷氏・祁答

院氏凡十三人黨ヲ為シ、各其兵ヲ將テ樺山幸久ヲ生別府ニ攻ム、島津貴久伊集院忠朗ヲ遣シ鹿兒島・谷山ノ兵ヲ將テ生別府ヲ救フ、是時董親ハ清水、兼濱ハ、加治木、其他各領邑アリ、十一年三月、隅州ノ賊黨益張り、生別府ヲ攻ル甚急ナリ、貴久幸久ヲ呼ンテ諭シテ曰、他邑ヲ以テ汝ニ封スヘク、汝且生別府ヲ致シテ去レ、汝去ラハ誰ニ與ヘント、幸久對テ曰、願クハ君生別府ヲ以テ本田董親ニ賜リ、若シ董親ヲシテ君命ヲ喜ヒ以テ公室ニ事ヘシメハ、肝屬氏・祁答院氏等之レト離レン、然ル後徐カニ圖ルヘシト、貴久之ニ從フ、是ニ於テ幸久生別府ヲ去テ谷山薩摩ノ地福本ニ遷ル、十二月六日、貴久董親ニ小濱・努久見田・西郷・小田以上國治・日本山加ノ地等四十四町ノ地ヲ與ヘ、益忠ヲ勵マシム、幸久カ謀ニ從フ也、十三年七月、初山田氏世々市成城ヲ據有ス、安藝守忠豊ニ至リ、城邑ヲ以テ命ヲ新納忠勝教仁院志布志城ニ居リ數邑ヲ領スニ聽ク、是ニ至リ肝屬兼續大隅肝屬主市成城ヲ攻ム、城主出羽守忠時忠豊ノ孫等ヲ斬リ城ヲ陥ル、島津貴久乃兼續ニ市成ヲ與ヘ、其軍忠ヲ賞ス、十七年正月、北郷忠相肝屬氏ヲ伐テ恒吉城ヲ取ル、三月、伊集院忠朗樺山幸久ト謀テ咲隈城國分郷ニアリ、是時本田董親尉部淡路守ヲシテ城主ヲラシムヲ取ル、是時ニ當リ、北原氏・肝

屬氏加治木領主・祁答院氏等皆董親ニ叛ス、北原氏本田親知ト連和シ、北原狩野介等ヲ遣ハシ兵ヲ將テ姫木城ヲ成ラシム、忠朗ハ咲隈城國分郷内ニ居リ、村ニアリニ居リ、董親ヲ救フヲ以テ名トシ、北原氏・肝屬氏等攻メンコトヲ懼ル、十三日、董親姫木城ヲ攻ム、城中兵ヲ出シ撃テ之ヲ破ル、四月四日、姫木・日當山・加治木・蒲生等兵ヲ合セテ咲隈城ヲ攻ム、忠朗撃テ之ヲ敗ル、五月廿二日、忠朗本田董親ヲ清水城ニ攻ム、克タス、廿四日、復清水新城ヲ襲フテ之ヲ取ル、幸久之ニ居ル、後生別府ニ徙リ舊邑ニ復ス、八月晦日、忠朗日當山城是ヨリ前北原氏陥リ兵ヲ置キ成ラシムヲ攻メ之ヲ下シ、遂ニ姫木城ヲ攻ム、是ヨリ先キ、本田親知・本田實親親知ノ叔父・島田民部董親ニ叛シ、姫木城ニ據リ上井上井城主ト連和ス、為秋上井、是ニ至リ、本田實親・島田民部陰ニ内應ヲ為シ、北原狩野介等ヲ殺ント欲ス、九月五日夜、門ヲ開キ忠朗力軍ヲ納ル、田尻荒兵衛火ヲ放ツ、北原ノ兵殊ニ死戦ス、幸久狩野介等ヲ勸解シテ眞幸ニ還サシム、本田・島田遂ニ親知ヲ以テ降ル、六日、復董親ヲ清水城ニ攻ム、城中益窘ム、島津忠良董親カ罪ヲ赦シ、其子親兼ヲシテ清水七十五町ヲ領セシム故ノ如シ、居ルコト幾モナク、董親復叛ス、北原・祁答院・肝

屬ノ三氏ト交通ス、忠良之ヲ聞テ怒ル、十月四日、二子  
右馬頭忠將・樺山幸久等ヲ率テ清水城ヲ攻ム、董親禦ク  
コト能ハス、親兼ト共ニ莊内ニ奔ル、後右馬頭忠將ヲシ  
テ清水ヲ領セシム、又忠朗ヲ姫木地頭ト為シ、上井爲秋  
ニ下井村二十五町ヲ與フ、二十二年、上井董兼爲秋ノ子ヲ薩摩  
永吉ニ移シ舊領ヲ収ム、弘治二年三月十九日、肝屬兼續  
恒吉ヲ攻メ北郷時久ト戦フ、弘治中、右馬頭忠將清水領主上井  
村・下井村ヲ併領ス、忠將ノ子以久ニ至リ、清水・新  
城・上井・福山・姫木ヲ併領ス、永祿元年  
三月十九日、時久兼續ト恒吉宮ヶ原ニ戦フ、勝タス、是  
歳、北郷忠相曾於郡ヲ島津氏ニ獻シ、以テ飫肥ノ後援ヲ  
請フ、四年五月十四日、兼續廻城廻氏世々領邑ヲ襲テ之ヲ取ル、  
宗人肝屬治部左衛門ヲシテ守ラシム、六月廿三日、島津  
貴久義久ト兵ヲ將テ廻城ヲ圍ム、諸將ヲシテ竹原山福山ノ地ヲ  
成ラシム、是ニ於テ、兼續悔テ廻・恒吉ノ侵地ヲ還ヘシ  
和平ヲ乞、和成ラス、七月十二日、禰寢重長・伊地知重  
興兼續ノ兵ヲ助テ竹原山ノ壘ヲ攻ム、右馬頭忠將馬立ニ  
陣シ、之ヲ救フテ遂ニ戦歿ス、從兵五十餘人之ニ死ス、  
貴久麾下ノ兵ヲ遣シ、肝屬ノ軍ヲ撃テ之ヲ敗ル、兼續等  
恒吉ニ奔ル、五年或六年  
ニ作ル五月、島津忠親守護貴久ニ末吉

ヲ致シ、時久ニ梅北ヲ界フ、貴久又北郷時久ニ末吉三百  
五十町ヲ加封シ、伊東氏ヲ禦クノ功ヲ賞ス、初平田出羽  
守宗仍末吉深川村ヲ領ス、是ニ至リ、貴久平田宗應宗仍ニ  
子  
曾於郡松永村及川北・持松等ノ地ヲ與フ、十一年、島津  
朝久日向福島城ヲ委テ都城ニ奔ル、因テ島津義久朝久ニ  
市成及平房ヲ與フ、十二年、島津義久樺山幸久ニ桑原郡  
横川ヲ與ヘ、小濱・堅利ノ地ニ易フ、元龜三年六月、義  
久北郷時久ヲシテ廻城ヲ守ラシム、肝屬氏ノ兵廻ヲ引去  
ル、天正元年正月六日、肝屬氏兵ヲ帥テ末吉北郷ヲ侵ス、  
北郷時久次子相久等ト住吉原末吉ニ地ニ邀ヘ戦フテ之ヲ敗ル、  
二年三月、肝屬兼亮兼續ノ次子廻・市成・恒吉等ノ侵地ヲ島津  
氏ニ獻シ降ル、義久右馬頭以久忠將ノ子ニ廻・市成ノ両邑ヲ與  
フ、三年三月廿二日、義久樺山忠助幸久ニ子小田名國分ノ地ヲ與  
フ、四年、義久北郷時久ニ恒吉・永吉諸縣大・崎郷・内之浦肝屬郷  
百八十町ノ地ヲ加封ス、六年二月、義久川上忠智ヲ財部  
地頭ト為ス、其後北郷氏財部ヲ領シ、族人掃部介ヲ地頭  
ト為ス、十六年、島津以久清水ヲ其子彰久ニ譲リ、移テ  
上井城ニ居ル、是歳九月十日、豊太閤以久ニ判物ヲ賜フ、  
領地故ノ如シ、文祿四年六月、初北郷氏世々都城諸縣ニ地ニ居

リ、末吉・財部・恒吉及永吉・内之浦其他六萬八千石餘ノ領主タリ、伊集院忠棟北郷氏ノ邑ヲ得ント欲シ竊カニ石田三成ト謀ル、三成豊太閤ニ言ス、是ニ於テ、忠棟ヲ以テ末吉・財部・恒吉・廻・市成及大崎諸縣・百引・平房・内之浦以上肝・其他日向諸縣ノ地各邑合テ八萬石餘ノ領主ト為ス、是時北郷氏薩摩祁答院ニ徙ル、八月、義久數根領主敷根頼賀ヲ下大隅大隅郡田上領主ト為ス、十月、義久居ヲ富隈國分ニ移シ、鹿兒島ヲ忠恒ニ讓ル、是歲、豊太閤三州丈完ニ至リ、清水郷・敷根郷五村六千三百二十八石餘ヲ収メ石田三成ノ邑ト為ス、慶長二年、島津義弘清水城主高津以久忠將ノ子ヲ種子島領主ト為シ、其舊領ヲ収ム、四年、伊集院忠眞父忠棟害ニ遭フヲ聞、遂ニ邑ヲ以テ叛ス、閏三月、忠眞十二ノ寨ヲ築ク、曰財部・末吉・恒吉・安永諸縣郡以下全シ・野々美谷・山田・志和地・高城・山之口・勝岡・梶山・梅北ナリ、義久山田利安ニ廻城、寺山氏ニ市成、桂氏ニ大崎、樺山久高ニ志布志、其他ノ諸將ヲシテ要路ヲ守ラシム、六月廿二日、島津家久軍ヲ遣シ恒吉城ヲ攻メ之ヲ拔キ、寺山久兼ヲシテ之ヲ守ラシム、五年三月、忠眞都城及末吉・梅北・財部ノ四城ヲ獻ス、義久・家久

都城ニ入ル、莊内ノ軍還ル、家久忠眞ニ薩摩穎娃一萬石ヲ封ス、九年十二月、義久富隈ヲ去テ新城古時隼人城ト云フ國分上小川ニアリニ徙ル、十六年、義久新城ニ卒ス、十八年、家久高隈領主敷根立頼ヲ徙シ市成領主ト為シ、市成領主樺山久高ヲ徙シ初樺山忠助横川ヲ去市成ニ徙ル、年間詳カナラス薩摩蘭牟田領主ト為ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、立頼ノ裔孫領スル所ノ市成郷ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、十一月、都之城縣ニ屬ス、六年一月、復鹿兒島縣ニ屬ス、

嶺 嶺郡郷莊

本郡ヲ分テ國分・襲山東西ニ分テ東本郡トス・清水・敷根・福山・財部・恒吉・市成・岩川・末吉ノ十郷トス、上小川・野口・向花・府中・新町・下井・川内・上井・唐仁町・本町・小村・小村町・松木・福島・内村・見次・内山田・住吉・眞孝・濱ノ市・小田・野久見田・小濱ノ廿三村ヲ國分郷トス、國分郷ハ古時曾於郡・小河院・桑西郷ノ地ニ係ル、後國分郷ヲ東西ニ分ツ、今其方域詳カナラス、重久村・松永村・大窪村・田口村・川北村ノ五村ヲ曾於郡郷ト為

ス、後日當山郷ノ四村ヲ合シテ襲山郷ヲ置ク、五村ヲ東襲山ト稱シ、四村ヲ西襲山ト稱シ桑原郡ニ屬ス、

古時曾於郡及桑郷東西ノ地ニ係ル、弟子丸・川原・姫木・山之路・郡田ノ五村ヲ清水郷ト為ス、

古時曾於郡・小河院・桑西郷ノ地ニ係ル、麓村・濱町・

上之段・湊村ノ四村ヲ敷根郷ト為ス、古時小河院ニ屬シ、

敷根村ト總稱ス、福山村・福山浦町・福澤・佳例川ノ四

村ヲ福山郷ト為ス、古時小河院ニ屬シ、廻ト總稱ス、南

俣・北俣・下財部ノ三村ヲ財部郷ト為ス、古時財部院ニ

屬シ、下財部ノ一村ハ日向諸縣郡ニ屬ス、長江・須田木・

坂元・大谷ノ四村ヲ恒吉郷ト為ス、古時小河院ニ屬ス、

市成・諏訪原ノ二村ヲ市成郷ト為ス、古時小河院ニ屬シ、

一成村ト總稱ス、中之内・五十町ノ二村ヲ岩川郷ト為ス、

古時深川院ニ屬シ、末吉郷ヨリ分割ス、二之方・岩崎・

南之郷・諏訪方・深川ノ五村ヲ末吉郷ト為ス、古時深川

院ト稱ス、南之郷ノ一村ハ日向諸縣郡ニ屬ス、後本郡ニ

屬ス、

### 府中村

和銅六年四月、日向國肝圀・曾於・大隅・哈羅ノ四郡ヲ

割テ大隅國ヲ置キ、國府ヲ曾於郡ニ建ツ、今本村ノ地ナ

リ、中古ニ至リ、小川院・桑西郷等ノ地ヲ合シテ國分郷  
ヲ置ク、本村モ國分郷ニ屬ス、他ハ外村ニ同シ、

### 上小川村

古時、本村三十五町及下小川二十五町ハ小河院ニ屬ス、

後清水郷ニ屬ス、復國分郷ニ屬ス、文和五年、上小川五

郎ナル者本村辨濟使職タリ、子孫詳カナラス、其後應永

十九年三月廿日、島津久豊樺山教宗ニ本村五町ノ地ヲ與

フ、大永五年、初島津勝久曾於郡ヲ下シ、以テ本田兼親

ニ與フ、本田親尚勝久ノ執政兼親ヲ勝久ニ譜シ、曾於郡ヲ取メ

自カラ之ヲ取ル、兼親父子怒リ、隼人城當時清水ニ屬ス今本村ニ屬スヲ築

キ之ニ據ル、親尚横瀬・波留毛・餅田ヲ以テ樺山氏カ小

窪・河北・白崎・持松等ノ地ニ易ヘ、亦自カラ之ヲ取ル、

樺山信久城ヲ生別府或ハ小濱城ニ築キ之ニ據リ、兼親ト首尾相

救フノ備ヲ為ス、六年四月、曾於郡ノ人親尚ニ背ク、北

郷忠相之ニ因ル、後忠相曾於郡ヲ取ル、慶長九年九月、

是ヨリ先キ、島津義久地ヲ本村隼人城ニトシ之ヲ經始ス、

十二月、義久富隈住吉村ニアリヨリ新第二遷ル、新第一遺址東新城中ニアリ、新城ハ古時

ノ隼人城ニシテ本村ニ係ル、十六年十二月廿一日、義久老號 龍伯卒ス、其後島津

氏國分地頭ヲ置キ之ヲ管ス、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬

ス、十一月、都之城縣ニ屬ス、六年一月、鹿兒島縣ニ屬

上井村

古時、本村二十五町及上小川・下小川ノ三村ハ小河院ニ屬ス、後國分郷ニ屬ス、初踏入五郎弘氏本村ヲ領シ、子孫上井ヲ氏トス、年間詳カナラス、文明十七年三月五日、

大隅帖佐城主島津忠廉上井城加治木・吉田・正八 轡宮社家之ニ居ルヲ攻メ、其汲道ヲ絶ツ、十六日、守將城ヲ棄テ去ル、遂ニ城ヲ取ル、

其後忠廉日州飭肥ニ徙ルニ及ンテ島津氏本村ヲ収ム、弘治中、島津貴久其弟右馬頭忠將ニ本村及下井村ヲ加封ス、

忠將ノ子以久相承ク、天正十六年、以久其子彰久ニ清水ヲ譲リ、自カラ移テ上井城ニ居ル、是歳九月、豊太閣以

久ニ判物ヲ賜フ、領地故ノ如シ、慶長二年、以久清水ヲ轉シテ種子島ニ徙ル、是時島津義弘本村ヲ収メシヨリ歴

世所管ト為ス、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、尋テ都之城縣ニ屬ス、後復鹿兒島縣ニ屬ス、

下井村

古時、本村ハ小河院ニ屬ス、後國分郷ニ屬ス、天文十七年、島津貴久上井筑前守爲秋ニ本村二十五町ヲ與ヘ軍功ヲ賞ス、廿二年、爲秋ノ子董兼薩州永吉ニ移ル、弘治中、

貴久其弟島津右馬頭忠將ヲシテ本村及上井村ヲ領セシム、慶長二年、忠將ノ子以久種子島ニ移封ノ時、島津氏ノ直轄ト為ス、外上小川村ニ同シ、

内村

古時、本村三十町ハ桑西郷ニ屬ス、後國分郷ニ屬ス、外上小川村ニ同シ、

内山田村

古時、本村五十町ハ桑西郷ニ屬ス、後國分郷ニ屬ス、外上小川村ニ同シ、

小濱村

古時、本村六町ハ桑西郷ニ屬ス、後國分郷ニ屬ス、外上小川村ニ同シ、

眞孝村

古時、新講免七十五町・中之新講十三町・油新講十八町  
皆桑西郷ニ屬ス、蓋本村ノ舊稱ナルヘシ、今各其方域ヲ  
詳カニスルヲ得ス、其後國分郷ニ屬シ一村ト為ル、外上  
小川村ニ同シ、

小田村

古時詳カナラス、國分郷ノ一村タリ、天正三年三月廿二  
日、島津義久樺山兵部太輔忠助幸久子ニ本村ヲ與フ、外上小  
川村ニ同シ、

重久村

古時、本村十三町ハ曾野郡ニ屬ス、後本村及松永・大窪・  
田口・川北ノ五村ヲ合テ曾於郡郷ヲ置ク、税所氏世々曾  
於郡ヲ領シ、其一族重久氏世々本村ヲ領シ重久ヲ氏トシ、  
橋木城ニ居ル、建武四年十一月廿九日、肝屬兼重・野邊  
盛忠・大隅助三郎忠國等曾於郡ニ入り橋木城ヲ攻ム、重  
久篤兼迎ヘ戰テ之ヲ吉水曾於郡郡ニ禦ク、曆應元年三月廿日、  
兼重・盛忠兵ヲ引テ復橋木城ヲ攻ム、篤兼森行重等ト之

ヲ姫木崎ニ禦キ、撃テ之ヲ破ル、其後重久氏本村ヲ去ル、  
年間詳カナラス、文明十五年、曾於郡城主税所新介帖佐  
城ヲ襲フ、城主島津忠廉之ヲ伐ツ、新介降ル、是ニ於テ  
忠廉曾於郡ヲ取ル、十八年、忠廉日向ニ移ルニ及ンテ島  
津氏ノ有ト為ル、永正十六年十一月廿七日、伊集院尾張  
守兵ヲ擧ケ島津氏ニ反シ、曾於郡城即古時橋木城ニ據ル、十二月  
八日、新納忠武兵ヲ遣シ之ヲ助ク、島津忠隆肝屬兼演等  
ヲ遣シ尾張守ヲ撃ツ、十七年八月廿一日、島津勝久曾於  
郡ヲ攻ム、十一月廿七日、尾張守城ヲ以テ降ル、十八年  
三月、島津勝久河上平次郎家林ニ本村十七町四反餘ノ地  
ヲ與フ、大永六年、或四年ニ作ル勝久本田因幡守兼親ニ曾於郡  
ヲ與フ、本田親尚兼親ヲ勝久ニ譜シ曾於郡ヲ取ル、曾於  
郡ノ人親尚ニ背ク、北郷忠相之ニ因ル、五月、忠相曾於  
郡ヲ撃ツ、城中内應スル者アリ、忠相遂ニ曾於郡ヲ取り、  
族人久利ヲシテ領セシム、享祿三年、本田氏曾於郡ヲ攻  
ム、久利本田氏ニ城ヲ授ケ去ル、忠相之ヲ救フ、及ハス、  
明治維新ノ初、曾於郡・日當山ノ両郷ヲ合シテ襲山郷ヲ  
置キ、曾於郡郷ノ五村ヲ東襲山ト稱シ、日當山ノ四村朝日  
佳例  
川・東郷・西  
光寺是ナリヲ西襲山ト稱シ、東ハ囃嶽、西ハ桑原ニ屬スル

故ノ如シ、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、尋テ都之城縣ニ屬シ、後復鹿兒島縣ニ屬ス、

田口村

古時、本村八町ハ曾於郡ニ屬ス、重久村ニ同シ、

大窪村

古時、本村六町ハ曾於郡ニ屬ス、重久村ニ同シ、

松永村

永祿五年五月、島津貴久平田狩野介宗應ニ本村ヲ與フ、宗應末吉深川ヨリ移テ之ニ居ル、外重久村ニ同シ、

川北村

重久村ニ同シ、

弟子丸村

古時、弟子丸六町下アリ名ハ小河院ニ屬ス、後本村及川原・姫木・山之路桑西郷ニ屬ス・郡田曾於郡ニ屬スノ五村ヲ合シテ清水郷ト為ス、

守護島津忠久ノ時、建部宗房ナル者本村及廻村ヲ領シ、子孫相承、弟子丸ヲ氏トス、永和三年九月、是ヨリ先キ、税所氏清水城本村ニ在リヲ守ル、求摩ノ相良氏ト心ヲ合セ島津氏ニ反ス、是ニ至リ、本田二郎氏親清水城・姫木城ヲ攻メ之ヲ取ル、島津氏久氏親及其子親治ヲシテ二城ヲ戍ラシム、永徳元年五月廿日、氏久弟子丸若徳ニ大隅嶺郡知尾名ヲ與フ、蓋宗房ノ裔孫カ、知尾名詳カナラス、今知尾神社アリ、文安元年、清水城主本田重恒叛ス、島津忠國自カラ將トシテ清水城ヲ攻メ之ヲ陥ル、新納四郎忠匡ニ清水ヲ與フ、未タ幾クナラス本田國親重恒ノ父元親ノ弟親光ノ子ナリニ清水ヲ與フ、五年、重恒清水ヲ襲フ、田董親カ不義ヲ惡ミ群下叛キ去ル、本田親知本田氏支庶・本田實親親知ノ叔父等姫木城ニ據ル、十三日、董親姫木城ヲ攻ム、城中迎ヘ撃テ之ヲ破ル、五月廿二日、伊集院忠朗島津氏臣清水城ヲ攻ム、克タス、廿四日、復攻メ之ヲ取ル、八月晦日、姫木城ヲ攻ム、親知等降ル、九月六日、忠朗復清水城ヲ攻ム、城中益窘ム、島津忠良董親カ罪ヲ赦シ、其子左京太夫親兼ヲシテ清水七十五町ヲ領セシムル故ノ如シ、未タ幾クナラス董親復反ス、十月四日、忠良右馬頭忠將・

樺山幸久等ヲ率テ清水城ヲ攻ム、董親禦クコト能ハス、親兼ト共ニ莊内ニ奔ル、後忠將ヲシテ清水及上井・下井ヲ領セシメ、忠朗ヲ姫木地頭ト為シ、幸久等カ功勞ヲ賞ス、忠將ノ子以久清水・新城・上井・福山・姫木ヲ併領ス、天正十六年、以久其子彰久ニ清水ヲ授ケ、自カラ移テ上井城ニ居ル、是歲九月、太閤判物ヲ賜フ、領地故ノ如シ、慶長二年、島津義久清水領主島津以久ヲ種子・永良部・屋久三島領主ト為シ舊領ヲ収ム、其後島津氏ノ直管タリ、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、尋テ都之城縣ニ屬シ、復鹿兒島縣ニ屬ス、

#### 山之路村

古時、本村<sup>二十五</sup>町アリハ桑西郷ニ屬ス、後清水郷ニ屬ス、外弟子丸村ニ同シ、

#### 郡田村

古時、本村<sup>十三</sup>町ハ曾於郡ニ屬ス、後清水郷ニ屬ス、觀應三年四月廿九日、幕府<sup>足利</sup>野邊野五政式ニ大隅曾於川村<sup>今村</sup>名ナシ、古時曾小川<sup>十二</sup>町小河院ニ屬ス、文祿中ノ書ニ清水ノ内トアリ、同國郡田村兩村地頭職三十

一町ノ地ヲ賜ハリ勲功ノ賞トス、外弟子丸村ニ同シ、

#### 川原村

古時孰レノ地ニ屬スルヲ詳ニセス、後清水郷ニ屬ス、弟子丸村ニ同シ、

#### 姫木村

古時、本村孰レノ地ニ屬スルヲ詳ニセス、稅所氏一族姫木城ニ居リ、世々姫木郡司タリ、因テ姫木ヲ氏トス、正嘉中姫木五郎義用、文永・建治ノ頃姫木藤七太夫篤季、觀應中姫木十郎<sup>姓天中臣</sup>・姫木五郎四郎等姫木ニ居ル、同族篤隅ナル者姫木ノ内馬場ニ居リ馬場ヲ氏トス、其他同族多シ、永和三年九月、本田氏親姫木城・清水城ヲ攻メ之ヲ取ル、島津氏久氏親父子ヲシテ二城ヲ守ラシム、島津忠國ノ時、大島出羽守有久<sup>久豊</sup>四男ノ姫木三十町ヲ領ス、年間詳カナラス、文明中、伊地知民部少輔重照姫木ヲ領シ松元ニ居リ、其子重常相承、松元ヲ氏トス、<sup>後伊地知氏ト改ム</sup>天文十七年三月、本田又五郎親知宗家董親ニ叛キ、一族ヲ引テ姫木城ニ據ル、董親姫木城ヲ攻ム、克タス、八月、伊集

院忠朗<sup>島津忠良ノ臣</sup>姫木城ヲ攻ム、親知降ル、島津忠良忠朗ヲ姫木地頭ト為シ功勞ヲ賞ス、其後島津以久清水及姫木等ヲ領ス、慶長二年、以久ヲ種子島ニ移封スルニ當リ、島津氏収メテ直轄トス、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、尋テ都之城縣ニ屬シ、後復鹿兒島縣ニ屬ス、

敷根村

古時、敷根十二町ハ小河院ニ屬ス、後敷根郷ト稱ス、元曆元年、土岐四郎左衛門尉國房<sup>清和帝九代孫土岐左衛門督光信ニ出ツ、十世ヲ傳ヘ國房ニ至ル</sup>大隅州小河院ノ内敷根村ヲ領ス、其後國房亂ヲ避テ球麻ニ走ル、其子頼房ニ復敷根村ヲ賜ハリ、子孫世々相承ケ敷根ヲ氏トス、文祿四年八月、島津義久國房ノ裔孫中務少輔頼賀ヲ大隅田上城主ト為ス、<sup>慶長四年、立頼高隈ニ移ル、十九年、又高隈ヲ轉シテ市成ニ徙リ、世々之ヲ領ス、</sup>其後島津氏ノ直轄タリ、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

湊村

古時、湊八町小河院ニ屬ス、其後敷根郷ニ屬ス、敷根村ニ同シ、

上之段村

古時、曾小河ノ内ニ屬ス、曾小川ハ小河院ニ屬ス、建治中及文安中古文書ニ見ユ、後敷根郷ニ屬ス、敷根村ニ同シ、

福山村

古時、本村ハ小河院ニ屬シ廻<sup>六町トアリ</sup>ト稱ス、後福山郷ヲ置クニ及ンテ福山村ト改稱セリ、治承四年、肥前守宗綱<sup>源三政ノ子伊豆守仲綱ノ長子、初兵庫太郎ト稱ス</sup>大隅廻村ヲ領シ廻城ニ居リ、子孫世々相承ケ廻ヲ氏トス、永祿四年五月、肝屬兼續廻城<sup>宗綱ノ裔孫兵部大輔久元領主タリ</sup>ヲ襲テ之ヲ取ル、宗人肝屬治部左衛門ヲシテ廻城ヲ守ラシム、六月廿三日、島津貴久・義久兵ヲ將テ廻城ヲ圍ム、諸將竹原山ニ軍ス、七月十二日、肝屬氏・禰寢<sup>禰寢領氏主重長</sup>・伊地知氏<sup>垂水領主重興</sup>兵ヲ合セ竹原山ノ壘ヲ攻ム、右馬頭忠將<sup>貴久</sup>弟遂ニ戰歿、貴久麾下ノ兵ヲ遣シ肝屬ノ軍ヲ撃テ之ヲ破ル、兼續等奔ル、元龜三年六月、貴久北郷時久ヲシテ福山ヲ伐シム、肝屬ノ兵拒キ却ク、天正二年、肝屬兼亮島津氏ニ降り、廻・市成ノ二邑ヲ獻ス、其後島津以久清水及廻・上井等ヲ併領ス、文祿四年六月、豊太閣伊

集院忠棟ニ廻千四百七拾  
三石餘ナリヲ賜フ、慶長五年、伊集院忠真忠棟  
ノ子居内ヲ下城スルニ當リ島津氏ノ有ニ歸ス、王政革新以後  
鹿兒島縣ニ屬ス、

#### 佳例川村

古時、加禮河六町小河院ニ屬ス、本村ノ舊稱ニ係ルカ、  
西襲山郷ニモ  
嘉例川村アリ、福山郷ニ屬ス、福山村ニ同シ、

#### 福澤村

古時ノ沿革詳カナラス、福山郷ニ屬ス、福山村ニ同シ、

#### 深川村

古時、本村ハ深川院百五十餘町ニ屬ス、後深川・二之方・  
岩崎・諷方(諷カ)・岩川ノ五村ニ日向諸縣ノ内南之郷ヲ合セ末  
吉郷ト為ス、貞治元年七月廿一日、島津氏久禰寢孫次郎  
ニ深川院北方半分ヲ與フ、永和中、野邊刑部太輔盛久日  
州櫛間院及深川院ヲ領ス、諸家大概  
記ニ據ル、永徳元年七月四日、  
今川滿範末吉城ヲ取り、兵ヲ置キ之ヲ戍ラシム、應永二  
年、島津元久和泉久親ニ求仁郷・深川村合テ百町ノ地ヲ

與フ、應永中、島津久豊日州穆佐城ヨリ末吉ニ移リ之ニ  
居ル、永享四年、薩隅日三州ノ反者蜂起國一揆  
ト云フシ、忠國討  
ツコト能ハス、弟薩摩守好久ヲシテ後用久・持、マコ  
久ト改ム、因テ忠國  
鹿兒島ヲ去テ末吉ニ移ル、嘉吉元年、忠國鹿兒島ニ歸城  
ス、文明ノ初、宮丸某樺山氏三世教宗ノ三男ヲ宮丸次  
郎太郎知教ト云、蓋其子孫カ末吉城ニ居  
ル、又樺山藤太郎・末弘十郎三郎北郷氏  
支庶・土持太郎・長野  
常陸守・同周防守等末吉ヲ分領ス、十八年、島津忠昌新  
納忠續ヲシテ飢肥ヲ去リ志布志ニ復セシメ、別ニ末吉・  
財部・救仁郷諸縣ノ内  
大崎郷ヲ加封ス、天文四年八月十四日、北  
郷忠相島津忠朝ト末吉・松山・梅北三邑皆新納氏  
領地ニ係ルヲ攻ム、伊  
東氏・北原氏之ヲ救フ、七年七月廿三日、北郷忠相末吉・  
松山ノ二城ヲ下ス、又忠相忠朝等ト志布志城志布志・松山ヲ  
共ニ諸縣郡  
下ス、城主新納忠茂和ヲ講シ、城ヲ以テ忠相・忠朝ニ授  
ケ佐土原ニ奔ル、是ニ於テ忠朝救仁院・末吉・松山ノ三  
邑ヲ取ル、忠相財部ヲ取ル、天文中、忠朝領ノ時、平田  
出羽守宗仍永祿元年宮ケ  
原ニ戦死セリ本村ヲ領シ末吉ニ地頭タリ、永祿五  
年五月、島津貴久北郷時久ニ末吉三百五十町ヲ與へ、伊  
東氏ヲ禦クノ功ヲ賞ス、是時、貴久平田宗仍ノ嫡孫狩野  
介宗應ヲシテ曾於郡松永村ニ移シ、松永村及川北・持松

ヲ領セシム、天正元年正月六日、肝屬氏師ヲ帥テ末吉<sup>北郷</sup>

邑ヲ侵ス、時久ニ子二郎相久・彈正忠虎ト之ヲ住吉原ニ邀

ヘ、撃テ之ヲ破ル、文祿四年六月、初北郷氏世々都城ニ

居リ、末吉・財部・恒吉及永吉<sup>大崎</sup>・内之浦<sup>肝屬</sup>其他六萬

八千石餘ノ地ヲ領ス、伊集院忠棟北郷氏ノ邑ヲ得ント欲

ス、竊ニ石田三成ニ謀リ豊公ニ言ス、是ニ至リ、豊公忠

棟ヲ以テ末吉・恒吉・財部・廻・市成・大崎・百引・平

房・内之浦・其他日州ノ各邑合テ八萬石餘ノ領主ト為ス、

五年正月、島津忠恒東郷源七郎忠直ニ本村ノ内三百三拾

九石餘ノ地ヲ與フ、慶長四年、忠恒忠棟ヲ誅シ、其子忠

眞叛スルニ及ンテ、其領邑ヲ収メ島津氏ノ有ト為ル、是

ニ於テ、五年、村田雅樂助經宣ヲ末吉地頭ト為シ之ヲ管

ス、爾來島津氏ノ所管タリ、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬

ス、

南之郷村

本村ハ日向諸縣郡ニ屬シ、末吉郷ノ一村タリ、建久七年、

稲村伊賀守重家島津忠久ニ從ヒ薩摩ニ來リ、本村ヲ領シ

龜鶴城ニ居ル、子孫詳カナラス、延文四年十月五日、島

津氏久莊内ヲ撃ツ、相良氏ノ軍ト國合<sup>本村ニ</sup>ニ戰フ、氏久

ノ軍敗績ス、弘治二年八月十七日、肝屬兼續北郷氏ト國

合原ニ戰フ、兼續敗績ス、外深川村ニ同シ、

二之方村

末吉郷ニ屬ス、深川村ニ同シ、

岩崎村

末吉郷ニ屬ス、深川村ニ同シ、

諏訪方村

末吉郷ニ屬ス、深川村ニ同シ、

中之内村

本村及五十町村ハ惣稱シテ岩川村ト稱シ、末吉郷ニ屬ス、

古時、赤崎肥後守盛信岩川城主<sup>手取城</sup>ト云々タリ、年間詳カナラ

ス、其子赤崎三次郎盛儀、其子赤崎泰次相承ク、延文中、

泰次島山直顯ニ屬シ軍功アリ、延文四年十月、島津氏久

相良氏ノ軍ト國合原ニ戰テ敗績シ、救ヲ手取城主岩川某

蓋赤崎泰次ヲ云カニ求ム、某觀望シテ肯ンセス、又蓬原城主救仁郷

某ニ請フ、某モ亦肯ンセス、因テ氏久復兵ヲ擧テ蓬原・

手取ノ両城ヲ攻メ之ヲ下ス、文明十八年、島津忠昌新納

忠續ニ末吉・財部・救仁郷ヲ加封ス、天文四年、北郷忠

相・島津忠朝末吉・松山・梅北ヲ攻ム、克タス、六年三

月三日、忠國岩川新城忠勝ヲ陥ル、七年七月、忠相末吉・

松山新納ノ二城ヲ下ス、新納忠茂和ヲ講シ、城ヲ以テ忠相・

忠朝ニ授ケ奔ル、是ニ於テ忠朝救仁院・末吉・松山ノ三

邑ヲ取ル、永祿六年、或五年ニ作ル、島津忠親忠朝ノ子忠廣ノ養子末吉・梅

北ノ地ハ境ヲ阻テ守リ難キヲ以テ、守護貴久ニ末吉三百

五十町ヲ致シ、時久ニ梅北八十町ヲ與フ、是ニ於テ貴久

又時久ニ末吉ヲ與フ、九年六月、肝屬兼續時久ノ兵ヲ岩

川ニ攻ム、明治維新ノ時、(五脱之)島津氏十町・中之内ノ兩村ヲ

割テ岩川郷ヲ置ク、外深川村ニ同シ、

### 北俣村

古時、財部院百餘ニ屬ス、本院ヲ分テ十七村トス、其十二

村ハ噲啞郡ニ屬ス、是ヲ上財部郷トス、其五村ハ日向諸

縣郡ニ屬ス、是ヲ下財部郷トス、後十二村ヲ合シ二村ト

為シ、北俣村・南俣村トス、下財部ニ五村ヲ併セ七村ト

為シ、下財部村トス、三村ヲ財部郷ト為ス、財部六郎正

信種子島氏支庶財部院ヲ領シ、世々財部ヲ氏トス、年間詳カナラ

ス、曆應二年四月、禰寢清種猪俣新左衛門尉肝屬兼重ノ黨ナリヲ上

財部城ニ攻ム、延文四年四月五日、島津貞久北郷資忠貞久弟

ニ大隅本莊財部院ヲ加封ス、文明十八年、島津忠昌新納

忠續ヲシテ飫肥ヲ去リ志布志ニ復シ、別ニ末吉・財部・

救仁郷ヲ領セシム、大永八年六月廿日、島津勝久北郷忠

相カ軍功ヲ賞シ財部院ヲ以ス、固ヨリ已ニ財部院ヲ領ス、

其後新納氏財部院ヲ取ル、天文七年正月三日、北郷忠相

財部院ヲ攻メ之ヲ復ス、天正六年二月、島津義久川上三

河守忠智ヲ財部地頭ト為ス、八年ニ至リ、北郷氏族人掃

部介地頭タリ、文祿四年、伊集院忠棟財部ノ領主タリ、

慶長五年三月、伊集院忠貞降ル、其後島津氏ノ領ト為リ

歴世地頭ヲ置ク、明治五年四月、下財部村ヲ大隅噲啞郡

ニ屬セシム、宮崎縣帳簿ニ據ル、王政革新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

### 南俣村

北俣村ニ同シ、

下財部村

北俣村ニ同シ、

大谷村

古時、恒吉六町トアリハ小河院ニ屬ス、後恒吉郷ト為ス、四村ヲ管ス、本村及長江・須田木・坂元是ナリ、恒吉大膳種子島氏支庶三男亮

建武ノ頃、恒吉新三郎久行鳥津氏支庶伊作大隅守親忠ノ五男ナリ恒吉ヲ領ス、

又恒吉久光久行ノ裔カ、子孫大隅加治木ニ居ル恒吉ヲ領ス、年間詳カナラス、

其後蓋島津氏ノ有ト為ル乎、永享四年、島津忠國ノ時、山田忠直ニ恒吉ノ内三町ヲ與フ、七年、又六町ヲ與フ、

文明中、恒吉門太郎久行ノ裔カ恒吉ニ居ル、天文七年七月十三日、肝屬氏恒吉ヲ取ル、十七年正月、北郷忠相肝屬氏ヲ

伐テ恒吉城ヲ取ル、永祿元年肝屬譜弘治二年ニ作ル三月十九日、肝屬兼續北郷時久ヲ宮ヶ原本村ニアリニ擊テ又恒吉ヲ取ル、天正二

年、肝屬兼亮恒吉及市成・廻等ノ侵地ヲ獻シ島津義久ニ降ル、四年、義久北郷時久ニ恒吉及永吉大崎郷ニアリ・内之浦肝屬

郡台テ百八十町ノ地ヲ與フ、八年、是ヨリ先キ、義久恒吉ヲ収ム、是ニ至リ、義久新納勘解由次官ヲ以テ恒吉地頭

ト為ス、其後又北郷氏ノ領ニ歸シ、北郷氏其臣小杉治部

少輔頼榮ヲ恒吉地頭ト為ス、天正十一年ノ事ナリ文祿四年六月、伊集院忠棟ノ領ト為ル、慶長四年、忠棟ノ子忠眞叛ス、五

年、島津氏忠眞ノ領邑ヲ収メ、寺山久兼ヲ以テ恒吉地頭ト為ス、其後島津氏ノ直轄タリ、王政革新以後鹿兒島縣

ニ屬ス、

長江村

須田木村

坂元村

右、大谷村ニ同シ、

市成村

古時、市成六町アリハ小河院ニ屬ス、後市成・諏方原ノ二村ヲ併セ市成郷トス、市成氏平山氏一族市成ヲ領ス、年間詳カナラ

ス、島津貞久山田加賀守忠經忠經ノ先島津忠時ヨリ出ツ、忠時ノ庶長子忠繼薩摩谷山郡山田村ヲ領シ

其子忠廣、其子忠豊、其子久親相承ク、天文十三年七月、山田安藝守忠豊ニ至リ、城邑ヲ以テ命ヲ新納忠勝志布志城ニ居リ數

領スニ聽ク、是ニ至リ、肝屬兼續領主ナリ市成城ヲ攻ム、城

主出羽守忠時忠豊孫等ヲ斬リ城ヲ陥ル、島津貴久乃兼續ニ市

成ヲ與ヘ其軍忠ヲ賞ス、永祿十一年、是ヨリ先キ、兼續

廻城ヲ取ル、義久兼續カ軍ヲ撃テ之ヲ敗ル、義久其領邑

ヲ取ル、是ニ至リ、義久島津朝久是時朝久日向福島城ヲ委テ都城ニ奔レリニ市成

及平房肝屬郡ヲ與フ、天正二年三月、肝屬兼亮廻・市成・恒

吉等ノ侵地ヲ島津氏ニ獻シ降ル、義久右馬頭以久忠將ニ市成ノ子

成・廻ノ両邑ヲ與フ、文祿四年六月、豊太閤伊集院忠棟

ニ市成其他大隅・日向ノ各邑八万石ヲ賜フ、慶長四年、

忠棟ノ子忠眞叛ス、因テ其領邑ヲ収ム、其後樺山久高市

成ニ領主タリ、十八年、島津家久高隈領主敷根立頼ヲ市

成領主ト為シ、樺山久高ヲ薩摩蘭牟田ニ徙ス、徳川氏大

政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、立頼ノ裔孫領ス

ル所ノ市成ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、

鹿兒島縣ニ屬ス、十一月、都ノ城縣ニ屬ス、六年一月、

復鹿兒島縣ニ屬ス、

諏方原村

市成村ニ同シ、

〔纂考〕

大隅國

贈於郡

此郡名ハ日本紀に襲高千穗峯とある襲より出たり、景行

天皇紀に悉平襲國とある襲國の遺称にて、和名鈔に大隅

國贈於曾とある是也、贈於とあるハ、紀國を紀伊、穎を穎

娃と書るなど、同し、東北日向諸縣郡に界ひ、南大隅郡

に連り、西北桑原郡に接す、郡内八ヶ郷を置く、襲山清水國府

敷根 恒吉 市成 福山 財部

〔名勝考〕

舊作襲・曾・添・初小・贈於等、和名贈於曾於、この於

ハ紀伊の伊の如く助字なり、讀へからず、○一書作胸副

同、○大八洲紀曰襲國大隅國贈於郡、是なり、

〔清水臺明寺文書〕

長久二年十一月十二日・同四年八月十一日・同八月八日

等ノ文書ニ、廳宣 贈於郡司云々、國府符カ 贈於郡司云々、

〔宮内社家文書〕

建久九年御家人交名ニ曾野郡司篤守トアリ、

〔旧史官調之内〕

一 往昔下大隅嶺郡之内海邊隣りたる地を領する者有り、

俗ニ邊田七人と云、

上井 今諏訪甚六家、  
國分之上井村を領、

廻 今廻氏家領福山、

石井 今此家断絶乎、  
垂水之内中俣村領之、

肥後 元祖肥後守平信基、今肥後平右衛門家、  
下大隅高城領之、高城ハ垂水ノ内与相見得候、

敷根 今嶋津右膳家領之、

池袋 今池袋氏在外城、  
牛根二川邊を領、

伊地知 今秩父家、垂水本城主、海  
瀨・柘原相添十二町領、

右七人領地之高何程ニ相當可致哉、難察候、

1 大隅國凶徒蜂起事、畠山修理亮直顯子息、為大将、引卒

日州士卒并隅州寄郡軍勢等、去年七月廿四日打入大隅國

之刻、税所介已下國中為宗仁等、太略為佐殿方、属于彼

手候早、然而至于兩月、度々致防戦之處、隅州・日州兩

國凶徒等、令引合、差塞諸方通路之間、無力打破一方陣、

同八月十八日引退于薩州候訖、依之、合戦之次第云、御

方敵交名注文、去年度々令注進言上候訖、雖然、彼注文

重進覽之、今又宰府合戦事、官方凶徒等依致後卷、一色

殿被引退候之刻、當國弥蜂起以外候、嚴密被經御沙汰、

被差下大将、可令退治候、以此旨、可有御披露候、恐惶

謹言、

文和二年三月五日

藤原氏久上

進上 御奉行所

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」二四六九号文書ト同一文書ナルベシ〕

2 大隅國於御方致軍忠之輩交名注文可被成下  
御惑人数之事

平山左京亮

加治木中務入道

池袋弥五郎

同弥六

木房太郎

同三郎二郎

築瀬左衛門太郎

小田次郎

同平四郎

別府次郎兵衛尉

同重富藤平今者  
〔死去〕跡輩

牧右衛門次郎入道

栗野郡司

鎌田藤内兵衛尉

床并宮内左衛門尉

右、注進如件、

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」二四九八・二五〇八号文書トホボ同文ナルベシ〕

▽① 斐刈平良彦  
太郎一族△

3 大隅國佐殿御方凶徒等交名注文

税所介一族 加治木彦次郎一族

禰寝郡司一族 修理所弥太郎一族

姫木郡司一族 羽月孫太郎一族

小川郡司一族 蒲生彦太郎一族

小濱十郎一族 敷禰村預所

廻村預所 肝付八郎兼重今者死去跡輩一族

末次六郎入道今者死去跡輩▽<sup>⑩</sup>同一族△ 溝部孫太郎▽<sup>⑩</sup>一族△

野邊孫七盛忠今者死去跡輩同一族 平山因幡前司入道一族

正八幡宮先社務 弥勒寺執當房道慶

同舍弟九郎左衛門尉 同舍弟十郎三郎

正八幡宮神官所司分 杉五郎

東郷藤左衛門入道 同荒瀬九郎

吉田左近藏人清忠但清忠參御方云々

右、注進如件、

(本文書ハ「旧記雜録前編」二四九九号文書ト同一文書ナルベシ)

文和三年二月六日 判

嶋津三郎左衛門尉殿 「氏久也」

(本文書ハ「旧記雜録前編」二五〇六号文書ト同一文書ナルベシ)

〔國史貞久傳〕

文和二年秋七月二十四日、畠山民部大輔重隆重隆即直引軍

至大隅國、税所介以下迎降、齡岳公將兵擊之、不克、太平記

畠山直顯之子曰民部少輔、金勝院本作民部太輔重隆、大系圖、直顯之子曰右馬助宗泰、未知孰是、今姑從金勝院本、税所治部右衛門系圖、税所氏之先出自敦實親王、親王十世孫曰曾於野七郎大夫敦茂、領大隅國、

國税所總檢校職等、因以為氏、子孫世襲其職、稱税所介、

(典拠未詳)

嘯吟郡

(頭注)此所ヨリ以下雲遊雜記傳マテノ間糾合ハ二重ニ付不致置候事一

曆應元年三月十四日、渋谷孫次郎祇院氏ノ族日當山城ヲ拔キ之

ニ據ル、十五日、島津氏ノ將森行重之ヲ攻ム、

曆應元年三月廿日、肝付兼重・野辺盛忠等兵ヲ督シ橘木

城ヲ攻ム、森行重之ヲ姫木崎ニ要撃シ、遂ニ之ヲ破ル、  
橘木城・姫木崎清水ニアリ、

文和元年七月廿四日、畠山重隆大舉大隅ヲ侵入、税所介

4 注進状披見了、忠節之至、尤⑩神妙、中國并鎮西討手事、

所有其沙汰也、弥可抽戰功之状如件、

以下皆迎へ降ル、是ヨリ先キ、重隆カ父直顯伊東八郎ト

兵ヲ起シ、日向ノ穆佐院ニ據ル、勢ヒ大ニ振フ、於是大

隅ヲ侵ス、島津氏久軍ヲ督シテ之ヲ撃ツ、克タス、

文和元年十二月十二日、幕府島津頼久貞久ノ庶長子ニ加世田別府

ノ半ヲ領セシメ、以テ桑郷ニ易フ、是ヨリ先キ、曆應五年幕

府頼久ニ桑郷ヲ賜フ、

觀應二年八月十五日、幕府貞久ヲシテ大隅國寄郡下大隅

郡・大柵寢院・鹿屋院・串良院・西俣村・曾小川村等ノ

地ヲ領セシム、曾小川村ハ今國府郷ノ中

延文四年十月、氏久岩川某ヲ手取城ニ攻メ之ヲ下ス、今岩川郷

ナリ、又救仁郷某カ蓬原城ヲ下ス、今末吉郷ノ中

康安元年七月廿一日、氏久柵寢久清ニ深川院北方半分ヲ

領セシム、深川院ハ今末吉郷深川村

永徳元年七月四日、今川滿範末吉城ヲ取ル、戍兵ヲ置ク、

岩川城ト相應シ、以テ志布志ノ道ヲ断ツ、是ノ時氏久志

布志ニ在ルヲ以テナリ、是ノ日、相良氏税所介祐義ト兵

ヲ合セ於奴止利城ヲ下ス、於奴止利城ハ本田氏ノ據ル所

應永十八年十一月十八日、島津久豊山田久興ニ大隅ノ市

成南持富ヲ賜ヒ而、薩摩ノ山田上別府ヲ領セシムル故ノ

如シ、南持富ハ今市成郷ノ中

應永十九年三月廿日、島津久豊樺山教宗ヲシテ日向ノ隈

野郷・大田郷ノ十町及ヒ大隅ノ上小河五町ヲ領セシム、

上小河ハ國府郷上小川村

元享四年六月、是ノ時ニ當テ久豊既ニ卒シ、子忠國守護

職ト為ル、而テ三州ノ反者蜂起ス、忠國討スル能ハス、

其ノ弟用久ヲシテ守護職ヲ撰シ反者ヲ撃タシム、而テ忠

國鹿児島ヨリ末吉ニ徙ル、

元享七年六月二十三日、島津用久山田忠尚ヲシテ小河院

恒吉六町・花田平坊五町ヲ領セシム、恒吉ハ今ノ恒吉郷、平坊ハ今ノ百引郷平房村

ナリ、

文明六年、山田忠尚市成領主、

文明八年、宮丸某末吉ヲ守ル、

九年正月二十七日、帖佐・加治木ノ兵宮内ニ入、桑畑氏

及ヒ正興寺ノ住持因テ御壇ヲ攻メ社家ヲ撃チ、其ノ汲道

ヲ絶ツ、樺山氏・北郷氏・村田氏・宮丸氏之ヲ救フ、閏

正月五日、咲隈ニ軍ス、六日、帖佐・加治木ノ兵引き去

ル、桑畑氏・正興寺ノ住持帖佐・加治木ニ發ス、社家ノ

輩復侵サル、ヲ恐レ、共ニ自全ノ策ヲ議ス、或ハ帖佐・

加治木ニ附ント欲シ、或ハ公家鳥津ニ倚ラント欲シ、決スル所ヲ知ラス、乃チ八幡宮ニ謁シ籌ヲ探ル、公家ニ倚ル者三ヲ得、衆心乃チ定ル、

十五年、島津忠廉季久ノ子曾於郡ノ領主税所新介・清水郷ノ領主本田兼親ヲ帖佐ニ執ヘ、之レカ地ヲ求ム、新介之ヲ許ス、清水ノ人可セス、乃チ兼親ヲ歸ス、鳥津支流系圖ニ曰ク、文明十五年、税所新介

帖佐城ヲ圍ム、忠廉擊テ之ヲ破ル、新介曾於郡ヲ以テ忠廉ニ略フ、

十七年三月五日、島津忠廉上井城ヲ攻メ、其ノ汲道ヲ絶ツ、十六日、守將城ヲ棄テ奔ル、國府郷上井村

永正十一年二月朔日、島津忠治本田親安ニ大隅ノ山之地二十五町ヲ領セシム、親安ハ兼親ノ子、山之地ハ其ノ旧邑

十六年十一月二十七日、伊集院尾張守兵ヲ擧ケ叛ス、曾於郡城橋木城ニ據ル、橋木城ハ今ノ東襲山郷重久村ニアリ、新納忠武兵ヲ遣テ之ヲ助ク、

島津勝久肝付兼演等ヲ遣テ之ヲ擊ツ、克タス、十七年六月二十一日、勝久自ら將トシテ橋木城ヲ攻ム、

十一月二十七日、尾張守遂ニ城ヲ以テ降ル、勝久曾於郡橋木城將降ル、故ニ曾於郡橋木城ヲ降ス、今襲山郷ヲ以テ本田兼親ニ賜フ、

大永五年、本田親尚兼親ヲ勝久ニ譖シ、曾於郡ヲ収メ、己レ自ら之ヲ取ル、兼親怒リ、隼人城今國分ヲ築キ之ニ據

ル、樺山信久之ニ應シ生別府城國府郷小濱村ニアリヲ築キ、兼親ト首尾相救ノ備ヲ為ス、既ニシテ曾於郡ノ人親尚ニ背ク、六年五月二十日、北郷忠相其ノ族ヲ遣テ曾於郡城ヲ擊ツ、城中應スル者アリ、門ヲ開テ之ヲ納ル、忠相遂ニ曾於郡ヲ取り、其ノ族北郷久利ヲシテ之ヲ領セシム、

大永七年七月七日、島津勝久兵ヲ遣テ生別府城ヲ攻ム、城將樺山信久固ク守ル、勝久ノ兵克タス、八月三日、復兵ヲ發テ之ヲ攻ム、拔ク能ハス、生別府城ハ國府郷小濱村ニアリ、於是勝久

加治木ニ行キ、島津忠秋等ヲ遣リ信久ニ説キ来リ謁セシム、信久肯セス、勝久復福昌寺等ノ僧ヲ遣リ敦ク論ス、

信久乃チ其ノ子幸久ヲシテ入テ侍セシム、既ニシテ幸久逃レ歸ル、勝久之ヲ召ス、幸久卒ニ復入見セス、

享祿元年六月二十二日、勝久北郷忠相ニ財部院ヲ與フ、三年、本田氏曾於郡ヲ攻ム、地頭北郷久利禦ク能ハス、

城ヲ棄テ去ル、忠相・忠朝等實久ニ應シ新納忠勝父子ヲ滅セント欲ス、忠勝父子カ實天文四年八月十四日、北郷忠相・島津忠朝兵ヲ合セ末吉

久ノ守護職ヲ為ヘケ可サルヲ攻ラケリ、本ケマ松山・梅北ヲ攻ム、伊東氏・北原氏之ヲ救フ、末吉・松山梅北ハ新納

忠勝カ領地六年三月三日、北郷忠相岩川ノ新城ヲ陥ル、中之内村ニアリ、○岩川新城ハ新

納忠勝カ  
領地也

七年正月三日、北郷忠相財部院ヲ取ル、初メ北郷氏財部院ヲ領ス、新納氏之ヲ拔ク、是ノ日忠相之ヲ復ス、

七年七月二十三日、北郷忠相末吉・松山ノ二城ヲ下ス、

十年十二月十日、島津忠廣・北郷忠相・本田董親・肝付兼演・柅寢某・蒲生某・伊地知某・廻某・敷根某・上井某・入来院某・東郷某・祁答院某等凡十三氏黨ヲ為シ、

各々其ノ麾下ヲ率ヒ樺山幸久ヲ生別府ニ攻ム、島津貴久伊集院忠朗ヲシテ鹿兒島・谷山ノ兵ヲ將ヒ、往テ生別府ヲ救ハシム、

十一年三月、貴久忠良ト生別府ニ行キ、北原祐兼ト謀リ加治木ヲ攻ム、克タス、於是本田董親等益々張り、生別府ヲ攻ムル甚々急ナリ、貴久乃チ幸久ヲ召シ論テ曰ク、

當ニ他邑ヲ以テ汝ヲ封スヘシ、汝且ツ生別府ヲ致テ去レ、若シ生別府ヲ致テ去ラハ則チ將ニ誰ニ之ヲ與ントス、幸久曰ク、願クハ君之ヲ董親ニ賜ヘ、董親公室ニ事ヘハ則チ加治木氏等董親ト和セサル、必ス然ル後チ徐ニ圖ル可キナリ、貴久之ニ從ヒ、幸久ニ數邑ヲ賜フ、是名不詳於是幸久生別府ヲ去リ谷山福本村ニ遷ル、十二月六日、貴久董

親ニ小濱・努久見田・西郷・小田・日本山等ノ四十町ヲ與フ、生別府ハ小濱村ニアリ、

天文十三年、山田忠豊市成ヲ島津貴久ニ獻ス、忠豊ハ忠尚ノ孫裔、

貴久之ヲ肝付兼演ニ與フ、

十七年三月、是ノ時ニ當テ、清水ノ領主本田董親數邑ヲ兼有シ、勢ヲ恃ミ擅横至ラサルナシ、麾下怨望スル者多シ、董親ノ族本田親知等董親ニ叛シ姫木城ニ據ル、上井城主上井為秋ト連和ス、十三日、董親姫木城ヲ攻ム、城兵擊テ之ヲ奔ラス、二十四日、北原氏日當山ノ壘ヲ陥レ、兵ヲ置テ之ヲ守ル、肝付氏・渋谷氏等本田氏ノ敗ニ乗シ生別府ヲ襲ヒ、其ノ外郭ヲ焚ク、上井カ井上氏・敷根氏・廻小村・濱市ヲ燒夷ス、是ノ時島津貴久伊集院ニ居ル、大隅ノ乱ヲ聞キ鹿兒島ニ至ル、國府八幡ノ社家兵ヲ乞ニ會ス、貴久忠良ト議シ、樺山幸久・伊集院忠朗ヲ遣ル、幸久等國府宮内八幡社家ニ居ル所ニ至リ、麾下ヲシテ董親ヲ救フト声言セシメ、因テ董親カ置ク所ノ咲隈ノ守將財部淡路ニ告テ曰ク、請フ、城ニ入り共ニ之ヲ守ルヲ得ン、淡路之ヲ諾ス、於是伊集院忠朗咲隈ニ入り、樺山幸久ハ宮内ニ留ル、既ニシテ忠朗北原・肝付氏等ノ攻ムル所トナルヲ懼レ、城

ヲ棄テ逃レ去ラント欲ス、幸久之ヲ聞キ、人ヲシテ忠朗ニ謂ハシメテ曰ク、縦ヒ城ヲ棄逃去ルモ、必ス真幸・祇答院・加治木等ノ兵ノ追及スル所トナラン、恐クハ免ル能ハス、今日ノ事死アルノミ、忠朗之ヲ聞、又敢テ去ラス、二十八日、岩切左京亮・野村兵部少輔等加世田・田布施ノ兵ヲ率ヒ咲隈ニ至ル、明日、生別府城ニ入ル、既ニシテ生別府城將岩田某城ヲ岩切左京亮ニ渡シ清水ニ奔ル、於是廻氏・敷根氏・上井氏皆島津ニ降ル、四月四日、姫木・日當山・加治木・蒲生等兵咲隈城ヲ攻ム、忠朗擊テ之ヲ奔ラス、五月二十二日、忠朗本田董親ヲ清水城ニ攻ム、克タス、二十四日、清水ノ新城ヲ襲ヒ之ヲ拔ク、島津氏樺山幸久ヲシテ之ニ居ラシム、已ニシテ之ヲ生別府ニ徙ス、八月晦日、伊集院忠朗日當山壘ヲ拔キ、平良尾張・白坂助左衛門等ヲ斬リ、進ンテ姫木城ヲ攻ム、本田實親款ヲ通シ、<sup>(九カ)</sup>五月五日夜、忠朗カ軍ヲ納レ火ヲ放ツ、城兵殊死シテ戰フ、<sup>北原氏</sup>ノ兵、利アラス、遂ニ本田親知ヲ以テ降ル、六日、忠朗復本田董親ヲ清水城ニ攻ム、城中益々窘ム、島津忠良カ宮内八幡宮詣ルニ會ス、董親カ罪ヲ宥シ、其ノ子親兼ヲ召シ、清水七十五町ヲ領セシムル故ノ

如シ、未タ幾クナラス董親復叛ス、忠良大ニ怒リ、其ノ次子忠將等ヲ率ヒ清水城ヲ攻ム、董親莊内ニ奔ル、

天文十七年十月、島津貴久其ノ弟忠將ヲシテ清水ヲ領セシム、十四日、貴久清水ニ至リ、功ヲ論シ賞ヲ行フ、伊

集院忠朗ヲ以テ姫木地頭ト為シ、樺山幸久ニ沖之洲<sup>國府鄉</sup>門アリ<sup>沖洲</sup>・大野原<sup>國府鄉濱ノ</sup>市村ニアリ<sup>ノ</sup>ヲ、上井為秋<sup>國府鄉ニ下</sup>ノヲ、本

田親知ニ谷山郷山田ヲ賜フ、

天文十七年十月十四日、島津貴久敷根某ニ持留ヲ賜フ、

<sup>敷根郷持</sup>留村アリ、是ノ日、廻某ニ田中ヲ賜フ、<sup>田中ハ福山郷福</sup>山村田中門アリ、

十七年、忠良生別府ニ行キ、樺山幸久ノ邸ニ臨ム、是年、

生別府ヲ更メ名ヲ長濱ト云フ、<sup>生別府ハ今</sup>ノ小濱村、

永祿元年三月十九日、北郷時久肝付兼續ト恒吉郷宮ヶ原

ニ戰フ、時久敗走ス、

四年、肝付兼續島津氏ニ叛ス、是ノ時ニ當テ廻城主某明ヲ喪フ、其子猶幼シ、五月十四日、兼續廻城ヲ拔キ、肝付治部左衛門ヲシテ之ヲ守ラシム、

六月二十三日、貴久次子義弘ト肝付兼續及ヒ伊地知重興・祢寢重長ヲ廻城<sup>今ノ福</sup>山郷ニ圍ミ大墓ニ軍シ、而テ島津忠將ハ

馬立ニ軍シ、諸將ハ竹原山ニ軍ス、七月十二日、肝付氏

祢寢・下大隅ノ兵ヲ率ヒ竹原山ノ墨ヲ攻ム、忠將往テ之ヲ救フ、伏ニ陥テ死ス、貴久之ヲ聞キ、麾下ヲ遣テ之ヲ救フ、大ニ兼續カ軍ヲ破ル、兼續等恒吉ニ奔ル、

永祿五年四月、<sup>(五九)</sup>島津貴久北郷時久ニ末吉三百五十町ヲ賜フ、

永祿八年六月十六日、肝付氏兵ヲ發シ岩川城ヲ攻ム、

永祿十二年、島津義久樺山幸久ニ横川ヲ賜ヒ、以テ小濱・

堅利ニ代フ、

元龜三年正月十九日、肝付氏舟師ヲ將ヒ小村<sup>國分郷小村</sup>ヲ襲フ、

守者善ク拒キ、岸良將監二十四人ヲ斬ル、廿日、伏ヲ廻・

市成ノ界ヒニ設ケ、肝付越後ヲ殺ス、<sup>廻・市成ハ當時肝付氏領地</sup>

天正元年正月六日、肝付氏兵ヲ發テ末吉ヲ侵ス、北郷時

久伐テ之ヲ却ク、<sup>此ノ時北郷時久末吉領ス</sup>

天正二年、肝付兼亮島津義久ニ降り、其ノ領廻・市成ヲ

獻ス、

四年十月、島津義久北郷時久ニ恒吉・永吉<sup>永吉大崎郷永吉村</sup>・内之

浦ノ百八十町ヲ賜フ、

文祿四年、豊臣秀吉嶺郡清水郷曾小川村・上小川村・

湊村・小村・敷根郷持富村凡五村六千三百餘石ヲ以テ石

田三成カ邑トス、

文祿四年、伊集院忠棟ヲ以テ都城・梶山・山田・安永・

野之美谷・高城・末吉・恒吉・財部・廻・市成・大崎・

百引・平房・内之浦ノ領主ト為シ、八萬餘石ヲ食マシム、

是ヨリ先キ、北郷氏世々都城ニ居リ、安永・山田・志和

地・野之美谷・高城・山之口・勝岡・梶山・梅北・末吉・

財部・恒吉・永吉・内之浦ヲ併有ス、忠棟北郷氏一邑ヲ

得ント欲ス、竊ニ石田三成ニ謀ル、三成之ヲ秀吉ニ言フ、

至是、忠棟ヲ以テ之レカ領主ト為シ、北郷長千代丸ヲ祁

答院ニ移封ス、

文祿四年、清水ノ領主島津以久ヲ以テ種子・惠良部・屋

久三島ノ領主ト為ス、

文祿四年、敷根ノ領主敷根頼賀ヲ以テ下大隅田上ノ領主

ト為ス、敷根氏ハ源頼光ノ孫光信ヨリ出ツ、子孫敷根村

世々領主、光信十世ノ孫國房乱ヲ避ケ球麻ニ奔ル、國房

カ子頼房ニ至テ、島津氏召還シテ復敷根村ヲ賜フ、因テ

敷根ヲ以テ氏トス、頼賀ハ頼房十二世ノ孫、

文祿四年、島津義久命シテ富隈ヲ營ス、<sup>國府富隈城</sup>

慶長四年正月七日、五大老征韓ノ功ヲ論シ、島津家久ニ

出水・加治木・溝邊・敷根・清水・肝付ノ地五萬石ヲ加封ス、

慶長四年、伊集院忠真其邑ヲ以テ叛シ、十二寨ヲ築ク、財部・安永・野之美谷・山田・志和地・山之口・勝岡・梶

山・梅北・恒吉・末吉ト曰フ、（高城脱力）島津義久之ヲ聞キ、其ノ

將肥後某・山田某・寺山某・桂某・柏原某・入来院某ヲ遣テ渡瀬・廻・市成・大崎・志布志・松山・高崎ノ險ヲ阨シ、以テ莊内魚鹽ノ道ヲ塞ク、

六月二十二日、島津家久兵ヲ遣テ恒吉城ヲ攻ム、克タス、廿三日、島津忠豊新納忠元・入来院重時等ト山田城ヲ攻メ之ヲ拔ク、八月二十日、家久復恒吉城ヲ攻メ之ヲ拔ク、

慶長五年三月、伊集院忠真其邑ヲ獻シテ降ル、初メ忠真十二寨ヲ築キ、其ノ麾下ヲ分チ之ヲ守ル、島津家久大ニ兵ヲ發シ之ヲ伐ツ、十二寨皆降ル、而テ忠真カ邑日ニ蹙ル、於是忠真其邑ヲ獻シテ降ル、島津氏忠真ニ額娃一萬石ヲ賜フ、

慶長六年三月、島津氏清水郷ノ山之路村四十石ヲ以テ大明寺山王ノ領ト為ス、

慶長七年十二月二十四日、末吉深川村徳富門百石ヲ以テ

霧島社領ト為ス、

慶長九年、島津義久隼人城一名、新ヲ築ク、是ヨリ先キ、義久富隈ニ居ル、是ノ年十二月、富隈ヨリ隼人城ニ遷ル、

隼人城ハ國府郷上小川村ニアリ、

慶長十六年正月二十一日、島津義久國分新城ニ卒ス、慶長十九年、高隈ノ領主敷根立頼ヲ徙シ市成今ノ市成郷ノ領主ト

※為ス、

※（頭注）

「是ヨリ以上重複ニ付糾合セス」

「雲遊雜記傳抄」

文明六年云々、税所介別駕

按ニ、税所氏ナリ、其先世々隅州ノ税所介ニテ、霧島社ノ神領ヲ司リ、曾於郡アタリヲ領知シ、元弘・建武ノ頃ナド最盛ケルトゾ、本郡ハ、上古三ヶ國隼人等ノ荒俗ヲバ都方ヨリ畏ヒ國トテ猛獸ニタトヘ、熊襲國或ハ襲國ナド書レテ、其レヲ約シテ只曾乃國トモ云ヘル國号ノ僅ニ此郡名ニ遺レルナラン、然ヲ嚙啗ト二字ニ

書クコトハ、和銅・神龜ノ頃、詔命ニテ、國々郡郷ノ名ニ一音ノ地名ナルヲバ其韻ノ音ノ字ヲ加テ必ス二字ツ、ニ書ル例ニ定リシヨリノ事ナラン、其ヲ和名抄ニモ載セシト見ヘタリ、然ニ此嶺ノ字ヲ乎ト書クヘキニ方言ニヤト契沖ガ疑ヒタルヲ、本居カノ和泉郷名ノ呼喚、日向郡名ノ都嶺ナドヲ引テ、嶺ノ音コソ明證アレト彼カ三韻考云オケリ、左アレド、寛文四年七月家綱公御判物ノ時ヨリ俗ニ從ハセラレ曾於郡ト改ラレシトナン、今モ其ニテ行ハレケリ、斯テ此アタリハ上古ヨリ隼人ノ大族領知セシ所ニテ、地名ニヨテ曾乃ト云姓モアリシト見ヘ、續紀ニ、和銅三年春正月庚辰、日向隼人曾君細磨、教諭荒俗、馴服聖化、詔授外從五位下ト出タリ、此ハ嶺郡ノイマダ日向ヨリ大隅國ニ割レ隸ザル三四ヶ年前ナレバ、斯クハ載ラレシナルベシ、又天平十三年閏三月乙卯、天皇臨朝、授外正六位上曾乃君多理志佐外從五位下、或ハ同十五年秋七月、天皇御石原宮、賜饗於隼人等、授外從五位下曾乃君多利志佐外正五位上、或ハ天平勝寶元年八月癸未、詔授外正五位上曾乃君多利志佐從五位下、神護景雲三年十一月

庚寅、授曾公足磨外從五位下トナト載レリ、併考ヘシ、曾乃君ヲ此ニ曾公ト書ルハ、天平寶字三年十月、天下ノ諸姓ニ君ノ字ヲ着ル者ハ公ノ字ニ換ヘヨトノ詔アレバナリ、亦以テ曾ハ即姓タルコトモ此ニテ知ヘキナリ、斯テ其地タルヤ則此アタリナルニ疑ヒナキハ、延暦七年ノ紀ニ、當大隅國贈於郡曾乃峯上、火炎大熾ト載ラレ、今ノ曾於郡ニ霧島山且隼人塚ト云ヘルノ遺ルヲ以テ證スヘキナリ、左アレハ、曾乃峯トハ霧島山ノコトニテ、隼人塚ト傳ヘタルハ必ス曾乃君細磨・多理志佐・足磨ラガ古塚ナルヘシ、然ニ此族類何レノ時ニ衰ヘケン、藤姓稅所氏ノ元祖正五位下周防守篤如治安元年辛酉三月二十一日此曾於郡ニ入部シ曾於御館ト云ヒ、其子篤義ハ坂上御館ト云ヒ、代々霧島社ノ稅所職ニテ、本邑ニ居城セシトゾ、斯テ三十七代孝德帝大化元年諸國々司并関所ヲ建ラル時カ、若クハ曾乃君或ハ曾於御館ノ頃ヨリカ立ケン夕暮ノ関ト云ヘル関ノ迹、松永村ニ今遣リテ暮門ト云ヘルトゾ、此ハ日本地名便覽ニモ載リテ大隅名所ノ一ナリ、我得佛公ハ稅所兵衛尉祐滿カ時封ニ三州ニ就キマスト云ヘリ、建久九年ノ記ニ曾

野郡司篤守、又建治二年八月石築地ノ賦ヲセシ書ニ大介兼税所藤原ト守護代ノ次キニ見ヘレバ、其格式モ概知スヘシ、又同書ノ中ニ、餅田廿七丁四反、御家人税所介義祐トモアリ、所謂神領帖佐ニモ在ケルニヤ、又文和ノ頃兵衛佐直冬ニ味方セシ列ニ税所介一族トアリ、一族トハ姫木・重久・川畑・堀切・妻屋・入水等カコトナラン、應永中、税所氏玖麻ノ相良ニ黨シ齡岳公ニ寇ヲ為ケルニ、杜徒公ニ内應シ笑隈ニ在陣セラレシ時、本田氏親姫木ト清水ヲ攻落セリ、故氏親ニ賜トモ見ヘレハ、其頃迄ハ彼地モ侵セシニヤ云々、下文略ス、

〔税所系圖〕

五十八代光孝天皇八代孫

敦如

正五位下

篤義

治安元年辛酉三月廿一日、配流

坂上御館

大隅國曾於御館也、

篤貞

篤近

重枝 曾於野太夫

重枝 曾於野太郎太夫

篤房

奉寄于正八幡宮應保三年  
曾於郡御佃米二十六石

重枝 曾於野次郎太夫

篤遠

改篤守、重枝名内二十町、建久九年三月御家人交名注文、曾於郡司税所檢校篤守トアリ、

篤真

改篤道、号重久、

篤吉 篤重 圓性坊

十三町五反

篤祐 篤成 篤氏

篤茂

或敦持 重富 曾於野七郎太夫 押領使職、松永名・栗野・恒次・重武名等御知行、○税所・惣檢校兩職、恒次名等給、号税所太夫、

元 祐滿

重富 号税所兵衛、○大隅國税所職、押領使職、國大專當職、止上大宮司職、曾於郡内恒次名・重武名、桑東郷松永名・重武名、栗野院恒次・恒山・

※

大介兼稅所 ○大隅國大介兼稅所職、押領使職、曾於野郡司職、止上大宮司職、國大專當職、曾於野郡重富名・重枝名・重武名・中津川・重富・永・栗野院恒次・恒山・重武名等、薩摩國滿家院郡司職、村々田畠山野、厚地座主、同國牛屎郡内田畠并金波多村、

二 義祐

重武名等、薩摩國滿家院郡司職、村々田畠山野等、依和田左衛門尉追討勲功拜領、同院内厚智山座主職、  
 川田氏由緒記、比志島元祖重賢姉稅所太郎篤滿ニ嫁ス、篤滿重賢ヲ追出シテ滿家院ヲ奪、因テ重賢為僧トアリ、  
 祐信  
 祐道  
 郡田三郎丸  
 祐久  
 号上野三郎、郡田内十三町一反

三 敦秀

大介兼稅所 ○大隅國大介兼稅所職、押領使職、曾於野郡司職、止上大宮司職、國大專當職、曾於野重富・重枝・恒次・重武、桑東郷松永・重武・中津川田畠山野等、薩摩國滿家院村々山野等、厚智山座主職、同國山門院菓成河老松御庄以下諸所田畠等、

四 敦胤

大介兼稅所 ○大隅國大介兼稅所職、押領使職云々、敦秀ニ同、

經秀

用松增智坊  
 用松五郎太夫

篤方

篤明

用松又太郎  
 又太郎

篤範

五 敦直

大介兼稅所

六 敦為

大介兼稅所

七 敦定

大介兼稅所

八  
敦政〔六世氏久ノ時〕  
九  
敦武〔七世氏久ノ時〕

大介兼稅所 千代童丸 大介兼稅所

十  
敦辰〔八世久豐ノ時〕  
敦重

大介兼稅所

※(頭注)

〔滿家院・山門院考照スヘシ〕

〔全古系圖〕

敦秀

※

大介兼稅所 ○大隅國大介兼稅所職、押領使職、

曾於郡郡司職、止神大宮司職、國大專當職、曾於

野重富・重枝・恒次・重武、桑東郷松永・中津川

田畠山野等、薩摩國滿家院村々山野等、厚智山座

主職、同國山門院東成河老松御庄以下諸所田畠等、

信祐 道祐

二郎 帖佐郷餅田村領知之、 次郎太夫 伊集

祐慶 院上神殿領知之、

三郎 霧島座主職 田畠等少々有之、

祐弁

又二郎坊 圓性坊

祐秀

七郎 滿家院内中俣村領知之、

童名彌陀増

号四郎、滿家院小山田村少田在之、

童名彌陀王

八郎 桑東郷中津河少田在之、

女子

牛屎内金波多村領知之、

女子

滿家院内油須木村領知之、

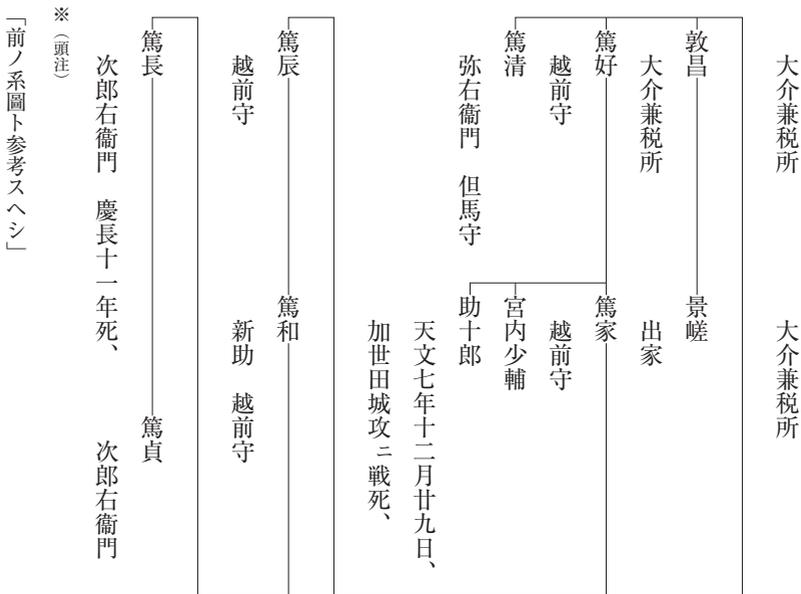
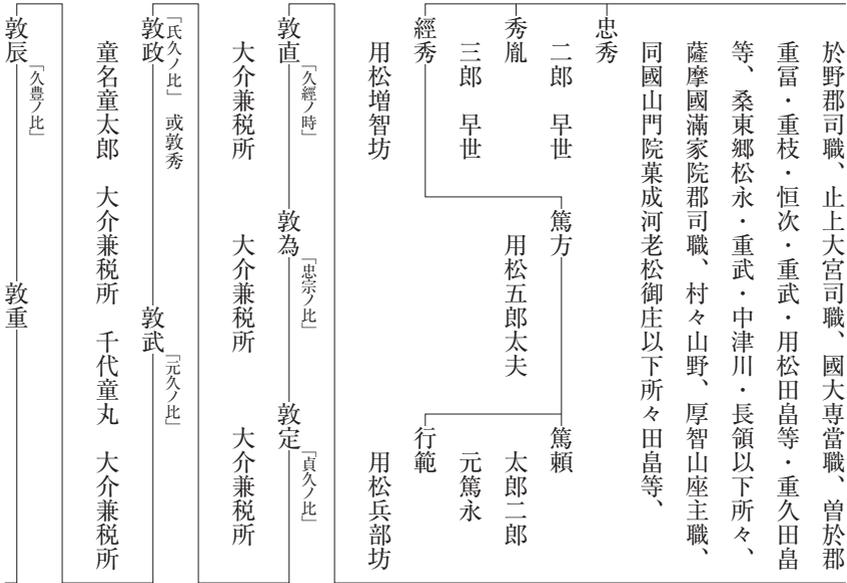
女子

肥後國山房庄預所伊勢庄司合嫁、

滿家院内少田畠在之、

敦胤新系圖敦秀子ニ繋ル、

大介兼稅所 大隅國大介兼稅所職、押領使職、曾



〔諸家大概記〕

一 藤原姓穢所、姫木・重久杯一族ニ而候、穢所ハ、上代霧嶋神領を司り申候而罷居候を穢所介と申、曾於郡邊領知仕候、元弘・建武之比杯専榮申候、文明十五年豊州家より被攻亡候而衰微仕候、穢所治部右衛門嫡家と見得申候而、文書数通所持申候云々、

一 重久氏も同所重久名を領知申候、尊氏將軍之證書数十通有之云々、

〔纂考〕

同郡

襲山郷

鹿兒島を距る事良位十三里なり、東庄内に連り、南國府・清水の両郷に接し、西溝邊郷に界ひ、北踊郷に接す、周廻二十五里十九丁十六間、村落九村<sup>田口村 大窪村 川北村 松永村 重久村 今朝日村 佳例川村</sup>△東郷村 △西光寺村、人員總計六千百九十五人、戸數千四百十七、  
〔△四村ハ西襲山郷也、桑原郡ニ屬 ストイヘトモ今噲原郡ニ屬セリ〕

〔建久圖田牒〕

曾野郡二百廿九丁四段大

〔建久九年御家人交名〕

曾野郡司篤守

〔建治二年石築地役〕

曾於郡

郡田名十三丁〔清水ニアリ〕

下河俣五丁

重久名十三丁〔襲山ニアリ〕

田口八丁〔襲山郷ニアリ〕

大窪六丁 〔全〕

用松十五丁〔踊郷ニ持松アリ〕

川北五丁 〔全〕

重富名

百八十丁以上

此間略ス、

寄郡七百五十丁八段一丈

曾野永利十一丁一反

名主御家人諸二郎兵衛尉重祐

用松二丁四反<sup>②丈四寸</sup>

外數行略、

〔地理志〕

曾於郡 治安元年三月廿一日、稅所氏下向云々、

國初稅所兵衛尉祐滿大夫篤光男領之、大隅國稅所・檢校兩職也、

世々領之、○諸家大概曰、藤原姓稅所氏、姬木・重久抔

一族ニテ候、稅所者、上代霧島神領ヲ司ルヲ稅所介ト云、

曾於郡邊領知シ、元弘・建武ノ比ナト專榮ヘ申候、文明

十五年豐州家ヨリ被攻亡衰微仕候、稅所治部右衛門嫡家

ト云々、○本田紀伊守董親領ノ時、地頭北原三河守辰綱、

天文比、

〔國史忠昌傳〕

〔頭註〕國分宮内、旧曾於郡東鄉村

文明八年丙申春二月二十五日、清水人・曾於郡人攻宮内、

東郷、島津伯耆守豊久及菱刈氏・平山氏亦失臣節、皆國

久・季久之黨也、上文略、此時本田兼親領清水、稅所某領曾於郡、

而國久悔于厥心、二十六日、詣龍雲寺、薙髮懺悔入道、

以告於先公之靈、而後謝罪求降、然猶未見諒也、乃欲盡

致城邑逃之天草・長島之間、出亡、比至出水、家臣遮道

止之、乃皈加世田、國久時領加世田・川辺・山田・鹿籠及高尾野、二

十八日、公遣兵攻加世田城、三月五日、復遣島津友久攻

加世田城云々、

〔國史勝久傳〕

永正十七年八月廿一日、公攻曾於郡、十一月二十七日、

伊集院尾張守以城降、

大永四年云々、初公下曾於郡、以賜本田兼親、

五年、是歲、執政本田次郎左衛門尉親尚譜兼親於公、収

曾於郡、而已自取之、兼親怒、築清水隼人城而據之、親

尚又以横瀬・波留毛・餅田易樺山氏小窪・河北・白崎・持

松等地、亦自取之、樺山太郎左衛門尉信久築城生別府而

據之、與兼親其為首尾相救之備、信久長久之子、兼親之

婿、親尚兼久之曾孫也、

六年四月云々、曾於郡人背本田親尚、北郷忠相因之、五

月二十日、遣族人左京進擊曾於郡、城中有内應者、開門

納之、忠相遂取曾於郡、使族人次郎右衛門尉久利領之、

北郷知久次子左京亮信久孫曰左京忠眞、久利北郷持久之庶孫、

〔據豊州家譜考之〕

文明十五年、曾於郡城主稅所新介帖佐城ヲ襲フ、帖佐城主忠廉亮<sup>修理</sup>突出シテ之ヲ伐ツ、新介敗走ス、忠廉乃之カ路ヲ要シ、新介遂ニ降ル、是ニ於テ忠廉曾於郡ヲ取ル、

〔國史忠昌記〕

文明十五年云々、是歲、島津忠廉執曾於郡領主稅所新介・清水領主<sup>本田</sup>因幡守兼親於帖佐、而求之地焉、新介許之、清水人不可、乃歸兼親、島津支流系圖曰、文明十五年、稅所新介圍帖佐城、忠廉擊破之、新介以曾於郡賂忠廉、與此兼親國親之子也、

〔全忠國記中〕

文安五年、初公如三侯院、陰誘和田正存、正存應之、因與之謀、先攻高木氏、殺殖家或作植家及其父長門守是家、又與蘇郡住人稅所介合謀、逐大隅守護代本田信濃守重經、遂攻島津用久持久更久名用久於谷山城云々、

〔雲遊雜記傳抄〕

應永ノ季年福昌寺奉加帳ニ撮所左馬助敦弘ト見ヘタリ、

文明十五年、稅所新介ナル者島津忠廉ノ帖佐城ヲ襲ヒ、却テ忠廉ニ敗ラレ、遂ニ曾於郡ヲ取ラレケルコト、西藩野史等ニ出レハ、文明六年頃ハ蓋新介ガ時ニテ、敦弘ノ子ニモ當ルナラン、文明十八年十月忠廉飢肥ニ徙ラレシ頃ヨリモ公領トナルカ、永正十六年十一月二十七日、伊集院尾張守此ニ城守シテ叛ケリ、其十二月八日、新納近江守忠武モ志布志ヨリ來テ此ヲ援ケレハ、同十七年、大翁公親將トシテ清水ニ出陣マシク、七月二十四日、宮里孫太郎正豊等新納衆ト姫木石跳ニ戰テ軍勞セリ、八月二十二日、<sup>二十</sup>公進ンテ曾於郡ヲ攻玉ヒ、其十一月二十七日、尾張守城ヲ以テ降レリ、其ヨリノコトニヤ、本田次郎左衛門尉親尚此ニ地頭セシヲ、大永六年十一月、公本田因幡守兼親ニ賜ヒタリ、左アレド、程ナク親尚カ讒ニヤ召上ラレテ、マタ新納近江守忠勝ニ賜ヒ、其ヨリ本田紀伊守董親兼親孫也カ邑ニ併セテ北原三河守辰綱ヲバ地頭ニ差オケリ、天文十七年九月董親清水没落ノ後ハ、北郷讚岐守忠相ノ邑ニ併セラレ、財部筑前守盛住此ニ地頭タリ云々、

5「野邊氏文書」

下 野邊野五政式

〔曾於河村ハ古時小川院ニアリ、實地ヲ問ヘシ〕

可令早領知大隅國曾於河村拾壹町島津上総地頭職・同國入道跡

郡田村小地頭職式拾町惣檢校〔野事〕入道跡△

右人、為勲功之賞所宛行也、者守先例可致沙汰之状如件、

觀應三年四月廿九日

源朝臣（花押）

※（本文書ハ「日記雜錄前編」二二四三号文書ト同一文書ナルベシ）

※（頭注）

「文安三年楞嚴寺文書ニ曾小河ノ内敷祢云々ミユレハ参考スヘシ」

シ」

「地理志」

曾於郡城橘城共云、在重久村、西ノ城・東ノ城・二ノ丸有古昔稅所氏居城也、永正

十六年十一月廿七日ヨリ伊集院尾張守楯籠之、十二月八

日、新納近江守忠武同意ニテ人數ヲ籠ル、依之、同十七

年八月廿一日、忠兼公着陣、十一月廿七日降參ト云々、

「旧記」

永祿元年、北郷忠相曾於郡ヲ獻太守公、これ息忠親ノ飢肥に在城して合戦ニ隙なけれハ飢肥ノ後援ヲ奉頼為也、

「地理志」

松永村 永祿五年五月、平田狩野介宗應ニ當村ヲ賜ハリ、

旧領末吉深川村ヨリ移ル、「此条平田氏系圖ニアリ」

止上神社棟札 弘治二年六月十五日、當且越島津北郷讚

岐守忠相并左衛門尉時久云々、

「地理志」

古城隲有、松永村川ヨリ西ニ有〔南〕、本城ヲ離事五町許、○

傳稱、豊後國凶徒豊州家楯籠ト云々、近邊豊後田ト云所有、

古墓共有之、此所豊後勢戦亡ト云々、

「本田氏親譜中」

隅州清水・姬木・曾於郡者、稅所某之領也、然稅所合意

〔粟注ニ應安中〕

於求麻背太守、動相良來曾於郡襲太守、故氏久主屯咲隈、

正宮之上也、社家信濃守從守護方、故如此、經三年、陷姬木城、為守護代賜氏親及息親

治、不幾陷清水城、是亦賜焉、後又戰湯之嶺、討取稅所之息男、河野氏之所考、自家新譜、永和二年、攻取姬木・清水兩城、使親治守焉記矣、今按、永和二年無所考、當應安年中、知者糺之、此時雖負氏親深手、其命全矣、

〔本田因幡守兼親譜〕

大永二年兼親年六十一壬午八月五日、忠兼主賜兼親誓書、其所以然者、永正十六年己卯十一月廿七日、伊集院尾張守背忠兼主、楯籠曾於郡城、同十二月八日、新納近江守忠武合意於尾張守、遣士卒於曾於郡城、同十七年庚辰八月廿一日、忠兼主着陣攻之、無功、忠兼公①幼自幻與兼親為親子約、故兼親年五十九怒不利戰、定死於一途、堅我清水、數謀數戰敢不退、終城兵勞、同十一月廿七日降參矣、大概舉此功、將來不變約也、

6 〔正文本田氏藏〕

けいやくしやうの事

一ようせうよりしんしのけいやくいまにあいかはらす候、しかれハすきしゆミヤにそのこほりの事すてにてきしやうになり候をも、その一人ふミこたへられ候ゆへ

に、ほとなくてにり候、そのほちうくちうせつ  
の事、ゆくすゑはうきやくあるましき事、  
一みかハふしいよくとうかんあるましき事、  
一ふしんのしさい候するときは、たかひにかたりひらく  
へき事、

みき、このてうくよきなくほうめんをひるかへし候、  
右條之一言一句偽申候者、

奉始上者梵天帝釋四大天王云々、下文略、

仍起請文之趣如件、

大永二年壬午八月五日 〔勝久ノ初名〕  
修理太夫忠兼判

本田因幡守殿 〔兼親〕

〔本文書ハ、旧記雜録前編二、一九七三号文書ノ抄ナルベシ〕

〔本田兼親譜〕

大永六年丙戌、島津實久望為忠兼王之継子、行潜謀、忠兼主憂之、同年十月、授國家之政事於相模守忠良公、而被遣南郷城、玄佐自記世録記少異、不知何是、今所考據世録記、其後忠兼公往伊集院、重封日置於忠良公、當此時國中未一和、故忠兼主欲使兼親押其他豪傑、以有功於一和、而同年十一月四日、賜曾

於郡城於兼親、略見樺山自記、故并所  
賜證狀以兼取其理矣。

7「正文本田氏藏」

就頼入候儀、曾於郡之事所宛行也、仍可被抽忠節事專

一候、恐之謹言、

〔大永六年丙戌〕

十一月四日

忠兼判

本田因幡守殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇四九・二〇五二号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本田三河守親安譜〕

忠兼公賜父因州曾於郡、時公之執事本田二郎左衛門尉親

尚久兼之沮之、公由是収曾於郡、親安父子恚之不朝、惡親

尚猶邦内也、

〔北郷氏譜中忠相傳〕

本田領曾於郡士卒、頃年背主命、過半通志於忠相、故大

永六年五月廿日、一族北郷左京亮忠真・加茂民部ヲ清水

ニ遣シ曾於郡ヲ攻取ントス、時ニ至テ新納モ又同曾於郡

ニ出張シ、陷城我有トナサント計ル処ニ、曾於郡陣中ニ

忠相偏頗ノ者多テ、味方勢ヲ盡城中ニ招入ケル故、城郭  
容易攻落、加茂民部・有田加賀勇々數抽戰功ケル、斯テ  
曾於郡為忠相領、北郷二郎左衛門尉久利地頭トナツテ守  
護シケル、

〔参照〕

四代忠崇六男

資忠——義久——知久——持久——敏久——數久

忠相

左エ門尉

讚岐守

忠親

尾張守

〔全忠相傳〕

享祿二年十一月廿八日、與本田氏戰于春山原、本田カ士

卒五十余人ヲ討取、同三年庚寅、本田再曾於郡ヲ我カ有

トナサントス、祁答院伊勢守重武力ヲ本田ニ合セン為曾

於郡ニ出張シ、城兵防戰ト云トモ多勢ニ無勢、不叶シテ

城ヲ本田ニ付シ、地頭北郷二郎左衛門久利都城ニ帰、其

後忠相兵ヲ卒又曾於郡ニ発向シ、西之城ヲ圍ミ、已ニ屏

涯ニ攻登リシニ、本田カ住城清水ヨリ敵軍多勢救來テ、

防禦尤堅固也、故忠相退陣ス、此日、北郷左京亮忠真・井ノ上半左衛門城戸口ニテ戦死、

〔國史貴久傳〕

享祿二年冬十一月、北郷忠相與本田氏戦于春山原、獲首五十二級、曾於郡郷有春山原、

享祿三年云々、是歳、本田氏攻曾於郡、祁答院氏助之、地頭北郷久利不能禦、以城授本田氏而去、北郷忠相救曾於郡、不及、乃圍西城、清水人来救、忠相引去、曾於郡城西有西城

〔北郷氏譜忠相傳〕

清水城主本田董親・其子親兼背公、剩洪谷・北原ニ通シ、騷動境内、企逆乱シカハ、忠良公発向于宮内、可被攻清水城由聞エケレハ、董親以曾於郡城忠相ニ付シ、頼ニ頼ト云トモ、董親内々心ヲ洪谷ニ通ス故、公無御許容、去トモ忠相調略シテ招出董親父子、兎角相調ケレハ上和下睦、未幾ルニ果シテ通心于祁答院・北原、又起禍乱、時

ニ伊集院忠明運策于帷幄、天文十七年八月朔日、襲取日當山、北原カ宗徒臣百余人捨命雖防、ヤハカ可向面、忽落去ス、本田刑部少ハ姫木城主也、本ヨリ董親トハ隔胡越コトナレハ、同九月五日、公ノ勢ヲ招入于城中テ碎北原力衝、敵雖競防、争力以テ可對、忽破ル、同六日、味方発向于清水、無防戦者、同八日、忠良公進旗向ハセ玉、本田争カ對スヘキ、同九日、董親父子捨城逃庄内、頼忠相テ僅ノ命ヲ継ケリ、同十四日、公至玉ヒ清水、平隅州逆徒、安玉ヒ民ケリ、

〔參照〕

北郷尾張守數久——讚岐守忠相——尾張守忠親  
大永元年死、永祿二年死、

永祿元、以曾於郡地献公、是息男忠親飮肥在城合戰隙ナケレハ為奉頼後援也、

〔纂考〕

鶴ヶ城松水村 同村にあり、一名を豊後山と云ふ、土人相傳へて曰、豊後の兵此城に據りしか、城陥り、當城より一里余王子坂王子坂大窪村にありにて城兵悉く戦亡す、因て其坂を豊後城と呼び、又當城と豊後城との間に豊後冢フシゴツカといへる

叢林ありといふ、事實詳かならず、

〔勝久譜中〕

永正十六年十一月廿七日、伊集院尾張守為長本起謀叛、  
楯籠曾於郡城、十二月八日、新納近江守忠武籠軍兵於彼  
城、

〔國史忠隆傳〕

永正十六年十一月廿七日、伊集院尾張守舉兵反、據曾於  
郡城、十二月八日、新納忠武遣兵助之、公遣肝付三郎五  
郎兼演等擊尾張守、兼演兼光之孫也、肝付兼光ヲ見第十二卷、  
永正三年、曾於郡城即橘  
木城  
云々、

〔年代記〕

永正十七年八月廿一日、着陣於曾於郡、十一月廿七日、  
伊集院尾張守・新納近江守忠武之士卒降去其城、属無為  
也、

〔此条島津國史、廿一日、公攻曾於郡、冬十一月廿七日、伊  
集院尾張守以城降〕

〔樺山玄佐自記〕

大永元年五月十日云々、扨忠兼様奉行衆之内本田次郎左  
衛門尉ト云悪者有テ、大隅曾於郡地頭を領しけるが、天  
久保お  
くほ・河北・うす崎・持松を望取、其打替横瀬四町・帖  
佐青毛・餅田、其外④かしこ拾八町を合せ、彼四ヶ所知行  
⑤す、樺山にのミならず悪逆諸人歎之云々、〔本田カ〕

〔本田兼親譜中〕

大永二年壬午八月五日、忠兼主賜兼親誓書、其所以然者、  
永正十六年己卯十一月廿七日、伊集院尾張守背忠兼主、  
楯籠曾於郡城、同十二月八日、新納近江守忠武合意於尾  
張守、遣士卒於曾於郡城、同十七年庚辰八月廿一日、忠  
兼主着陣攻之、無功、忠兼公自幼與兼親為親子約、故兼  
親怒不利戰、定死於一途、堅我清水、數謀數戰敢不退、  
終城兵勞、同十一月廿七日降參矣、大概舉此功、將來不  
變約也、

〔庄内平治記〕

本田か領地曾於郡の士卒等、其比主命ニ背て過半忠相ニ

心を通ず、故ニ大永六年五月廿日、忠相一族北郷左京亮〔忠真〕・

加茂民部ヲ清水ニ差遣シ曾於郡ヲ攻取ントス、時ニ至テ

新納〔忠勝〕も又同じく曾於郡ニ出張し、彼城ヲ陥れ我有となさ

んと計る処ニ、曾於郡の陣中ニ忠相偏頗〔反しノモノ〕の者多テ、味方

の勢ヲ尽く城中ニ招入ける故、城郭容易攻落し、加茂民

部・有田加賀勇々敷戦功ヲ拙てける、かくて曾於郡は忠

相の領と成、北郷次郎右衛門尉久利地頭となつて守護し

ける、

※〔行間〕

〔其後享祿三年、本田董親及祁答院伊勢守重武兵ヲ合セ之ヲ攻

ム、久利委テ去ル、本田氏ノ邑ニ復ス〕

〔本田兼親譜中〕

大永六年丙戌十一月四日、忠兼主賜曾於郡城於兼親、略見 榊山

自記、

8 〔本田氏藏書〕

〔本文書ハ七号文書ト同文ニツキ省略ス〕

〔庄内平治記〕

享祿二十一月廿八日、北郷忠相ト本田ト春山原ニテ合戦

シ、本田カ士卒五十余人ヲ討取ヌ、忠相ト日来不快、去

ル大永六年ニ忠相曾於郡ヲ陥レ領地セラレシヨリ此方、

本田力鬱懐胸ニミチ、享祿三年庚寅、曾於郡ノ城ヲ攻テ

再ヒ我有ニナサントス、祁答院某モ本田ニ力ヲ合セン為

メ曾於郡ニ出張ス、城兵防戦トハイヘトモ多勢ニ無勢、

叶ハスシテ城ヲハ本田ニ付属シテ、地頭北郷二郎右衛門

尉久利都城ニ帰リケル、其後忠相兵ヲ卒シ又曾於郡ニ発

向シ、西ノ城ヲ押開〔圍ム〕、已ニ堀涯ニ攻登リシニ、本田カ住

城清水ヨリ敵軍多勢救来テ、防禦尤堅固也、忠相此城ノ

輒ク攻落カタクヤ覺リ速ニ退陣セラル、此日、北郷左京

亮忠眞・井上半左衛門城戸口ニテ戦死セリ、茲歳忠親男

子生、二郎忠豊ト号ス、後左金吾時久ト改ム、下文略、

9 〔本田氏藏書〕

※ 大隅國東郷六町并日當山城用富名六町、以上十貳町之事、

為奉公賞所宛行也、早任此旨、可被安堵之状如件、

※ 天文十四年卯月十八日 貴久判

本田紀伊守殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二四九七号文書ト同一文書ナルベシ〕

「文明記ノ末ニ、長祿二年ヨリ弓箭出来、於所之致合戦云々、

高津修理亮忠廉手柄分ニ隅州東郷城責勝ツトアリ、此城モ東

郷村ニ係ルカ」

※〔頭注〕

「今東郷村ノ地ニ係ルカ、古桑東郷ノ地名アレハ、實地ニ入テ

照考スヘシ」

※〔行間〕

「此日大隅國之内牛根三町・同城付邊田三町・二川三町・境三

町、合十二町ヲ與ヘシ文書牛根郷ニ載ス、参照アルヘシ」

〔國史貴久記〕

天文十四年四月十八日、公賜本田董親大隅國東郷・牛根・

辺田・二川・堺等合二十四町之地、

〔名勝考〕

高千穂神社「田口村」諸社一覽〇今名西霧島宮、西  
とは東霧島宮あるに對いふ。

奉祀正殿瓊々杵尊・彥火之出見尊・葺不合尊・神武天皇、

以上四神  
各為一座、東少宮、右腋國常立尊・高皇產靈尊・伊弉諾尊・

天照大神、以上四神  
合為一座、西山王、左腋大汝命・國狹槌尊・惶

根尊・神皇產靈尊・伊弉册尊・素戔鳴尊・正哉吾勝尊、

以上七神合為一座、〇以上を六社權現と稱す、事ハ寶曆六年霧島宮の社司  
頭取橋本休太夫が呈状に見えたり、今見に、本宮内陣に神像奉安の神藏六  
基あり、瓊々杵尊より神武天皇まで各一基つ、四ありて、某神の名帖を附  
く、其少宮・山王社ハ左右に一基つ、あり、并に朱漆金鍍、結構精緻、錦  
帳殊條赫耀として眼を炫マシカ知し、  
此内陣本陣の第一の莊麗といへり、

在麿府良位十三里餘、高千穂峯之西麓二里、〇例祭

年中數十度、就中、正月元日朝、神前の齋庭に三の

榊を敷、神人等立之、各手に真榊を持て四方に向ひ

米を散す、以て神代の故事とす、祝辞あり、日向風

土記に散米の事見ゆ、又謂之字知末伎、今散錢とい

ふハ散米の代にせるにて、散米錢の略語也、

社記曰、上古の神厩ハ今の宮地より東一里十町程の瀬戸

尾に在り、延曆中山上炎上の後、村上天皇御宇當分の社

地に遷座あり、寺記に、天曆中性空上人瀬戸尾よ

文曆九年十二月、霧島山大に火を發して神厩寺院咸丙丁

の災に値ふ、此時神代の靈寶・傳記・宣命等盡く燒失せ

り、於是文明中まで凡二百六十年一假宮の躰なりしを、

文明十六年甲寅、先君忠昌公釋兼慶に命して祠壇を新

建せしめ玉ふ、今の厩地ハ即村上の御宇遷徙て改建の處なり、又文明後、寶永二年乙酉十二月十五日炎上す、正徳五年、淨國公御再興、即今神厩なり、按、小林瀬戸尾權現社あり、相傳云、文曆中霧島炎上の時勸請す、是を霧島中央六所權現といふと云々、中央といふハ即追門丘にて、所謂二上岳とは今の東峯と御鉢の事にて、其交の低き處を追門丘とも中央ともいひしと見えたり、又神厩追門尾に在し時は高千穂宮ともいひしにや、凡瓊々梓尊の厩號を高千穂宮と称せし例ハ、日向國児湯郡妻神社の内高千穂宮ありて瓊々梓尊を祀りしにて知へし、續後紀承和十年九月甲辰、日向國無位高智保皇神奉授從五位下、又三代実録天安二年十月廿二日、授日向國從五位上高智保神從四位上、此日向國と計記されて郡名なければ詳ならねと、上古追門尾に在りし時ハ日向國內なり、霧島靈應記曰、弘安四年閏七月朔日、按、元史作八月一日、和漢置閏之差耳、蒙古入寇の時、當宮に奉幣ありて奇瑞の事を載たり、又松齡公征韓の役に臨ミ玉ひ御願文一通及御歸朝の時奉納の御鎧一領、其餘世々獻納の刀劍等多し、御鎧は黒革絨にて、袖端には小き十字御紋、外ハ藁荷花の紋を附らる、

是神明冥加の義を取玉ひしといひ傳ふ、謹按に、當時是より前豊太閤來犯し、國難海に臻り、民窮し兵疲れ人心甚安からず、加るに、日本諸將と遠く絶域に航し、互に摧陷の殊功を立んと欲す、實に危急存亡の秋なり、於是公所頼は惟是天神地祇にして、其默禱切至の感應、靈鷲天に翔り神狐地に走る、故に凱旋の日、朝鮮にて召れし御鎧を以て賽愿の為に御寄進なされしと申傳ふ、誠に仰て始終の御心勞を察し奉るべき事共なり、又慶長十九年松齡公より霧島座主職へ賜ふ書に、宮廻の掃除可被入念候事、附せたを霧島領之分路作、無油断可被仰付候事と云々、この路作とは、慶長十八年迄山上炎て沙石路を塞くを以てなり、

○税所祠在本宮西掖、所祭藤原篤如の靈と云、如一本作之、

社記曰、人皇五十九代宇多天皇七世孫左少将正五位下藤原篤如、後一條天皇時、為霧島社務職、治安元年辛酉三月廿一日、一本廿日、一作る、下向大隅國、因嘗神稅事、謂其官所曰

※税所、篤如卒而後崇其靈也、篤如子孫有稅所氏、姫木・重久・野添・馬場等皆其支庶たり、稅所氏嘗

霧島神領、祥見諸家大概等、

※(頭注)

「姫木ハ大中臣姓トアレハ非也」

○野神六社大權現在本宮坤  
半里許

奉祀天御中主尊 高皇產靈尊 天照大神 天萬栲機千々

姫命 天忍穗耳尊 玉依姫 以上合六座、相  
傳称本宮御祖神

○天子明神在本宮坤一  
里田口村

奉祀蛭児 天忍日命 天穗津大来目命 以上三座、

姓氏録曰、大伴宿祢、高皇產靈尊五世孫天押日命之後也、  
而天孫彥火瓊々杵尊神駕之降也、天押日命・大来目部立  
御前、降于日向高千穗峯、然後以大来目部为天靱負部云

々、此地にこの二神を齋祭イハヒする事、最其理ありといふへし、

附而按に、本藩の肝屬氏ハ蓋大伴宿祢姓にて、天押日命  
皇孫に従駕し奉り、遂にその支庶當國に止て住て、遐胄  
肝屬諸郡を押領せしも知るへからず、伴の単姓に改めし  
ハ、弘仁十四年四月、大伴宿祢為伴宿祢、觸諱也と見え  
たり、

○稲葉神社在本宮坤方  
一里田口村

奉祀木花開耶姫 倉稻魂 猿田彦大神

社記曰、太古木花開耶姫為皇孫卜定稲田之稻穗、以嘗之、  
依其意法、嘉禎年中、橋本氏依神告卜定御影迹、求神田

于此、今此田稻積イヌヅミ毎年八月廿五日為新嘗之神供、又二月

初酉日祈年祭、奉備千種、祭御田神、今按、この卜定田

の事ハ笠狭宮カサの所に見えたり、後世に准て見る時は、卜

定田の事ハ何の國郡と預定られて、而其卜食サチに當たる處

をハト定田となさる、事なり、此處なども皇孫の皇兒降

誕ませし時卜定田に當し御田代ミタシロなりしも知へからず、又

皇孫降臨の時稻穗の縁もありて、今に至り不蒔稻マキヅクイヌとしてこ

の霧島キリジマにハ艸叢クサガらの中などに自然生の稻産ハユる事あり、皆陸

稻イヌなり、今俗に霧島稷モチなど、て陸種ツチイヌの稻を傳へいふハこ

の峯より出し種也けり、

○待世祠マツセニシロ在本宮坤方一里田口村、今松瀬と書な  
本義なるへし、奉祀本宮に同じ

社記曰、文曆元年甲午十二月廿八日絶頂神火の時、神殿  
灰燼、于時神輿カガキ并不断火ツグヒを搔負カガキひ奉り、  
待世村マセムラに柴扉ハヒを締ヒて奉齋イハヒこと二百三十年にして、文明

十六年甲辰、今の地に遷宮す、因て此行カキマヤ席の跡を假宮と

称へり、待世とは災を避て後遷座の世を待  
の義といへる説ハ附會なるへし

○市岐明神イチマク在本宮坤方二  
里大久保村

奉祀天神玉命 天八坂彦命

○飯富明神イヒトモ在本宮離方一  
里大久保村

奉祀岐志爾保命 天日神命

○七社明神在本宮兒方二里川北村、俗稱尾谷

奉祀八十柱津日命 神直日命 大直日命 天伊佐布玉命

天表春命 天背男命 經津主命

以上本宮の支廟とす、

○御手洗川 在本宮之下二里龜石坂之左、川中に水神丹生祠あり、水其側

涸渴、毎歲如是、按、爾雅所謂澗水と云者欵 积水云、夏有水冬無水曰澗

○兩度川の類なるべし、积水云、一見一否云澗、疏泉有時出見有時不出而乾

涸也

○華林密寺は本宮の右脇に在り、別當寺とす、又多寶塔

自 松齡公始と云、華林寺記曰、當社は、欽明天皇御宇、

慶胤上人建立之于瀬田尾、天曆中、性空上人今地に遷宮

す、按、薩隅の佛法を傳ふ、持統天皇より始る、往古上

人なといへる僧の有るへき事ならず、朝野群載、花山法

高僧傳云、性空延喜十年生、同十九年十歲始持法華、承平七年二十八歲

皇書写山上人傳曰、沙弥性空者、東京人也、父從四位下

父承平六年橘朝臣善根、略、二十七加首服、後年從丹到日向國、三十

年登寂山、師茲慧僧正、辭歸日州、結菴霧島住居四載六遂出家、籠霧島山、讀誦法華、日夜無餘念、山菴幽宗、

無四隣、略、此後一鉢屢空、齋儲并日、然無飢苦數年、後去霧島、更移住筑前、本朝通紀曰、性空居霧島四年矣と

天曆一年あり、而に華林寺神德院・錫杖院等皆謂性空天曆中寺院

を建立すと、性空雲水の◎焚納僅に四年間に神窟及伽藍を

新建する事叶ふへき事にあらず、是は天曆中に神社再興

ありしを性空に諉註しと見えたり、○又霧島縁起之内二

十卷、平家四の卷、丹波少將成經被配流于薩摩沖小島之

時、有詣霧島山之詞書、曰、夫より室町、船引、大山と

て、月影日影ももらす深山の寝たる石巖をしのきて越

はて、日向國西方島津の庄につき給ふ、彼庄の内に朝鞍

野といふ所に一峯高くしてそは立り煙たえせぬ所あり、

日本最初の峯霧島の嶽と号す、金峯山・富士山の高ねよ

りも最初峯なるか故に、名けて最初峯と云、六所權現の

靈地也、かのいたゞきにイワヲ六有、長時に猛火もえあ

かりて、雲につゞきていつとなく黒泥ふり下て、ツ、ク

末なん十里とはかることなし、然とも彼嶽何本地共不知

ける、播磨國書写山を建立してましくける聖空聖人彼

峯に登山して、我此神の本地を礼奉らんと誓給て、七日

參籠して法華經を讀誦せらる、五日と云子刻計に大山振

動して岩クツレ、猛火もえて殊に烟ウズマキて、暫計し

て、マハリ一二丈ソノ丈十餘丈計ある大蛇、角は枯木の

如にして、イカル眼ハ日月の如くにカゞヤキ、大にイカ  
レルサマニテ出来給り、聖人はを略中成經參籠して、我サ  
ツマ方へ行ナンノチは、再び旧里に歸らん事も難知けれ  
ハ、社參して後世を助からんと思ふそと有けれハ、アツ  
カリの武士ナサケ有ける者にて、何か苦しく候はんとして  
奉供て参りたり、誠に地形勝れて兆方世に越たり、タメ  
シ少きも所<sup>「タマ、」</sup>、少将餘に名残をしく、七日參籠して法華  
廿八品石面に書写して籠奉りて、卒都婆を作り、五輪を  
キサミ、梵漢両字を書なんとしてワスレ形見を残し、桜  
※梅自ウエオキ、サマ／＼彼山に形見を残しなるとして御  
宿に下向あり、少将月日重るに付ても只古郷のミ戀しく、  
ゆふな／＼に及ひけれハ、今様をうたひ、朗詠せしなん  
と心をスマシ、涙を流し、イツト無<sup>⑧</sup>シホタレ、<sup>下</sup>今以  
上の文を併考るに、性空の比まては高千穂宮の神厩のミ  
有りて、所謂本地堂なんといふもの未たなかりしと見ゆ、  
さて其後に六所權現といふから、六觀音といふを本地と  
習合したるなるへし、又最初峯といふことは華林寺縁起  
の中にも見えて、日本大八洲の最初に出来し山なりなん  
といへれと、こは皇孫の尊の初て天上より此地下へ降臨

なし玉へる峯なるほとに、かく最初とはふるく称へ來し  
ものなり、そも／＼此霧島山大むかしより名高く、世  
人も貴ミ詣けるハ、皇孫の降迹といふを以ての故なるに  
日州白杵郡延岡嶺に高千穂大明神といふ有から、近比ハ  
其山をも古の高千穂峯そといふ俗説の出来て、今はいつ  
れか高千穂峯の真蹟てふ事決かたく、世俗も其か説に惑<sup>ツ</sup>  
されて疑を挟む事と成れり、又この山の事は書紀などに  
も襲の高千穂峯・添<sup>ソツ</sup>の峯ともありて、山城風土記に日向  
曾之峯天降坐神とも見え、いと後の世なからも桓武紀に  
曾の峯と書<sup>シ</sup>されて、紛<sup>マ</sup>ふへくもなき證據あるを、世の人  
こ、ろさかしらに成ていろ／＼に鑿<sup>ウ</sup>てる説共をいひふら  
す事とは成りぬ、猶高千穂宮の所にくはしく辨へぬ、

※(頭注)

「元祿中、覺慧か霧島行ニ曰、望金剛門、顧櫻花而問、往時丹  
波少将成經七日七夜參籠、自栽梅櫻、今何處之有乎、老僧對  
曰、梅則不知、櫻則是花、指路頭數圍古木、実可經五百年春  
乎、今遇開花之候、憶昔之情更深矣」

○霧島四十八池といふは其凡數をいふ、粗左に挙ぬ、一  
長池<sup>ナガ</sup> 縦五十間東西・欽池<sup>チン</sup> 縦百間北南・國見池<sup>クニミ</sup> 縦横各十  
横四十間南北 横八十間 五間程 後庵池<sup>ノチ</sup> 縦

各十五・金剛界池縦横各百・胎藏界池縦百六十間・琵琶池縦五十間東西・横廿五・大波池縦二百間東西・弓弦葉池・真荷田池以上曾於郡・雄池・雌池・籠山池・虚池・肌間池・御手洗池原郷・動池・速水池・山神池・柳池以上都・小畑池小・柴池・岩屋池・六観音池・甌嶽池以上飯・石原池・杓子池・沢原池・岩屋池以上古・三日月池栗野・沢泥田池財部・米池加久・沢原池馬嶽・此等ハ皆霧島嶽の山足に自然と溜となりし池沼にて、太むかしより水田などに墾して潰れたるも限りなき事と聞えぬ、書紀に、皇孫天降於日向襲之高千穗峯矣、既而齋肉胸副國自頓丘寛國行去、立於浮渚在平地とあり、是上古の時はこの嶽の四陲は池沼のミなる故に、小高き頓丘を傳ひ、又水流ある所にてハ浮渚のある平なる地を見立て、其上より經過玉ふ御道の行状なり、さて當時の次第を想ひ見れハ、是の山上よりして日向の方に枉て過りつ、彼處此處に立寄て可都の邑里を臨觀玉へるを立しとは書れしなり、今にも貴人の過臨を御立寄といひ、駕を今にも貴人の過臨を御立寄といひ、駕を駐るを馬を立、又轡を立るなど称ふるをもても見るへし。

10 丁第百七十三号

大隅國瞻吠郡田口村 瞻吠郡田口村 戸長役場  
霧島神宮

現境内反別五拾四町六反四畝拾六步

是ハ現境内官有地第一種へ編入

旧境内反別式千四百式拾町壹反六畝拾五步

是ハ境外官有地第三種へ編入

同三畝拾六步

是ハ境外民有地第一種へ編入

右ハ、地租改正ノ際、神社境内外區別之儀其筋江及稟議候處、前記之通聞届相成候條、此旨相達候事、

明治十五年八月五日 縣令

「名勝考」

高千穗峯 書紀○古事記作高千穗之山、布流多氣、序作高千嶺、○風土記作高茅穗、○今言霧島嶽、舊事大成經作切嶼山、○今按、高千之高原、千猶如千五百之千、穗如水穗之穗、○風土記以為高千穗者貴富之謂也、一説、高高山、千獨秀、穗穎出于上之稱、並言此山也、翹楚於千萬峯、一説、千穗祝稱、峯有櫛生稻穗、故名、○詩客の字を弄者、千帆嶺と作、亦聞羊峯・驚羊嶺、走虎嶺、躑躅山等は映山紅に就て名を設るにて、亦大隅州を霧洲なと書り、

在麿府良位十三里

此地今日向・大隅兩國之界在山半、東屬日向諸縣郡、西

屬大隅嶺郡、然書紀以下曰襲之高千穗、亦曰添之峯、

續紀所謂贈於郡曾乃峯即此、此地古繁襲國故也、猶曰駿

河之富士山耳、書紀曰、皇孫天津彥之火瓊之杵尊離天磐

座、且排分天八重雲、巖之道別道別而天降於日向襲之高

千穗峯矣、是天照太神の勅をもて皇孫を葦原の中國に

君臨玉はんとて此峯上に下着玉へりをいふ、古事記に云

々、於天浮橋、宇岐土摩理蘇理多々斯弓、天降坐于竺紫

日向之高千穗之久土布流多氣云々、此文古語にして解か

たきよしいへり、然とも共に此霧島嶽に降到玉へるに至

てハ異なる傳なし、姓氏錄序曰、天孫降襲西記之時、神

武臨夏東征之年、○懷風藻序曰、襲山降蹕之世、橿原建

邦之時、

○一名穗日二上峯穗日ハ、古事記に日向國謂豊久土比泥別と見え、久

る、そは穗日を活用かせし詞也、並に日神之御孫始て臨觀玉へるを以て替ていふ名なり、書紀曰、皇孫遊行之状

也者、則自穗日二上天浮橋、立於浮渚在平處、而齋宍之

空國自頓丘竟國行去々、

○二上者、此山上二峯突峭、東號矛峯、屬諸縣郡絶頂建矛、

○塩土傳曰、霧島山上建靈矛、神代舊物也、通證曰、此乃天孫所自從之矛也、与所謂以天瓊矛指立於礮馭廬島之

上義同、又曰、廣矛者、大己貴神平生裝齋、人望所畏、

故奉授天孫、所以示歸順之驗於國內也、山上之靈矛は即

廣矛にして、今俗に天之逆矛といふ、逆は朝日之逆逆昇

なといふかこことく茂矛の義にて、猶善矛といはんか如し、

通證曰、今諸社祭有幸矛、先導神輿、蓋此標也、又曰、天皇即位之日、執柄臣振茂戈、侍立君前、專以稜威武備云々、

故大己貴命曰、以此矛卒有治功、天孫用此矛、治國必平安、蓋皇孫

降臨于高千穗峯也、警蹕前導、行叱且呵、故曰、稜威之道別道別、猶如後世天子親征行裝也、既而邦内服從、天

下無事、因樹此矛于山上、而鎮標萬世之下、猶如示解嚴

而無復用干戈也、是乃與夫神功皇后以所杖矛樹於新羅王

門義正同、抑亦古之俗也欤、久安百首前大納言隆房卿哥

に、神さひていはへる矛の見ゆる哉こはよも山の人の守

りか、通證曰、靈矛長八尺許也、此其銚を併ていふなら

ん、今其銚ハ折て幹のミ立り、其長六尺、圍一尺許、銚

刃に近き所、長鼻大眼の面像を左右に起し成り、其銚は

文祿元年山上炎たりし時燬折しを移奉れりとそ、今山の

東南三里許の山足に安置して荒嶽權現と齋ひ祀る、即神

體なり、此處は郡城の内不動、その銚の長さ一尺余、鐔の如き

所に雲像を鑄附しと見えたり、所々土食して小指頭許に

穿てる痕あり、鉾幹ともに金なれとも、何金たるハ鑿定かたし、山上なるは其色縹緑、鉾ハ黝黒色をなす、蓋露處と室藏との異なるへし、余か皆親見を以書す所也、天明初年、慶府下有點商池田某、新鑄偽矛、配立真矛側、周圍形製稍倣之、噫名分之贗、僭越之醜、深可以疾矣、而某始立偽矛于山上、時怪異百出、尋某發異疾暴卒、其子又為顛疾無狀、至于自拔刀斫位牌、因問命於卜者、曰、摸造靈矛之僭、自致招咎、全家(喪服)、即除去偽矛矣、先是庚戌之夏、源清東知伏水邸日、嘗遊京師、而謁明經博士伏原宣條卿、卿曰、高千穂山上之靈矛者、実神代舊物、先皇寶器、夫天地之大、古今之遠、其變曾幾乎、而訖立以訖于今、誠可貴矣、比屬如聞之、一賈豎摸作靈矛配立其側、有諸、清東愕然對曰、山中罕到未之聞也、卿曰、有則是大不好事、早救之矣、渠必雖愚妄所為、恐使後世開偽端矣、蓋卿聞之橘東逸者云、清東還郷而將告于朝、既而聞撤去之、因使余書其事以報卿、未果卿亦没矣、可惜、夫且通證曰、近世島津義久配立新矛、是妄誕、未曾有之者矣、谷川氏何由誤書之乎、亦可怪之甚也、○西號火常峯、屬嶺郡、即二上之一峯也、火常炎、後世終陷凹、

今俗呼其火坑称御鉢、其状空豁邃深、目下數百丈、人從其上邊如馬脊、行足甚危慄、既又歷數險則矛峯矣、今併東西兩峯謂之霧島嶽者也、この西峯ハ今は巔較平夷に成しかは、俗に御鉢と称ふ、君美記に御池といふ是なり、此西峯と東峯との間を迫門丘といふ、昔時ハ霧島神社茲に在しかとも、度々炎上にて峯崩れ岡陥りたれハ、神社を遷坐なし奉る、而迫門丘とハ二上峯の中央にて凹處なれハいふなるへし、セトクマ 鬮を脊撓馬とも脊戸馬とも呼か如し、俗に瀬戸尾とも瀬田尾とも書けり、西峯炎上之事、粗左に拳ぬ、續紀桓武帝延曆七年秋七月己酉、太宰府言、去三月四日戌時、當大隅國贈於郡曾乃峯上、火炎大熾、響如雷動、トコヤ 及亥時火光稍止、唯見黑烟、然後雨沙、峯下五六里、沙石委積可二尺、其色黑焉、○今按、凡霧島西峯即火常峯炎上の事、續紀所載國史に見えたるの始なるへし、其社傳に記す所ハ仁安二年是年六條天皇子亥歲也より起れり、後又文暦元年十二月廿八日の炎より大なるハなく、是時祠宇皆燒盡すと見えたり、是四條天皇甲午歲にて、按に、加茂長明方丈記に、元暦二年の比、大になみふる事侍りき、其さまよのつねならず、山は崩れて川を埋ミ、海はかたふきて陸を

ひたせり、土さけて水わきあかり、磐われて谷にまろひ  
 いたり、渚こく船ハ波にた、よひ、道行駒ハ足の立とをま  
 とはせり、況や都のほとりにハ、在々所々に堂舎塔廟一  
 としてまたからず、或ハくつれ、或はたふれぬる間、塵  
 灰立上りて盛なる煙のごとし、地の震ひ家の破る、音雷  
 にことならず、屋の中にをれハ忽に打ひしけなんとす、  
 はし出れハ又地われさく、羽なけれハ空へも上るへから  
 す、龍ならねハ雲にもほらむ事難し、おそれの中にお  
 そるへかりけるは只地震なりけりとこそ覺侍りしと云々、  
 當時地震のすさまじき事、長明親見知たるにてこそ、此  
 震動の後霧島山も崩陥り、矛なんとも燬そこね、西の峯  
 も焼土しけん、その世のありさま書せし文を見て、王  
 室陵夷し、風俗頽廢し、実に武家權を握り、天下革命世  
 道一變の時運にや、護身の璽となし給ふ寶劍さへ西海に  
 沈ミて再び天上に還り入らず、いとくいみしき世にて  
 そありける、さらハ此山上の靈矛の折そこねしハ、実に  
 皇綱紐せず權武力に歸するの前表にてそありけらし、こ  
 の後久しく熄<sup>や</sup>て、天文廿三年より弘治元年に至り又炎<sup>モユ</sup>、  
 天文廿四年即改元弘治、是歳後奈良  
 帝乙卯にて、加賀國白山亦炎たり、永祿九年九月九日又火を發し、

人多く焚死す、是歳正親町帝丙寅にて天下大亂、天正四年より同六年に至り  
 また炎、天正四年正親町帝丙子歳也、是歳鎮西大亂なり、慶長三年より五年に至り炎、三年ハ後陽成帝戊戌也、是歳豊太閤薨、後五年關ヶ原合戦、同十八年より翌年まで炎、十八年は慶長三年ハ丁巳、慶長五年より三年目  
辛丑、是歳十九年、又元和三年より翌年に至る、三年ハ丁巳、慶長十九年より三年目  
 寛永十四年丁丑より翌年に至り、是歳肥前島原兵起、萬治二年己亥正月より至寛文元年十二月、是歳後西天皇辛丑、是歳皇宮炎上す、又自同二年八月發、至同四年三月、和漢合運曰、寛文二年十月、大隅地震、海成陸、正に之ヲ云ならん、又享保元年九月廿六日發火、此時東霧島社・狹野社・瀬戸尾社・神徳院、及高原・高崎・小林等民屋山林皆焚たり、同二年丁酉正月三日又發、俗に西郡嶽嶽新燃と云、此時錫杖院及管下民居凡諸縣郡諸邑田園前後被災者十三万六千三百區云々、是歳江戸大火、明和八年辛卯七月至翌年壬辰又炎、是歳江戸凡享保元年よりは是歳に至り大に火を發して連日熄す、岩石化して焰となりて虚空より墮ち、沙石稔を簸か如く、灰燼雨を降に似たり、また昼にして夜に異ならず、行客路を失ひ、人々相比べて筵席を載て其壓傷を遮防けり、數里の間田疇を埋没し、草木焦枯る、皆今人の親視る所、其往昔の火勢亦推て察すへし、  
白石古史通曰、楳觸は奇石降なり、此山の西嶺に火石あり、時ありてそのうち猛火發して沙石飛下る、數百里の外に及ぶ、されハ奇石降とは云しなり、又曰、楳日即神火なり、また曰、西嶺に火井有り、土俗これを御池といふ、時ありて猛火井中より起る、土俗これを神火と云、其火發する時は山嶽震ひ動きて、火烟天に漲りて、沙石の地に飛下ると云、四方に及ぶ云々、此楳觸を奇石降とし、楳日を神火と云、いかにてか後の世の火をもて嶽の名り、神世に山上火を發せしこと見えす

に被らすへき、古史通の説ハ皆附會杜撰の事多し、盡くな信とせよ、

萬葉集卷、天平勝寶八年丙午六月十七日、大伴宿祢家持作歌一首、  
今按、天平寶字八年正月、從五位下大伴宿祢家持為薩摩守と續紀に見えたり、此歌疑ハ家持之國に就し後に作れる所ならん

久堅之天之戸開高千穗之 峯仁天降志天皇之 神之御  
代与利櫛弓乎 手握持志真鹿兎箭乎 手挾副弓大來目  
之 勝武夫乎先尔立 靱執負山川乎 磐根裂兎足跋涉  
國寬志都血捷振 神乎理平歸順奴 人乎茂招志撥清  
事奉豆秋津洲 大和之國之檀原之 畝傍之宮尔宮柱  
太知立豆天之下 統御祁流天皇之 天之日嗣登繼豆來  
君之御代隱障奴 赤心乎天皇爾 致盡豆事來  
祖之業登言立豆 授賜留子孫之 弥繼續尔見人之 語  
嗣來豆聞人之 鑑之為乎可惜 清厥名増大凡尔 心思  
豆宗子等 祖之名絶 大伴乃 氏登名尔命留大丈夫之  
友

右出雲守大伴古慈悲宿祢、為淡海真人三船所讒言而解任、是以作此歌也と見えたり、其大旨ハ、我子弟を箴徹して祖烈を不墜さらむことを欲す、其初句ハ、大伴の先祖天忍日命帥來目部遠祖天穗津大來目、天の石鞞

を取負、頭槌の太刀を取佩、天の櫛弓を取持、天の真鹿兎矢を手挾ミ、皇孫の御前に立して高千穗峯に降臨し玉ふの扈從たりしよしを述たり、所謂物部の伴男にて、武士てふ事の原なり、此題辭を噺族歌とありて、

國風の雅正なるものなり、○大同類聚方に載す、日向葉私註曰、高穂葉共云、是、私云、癯症・勞咳・癩症也、大伴宿祢守傳之奏焉患氣者之物劑也、氣一切之病大治之、  
ネナシ一分 菟子一分・ヨロヒ一分・ミタカラ三分・マツホト二分・キハタ一分 黄粟・サネノミ五分 五味子 合之為末、納壺埋土半年、出之以薯蕷煉之、傳板陰乾為粉、日之服之、神也者以勞咳當知焉、

※(頭注)

「季安云、此ハ仙覺註ナラン、此説ハ誤也、按續紀、古慈悲モ三船モ皆藤原仲満カ讒言ニテ解任シタト見ヘタリ」  
○新井君美霧島嶽記曰、日向之州多太初神蹟焉、而其區深奥、其途窅絶、雖古好事之士、或未能至、故拳世罕能傳也、元禄壬申秋七月、長崎人高道周高子者深見作左衛門、舊名宗種、永政者青木主計頭、正恒者岡六郎兵衛也與同邑藤永弘・藤正恒共遊西州名山、因登霧島之嶽、在州之諸縣、古所謂高千穗之峯、鴻荒之世天孫所降也、事見國史、神基巨鎮、蟠根所據、重領桀嶂、連抱

環列、亘数十里、南有一水、屈曲盤折而東流、蓋源自北方諸山焉、上流曰上瀨、下流曰下瀨、其中曰中瀨、土人相傳云、是伊佐奈伎神祓除濯身之所也、水北兩山墻立、澗水注于其間、與中瀨合、謂之櫻谷、谷口古祠曰瀨織津比咩祠、西去既過上瀨、而北有一山、奉九神六神之祠、其西南山又有住吉神祠、又西數里高山突起曰橘嶽、山下平曠之地曰檀原、有叢祠曰檀明神祠、祠下有小池曰小門池、相傳云、是橘小門之檀原也、蓋史以為浮渚在平地、是已按、櫻谷至檀原祠、皆非皇家祀典所與焉者、蓋土俗因古史及古祝辭以祭之而已、又西數里乃至嶽下、至所登處當三里許、因次東坊、即僧坊也、詰朝將頹嗽、命奴取水於祓川、即名有一小龜、在水桶中、乃命放之、後聞登嶽者袖龜而行、則不遇霧毒、蓋此神賜、衆皆不知也、天明得鄉導一人而上、其道峭峻、羊腸透迤、透層崑巨石犬牙互錯、泉水注其中、為池為沼者四十八所、古木大樹幽蔚陰翳、其下多人參、山躑躅之類、行既將半、惟沙土而已、已時始至絕巔、掃地疊石、以為圍壇、徑可丈許、當中植矛一枚、古色蒼然、若銅若鉄、其秘楯圓、出地八寸、鋒銳挫折、而所存者長二尺、兩刃廣二寸、脊之兩面有如割

銘數十字、刃下左右有如劍鼻者、細視之則其象類鬼頭、相脊突然而出者為其四目、隆然而高者即為其鼻、鼻高各二寸、瑰璋奇怪不可尽狀、相傳云、是天孫初降建以為標、古之所謂國柱也、壇下徘徊、俯覽四方諸山、皆在目下、於是乎、知此山之傑出不與培樓為類、忽聞空中有聲、如風驟至、鄉導之人愕然曰、大霧將起、諸君疾去、衆皆笑而不答、其人急走而下、指顧之間、昏霧四塞、瞑目而坐、永弘崎之祠官也、即謂二子曰、昔者天孫降于此、陰霧晦冥、日月失光、地有二神白、取禾千穗散其穀子、乃如其言、天色開朗、因名千穗之峯、後人每遭此患、亦得今名、是行也我有其備、子等第忍之、乃出新穀於袖裡、散之以祝焉、食頃而西南風來、日色方動、衆皆歛甚、乃欲獲觀火井而去、火井土人謂之御池、既失鄉導、不知所在、西方望烟氣而下、相距將近、黑烟如湧、火光炎々似走朱虵、并在山脊上、周圍可五百步、深不可測、其水湛碧沸白、烈焰中起聲如震雷、觸擊崖石、石勢欲飛、衆皆心悸欲去、道懸井口、縈廻一綫、而又外傾、下臨無際、目視而兩脚不伸、殊不可止、匍匐而行、攀緣而下、去井稍遠、顧視其險、始發窮途之嘆焉、日將晡而到西麓、次白坂坊、

主僧聞道所由、乃嘆曰、危哉神火之熾也、聲震數十里、盤石飛墜、地為之陷、往之而在、子等不為齏粉則幸矣、明日乃拜嶽麓神祠、即是奉祀天孫者、延喜神祇式所謂霧島神也、美考諸史籍、太古之世稱謂國柱者凡三、其一則見國史、其二神祇式所載、曰伊豆州那賀郡國柱神祠、曰大和州平群郡國柱神祠、而降及中世、皆失所在、況有為能知其制者乎、天孫所建者、古未有傳之、而今三子者乃獲觀焉、美亦幸得考其制、嗟其可以為奇哉、從是以下分註、國柱按に、此記に憶原の上中下の水を一川の流に三の瀬ありといふは誤なり、是は下津瀬・上津瀬・中津瀬とて各別の川流なり、後に出せり、又四十八所の池沼といふも霧島嶽の中にのミあるにあらで、是も後に見えたり、さて深見子等か山工の靈矛の柄はかり植りとは、誰もこゝろ着ぬ事なれば、因其秘出地八寸とし、鋒存するもの長二尺と記したり、是は柄を以鋒と誤り、其中を八寸八柄とし、二尺八鋒と誤認えたるにてぞありける、前に記する如く、其左右如劍鼻者の上に圓く鏢の様なるかあり、其圓き所より即鋒は折てなく、只その折痕今に残れり、又四目兩鼻といふは柄の両方に相脊きてつきたる

をいふ、扱銘數十字を刻か如しとはみたり言也、文字らしきものハ露計もなし、余は其土に入りし所をも竊に拔出て見たるに、土に入し所ハ扁ミあり、土に食しもの、如し、又火井も今は水涸て硫磺を噴出す、勢最畏るへし、山躑躅ハ所謂石岩てふもの也、むかしより此山の名産とす、笈埃隨筆に載ス、今東武にもてはやすキリシマといふ躑躅は、寛文年間藤堂和泉守霧島山より取寄て秘蔵し、後く多く取寄て染井の下屋敷に植て、染井の里植樹屋伊兵衛といひしもの接木にし又挿木にせしより今東武沢山になりぬ、霧島か嶽にありし花ゆゑにキリシマト呼り、花の大きなるを琉球といふも、元來薩州よりわたり來れる名なれハなり、京都四条映山紅寺と云あり、境内皆キリシマにして、季春の比は土地の貴賤群集して花の下に憩ひて逍遙せりと云々、此石岩享保中の炎上より焦枯して、今ハ山上に在こと稀なり、只此山中幽谷大山相聯て俗に仙區の説を傳ふもの今にもあり、又瀬戸尾山に蛇床子多し、俗瀬戸尾人參といふ、此余の葉帥或ハ奇樹等に至りてハ山人も其名をしらする多し、東遊記に、薩州の霧島山の峯に水精多し、予是を見る、靈山なる故に人皆

おそれて取らず、同國大口郷に黒水精あり、道路皆是なり、信州和田峠の星石によく似たり、此外西遊雅記(維力)に山上の靈矛の事を記して曰、土人秘して語る事あり、他國より動もすれハ霧島山の鋒の事を尋問ひ来る人多し、何と告んやうなし、是によりて、遠からぬ國の守銅を以て、数丈の鋒を鍛冶数人を集て作らしめ、それに銘を彫て、此山奥の人も通ひ難き嶮山の峯に建給ひしものなり、是を一覧あるにも危き道の難所を七里はかりも分入されは見かたし、穴賢、新に作り給ひしなど、いふ事を我より聞しと人に語り玉ふなと口止して物かたりきとあり、世には妄説もさまざま、有事なれとも、かくまでの偽説は未見聞す、吾藩中にかゝる言を仕出すものも有ましく、是は西遊雜記を書し者か彼近世島津義久新一矛を鑄て立副とある妄説を實とし記せる歟、又池田正左衛門か一旦誤て寄進せし偽矛の事を聞て書せしにや、とまれかくまれ跡形なき事共まていひ觸して世人の惑をなすハ、縦小説にしても造言の罪を正すへき事也、因て爰に附して其偽を辨へぬ、先是橋石州か西遊記に偽矛の事を誤り載たれども、其は誤のまゝを書したるにて、隨筆の妄作の如

くならず、○山野蒼雪集霧島山詩 將謂鴻濛未判先 四時味意此層巔 遙看脚下跨三國 仰展眉頭凌九天 雲斷雲連雲又霧 々開霧鎖霧其煙 東西南北失歸路 暗喚烏藤落日前

中馬重陽

久かたの天の八重雲はる、日も烟たえせぬ高千穂の山

肥後熊本島温

逸矣鴻古有神在天 乃眷日域降岳巔

維天之妹在雲漢邊 爰來胥宇厥德隤然

凡高千穂衆峯の絶頂を窮んと欲ふものは、東西二道に由て攀躄ヨチノボる事なり、但春夏炎燠の外に登遊に宜しからず、ハタヘ 五寒密雪の候ハ陰風勁ツヨく、衣を捲き膚ハダに薄セマり、或は冥迷鬱塞に堪かたしとす、シヨウミョウラス 加之、白日といへとも扶寸雲霧シヨチチン四合ソウゴウては咫尺も辨へかたし、唯快晴にして嶽頂に雲霧なきの日をトして方に弥望ミツカフすに、下億尺の壑に臨シノミ、上青霄アヲソウを履フムか如し、群峯環ツバタり峙シち、遠近態スカタを異にし、渺焉ヒョウとして極る所をしらす、信シに皇孫ミコの天関ツカを瀾ヒラき雲路ウンロを排ワケ給ひし高山靈岳水土の所秀、神氣の所感、凜乎リンとして魂悸マタき、肅然ソウゼンとして心を恐オソしむ、我友曾て富士山に登り、かの俯

して暘谷の旭日を望み下して虞淵の露月を指すもの、固よりその雄観といへとも、曾て高千穂峯の巔に在て邪辟驕漫の情渾泮して消尽き、敬畏恐懼の思期せずして誠なるに至るには如さるなりといへりき、因按に、南岳唱酬の序に、乾道丁未の冬、風雪を冒して衡山の巔に登て奇勝を探尋しと見えたり、又按に、山棲志云、朱文公每經行處聞有佳山水、雖迂途数十里、必往游焉、携酒一壺銀杯幾容半升、時飲一杯登覽竟日、未嘗厭倦、嘗欲以木作輿因刻山水凹凸之勢、合木八片為之、雖雄筭相入可以折度、一人之力足以負之、每出則自隨と云々、天下之名山水に志あらんもの、朱子に倣すとも此高千穂の雄観を闢へからず。

「名勝考日向國部」

高千穂宮舊址古事記

府巽位十二里

(頭注)参考用此三人

此地ハ霧島よりハ東にて、即都城ハ霧島嶽の麓也、抑都城ハ、庄内中郷・南郷・北郷とて三方に分れし中郷の内をむかしハ宮丸村・都島と唱し處ありしを、後に城築きて乃都城と名けしより遂に一郷の名を都城と称しなり、さて都とは本宮所の省にて、いつこにても皇居の墟或ハ都府の址をいひ習せり、又島とは一方限の名なること、甕島の所に辨しかことく、霧島などもその例にて、宮丸てふ名そ宮所の一方限をいへること、今の俗に本丸など

呼りしかことく、この都城ハ古の時に宮丸とも都島ともいへりしハ、即大宮所の縁にしを傳へたる遺称なること想ひ見るへき也、今現に霧島嶽の頂に登りて四方の分野を量り観に、この都城の方域、西南に志布志・内浦、西に國分・甕島など、皆魚塩の運漕海舶の輻輳せる地の利あり、東北ハ連山波濤の如く、其中周袤十三里ほとは平地曠野邈逸として目も極かたく、誠に日隅薩の境内には双なき沃美高厚の勝處なれハ、太むかしの時皇都を居させ玉ハん事、最その故なるへし、凡尚古の事ハ後世に違ひ國津界村邑の分域なども未だ定らずて、都ともなし玉はん左右ハ皆其名をもて呼嗣しかハ、西南吾平邑・高山の内浦村のあたりまで皆高千穂宮てふ疆内にてそありしならん、又神武帝降誕ありしといふ高原佐野などもこの都城の比隣の地なれハ、是等も亦今のことく別郷にはあらて、高千穂宮の疆内にてそありけらし、古事記曰、日子穗之手見命者在高千穂宮云々、御陵者即在高千穂山之西也、この高千穂山は今の霧島嶽を指せるにて、御陵ハ即其西に在りといふは今の内之浦國見山陵の事なれば、とにかく内浦より遠きわたりならざるは察るへし、先火

出見尊始は大隅桑原郡なる宮内に御坐せりと申傳ふハ、  
 皇兄弟易幸の前つかたにてそありけらし、天書曰、瓊々  
 杵尊出誕火之出見尊、曰、吾造功既成焉、宜讓此、次生  
 子命也、終崩と書せり、さらは火之出見尊御威徳あり、天  
 下を治めすへきを以て出見尊へ御讓位あり、是より瓊々  
 杵尊ハ崩御なされ、さて其後に關降命の出見尊に逼り玉  
 ふから、出見尊ハ海郷に位を避まして三年を經玉ふる、  
 此時に丁て葦原中國ハ關降命そ主張居られし事ハ天書に  
 見えたるか如し、天書の説長けれハ、こゝに省しつゝ、さて出見尊再ひ海郷より  
 還御ありし時ハ、始の大宮所國分の舊都には帰り入玉は  
 す、故と内浦の港・那珂郡油津などの地に着御なされし  
 なるへし、是關降命を從へ玉ハんか為、仍豊玉姫の御蹤を慕れて  
 渡り来り玉ふるも那珂の鵜戸濱と申傳へ、茲にて葦不合  
 尊御降誕玉へるは、是出見尊此わたりに行在所なされた  
 りし證なり、内浦と那珂の鵜戸濱までは濱邊連にて、其間七八里の  
 路程なり、因て内浦・那珂の間の港に着御としらる、か  
 くて關降命も出見尊の聖徳に服従ありて宮墻の守護とな  
 り玉ふから大隅國に居しめ玉ひし事ともハ前に述るかこ  
 とく、宮墻の守は所謂天皇の藩屏となり一方を知しめ玉  
 へるなり、其時に逮て出見尊はこの都城の地に大宮を立

て坐せしほとに、高千穂宮の号は出来ける、この都城は  
 始にいへるかごとく高千穂嶽の麓なれハ、其宮も乃高千  
 穂宮と申せるは後々の例にて知らるへく、又御陵所を即  
 在其高千穂山之西とあるにも能叶ひける、但し都城より  
 内浦までは西南に距ことも五里隔りたれば、遠方に玉體  
 を葬り奉るはいか、なれとも、古の時の方域ハ今を以量  
 るへからず、この都城より内浦かけてハ同じ宮所の疆内  
 にて、且上代は殊に御陵所を擇まれし事なれハ、葦不合  
 尊に至り同じ所に葬り奉られしなるとても同じ所に都し  
 玉へるは察るへし、又都城の連疆なる高原郷の佐野は神  
 武帝御降誕の神跡と申傳ふるも據あり、神武紀曰、神倭  
 伊波礼毗古命與其伊呂兒五瀬命二柱、坐高千穂宮而議曰、  
 坐何地者、平間看天下之政、猶思東行、即自日向發幸御  
 筑紫、通證曰、神代之古、皇孫臨降襲峰、專治西偏、而神武勃興漸事于東州、この高千穂宮も爰なる  
 へく、蓋神武の御運に及びて宮崎郡に都遷され玉へるに  
 か、今も宮崎に神武の御廟ありて皇居の墟と申傳ふるこ  
 と久しく聞えたり、そもく神武の御運に宮崎に遷り玉  
 ひてもその皇居の名は猶高千穂宮と記すへきは、所謂終  
 を以て始を括りたる史の例なれば也、そもく古の時ハ

天子御父子一所に坐<sup>オハ</sup>在ぬ例にて、此時神武帝ハ御兄も数多おはしぬれば、その皇兄弟この都城より宮崎かけての間に別居の宮所ありしをもおもふへく、唯出見・葺不合の御両代ハ此あたりに相繼て都なされし證ハその御陵所の共に同しわたりなるにて、又此都城とは、太むかし都しらへの時其事の濟さりしよしを土人いひ傳ふるハ、神武の御時に至り、此西偏<sup>ニシホトリ</sup>を治<sup>シラ</sup>してハ天下を奄有<sup>クモチ</sup>玉ふへきに非すとて、大に挙て東に遷りませし事をいひ嗣所とは見えたり、古事記神武卷傳曰、高千穗宮の事、大隅國なるへくおほゆ、日向宮崎也といふ説は古書の趣に叶す、今の世に日向國南方村と云に神武天皇の社とて有て、其處<sup>コ</sup>を皇居の趾<sup>アト</sup>と云るも信<sup>ウケ</sup>られず、書紀などに日向高千穗峯と云、此記の此處の言にも自日向發<sup>タテ</sup>してとあるから、今の日向國の地也と心得るハ委しからず、上代には大隅・薩摩の地までをかけて日向といひしこと、上に處々云るかことし、三代実録に日向高智保神と云あり、和名鈔同國臼杵郡に智保郷あり、是等も高千穗山に附たる名とは聞ゆめれと、高千穗宮ハ猶大隅國の方に有へきこと疑ひなし云々<sup>トイヘリ</sup>、是等ハ火々出見・葺不合兩代の御陵大隅國に

御坐あれば、その皇居となされし所もその左右<sup>アタリ</sup>ならてハ事実に合ぬを以て論<sup>イロ</sup>ひしなり、若宮崎郡を高千穗宮の墟<sup>ア</sup>とせば、いかて御陵所の遠く隔りたる内浦にハ在るへきそ、まして臼杵郡高千穗山などハ内浦より子方に去ること五十四里程なれば、高千穗宮の墟に非ざる事ハいふにも及はず、又古事記綏靖卷遷都の傳曰、凡て書紀に遷都とあるは只漢籍にならひて記されたるものにして、実は後世のことく引遷されたるに非ず、上代に御代ことに都のかはれるハ、大方上代には皇子たちも御父天皇と同大宮に住坐<sup>ミマサ</sup>すて多くハ別所<sup>アト</sup>に住坐<sup>ミマサ</sup>りしかは、御父天皇崩坐<sup>カタマツ</sup>ては、皇太子天津日嗣<sup>アマノヒコ</sup>所知<sup>シ</sup>めせば、其元より住坐<sup>ヤマト</sup>る郷即都となされしなり、さるハ諸の臣連<sup>オモムス</sup>たちなども多くハ各其本郷<sup>ウツス</sup>に住<sup>ス</sup>めりしかハ、都城<sup>ミヤコ</sup>と云ても後世の如くよなく大きになどハあらざりしかは、何地にまれ元來<sup>モトヨリ</sup>住坐<sup>ミマサ</sup>る宮なからに天下治<sup>シラス</sup>し、なり、されは古事記の如く坐某宮治天下と云るそ実にて古書には有けると云々<sup>トイヘリ</sup>、神武なども本ハ第四皇子<sup>ミコ</sup>にて坐<sup>マカ</sup>しかは今の宮崎の地に別居し玉ひたるを、後に天下を所知<sup>シラス</sup>されしより神武帝皇居の趾<sup>アト</sup>など、申傳へしにてもあるへし、是亦終をもて始を記せし例

なるを、大かたは世俗今のすかたをもていにしへを推し量るから事の審ならぬに委めり、能察るべき者也、○忍穂井ハイ在所今詳ならねと、高原郷東河所權現社の麓に口井川と稱ふる靈泉を忍穂井の址と申傳めり、是も都城よりつゝ、もと本八同し邑にて、今ハ東河所權現の別當寺なる錫杖院の庭にあたり、即霧島嶽の半嶺なればかた／＼由あり、或曰、今延岡鎮に忍穂井の故蹟とて山中に大なる甕を井筒となしてありと云、この忍穂井と申せしハ、皇孫の行幸坐し所處には必ず設られし、新田宮の前なる川をも忍穂井川といふかごとく、爰なるも霧島嶽より巡幸の時に移されし川なるも知るへからず、里人談てふ冊子に、常陸國息柄明神の磯近き海中に女瓶・男瓶とて二の石あり、男八徑一丈餘、鏡子の形なりと、口と覺しき所に漕ウツなり、中ハ徑五尺許、土坏に似たり、相傳云、即神代の物也、その鏡子の中ハ素水にして潮の味なし、是を忍塩井の水といへり、歌に、心ある人に見せばや常陸なる息柄の濱の忍塩井の水、又、神さふる鹿嶋を見れば玉たれのこかめ計ぞまた残りける、とあり、さらハ忍穂井の水といへるも諸所にある事と見えたり、

神道百首

卜部兼邦

あまくたる天の村雲袖ふれて移せる水や高千穂の峯

此歌のこゝろは、神代評註龍熙近曰、我秘記稱、皇孫尊天降之時、天村雲扈從、皇孫詔之曰、中略、即時崇定日向高千穂宮御井奉仕矣、爾後移居於丹波真井、風雅集度會延誠、世々を経て汲とも尽す久方の天より移す忍穂井の水、通證曰、古者主水司獻立春新汲水、號曰若水、以供天子朝餉、近世元日亦用之、至士庶皆倣之、蓋忍石水之遺意也、今俗間に新汲水或ハ潮水をもて神に薦め祓を修するを忍穂井と稱へ、其桶を忍穂井椀ガエといふハこの遺俗なり、

夫木集度會仲房、君か代に濁りもあらしたかくらやふもとにすめるおしほ井の水、○事の序に日向國臼杵郡高千穂山の事を論ひ置へし、そも／＼この臼杵郡に高千穂山といふかありて、風土記にも皇孫降臨の時大鉗・小鉗てふ土蜘蛛住侍りし事をしるし、稻穂の縁にしをもこ、に在るかこと見えたるハ、皇孫先今の霧島嶽に天降玉ひ、夫より都立へき地理を窺求て東の方臼杵郡に巡幸坐し事を申すとは見えたり、今の臼杵の高千穂山といへるハ、京都にていは、吉田の神樂岡、江門にてハ芝の愛宕山計（念）なる茂山にて、中／＼霧島嶽など、同じ日に論ふへき處にあらず、いかてか、る丘陵らしき岡山に天降玉ふ理あらんや、この一にてそのいにしへにいへる襲之高千穂峯に非ざる事ハ察るへし、しかるを後の世にその高千穂山の名にすかりて是を始て皇孫降臨の靈跡也といふは、いと、歎かしき妄言にてそありける、臼杵郡なる山ハ、先ツ五ヶ所村といふ所に祖母嶽といふあり、其次なるを黒嶽といひ、其わたりを天狗真僧坊山と唱へ、其次なるを嵐か峯といひ、又筒の嶽といふあり、其下を鐘か鼻と呼ひ、其次ハ同郡三田井村にて、爰に櫛觸峯亦速日峯とい

ふあり、其次なるを烏帽子嶽、其次なるを四王子峯、又高天原など唱へ、爰にも榎觸峯といふあり、さて其次ハ同郡の内押方村にて、爰を日本第一舊跡二上峯と称し、二神明神社を齋ふ、如是連れる層巒とも前にいへるかこチヒサと小く壘立る岡嶺にて、木茂繁りたるのミ、一も高嶽らしき峯山ハ見えす、まして同し處に榎觸峯といふも兩所フタトコロありて、又二上峯など、別所に分ち称ふ事、是後世偽称の證にして、凡白杵郡邊に一も高山なく、只高城の地に新納院といふもの一の峯なれと、是亦霧島嶽の半にも及へりぬ小巒にて、殊更其地甚僻隘、土人水田なく只粟麻を植て生活をなせり、されはこの他に伊弉諾尊誕生の窟イハヤ瓊々杵尊・火々出見尊の山陵など申傳へしはいよく安り言なるはいふに及す、今試に申さんには、始皇孫霧島嶽に降臨し給ひ、夫より國竟しつ、東に行去玉ふ、路次を考ふるに、霧島より先都城安永の地に下り玉ひ、是より平地連きにて同し郷なる高城に渡御し玉ひ、夫より穂北に至り、秋月の高鍋、同じき都農、是より耳津・細島に至り、島浦に出て、延岡領高千穂山に至り玉ひしなるへし、霧島嶽より延岡領の白杵郡千穂郷までは路程五十

五里なるへし、さて此に至りては豊後界にて、祖母嶽なと竹の節のごとくに隔て阻ぬるほとに、又更に南に轉て延岡、島浦、細島、耳津を経て都農に出玉ひ、其より蛟口、佐土原、廣瀬、江田、赤江に渡御し、志布志に至り、今の華岡郷より内海を渡りて笠狭之御崎にハ戻止玉ひしなるへし、是今の街道の次第と世に申傳へし舊跡に因て假にかくも有なんと試いふなり、さて當初延岡の地に至りませし時、其處に暫く行在所をしつらひ御坐ける事ともありしほとに、風土記にも天降と申傳へ、後々に皇孫の靈を齋ひ祭れる事共ハ出来しならん欤、又按に、日向風土記曰、速日郷此所有山、云速日峯、古日神之御孫瓊々杵尊皇兄饒速日尊坐此山峯、故曰速日峯とある、速日峯その白杵郡榎觸峯亦云速日峯と見えしものにて、續千載集太上天皇大御歌に、傾かぬ速日の峯に天降る天の御孫の國そ吾邦、と遊れしハ爰なるへく思はるなり、始霧島嶽に天降玉ひて、竟國て經過玉はんには、東西の前後をいふへきにあらず、又この霧島の頂よりは東の方ぞ路くしき所ハありて、西の方ハ今た山谷のミつ、きて行幸し玉ふへき平地ハなければ、是必ず上にいへるかごとく、最初霧島嶽よりして東のかた延岡の地まで巡狩し玉ひ、又引回して南巡し、笠狭の御崎まで國處を臨觀玉ひし事ハしらるへし、古事記傳等に此間の事くハ、ハヤしく見たれども、その現在なる地理に暗ければ、さへその順序を失ひぬ、本より延岡領の高千穂山なるは、余殊更に前にまかりて初て丘巒ごとき小き茂山なるに驚き、ハヤしくいしへの高千穂峯に非ざ

るの證據を得つれハ、古事記傳の惑へるも辨へ、後の疑も明めなん者そとかくハ物し置事となりぬ、あな賢、私の本土に晶屑して公のいにしへ文に違ひなん大が事ともは努力、あるべき事ならずと知したまへ、

「地理纂考」

高千穂峯

神代紀正書に曰、日向襲之高千穂峯云々、古事記に竺紫日向之高千穂之久土布流多氣云々とある、是なり、此山東八日向諸縣郡に属し、西八大隅贈嶽郡に属す、一名を霧島山といふ、一山の中に東西に峯ありて、東の方なるを東嶽、又ハ矛峯ホフミナといひ、西なるを韓國嶽、又は西嶽又は野嶽、雪嶽等嶽といふ、此東西の峯一里許隔り相對して衆峯の中に殊に高く秀たれハ、二上峯フタカミタケといへり、東峯の高直立十町十一町三十六間なり、此二上の訓を、身人部是香か日向神蹟考に、二上峯とあるハ此山西と東に二峯相對て並立れハなり、さて此二上を師のフタノボリと訓れつるハ、天忍雲根命之天之二上に昇りませる傳へによりて二上を再昇の義に見られしより訓をも然改られしなるへけれど、此は尚旧訓のま、にフタカミと訓へきよしは、和銅奏上の常陸風土記に筑紫國日向二神之峯と見えたとれハ、上代より布多加美と唱へ來つるにハ違あらざる事、大和國なる二上山に思合ても悟、さるを或人、此峯上古より屢炎てるべしと云へるはざる事なり、

峯崩れ谷陥り、神代に二上といひしは今の東西の峯の外に在りけんも知るへからすといへり、されと神代紀の一書に高千穂添山とある名義を按するに、彼東嶽の南なる

を火氣布の峯と号す、火常に燃え、終に陥りて凹なり、今俗其火坑を真鉢マハチといふ、それいまた陥らさりし程には東嶽と並ひ立けん、又韓國嶽の八分目より小南に放れて大浪池と云ふあり、東西三百間、南北二百間、此池も本は一の峯にて上古の燃趾モエアトなれハ、是も陥らさりし程には韓國嶽と並ひ立りしは疑なし、されは太古には東西に峯二宛添立りし故に、曾波里の山てふ義にて二上とも添の山ともいひけむ、されは太古ハ峯二つ、添ひ立りしか、一峯つ、残れるなれば、神代に二上と云ひしも今の東西の峯なる事疑なし、

此山炎上のあらまはしは、續紀延暦七年秋七月己酉、太宰府言、去三月四日戌時、當大隅國贈於郡曾乃峯上、火炎大熾、響如雷動、及亥時火光稍止、唯見黑烟、然後雨沙、峯下五六里、沙石委積、可二尺、其色黑焉と見え、社傳には六条天皇仁安二年を始とす、一説に鳥羽天皇天永三年壬辰二月三日とす、其後久しく熄て、後奈良天皇の天文二十三年より又火発りて明えたり、其後久しく熄て、後奈良天皇の天文二十三年より又火発りて明えたり、其後久しく熄て、後奈良天皇の天文二十三年より又火発りて明六日よりも二三百十余年の間に燃し事凡十余度なり、近くハ享保元年九月六日よりも炎上甚しく、東霧島神社・狭野神社・瀬戸尾神社及び高原・高崎・小林等の諸郷民屋山林ごとく燵たり、又翌年正月大に炎て連日熄す、燒石虚空より傾ち、沙石糖を蔽るか如し、又明和九年の炎にも諸縣郡の諸邑民屋田園災を被ること十三万六千三百區と云へり、上古の火勢押て察るへし、今高千穂山の四方岡などの崩れたる跡を見るに、厚薄ハあれども、六尺許より上ハ燃沙の上に土覆ひて又其上に焦土重、されハ、途々杵命の天降坐アメノリマシしは古書共に襲高千穂山とある如く此山なる事更に疑ひなきを、日向國風土記に、白杵郡知鋪郷、天津彦々火瓊々杵尊離天磐坐イハクラオシヒツキ、排天八重雲、稜威之道別

道別而、天降於日向之高千穗二上峯、時天暗冥晝夜不別、人物失道、物色難別、於茲有土蜘蛛、名曰大鉗・小鉗、二人奏言皇孫尊、以尊御手拔稻千穗為粃、投散四方、得開暗、于時如大鉗等所奏、搥千穗稻為粃投散、即天開暗、日月照光、因曰高千穗二上峯、後人改号知鋪とあるに因て、古事記傳にさま／＼論たる中に曰、神代の御典に高千穗峯とあるハ二処同名にて、白杵郡なるも又霧島山も共に其山なるへし、其ハ皇孫命初て天降坐し時、先二の内の方の高千穗峯に下着賜て、それより今一方の高千穗に移幸しなるへし、其次第八何か先何か後なりけむ知るへきにあらざれとも、終に笠沙御崎に留賜へりし路次を以て思へは、初に先降着賜へりしは白杵郡なる高千穗山にて、其より霧島山に遷坐て、さて其山を下りて空國を行去て笠沙御崎には到り坐しなるへし、か、れハ神代の高千穗と云し山ハ此二処なりけむを、此も彼も同じ名なりしから古より混ひてのごと語傳へ来て、此記にも書紀にも然記されたるなるへし、さて然二処共に同じ名をしも負たりしも以所ありける事なるへしとあるは、試にいへるなれハさる事なれと、古史成文には、爾天津彦

火瓊々杵尊於高千穗二上峯天降坐之時、天暗冥、晝夜不別、人物失道、物色難別云々、搥千穗之稻、為粃而投散之、則天開晴、日月照光焉、因曰高千穗二上峯、既而移幸襲之高千穗日二上峯矣と押究めて記したるハいかなり、されと後にハ是を考へて古道大意にいへるは、借その御天國の神か猿田彦大神で御座る、此御下りなされたる時に空が暗くて物の色目も分らなんだと申事で、稲穂を粃となして四方へ御投散なされたる処が空も暗たと云事で、此山の事今は霧島山とも云て、西の峯ハ大隅國贈於郡東峯ハ日向諸縣郡で、此山の不思議なる事とも多く、其中に今も神代の由縁に因て自然生の稲のはあると申し、又時として霧の深く立事有と云で御座る、所を神代の古實と申て、謂ゆる先達の者が人に教へて、手毎に稲穂を持せ行て、若此霧が起る時ハ、其を以て拂ながら往ハ、其ハ書紀に暫か間に天暗て、事故なく登られると申す云々とあり、猿田彦神の天八衢にして天鈿女命に天神之御子則當到筑紫日向高千穗觸峯云々、又果如先期則到とあるにて、彼白杵郡なる高千穗より此方に遷りまし、に非ず、直に此峯に天降まし、事更に疑ひなきをや、霧島嶽の獨突出して奇矣なるを一度正目に打仰きなんには直に是と誰かハ思ひ決めさらむ、又此山の事を和銅上奏の風土記を摸したる塵添埃囊抄に皇哀能忍者命日向國贈於郡高茅穗穗生峯ニアマクダリマシテ云々とあるにても疑ひなし、此外にも山城風土記に日向曾乃峯天降坐神、懷風藻に襲山降蹕之世、續紀に贈於郡曾乃峯、後記に襲山肇基、姓氏

録に天孫降襲云々と見えたる、皆大隅贈於郡なる證なり、和銅奏進の風土記ハ大隅建國の以前を以て記せし事(註)埃囊抄に日向國曾於郡云々とあるにて知られたるを、今の日向風土記ニハ北隣豊後南接大隅云々とあれハ、和銅の古風土記ならざる事明なり、尚いは、贈於郡の隣清水郷弟子丸村に智尾名あり、康曆三年五月廿日島津氏久弟子丸若徳に與ふる書に曾於郡智尾名事云々と見え、又贈於郡重久村にも智尾名と唱ふる地名ありて、此あたり迄千穂といひし證なり、按するに、穂と尾と相通例ハ、古事記に、指下其沼矛以畫者、鹽許袁呂許袁呂途書鳴而引上時、自其矛末垂落鹽之累積成島とある、許袁呂許袁呂ハ則コホルにて、矛の垂落の氷りて島と成れるなれば、穂と尾は同音なり、又國府郷に渦川といへる大河を又は天降川ともいへるは、其水源高千穂山なれハなり、是等に因ても真の高千穂山は臼杵郡に非ざるを知るべきなり、是等の説を俟すして高千穂山は大隅國霧島山なる事明なれと、序に驚かしおくなり、ざるを尚彼方なりといハ、古事記に彦火々手見命の御陵者即在高千穂山之西也とあれは、其西には命の山陵もあるべきを、然らざるは後世好事家の偽作せし證なり、又彼風土記なる大鉗・小

鉗等か稲穂の説は此方の傳へを附會せるにて、實は霧島にての事にて、今も此峯に登る輩稲穂を懐にするを故事とす、又霧島神社の正月元日の祭式に、神前の齋庭に神を立渡し、神人等真神を取り持て祝辞を唱へ、四方に向ひ米を散くを神代の故事とす、(註)今も霧島の山中或ハ其山の近辺に昔より不蒔稲といへり、まことや天保五年の九月、霧島山の北の麓なる小林郷東方村の農民仁八と云者一日農業に出けるに、ゆくりに稲穂の出たるを見當り、一株掘採て彼か園中に植置しかハ、皆人珍らしがりて、近きあたりハ云も更なり、稍遠き処よりも看に來る者多かりしとぞ、斯て翌年試に其種を殖しに、陸地の中にハ殊に勝れたれハ、今此郷ハ云も更なり、遠きあたりでも漸々に廣こりて、茅葉稲、又茅稲穂、又茅稲もど名に呼ぶとぞ、常の野稲と同じくして葉と(註)葉は△茅に異ならずとぞ、又新井白石霧島嶽記曰、元禄壬申秋七月、長崎人高道周與同邑藤永弘・藤正恒共遊西州之名山、因登霧島嶽云々、忽聞空中有聲、如風驟至、鄉導之人愕然曰、大霧將起、諸君疾去、衆皆笑而不答、其人急走而下、指顧之間、昏霧四塞、瞑目而坐、永弘崎之祠官也、即謂二子曰、昔者天孫方降于此、陰霧晦冥、日月失光、地有二神白取禾千穂散其穀子、乃如其言、天地開朗、乃出新穀於袖裡、散之以祝焉、食頃而西南風來、日色方動云々、是等の類ひ書本々、△(註)又北窓瑣談著書、△に、日向國高千穂峯といふハ彼國に二所あり、一は霧島をいふ、又一は高千穂といふ山ありて豊後より日向へ越る道なり、余考ふるに、神代より云所の高千穂ハ今の霧島山なり、諸書に多く霧島山にハあらずといへとも、是は彼地に至らずして臆断せる故なり、昔より日向國高千穂二上峯と称するハ、其山二峯あるに因て名付たる事明かなり、今の霧島山東西に

峯ありて相對す、九州第一の高山にて他山の比すへきに  
あらず、今の高千穂といふ山ハ衆山の中にありて秀たる  
にハあらず、殊に二峯あるにもあらず、彼地へ至り見る  
人は高千穂の霧島なる事をまたすして知るへしといへ  
り、又西遊記に、宮居より左右に分れて西の峯・東の峯  
といふあり、登るには東の峯なり、東西二峯のミなれば、  
登か、りて絶頂に至る迄只一筋に登るなり、他國の高山  
ハ多くハ登るもあり又下るもあるものなるに、此山のミ  
水筋にも従ハす只登りに登るのミなり、富士などの登り  
に似たり、山の高き事思ひやるへし、かく二峯東西に對  
し聳えたる故、昔より高千穂の二上嶽フクミタケといふ、神書にい  
ふ所の山是なり、別に今世の人の高千穂の峯といふ此國  
にあれとも、甚小山にして神書に記せる山に非ず、高千  
穂の峯といふハ此霧島山なる事種々の慥なる證據あり、  
此山に登る者はおのつから知るへしといへり、されハ一  
度正目マサメに打仰かん人寔ウラの高千穂ハ霧島山なる事を誰かハ  
思ひ定めさらむ、又新井白石霧島記の中に、南有一水、  
屈曲盤折而東流、蓋源自北方諸山焉、上流曰上瀬、下流  
曰下瀬、其中曰中瀬とあるハ誤れり、一川の中に上中下

の三の瀬あるに非ず、三川各其流異なり、又欲獲觀火井  
而去、火井土人謂之御池とあるハ、真鉢マハチを聞違へしなり、  
又西方望烟氣下、相距將近、黒烟如湧、火光炎々似走朱  
蛇、井在山脊上云々、其水湛碧沸白とあるハ非なり、是  
ハ火井とあるに依り底に水あるへく思量りて然書しか、  
又長崎の三子然語れるか、更に水ある事なし、況湛碧沸  
白事あらんをや、和漢三才圖會にも此嶽の事を擧て、東  
西有二峯、而其間六里許云々とあるも非なり、東西兩峯  
の間凡一里なり、白尾國柱曰、白杵郡なる高千穂山といへるハ、都に  
る茂山モウサンにて、霧島嶽など、同日に論ずへき処にあらず、いかてか、  
らしき岡山に天降給ふへき理あらむやは、此一に於て其古にいへる  
嶽峯に非る事ハ察るへし、然るを後の世に高千穂山の名にすかりて  
是を始て皇孫降臨の靈跡なりといふは、いとく敷かき妄言にてそ  
ありける、白杵郡なる山は、同郡三井村に樫觸峯シツボク又連日峯といふあり、其次なるを  
鳥帽子岳、其次なるを四王子峯、また高天原など唱へ、爰にも樫觸峯とい  
ふあり、さて其次は同郡の内押方村にて、爰を日本第一の旧蹟二上峯と稱  
し、二上明神社あり、如是連れる層巒とも前にいへる如く小く獨立の岡嶽  
にて、木茂繁りたるのミ、一も高嶽らしき名山ハ見えず、まして同じ  
樫觸峯といふも兩所ありて、又二上峯など、別所に分ち稱ふ事、是後世偽  
稱の證にして、凡白杵郡邊に一も高山な及ひ、たか、高城の地に新納院といふ  
もの一の峯なれど、是又霧島嶽の半にも及ひ、つ、殊更其地甚  
僻隘、土人水田なく只粟麻を植て生活をなせり、この他に伊弉諾尊誕生  
の窟、瓊々杵尊・彥火々出見尊の山陵など申傳へしは彌妄言なるハいふに及  
ハす云々、又曰、此白杵の高千穂てふ山ハ、その名こそ設けたれ、  
其高ハ霧島嶽の半にも及ひつかささる一の繁山にて、八重の雲路を排  
き八十伴男の群神達ムナタチの立居賜ふへき廣庭たにもなかるへき程の小嶽なるを  
やと云り、此書を著すに就て尚委しき質問せんか為に、明治三年の如月  
遙々彼所に至り、土人の傳説其地の形状をも細に見聞せり、日向襲へす高千穂ハ日  
か云しに聊も違へる事なき、神代葦牙と云書に、日向襲へす高千穂ハ日



し前ハ矛峯と立並ひけんさま察られたり、さて真鉢の邊に一線の路ありて、其潤六尺許なれと、中高く左右低くして僅に足を容るへし、此処馬の脊に似たれハ俗に馬脊越といひ、又真鉢廻ともいへり、左右千仞の谷にて焼焦れたる砂礫の上を蹈行ぐ故に、歩に隨ひ砂礫左右へ崩墜る、音雷鳴の如し、此間八町許なり、爰に至りて戰栗恐怖せざるハなし、風烈しき時ハ匍匐して行く、新井白石霧島記の文中に、烈焰中起聲如震雷、觸擊崖石、石勢欲飛、衆皆心悸欲去、道懸井口、縈回一綫、而又外傾、下臨無際、目視而兩脚不伸、殊不可止、匍匐而行、攀縁而下、去井稍遠、顧視其險、始發窮途之嘆と記したるは、能く此所のさまを摸し得たり、辛くして此所を過れハ地形稍低し、此処火常峯と矛峯との境なり、是より又登る事十町余にして矛峯の絶頂に至る、焼石を蹈行ゆゑに、一步を進れハ十歩跡に復るの勞あり、巔ハ稍平かにして廣四方一丈許也、往古よりの習ひにて、參詣の徒各一石を携へ登りて絶頂に安す、其石積りて一丘をなせり、矛ハ其中央樹てり、此あたり躑躅多し、されと彼映山紅といふ深紅色なるハ數度の炎上に燒て、たま／＼残れるも

參詣の徒根こしつくして、今山中に多かるハ常の躑躅なり、笈埃隨筆に、今東武にてもてはやすキリシマと云ふ躑躅ハ、寛文年間藤堂和泉守霧島山より取り寄せて秘藏し、後々多く取寄せて染井の下屋敷に植たりしを、染井の里植樹屋伊兵衛といひし者接木にし又挿木にせしより今東武沢山に成りぬ、霧島か嶽にありし花故にキリシマと呼り云々、また京都四条映山紅寺の境内皆キリシマにして、季春の頃ハ土地の貴賤群集して花の下に憩ひて逍遙せりとあり、今鹿児島にハかへりて稀なり、又彼矛の事を西遊雜記に曰、土人秘して語る事あり、他國より動もすれハ霧島山の鉾の事を尋問ふ人多し、何と告むやうなし、是に因りて、遠からぬ國の守銅を以て數丈の鉾を鍛冶數人を集て作らしめ、それに銘を彫て、此山の人も通ひ難き嶮山の峯に建給ひしものなり、是を一覽あるにも危き道事を我より聞しと人に語り給ふなど口止して物かたりきとあるハ、いみじき妄言なり、さて絶頂より四望すれハ、封境の内外雙眸に飯し、西海の大洋腹の内に疊か如し、此山の四方八面、薩摩・大隅・日向の地は云も更にて、西北肥後・豊後の高山も只目下にあり、其外遠近の郡山連峯皆此山に臣從せるか如し、鹿児島<sup>ウチケ</sup>の裏海ハ湖水の如くにて、櫻島假山に似たり、此山國內の名山なるのミならず、掛巻くもかしこき天孫降臨の灵地にして、實に四海第一の名山なり、又此山神奇靈異特に著か故に、登臨の徒期せずして清淨敬慎の思を生ず、若神明を恐れず禁戒を犯す時は、忽山鳴り谷動ミ、怪風陰雨起り、白晝闇夜と成り、或ハ幽霧に迷ひ、或ハ毒蛇猛獸の殃を被ふる者古今少からず、往年或人富士山に登り、俯して東西に日輪の出没するを見る、

實に天下の雄觀なりといへとも、高千穂の嶽に在りて忽邪僻驕慢の心消盡し、期せずして敬畏恐懼の心生するに至るにハ及ざるなりと云り、又山中に仙境ありて、薩摩國市來郷伊作田村の百姓善五郎といふ者屢至れる事、八田知紀か著したる幽郷紀聞に詳なり、凡此峯に登遊せんと欲ふ徒ハ春秋の二季をよしとす、されと春ハ霞深くして遠望するに善からされハ秋を第一とす、嚴寒密雪の候ハ陰風勁く、衣を捲き膚に薄り、青天白日といへとも忽雲霧四合て咫尺も辨へかたき事少からず、さて下りに臨みてハ足も踏留かたくして、登路に比すれハ其勞の半に過す、又韓國嶽ハ矛峯より一層高くして、中領より以上ハ更に草木なく、只白石焦土頽垂て、遠望すれハ積雪の如し、此嶽特に登路險難なれハ絶頂に登る者稀なり、半腹に大波池ありて、東西三百間、南北二百間、其色紺青の如くにして深量るへからず、土俗傳稱して神龍蟠潜すといふ、此池に至る者噪喧をなし或は紅染の幌巾を塵き飄へすを戒む、もし禁を犯す者あれハ忽雲霧起り、風雨雷鳴暴疾に及ふ、愕て山下に下れハ白日青天なる事多しとぞ、又此山中処々に大小の池ありて其數四十八なり、

左に擧ぐ、○長池縦五十間東西横四十間南北○鉢池南北百間東西八十間○國見池縦横各十五間

▽地○後庵池縦横各十五間△地○金剛界池縦横各百五十間○胎藏界池縦百六十間横十八間

○琵琶池縦五十間東西横廿五間南北○大浪池縦三百間東西横二百間南北○弓弦葉池ユツルハ○眞荷

田池以上嚼於郡○雄池ヲ○雌池カコヤ○籠山池カコヤ○虚池ハツマ○肌間池ヲ○御手洗池以上高○不動池ハヤミ○速見池ハヤミ○山神池以上郡○柳池城郷○小畑

池小林○柴池イハヤ○石屋池イハヤ○六觀音池コシキケケ○甌嶽池以上飯○石原池郷

○杓子池シヤウシ○澤原池サハ○岩屋池以上古○三日月池栗野○澤泥田池財部

○米池加久○澤原池馬嶽にて、是を霧島山中四十八池郷

と唱ふ、弓弦葉池より以下ハ霧島嶽の四方の山足なり、

又此山中に温泉余多なり、皆其各条に載たり、

「地理纂考」

高千穂宮

古事記曰、略、故尔詔天津日子番能途々藝命曰、離天之石

位、押分天之八重多那雲而、伊都能知和岐知和岐氏、於

天浮橋、宇岐士摩理、蘇理多々斯氏、天降坐于竺紫日向

之高千穂之久土布流多氣云々、於是詔云、此地者、向韓

國眞來通笠沙之御前而、朝日之直刺國、夕日之日照國也、

故此地甚吉地詔而、於底津石根、宮柱布斗斯理、於高天

原、氷椽多迦斯理而坐云々、書紀・旧事紀も同じ趣にて、天降坐て直に笠沙岬に幸坐しか如く聞えたり、さるを古事記に日子種々手見命者坐高千穗宮伍捌拾歳とある、大宮ハ高千穂の方と聞ゆるを、彦火々出見尊より以前に高千穂宮の無くしてはかくの如く打まかせて記すへきにあらず、暫く古書の趣を放れ實地に因て考るに、笠沙岬ハ高千穂山を距る事三拾里に近けれハ、此所なるを高千穂宮とハ云へからず、熟古事記の文を考るに、僅の間に笠沙御前の同語重り、又向韓國云々も其義明ならず、此ハ後世錯簡て前後重複せる事疑無し、されハ暫く於笠沙之御前の六字を削り、又向韓國眞來通笠沙之御前而とあるハ、例に因るに眞來通の上に國の字在りしか脱たる事疑ひなけれハ、國の字を補ひ、此拾字を次なる日子番能途々藝能命の下に置いて讀試るに、故爾詔天津日子番能途々藝命而云々、天降坐于笠紫日向之高千穂之久士布流多氣云々、於是詔云、此地者、向韓國、朝日之直刺國、夕日之日照國也、甚吉地詔而、於底津石根、宮柱布斗斯理、於高天原、氷椽多迦斯理而坐也、於是天津日高日子番能途々藝命國眞來通笠沙之御前而、遇麗美人、余問曰云々

と續きて文義も能く聞え、宮柱布斗斯理ハ即ち高千穂宮にて、日子穗々手見命者坐高千穂宮云々とある次第も合へれハ、原本は然在けむを、後世錯簡て前後重複せるなり、されハ途々藝命の始の大宮ハ高千穂の山上にて、後に日向國諸縣郡に迂り給ひ、其後又笠狭岬にハ迂都ありけむ、此事都城高千穂宮の卷に云へし、さて彼韓國の名ハ掛卷も恐き途々藝命の神言より出て、今に其名の遺りたるを、或ハ空國或ハ韓栗などの異説あるハいとくゝ妄説になむ、

#### 「襲山考」

中古以來、貽疑乎高千穂址、異説往々紛亂乎世、獨於我藩、自古世傳、咸為霧島、而未嘗知世有疑之者也、故季安歴稽史說、質諸藩史白尾子說等、有以考焉曰、日本書紀、養老四年所成書也、其修之也、群書異同、難乎折衷、竝載備考、所謂一書皆是也、如夫天降、神代卷則曰、天降於日向襲之高千穂峯矣、既而皇孫遊行之狀也者、則自樓日二上天浮橋、立於浮渚在平處、而儻完之空國、自頓丘按、頓丘之頓、猶雉頓使之頓、若其然則義、竟國行去云、又一書、與空同、今俗空腹日比多留志、亦此意也

猿田彦對天鈿女問曰、天神之子、則當到筑紫日向高千穗  
 穗觸之峯、舊事記同之、又古語拾遺曰、當到筑紫日向高  
 千穗穗觸之峯、又古事記曰、天降坐于筑紫日向之高千穗  
 之久志布流多氣、凡以筑紫日向者、多略襲之、否略高  
 千穗、如舊事記曰天降坐于筑紫日向穗觸二上峯矣、此舉  
 大略小例、可併觀也、又一書曰、降於日向穗日高千穗  
 之峯、而齊完胸副國、自頓丘覓國行去、立於浮渚在平地  
 乃召國主云云、又一書曰、降到之處者、呼曰日向襲之高  
 千穗添山峯矣、及其遊行之時云云、又所採上一書亦曰、  
 降來到於日向襲之高千穗穗日二上峯云云、又山城風土記  
 亦曰、日向曾之峯天降坐神、凡略筑紫、而自日向言者、  
 多書襲之、而所謂襲之、續紀延曆七年七月、則書大隅國贈  
 於郡曾乃峯、又十三年八月藤繩等修國史表曰、襲山肇基、  
見于後  
紀卷一、又類史幣帛例、弘仁五年二月乙酉、書大隅國曾於  
(造力)  
(神力)  
 郡□島□、按郡下□、蓋霧也、島下□社也、埃良本耳、  
 又六年、姓氏錄序曰、天孫降襲、又懷風藻序曰、襲山降  
 蹕之世、凡約文而提其要、則皆如是、只曰襲山、或只曰  
 襲、而山城風土記曰、日向曾之峯天降坐神、又長門本平  
 家物語曰、日本最初峯霧島嶽、據此觀之、凡其曰襲之、

若副國、或添山峯、或曾(之)乃峯、或襲山、或曾之峯、  
 或最初峯者、則皆指大隅國贈於郡霧島嶽明矣、但贈於郡  
 本隸日向、和銅六年四月乙未、割贈於等四郡、始置大隅、後歷  
 五年、至養老四年、而日本書紀成於其年、則應以大隅繫  
 襲之上、然尚言日向襲之云云、則所証書、皆既成於其以  
 前者、而採載之、只仍舊文、可以知也、否其成之猶在日  
 向時亦可觀也、蓋神代以後、以高千穗名此峯者久矣、其  
 為地也峯高麓盤、皆係襲國、故曰添山峯、或曰曾乃峯、  
 或曰襲山、而其峯麓則一、而其頭二分東西、故曰二上若  
 二上峯、以高千穗為其總名、後和銅中迺置大隅、分為兩  
 國、山之所跨、東則隸日向國諸縣郡、西則屬大隅國贈於  
 郡、但二上峯在其絕頂、分而為二、其一聳東、植矛於巔、  
 故名矛峯、又一聳西、而此峯則因屢發火、名火常峯、以  
 其二峯各異其頭、名曰二上、而中門則凹而其邱如馬脊、  
 因名迫門丘、凡躋攀者、先至迫門丘、而登二峯、故名二  
 上、頭與登之義、所以異也、夫上古神廟、在迫門丘、祀  
 瓊瓊杵・火火出見・葺不合尊等、蓋當時謂其廟、曰高千  
 穗宮、觀兒湯郡妻社謂瓊瓊杵廟  
曰高千穗宮、可推知焉、然延曆七年、發火於峯、爾後廟  
 蓋其雖在、不能就祭、故承和四年八月、則以其在半腹高原高浦高原

村霧島岑神、先預官社、而迫門丘亦蓋淺得登、於是乎、十

年九月甲辰、授無位高智保皇神從五位下、見續後紀、後十六年、

天安二年十月二十二日、授從五位上、疑下之誤高智保神從四位上、

三代實錄、竝謂上古在迫門丘之廟、可知知也、但略郡名、只繫

日向國、蓋峯火未滅、未有所隸也、(今按緣紀及釋性空傳、

平家物語等、平家時、既謂霧島為日本最初峯、而祀六所

權現、釋性空、按釋書、平安城人、大中大夫橘善根之子

也、母源氏、以延長六年戊子生、十歲持妙法華、天慶八

年乙巳、十八歲削髮叡山、應和三年癸亥、三十六歲出家、

尋人跡不至鳥音不聞之深山、乃往日州霧島、結廬居之、

隔數日食、或不食歷旬、或夢受膳、覺肚能飽、時權現未

知有本地、故性空欲愈登絕頂、祈誦法華、限以七日、受

之神勅、而居五日、闔山震動、猛火雷發、無暫可止、於

是性空乃避烟火、自迫門丘遷神廟於西麓二里許、結菴其

側、禪居于此、至康保三年丙寅、凡四年、而移住筑前背

振山、時三十九歲、其後逮至永延二年、六十一歲之時、

化人來告播州有書寫山、又往結菴於山中西洞、村上上皇

使召不起、長保四年壬寅、七十五歲、花山上皇幸臨山廬、

勅寫空像、記其行狀、方揮彩筆、山動地震、上皇重禮、

寬弘四年三月十三日、誦法華而圓寂、年八十歲、其在霧

島、移廬西麓、則今曾於郡云云、性空傳·平家物語等、

天慶八年、距天安二年八十八年性空削髮叡山、辭回日州、當時霧島

緣日本為最初峯、雖曰最初峯而祀六所權現、然性空未知

有本地焉、故抽丹悃、欲登絕頂誦法華經、限以七日、受

之神勅、而居五日、闔山震動、猛火雷發、不可暫止、於

是乎、天曆中、性空乃避烟火、而自迫門丘遷神廟於西麓

二里許、結菴其側、禪居四載、飽被冥祐云、此則今曾於

郡田口村所在西霧島宮及其別當華林寺地、而以六觀音為

之本地、且創梵刹、蓋自性空ハツカ、若夫所植矛、為震火

所燬折矣、莫詳何年、然發火者、延曆以後、仁安二年·文曆二年、近世  
天文二十三年·永祿九年·天正四年等、多見緣記

文祿元年、取其所折鋒可一尺者、奠諸其東南麓三里許、

乃崇其廟曰荒嶽權現、今在諸縣郡都城鄉不動寺村、而今

矛峯、則惟其所殘幹可六尺者、仍舊存焉已、火常峯亦因

屢發火、為燃所崩、峯漸陵夷、却為凹坑、今謂之御鉢、

平家物語所謂巖有巖穴、長發猛火、烟氣衝天、忽雨灰砂

云、新井氏所謂御池亦皆此也、抑山之為靈也、與衆峯異、

而半腹上、善帶雲霧、二峯隱見、如示靈異、故自其奇而

曰穗日、或曰穗觸、日與觸之為言也、コトヤ猶言神左備神左布

クシヒ、クシフル、ナラ、サヒ、フ

流例、(楳力)樓即奇義、觀其或書高千穗楳日二上峯、或書楳日二上、或書高千穗楳觸之峯、或書楳日高千穗之峯、則楳日・楳觸之語、可知其初非以名峯也、或擊之上、曰楳日高千穗峯、或擊之下、曰高千穗楳觸之峯、錯置互文、要之、楳日如擊二上、蓋言其為靈奇與衆峯異、如其句法、猶繫少男上曰可美、或擊小汀曰可伶之類也、又一說、因日向舊名(キタ)豊久志比泥別、以擊其峯、亦曰楳日、又因有峯、以名其國、亦舊則曰建日別、後改熊襲云、又一說、因峯東所連有諸尊斬火雷之址、(キリユフ)三段所斬二巨石、東一段、下幅九尺九寸、高七尺二寸許、西一段、石高五尺五寸余、而一段、飛去在宮崎大島云、得霧島名、乃皇孫祀諸尊於其址、而姑行宮焉、故今謂其鄉、猶曰高城、又謂其村及神社、皆曰東霧島、則延喜式所謂諸縣郡一座小霧島神社、及三代實錄所載、天安二年十月二十二日、授日向國從五位下霧島神從四位下云、蓋皆言之、而又一說、因有此社、繫矛峯亦以霧島、而祀諸冊於其東半腹許、今日東御在所兩所權現、在諸縣郡高原蒲渚田村、則續後紀承和四年八月壬子、日向諸縣郡霧島岑神預官社云、蓋亦此也、又蒲渚田邨有原名狹野處、自古傳為神武岳降地、故其幼也、

名狹野尊、蓋取地名云、而又祀瓊瓊杵・神武等於此、今日狹野神社此也、所謂霧島字、後紀以前、未有所觀、其見古書、蓋自弘仁・承和間始、而從續紀延曆七年發火於曾乃峯、至弘仁・承和間僅二三十年、則其名霧島、蓋在其間、近我櫻島發火於安永八年、爾後到今剩五十年、猶帶烟霧、推此觀之、因以霧如示奇、似得其名、但配鳥字、由其岑秀起乎浮渚在平處云、亦通也、又贈於郡有鄉名志摩、(國用)鳥云、見和名鈔、蓋國人常呼霧島、多略霧字、單以鳥呼、猶諸島人今呼其鄉只曰鳥例、遂為地名、可亦觀也、但和名鈔志摩鄉、及續紀曾乃峯、皆載贈於郡、則在西霧島隣、亦可知矣、而曾乃字、則本襲也、續紀令諸國定郡鄉名各為二字、時添之韻、書曰嶺嶺、猶紀伊例、而今曾於郡也、至今方俗雖書曾於、呼曰曾乃、尚不異於延曆時、而自神古時、大隅隼人世領其地、因以曾乃君為其姓號、則續紀天平十三年(閏三月)乙卯、授外正六位上曾乃君多理志佐外從五位下云、又十五年(七月)、賜饗於隼人等、授外從五位下曾乃君多理志佐外正五位上云、又天平勝寶元年(八月)壬午、大隅・薩摩兩國隼人等貢御調、并奏土風歌舞、(奏)詔授外正五位上曾乃君多理志佐從五位下云、而天平寶字三年(十月)辛丑、天下

諸姓着君字者、換以公字云、由是、多利志佐等改書曾公、則神護景雲三年十一月庚寅、天皇臨軒、大隅・薩摩隼人秦俗伎、

授曾公足曆外從五位下云、此類也、而今曾於郡曾於郡鄉、尚有杜名隼人塚、在於鄉之止神社西數百步、而祀其先神

火闕降於同社庭、曰大隅神社、又其隣鄉國分亦有隼人城遺墟、在於要嶮所、蓋火闕降以來、神胤隼人所世居也、

正長二年十月十五日、曰伊季者、記上小河里山野境、云西境隼人城乾隅境弟子丸名之類、皆足以証其當時焉、上小河里、

舊名曾小川、而所謂梟師カケル居其川上、故曰川上梟師カケル云、其云曾小、則曾於訛、後分上下、今為村名、隸國分鄉、弟

子丸亦為村名、隸清水鄉、詳見下文、而隼人城、後大永五年二月、清水城主本田親安河守改而取之、事見樺山玄佐

自記、迨以清水尚為居城、以隼人城新為產城、遂名新城、一說、慶長十年貫明公徙都于此、名新城云、恐誤、城有巖穴、曰長狹懷、此隼人所栖云、

因祀隼人、為天文五年事、今尚存焉、又曾乃字、則天福二年三月十六日、重枝證書、題曾乃郡司殿曳文、或作曾野、文治三年四月十一日、

檜前篤平、曰先邑萩原在曾野郡、自天福下、皆清水鄉臺明寺文書、下活券又同之、或建久九年三月注進大隅國圖田帳亦書曾野郡司篤平、或作僧乃、見

貞應二年十月僧圓慶之活券、字雖或異、皆與續紀合、而神

代所謂襲之與我曾乃郡、無毫可疑、如上所証、而今嶽之

西南有地名胸副阪、在曾於郡春山野、進陟其阪、四野高敞、而聳東北刺天者、為高千穗嶽、又秀西南吐青者、為

笠狹嶽、今野實足以証寬國行之神蹤焉、稽之念佛寺文書、長享三年、有地名胸副利、凡四段、蓋亦阪邊也、但高千

穗、中古土人其呼之亦常曰智尾、遂為地名、亦在曾於郡、觀康曆三年五月一齡岳公本譜賜弟子丸若德書曰曾於郡智尾

名事者、可以証也、若德姓建部氏、世領弟子丸、因為氏、建久八年圖田帳載弟子丸五町田所建部宗房所知者、

蓋若德之先也、弟子丸既見上文、而弟子丸村今有乳母神社、弟子丸氏世主祭之、無佗名智尾地、則知康曆後浸失

其名焉、於是乎、古之為風土記者、亦載是事曰、皇祖哀能忍著命、天降於日向國贈於郡高茅穗穗生峯云、實可謂

與世所撰史無乖戾矣、而其風土記、天文以前尚傳于世、增之文安三年五月、觀勝寺僧行譽者、著埃囊抄凡五百三十一條、共為七卷、

後又沙門、天文元年二月、繼補遺漏、增為二十卷、凡七百三十一條、（鑑力）更曰塵添埃囊鈔、其第二卷六十六條、引此古語、以說竹

刀事、據是觀之、風土記原本、則言高茅穗峯在贈於郡、亦足以証焉、然迨其後寬文中通村鄉承台命繕寫斯書、則

塵添所載風土記之語、無見其本、必知卿等未嘗知別有天文前良本矣、惜乎、當時只得弘治中所殘缺本、寫以呈上、而今其本專行乎世、則載白杵郡知鋪鄉之所以號知鋪等、

雖然至如贈於郡高千穗之事、皆缺而亡矣、是故、本居氏之以博識亦尚至不免無惑於其間也、然於歷史、既書天降於日向襲之高千穗峯矣、或書日向襲之高千穗添山之峯矣、觀其峯字下兩置矣字、亦撰者意則知其所決定者、明驗莫善焉、故提其要、則只書襲山肇基、或書天孫降襲、或書襲山降踵、自有書後、至弘仁中、既有明文、以傳乎世、

故續紀則載曾乃峯於贈於郡、風土記天文以前古本載之贈於郡、大八洲記、以襲國為大隅國嶺嶽郡、平家物語、日本最初峯霧島嶽云、歷歷著明、無間然焉、則曷更可妄求諸贈於郡之外而得焉乎哉、但延歷時、省高千穗字、只書曾乃峯、書紀載高千穗添山峯、至是則省上中爾、而後更名霧島、說見上文、自時而於日向

群峯、寢ヤ至乎如無別曰高千穗者、且古之所謂襲之高千穗、亦至康曆中、略號智尾、而僅存其名於曾於郡之地、則於白杵方、蓋好事者、賴其地固祀高智保皇神、而書紀等記其天降、多雖曰日向高千穗峯、所謂二上、為屢發火所類峯容、而名亦隨易、如無可當於日向者、後人妄採天孫降

襲之古說、以名其鄉、謂之知鋪、又為是名一岡山、曰高千穗山、而所連山各命之名、曰櫛觸峯、曰速日峯、曰高天原、曰櫛觸峯、皆在郡之三田井村、又曰二上峯、在郡之內押方村、祠二上明神、又有稱瓊瓊杵・火火出見兩山陵處、所謂峯者、非皆可與霧島比高嶽、只樹木繁鬱而已、且於一村有兩櫛觸峯、又隔村別有二上峯、况偽山陵、多不足信、要之、蓋後世粗聞史說者、撰諸神蹤、妄命郡峯、以合古史、故其致誤、有如此者、但有知鋪鄉、蓋迨其既天降後竟可都地巡幸彼此、因其所行在之地、○址以祀其神、

遂為鄉名、可亦知也、故其古說、則實我霧島事、而到于今、尚能合焉、殊不知書紀所謂日向後多係隅薩之地也、故於白杵、稽降襲迹、乖乎正史、如上所証、而今所謂高千穗山、言諸京洛、猶ナホ神樂岡、論之江戶、猶ナホ愛宕山、非固可與我霧島比其高大云、皇孫神德雖難亦測、曷得能天降焉乎、或曰、知尾名存曾於郡、見康曆書、亦尾與穗不合、則恐非高千穗之遺名也、季安對曰、穗與尾之訛亦久矣、建久八年日向圖田帳、於白杵郡、書高智尾社八町、且文保元年十二月廿一日幕府政所以我○既道義公謙侯四世為諸所地頭下文、亦書日向國高知尾莊、彼此訛以行乎世、如此也乎、

可不証乎、問者乃服、又我霧島山南麓有地名宮丸・都鳥等處、迨天授元年島津資忠城于都鳥、改曰都城、其為地也、平野沃壤、方餘十里、四繞峯巒、恰如舊都、而有地名都鳥・宮丸・高城・高原・都街道・奧宮、亦古事記所謂高千穗宮之遺址云、是以、我藩自古相傳、以霧島嶽為高千穗峯、而莫獨貽疑者、可謂有世所承矣、近至本居氏古事記傳盛行于世、讀者往往疑贈於郡霧島嶽與白杵郡高千穗山、有兩可說、多惑眞贋、故我藩史白尾國柱、探勝白杵、觀而覺非、有所著書、今也季安編伴氏譜、由獵史傳以輯天忍日命為前駟瓊杵尊天降於襲之高千穗峯之事、粗有所考、故贅于此、以竅來哲爾、

(本文中ノ「ハ黎明館所藏「襲山考」(伊地知季安著史料集五)所収、ト異同多シ、参照サレタシ)

〔襲山紀行〕

天保辛丑秋九月、先是、山田清安還自京、介(新納時升)新伯剛、叩余艸廬、請觀余所管編島津莊考、余乃眎之、而其復如京也、托伯剛氏、授余蓄篇、屬錄襲山事、余會撰伴氏譜、為天忍日傳、而天忍日、則為前駟、從瓊瓊杵尊天降襲山者也、故著其傳及襲山事、襲山即今霧島也、爾來九年焉、

此月十五日、清安奉

松齡公肖像、至自京、未半旬、儼然復來、語及前事、迺出忍日傳、眎之曰、天降神蹤、史有明驗、莫如襲山、惟以僻在南裔、未有能載文翰以耀天下者、故若本居氏亦至貽疑、遺憾孰大焉、今子客京、願著精篇、以振海內、清安曰、足下為國勤則勤矣、雖然皆是獲於載籍所獵也、非親履其地而睹記者、恐承誤謬亦未可知、請子盍必陟襲山叙所睹乎、余曰、徒企望久矣、如無贊何、清安曰、吾其相之、請必發行、十月四日、清安遣息有實齋簡、告將明日往遊、催余治裝、晚乃往謀、新常有亦約偕行、既來在坐、清安曰、適羈官事、明發不果、將以六日起、話及秉燭、俱常有回、既別、獨顧以為、方今清安名聲藉甚、偕渠探勝、實非潛行、應必至以有振乎世、而如余天譴未霽、莫如豫遁以潛吾身、五日、清安勃々不已、尋投余簡、愈促明日黎明、不問雨霽、襁褓偕發、然余也既欲罷、此夜稍雨、乃衝泥、訪常有、托辭陪曰、細慮於心、有所恐懼、不能如約、請為致意、因往著稿、以代喙也、常有強甚、不聽而去、臥未眠、失火峯下、延及數區、六日稍霽、清安不起、復來頻勸曰、足下不行、無所咨詢、與常有謀、

私於其官、無所可憂、敢請必發、若足下飢、相以輿馬耳、於是乎、幡然決行矣、此夜小酌、告母堂別、七日候曉、單身廼發、降龍尾阪叩山田氏、時天既明、清安及息有實、新常有等、皆裝而疾、聞倪利國先行期會於桂山邊、乃相共發、各徒行也、出門、伊祐典揖余曰、聞君等為山遊、願亦陪行、余謝得良明、固清安同志也、右仁王堂、左玉龍山、陟阪於郭北、將近里許、相及倪叟、揖慰此遊、行互笑詠、度太鞍橋、過一村、出於芳野道、松杉夾道、左右廣圃、蕃薯被連、往往既為霜所殺、菁葱多萎、知氣候寒於郭內也、歷小肥迫・菖蒲谷、降七曲阪、石徑屈曲、皆整以石、非昔年所過艱險、咸曰近所修飭、借關屋民舍、小憩啜茗、踰薩隅境、下白銀阪、路左有一巨石、大可少減於府下鳶石、聞近轉來懸路石邱頂、欲墮未隨、若勢將者、觀者竦懼、迨巡檢使將過其下、官議及之、豫役衆夫、得轉于此、時有譌言、心岳君憤懣之所為、亦足以仰其遺烈也、益降石磴、東北眺望、峯巒列空、海如銀盤、洲嶼阡陌、人烟松道、裝點其間、致美呈奇、莫不稱快、乃清安命所携酒、藉草附石、皆飲以巡、後遇泉石佳處亦輒爾耳、阪盡平垣、過蔬圃間、左折抵脇本驛、驛街繁簇、

優昔所觀、此重城公子食邑也、就店午飯、常有行厨、頒衆玉食、共箸忘疲、行度思川、入帖佐境、經松原路、沙軟沒踝、右瀨海濱、葵荊中有古墓、繚以石關者、聞、是為垂城太祖典厩君墓、莫詳誰建、有實乃往、摩藓視之、果此也、左望建昌・平山二城墟、中有堂宇、翼然於崖壁之上、所謂米山藥師也、經十日町、渡別府川、過田畝間、左望後藤塚、聞、元和中殉松公者、山路某所割腹處、恨不往觀、至網掛橋、右有滕瓊山撰橋碑、所嘗讀也、橋舊架板、今修易石、假設危梁、皆由此渡、街坊脩飭、如一城府、此柁城驛而柁城公子食邑也、余曰、此遊在探神蹤、聞、邑治有古櫟樟、名楠樹街、云昔蛭兒見以船棄、其楫所棄、而邑得名亦即此云、親自此始、咸曰然、乃問里人、遵指尋步、至朽根盤露於垣處、又詢之聞、其垣為桑畑屯宅、乃余舊識也、請就測圍、屯以事出、其妻邀聽、幹朽中洞、圍可數丈、恨竹叢生、為其所蔽、不甚雅潔、如不識有以者、屯兄時、為屯出速、亦余舊識、嗣新納者也、頃之、屯聞客至、回謝且留、弟兄比隣、皆為著姓、乃索舊藏、屯大秦氏、秦始皇裔云、出安元中右近衛府所授牒及鎌臺華營古書、如其牒文、嘗以難解、眎余摸本、

余解注點、且為標註、亦併副示、清安秉燭、寫文摹印、遂飯宿焉、獨倪叟別宿他氏、此日陰翳、晚雨、八日猶雨、〔時〕俟吾儕起、招飯渠宅、余青年巡察、得嘗過此、屈指距今三十六年、去歲、息抱碑藁、因新伯剛、屬余補闕、乃故國相旅菴君碑也、君從 松公於關原、特著偉績、余頗撰述、清安亦奉 公肖像、近至自京、今皆搜遂、會於君後、如不偶然、亦奇緣哉、又請舊藏、出 公等賜書、多關原消息、常有等揮毫寫詞、辰冒雨發、令人報倪叟會於途、清安所隨、多京畿產、不熟地理、恐後迷岐、緩步俟及抵蟾蜍水、或馱僕肩、或攝衣涉、右能仁寺、陟龍口阪、踰柁國堺、過小濱邨、小憩旁店、倪叟跨馬、行謝不駐、竹內某陪、柁城人也、沿海蹈沙、隨步沒脛、右望洲嶼、左傍村落、所謂七里小濱、豈指此乎、今減半耳、北陟小田阪、延緣里許、降得村落、村名小田、過田疇間、左瞻一丘如城墟者、松列茂巔、巖壁繞帶、自半腹麓、松杉蒼鬱、紅葉一株爛然其中、云是樺山氏墓、可玄佐故墟、恨不往觀、將近宮內、轉就捷徑、過村巷中、出於華表西、抵彌勒院、主僧出迓、解裝啜茗、午飯更服、拜謁 八幡廟及石體宮、廟在邑廨偏西里許內邨、出寺馳道閑坦、人

煙繁簇、西折行眺、老杉森鬱、中有石礎、右瞻堂舍、奠許多佛像、左有茶店、具食待客、直躋石階數十級、庭除幽邃、右轉益陟、巋然神廟、廊廡悉備、刻龍彫雲、金朱彩爛、極為壯麗、相傳、昔 神武創祀出見尊、迨 欽明時、有八流幡自現於此、附 應仲神三帝、崇八幡宮、和銅建廟、延喜祀典謂、本州桑原郡麴島神社此也、按 應神時秦人歸化、至 雄略世、秦族繁衍、蠶織之道盛行海內、至深被鴻恩以稟寵號、調秦曰波陀、訓大秦曰宇都萬佐此而弓月等裔詵々於州、見姓氏錄、且多植桑、郡亦得名、則祀 三帝豈徧於其所報賽乎、石體宮、在社良、鐫題妙文、未詳所剏、天承二年、宇佐神宮聞為怪異、遣三使燬、四月三日、落〔頭注〕分註焚石體、焰氣赫熾、念日弗滅、石百練抄六 崇德院十八年之中 長承元年天承二年八月十一日改元、依疾疫也六月二十三日、太宰府言上正八幡宮、高四尺、弘三尺、厚二尺、石二自然出來、各有八幡二字銘事、自右天承二年四月三日至今茲嘉永七年甲寅七百二十二年、而季安始知有徵據乎焚石體之俗說矣、故抄註此、時九月二十一日之事也「靡塵焦、妙文益彰、三使縮畏、一名立殪、一名死道、而惟一名得還報實、繇是、靈驗顯乎世、遂崇本社、號正八幡云、所謂妙文、見

長本平語、今社於其上、恨難闢路、竣復還寺、雖固私遊、緣常有為椽祀典、主僧慰勞厚、飯畢、又野裝、往觀嘆及久我・氣色三森、皆本州名區也、嘆森亦在解成里許內邨、古祠蛭兒、崇曰二宮、國史謂、諾尊嘆蛭兒三歲脚不立、載之天盤檣樟船而放棄、則其船所着蘖、故得鼓名云、今距海里餘、非船可着、先史親孚管謂、隣近有姬木城墟在崖壁上、去地數仞、為壽所穿、痕尚存焉、據此、神代知今渦川為海云、森亦按元輔歌、時既枯矣、按寬文七年前史通(河野)古紀行云、有古楠在二宮右、在古檣子 丑五步許大可十抱、幹朽中洞、足匿八牛、時領社者、迎導齡垂八旬、云是嘆森相傳、芳草樹未萌於秋津洲、自高天原所投而種、故曰投木森云、萬代記謂、正德五年五月十日、其第一枝折破舞殿、長十二尋、圍可八尺、據此、猶知未悉稿也、又享保十三年八月、地頭樺山久初命栽榧樟、枯矣未幾、三株自生其側、久初聞驩神迹不絕、事見社說、據此、壽木知枯其前後、寬延三年、命遷社於西可二十步、今社此云、寶曆三年、所撰地志謂、可繫十牛、知其稍朽容增二牛、而降享和、親孚路記、朽洞圍十有二步、根盤圍十有五步、享保所生楠亦餘四尺云、余嘗遊觀亦在享和、比今所睹、其遺者僅

十分之三、而如初月然、半輪缺亡、今為竹林、至籬亦廢、推此、元輔所詠、既非此株、蓋神代蘖樹、枝繁着土、輒必生根、分為數株、猶伊作楠、在宮內而漸枯亡、至寬文後、可觀者惟此株耳、以是想之、後降百歲、徒承口碑、至無觀而識者、可以知耳、久我森在清水解西可拾玖町姬城村、古樟屈盤、分餘三株、圍八丈二尺、鼓一名風、葱鬱未稿、寔壽木哉、云是古我大臣冢、余按長本平語、久我大納言侍左衛門尉朝重女曰伯者局者、通藤成經、迨治承中成經遠謫、慕跡不已、時會八幡神宮清道發京、乃說局曰、偕西往國、得逢藤君、何難之有、局悅隨西、至則烟波渺茫、島猶不見、徒益焦胸、遂奔清道云、據此、口碑不為無謂、則為局塚、可併知也、又偏西行可十町所、有氣色森、亦在國分解偏西拾伍町許府中村、藁叢蕭瑟、無甚老樹、薄暮急回、不及審觀、相傳、舊森在巽可六七十步、曰上河原許、尚呼木堀、即其趾云、寬永二年四月、鼻面川洪水、岸崩麓流、慈眼公命喜入紹嘉新植樹木、移名區於今地、五月建祠、祀菅丞相、事晰梁文、按舊天神祀神七主、因菅相曰天神、豈譌之耶、通古紀行謂、嘆森社司可八旬叟、迎揖相語、傳聞、氣色此嘆枝、而叟幼時、為洪水所潰、

移於今地、則所隔川觀、蕞爾秦叢、在杉樹中、卽此云、

據此、舊森知神代所蘗枝也、又村得名、昔郡縣時、國衙所在府故也、凡觀三森、雖無陟降、迂路直徑、田間村巷、梁舟渡川、昏黑回寺、夜訪桑畑公重、公重姓息長、家世襲神官、卽清道裔胤也、亦素舊藏、出其譜牒及古文券、閱之、不足奇賞、神官鄙愚、他猶秘襲、咸欲悉觀、竊謂幘罽、退撰諸內、清安微笑、招誘吾儕、乃皆不覺推入渠席、遂得與搜假本州圖田帳、清安等大驩、為古編、余既所嘗寫、隈本氏藏建久八年帳之模本也、又有佛像、云是平相國所賜觀音、拂塵觀背、載故像既燬、摹刻於天文八年、余觀長本平語亦載、清道如京、得寵相國、今復覽賜佛、益信其事之不誣也、此夜宿彌勒院、九日小雨、稍霽、余偕常有等抵正與寺、寺在廡偏西里許內村、僧坦然靱、稟法建仁、奠釈迦佛、為八幡本地之列、東傍社麓、度一石梁、躋石磴數十級、得二天門、聞昔板蕩世、群雄割據、虎視磨牙、齡岳公乃懷社衆、貞治五年所新造、而其左卽 公肖像、右本田親治肖像、皆類二天、儼然雙立、匿文軀內、以禱降服、皆刻於存時、惜哉罹兵火、燬於大永七年、迨 梅岳君平定本州、摹刻於永祿年、蓋因舊像云、

卽此也、又躋數級得門、入而抵寺、主僧出迓、寺據山、南向弘敞、景絕勝、實淨境也、回飯宿寺、皆謝僧發、就新田路、左木房温泉、復度圮橋、過田畝間、入清水地、左姬城墟、迂回其麓、有一嶮嶽聳城坤旁、松茂其巔、下當巖稜、有一叢祠、在廡西可十三町、云祀妙現、往昔竹林山之貢笛竹亦必自此始、余行相語、郡縣世、則國司大中臣氏築城於此、葢而治之、後襲郡司、以姬木為氏、嘗觀乘牒、有國司嶽尚聳城旁云、疑應此也、清安乃顧問村童、皆謂為城、行三四步、又逢班白荷鍤旁避、乃指嶽間、折腰對云、嶽名古武士、一行咸笑、莫不感悟、書益可証、而口碑謬至如是也、過田間道、抵邑治口、士街頗整、乃問道左茶店、聞臺明寺在廡良里許山路村、直就堤左、恨不就街坊巡視、循新田渠、田畝徑、兩山對峙、如來路迎、屢度川流、或擇跳石、或揭涉水、水沙粘履、覺脚益重、迤透傍岸、尋源益步、足指多仰、石愈奇、流愈清、漸入佳境、及有橋處、則架兩岸、長不數丈、下瞰藍漲、水激亂石、或湧巖隙、湍洶雷轟、過橋有門、入躋石磴、右觀場圃、左仰喬木、陟盡則寺、寺據山腹、連轡環拱、美景如畫、眺發清機、遊客不覺咸濯塵胸、莫各不曰快哉、實

一淨域也、聞寺故係 天智勅場、世貢笛竹處、而當國衙良、故親于此、舊宗法相、行玄董席改崇天台、節山公時、換修真言、至享保間、復今天台云、按國衙址、在國分府中村、因村得名、可併証也、又其貢竹也、前伐輪衛、先供妙現、清諸鏡池、在府中村使掾介等齋貢京師、世所謂無官太夫敦盛青葉笛亦產于此云、今稅所・重久等在藩中者即掾介後也、主僧迺迎、啜茗吃烟、又詣日吉山王、聞社在界内竹林中、距寺五町、亦行玄所親、而一山鎮主也、出寺、右就巖徑、益陟石磴、老杉夾阪、白日陰翳、陟盡、則山王社也、緣竹猗々、以環社庭、清溪瀟々、流乎其間、水竹和聲、珊々鳴玉、人跡罕至、幽邃無比、而竹類多亦呼此種、徧繫寺名、則其鳴世亦不知幾百千年也、乃咸胥議、斬托主僧、郵致城府、宜插花瓶、况齋諸京、頌文人騷客、各可供清玩、清安等迺挑秦荊、擇伐良幹、余亦托人、伐宜杖竹、為濟勝具、左有本地堂、聞、建仁三年、藩大祖聞比企變、將往護京、致告禱書、即此堂云、又有鐘樓、懸古洪鐘、睹所鐫文、正嘉元年所改鑄、而舊鐘置於天慶九年云、亦可以知寺邈古也、清安・常有假扉設閣、仰得及鐘、糊紙摹搨、古雅可愛、既又歸寺、午飯、亦索

珍藏、出文翰七軸、郡縣以來所世寶傳預貢竹書特多、嘗徵史館、享保元年所摸賜寺也、清安等嗣々揮毫、擇奇抄萃、余既多寫、不悉讀也、復就舊路、抵曾於郡、此日、倪叟分袂半途、約如止神覓宿埃、乃自途雇導、徑入止神、薄暮、謁止神社、余十六七、以寺社吏、監葺此社、屈指距今四十六年、猶彷彿有記乎心目、乃訪社司、所嘗相識、上原刑部既已物故、其外孫曰伊膳者、迎揖為導、天霽無雲、月出東岡、衆皆幸蹈光、至邨民舍、時已張燈、倪叟歡迎、如逆旅主人、邨係重久、昔郡縣時、重久氏所世治也、乃邨長亦趨謁辨具、余憶昔遊、粗舉舊識、問伊膳等多皆逝矣、但記余幼字者、猶有三四名未就木、而邑治、則細山田父子、止神、則伊膳母及岡氏老嫗等、此云、問齒憶之所謂母、時六七歲、老嫗踰七旬、知余所舍婦、時可三十也、嗚呼彼亦一時、凡人之代謝聚散、實出乎意料外、不堪感懷、乃占七絕、為吏青年謁止神、何期白髮再遊辰、無端四十餘霜後、來會多非面識人、此行、除余皆善國風、就中、清安親炙景樹、風靡晚生、常有追隨、在接受學耳、故如余吟詩、不有與推敲乞鄂潤者也、聞老嫗未死、余有未遺忘、乃懺悔曰、髮齡喪父、為母所鞠、隨意

〔畫力〕

成長、記賤名亦猶病焉、其監此也、牆面噬臍、至以泚身、始有少所憤發、幸得天寵、聞士人藏四書經註注國字本、假而讀之、昼於社廟、夜於旅窻、神倦睡生、輒垂繩梁、以懸吾髻、猶坐熟眠、一夜主婦竊睹其狀、誤為縊死、駭然揚聲大叫、檀主何為如是、余亦驚寤、實相笑、卽老嫗也、今不圖得復逢梁、不亦奇緣乎、坐中粲然皆笑曰、惟其有斯、是以伴探勝、此夜月霽、霜寒、十日早起、邑正細山某訪余、惠烟艸、延坐話舊、乃相識也、少余一年、往來講武、交臂一堂、君應十六、今也白髮、余特齒豁、陌頭相逢、惟是行路人、安得知為舊識乎、因具告曰、吾儕至此、在探神蹤、聞止神舊祠尾群山、得無有其址如陵而遺者耶、邑正曰、無嘗所聞、但有石二在關阪上、若行路人、或踞其石、輒必為崇、然亦里人不知有以云、乃雇導發、自邨就右、陟一窄阪、至尾群山麓、有墾田、導指阪右云、自右相傳、為止神憩腰石所在處、迨墾為田、没埋土中、今不可觀、乃去、訪老嫗舍、躡履歡迎、以急程故、恨又叙別、往觀邑治、左望一椽鼓在田畝間、指問導者、云是隼人塚、既入土街、右陟石磴、抵念佛寺、寺在廡偏北可二町重久邨、奠彌陀像、運慶所刻、弘安中建、

稟法於相之藤澤山、扁吉水山、寬公墨蹟、渾雅可敬、境固幽寂、寺亦宏麗、可惜將及傾圮、自寺出、路岐左右、擇道所向、導曰、西出於桂阪、就來路則關阪也、余乃告清安曰、為崇石亦不可不往觀、遂赴關阪、經松永村、西行可二十町、為古關址、地名便覽謂、夕暮關此云、或聞往昔係霧島領、為栽華園、而其祭霧島、必奉神輿、幸於海濱、曰濱降祭、每神還御、輒暮乎斯、故得名云、據此疑是、公田與神領接壤關址也、益陟巖徑、左右峻嶺、阪亦崎嶇、路旁盤石疊出、其平如鋪筵、其隆起如象如牛、其峙高如屋如屏、伏底水行、擇間人陟、屈曲躋攀、足指漸仰、至阪將盡處、右觀兩石、大可餘抱、相距可五六尺、導乃指云、為崇物此、豈可為陵、將別有以歟、按治安元年、藤篤如者、所謫居處、曰曾於御館、而子篤義所構居、曰阪上御館云、豈其所主祭故物乎、而行未幾、過入水阪、川流忽伏、盡潛巖底、下數百步而復見云、口窄於川、將伏噴雪、聞激聲如雷耳、歷春山野、野皆馬牧、在清水廡良可三十町郡田邨與本邑接界處、其周餘三里三町、四分之一隸清水、其三分皆隸本邑、凡馬可二百、聞寬永間、在日州澤原野、後移於此、小憩吃烟、余不嗜烟、前躋阪

路、可五六步、清安徐步、教導者報所過地名、余聞其云胸副阪、忽驩於心、然聞於遠、猶恐有誤、顧問導者、慙聽之、無亦所異、益驩坐叫曰、國史謂胸副國、豈其指此乎、清安踴躍、欲陟高丘觀曾乃峯以測稽之、遽攀旁岡、藜荊不蹊、導指阪曰、今少進陟、有高敞處、四野峯巒、一眼可眺、清安乃降、由阪疾走、余亦競陟、實如其言、高聳東北刺天者、高千穗嶽、突兀西南吐青者、笠狹御碕、俗云野間嶽、在藤加世田、跨片浦、赤生木兩村、自村至嶺高里許、距邑靡偏西五里餘、祀娘媽社、其將降也、遙向笠狹、則胸副阪、實在其麓、自然所道由也、歷歲悠邈、國除阪遺、口碑不朽、神蹤尚存、而無世知、以僻陬故也、余曰、先史探勝、未聞及此、吾儕亦不逢邑正、必赴桂阪、幾乎失之、幸由此徑、而獲知有斯阪、不亦神賜乎、清安歡甚、乃為歌曰、高千穗乃胸副阪乃知連之茂神農千和比乃外奈良女耶波、余亦歌曰、阿毛理之天神乃等保連留國哉此胸副阪乃名仁殘流良武、各藉草而憩、又相語曰、於所未睹、猶獲神蹤、雖亦難知、惟斯阪名、揭將湮沒、寔斯遊之功、可補國史缺以垂千載、誰為徒行哉、愈愜愈進、通弘敞野、行遙右望、多冠蒼笠、連絡出沒乎松杉道、清安搖扇、招為京人、彼亦招應、未幾

降土阪、出於王子茶店前、就店小憩、頃之、笠徒亦來、揖清安等、果是京人、赤井・今井二子導野村某、詣霧島者也、余亦名謁、由此正路也、經歷大窪・田口等諸村落、有阪陟降、亦不甚嶮、村口過橋、有官倉在川澗、是為大窪倉、街◎頗整、田口徑側、左躋石磴、有一小社、祀天忍日、崇曰天子、伴姓太祖也、偕清安謁、欲開寶扉觀其神牀、恨亦無鑰、有獅子像三四在外、朽蠹敗壞、不知幾百年物、存彷彿而已、降借士人廬、息足午飯、食畢、又行過梅北橋、可數百步、高低取步、無有峻阪、漸向山進、有木華表、過而益行、有仁王門、左右奠巨像、仰觀扁、曰霧島山、自門遙望、深山幽境、僧房數區、裝點樹間、而當其正面、殿堂門廡、最崇構、而巍々然者、所謂華林寺也、入門、降石磴數十級、有橋架兩岸、溪水漲流、奇石怪巖、如臥如立、激湍雷轟、瀟淵藍碧、使人懍然、亦山水秀絕、靈域罕比、右觀宮徑、左陟石磴、則華林寺庭除廣敞、頗為壯麗、

高千穗峯、即今霧島嶽、在府城距良位十三里餘、大隅國嶺吹郡嶺吹郡郷田口村、見神社考、和州金剛寶山城州如意寶山及愛宕山、皇國五岳山、江州比叡山、日州高千穗峯之一、而嶽跨日隅、其方東屬日州諸縣郡、方西

屬隅州噲啾郡、神社皆建於其麓、西今日西御在所或西霧

島、東今日東御在所或東霧島、各載于後、接養老四年、(按)

舍人親王所撰日本紀、五月癸酉功成、奏上前此七年和銅七年二月戊戌、詔紀朝臣清人、三宅臣藤原令撰國史、雖

見元明紀、不書其成、但太朝臣安磨及親王奉詔、見日本紀慶長跋本耳。天照太神之子天忍穗耳尊、娶

高皇產靈尊之女栲幡千千姬、生天津彥々火瓊々杵尊、皇

祖產靈尊、特愛深崇、欲立令主於葦原中國、屢遣先駟、

迨經津主・武甕槌二神復平定命、載神代紀曰、高皇產靈

尊以真床追衾覆於皇孫天津彥々火瓊々杵尊、一書天津彥下、有國光二字、使降

之、皇孫乃離天盤座、(按) 一書離作引開、又座作戶、且排分天八重雲稜威之

道別道別、而天降於日向襲之高千穗峯矣、既而皇孫遊行

之狀也者、則自穗日二上天浮橋、立於浮渚在平處、而儻

完之空國自頓丘竟國行去、到於吾田長屋笠狹之崎矣、一書崎作

(御崎)其地有一人、自號事勝國勝長狹、皇孫問曰、國在耶以

不、對曰、此焉有國、請任意遊之、故皇孫就而留住、時

彼國有美人、名曰鹿葦津姬、亦名神吾田津姬、亦名木花之開耶姬、亦皇孫問此美人

曰、汝誰之女子耶、對曰、妾是天神娶大山神所生兒也、

皇孫因而幸之、即一夜而有娠、皇孫未之信曰、雖復天神

何能一夜之間令人有娠乎、汝所懷者、必非我子歟、故鹿葦津姬忿恨、乃作無戶室、入居其內、而誓之曰、妾所娠、

若非天孫之胤、必當蠲滅、如實天孫之胤、火不能害、即

放火燒室、始起烟末生出之兒、號火闌降命、是華人等、始祖也、次避

熱而居生出之兒、號彥火々出見尊、次生出之兒、號火明

命、是尾張連、等始祖也、凡三子矣、久之、天津彥々火瓊々杵尊崩、

因葬筑紫日向可愛此云埃之山陵、(按)又接一書、猿田彥大神對天

鈿女曰、天神之子、則當到筑紫日向高千穗穗觸之峯、吾

則應到伊勢之狹長田五十鈴川上、因曰、發顯我者汝也、

故可以送我而致之矣、天鈿女還指報狀、皇孫於是脫離天

磐座、排分天八重雲稜威道別道別、而天降之也、果如先

期皇、則到筑紫日向高千穗穗之峯、其猿田彥神者、則到

伊勢之狹長田五十鈴川上云云、

「地理纂考」

霧島神社田口村

奉祀 正殿 瓊々杵尊 彥火々出見尊 葺不合尊

伊波礼彦尊

東殿 國常立命(尊) 高皇產靈命(尊) 伊弉諾命(尊)

天照大神

南殿 大汝命 國狹槌命 惶根命 神皇靈命(尊)

伊弉册命<sup>⑧</sup> 素盞烏命<sup>⑨</sup> 勝速日命

鹿兒島縣廳より良位十三里、高千穂山の西麓にて、續後紀に日向國諸縣郡霧島岑神預官位とある是なり、社傳に曰、始今の社頭より東一里十町余山上に鎮坐ありしを、霧島山數度の炎上に燒て後、村上天皇の御世今の地に遷坐ありし由にて、山上八日向國諸縣郡なれハ、續後紀に岑神とあるに符合せり、按するに、三代実録に授日向國從五位上霧一坐小霧島神社とあるも岑神と同社なるを、共に岑の字を除きたるハ、當時既に山下に遷坐ありし故にやあらむ、社傳の如く後村上天皇の御世山下に遷坐ありしならんにハ、三代実録・神名式にも日向國云々と記さるへき事固よりなを、日向國云々とあるハ古書の儘に記されしにて、彼神代の三陵ハ大隅・薩戸の二國に現存せるを、尚神名式に日向國と記されしと同例にやあらむ、一説に、此神社を諸縣郡上三俣郷東霧島神社、或ハ同郡高原郷霧島神社なりといへるハ然らず、此両所ハ中古寺を開基して東霧島を勅詔院 高原なるを錫杖院と号して、寺より後に建立せる神社なれハなり、そもく續後紀にいはゆる霧島岑とは即襲高千穂嶽にして、天孫降臨の靈地なれハ、太古當社を建立ありしハ瓊々杵尊の<sup>⑩</sup>一柱にて、後に彦火々出見尊より伊波礼彦尊までを齊き祀られしにやあらむ、又ハ始より五柱なりしか<sup>⑪</sup>詳ならず、此余の數坐ハ次々に社僧共か會祭なるへし、今内陣に厨子六基ありて、四基ハ瓊々杵尊より伊波礼彦尊までを<sup>⑫</sup>一柱つゝ齋き祭り、二基ハ國常立命より以下の數坐會祭なり、かくて社傳に後村上天皇の御世山上より

田口村に遷坐ありて、二百八十余年を歴て文曆元年甲午十二月二十八日霧島山また火発り、神社寺院及び宝物悉く燒亡し、二百三十余年假宮なりしを、文明十六年甲辰、島津陸奥守忠昌<sup>⑬</sup>十一代社殿及寺院を造営す、かくて宝永二年乙酉十二月十五日上又燃て、神社寺院<sup>⑭</sup>燃亡す、さるを正徳五年乙未島津上総介吉貴<sup>⑮</sup>十二代重建して、莊嚴以前に倍す、則今の神社なり、例祭年中二十五度なり、其中正月元日の<sup>⑯</sup>農神前の齋庭に榊を立渡し、神官等各手に真賢木<sup>⑰</sup>を取り祝詞を唱へ、四方に向ひて米を撒く、是を神代のご事とす、又毎年九月九日・同十九日・廿九日大祭にて、鹿兒島ハ云も更なり、大隅・日向の國々よりも群參す、往古ハ當社より三里余國府郷夕暮閑と云へる所のほとりに當社の花園ありて、其所に年々神輿御幸ありしを、慶長の頃より其事止しとそ、社殿朱塗金鍍なり、殊に内陣の結構精緻、珠簾<sup>⑱</sup>赫耀として眼を眩かす、縣内第一の莊嚴なり、長門本平家物語丹波少将成經硫黃島に配流の条に、<sup>⑲</sup>略、室町、船引、大山とて月影日影ももらぬ深山の寝々たる石巖を凌ぎ越て、日向國西方島津莊に着給ふ、彼莊内に朝鞍野と云所に一の峯高く聳へて煙絶せ

ぬ所あり、日本最初の峯霧島山の嶽と号す、金峯山・釈迦か嶽・富士の高嶺ツカネよりも最初の峯なるか故に、名附て最初の峯と云ふ、略中成經も參籠してをかまはや、吾薩摩方へ行なむ後ハ再旧里に歸らむ事難し、社參して後世を助らむと思ふとありければ、預の武士情ある者にて、何①苦②か若しく候はむとて供奉して参りたり、地形勝れて眺望

世に越たり、ためしすくなき所なり、名残を惜みて七日參籠して云々、梅櫻を自植置き、さまざまに彼山に形見を残しなとして御宿に下向あり云々と見えたり、積覺惠霧島紀行曰、望金剛門、顧櫻花而問、往時丹波少将成經七日七夜參籠、自栽櫻梅、今何處之有乎、老僧對曰、梅則不知、櫻則是花、指路頭數圍古木、實可經五百年春乎、今遇開花之候、憶昔之情深矣とあり、覺惠ハ元禄年中鹿兒島大乘院住持なり、

〔地理纂考〕

霧島神社の西掖十二間許に在り、祭神税所篤如の靈と云ふ、篤如一書作敦之、税所氏系譜及び社記曰、宇多天皇の第三の皇

子敦房親王より五世の孫正五位下税所篤如、後一条天皇

の御世、大隅國國府郷八幡宮と霧島神社との神職と成り、治安元年辛酉三月大隅國に下り、同國贈於郡に住して神領の租税を司り、税所を以て氏とす、時の人贈於郡殿と号す、其子敦義に至り、館を同郷重久村闕坂の上に移して又坂上殿と号す、數代贈於郡の領主にて、其子孫税所・重久・最勝寺等なり、

〔地理纂考〕

野神社霧島神社の支社なり、以下六社同し、本社より坤の方半里、田口村にあり、

奉祀六坐 天御中主命 高皇彦靈命 天照大神

(携力) 柶機千々姫命 天忍穗耳命 玉依姫命

以上六坐霧島神社の御祖神と稱す、

〔地理纂考〕

天子神社本社の西一里許、田口村にあり、

奉祀二坐 天忍日命 天穗津大來目命

天孫降臨の御時倍從の神なり、古事記天孫降臨の条に曰、天忍日命・天穗津大久米命二人、取負天之石鞞、取佩頭ツチノツルキ椎之太刀、取持天之波土弓、手挾天之眞鹿兒矢、立御前トリオヒ

而仕奉云々、姓氏録曰、高皇產靈命五世天押日命云々、  
初天孫彦火瓊杵尊神駕之降也、天押日命・大來目部立  
於御前、降于日向高千穗峯云々とあり、以上三社祭日、  
本社に同じ、

稲葉神社 本社より西南一里余、田口村にあり、  
例祭二月初酉日・八月廿五日なり、

奉祀三坐 木花開耶姫命 倉稻魂命 猿田彦命

社記曰、嘉禎年中、霧島神社の社司橋本某に神託ありて、  
霧島の神田を爰に定め當社を建立し、今に至り毎年此田  
の新穀を新嘗祭の神供とす、又二月初酉日祈年祭に此田  
の稻積を供て御田神を祭るとあり、土人相傳て曰、皇孫  
尊高千穗峯に天降まし、時、霧深くして昼夜を分たす、  
時に此所に自然生の稻ありて、其稻穂を召て四方に撒散  
給ひしかハ、空即晴し故に此田の稻を不時稻と云ふと云  
へり、

松瀬神社 本社の南一里十八町、同村にあり、祭日十一月初辰日、

奉祀一坐 瓊々杵尊

社記曰、文暦元年甲午十二月廿八日霧島山神火の時、霧  
島神社焼失す、時に神輿と不斷火トケエスヒとハ神代よりトを擡カキ

負て災を避け、此所に行宮を建て齋祭る事二百三十余年  
にして、文明十六年旧地に還御ありて、行宮の跡に當社  
を建立せるよし見ゆ、さて松瀬とは此所の地名にて、或  
ハ待世とも書たるを、其文字に就て土人の口碑に久しく  
假宮なれハ疾く再興ありて本宮に還御あらむ時を皆人待  
渡りし故に待世と唱ふるよし云るハ僻説なり、信すへか  
らす、

市岐神社 本社の巽二里、大久保村にあり、

飯富神社 本社の離方一里、同村に在り、

七社神社 本社より兌方二里、川北村  
に在り、俗に尾谷と云ふ、

以上三社祭神詳ならず、税所神社より以下七社神社まで  
八社を霧島神社の支社とす、俱に創建の年月傳はらず、

止上神社 重久村

奉祀 彦火々出見尊 豊玉姫命 左瓊々杵尊・木花開耶姫命、  
右尊不合尊・玉依姫命、例

祭年中六度、正月元日・同七日、同廿三日、  
同廿四日・九月九日・十一月廿八日、

創建の年月詳ならず、社記に景行天皇此神の御稜威に因  
り盡く熊曾國を平らけ給ひし故に建立ありしと云ふ、始

ハ今の社頭より東方尾群山の家に鎮坐ありしを、數百年以前に今の所に遷坐ありしと云ふ、往古王の御幸と唱へ四ヶ所四ヶ所とは重久村スズノケ・同村弓張木社ユミワキヤチ・清泉郷ユキノ・弟ニ子ノ丸ノ村ノ小ノ止ノ上ノ社ノ・國府郷小川村幸田社コトキミなりに假宮を設け、正月七日より廿七日まで神輿四ヶ所を巡幸ありて種々の式ありしを、如何なる故にかありけむ、慶長の頃より其式止にしとぞ、神面・麻アサの神衣カミミツ・天冠アマノ・宝劍等、王の御幸の行装に用ひし品なりとて今に存れり、そもく王の御幸とハ、往古熊襲梟師ウラか靈魂タマ崇タカをなして人民禍を被カフスる故に、景行天皇熊曾退治の行装をなし靈魂を鎮めしといふ、又贄祭と云ふあり、其は當社の西の方數百歩に真魚板イタといふ地あり、其所の田間に叢林モリありて隼人塚ハヤヒトツカと云ふ、毎年正月十四日、里民初獵ハツカの獲物の肉を三十三本の串に貫き地に挿立サシテて牲とし、隼人か靈を祭る、又一説に隼人を誅せし時の故事を傳習すといふ、文明年中薩摩國防津防功一乘院住持賴政筆記に、守護社參の次第、薩摩總廟開聞ヒラキ、大隅總廟止上トガミ、日向總廟五社大明神号妻宮ウメノミヤとあり、  
 ○華表田トリキタ 止上神社より西南一里許にあり、水田の中に三尺方許の礎イソシユ二あり、止上神社尾群山の頂に鎮坐ありし時の鳥居の跡なりといふ、

○御手洗 尾群の山上に在り、止上神社此山上に在りし

時の忍穂井ウシホなりといふ、清泉岩穴より湧出て、四方六尺許の池なり、

○茂杜シガラ集ナメ 即止上神社にして、重久の村名ハ是杜より出しといふ、重久と茂りハ其語相庶シテチカし、

名寄

ミ山なる茂りの杜の下紅葉いつこを洩りて染る雫そ

六帖

思ふ事何をか更に深山なる茂りの杜ハ我としらなむ

「名勝考」

止上六所大權現「重久村」ハ乃山下に在り、神社

奉祀彦火々出見尊 豊玉姫 左瓊々杵尊・木花開耶姫、右葦原合尊・玉依姫 例祭六度、正月元

日・同七日・同廿三日・同廿四日・九月九日・十一月廿八日

社傳曰、止上神社ハ、景行天皇熊襲を討玉ふ時、神の稜威カミに頼給トヨひし故に御觀請也、往古ハ當社より東の尾群山の頂に立せられしを、數百歳のむかし今の處に遷宮といひ傳ふ、又此祭禮に、正月七日は王の御幸とて神輿を守下し、同廿二日まで御行席ウケにて神供を奉るの祭ありしを、

慶長の比に至り其式ハ行れず、但神面・麻布の神衣・天冠・寶刀等横に蔵りて今に存す、是王御幸の裝束也、○贊祭と云あり、其式ハ、社の西方数百歩に真魚板といふ田中に小き叢林あり、俗に隼人塚といふ、正月十四日、此所に里人初獵の獲物野猪鹿肉を三十三本の串に貫き、地に挿立て牲とし祭る、隼人を誅せし時の故事を傳習すと云、

大隅神社重久村 三の社とも云、本社島居脇にあり、 祭神火關降命也、土人以て大隅の地主神と称す、

「地理纂考」

大隅神社 重久村

奉祀一坐 火關降命

創建詳ならず、止上神社の側にあり、大隅の地主神と称して敬祭す、姓氏録に大角隼人出自火關降命之後也とありて、隼人の城跡大隅國府郷にあり、されハ彦火々出見命海宮より還御の後、火關降命ハ大隅の國內を領知召しに因り地主神とハ云なるへし、

今霧島神社西光寺村 祭神霧島神社に同し、創建の年月詳ならず、島津義久或る出陣の時の夢に此神前に二又の竹生たりと見て、此山の竹を旗竿に用ひ、歸陣の後鎧四両及び弓箆を寄附すといふ、此品すへて朽損して、今鎧袖のみ残れりとぞ、

御手洗川 田口村

霧島神社の西二町許にあり、 水源霧島神社の西二町許、岩

穴より出つ、首夏の頃より漸々流出て増減無く、初冬に至りて水涸る、毎年此の如し、是を御手洗川といふ、爾雅

樂水是か、积水云、夏有水冬無水曰樂

両度川 村 水源霧島神社の東北胡桃坂より出て霧島川に入る、年々五月の頃より漸々流れ出て、數十日を経て忽

水涸る、かくて又數日を経て忽ち流出つ、其水清冷なり、八九月に至て涸る、毎年かくの如くにして時を違へず、故に両度川の名あり、爾雅に所謂樂水なるへし、积水云、一見一否云、疏曰、泉有時出見、有時不出而乾涸也、

對瀑布 中 田口村の山 東西に瀑布ありて相對するか故に云ふ、其間相距る事五間許なり、西なるハ水源大波池より出て

瀑布まで二町許、東なるハ山中所々より出つ、東西共に高五尋許、濶九尺余なり、深山にて獵師の外ハ容易クヤス至りかたし、川下にて合流して千里瀧セシリノタケに入る、

千里瀑布田口對瀑布ハカヒツケの末流にて、高三十三尋、濶一丈余なり、左右の巖壁イハ削り成せる如く、土人も恐れて至る者少しとそ、其下流山中幽谷の間を屈曲する事拾町許にして霧島神社の下に出つ、爰にて霧島川といふ、

胸副坂ムネソコ村重久霧島山の南一里許にて、國府郷より霧島神社

へ詣つる通路なり、坂を登る事十八町余極めて險難にして、神代紀の一書に齋穴シヅメ胸副國とある古語の遺れるなり、名義思ひ得ず、日向神蹟考に古事記傳の説を破りて、齋肉胸副國と有る八字の▽地如く△背肉胸副國といふ義にて、何にまれ背セにハ肉シ無き事ハ本よりにして、胸副かけて肉ハ少きものにて、不毛の地を譬いへるなりと云り、此説尚考ふへし、さて登り果て平地に至れハ、西南の海原ハ云も更なり、野間嶽より開聞嶽かけて一目に見渡したる其風景云むかた無く、誰も喘アスき登し只今の勞を忽忘れさ

るハなし、

#### 「名勝考」

茂杜シゲノモリ「重久村」名寄集○顯昭註する所に由れハ、深山茂林をいへるか如くなる、據

#### 府北九里

#### 名寄

を  
み山なるしけりの杜の下紅葉いつくをもりてそむる雲

#### 六帖

を  
おもふこと何をか更にミ山なるしけりの杜ハ我としら  
なん

#### 「勝景百圖考」

三日月池 大隅國瞻岐郡霧島山に属せる平野の中に、周回拾六町許り、蕩漾として金波を湛へ、嬋娟として黛眉を横ふ、實に新月の面影を移すか如し、故に三日月の池と呼へり、又霧島山御花池とも称ふ、池中泥菖多し、其花濃して殊に潤ハし、月中の桂華仙艷の色に開くともい

ひつへし、

「地理纂考」

襲瀑布

廣襲瀑布重久 襲瀑布ハ霧島神社を北に距る事五町許なり、

山中の衆水合流して落つ、高十丈余、澗一丈許にて、下

流霧島川に入る、廣襲瀑布ハ襲瀑布の上流八町許にて、

高七尋許、澗一尋半余なり、凡霧島の山中襲の名を負た

る贈於郡を始是等の外にも尚多し、古言の遺れるを思ふ

へし、

山之湯佳例 温泉礬臭ありて能く疝癩を治す、殊に蝮蛇の

傷を治する事速なり、此傷を受ける者此温泉に浴すれば、

肉に込コりたる蝮蛇アヘンの牙脱オチて平愈する事神功ありと云ふ、

野神宅ノカミヤシキ地チ村ムラ 此地豎八十間、横六十間許にて、三方に二

重ホリ聖ホリの跡あり、土人相傳へて大塔宮護良親王の御所の跡

なりといふ、大塔宮の事蹟ハ古来の史藉に詳かなれハ、

懷良親王の御事などを誤り傳へたるにやあらむ、此所に

御オノシ坐マまし、事更に扼なけれど、強て按するに、延文年中、

菊地肥後守武光後醍醐天皇の皇子征西將軍懷良親王を守

護し奉りて薩摩に來り、同國谿山郷見寄筒原ミヨリカハに御坐まし

つる跡を御所原コシヨハラと云ひ、其近き所に菊地武光城郭の跡も

残りて菊地城といへり、武光諸所に兵を出して日向國六

笠カサ・三俣等の城を陥れ、向ふ処靡かざるハ無く兵勢大に

振へり、此時親王巡幸ありて行宮カサミヤの跡などにやあらむ、

後勘の為に今按を述置くになむ、

牡鹿野ウシカノ瀑布ノタキ村ムラ 牡鹿野ハ地名なり、瀑布の高十六間、澗

七尺余にて、三段に落つ、霧島川の下流なり、同郷東郷

村に至り横川郷金山川に會して、國府郷瀆之市の海に入

る、大隅第一の大河なり、往古天降川アメノリガハと唱へ、今俗新川

と呼り、天降川とハ水源高千穂より出れハなり、

夕暮關ユククレノセ松水ノマツノミヅ 關の坂とて峻ツバしき石磴イシサカあり、往古此石磴の中

に關の地蔵とて地蔵堂ありしか關の旧址アトなるよし云傳へ

たり、百年許跡までハ此邊すへて山にて大樟オホクス・大杉オホスギなど

樹キりしを、伐除きて水田となり、字を暮門クムカドと呼り、往古

霧島神輿幸御ありて、還御の度毎に此處にて日暮しかハ、夕暮關の名を得たりといふ、

「名勝考」

夕暮関 松永村 地名便覧〇今関の坂といふ所にて峻しき石燈あり、水石永川なり、下を潜行て、数百歩の山足に至り自湧出るなり、即ち松

今関の地藏として小き地藏堂を立り、即関の旧址とぞ、曾於郡本城より西戌に當る、近比まで樟杉脩茂けるを、四十年前に伐除て田地とす、その田の字を今に暮門と呼り、むかし霧島神宮の御花園にて、神輿濱下の時、動もすれハ還御の折毎に此處にて日の暮れし程に、夕暮の名ありといひ傳ふ、

待とりて袖も涼しく成にけり日も夕暮の杜の下風 此處を詠るなるへし、

牡鹿野瀧 亦云夕暮瀧、夕暮関より北一里二町餘に在り、即松永村の内男鹿野といふ所なり、此地桑原郡歸郷持松村に界へり、

〇瀑布の高十六間餘、濶七尺許、その水三段に落ち、是夕暮関の前に出る松永川の頭なり、又水上に大瀧といふあり、深山の樹木葱籠たる所にて毛孔を冷からしむ、凡

此等の瀧壺のほとりには獨身は往もやらぬやうにすましく、所謂美濃養老の瀧などハ甚穩にして優くしめやかなるハ、蓋上國と邊要山川險易の異なるにや、

「地理纂考」

物産

飲食 煙草 大隅にて國府を第一とす、曾於郡・清水の兩所是に次く、

蔬菜 松草 香草 丁草 蕪草方 鼠草上同

樹木 榎 赤松 檜 樅 榾 檜 甘櫨 蚊子樹

飛禽 山鷄 雉 鶺鴒

走獸 猪 鹿 猿

鱗介 鮒 鰻 龜 香魚 香魚ハ諸所に多しと云へとも、

二三月の頃に至り小年魚を多く取る事ハ當郷を第一とす、川の中に中洲ある処を、幅二三尺許、長十間或ハ二十間、其中洲の長短に従ひ上より下まで掘通して水を流し入れ、中洲毎に斯の如くして、二三日を経て水を塞留水を溜し、丹荷或ハ桶などにて汲て是を取る、一時に各五六舛或ハ一斗許得ざるは無し、取終りて水

口を開きおけハ不日にして又年魚集る、故に里人更に是を珞らしとせず、

「地理課川調帳」

川西  
一 西光寺川

西光寺村 ○山王社ヨリ通、東郷村ニ至テ一里ヲ經テ同、  
古城ヲ

西光寺村  
東郷村

一 松永川

通ニ係ル村方 田口村 川北村 大窪村 松永村

田口村ノ内 ●獅子戸嶽 ●大浪池 ●前平 ●三階 ●ヒソテ燃 ●中嶽 ●アサメ原 ○トシキン石 ○五川流合 ○滝、霧島神社西神集館下ヲ通一里三

分、長池鉢池ヨリ流合八分、○イテコ坂 二小川流入、○狩川

入、田口村、川北村、大窪村 ○芭蕉田 一里七分、○中鹿野

ヲ流通シ、○松永井手 ヲ經テ松永村ニ至ル一里七分、合

五里五分經テ水天測下ノ方ニテ新川通エ流合ス、

地理志

曾於郡

國初稅所兵衛尉祐滿領之、大隅稅所・檢校兩職也、  
治安元年三月廿一日、稅所氏下向云々、

建久九年之比旧記曾於郡司篤守と有、篤房男也、

霧嶋山 <sup>(寺)</sup> 日記曰、東西有二峯而、其間六里許、尤高山也、

其嶺常ニ燃起而、八町上テ有禪寺、夏月ハ映山紅山クリシマサツキ石榴

之花盛而、美景絶言語、呼此樹名霧嶋、多移栽于諸國、

蓋當山ハ日向地隸薩摩領、故以為薩摩霧嶋、自西霧嶋至

大隅正八幡宮四里、

止上大權現惣廟、例祭十一月廿八日、重祭神一座 彦火之出

見尊

霧嶋西御在所神社六座 <sup>(ママ)</sup> 神領五百四拾四石九斗七

升余

霧嶋山錫杖院華林寺 <sup>(寺)</sup> 真言大乘院末 西霧嶋山座主 中興開山兼慶法印、<sup>(寺)</sup> 姓

柏原、備前守橘公賢三男也、

明應四年、為將軍義財上使一色兵部大夫發坊州下向此地、  
<sup>(寺)</sup> 歸路

太守公御對面、是依累年三州大亂也、  
<sup>(此地)</sup>

旧記、永祿九年丙寅閏八月八日、彼岸サム霧嶋參庄内衆

三百人燒死、一向宗也、  
<sup>(ア)</sup> 坂

天正二年正月、霧嶋神火、動天地、

同十五年丁亥四月十七日、霧嶋之神火震動シ、黒煙之上

ニ白雲霏、一日ニ三度巍(子敷)立、

同十六年甲子三月十二日、霧嶋神火、申酉の間天地震動、

延宝五年、霧嶋神火、同六年正月九日、霧嶋神火起、享

保元年九月廿六日、霧嶋大神火、

右、吉貴公御譜中ニ在リ、拔抄ス、

一享保元年九月廿六日、霧島山頭兩部池邊新火井沸騰、

雨火石劫灰、火石之所降、東霧島神社・狹野權現社・

神徳院及院中門前・瀬戸尾權現社及別當寺、高原・小

林郷等之民屋・山樹悉為灰燼、田畠灰埋矣、

一自同年十二月二十六日至同二十九日、霧島山頭火井又

大沸騰、日州高原・高崎・高城・都之城・小林・須木・

野尻・倉岡・綾・穆佐・高岡等之郷石灰大降、田畠甚

埋、牛馬多死矣、

一自同二年丁酉正月七日至十一日、霧島山頭火井又大沸

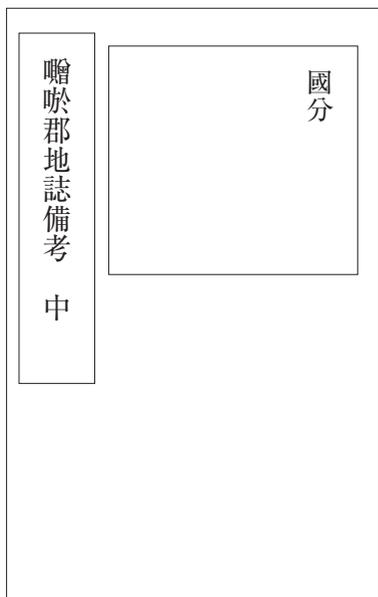
騰、降火石劫灰、日州高原郷内錫杖院及門前家屋悉為

灰燼、高原・高崎郷民散在諸方、乃筆記損失之田畠・

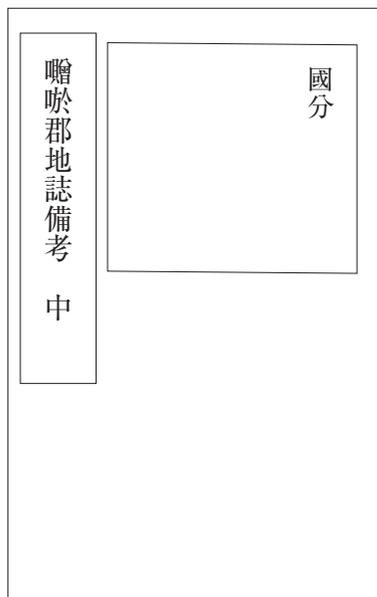
燒亡之家屋等、告之於幕府、

贈啞郡地誌備考  
中





(中表紙)



(表紙)

一 國分  
 一 上小川村  
 一 府中村  
 一 川内村  
 一 本町  
 一 松木村  
 一 見次村  
 一 眞孝村  
 一 野久見田村

贈嶽郡

一 野口村  
 一 新町村  
 一 上井村  
 一 小村  
 一 福島村  
 一 内山田村  
 一 濱ノ市町  
 一 小濱村

一 向花村  
 一 下井村  
 一 唐仁町  
 一 小村町  
 一 内村  
 一 住吉村  
 一 小田村

贈嶽郡地誌備考  
 中  
 國分

(中表紙)

「地理纂考」

贈於郡國府郷

鹿兒島を東に距る事海陸八里、東敷根に、西加治木に、北襲山に界ひ、丑寅清水に接し、南海に對す、周廻十六里十八町五十三間、村落十九上小川村 上井村 川内村 下井村 小村 福島村 松木村 野口村 府中田向花村 新町村 見次村 内村 内山田村、人員總計一萬七千小田村野久見田村 小濱村 真孝村 住吉村、百四十四人、戸數三千五百三十四軒、國府ハ贈於・桑原の兩郡に亘れり、建久圖田帳に國府郷を二ツに分ちて桑東・桑西と見えたり、一旦國分の字を用ひしハ國分寺より出たるへし、國分寺の跡上小川にありて贈於郡に屬す、國分の字古に復して今國府に改む、

「地理志」

〔天正カ〕

天文十七年、(貴カ)自義久公賜清水・曾小川島津右馬頭忠將、

以久迄領之、

「名勝考」

桑原郡國分郷宮内邨(和名鈔、桑原久波波良、有府也とあり、今の府内邨より府中村に係りしなるへし、宮内村ハ今内邨と稱ふ、蓋大宮内裏の内邨なるも知るへからず、桑原ハ持統紀に、諸國をして桑樹を植しめ養蓋の

業を勸奨しめ玉ふとあり、今桑をもて名いふの地此に出たり、

「在旧記」

一右馬頭以久 城四ツ 高壹萬四千八百九拾壹石

清水 新城 上井 福山

〔文カ〕天正十七年清水・曾小川ヲ右馬頭以久(忠將カ)ニ賜ヒ以久迄領スト地理志ニアリ、又上井城・下井村モ弘治三年比忠將ニ賜ヒ以久

迄領スト地理志ニ載タリ、新城モ國分新城ナラン、考ヘシ」

II「宮崎縣通達留」

大隅國國分郷之内

桑原郡

小濱村 福島村 内村 内山田村

真孝村 見次村 小田村 野久美田村

小村 松之木村 野口村

右者、同郷之儀、是迄噌啖郡・桑原郡兩郡ニ跨リ經界煩

敷候付、此節右村之都而噌啖郡ニ編入申付候事、

〔明治五年〕壬申四月 都城縣廳

〔建治二年石築地役〕

小河院

〔國分郷〕上小川<sup>⑩河</sup>三十五丁

〔國分郷〕上井二十五丁

〔福山郷〕廻六丁

〔市成郷〕市成六丁

〔百引郷〕平房六丁

名ゆう十二丁

功德丸六丁

〔清水郷〕弟子丸名六丁

恒見三丁

〔此間略ス〕

桑西郷〔國分小田村ニ地名西郷アリ〕

〔國分郷〕内村三十丁

尖尻五十五丁

〔清水郷〕山之路二十五丁

中之新講十三丁

つる山野畠地

〔國分郷〕野口村

〔國分郷〕下小河二十五丁

〔敷根郷〕敷根十二丁

〔巽山郷〕加礼河六丁

〔恒吉郷〕恒吉六丁

曾小河十二丁

〔敷根郷〕湊八丁

平名五丁

元行三丁

〔國分郷〕内山田五十丁

〔國分郷〕小濱六丁

〔國分郷眞孝〕新講免七十五丁

油新講十八丁

池袋

〔右ノ如ク小河院ト桑西郷ノ両區ニ今ノ國分郷ハ係レリ、尚實

地ニ就テ参照セハ旧名ノ遺存セシモ多カルヘシ、建治二年ヨ

リ逆算スレハ六百年ノ久遠ノ區域ニシテ、其後郡郷ノ境界

モ變易セシモ知ラル、也〕

12〔在雜抄〕

※大隅國宮内万得房跡功得丸事、為料所所宛行也、早任先

例、可領知狀如件、

應永九年八月十二日

〔元久〕陸奥守判

隈本石見守殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」六八八号文書ト同一文書ナルベシ〕

※〔頭注〕

〔建治ノ石築地役ニ功德丸六丁トアレハ、功得丸モ同所ナルヘ

シ、今ノ實地糺スヘシ〕

13〔國分宮内澤氏藏〕

奉寄進

正八幡宮

右、大隅國桑西郷村<sup>〔ムシ〕</sup>八町事、為當社御造管料所奉<sup>⑩寄</sup>附

状如件、

應永十六年大呂五日

〔久豊也〕  
沙弥玄喜判

〔本文書ハ、旧記雜録前編二七九一号文書下同〕文書ナルベシ

〔右ノ如ク應永中迄ハ桑西郷村ノ称呼アリ、國分小田村ノ内ニ

地名西郷殘ルト云、考ニ供ス〕

14〔全〕

奉寄進

正八幡宮

右、大隅國下西郷事、為當宮造営料所、所奉寄進之状

如件、

應永十八年十二月三日

藤原久世判

〔本文書ハ、旧記雜録前編二八六〇号文書下同〕文書ナルベシ

〔古城主由来記〕

一廻城

飫肥伊豆守

太守元久公の時令居城也、應永年間元久公御在洛之時

御供、島津國方として奉謁將軍義持公、被任伊豆守、

其元源姓なり、源三位頼政苗裔兵庫太郎と云し人隅州

江下り廻城主となり、代々令居城也、御當家の忠臣な

り、子孫三國齋か代ニ廻の城主たり、肝付省釣齋か為

ニ責取られ、此子孫今廻次兵衛なり、

〔編者私考攷文明記〕

文明十七年乙巳三月三日、加治木満久・吉田泰清・本田

兼親正宮衆ト師ヲ合セ上井城ヲ伐、時島津薩摩守國久及

其子三郎太郎重久・同出羽守忠徳或疑ハ子忠ニ當ル・北郷敏久・

樺山長久・平田美濃守兼宗等日州ノ列將師ヲ合敷根ニ屯

シ上井城ヲ援ク、五日、修理亮忠廉等進ミ圍テ之ヲ攻、

城兵迎ヘ戦フ、帖佐人本田彌左エ門・隈元五郎三郎・菱

刈右京亮ヲ斬ル、衆皆將ニ退ントス、乃日置助四郎・同

源六・柏原源右エ門等返戦シテ城兵ヲ追フ、城兵城ヲ退、

直ニ進テ汲道ヲ絶、十六日、忠廉遂ニ上井城ヲ取、十九

日、忠廉本田忠親カ功ヲ賞シテ敷根六町ヲ與フ、

〔國史勝久傳〕

大永四年云々、上文略、初公下曾於郡、以賜本田兼親、

五年乙酉、是歲、執政本田次郎左衛門尉親尚譜兼親於公、  
※ 収曾於郡、而已自取之、兼親怒、築清水隼人城而扼之、

親尚又以橫瀨・波留毛・餅田易樺山氏小窪・河北・白崎・

持松等地、亦自取之、樺山太郎左衛門尉信久築城生別府

而扼之、與兼親其其為首尾相救之備、清水隼人城遺墟不詳、國分

川村有地名橫瀨、重富郷有春花村、讀曰波留計、即波留毛、餅田村在帖佐郷云々略、郷有隼人城遺墟、踊郷中津

※ (頭注)

「國分郷・清水郷・踊郷参照スヘシ」

六年丙戌云々、中略、曾於郡人背本田親尚、北郷忠相因之、

五月二十日、遣族人左京進擊曾於郡、城中有内應者、開

門納之、忠相遂収曾於郡、使族人次郎右衛門尉久利領之、

北郷知久次子左京亮信久孫曰左京忠貞、久利北郷持久之庶孫、

「國史貴久傳」

天文十七年三月云々、公開隅州乱、如鹿兒島、梅岳君在亦

至、會宮内社家輩乞兵、言欲以衛八幡宮、時水陵多難、

士卒皆不欲行、公與梅岳君議之、訪於樺山幸久、幸久勸

公助之曰、神明依人而行、社家乞兵、奈何辭之、從之、

二十五日、遣伊集院忠朗將兵如宮内、又遣幸久、因謂幸  
久曰、君之去生別府也、以與本田董親、言他日徐圖之、  
事見上卷天圖之莫如今日、君豈有意乎、答曰、然、幸久至  
文十一年

宮内、與忠朗合謀声言、此行也、救本田董親、因告董親  
所置咲隈守將財部淡路守曰、請先入城守之、淡路守乃以

城授忠朗、忠朗入咲隈城、幸久留宮内、糺合社家、是時

北原氏・肝付氏・祁答院氏等皆叛董親、北原氏與本田親

知連和、遣北原狩野介等將兵戌姬木城、而忠朗居咲隈城、

以救董親為名、懼為北原・肝付等所攻、乃欲逃去、告鹿

兒島、使其舟相迎、幸久聞之曰、今日棄城亡走、比至乘

舟、必為眞幸・祁答院・加治木兵士所追及、恐不可免、

且幸久首唱此行、應社家輩衛八幡宮、只當與留守氏・桑

波田氏死於斯耳、因入城中、告伊集院治部少輔、不見忠

朗而出、忠朗聞之、亦不敢去、註略二十八日、岩切左京

亮・野村兵部少輔・稻留勘解由次官等率加世田・田布施

之兵至咲隈城、與忠朗議軍事、明日至生別府城、守者納

之、已而董親與渋谷氏連和、守者長井某欲以城授渋谷氏、

謀殺岩切等、潛召清水人、夜至城下、岩切左京亮閉門不

納、長井某出奔、董親又欲以生別府與肝付氏、夜遣加治

木及帖佐・蒲生之兵伏於城下、陰使守者舉火為應、而岩切等守備森嚴、守者計無所施、明日岩切等覺之、益飭守備、謂守者曰、城中之事我為政、卿曹毋復與知、守者岩田某知事不濟、以城授岩切左京亮、而奔清水、摺黃套軍記廻氏・敷根氏・上井氏皆降、摺大中公田譜夏四月四日、姫木・日

當山・加治木・蒲生等合兵攻咲隈城、忠朗擊敗之、摺樺山譜不克而罷、山支卷五月二十二日、忠朗攻本田董親於清水城、不克而罷、公田譜二十四日、襲清水新城

取之、使樺山幸久居之、已而徙諸生別府、復旧邑也、註略

〔平田氏系圖〕  
〔父出羽守宗仍末吉深川村ヲ領シ、永祿元年恒吉ニ戰死〕  
平田狩野介宗應傳云、永祿五年五月、給末吉於北郷家、

此時宗應七歳、代領於松永一所并川北・持松云々、其後給生之別府、

〔文明記〕  
〔文明十七年〕  
二月晦日、匠作平山へ被帰テ、三月三日ニ加治木・吉田・正八幡宮一社中寄合テ上井之城ニ陣ヲ被取間、為後卷薩州國久・同三郎太郎兄弟・同羽州・北郷・椀山・平田美

濃守其外日州ノ面々敷根ニ雖被打寄、同五日、城ノ四方ニツメヨセテ責登ル隙ニ水ノ手ヲ取ル、城衆打下テ戦程ニ、帖佐方ニハ本田弥左衛門・隈元五郎三郎・菱刈右京亮被打テ引退候処ニ、日置助四郎・同源六・柏原源右衛門ヲ始トシテ若者共城衆ヲ内へ切籠テ、終ニ水ノ手ヲ取ニヨリテ、同十六日、城ヲ去リ渡シ畢ヌ、

〔載本田兼親譜〕  
文明十七年乙巳三月三日、依忠廉之催促攻上井城有功、故同十九日、得敷根六町、

今度上井城就退治、一段御動、誠為悦不少候、仍敷祢六町進所也、△(文)恐々謹言△

三月十九日  
忠廉判  
本田殿 ①候  
進之

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一五五一・一六〇〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔國史忠昌傳〕

文明十七年三月五日、島津忠廉攻隅州上井城、絶其汲道、

十六日、守將棄城去、島津國久・島津忠福・北郷敏久・

樺山長久・平田兼宗等、各引其兵救上井城、行至敷根、

聞城已陷而還、上井城遺墟在上井村云々

〔國史勝久傳〕

大永元年辛巳、初樺山音久領野々美谷、傳至長久、公以

堅利・小濱・小窪〔村〕・川北・白崎・持松代之、使北郷

左衛門尉忠相領野々美谷、夏五月十日、長久移堅利云、

郡村高辻帳、國分郷有小濱村、清水郷有川北村、曾嶺郡有持松村、持松村今屬歸郷、旧跡見分帳、國分郷小田名有堅志利、伊集院吉左衛門家藏文書、

堅尻五十五町・小濱六町、屬桑西郷、賢讀曰加太、尻字讀曰之利、堅字讀曰加太之、堅利疑是賢尻云々略入、

〔全貴久傳〕

大永七年秋七月七日、大翁公遣兵攻生別府、樺山美濃守

太郎左衛門尉改称美濃守、信久嬰城自守、十六日、濟師攻之、不克、樺山玄

佐自記云々、

大永七年八月三日、大翁公復遣兵攻生別府城、不能拔、

大翁公如加治木、遣島津備中守忠秋及實久室老松崎丹波

守、説信久使來謁、不即遣子來、不讀信久不肯、復遣福

昌寺・大乘院及備中守・丹波守敦論、信久乃遣其子太郎

幸久入侍、改称助太郎、十五日、大翁公還鹿兒島、忠秋

忠朝之弟也、樺山玄佐自記、九月、樺山幸久逃皈、大翁公召之、

卒不復入見、同上

天文十七年十月云々、梅岳君如生別府、入樺山幸久宅、

更名生別府曰長濱、生別府城在小濱村、因称小濱城、至是更名曰長濱、城、至於今日復称生別府城、蓋小濱也、長濱也、

生別府也、名雖異而其地則一也、

〔國史義久記中〕

永祿十二年云々、是歲、賜樺山幸久横川、以代小濱・堅

利、

元龜三年壬申春正月十九日、肝付氏舟師襲隅州小村、守

者禦之、斬岸良將監等二十四人、

元祖樺山資久六世孫

長久

太郎 安藝守 文明中、在野々美谷城、

廣久

初信久 太郎左衛門尉 美濃守

善久

初幸久 千代鍋 太郎 助太郎 安藝守

入道玄佐

「永祿十二年、賜横川、以易小瀨・堅利」

忠副

助太郎 弘治三年、蒲生戦死、

忠助

忠知 助七 兵部太輔 紹叙

去所領横川移居市成、

規久

太郎三郎 兵部太輔

久高

權左衛門

二代音久ヨリ日州野々美谷ニ在城イタシ、西嶽・下河内等を領す、廣久カ代大永元年五月十日、隅州江移替、堅利五十五町・小瀨貳拾四町・小窪・白崎・持松等を領知、堅利小田を飯屋トス、翌年西郷ニ拵へ移、父宗榮を飯屋ニ移す、大永五年九月二日、廣久小瀨生別府城を取居城トス、

〔國史久豊記中〕

應永十九年三月廿日、使樺山教宗領日向隈野郷十町・大

田郷十町・薄壇・大隅上小河五町、東國分郷有上小川村

〔調所氏恒房譜中〕

大永七年十一月、清水城主本田紀伊守董親及志布志城主新納近江守忠勝等合師來伐宮内神官等、神官留守・桑幡・崎田・最勝寺等皆據社壇八幡・構之兵備、号曰御壇、恒房亦自

國衙趨、借以拒之、二十八日、兵火罹社壇、社壇蕩燼、留守等潰走、桑幡乃奔于櫛間、崎田奔于山東、而恒房及最勝寺奔于麿府、寓居久矣、於是董親乃掠神領、〔神領〕<sup>⑧ナシ</sup>自清水掌祀事者二十餘年、如守君神、亦渠族人本田刑部少輔親貞入道一怒自姬木領祀事云々、

〔樺山玄佐自記〕

上文略、其後種々可罷出之旨雖承、免角申延、美濃守は法躰仕、自号数外、終勝久様江不出頭、如此之処に、新納殿本田・北原以同前、正宮社家ニ被成御弓箭、生別府・加治木堺を茂可成不通、新納殿本田江内心を通之刻、大永六年霜月廿八日、宮内御社頭天火にや、不残燒失す、從其砌数外新納殿・本田・北原・肝付越前守以同前、加治木江儀絶す、其比迄横川は新納十郎地頭、曾於郡は新納殿・北郷殿吉松・西之城を分而、西之城は新納殿、吉松は北郷殿拜領共也、

〔島津貴久記〕

此紀伊守者、去大永七年丁亥、背先君命ヲ、清水楯籠作

御敵ヲ、于時八幡宮衆徒所司ノ神官等各構御寶前、号御檀、國中之人民同籠居ス、本田・新納江州衆ヲ引卒攻來ル事及度々、佛在靈山時、第六天魔王引無數之夜叉羅刹來テ作佛敵ヲ、至和光垂跡、今更如此也、有時從小家火起、魔風忽吹テ神社一時燒失す、其後本田宮中ヲ一分ニ領、徒ニ勞人中、造作己私宅畢、

〔本田紀伊守董親譜〕

大永七年丁亥四月、忠兼公遜位於貴久公、而老于伊作、島津實久欺忠兼公譜貴久公、六月、實久奉忠兼公復守護位於麿島、乃改勝久、由是三州大乱、董親及新納氏・北原氏・樺山氏・肝付越前守謀與加治木<sup>天ヶ下</sup>不<sup>等カ</sup>十一月、及新納・北原謀與社衆戰于宮内、二十八日、社頭火、天火<sup>天ヶ下</sup>遂取加治木・帖佐両城、樺山・北原・祁答院・肝付越前守各分領之、董親乃領社領、

〔地理纂考〕

隼人城<sup>上小川村</sup> 上古大隅隼人の居城なり、姓氏録に大角<sup>オホスミ</sup>隼人者出自火闌降命之後也と見ゆ、其長を曾君<sup>ソノキミ</sup>と号して

世之此地を領せり、續紀元明天皇和銅三年春正月壬子朔庚申、日向真人曾君細磨、教諭荒俗、馴服聖化、詔授外從五位

下と見ゆ、日向真人とハ大隅建國の以前なればなり、此外同紀聖武天皇天平十三年閏三月、外正六位上、曾乃君多理志佐、同十五年、外正六位上、前君平佐など、其資質勇猛強悍にして、勢ひ強大なるに任せ屢見えたり、

朝命に叛き奉りしハ、景行天皇・仲哀天皇等の紀に見えたるか如し、城中に大なる巖洞ありて長袋と号す、隼人の酋長か居所なりしと云、○拍子橋 隼人城より寅卯方

十町許にあり、今俗庚申橋といふ、土人相傳へて曰、熊襲梟師隼人の城中に親族を集め酒宴舞踊して在りけるを、

日本武尊に逐れ、此橋本にて誅せられしに因り拍子橋の名を負へりといふ、書紀曰、景行天皇廿七年秋八月、熊

襲又反而侵邊境不止、冬十一月丁酉朔己酉、遣日本武尊令討熊襲、時十六云々、時熊襲有魁師者、名取石鹿文、

亦曰川上梟師、悉集親族欲宴、於是、日本武尊解髮作童女姿、以密伺川上梟師之宴時、仍佩劍袂裏、入於川上梟

師之宴室、居女人之中、川上梟師感其童女容姿、則携手同席、拳杯令飲而戲弄、于時更深人闌、川上梟師且被酒、

於是、日本武尊抽袂中之劍、刺川上梟師之胸、未及之死、

川上梟師叩頭曰、且待之、吾有所言、時日本武尊留劍待之、川上梟師啓之曰、汝尊誰人也、對曰、吾是大足彥天

皇之子也、名日本童男也、川上梟師亦啓曰、臣是國中

之強力者也、是以當時諸人、不勝我之威力、而無不從者、吾多遇武力矣、未有若皇子者、是以賤賤賤口以奉尊號、

若聽乎、曰、聽之、即啓曰、自今以後號皇子、應称日本武皇子、言訖、乃通胸而殺之、故至于今称曰日本武尊云

々、古事記曰、略故到于熊曾建之家見者、於其家邊、圍三重作室以居、於是言動為御室樂、設備食物、故遊行其傍

待其樂日、余臨其樂日、如童女之髮梳垂其結御髮、服其媵之御衣御裳、成童女之姿、交妾人之中、入坐其室內、

余熊曾建兄弟二人、見感其孀子、坐於己中而盛樂、故臨其酣時、自懷出劍、取熊曾之衣衿、以劍自其胸刺通之時、

其弟建見畏逃出、乃追至其室之埼本、取其背皮、劍自尻刺通、余其熊曾建白言、莫動其刀、僕有白言、余暫許押

伏、於是白言、汝命者誰、余詔、吾者坐纏向之日代官所知大八島國大帶日子游斯呂和氣天皇之御子、名倭男具那

王者也云々、余其熊曾建白、信然也、於西方、除吾二人、無建強人、然於大倭國益吾二人而、建男者坐衽理、是以

吾獻御名、自今以後、應稱倭建御子、是事白訖、即如熟瓜振折而殺云々とあり、彼追至其室之埼本とあるに土人

の傳説符合せり、又熊曾梟師を誅戮ありし故事ハ止上神トカミ社の祭式に存れる事、其所に云へり、なほ下にもいふへし、

(名勝考)

隼人城 隼人記○今云新城、慶長十年、貫明公自同郷富隈移城於此、時名曰新城、○相傳、火闌降の後裔大隅隼人の故城址也、城中に長谷袋ツルゴといふ所に大なる巖洞あり、里人云、大人隼人の居處の地なり、○拍子橋 隼人城より寅卯ノ方十町許に在り、今庚申橋とも呼へり、大人隼人記曰、大人弥五郎殿ハ上小川村の内拍子橋ヒヤウパンシにて日本武尊御討なされたり、その時舞踊して手拍子を取りたる故に此名ありとぞ、今按、景行紀廿七年秋八月、熊襲又反而侵邊境不止、冬十一月丁酉朔己酉、遣日本武尊令討熊襲、時年十六云々、十二月、至熊襲國、是專指大隅、而酋長主居初小川也、因以伺其消息及地形險易、時熊襲有魁師魁師、名取石鹿文、亦曰川上梟師梟師、悉集親類酒宴、通語也、酒宴訓新室歌、一説拍上也、是拍子橋トキの古名たる證とすへきなり、今の歌舞あるを引けり、然則拍子橋ハ正に拍上の義とすへきなり、於是尊解髮トキに拍掌トキ而擲之トキと同じ、是拍子橋の古名たる證とすへきなり、於是尊解髮トキ作童女姿、佩劍トキ袈裟トキ、密入梟師之宴室、梟師感其容姿、

則携手トキ同席トキ、舉坏戲弄トキ、時更深人闌、梟師且彼酒倒臥トキ、尊抽袈裟中之劍、刺梟師之胸、未及之死、梟師叮頭曰、且待之、吾有所言、尊留劍、梟師啓之曰、汝誰人也、尊曰、吾是大足彦天皇之子也、名日本童男也、梟師曰、臣是國中強力者、當今未有勝我之威力者矣、不思有復若皇子者也、臣以賤奴陋口、敢以奉尊號、自今以後、宜称日本武皇子、言訖、乃通胸而殺之、故称曰日本武尊云々、古事記曰、倭男具那王出劍、取能蘭之衣衿、以劍自其胸刺透之時、其弟建見畏逃、乃追至其室之崎本、取其脊皮、劍自尻刺透云々、其室之崎本といへるは、當時より此所に橋ありしにて、崎本とは即拍子橋なり、拍子とは梟師か新室に拍上せしよりの名にして、古事記の記す所ますく、其実を得たるなり、さて國分郷の古名ハ曾小川ソウコガハといひしよし見えたれハ、川上梟師ハ曾小川の川上に住たるにて、邑をもて称し也、曾小は即曾於の訛ナマリにてそありける、今ノ里言にソオ、ゴカハと唱へり、又大人隼人記にいへる弥五郎ハ川上梟師取石鹿文をいひ繼しにや、今末吉郷岩川にて大人弥五郎と名けしハ別なるにや、其所にい「成カアツコツカ」所ありて両の墩丘あり、土人傳称す、大人弥五郎畚シノに土

を盛運ハれしに、此所にて檣檐折て土を覆せり、其偏ハ半を残せしとて較卑し、又桜島黒神村より瀬戸の方に近く竈といふ所あり、周り一里許、彷彿として炊竈の如し、是大人弥五郎牛根に踞し、桜島に踞ひて塗たてられし竈なりなどいふは、今の世に某の支配を治るを手か届くなどいふかことし、その管下に係れるをいふ、是等ハミナ川上梟師か魁梧權偉の形容を象り語續し所なるへし、梟師か日本武尊に向ひまゐらせ、天下の強力僕に勝るものあらしとおもひしと自談けるにて、其大漢大力たるハ知らるへし、又正宮支社の隼風宮ハ日本武尊隼人を撃給ふの矛とあるは、即梟師兄弟を誅玉し時の器械にやあらん、而其後に至り薩摩・大隅の隼人屢命に方ひ化隔てし程に、天朝兵を發して征討し給ふ事續紀に見えたり、和銅年中大隅國を置るに及び、其守を就國せしめ玉ひしを、養老四年二月、隼人反して大隅國守陽候磨を殺せし事あり、因て三月、大伴宿称旅人を持節大將軍となし、節刀を授られ、巨勢朝臣真人を副將軍となし、進て隼賊を討しめ給ひ、同六年、將軍已下有功人に勲位を授け玉ふ事見え、七年、大隅・薩摩二國隼人等六百二十四人朝貢す、乃酋

師三十四人叙位賜録、各有差とあるハ、歸順の誠を表して参洛せし時の事なるへし、自後隼人貢調物上京せしこと頃々擧るに違あらず、按に、日州的野八幡ハ和銅中に大人を崇め、又國分郷野口村四肢明神ハ大人を祀り、同し福島村ハ其弓を瘞めし所なり、又一説に、四肢とは四肢を分ち埋みて所々神に崇む、其靈を宥る所など、あれハ、其大人或ハ弥五郎などいひ傳ふるもの、又必ず一人の隼人をいふには非ず、後の俗諺名を設けたるにて、養老中征討の隼賊と互に混れしも知かたし、さて此隼人城といへるは、隼人の住居せしのミならず、後々ハ所謂贈於君の州廨などにて、今の府中村ハ大隅守の都府にてそありけらし、贈於君てふものハ古の國造の如く世祿の郡領なり、其守と掾とハ郡縣の國司にて、時に臨て京師より拜任して國に之もの也、續紀天平十二年十月、降服隼人贈於君多理志佐申云、逆賊廣繼謀云、従三道往、即廣繼自率大隅・薩摩・筑前・豊後等國軍合五千人許、従豊後國往云々、同十三年、天皇臨朝、授外正六位上曾乃君多理志佐、○同十五年、天皇御石原宮、授外従五位下曾乃君多利志佐外正六位上、授外正六位上前君乎佐外五位

上、○天平勝宝元年、詔授外正五位上曾乃君多利志佐徒

五位下、前君乎佐外從五位上、外上正位上曾縣主岐直志

自羽志・加祢保佐并從五位下、○天平宝字八年、授外從

五位上前君乎佐外正五位下、○神護慶雲三年、外正六位

上曾公足磨授外從五位下など見えたり、贈於君ハ專贈於

郡を知り、乎佐ハ則譯語人也、又縣主・直等の官属あり

て、守と共に國政を與聞し事なり、餘ハ各條に、蓋神武御宇

内より四海咸封建の王制なりしを、天智の御時に至り、

賢しらに唐に習はれて郡縣の政に改改し玉ひ、遂に天下

分崩離折に及びし事、詳に詔詞解に論あり、此隼人城な

とも火關降命の子孫代々處守の住址なりしを、大隅守を

命せられし頃、その改政に信從はず、夏邊要を猾り、王

化に順ざる事とも一旦起たてりしなるへし、

〔義久譜中〕

文祿四年九月十九日、帰國後移居富隈、讓鹿兒島於忠恒、

于時忠恒  
主有朝鮮、

慶長九年十二月、去富隈移居國分之新城、

〔國史家久傳〕

慶長九年九月云々、先是、貫明公命卜地隼人城、而經始

之、冬十二月、貫明公自富隈遷新第、新第遺址在國分地頭館東  
新城中、係上小川村

城古名  
隼人城、

慶長十六年〔⑥正〕二月二十一日、貫明公薨於國分新城、年

七十九云々、

〔樺山玄佐自記〕

去程に、世間騒動す、太郎左衛門尉妻は本田因幡守娘な

れは、因州嫡男三河守廣久江以一味、此沙弥十三の年、

參河守は清水隼人の城、太郎左衛門尉は小濱生別府の城

を、大永五年九月二日、同日ニ是を取る、其比溝邊肝付

三郎五郎真實同意之旨也、

天文十年、十三人以談合、〔樺山善久ヲ十二月十日ニ攻ル也〕生別府江被取懸、其人衆豊州、

北郷殿・祢寢・伊地知・數根・上井・清水・加治木、

蒲生・祢答院・入来院・東郷是也、貫久御方ハ肝付・北

原・南方衆迄也、〔樺山善久〕生別府へ伊集院和州鹿兒島・谷山衆少

〔善久ヲ救ル、也〕  
召列被指籠候処、雪月十日、以多勢生別府を責、其日

限と見得しニ、和州の籠御神慮と覺ゆ、鹿兒島衆各々、殊岩長方山伏周防房請痕碎手、所々人衆一段相働、樺山名字を初とし十餘人討死す、手負不知數云々、

〔箕輪覺書〕

天文十一年壬寅三月日、樺山安藝守ノ在城隅州小濱ノ城ニ南方ノ士卒ヲ被籠番兵、同五日、入道日新公・貴久朝臣彼地ニ發向シ玉フ、爰ニ加治木ノ主肝付彈正忠早速ク參相州、前雖致軍勞、北原・渋谷等令謀叛、先加治木ニ可發向云々、

〔肝付氏略傳〕

天文十年十二月、豊州・禰寢・伊地知・廻・敷根・上井・本田・肝付・蒲生・祁答院・入来院・東郷等隅州に會して、十日、同じく樺山善久を生別府に攻む、時公に屬するハ、日州より北原兼孝、隅州よりハ兼續と善久及び薩南の歴々のミ、公伊集院忠朗を遣て善久を救ふ、諸將拔かすして退く、是より禰寢清年また兼續と惡し、

〔肝付兼演傳〕

〔善久生別府ヲ去リ谷山福本ニ移ルトアリ〕  
天文十一年三月、令樺山去生別府、畀其地於本田、

〔國史貴久傳〕

天文十年辛丑冬十二月十日、島津忠廣・北郷忠相・本田董親・肝付兼演・<sup>①</sup>稱寢某・蒲生某・伊地知某・廻某・敷根某・上井某・入来院某・東郷某・祁答院某、凡十三人為黨、各將其兵、攻樺山幸久於生別府、公遣伊集院忠朗將鹿兒島・谷山之兵救生別府、是時本田董親領清水、肝付兼演領加治木、故樺山氏譜原文書曰清水、其邑稱之也、

十一年壬寅春、北原又八郎祐兼遣軍攻溝辺玉利壘、本田董親遣兵救之、北原軍敗諸上野廣原、斬本田刑部太輔等數十人云々、下文溝辺郷ニ載ス、三月、公與梅岳君如生別府、與祐兼謀攻加治木、軍於吉原、祐兼軍於札立、注略、祐兼親詣吉原、與約師期而還、加治木城中出兵、與祁答院・帖佐・蒲生等衆邀諸路擊破之、祐兼既敗、不能復振、公不敢攻加治木、罷師而還、於是隅州賊黨益張、攻生別府甚急、乃召幸久而諭焉曰、當以他邑封汝、汝且致生別府

而去、若致生別府而去、則將誰與焉、幸久對曰、願君以

生別府賜本田董親、若使董親喜於君命以事公室、則加治

木・祁答院等將與之離矣、然後可徐圖也、從之、賜幸久

數邑、邑名不詳、於是幸久去生別府遷于谷山福本村、  
摺樺山氏譜、  
權山玄佐

◎日記△・黃套軍記、樺山幸久去生別府月日不詳、蓋在此年十二月六日賜本田董親小濱・努久見田等地以前矣。

全年冬十一月十三日、公與本田董親盟、摺大中  
公田譜、十二月六

日、賜董親小濱・努久見田・西鄉・小田・日本山等四十

四町之地、從樺山幸久之謀也、樺山氏領小濱・西鄉・小田・日本  
山見鳥津支流系圖、生別府城在  
小濱村、國分鄉小田村有西鄉門、郡村高辻帳、  
國分鄉有野久美田村、加治木鄉有日本山村。

國分鄉有野久美田村、加治木鄉有日本山村。

〔喜入氏譜忠房傳〕

天文十一年壬寅、梅岳君如生別府、既而還伊集院、及公

慮生別府挾乎敵間竟難善保、而與列相議召善久於伊集院、

使忠房說善久、且去城邑移於谷山、以避其難、忠房亦私

勸之曰、惟命是從莫如埃時、善久從之、於是十二月六日、

公賜本田董親小濱等四十四町、令益勵忠矣、

〔樺山氏善久傳〕

天文十一年壬寅三月、日新公・貴久公率薩摩之軍兵渡于

隅州、到于樺山氏居城生別府、欲攻加治木城之際、日州

真幸院北原兼孝入于溝邊高松城、而日新公父子與兼孝俱

謀欲赴加治木城之時、大雨降甚、故期後日各為歸陣也、

其後凶徒蜂起、侵生別府者數度、日新公父子相議、而召

樺山安藝守善久於伊集院曰、合戰之勝敗者有天時地利人

和、先去生別府宜俟天運、然則凶徒等必心快憤散、而漸

至懈緩乎、窺其時、乘其變可退除黨徒、善久應諾、去生

別府移于谷山福本、於是、同年十二月六日、賜生別府壘

於董親、

〔箕輪伊賀記〕

天文十一年十一月廿七日、入道日新・貴久朝臣樺山安藝

守範久ニ被迎遣、近邦ノ凶徒等彼小濱ノ城ニ寄七来ルコ

ト度々也、如今若有失利云々、暫ク去此地、令休凶徒之

情欲、待時至、不如討之ト宣ヘハ、安藝守、十二月六日、

本田ニ即此地ヲ被去渡、然間大隅國內之士大凡莫不為本

田家臣、夫ヨリ雖奉服貴久、恣誇榮花、窮驕而已、

山北真幸之主北原伊勢守軍兵ヲ差遣シ日當山ノ楯ヲ攻落シ、渋谷黨之者共小濱ノ城ニ寄來ル、廻・敷根・上井等モ連々中惡ケレハ、人衆ヲ出シ、小村・濱ノ市其外浦々放火シテ一度ニ燒立レハ、如何國中モ可成ヤト地下ノ者共肝ヲ消シ驚也、於爰紀伊守長濱ヲ太守へ奉テ御加勢ヲ奉頼ノ由申サル、連々疎意ノ人ナリトテハカ／＼シク加勢ナシ玉ハス、是ヲ恨ミヤ思ヒケン、又北原ニ和談調法シテ中直ナトシテ、鹿兒島へ御敵ト成ラレケル云々、於茲諸卒ノ云ク、大隅ハ隔海路、其外渋谷・蒲生・加治木カ所存モ如何有ヘシト猶豫スル処ニ、大和守忠朗兵法武略ノ達者ニシテ、忠ヲ重シ身ヲ輕スルノ士也、於其儀不可移時日トテ、數十艘ノ兵船ヲ相調へ、同三月四日ニ出船シ、其翌日宮内ニ馳集リ、咲隈ノ城ヲ受取云々、本田紀伊守親廣ハ小濱ノ城ヲ渋谷ニ去渡ストモ、欲企謀叛他ノ地へ去ル、天文十一年ニ安藝守範久為避乱、以謀計先本田へ去渡ス、親廣得之雖存君恩、無程欲覆國家、積惡ノ至、豈不亡其身乎、彼樺山安藝守・伊集院大和守ヲ為武將、共ニ大隅へ発シ、抛一命被尽軍勞ノ故、已ニ本田ヲ被退治、即廻・敷根・上井モ御慈ニ各參リケル、同清

水・姫城有一和之調法、是以欲助紀伊守也、然ニ運命之所尽、曾テ不承引云々、

16「本田氏藏書」

大隅國之内小濱名六町・同城付怒久見田十貳町・西郷八町・小田名六町・加治木郷之内日本山名十二町并加阿限<sup>④河</sup>之外諏訪山懸前後在之、右都合四拾四町之事、為奉公賞處宛行也、早任此旨、可被領知之狀如件、

天文拾一年十貳月六日

貴久判

本田紀伊守殿  
「董親」

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」二四四四号文書ト同一文書ナルベシ）

「諸家大概記」

小濱氏姓追可考、道鑑公より小濱十郎氏純<sup>江</sup>被下候御證判有之候、其外ニも文書有之候、大隅國人ニ而、國分之小濱邊を領知申候かと存候、

「年代記」

戊申天文十七年

北邊を伐せ給ふ、

17「樺山氏藏書」

自二月上旬乱起、本田紀伊守父子崩落、三月廿四日、北  
(頭注)清水・日當山参照  
原衆奔籠日當山、同廿六日、伊集院大和守打越笑隈二番、  
五月廿四日、清水新城奔籠、八月晦日、北原格護ノ日當  
山ヲ打落、平良尾張打死、九月三日、姫城ヲ切取、同十  
二日、清水本城渡、

大すみの國小田名之事、向後かくこの證跡のそみのよし  
承候ま、これを進しまいらせ候、御子孫におひて相違  
あるましきもの也、  
天正三年  
三月廿二日

よし久判

かは山兵部たゆふ殿母公

(本文書ハ「旧記雜録後編」七九三号文書下同「文書ナルベシ」)

「地理志」

新城在上小川村、隼  
城下号ス本ト清水ニ属ス、清水本城ニ對シテ新  
攻之、五月廿二日ヨリ同廿四日迄、○天正九年高原御陣  
ノ時、上井覺兼日記ニ清水新城トアリ、今ノ國分ニ當ル、  
慶長九年甲辰十二月、或作十一  
月廿七日去富隈移國分新城、但新  
城ノ下御屋敷構也、

「参照」

樺山安藝守善久

忠副

天文六年生、母日新齋女

忠助

兵部太輔

天文九年生、母同

「肝付氏略傳」

元龜三年正月、兼亮また族臣岸良將監等をして舟兵を將  
ひ往て小村今ハ國分を侵す、十九日、小村の兵と戦ひ將監等二  
十四人死す、二月、公兵を廻・市成の間に伏して肝付の

「参照」

日新齋

女子

樺山安藝守善久室

天正十八年卒、

貴久——義久

〔地理纂考〕

富隈城トウケンシロ住吉村 城郭平地なり、諸所に石垣イシノキ残て今松林なり、

※島津義久築く所にして、文祿四年十月、鹿兒島内城ムチノシロより

當城ウツに徙る、是より以前サキ近衛前關白信輔公薩摩に下り、

同年七月、京に歸り上らむとて鹿兒島より此地に渡り、

一日此城にて歌の會ありけるに、信輔公

立歸る名残こそあれ松陰ハ涼き秋の宿りと思へハ

此城門の茅葺カヤフキなるを侍臣諫て云く、他國より使者など来

らむ時見ミ苦しけれハ瓦葺カハラキにせはやといふを義久聞て、士

庶の富強ならむをこそ願ふ所なれ、城門の茅葺なるハ我

耻に非すと答へしとぞ、

※(頭注)

「義久築く所ノ門構・石垣顕然タリト地理志ニイヘリ」

〔地理志〕

慶長九年甲辰十二月、去富隈移國分新城云々、

〔重久氏文書〕

天福二年十二月廿八日、源篤家富隈四至ノ地アリ地ヲ沽渡云々文書アリ、称呼ノ久シキ知ルヘシ、

〔地理志〕

上井村ノ内

高塚 往古諷方氏居住ノ所申傳候、于今四方隍アリ、

山崎 康正之比、伊東・北原か軍勢廻・敷根・上井三ヶ

所へ働入、忠國公此地ニ而御合戦、宮内社家江人數横入

致シ御勝利、三月廿四日也、首數千三百四級討取、首實

檢御役者中馬伊賀守隆直ト云々、

上井城上井村ニ有リ、此城久滿崎城ト云坎、城下大山マツ嘯マツ少有、

上小河ノ内也、○上古踏入五郎弘氏領之、其子孫上井氏

守之、三輪姓ノ人也 ○天文ノ頃、本田氏ノ領トナル、同十七年

田氏逆心ノ時、背之守護方ニ降ル、同年三月廿四日、洪

(本脱カ)

田氏逆心ノ時、背之守護方ニ降ル、同年三月廿四日、洪

谷・本田合躰ノ時、此地及濱市等ヲ放火ス、○弘治三年ノ頃、當地ヲ及清水下井島津右馬頭忠將ニ賜フ、其子以久ニ至リ領之、

○文明十七年乙巳三月三日、豊州家ヨリ攻取之ト云々、下井村 天文十七年戊申、貴久公本田追討ノ為忠賞、上井筑前守為秋廿五町賜、○弘治三年頃ヨリ島津忠將領之、至以久、

〔諏方氏系圖〕

踏入五郎弘氏

九代目筑前守為秋

天文十七年、下井村廿五町賜、

武藏守董兼

天文廿二年、貴久公ヨリ薩州永吉ヲ賜、覺兼ニ至

リ領ス、

伊勢守覺兼

天正八年、日州ノ宰トナリ宮崎城ニ移ル時、永吉

ヲ替テ日州海江田城八十町ヲ賜フ、覺兼ノ子治部

少輔經兼代、上井氏ヲ改諏方ト称ス、

〔地理志〕

咲隈城在內村正宮脇東山也、傳称鎮西八郎為朝居城也、○觀應三年、

※貞久公被攻落之候、城主追テ可考、○姬木城主税所氏、求摩城主

相良氏ヲ相謀リ曾於郡ニ引入御敵致スニ依テ、氏久公笑

隈江三年御在城永和二年、姫木清水兩城落ツニテ姫木城御治討成サレシ也、

天文十七年、本田退治トシテ伊集院忠朗ヲ被遣、三月十②世

五日出船經海路、翌日至濱市、直ニ宮内ニ押通、此城ヲ

拵向城トスト云々、宮内社家留主・桑波田ハ、内々三角

道賀ヲ以申入、御人數ヲ引入ト云々、此時本田家ヨリ財部淡路守守之、

※(頭注)

「康水中、氏久咲隈ニ陣ス、税所某ト湯之嶺ニ戰フト本田重親

譜ニ見ユ」

渋谷・本田合躰シテ小瀆邊江進来ル事數度也、伊集院忠朗咲隈城ニ引入、廻策陷此畷、小瀆ノ兵或離或合不滅、又樺山善久守、

〔地理志〕

生別府城小瀆ノ上、瀆畷ト云、長 道鑑公御代、十郎氏純守之、大永六年ヨリ樺山美濃守信久此城ニ移ル、敵屢寄来、信久子善久、天文十一年、日新公御下知ニテ本田ニ去渡、同十七年、攻取之善久ニ賜ル、沖ノ洲・大野原ヲ加ヘ拜領ス、別府ヲ拜領、生別府を改長瀆ト号ト云々、永祿之比、平田狩野介宗應領之、

〔國分郷上小川村〕  
上小河里の山野境内の事

一西ハはや人城の西のさかりひおとり山をさかう、いぬゐのすミハてしまるミやうをさかう、

一北のさかいハはや人の城の北のさかりよりしてけなし〔毛無野〕の、城をさかう、うしとらのすミハあしたにしりをさかう、梅カ谷のほりまち、中のさこのほりまち、つぶろ山〔登〕のほりまちをうちとして、まつかさよりしゆうり

田〔井手〕のさかう、いてのおもてのあかゆわおさかう、や〔赤岩〕たけをさかうて多ないさこのおたてをさかう、南〔尾立〕まさきのミねにさかうて御まへのとりみをさかう也、

右、此境目を御ため候し時ハ、雍州之御代ニ山野の境〔踏〕ふミ事、守護方よりハ田中たうけう〔道教〕・はま田かすへ〔濱〕との・あつちとの〔厚地殿〕・上井ふちち〔淵脇殿〕との、以上四人、雍州方より若松殿・伊地知殿・借屋入道〔道喜〕・古河たうき〔老名〕・同大藏〔中間〕・御ちうけん右近せう〔将〕、上小河おとなにい田〔兵衛〕のひやうへ三郎〔源藤〕・おちミのけんつう〔檢校〕・江口才〔脇〕・わきの〔右衛門〕・なハの太郎ひやうへ〔名和〕・その田道性〔兵衛〕、このほか上小河おとなのこらす見申候事実也、

正長二年つちのとの十月廿五日 伊季判

〔本文書ハ「田記雜録前編二」一〇九四号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔此書ハ國分清水ニ係ル、正長二年ヨリ明治十三ニ至ル四百五十二年〕

按に、上小河は調所氏の古書に隅州小河院の内上小河三十五丁・下小河二十五丁とミゆ、今ハ國分に隸して村名となれり、その山野の境たるや、西のかたハ隼人城の西

なる地形の下りたるに日劣山となんいへる山のありけるにさかへるといふことならん、さてその隼人城とハ、日本紀・續日本紀・延喜式などにいへる本州の隼人らが居たる遺墟ならん、續紀元明帝の和銅三年正月庚辰、日向隼人曾君細麻呂、教諭荒俗、馴服聖化、詔授外從五位下とミへ、同き六年夏四月乙未、割日向國肝坏・贈於・大隅・始羅四郡、始置大隅國とあれハ、此の日向隼人曾君も、かの天平十三年閏三月乙卯、天皇臨朝、授外正六位上曾乃君多理志佐外從五位下など見へたる曾乃君ハ、實に此大隅贈於の君にて、此隼人城に居たるものなるべし、又樺山玄佐自記に、本田三河守清水の隼人の城を大永五年九月二日取るとミゆ、それより本田氏むかしよりもたる清水の本城に對してこれを新城と名を改めしならん、上井覺兼の天正四年八月の日記になど清水・新城・上井・敷根など、ミへたり、今ハ國分上小川村の内なれと、本ハ清水の内なる事明けし、それより乾の隅ハ弟子丸名に境ふとなり、こも調所文書にはおなしく小河院の内にて弟子丸名六丁とミゆ、建久九年の旧記にハ建部宗房おれり、即弟子丸氏のもの也、齡岳公の時などハ弟子丸若狹

守ミゆ、此正長の比なほ踏へ居たる欵、追て考へし、今ハ清水に隸して村名なり、それより北のかたハ隼人城の北に當り、地形の下りた所に毛無野の城となんいへる城あり、そへさかふと也、時の城主詳ならず、此も今ハ清水の川原村に遺墟あるといへり、それより良の隅ハ蘆谷後といふ所を堺となり、此もまた今ハおなしく川原村の内在といへり、それより梅谷上り迄、中の迫上り迄、顛山上り迄をバ皆上小河山野の内としてといふことならん、迄ヲをまちとかきしハ、テとチと五音相かよへバなり、それより松蓋となんいふ所より修理田ちふ字の田をさかふといふことならん、修理田をといわんをのとかきしも、亦ノとヲとは横音相通バなり、それより田の井手のある面の赤岩を目當に境といふことならん、イワをゆわとかきしも、イトエと五音相通へばなり、それより矢嶽ちふ嶽をさかふて世鳴迫となんいへるさこの尾筋をバ境ふといふ事ならん、然に今はヨナイザコといへればこそ書くへきに、ゑないさとかきしも、ヨとエとは五音相通ふゆへなり、さてかの梅谷より世鳴迫の尾立までハ皆方位をバもらせり、今按るに、東より巽に環れる方なるべ

し、それより南の方は久満崎大明神のいませし峯に堺ふて、その大明神の御前にある鳥居までさかふといふことならん、さてかやうに此境目を御定めありしハ、是よりそと前つかた、雍州忠朝の總州家を撰て知らせ玉へる應永十八九年の頃、此大隅わたりまでおほかた雍州がたに摩<sup>ま</sup>き居たる時もありき、そして守護義天公としばしばハ御和談などもありたり、その御代に山野の境のミとて今の繩引竿入のことそれ／＼互に雙方より立會て見定めさせおかれし事ありつらん、此等の考ハつばらに前のはしかきにもはやいひおけり、併せ觀るべし、さて、此正長の頃は既に大岳公の時にて、三ヶ國守護職を拜給ひて四五年も後なれとも、若し前にあげつらへるがごとく追てかきたる年号にもあらば、此にいふ守護がたとハ義天公の御内をさせる辭ならん、田中道教・濱田主計らハ世に同族おほし、貫明公の時、富隈に田中玄蕃など見ゆ、道教が胤裔歟、厚地ハ、上井覺兼天正十二年十二月の日記になど、早朝打立候、下井通候処、厚地六弥太と申者御酒持せ候て振舞候也とミゆ、むかしより世／＼下井に居れるものなるべし、上井淵脇は四字姓と見ゆ、その頃例尤

おふし、菱刈平良・莫祢遠屋・島津川上・島津新納・島津田島・島津松元・姫木松本・姫木馬場などの類なり、甲陽軍鑑にミへたる宇山無邊助も本ハ淵脇氏といへり、後に上井を省しならん、さて、雍州がたより若松殿と見得しハ、他家にも若松はおほかれども、公族若松氏の別子を下野守久親といひ、伊作久義の弟にて、總州久世御夫人の為にハマさしく叔父にそおハしければ、雍州かたにても尤歴／＼たる事おもひ知るべし、且その子に若松豊前守儀久・同下野守久種など見ゆ、是らの内ならん、伊地知殿にもまた前にいひおけり、併せ考へし、借屋入道の道の字、艸體微茫にしてよミがたし、よて或人入迄とよめり、若しそれ然らば、古河道喜・古河大藏・御中間右近允、此三人ハ上小河に借地し給て本貫のものニハあらざるへし、去れども此入もの迄立會へるといふ事ならしといへり、いまた何か是なるを知らず、上小川乙名といふより以下六人、新田の兵衛三郎・落見の源藤・江口檢校・脇園の數右衛門・名知(前カ)の太郎兵衛・園田道性、此外乙名も皆立あひ定めおきし事実なり、去れと此乙名ともまで残らずハ程すきし事にておほへもせず、また六

人かきし上へハ入らざること、もちせしなるべし、さて正長といふ年号ハ、應永卅五年戊申四月廿七日に改元ありて、二年己酉九月五日また永享と改元ありしとそ、去れども遠國にて十月までハなほ正長二年と書しなるべし、伊季姓氏詳ならず、時き上小河の領主なる歟、はた久満崎社の大宮司なる歟、抑またかやうの事を司れる時の奉行なるか、重て考べし、今應永記等を按に、總州家の伊久・守久御内の大臣に酒匂伊豆守伊景・本田次郎守親なとミゆ、皆伊久・守久のそれ／＼賜ふ所にして、景と親とはをの／＼の家字なれば、皆下に名つきしならん、又應永十年三月廿一日、福崎太郎二郎久重・北原新右衛門氏純ト福昌寺文書ニ見ユ、亦重ト純ハ各其家字也、北原ハ梶原氏也、伊季も此例にしてミれハ、亦た伊久の賜ふところにて、その頃我が伊地知氏も季弘・季豊・持季など、季の字をおほく名つきぬれハ、姫木伊地知の属なるもまた知るへからず、

19「吉利郷角氏蔵書」

袖判（花押）「此判追考スヘシ」

正八幡宮領大隅國上小河村弁濟使職事、以宗道・宗繼可令相傳之由、任領家代々御契状之旨、同子息宗久令知行之、於有限御年貢者、可令弁濟之由、依領家之仰、執達如件、

文和五年三月十一日

沙弥通賢 奉

上小川五郎殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」二六一七号文書ト同一文書ナルベシ）

20「樺山氏蔵」

※大隅國上小川内五町分、<sup>河</sup>、<sup>事</sup>為給分所宛行也、早任先例、可

領知之状如件、

應永十九年三月廿日

久豊判

「樺山氏教宗ナリ」  
嶋津安藝守殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」八七二号文書ト同一文書ナルベシ）

※（頭注）

「此条見于國史久豊傳」

「調所氏敦恒譜中」

觀應三年壬辰、前此、足利右兵衛佐直冬、<sup>尊氏庶長子為直義養子為鎮西</sup>

〔頭注〕「国分郷・栗野郷ニ係ル」  
探題、畠山直顕等亦聽其命、至是七月、直顕聞道鑿公奉

肥後宮親王命帥薩兵等入大隅國攻陷隈本城及北里城、在栗野

謀退治之、二十日、直顕乃與敦恒及姫木十郎・姫木五郎

四郎等書各一通、使以戒兵皆抽軍忠、二十四日、遂遣其

子畠山民部大輔重隆至大隅國、時蓋敦恒亦借稅所介等迎

而降之、其所與書餽減殘缺、僅存三十字、文義不通、然推書體以校比諸、其與姫木氏書如合符契、文意可觀足以朱補、故補書以備考爾、

## 21「調所氏文書」

畠山上総入道之鑒以肥後宮令旨、引卒薩摩國凶徒并所之

惡黨等、（逐力）遂落大隅國隈本城・栗野北里城間、為退治所発

向也、致用意、可抽軍忠之狀、執達如件、

觀應三年七月廿日

（畠山直顯）  
修理亮

調所彦三郎殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二四三四号文書ト同一文書ナルベシ〕

## 22「清水郷瀬戸口氏藏書」

畠山上総入道之鑑以肥後宮令旨、引卒薩摩國凶徒并所之

惡黨等、（逐力）遂落大隅國隈本城・栗野北里城間、為退治所発

向也、致用意、可抽軍忠之狀、仍執達如件、

觀應三年七月廿日

〔畠山〕「直顕」  
修理亮在判

姫木五郎四郎殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二四三五号文書ト同一文書ナルベシ〕

## 23「帖佐船津村百姓軍右エ門藏書」

嶋津上総入道之鑑以肥後宮令旨、引卒〔以下同文略〕

觀應三年七月廿日

（畠山直顯）  
修理亮（花押）

姫木十郎殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二四三六号文書ノ抄ナルベシ〕

〔大隅國地理志〕

隈之城 在丙村、隈之城代々居住スルニ依号隈本、畠山直

顕状ニ大隅國隈本城道鑑公被攻落之卜有、此城ヲ云欵云

々、

〔國史光久傳〕

寛文四年云々、於辛丑改元之三月、公如江戸、出於國分、

問民疾苦、咸言、每歲春夏之交、大津川羨溢、没田疇、

壞邑居、患莫大焉、大津川源出日當山、東過國分、入上

井川、公以為宜導川水南至大野原、使國分地頭喜入休右衛門久守告島津久通、久通命岸良勘左衛門兼全為河渠司、越明年、公命使大山三郎右衛門廣綱為副、鑿溝築隄、導大津川、徑大野原、用工四年而畢、水道遷徙、南至住吉村入海、無復前日之患、更名新川、冬十月十二日、公浮新川、因謂喜入久守曰、宜以時修防隄、勿使破壞、〔國分記〕上井川在上井村、大野原、見次村、野口村等、並掛國分郷、郡村高辻帳、西國分郷有住吉村、

全六年丙午十二月云々、初公使大山廣綱與岸良兼全鑿新川、又使與菱刈孫兵衛重敦謀於國分郷關田、四年而畢、凡若干頃、穿渠以灌溉之、至是、命重敦正其經界、歲収五千餘石、〔摺國分郷新川記〕原文止言鑿田、不言其處、副史相良太郎太常旭曰、嘗行國分、問諸土人、其處在地頭館西南、蓋大津川遷徙、無復水患、於關田若干頃云、重敦重榮之次子也、〔摺菱刈孫太郎系圖〕

〔國史光久傳〕

享保元年丙申三月云々、初郡奉行汾陽四郎兵衛盛常行國分郷、以為地形廣衍、宜闢新田、乃先謀引安樂川為渠、言於家老、家老以為難、弗許、盛常以語同僚土師孫右衛門經貞、經貞然之、因請於種子島久基、久基往視其地、

乃許之、使盛常・經貞董其役、起工於正徳辛卯十二月、至是六年、夏四月、新渠成、首起安樂川、西南過八幡廟下、東徑内山田村・見次村、又南至眞孝村入海、渠長二里十八町許、廣若干步、其間溉曰若干頃、〔田〕号为宮内原新田、歲収六千餘石、割二百石、以為宮内八幡社領、越明年、命建祠于水上、額曰青龍權現、使兒玉宗因書其事於石、其地係日當山郷西光寺村、壘石為底、長二百餘步、水自其上注渠、有建瓶之勢、蓋當時鑿石決水始於此云、〔郡村高辻帳、西國分郷有内山田村、見次村・眞孝村、即高辻帳畠中村之地、係西國分郷、日當山郷有西光寺村云々〕

〔地頭系圖〕

嶺嶺郡

國分

今井市兵衛入道松閑 國分・小川・百次等ノ地頭トアリ、

喜入大炊介久正入道紹嘉 慶長十六年ヨリ、

喜入休右衛門久洪 〔初吉兵衛 大炊介 御使役也、紹嘉之子ニ而引續地頭、正保四年死去〕

喜入久右衛門久守 久洪子 吉兵衛 御使役也、寛文之初比カ、

島津又六久峯 〔實太守光久公四男也、寛文七年二月三日ヨリ定、同八年迄ナルヘシ〕

島津勘解由久當 〔又六久峯ノ後嗣、實光久公十一男也、後伊賀 織殿或將監ト云、御家老也、寛文七年閏二月十一日ヨリ、異本寛文九年又ハ貞享三ヨリトモ、初權七〕

島津圖書久竹(ママ)

寶永三戌正月二十七日ヨリ、

肝付主殿兼柄

寶永四年亥十月八日ヨリ享保三年戊三月十八日迄、

「名勝志」

正八幡宮 内村に鎮座、内村ハ桑原郡にして、地頭飯屋を距る、  
嘯啞郡國分に属す、

こと戌方凡壹里、祭神四座、彦火々出見尊・應神天皇・仲哀天皇  
神功皇后、祭年中十三度、正月元日、

同三日・二月初卯・三月十日・四月十七日・五月六日・六月廿九日・七月  
七日・八月十五日・九月九日・十月十五日・十一月三日・十二月十八日、

延喜式神名帳に桑原郡一座大鹿兒鳥神社と載られしハ當

社のことなり、初め彦火々出見尊を祭りて神武帝の勸請

のよし社傳あり、人皇三十代欽明帝五年鹿兒鳥神社の宝

殿に八流の幡頭座ましくけるより八幡宮と崇め、應神・

仲哀・神功の三神會祭す、其根元ハ石體宮なりしといふ、

豊前宇佐八幡ハ欽明  
帝三十年頭座云々、八幡垂跡の最初にして、大隅州一宮なり、

往古勅使奉幣ありて放生大會を行れしことみえたり、祭の今正

時、木にて魚の形を造り、彩色を加へて禱ものとす、參  
詣の人皆是を買ふ、これ放生會の遺風なりといひつたふ、百五代後柏原院

大永年中筑紫五所の八幡を山城國北山庄に遷し祭り給ひ

し其一なり、是を五所八幡  
の別宮と稱す、社頭造營の後火災七ヶ度に及び

就中大永七年丁亥十一月廿八日兵火の為に炎上し、宝器

盡く灰儘となり、邦君大中公日秀上人に命して邦内に勸

化をなし古のこたく再興し、知定坊の住僧を京都に遣し

神體を彫刻し、百七代正親町院の叡覽に備へ、繪旨をう

けて當國に下着し、永祿三年庚申十二月十三日、遷宮の

規式を行ひ給ふ、且種々の神具及び獅子駒等の文飾をも

改め、金襴の幡二十五流・白銀の幣二本を寄進し給ひ、

神威ますく新たなり、時に梅岳公南無八幡大菩薩の七

字を冠りにして十一首を詠し奉納し給ふ、

末社四所宮若宮・若姫・宇  
禮姫・久禮姫、武内宮高良大  
明神早風宮日本武尊、神  
體ハ大隅の隼

人を討給ふときの鉾なりといへとも、今ハ其、  
鉾を傳へず、析度の兵火に失ひしと見えたり、兩社彦命、  
盤盤戸命・右、  
盤盤戸命、  
左第一社磯良神・豊姫命、  
左第二社武甕命・經津  
降命・大隅地主神、  
右第三社火爾  
隼人命・大隅命、

鐘樓の大鐘ハ文和四年乙未孟夏掛る所

の銘あり、

石體宮 本宮の丑寅方數町樹林中にあり、この石八幡の

正體なりといひ傳ふ、往古豊前州宇佐の宮の神官等此事

を信せず、三使を遣して是を焼かしむ、何れの歳を詳か

にせず、四月三日來りてこれを燒、石體たちまち訣裂し

て中ニ正八幡の文字あらはれたり、一説に、芋莖を焚て是を燒  
けるに、その煙さきまに立

昇り、結て正八幡の文字をなし、數日をへて消さりしといふ、本  
邑の土俗今に四月に至れハ芋莖を食ふことを忌む、是その由縁といふ、三

使おほきに恐怖して逃帰る、一人ハ立ところ死し、一

人ハ途中に死し、一人ハ宇佐に至りて死す、ミな神罰を蒙れりとぞ、今に至りて其頭ハれたる文字昭然として石面に存在せりといひ傳ふれとも、深く是を秘して漫りに拜することを得ず、世はるかにくたりて辨口賣僧の徒出て、その好む所に隨ひみたりに説を作るに、邪誕妖妄の言日にさかむに月にはひこり、いはれなき浮屠氏の説たと附會し愚民をたらずもの多し、いと浅まし、

「名勝考」 「名勝考ニハ桑原郡トアリ」

鹿兒島神社延喜式○今云正八幡宮、亦云正宮、正宮鹿兒島神社とハ内裏の正寝の名にて、此に縁あり、

奉祀彦火之出見尊

府良位七里餘例祭十三度、正月元日・同三日・二月初卯日・三月十日・四月十七日・五月六日・六月廿九日・七月七日・八月十五日・九月九日・十月十五日・十一月三日・十二月十八日、此餘有臨時會、

延喜神名式、大隅國桑原郡一座 大鹿兒島神社、凡本藩式内之神社称大者、唯有斯鹿耳、○鹿兒島ハ即無間籠より出て、神座の東方八町許に今猶籠山といふあり、石清水傳記曰、鹿兒島神社彦火之出見尊也、○神祇鈔曰、大隅國正八幡火之出見尊也、與宇佐八幡不同、按、宇佐八幡ハ筑前國宇佐郡に在り、津島姫・湍津島姫・市杵島姫の三女神を正殿とし、左右を神功后・應神帝とす、宇佐記に見えたり、欽明天皇五年、或三十二年、仲哀天皇・應神天皇・神功皇后を鹿兒島神社に合祭す、是称八

幡之張本也云々、按に、大八洲記曰、三女神降之於筑紫洲、而所鎮祭宗像社、良有以也、神功皇后討新羅、時宗像神相共合力救我朝、亦可以觀焉、三代美祿貞觀十二年、清和天皇宗像大神に告文曰、我皇大神波、掛毛畏伎大帶日姫の、彼新羅人、平降伏賜皇、相共加力倍賜天、我朝乎救賜比崇賜奈利、通證曰、宇佐男山等宮三女神、合祭神功皇后・應神、及称弓箭神者皆此意云々、然らハ鹿兒島神社に仲哀・應神・神功皇后を合祀るるハ、宇佐男山の例なるへし、

○四所宮南向、大御前豊玉姬命也、若宮身不合尊也、若姫・宇禮姫、此二姫蓋出見尊の皇女歟、一説に久禮姫ともあり、與姫の名とするハ大に非也、

○隼風宮西向、日本武尊、尊以討隼人之矛為神象、往昔燒失して今なし、按に、隼風ハ書記所謂迅風にして、豊玉彦を祀りしなるへし、

○三之社左第一社磯童・豊姫、左第二社武甕槌命・經津主命、右第三社隼人の祖なるへし、又宇佐縁起に磯童ハ海神の子孫安曇之磯良是なり、豊姫ハ神功皇后の妹とするせり、是らハ海神豊玉彦・豊玉姫を混ひ傳へしなるへ、

○雨宮猿田彦大神也、社在坂の南側、○両隨神戸命、右櫛盤間戸命、リヨウスイジン在坂下、即左豊盤間

井上氏藏正宮傳記曰、鹿兒島神社ハ神武天皇の御創建也、源清東藏舊記曰、此處ハ即彦火之出見尊大宮を建て都し玉ふの舊址にて、其舊址は今の石鉢宮是なり、正宮社家傳曰、石體宮ハ彦火之出見尊の山陵と申傳ふ、今の正宮ハ和銅元年御建立にて、其以前ハ石鉢の地即宮床なり、又曰、鹿兒島とハ今の宮内の事といひ傳ふ、日當山といひ、朝日峯ヒナタケヤマなど稱ふの地名、及び宮内とも内村とも唱へ、正宮と申奉るなどハ、即皇居の称號に相近く、その證據

を得たるなるへし、社家の説に尊の山陵なりと申せしは訛傳にぞ、又正宮の正を本正の八幡とせるハ俗説なり、八幡と申に正と假との二ッあるへからず。此に由て觀るときハ、皇孫尊既に崩御し玉

ひし後、火々出見尊此宮内に御座ましたるを、海宮遊行の後に日向の地に遷都ましまし、この地ハ兄火闍降命に

賜りしによて、後々まで關降命の子孫ハ大隅・薩摩の間を領知ありし事なるへし、さて此鹿兒島神社ハ七度炎上

に及ぶ故、後世今の山上に遷宮なし奉るといふ、今見聞する所を左に挙ぬ、大日本史 堀川天皇寛治五年辛未六年

十二月十三日丁卯、大隅八幡宮火、頭書曰、大隅八幡在桑原郡、鹿兒島神社號正八幡、所祀彦火々出見尊也、作六年四月非也、後四年、嘉保元年甲戌十一月十二日庚戌、

大隅八幡宮又火、於是承徳元年遷宮、嘉保元年より四年めなり、東鑑元久元年十月十七日曰、大隅正八幡宮寺訴申事、被經沙汰、

是故右幕下御時、掃部頭入道寂忍為正宮地頭之處、宮寺依申子細、被止其儀訖、其後又三箇所被補三人地頭之間、

造宮之功難成之由云々、仍今日所止彼地頭職等也、帖佐郷地頭肥後坊良西、荒田莊地頭山北六郎種頼、萬得名地マシトクシヤク

頭馬部入道浄賢云々、此に由ハ、嘉保より元久の間に又炎上ありて、遷宮の訴を鎌倉に申せし也、その炎上の年月

知れ、大日本史後深帥天皇建長五年癸丑三月十二日庚寅、大隅正八幡宮火、編年記社記曰、貞和五年己丑即南朝正平四年二月十八

日、正八幡宮火、應永十四年丁亥造宮、後花園天皇文安

四年丁卯、正八幡宮又火、長祿元年丁丑造宮、(後奈良)天

皇大永七年丁亥十一月廿八日、正八幡宮羅兵火、神宝等

尽燬燼となる、天文廿年辛亥、大中公日秀上人に命し玉

ひて正八幡宮新建の命始あり、又知定坊の寺主に命して

上京せしめ神像を彫刻し、正親町天皇の觀覽に入奉り、

綸旨を賜て、永祿二年庚申十二月十三日、新建の宮に遷

座の規式音楽あり、此事三州擾亂記にも見えたり、日新菩薩記に、正八幡宮

遷宮の時 日新公御歌

千早振神代にはいさ玉こかねのへミかきたるこの殿つ

くり

むかしをもかへす袂のほひ哉天津少女の絲竹のこゑ

月も日も光をそへて家々の千世の榮えハ神のまに〜

此より先嶋陰集曰、文明十年戊戌九月十二日、甫詣大隅

正八幡宮、謹賦小詩以代青詞、

千年廟倉古祠深 家國競傾崇仰忱

不用周人論戰栗 宮前松柏翠森々

此詩を讀に、宮前松柏云々、即今の廟地の景色なり、是時既に神廟山上に在りしなるへし、

又寛永元年八月十日 中納言家久公初而正宮へ御參

詣の時

たのミおく神路の山の松ふりて常磐かきはに祈る行末  
又按、永和二年丙辰正八幡總大宮司北村河内守入道了寛  
所写社務記曰、凡毎歳八月十五日正宮濱下之神事には、

騎馬武者貳百六十人神輿に供奉するの例と云々、永和二  
年ハ一百代後圓融天皇の年號也、當初此廟祭の壯觀盛裝

この一にても想ひ見るへし、按に、大宮司ハ重職也、延喜式に、  
不得雜他氏、姓氏録曰、大神朝臣宗形君大國主命六世孫吾田片隅命之後  
也と、吾田片隅ハ此大隅國に縁あるを知るへし、當社大宮司職今絶たり、  
○獨桑畑・留守・沢・最勝寺の四家社務を知るハ、後世の式微に出しなり、  
○相傳、むかし硫黃島の流人少將成經掃洛の時、この宮内執印清道といへ  
る者の宅に宿れりしに、意す伯耆局に遭遇す、局の歌に、限りあれハ沢に  
をりぬる芦田鶴のあとの雲井に帰るうれしき、少將返し、君はかりおほほゆ  
もいてめ山の端の月、

○正宮の神藏に隼人狗の面像あり、里民呼て御獅子と云、  
蓋其像の猊頭てふに似たればなり、書紀所謂、是以火酢  
芹命苗裔諸隼人等、至今不離天皇宮牆之傍、代吠狗而奉  
事者也、延喜隼人式曰、凡踐祚大嘗日、隼人分陣應天門  
内左右、其群臣初入發吠、又曰、行幸經宿者隼人發吠、  
又曰、凡威儀所須橫刀一百九十口・楯一百八十枚云々、  
以赤白土黒土畫鈎形、此威儀に隼人執る所の楯に鈎形を  
画きて、失たる鈎を徴られし故事を後世まで示さる所な

り、今三月十日の祭礼に正宮の鳥居本左右中央となく夥  
しき市立をなす、其中いにしへより鯛の魚とて赤き木魚  
と粧奩などの土産を賣鬻く、是海宮にて赤女魚と豊玉姫  
嫁粧の遺風を存所也とそ、又在昔濱下の祭といふは定て  
海宮に縁故ある故実なども傳りぬらむを、今ハその式知  
る者も稀にて、いと口をし、○神宝の中、潮滿珠・潮  
干珠とて兩顆あり、潮滿玉は蒼色にて、潮干玉ハ白色な  
り、大は雞卵より微大し、是出見尊海宮より授り玉へる  
所也といひ傳ふ、按、書紀通證曰、如意神祠在泉州堺南  
莊、祭神彥火之出見尊、住吉舊記曰、尊入海神宮、得潮  
滿珠・潮涸珠、而後萬事如意、故号如意明神、俗謬称子  
亥神、此本住吉境地也、甘露寺親長記所謂參詣子亥御前  
是也、又按、八幡縁起曰、干滿二珠、奉納于肥前國佐嘉  
郡河上宮、干珠白色、滿珠青色、長各五寸許也、宇佐宮  
託宣集云、兩顆之珠、自往古以來奉納此殿、按、是神功  
后所得海中之如意珠也欵、土佐風土記云、神功皇后得一  
白石、團如雞卵、光明四出と見えたり、然ハ滿涸二珠と  
云もの亦一ならず、正宮に藏る所、恐くは後世の宝玉に  
して、海神より獲玉ひしにはあらざる欵、

○石鉢宮シヤクハツノミヤ正宮の東北十餘町に在り、石鳥居あり、○宮前に小石數百塊呈シヤクハツノミヤ積堆シヤクハツノミヤこと小丘の如し、凡旅行する者此神に詣て、この一石を祈求シヤクハツノミヤて持去り、再び歸來の時、又別に二石を加添シヤクハツノミヤて返し上るの俗あり、是出見尊シヤクハツノミヤ一旦海宮に幸まして再び本國に帰御シヤクハツノミヤの故事を靈假シヤクハツノミヤする所なり、

この石鉢ハ即出見尊の初都し玉ひし宮床の跡にて、その所に神廟を建、石の御神像を安置し奉らる、是鹿兒島神社の原處なり、後今の山上に迂宮ありても、石像は本の如く此地に留め置奉りて崇めけるといへり、土人の説には、此御神鉢の石は地石にて、坤軸際より生出たれば動すことならず、因て本の宮床に齋イハひ奉る、蓋屢火災の患あるをもて今の地には迂宮ありしなるへし、僧の文之か南浦文集修葺石鉢宮文曰、正八幡大菩薩靈廟良方有石鉢石鉢有四句刻文、曰、昔於靈鷲山說妙法蓮華經、今在正宮中、示視シヤクハツノミヤ大菩薩、窃聞、正八幡大菩薩釈迦牟尼世尊分身也としるし、次に豊前宇佐八幡宮孽臣邪神之在其傍者、聞之、遣使三人來、而燒却此石體之妙文、三使共焚石體、其焰熾然不息者十八日也、至於四月二十日、四句妙文増明、而其石不少焦矣云々、按に、井沢氏か俗説辨曰、大隅正八幡宮胎し獨りの男子を生む、父大王誰人の子なるやと問ふ、女こたへて、我夢に日輪口に入と見て懐胎す、夫ハ有らすといふ、王云、是た、事にあらす、定めて權者なるへし、佛法流却シヤクハツノミヤの國に至りて衆生を利益せよと。窳船シヤクハツノミヤに母子を載て滄海に押渡しけるに、此船日本大隅國に着くを、所の者とも是を引あけて二人ともに育シヤクハツノミヤ置けるか、彼男子既に七歳に成り玉ふころ、當國に隼人といふ者ありて此母子を憎シヤクハツノミヤ害せんとしけるに、男子忽神吳をあ

らはし、戈を取て隼人を誅し、母子共に神となる、今の正八幡これといへる説を引て其辨偽を著せり、文之か昔於靈鷲山云々の俗説も是等に倣ひしと見えて、一此固より浮屠氏の妄誕にして論に及はずといへとも、土人或ハ是を偏信する者あり、因て何なる文字はし有や否やを神人桑波田常陸守に尋ね聞しに、石體の神像に文字らしきもの一も有ことなしといへりき、以て文之か杜撰なること知ぬへし、此石鉢ハ毎歳その鉢を覆ひまつるシヤクハツノミヤ鷹シヤクハツノミヤを更るの例にて、神人桑波田某潔齋して内陣シヤクハツノミヤに入り篤替シヤクハツノミヤをなす、然れとも深く密封して他人ハ敢て伺ひ瞰シヤクハツノミヤことを許さず、そもこの神廟を延喜式に鹿兒島神社と載られ、同じ邑の小嶋の出来しを續紀に於鹿兒島信余村之海化成三島と記され、而今現にその地ハ大隅桑原郡と同國噲噲郡とに係りて、薩摩鹿兒島郡とハ東西の交五六里を隔離シヤクハツノミヤれ、其交に始羅郡シヤクハツノミヤ柅木シヤクハツノミヤ・帖佐シヤクハツノミヤ・蒲生シヤクハツノミヤ・山田等の邑あり、是甚疑ふへし、按に、始和銅六年、日向國の中肝シヤクハツノミヤ坏シヤクハツノミヤ・贈於シヤクハツノミヤ・大隅シヤクハツノミヤ・妬嬭シヤクハツノミヤ四郡を割て大隅國を置ると見えたり、その贈於郡の分界ハ今の通りにて、夫より此方の西なるは鹿兒島といひし處ならん、其故ハ、肝属・妬嬭・大隅・噲噲四郡の中にて噲噲郡のミ西薩摩國界に接きて、餘の三郡ハ噲噲郡よりハ皆東南に距シヤクハツノミヤて薩摩國と

ハ連疆サカシマにあらされハ也、姫羅郡ハ今の姫良・大姫良な  
 當時までハ今の嶺嶺郡以西ハ薩摩國內にて鹿兒島てふ處  
 なりしを、後に鹿兒島郡の中より桑原・姫羅てふ兩郡を  
 割出されて大隅國に隸ツケられしなるへし、其中桑原郡てふ  
 方域ハツキリの中踊・横川などあたりより北方ハ嶺嶺郡の内より  
 割れしならん欵、大隅・薩摩てふ國も原モトハ襲國の地にて、  
 後嶺嶺郡を置れしかと、嶺嶺郡内の鹿兒島などにも有  
 りしならん欵、固より嶺嶺郡てふ地ハ廣く係りし事ハ日  
 隅薩かけて古ハ嶺國といひしにて思ふへし、さて今の始  
 羅郡柁木カチキなども旧モトハ鹿兒島神社の敷地にて、毎歲八月十  
 五日正宮濱下にハ柁木の海邊に神輿を守下したる程に、  
 今も柁木段土村に正宮の行窟オケヒトコロ所ありて、八月十五日毎に  
 往昔ソノカミ神事の式を執行ふ、所謂十五夜市とて名たゝる市立  
 あるも、むかし正宮濱下の時の遺風とぞ、東鑑に正宮領  
 地頭の事を載て帖佐郷・荒田庄とある荒田庄ハ、今鹿兒  
 島郡の荒田村也、さらハ鹿兒島と称トし方域ハ今の桑原郡  
 國分郷より鹿兒島荒田村までの海邊の地を称しとおもハ  
 る、かの出見尊鈞ツグヒノリを失ひ闕降命スヅリノミコトに急責セメツクられ、海畔ウミノヘに行  
 く吟ナガメひ玉ひし時、塩土老翁シホツチノオヤジ参りて無間籠ムクワンカゴを造り、尊を

納まつり海宮に微幸シラサキ奉りしといふも、都て此間の分野に  
 係りて、地名の鹿兒島も社號の鹿兒島も共に籠カゴの縁由ユエヨに  
 て出来たるといふに符合しぬ、然るに今の鹿兒島郡てふ  
 方域ハ鹿兒島郡府ジヤウウカの地のミにて、吉田郷なども天正十五  
 年始羅郡吉田を鹿兒島郡に隸ツケられし事とも見えたり、是  
 鹿兒島郡ハ他郡オノノに視ミふに甚シ偏小なるに似たり、蓋カシむかし  
 ハ鹿兒島てふ方域ハいと廣かりしを、其地を割つ、始羅  
 と桑原との二郡を置て大隅國に隸ツケられしならん、さすれ  
 ハ其より前に鹿兒島てふ地ハその良方嶺嶺郡と相接て、  
 今の大隅小村なども猶鹿兒島境内にてありしほとに、續  
 紀に化成三島といへる小嶋の地をハ大隅・薩摩之界とも、  
 又鹿兒島信余村之海など録されたる也、又正宮の原處石  
 鉢宮の地ハ出見尊の宮址と申傳へ、其址に神社御建立あ  
 り、鹿兒島神社と號せられしなど、ミナ昔時ソノカミこの地の鹿  
 兒島と稱し證據にて、今猶宮内の村落に籠山カゴヤマてふ地名も  
 残りけらし、信、余村ハ今詳ならず、或曰、國分小村に隣りし真幸村に  
 て、幸ハ箇の字の訛ならんといつれと、この真幸村ハ今  
 庚申講をなせしか村名に成りて、文字を真幸と書なせしよしあれハ當らず、  
 但いにしへの一村ハ其大今の一郷のことくなれハ、信余村は當分の真幸・  
 小村・小濱などいへるあたり  
 ならん、此等ハ猶考ふべし、然に續紀の於鹿兒島信余村之海化為  
 三島とある鹿兒島の名に泥ネミて、近き比になりその三島

の字には心着す、妄に私して三島を櫻島の事となし、且漢ふみよみとのさかしらに櫻島を指して宝字峯・天平山など、詞賦に著しぬるハ杜撰の甚しきにて、馬を指して鹿といひけん諺にも似つ、いとをこの事ともなり、

續紀に宝字八年より宝龜九年までの紀載皆國分小島の事詳に書され、櫻島なるよしハ一も見えず、當時ハ一草一木の事をまて編纂ありし例なるを、もし櫻島ほどの島の出来たらんに何にし録し洩さるべきものぞ、然を根據なき鳥名を負せぬるハ聊ながら世に惑を貽すに近し、よて序に論ひ置こと爾り、

○謹按、古曰、有海幸有山幸、言稟性出于天者之自然也、悖焉則或不得其幸焉、赫々皇兄弟、山海漁獵豈所宜然欤、意有説、蓋出見所執御弓箭乃天璽、所謂天梘弓・天羽々矢是耳、故天書、出見謂關降曰、夫幸天神之所授、非汝與吾之私事也、夫大隅鹿兒島廟出見始所都、隼人城關降後居處之墟、而其間相距一里許、蓋關降既自伏罪、因使子姓安堵本貫焉、亦可以想見出見寬洪仁愛之至也、始瓊杵尊俾出見治邦内域以山川之職、關降知海江之事、猶如諸尊使日神治天原、月神治滄海、素尊治天下之勅也、而江海之利不如山川之大且便矣、此乃所以關降之欲易幸、其意奚翹欲易之、抑又欲併奪而已矣、故各不獲其幸、靡他無意于此、而在于此也、卒之以弟失其一鉤、為之說將至殘害、逐之於海郷之遠、其詭巧可知也、或日本紀所謂赤女蓋蟹女也、探江者

拷問也、關降密屬蟹女、盜取出見所易持之鈞鉤、此鈞鉤則猶如天梘弓之屬、專掌江海事之符驗也、兄之闕其弟既不危乎、幸不逮乎天逆叛蕩者、先代遺老尚在有、而我邦忠厚之俗、所以素定乎天性也已、

「名勝志」

大己貴神社 小村の海邊に鎮座、地頭假屋を距ること未方壺里許り、祭神三座、大己貴命・大歲神・少彥名命、祭二度、九月廿九日・十一月初五日、延喜式神名帳噲啞郡大穴持神社と載る所なり、往昔宮瀬に鎮座ありしといへり、宮瀬は今の社地を距ること午方八町許り、海中にあり、今ハ瀬となりて常に見えず、按するに、續日本紀四十七代廢帝天平寶字八年十二月の記、西方有聲、似雷非雷、時當大隅・薩摩兩國之堺、烟雲晦冥、奔電去來、七日之後乃天晴、於鹿兒島信尔村之海、沙石自聚、化成三島、炎氣露見、有如冶鑄之為、形勢相連望似四阿之屋、為島被埋者、民家六十二區、口八十余人云々、同紀四十八代稱德帝天平神護二年六月の記、大隅國神造新島、震動不息、以故民多流亡、仍加賑恤云々、同紀四十九代光仁帝寶龜九年十二月の記、去神護中、大隅國海中有神造島、其名曰大穴持神、至是為社云々、當社

は即寶龜九年社を作る大穴持の神なり、寶字八年より神護二年  
八十四年目なり、神護二年より寶龜九年、寶字八年涌出する三島は桑原郡今の小島なるへし、小島は二島連なりて三島なし、沖なるを沖小島といひ、邊なるを邊の小島といふ、小村の渚を距ること海上壱里、初め三島ありしに、何れの年月にか一島は海底に没し瀬となりしそや、即ち其瀬宮瀬なるへし、近比安永己亥の年櫻島火を發し、大隅の海中に七島を涌出す、其後二島ハ海底に没して瀬となりぬ、宮瀬もまた此類なるへし、又國分正八幡宮のことを延喜式にハ鹿兒島神社と載られたり、されハ往古ハ正宮の邊を鹿兒島といひしと見へたり、今も正宮の未方八町許りに鹿兒の山といふ所あり、鹿兒ハ、地神の代、火ミ出見尊を無目の籠に入奉り、海に沈め海神の宮に至り給ひ、其由縁あるとこや、寶字八年鹿兒島信尔村と記せるは大隅の鹿兒島にして、薩摩の鹿兒島にハあらず、信尔ハ今の真幸村のことをいへるか、真ハ信と同音なり、尔ハ箇字ケに作りしを傳写の誤まりなるにや、宮瀬没して瀬となるに及びて、神ハ上天の理にましますゆへ、今の地に社を造立し祭るなるへし、此年紀  
詳かな延享五年戊辰正月社司谷口某の書にも、初め宮瀬に鎮座、神體<sup>▽</sup>⑧は石体<sup>△</sup>と見えたり、今ハ佛像を安置す、本

地といふへし、延享以来浮屠の説に迷ひ神體を改め造るにや、甚たいふかし、小村邑中麻を栽ることを禁す、又她生せず、故あるにや、いにしへより蝮蛇を除守を出す、奇驗ありといふ、社司谷口志津摩、

「名勝考」

大穴持神社 在 同 村、○延喜式○例祭九  
月廿九日・十一月初五日 小村

奉祀大己貴命 大穴持ハ大名持にて、名高きを美詞、人に向ひて汝といふも名持てふ謂なり、後に大名などいふも國名持の稱にて、大名持より出たり、 相殿 左少彦名命  
右大藏神

延享五年正月社司谷口某か呈狀に、初社ハ宮瀬に在りて、神躰ハ石像也とあり、文徳實録に常陸國鹿嶋郡大磯に少彦名神濟世の爲に出現の事を載られて皆石躰とあるに似て、この大穴持命の造し、新島ハ彼よりも年間最早かりしかは、必ず縁故あるへけれども、今その傳詳ならず、今この小村邑内に她を生せず、又麻を種<sup>ウカ</sup>ことを得すとぞ、○又この小村の海中より毎月朔日の夜火出で、國分麓若宮八幡の庭前に至る、其火大灯心燭の如く、地を去ること五六尺許、一條の火道ありて他に散行す、人も亦その火道に屋舎を營す、俗に大穴持の火といへり、續紀曰、

光仁天皇寶龜九年十二月、前此神護中、大隅國之海中カミツルシマ有神造島、其名曰大穴持、至是為社焉、按に、寶字八年より是に至り十八年なり、しからは新嶼震動も息ヨウマヅリて、今の宮洲の島上に祠宇を創建ありしを云なり、又その為社焉とあるは、皇朝の詔に由しとは見えぬ、延喜神名式大隅國曾於郡小大穴持神社是也、

〔地理纂考〕

大穴持神社小村

奉祀 大己貴命

相殿 少彦名命  
大歲神

延喜式曰大隅國曾於郡三坐小大穴持神社是なり、土人の傳説に、當社ハ上古彼神造島に鎮坐ありしか、島崩れて今の地に遷奉り、旧の社地を宮洲ミヤスと唱るよし云り、此島の震動せるは天平神護二年にて、神社を創建ありし寶龜九年迄ハ十三年の後なれハ、此後また島崩れて遷坐ありけむ、さて彼平島を宮洲といふに因れハ、始神社ありしハ彼平島なりけむ、延享五年社司谷口某呈狀にも、當社ハ始宮洲に在りて、神體石像なりとあり、按するに、文德實録に、齊衡三年十二月、常陸國上言、鹿兒郡大洗磯

前有神新降、初郡民有煮海為塩者、夜半望海、光耀屬天、明日有兩恠石、見在水次、高各尺許、體於神造、非人間石、塩翁私異之去、彼一日、亦有廿余小石、在向右石左右、似若侍坐、彩色非常、或形沙門、唯無耳目、時神憑人云、我是大奈母知少比古奈命也、昔造此國訖、去往東海、今為濟民、更亦來歸とあるを思ふに、此神體の俱に石像なるも由縁ある事なるへし、

〔勝景百圖考〕

大穴持神社

此神社等氣色社の縁故あるにあらずといへとも、沿海一望のところがなるかゆゑに、適く附録してその事蹟を傳ふる

耳、その餘田勝勝區をこの方境に探れハ、日本武尊の川上樂師を討給ひし一擧に繋れる拍子橋、天智天皇笛竹の眞御所に定め給ひし青葉山等のことさもあり、しかれと、氣色濱に隣れる海濱にあり、在昔ハ神造島に鎮座せしゆゑ、今其所を宮瀬と稱ふ、續日本紀に、寶龜九年十二月、去神護中、大隅國之海中有神造島、其名曰大穴持、至是為社と記し、延喜式神名帳に大隅國曾於郡小大穴持神社と見えたり、

〔地理纂考〕

大穴持火小村 毎月朔日の夜、小村の海中より火出て、同

郷の麓若宮八幡の庭に至りて消ゆ、其間一里許なり、土人昔より大穴持の火といふ、火の大灯心燭の如く、地を放る支五六尺許なり、一條火道定まりて他に散行す、人も又火道に家を営らす、垣を結はずとぞ、

「名勝志」

高塚山神 川内村に鎮座、川内村ハ下井、村の枝なり、地頭假屋をさること辰巳方式里余、祭神石體、例祭十一月中申、貫明公富隈城におはしますとき崇敬尤厚く、法樂の連歌及び山口・

中山・奥山の三詠あり、

山口

あつさ弓春のとなりに咲そめて山口しるく匂ふ梅か香

中山

しら雪のふりつもりたる中山にわけつゝ、いるや鹿子い

もり子

奥山

おく山にあとたれてます神垣も以やなひくやまこと

の葉

「地理纂考」

高塚山神社シタケ下井村

創建の年月并に祭神分明ならず、社前に古松二株ありて華表松と号く、往年官命に因て是を材用に伐らむとす、前夜官吏夢に高塚山の神来りて是を止むる事頗なり、官吏驚き、翌るを待て吏民を走らせ是を止む、道遠くして、至る時ハ既に斧を加へたり、されと是の由を聞て則罷む、今に斧の痕ありとぞ、例祭十一月中申日なり、

「名勝志」

稲荷神社 眞幸村富隈に鎮座、眞幸村ハ西國分郷島中村、を里俗に眞幸と呼び傳ふ、地頭

飯屋の申方里餘、祭神三座、住吉大明神・一宮大明神・稲荷大明神、例祭十一月初午日、當

社は往古住吉にて、地名も住吉崎といひしに、永和元年、

齡岳公一宮大明神得佛公及び夫人の靈を崇むを會祭し、大隅國守護神とな

し給ひ、一宮大明神と号す、慶長二年貫明公社内に稲荷

を勸請し給ひしより遂に稲荷社と呼ふといひ傳ふ、社司

中馬典膳、

「名勝志」

久満崎神社 上小川村に鎮座、地頭仮屋の辰巳方式拾弍町、祭神一座、大山祇命、例祭九月九日・十一月朔甲、當社は往古國分の崇廟にして、今の杜山の嶺⑧嶺にありしを、爰に遷したるといひ傳ふ、慶長中貫明公伊勢太神宮を新城の麓に建られ崇鎮守に定め給ひしより、上小川村の生土神となるといへり、

(地理纂考)

久満崎神社

奉祀 大山祇命オホヤマツミノミコト例祭九月九日  
十一月初申日

創建の年月詳ならず、往古國府郷の宗社なりしを、慶長年中伊勢神社隼人の城下に遷坐ありて總鎮守アガに崇めしより、當社ハ上小川村の生土神ウツスナとす、元禄八年火災に罹りカ記録焼失て、永徳二年壬戌三月十日神領三十三町余寄附の目録及び文明六年再興の棟札ツツサを藏む、其目録誰か寄附なるを知らず、

〔名勝志〕

枝之宮社 野口村に鎮座、地頭假屋より西方凡拾八町、祭神詳かならず、例祭十一月初酉、社司斜木直記なるも

の語りて曰、古⑨拍へ柏子橋にて日本武尊の討給ひし大隅隼人の四肢を爰に埋め祭るゆへ枝之宮と号するよしいひ傳ふと、本地弥陀・薬師・觀音を安置し、其裏に寛永十一

▽⑩年二月吉日仏師端田井重利と記せり△

▽⑪止上六社大権現 重久村に鎮座、地頭仮屋の卯方拾弍町ハ

かり、祭神六座、中尊彦火々出見尊・豊玉姫、左正八幡宮、瓊々杵尊、右鸕鷀草葺不合尊・玉依姫、年中祭六度、月正

元日・同七日、同二十三日・同廿四日・九月九日、十一月二十八日、創建の年曆詳かならず、社説に云、い

にしへ景行天皇の御宇、日向の隼人といふもの王命に叛きけるを、天皇行幸ましくてみづからはを征し給ひし時、当社の靈

神かりに大鷹と現し擁護を加へ給ひしゆへ、容易く朝敵をほろ

ほし△給ひしにより、其神靈を崇め祭れるといふ、往古

ハ今の社頭より東尾牟禮といへる山の絶頂に鎮座なり、

其折にハ社壇とてもなく、たゞに山上を拜せしに、その

後今の地に社壇造立して神靈を安鎮社壇造立の年曆傳ハラスせしより既

に一千有餘の星霜をふるといひ傳ふ、又當社に中古まで

ハ王の御幸といふ祭りあり、毎歳正月七日神輿を守り下

し、同廿二日迄御旅所にして種々の神供をそなへ祭りを

なす、是いにしへ隼人の靈魂⑫崇崇りをなし人民を悩ませし

ゆへ、そのかミ御幸の式を設け彼か悪霊を鎮めし大祭な

りとて、慶長の中頃までハ毎歳絶す執行なひしか、今ハ

その式なしといふ、重久村の内に楠の森二ヶ所あり、一ハ弓張木森と

いふ、一ハ木枯朽て今田地となる、清水▽清水△

寺の下小止上神社、國分新町の幸田の森、この四

ヶ所を御旅所といひ傳へて、其旧跡今に猶存せり、

神の唐櫃 本社内陣の西脇にあり、鷹御魂を崇む、準人退

霊神鷹と現し擁護し給ひし

故、其形を造り崇むといふ、又神面・麻布の神服・天冠・太刀な

ともし櫃に納む、是王の御幸の祭具なりといふ、また贅

祭の神事とて今にあり、本社の申西方數百歩、田間真那板

ふに小さき森あり、準人塚と呼ふ、いにしへ準人か

首塚なりといふ、この所に

して正月十四日の夜、邑人初狩に獲もの、猪肉を切て、

森に生たる竹にて三十三本の串を作り、切▽たる肉を貫

き地に立て祭る、いにしへ準人を誅戮せし遺事をまねひて行な

へる神事なりといふ△

(止上六社大権現ハ興山郷ノ部ニ入ルベシ)

▽○太平山国分寺 上小川村にあり、地頭仮屋を距ること申方

四拾間余、当寺は、四十五代聖武帝勅願に依て天平十一年国々

に国分寺を建給ひ、行基僧正を以て開基とす、行基自作の正観

音木像坐像長七尺五寸を安置し、国土安隱の為に法華・最勝両部の經

を講せらる、續日本紀此事みえず、神皇正統記云、此御代大きに仏法をあかめ給ふ

こと先代にこえたり、東大寺を建立し、金銅十六丈の仏をつくらる

又諸國に國分寺及國分尼寺を立て、国土安隱の為に法華・最勝両部の經を講せらるると

云々、本朝通紀天平九年、毎州に國分寺を建と記す、年紀違へり、九年より十一年に至りて

建立せられし往古天台宗の伽藍なりしに、數百の星霜を経てい

つれの時災に罹りしや、荒廢に及へり、爰におひて天文年中、

清水楞嚴寺八世代春和尚再興して中興となり、楞嚴寺の末寺と

す、楞嚴寺は曹洞宗越前國慈眼寺末天真派、百六代後奈良帝の時、天下安

寧の爲とて金泥の心経を國々の國分寺に納め給ふ、勅使四辻參

議中將季遠、天文十一年壬寅六月下旬、日州山東に下向す、公卿

補任天文十一年の紀に、參議季遠、左中將、正時に薩隅日接戰起りて通路塞りけ

るにより、心経をハ伊東大膳太夫義祐に属す、義祐使僧をして

当國の守護代本田紀伊守董親に致す、董親伝へて、吉日良辰を

撰ひ、是年十一月四日当寺に納む、事ハ義祐七月四日の書△翰・董親十

ハ耕地金泥をもて書、白木の函に納め、義祐の二年大雲和尚寛永十

六年九月十四日遷化し、又廢に及ひしこと數十年、元禄

四年、州安といふ僧重興して爰に居住す、今に至りて退

轉なし、寛永十六年己卯より元禄四年寺は主僧一口の艸菴なりと

いへとも、廻國修行納経所となりて參詣するもの絶す、○康

觀音堂左に大なる五重の塔あり、唐治元年壬戌十一月六

日と銘す、宅地中に破瓦多し、布目・網形などあり、時代によて

より寛政十二年庚申  
に至一千六十有二年、古へ叢林の遺趾疑ひを容るへきなし、

「名勝志」

韓國神社 上井村宇津峯の麓に鎮座、地頭假屋をさるこ  
と辰方壺里三町余、祭神一座、天児屋根命、相殿に佛殿三軀を安  
す、近頃曾於郡止上神社<sup>別堂寺深</sup>  
亮房寛遍作る所にして本地なり、祭四度、正、勸請年曆詳かならず、  
月元日・二月初午・九月初九日・十一月初午  
永正元年甲子十二月以来再興の棟札を納む、當社ハ大隅  
五社の一員にして、延喜式神名帳にも嘯啾郡韓國宇豆峯  
神社小と載たり、初め宇津峯の頂上に安置ありしを爰に  
遷したるといふ、宇津峯は今の社頭申方五町許りの野岡  
なり、韓國と称すること由緒詳かならず、霧島山の西嶽  
を世に韓國とよへり、高山のことを韓國といひしものに  
や、社司斜木丹治、

「名勝考」

韓國宇豆峯神社「上井村」延喜式〇宇佐記作辛國、〇神社撰集曰、始宇  
豆峯の嶺に在り、調祭に便よからざるを以て  
今の地に遷しまつる、宇豆峯ハ今の社頭よ  
り申方五町許に野岡なり、土俗宇治と称ふ、  
奉祀三座、社傳等 〇例祭正月元日 二月初午日  
閏神名、 九月九日 十一月初午日  
府良位八里半、永正元年甲午十二月以来の棟札あり、今の如く宇  
豆峯の麓に遷されしは永正以前なるへし、祭神の

考ハ後  
に出す、

延喜式名式曰、大隅國曾啾郡一座小韓國宇豆峯神社、〇  
按、韓國ハ亦<sup>ソシ</sup>齊<sup>ムナクニ</sup>之空國の義欵とおもへと、此地いにしへ  
ハ城臺の址にて、韓神に由ありて聞ゆ、所謂隼人城より  
東南半里許に在り、宇佐記曰、欽明天皇三十二年二月癸  
卯、豊前國宇佐郡菱形池上小倉山邊有神、託三歳児、告  
異人大神比疑曰、辛國地名在大  
隅國曾於郡 我是日本  
人王十六代譽田天皇廣幡八幡磨也云々、しかれば應神の  
靈を顕し玉ふや、この韓國に八旒の幡を降されしを以八  
幡と称しまつりし由にて、この地始て神靈を見し玉へる  
最初の根源と見えたり、麿島神社に八幡之庶號を附られ  
しなとも此時よりの事なるへし、朝廷旒幡を諸國に降<sup>降</sup>しめ天皇  
の靈を祀らしめ玉し事も、  
兩森芳洲語録 宇豆峯高麗國蔚山之轉、蔚山郡  
今屬慶尚道、筑前風土記曰、高麗國意呂山、自天降來日  
杵云々、是韓國為高麗、宇豆峯擬蔚山之説なり、因今細  
にその由緒を釋るに、當社所祀則五十猛命・韓神・曾富  
理神等也、地志略謂、韓國宇豆峯神  
社祭神三座、蓋為此也、 是神在筑紫、或掌種樹、或  
渡楫韓地、或為韓鄉防禦使、而曾富理添之義、所謂曾於  
郡添之峯、此等由其所適所掌所居以名焉、〇與名神曰、

韓神、次曾富理神云々、韓神掌踵素弔鳴尊之武以豫為韓鄉防禦之備也、曾富理神、曾富理添副之謂、夫韓鄉以滄海分之處、其地隣接于西州、以主鎮邊焉、此神與韓神同、掌為國家守邊要也、式所謂韓神・園神是也云々、由是則韓國神社為韓鄉防禦之神、故名焉、故祭之西州、以鎮異賊、如其韓國城、亦因以名焉、夫三韓の國ハ、神功皇后初て征伐し玉ふ後、應神御宇盡く臣服朝貢するを以、後世天皇を以異賊を降伏するの軍神と稱す、而して天皇の神靈始てこの韓國城に見れ玉ひ、その地固より韓神・曾富理神等を祀らるは、彼是につけても縁故ある事とぞ見えし、今廟所に二の石神あり、并に甲冑を擲し軍裝なり、是亦その來處あるに似たり、土人曰、この地左右回僻山に寄り川に臨ミ、外患に備虞へきの要害藩内第一と稱すと云々、又云、此神社の内陣に今佛像三軀を置く、是ハ近比止上の別當はしかる事と歎き語れり、

「地理纂考」

韓國宇豆峯神社上井村 社傳曰、始宇豆峯の絶頂に鎮坐在りしを、祭宇豆峯ハ社頭より申方五町許山上なり、例祭止、二月元旦・二月初午日・九月初九日・十一月初午也、創建の年月詳ならず、

延喜式神名帳、大隅國贈於郡三坐小韓國宇豆峯神社とあり、祭神の説區々にて一定せず、社傳ハ天兒屋根命なり、一説にハ祭神五十猛命・韓神・曾富理神三坐にて、其中二坐ハ甲冑を帯ひ軍裝の形なれハ、韓國防禦の為に築きたる城跡なりといひ、又宇佐記に、欽明天皇三十二年二月癸卯、豊前國宇佐郡菱形池上小倉山邊有神託、三歳兒告異人大神比疑曰、辛國城八流之幡降、辛國地名在大本人王十六代譽田天皇廣幡八幡磨也云々、是に因て祭神應神天皇なりとも云ひ、或ハ書紀通證に、筑前國風土記曰、高麗國意呂山、自天降來日槍、神名式、大隅國嶺嶺郡韓國宇豆峯神社、今按、意呂山・宇豆峯共蔚山之轉也云々とあるハ、祭神天日槍なりとの意か、能くも心得難し、按するに、一説祭神三坐にて軍神なりといふに就て猶考ふるに、數百年天下の大乱に神社寺院城郭陣營となりしか諸所に多かるへし、此邊一里或ハ半里を隔て城郭陣營の跡ならざるハなけれハ、此所も一旦城郭と成り彼三神を軍神に祭りしか、固よりの祭神に混ひしなるへし、又宇佐記に見えたる如く祭神應神天皇にもあれ、欽明天皇より後の會祭にて、社説の如く固よりの祭神は天兒屋

根命ネノコトなるへし、抑兒屋根命ソメクハ天孫降臨の陪從の神なるハ云も更にて、彼霧島峯神社の末社なる天子神社アマメオシヒに天押日命ミトと大來日命オホクメとを齋祭れりと同しく兒屋根命をも齋祭るへきなり、此等の外にも陪從の神を祭れる社も在りけむを、今傳ハらず、かくて社号の韓國ハ所謂韓國嶽クワンコトヤマのほとりなれハ名に負へるにて、宇豆峯ウツミネハ伊弉諾命の天照大神を珍ウツの御子ミコと詔賜ノリクマひし珍ウツと同く美称なるへし、彼通證の説ハ妄説にていふに足らず、

〔地理纂考〕

四肢神社野口村 土人相傳へて曰、日本武尊熊曾梟帥を誅戮ありて、其手足を四に裂きキ四所に分ち埋ミし其一所なりと云ふ、一所ハ同郷福島村にありて、其二ハ詳ならず、一説に、熊曾梟帥が靈魂崇（崇）をなす亘甚しかりし故に、當社を建立して神に崇め、彼福島村なるハ彼か持たりし弓矢を瘞ウツめし跡アトなりといふ、

伊勢神社 上小川村

奉祀三座 天照大神 素盞烏命フサノウラノミコト 手力雄命テカラヲノミコト 祭日九月十九日 十一月中酉日

創建の年月詳ならず、始今の社頭より西方三町許、同村の中大森オホモリの下に鎮座ありしを、島津義久慶長七年（九）富隈より隼人城に移り、其時志願ありて隼人の城下に遷して一郷の惣社アガに崇めしといふ、

〔名勝志〕

伊勢太神宮 上小川村に鎮座、地頭假屋假屋同村を距ること卯方三町、祭神三座、天照大神・素盞烏命・手力雄命、例祭九月十九日・十一月中卯日、慶長中、貫明公瀆之市を去て新城の麓に移り給ひし比、志願（西）によて爰に移し、本邑の崇鎮守となし給ふ、初め今の社より西方三町許り大森の下に安鎮ありしといふ、社司斜木直記、

〔地理纂考〕

住吉神社住吉村

奉祀 表筒男命ウハヅクツノミコト 中筒男命ナカツツノミコト 底筒男命ソコツツノミコト 稻倉魂命ウグミタケノミコト

一之宮ミヤ 例祭十一月初午日

創建の年月詳ならず、往古ハ住吉の一社にて、社号に因り地名をも住吉崎といへり、さるを永和元年一宮と稻荷とを合祭して大隅國の鎮守とす、一之宮ハ島津忠久及丹

後局の神靈を祭ると云ふ、

拍子橋ハフシハシ

(コノ記事前二同文アリ、省略ス)

〔名勝考〕

柏子橋⑧

(コノ記事前二同文アリ、省略ス)

〔地理纂考〕

神造島小村 鹿兒島より子方八里、大穴持神社の南海上一里許にて、俗に小島と呼ふ、五六十間ツ、放れて島三在り、其二ハ高二三十間、周廻六十間許、今一ハ平島にて周廻同し、北平島を宮洲ミヤスといふ、續紀曰、天平宝字八年十二月、西方有聲、似雷非雷、時當大隅・薩摩兩國之境、烟雲晦冥、奔電去來、七日之後乃天晴、於鹿兒島信余村之海、沙石自聚、化成三島、炎氣露見、如冶鑄為、形勢相連望似四阿之屋、為島被埋者、民家六十二區、口八十余入云々、又同紀天平神護二年六月己丑、大隅國神造新

島、震動不息、民多流亡、仍加賑恤、また宝龜九年十二

月甲申、去神護中、大隅國海中有神造島、其名曰大穴持神、至是為社とあるハ此島なり、又日本史に宇佐八幡宮⑧大

託宣集を引て曰、宝龜八年三月、略、上、臣清慶獄中聞民語、大神憑曰、吾今遷於此大隅、當速立祠海中、造島神等未得所

依、亦宜立祠今之所、憑支理當然、是以敢書腹心謹奏とあり、か、れハ宝龜八年和氣清磨郷の奏上に依り其翌年

十二月神社を建られけむ、三島始ハ鼎足の如くなりけむを、天平神護二年の震動に一島ハ崩れて平島とハなりに

けむ、

〔名勝考〕

神造島カミクラシ續紀○今言小島、武備志同し、「小村」

小村より海上一里許に在り、潮退時ハ徒渉すへし、在昔は三嶼あり、其一ハ宮瀬といふて平嶋にて、今の社地よ

り午方八町餘に在りしを、後に海に没れて今宮洲と称ふ、即上古祠壇の故址なり、今の二嶼、陸に近を邊小島とい

ひ、外に在を沖小島といふ、二嶼の間を中島と呼り、又

数百歩の巨石甚奇くして海底より特立するものを最早島

といふ、并に古松數十株虬枝拳翠極ての景致あり、

府良方八里

按、續日本紀孝謙天皇天平寶字八年、西方有聲、似雷非雷、時大隅・薩摩両國之界、烟雲晦冥、奔電去來、七日之後乃天晴、於甕島信余村之海、沙石自聚、化成三島、炎氣露見、有如冶鑄之為、形勢相連望似四阿之屋、為鳥見埋者、民家六十二區、口八十餘人、四阿之屋は同紀に御四阿のきおろして壁なき屋の如しといふなるへし、是歲正月、同紀曰、天大隅・薩摩準人相替る、又大伴家持為薩摩守ともあり、平神護二年六月己丑、大隅國神造新島、震動不息、以故民多流亡、仍加賑恤、神護二年ハ寶字八年より四年目なり、寶字の書され、寶龜九年には其名曰大穴持と見えたるハ、初より神造島の名ハありしなるへし、又初には大隅・薩摩之界、於甕島信余村之海と書され、是に至りては大隅國とあるを見るに、その甕島てふ地ハ此邊に係りしを知る、猶甕島神社の所にいふへし、○又この小島ハ正に是大穴持の神領たるへきなり、享保の比より弥勒院の寺料となれり、いと歎かしき事なめり、

富隈トミクマ濱市村即前に見えし氣色の濱の地にて、今濱市村といふ、四方松林の堡障なり、

文祿四年、貫明公甕島より爰に徙居し給ひ、同五年七月十日、近衛信輔公京に還り玉ハむとて是も甕島より船に駕カヤて此浦に税駕セカし、相良某か宅に次させられ、翌十一日、富隈城にて和歌會あり、

信輔公

立歸る名残こそあれ松かけハ深⑧涼しき秋の宿とおもへハ此時になん、この富隈の城門ハ茅葺カヤフキにてありけるを、或者の申けるハ、今軍國の砌、城ハ敵を防⑧民き氏を守る所に候、其上他國の使者なども毎度参り來る程ニ、あはれ城門計ハ瓦葺にもなされ候へかしと申上けれハ、貫明公聞し召して、數百歳附從る臣下達なれハ吾一家の内なるを、何そ門廡カの高を以て國を固ふし衆を威オドすへきぞ、又今の時他國より使者に遣すほととの者は必智恵あるへし、吾邦内の土庶強富なるを見てこそ貴⑧心之恐るへし、城門の茅葺なるハ我恥となおもひそと仰られしとかや、又豊太閣より天正十三年始而 貫明公へ書を遣す其文曰、就勅詭染筆候、仍関東不殘奥州果迄被任 綸命、天下靜謐處、九州于今鉾楯儀、不可然之条、國郡境目相論⑧存互取分之儀被聞召届、追而可被仰出候、先敵味方共双方可相止弓箭旨 叡慮候、可被得其儀尤候、自然不被守此旨候者、急度可被成御成敗候之間、此返答、各為二者一大事之儀候、有分別可有言上候、拾月二日、秀吉判、御名宛也、然共此時既に九州尽く御手に属しけれハ、いつれを境目とも

定めかたたく、分國の事共秀吉への返答被仰入之砌、仙石・長曾我部両使者として下向をは打潰して追返しける程に、秀吉大に怒り玉ひ、親から数十萬の銳兵を引領して既に九州に攻来りける、此日も三國の兵を擁へ、二州の嶮に據て猿冠者か兵糧を絶きり、南海諸島に後拒を謀るものならば、豈防き戦ふ事の難かるへきと取く申けるを、公、いなとよ、今や天下久しく乱に入て、生民塗炭の苦を受たり、吾亦数百歳社稷の土地を始て敵の蹄にかけさせむハ永圖にハ非ざるへし、渠假ひ命を挾ミ號令すとも、其本

天子宸襟を悩し四海の擾乱を鎮めさせ給ふといはんに、渠に向ひ干戈を動すへからすとて、遂に泰平寺に御出ありて、木食上人か扱のまにく和議を容られ玉ひける、是皆天命を畏ミ、無辜の民をして兵革の為に傷ふへからざるの誠より出玉ひけるとそ、されハにや、金湯の固め人臣の極も茅門の百姓と共に富且守るにはしかず、聚樂千秋の亭も子に七十の時なく跡絶はてしハ、さすかに國民を以て城郭として帶礪の封を世々に傳へ玉ふにはしかさりしそかし、さて慶長九年甲辰十二月、貫明公爰を

去りて同國隼人城に移らせ給ひ、同し十六年辛亥正月廿一日に者稀の春秋を越させ玉ひ逝去玉へりし時、松齡公いたく御歎遊され御手向あり、

なしおける名残めかれぬ花かたミ形見につめる手向草哉

あたし野の露よりけなる身のゆくゑ忘る、ハ浮世のならひそよ

深き夜の月にさしたる鐘の音に壁のねむりハ覺果にけり

道しあることくをのミ國の為人の教とす、めしものを

嗚呼 公國統受禪を以てすれハ父子、天倫の席次を以てすれハ伯仲、しかも天下叛盪の世に出て、未だ嘗て愷悌の義を失ひ給はず、最後に臨ミ友愛の情四首の哀吟に盍々乎として其 貫明公を悼惜し給ふの切至、仰て察すへし、公の御詠固より数ふへからず、そのうち嘗て花有喜色といふ事を詠せ給ふを請記し侍るま、記す、

あつさゆみ春立しより久形の光のとけき花の色哉  
松齡公

題は忘れ侍る

鐘響く陰ハくらまの山さくら木すゑの色ハ暮るともな  
し

「名勝志」

氣色森 府中村にあり、府中村ハ曾小川村の枝村也、上古大隅の府を建られしゆへ府中といふとつたへたり、

地頭假屋上小川村にあり、をさること申方凡拾五町、和歌名所集に

のせて古歌多し、氣色と名付し由詳かならず、松杉楠櫨

森々たる中に社あり、祭神一座、天満日在天神、初め此森ハ鼻面川の隈に

あり、寛永二年の初夏岸崩れ流しゆへ、今の地に社を遷

し、森をも栽たりといひつたふ、地頭喜入大炊久加社頭

を造立し木像を安置し、家久公歌道御増進之為也と書置

けり、久加ハ御家老職を勤む、又和歌の御相手なり、鼻面川ハ享保年中に川筋をなをして田地となす、森の旧跡ハ今の社辰巳老町余上之川原といふ所に木堀と

てありしといへり、寛文中、前大史河野通古奈毛木の杜見んと

てゆきたりし時、齡八句はかりなる翁のいひしハ、けし

きのもりは奈毛木の森の枝と傳へたり、をほちか童なり

し頃洪水になかれしを、名木の跡絶さしと里人栽植しわ

つかなる森此川のむかへ枚村のうちに見えたりと語りし

よし、噲噲紀行に記す、即今の所なるへし、又一説に、

この森ハ天神七代の神にて天満宮にハあらずといへり、  
是によれハ、さきにや翁の語りし奈毛木の森の枝といひ  
しもよしなき傳へにもあらず、按するに、天神社とて古  
き叢祠のありしを、今の地に遷されし頃△誤りて△天満  
自在天神の木像を安置せしも知られず、

千載秋上 待賢門院堀川

秋の来る氣色の杜のした風に立そふものハあはれ成け  
り

外略、

「名勝考」

氣色杜ケシキノモリ「府中村」千載集○寄枕同し、凡杜ハ社の字と通ず、萬葉集、神社毛

蓋古ハ神社林叢を杜と云、神籬なども日室木ヒムツキてふ義とあるにて知るへし、

史記に、畢在鎬東南杜中、註、杜一作社、戰國策云、神叢註、灌木中有神  
靈托之、墨子、建國必擇木之脩茂者、以為叢社云々、  
凡某社と云もの此に倣見るへし、俗作森字非也、

府良位八里

河野通古か贈於紀行に、寛文の比なけきの杜見んとてゆ  
きたりし時、齡八句計なる翁のいひしハ、氣色の杜ハな  
けきの杜の枝杜と傳へたり、をちか童なりし頃洪水に流  
されしを、名木の跡絶さしとて里人とも栽おきしはつか

なる杜此川のむかへ枚村の中に見へたりと語りしと云々、  
是ハこの氣色杜ハ初鼻面川ハナナヅカの隈に在りしを、寛永二年の  
四月ウツキ比、大水漲り出て岸崩れ、叢社モリヤシロ共に漂蕩クハクヨハしける、こ  
の時の地頭喜入大炊久加社壇マエを今の地に新建して天満天  
神の木像を安置すといへり、杜の原處モトハ今の社頭より辰  
巳の方壺町許上川原カミノカワラの地木堀キボガと字せる田中に残り、さ  
て鼻面川ハ享保年中に川直して田地となりしとて、今も  
田の底よりむかしの杜樹モノキの折たるか出るをもて字を木堀  
と呼へり、或曰、氣色杜ハ原天子モトとて蛭見神なりしを、  
誤りて天満宮を祭れりとぞ、

千載集

待賢門院堀川

秋のくる氣色の杜の下風に立そふものハあハれ也けり

新古今

撰政大政大臣

秋ちかき氣色の杜に啼蟬の泪の露や下葉そむらん

續古今

二位成実

夕涼ミ身にしむハかり成にけり秋の氣色の杜の下風

左近中将教長

見るまゝに移ひにけり時雨ゆく氣色の杜の秋の紅葉は

前大納言重賢

梢にはおそきみとりをまつ見せて春のけしきの杜の下  
呻

玉葉

兵部卿有

うつり行氣色の杜の下紅葉秋きにけりと見ゆる色哉

六帖

中務

中〳〵に木葉かくれハ哀なり秋のけしきの杜の月影

我ためハつらきこゝろも大隅のけしきの杜のさもしる

き哉

月清

後京極

下艸「鳴」に露おきそめて秋のくるけしきの杜「に」そひくらしの

聲

拾玉

慈鎮

つくしなる氣色の杜を来て見れハ都のともものこゝちこ

そすれ

夫木

順徳天皇大御哥

明渡るけしきの杜に立鷺の上毛も深く雪ハ降りつゝ、

春のくるけしきの杜の下蔭をりしれるとや萌渡るらん

新葉

妙法院内大臣

鳴ぬへきけしきの杜の村雨に忍びもあへぬ子規かな

山家

西行法師

末八

音にきくけしきの杜に来てミレハ立そふものハ哀也

四十四世遊行尊通

り

なかめい(㊦)や花も紅葉も春秋のけしきの杜の名にしおふ

千首

為尹

らん

月にはふ氣色のもりの子規いかにつれなき音をもをし  
まし

又、めくめ廣く隔てぬ春に大隅の國もゆたかに明わた  
る空

千五百番哥合

良平

けふよりハ秋の氣色の杜なれややかて身にしむ山嵐の  
風

是は立春の氣色や森の、朝霞けさそのこほりとけ初て  
くむにさはりのあらぬ若松、といふに附たり、されと  
逢に大隅は附ぬなり、

公繼

冬の色をけしきの杜にあらはして埋れハつる雪の下艸

〔勝景百圖考〕

三宮

氣色濱ケシキノハマ 氣色の杜より南にあたる濱なり、

冬さぬる氣色の杜の村時雨染し木葉を又さそひけり

夫木

後九條

唐錦

太上天皇大御哥

かはり行氣色の濱の夕煙誰か深きえにまた霞むらん

瀧波を梢にかけて山深きけしきの杜の蟬のもる聲

中納言家久卿

〔名勝志〕

春深き氣色の杜にたち馴て秋まで蟬の聲やきかまし

拍子川 上小川村にあり、地頭假屋より辰巳方凡六町、

百首

清水中納言実業

其源は新城旧名軍城の岩間より流れ出て、福島村を流れ敷根

露もさそ置まさるらし日にそひて染るけしきの杜の木

の湊村に出るなり、村民傳へいふ、古へ景行天皇の御宇、

大人の隼人といへるもの其容貌鬼神のこどく、大逆無道にして、一族數千人を集め今の新城と上井城に拠て更に王命に隨ハす、天皇行幸まし／＼て、御子日本武尊を副將とし屢攻め給へとも、官軍戦ふ毎に利を失ひしかハ、天皇これを患ひ諸神に祈り、此川原にて神樂を奏し給ふ、其拍子の面白きに乗し隼人居城を出て来りしを、日本武尊終に是を討給ふ、此故事によて拍子川と名付、橋の名を拍子橋といふといへり、其靈魂崇(崇力)をなすこと甚たく、種々の祭をもて靈氣を宥めらる、毎歳八月十五日正八幡宮にて放生會の祭ハ其(一)へなるよしかたれり、拍子橋は今石橋にて庚申橋とよへり、川は田地に注く用水にして、古への形勢跡形もなくなりぬ、新城ハ庚申橋の寅卯方拾町許りにあり、かの城跡の岩根に洞穴あり、隼人穴といふ、其洞穴高七八尺、隼人の住し所と傳へたり、(洞)の中に水あり、上井城跡ハ新城の山續にて拾町許りにあり、按するに、日本紀十二代景行帝十二年秋七月、熊襲反之朝貢せず、八月、筑紫に行幸し給ひ、十一月、日向國に到り行宮を立ておハします、是を高屋宮といふ、十二月、熊襲を討給ふ事を議せられて、熊襲の梟師厚鹿文・追鹿

文の二人を殺し給ひ、十三年夏五月、襲國平給ひ、高屋の宮に六年を送り、十九年九月に日向より還幸し給ふ、襲國ハ日向の旧名なり、高屋ハ肝属郡内之浦にあり、同二十七年秋八月、熊襲亦反之、邊境を侵すこと止す、冬十月、日本武尊を遣して熊襲を撃しめんとす、時に尊年十六、十二月、熊襲の國に至り給ひて童女の姿となり、飲宴の時を伺ひ川上梟師(師)に酒をすゝめて殺し給ふ、又續日本紀四十四代元正帝養老四年二月、隼人反て大隅國守陽侯史麻呂を殺す、三月丙辰、中納言正四位下大伴宿称旅人(旅)を以隼人を征する持節大將軍となし、授刀助從五位下笠朝臣御室等を副將軍となす事みえたり、又同六年四月、大隅・薩摩隼人等を征討する將軍以下に勲位を授られ、又同七年四月、日向・大隅・薩摩三國の士卒隼人の賊を征討し、頻に軍役に遭、年穀登らず、飢寒に迫ること見(見)また(えたり)、石清水八幡宮放生會の權輿を尋るに、養老四年九月に征夷の事ありて、大隅・日向の兩國大に逆乱す、故に内裏より筑紫宇佐八幡宮に御祈誓ありて、其宮の杵宜辛島勝波豆米神軍を引卒して彼國を征し、ことゆへなく敵を亡しけり、其後八幡の御託宣に、此度の合戦に多くの殺生をなす間、放生會をな

すへきよし神勅まし／＼けれハ、諸國に至るまでも此時より放生會始ると扶桑記に見えたり、されハ村民口碑に傳ふこと所謂なきにもあらず、此拍子川原にて隼人を殺し給ひしといふハ、日本武尊川上梟師(帥)を殺し給ひしことなるへし、又諸國に放生會の始まりしハ養老四年なり、隼人三度反ひて逆亂せしを一度のことに附會して爰に傳ふとみえたり、  
日本書紀卷七

景行帝二十七年秋八月、熊襲亦反之、侵邊境不止、冬十月丁酉朔己酉、遣日本武尊令擊熊襲、時年十六、於是、日本武尊曰、吾得善射者欲與行、其何處有善射者焉、或者啓之曰、美濃國有善射者、曰弟彦公、於是、日本武尊遣葛城人宮戸彦喚弟(彦)公、故弟彦公便率石占橫立及尾張田子之稻置・乳近之稻置而來、則從日本武尊而行之、十二月、到於熊襲國、因以伺其消息及地形之險易、時熊襲有魁師者、名取石鹿文、亦曰川上梟師(帥)、悉集親族而欲宴、於是、日本武尊解髮作童女姿、以密伺川上梟師之宴時、仍劍佩裊裏、入於川上梟師之宴室、居女人之中、川上梟師感其童女容姿、則携手同席、舉杯令飲而戲弄、于時也

更深人闌、川上梟師且被酒、於是、日本武尊抽裊中之劍、刺川上梟師之胸、未及之死、川上梟師叩頭曰、且待之、吾有所言、時日本武尊留劍待之、川上梟師啓之曰、汝尊誰人也、對曰、吾是大足彦天皇之子也、名日本童男也、川上梟師亦啓之曰、吾是國中強力者也、是以當時諸人、不勝我之威力、而無不從者、吾多遇武力矣、未有若皇子者、是以賤賤陋口以奉尊号、若聽乎、曰、聽之、即啓曰、自今以後号皇子、應称日本武皇子、言訖、乃通胸而殺之、故至于今称曰日本武尊、是其緣也、然後遣弟彦等悉斬其黨類、無餘唯一、既而從海路還倭、到吉備以渡穴海、其處有惡神、則殺之、亦比至難波、殺柏濟之惡神、二十八年春二月乙丑朔、日本武尊奏平熊襲之狀曰、臣賴天皇之神靈、以兵一舉、頓誅熊襲之魁師者、悉平其國、是以西洲既讞、百姓無事、

〔名勝志〕

住吉崎 眞幸村にあり、今此邊を濱△市といふ、往古は気色の濱△或ハ姫城か浦といひしなと古老のもの傳へたり、貫明公文祿四年鹿兒島の屋形を去りて富隈に移り給

ひしより濱市の名ハ呼ひ傳へたりといふ、按するに、此

浦ハ大隅の名所氣色の森を相距こと終に貳拾余町、其間

さしたる岡巒もなく遙に見えたる海濱なれば、むかしの

人彼の森に對して氣色の濱とも名付しにや、姫城か浦は

近邑清水姫城村によれるへし、松葉名所和哥集に氣色の

濱を載て何州の名所なるを詳かにす、此名所ハ今の濱の

市のことなるとも云へし、

夫木

かはり行けしきの濱の夕烟たか深きえに又霞むらん

禪枝

月やよ、すみよし崎の松を友

〔名勝考〕

氣色濱ケシキハマ夫木集○松葉名所和哥集にも見えたり、同郷の中神講村に属す、

ひし比より此濱にて市立ありしよりの名といふ、

一名住吉崎スミヨシキ有ヨシ住吉神社、ヒメキノウラ長門本平家物、ヒメキノウラ姫城浦語に出たり

氣色杜より午方二十餘町の海邊の名也、又姫城村よりも

同し方に當りぬれハ称ふ、上世ハ海涯いと瀬かりしとぞ、

夫木

後九條

かはり行氣色の濱の夕烟誰か深きえに又霞むらん

禪杖

月やよ、すみよし崎の松を友

〔地理課川調帳〕

幹流 一温水川

小田村 温水村

水源温水村・小田村迫々ヨリ流圓シテ里程一里三分流

エ入、

同 一新川

通ニ係ル村方 上ノ名村 中ノ名村 下ノ名村

佳例川村 安樂村 松永村 西光寺村 東郷村

内村 見次村 府中村 野口村 内山田村 松木

村 住吉村

桑原郡横川郷金山高塚山・山ヶ野両川流合、○アソハル○安

通、○片シロ、○踊ノ内、○牧崎、○岩原、○古屋、○汐浸ノ下

里、○瀬戸山、○瀬戸山、○安樂ヲ通り、西襲山佳例川村、西光寺村、東郷

村、松永村、国分内村、見次村、府中村、野口村、内

山田村、松木村、住吉村ニ至り、里程八里三分ヲ經テ

「地理纂考」

鹿兒島神社

奉祀一座 彦火々出見尊 例祭年中十三度、正月元日・同三日・二月初卯日・三月十日・四月十七日・五月六日・六月廿九日・七月七日・八月十五日・九月十日・十月十五日・十一月三日・十二月十八日、此外臨時祭有り、

延喜式曰大隅國桑原郡一座大鹿兒島神社是なり、支社左の如し、○四所宮祭神豊玉姫命・葦不合尊なり、四所宮とハ祭神四柱なるか故の社号なるへけれど、二柱ハ詳ならず、

隼風宮祭神日本武尊の熊襲臈師を誅し給ひし御劍なりしを、往古炎上の時焼失すといふ、按ずるに、隼風ハ書紀に所謂迅風にして、豊玉彦命むか、○三之宮左第一社儀童・豊姫・武甕槌命・經津主命・火闌降命の子孫安曇之儀良とある是か、豊玉大隅命なりといへり、按ずるに、儀童ハ宇佐縁記に海神姫ハ玉依姫を誤れるにてもあるへし、○兩宮猿田彦大神○隨神社命・豊盤問戸命・櫛盤

命以上本社の左右前後に在り、當社は如何なる故にかありけむ、往古より八幡宮と称して應神天皇・仲哀天皇・神功皇后を齋祭りて、建久八年の圖田帳に正宮領と見えたるハ皆此神領なり、圖田帳に見えたる大隅・薩摩兩國の神領を筭るに、凡二千五百余町に及へり、其盛大なりしを思ふへし、そもく當社ハ社説に彦火々出見尊の高千穗宮の跡なるとし云傳へたり、此事日向諸縣郡高千穗宮の卷に云ふへし、井上某鹿兒島花尾神社の社司家藏正宮傳記に、鹿兒島神社ハ神武天皇の

御創建なりとあり、永和二年丙辰正八幡總大官司北村河内守入道了覚か寫したる社務記曰、凡每歲八月十五日正宮濱下り之神事、騎馬武者二百六十人神輿に供奉するの例とあり、往古の神事壯觀盛裝なりしを思ふへし、今も毎年三月十日の祭日に、一鳥居より二鳥居迄の間の大路の左右ハ更なり、中央にも所せミカマきまで店を出し、さまざまの品を賣り鬻ぐ中に、木製の鯛魚と化粧筥との土産を出すを旧例とす、化粧筥ハ彦火々出見尊海宮にて豊玉姫命と婚姻の式を存へ、木魚ハ尊の鉤を取りし赤女魚の故事に倣へりとぞ、

○隼人狗 當社の神庫に納めたり、両面ありて、其形猊頭に似たり、故に社人御獅子と呼へり、神代紀に所謂、火闌降命苗裔諸隼人等、至今不離宮牆之傍、代吠狗而奉事也とある故事を存せるなり、  
○千珠・滿珠 是も神蔵に納めたり、滿珠ハ蒼色にて、千珠は白色なり、並に鶏卵より微大きなり、彦火々出見尊海神より得給ひし両顆なりといふ、當社ハ屢炎上あり、古代の神宝及び記録等も盡く焼失せしかハ、今残りたるハすへて炎上より後の物なり、炎上の事諸書に見えたる

左の如し、大日本史堀川天皇寛治五年辛未十二月十三日  
 丁卯、大隅八幡宮火、喜保元年甲戌十一月十二日庚戌、  
 大隅八幡宮又火、後深草天皇建長五年癸丑三月十二日庚  
 寅、大隅正八幡<sup>⑧宮</sup>火、社記曰、後村上天皇貞和五年丁亥二  
 月十八日、正八幡宮火、後花園天皇文安四年丁卯、正八  
 幡宮又火、後柏原天皇大永七年丁亥十一月廿八日、正八  
 幡宮罹兵火、神宝等盡為燬燼と見ゆ、東鑑曰、元久元年  
 十月十七日、大隅正八幡宮寺訴申事、被經沙汰、是故右  
 幕下御時、掃部頭入道寂忍為正宮地頭之處、宮寺依申子  
 細、被止其儀訖、其後又三箇所被補三人地頭之間、造營  
 之功難成之由云々、仍今日所止彼地頭職等也、帖佐郷地  
 頭<sup>▽</sup>肥後△坊良西、荒田莊地頭山北六郎種頼、萬得地頭  
 馬部入道淨賢云々とあり、是を思へハ、嘉永<sup>保カ</sup>より元久の  
 間に又火で造營の事を訴へしなるへし、ざるを天文廿年  
 辛亥島津貴久再興ありて、使者を京に上せ神像を彫刻し、  
 正親町天皇叡覽に備へ、綸旨を賜りて、永祿三年庚申十  
 二月十三日に遷座ありて、銀幣一對・金欄の幡<sup>ハタ</sup>二十五流、  
 此外種々の神宝を獻す、即ち今の宮殿なり、此時貴久の  
 父島津忠良<sup>ヨシナガ</sup>奉納の歌

千早振神代にハいさ玉金<sup>タマキネ</sup>延磨<sup>ノボ</sup>きたるこの殿造り  
 昔をも返す<sup>マゼ</sup>袂<sup>タビ</sup>の匂<sup>ニホ</sup>ひ哉天津少女の絲<sup>イト</sup>たけのこゑ  
 月も日も光を添<sup>ソソ</sup>て家々の千世の榮<sup>サカユ</sup>は神のまに〜  
 又島陰集曰、文明十年戊戌九月十二日、甫詣<sup>ハシメテ</sup>大隅正八幡  
 宮、謹賦小詩以代青詞、  
 千早廟倉古祠深 家國競傾崇仰忱<sup>コトホトリ</sup>  
 不用周人論戰栗 宮前松柏翠森々  
 儲當社ハ往古惣大宮司ありて重職なりしを、今ハ其職絶  
 て祠官桑幡<sup>ルヌ</sup>・留守<sup>ルヌ</sup>・最勝寺<sup>サハ</sup>・澤<sup>サハ</sup>の四家なり、延喜式に、  
 八幡神宮司以大神・宇佐二氏補之、不得雜補他氏と見え  
 たれと今ハ然らず、されと此四家もいと古き家なる事ハ  
 各其家記に詳なり、そも〜社号を八幡と称するハ古き  
 世よりの事とハ聞えたれと、仲哀天皇・神功皇后・應神  
 天皇を會祭せる謂ハ詳ならず、熟按<sup>ツラク</sup>するに、地名を桑原  
 と呼ひ、又國府郷の古名を二に分て桑東・桑西といひし  
 由旧記に見え、又此郷に服部を氏とする者多かるハ、此  
 地養蚕の官園にて、彼服部ハ姓氏録ニ、服部連<sup>ハトリノラジ</sup>・熯<sup>ヒノ</sup>之速<sup>ハヤ</sup>  
 日命<sup>ヒ</sup>十二世孫麻羅羅宿祢<sup>マラスノスネ</sup>之後也、允恭天皇御世<sup>ミヨ</sup>、任織部司、  
 摠領諸國織部、因号服部連見えたれハ、當時此職に仕へ

し人の後なるへし、養蚕の道ハ固より在りしかとも、應神天皇の御世に更に此道を諸國に開かれ、外國よりも呉織・漢織或ハ衣縫等を奉らしめ給ひし事、應神天皇・雄略天皇の紀に見えたるハ、此道の御祖神と仰きて會祭ありしか、社号も諸所の例に従ひ遂に改れるにやあらむ、西遊記に、大隅國宮内正八幡ハ大社にして、宮殿いと美々敷、靈驗もいぢしく専き宮なり、社家四氏あり、桑幡・留守・宰相寺・澤といふ、桑幡氏などハ今迄七十余代相續して由緒殊に正しく、昔ハ惣頭なりしか、今にてハ留守氏惣頭なり、すへていつれもなみならぬ家柄なれハ、國守よりのもてなしも薄からず、又其家居などもあぢしからず、古俊寛・康賴・成經の三人硫黄か島へ配流の頃、折しも此留守氏位階昇進の爲京へ上りしに、康賴の室硫黄か島に近き國の人の登り来りしと傳へ聞て、密に自ら留守氏の旅宿に尋來り、康賴しかくの事なり、大隅國ハ硫黄か島に程近しと承る、もし今生の思出に彼島に密に尋渡り今一度相見るへき便り在るへきやと思ひ入侍れハ、女の身の辨へ無くも尋侍るなり、あはれはからひあらは吾に從ひて下り給へ、折能き船にて密に渡しまらせんとて、打具して大隅に下りぬ、其後いかなる事か有りけん、今日ハ風の便りあしく、今日ハ波荒しなといへるに云なして、ひと、せ近く我家に留置ぬ、いく程なく京にも相國の怒り解て、康賴・成經の二人ハ販治と云にしか、既に大隅國加治木までかへりつぎ、やかて宮内の八幡宮へ詣つれど、留守氏も康賴の室を隠しおくへきにあらざれハ、康賴を我家に請し入て夫婦の對面ありけり、それより霧島にまうて、夫婦打つれて販治ありけりとなり、其比より今に代々子孫相續して、殊に今にて留守氏社中の惣頭と成り繁榮なりげに邊鄙にハかへりて古き家もありけりと記せり、此説留守か家にハ傳ハらる者、又古老相傳へ曰、丹波少將成經販治の時、此宮内なる執印清通と云れは沢におりゐる芦稱もとの雲井に販るうれしさ、少將返しあれと、土人の口碑張りなれハ略す、

「地理纂考」

石體宮宮内村 鹿兒島神社の東十余町に在り、神躰石像なるか故に石躰といへり、社傳に鹿兒島神社の原所なりと云ひ、又彦火々出見尊の山陵なりともいへり、神躰ハ常に藁薦もて覆ひたるを毎年祭日に改むる例にて、神人の棟梁桑波田某潔齋して内陣に入り薦を改む、然れとも深く密封して他人ハ覲ふ事を禁ず、社前に小石余多積重て小丘を成せり、旅に趣く者一石を祈、販り来て別に一石を加へて返献す、彦火々出見尊の海宮より恙無く還御ありし嘉例に習ひ斯の如しとぞ、さるをいにし年數日大雨降りて、洪水に後の山崩れ社殿を洗ひ流し、其跡數仞の谷となりて、今ハ假宮なり、皆人親見する所にして、此時始て山陵ならざりしを思ひ知れり、釈文之南浦文集曰、正八幡大菩薩靈廟良方有石體、▽地石躰△有四句刻文、曰、昔於靈鷲山說妙法蓮華經、今有正宮中、示現大菩薩、窃聞、正八幡大菩薩釈迦牟尼世尊分身也云々、豊前宇佐八幡宮摩臣邪神之在其傍者、聞之、遣使三人來、而燒却此石體之妙文、三使共焚石體、其焰熾然不息者十八日也、至於四月二十日、四句妙文增明、而其石不少焦矣云々と記したり、されと神躰更に文字ある事なし、妖僧とも動

もすれはかゝる妄言を吐て世の人を欺ハ憎むへきの甚し  
きなり、又八幡宮の祭神を戎國陳大王か娘の産る子なり  
など云る妄説ハ、俗説辨に委しく辨したり、

奈牙木杜宮内村

奉祀

蛭子ヒルコ例祭二月初西

神代紀に蛭兒雖經已三歳脚踏不立、故載之於天磐櫂樟船  
而順風放棄とある磐櫂樟船の漂着せる跡なりといふ、原  
所ハ今の社頭より東六十間許に叢林ありて、猶其所を歎  
の杜モリと云り、樟クスの根ウツロの空ありて其廻十尋余なり、磐樟船  
より藥を生して巨木と成ぬるか幹カサたるなりといふ、此邊  
宮内原とて曠野なりしを、享保の頃新墾して水田と成ぬ  
る後、水難を避け、寛延三年今の地に遷坐ありしといふ、  
古歌余多あり、一二を拔萃す、

古今集

讚岐

願事ネキコトをさのミ聞けむ社こそ果ハ歎の杜モリと成らめ

金葉集

橘俊宗女

いかにせん歎の杜ハ茂れとも木ノ間の月の隠れなき世  
を

詞花集

清原元輔

折絶て枯ぬと聞し木の本のいかで歎の杜と成らむ

新續古今集

藤原秀茂

枯にけり人の心の秋風に果ハ歎の杜のことの葉

六百番歌合

▽地権太夫△

哀とも思ひもそ知る我戀を歎の杜の神に祈らむ

夫木集

顯季

時鳥歎の杜に逢ハすして君か待夜ハ過にける哉

俊頼

子規飽ぬ歎の杜に来ていと、も声を惜ミつる哉

「名勝志」

奈毛木森

⑧内

同村にあり、内村は柔原郡にして國分に属す、西國分といふ、地頭飯屋を距

ること戌方巷里許り、二之宮大明神を安置す、祭神一座、  
蛭兒、例祭二月初西、是を隅州の二之宮といふ、歌林名所考等に

載て此森を讀る歌多し、むかし伊弉諾尊の御子蛭兒神三  
歳になり給へとも脚立給ハす、ゆへに天盤櫂樟船に乗せ  
て棄給ひしか、爰に漂到し、其船枝葉座⑧生し大樹とハなれ  
りと、奈毛木とハ父母の御神脚立給ハぬことをなけきて

「放棄給ふに因て▽<sup>⑧</sup>森の△名となるといひつたふ、日本書紀、  
蛭見雖已

三歲脚猶不立、故載之於天  
盤機檣船而順風放棄云々前大史河野通古噲噲紀行云、寛文七

年十一月、國命を奉り霧島權現等に行しとき、奈毛木の

森見んとてたちよりし二之宮の社みきりの方に、其まは

り十尋ばかりもあらん大楠のうつほあり、中に八牛をも

かくしつへし、これなん名たかき森なんめり、中略、齡八

旬はかりなる翁、す、けさに下はかり着し、鳩の杖にす

かり、宮守なりとて来れり、奈毛木の森ハ是そと尋ぬれ

ハ、是なり、秋津洲に草木のなきはしめ高天の原よりな

け給ひし木なれば奈毛木と名つけしと申傳へたり云々、

今其うつほの楠ハ枯て、高さ三間計りなる朽木のうつほ

あり、廻り拾貳間、根廻り拾五間、万代紀正徳五年五月十一日の記に、  
國分奈毛木の森一之枝落て二之宮みつふしなり、  
枝の長拾三尋、其廻り八尺ありしとみ  
えたり、この時までハ枯さるとみゆ、  
これまことに蛭児の神垂跡の  
社打

地にして神代の古跡なり、貫明公國分城におはしますと

き崇敬し給ひしと見えたり、寛延三年、二之宮神社を今

の地に移し、奈毛木の森の古跡を傳ふといふ、田社地ハ今の  
社東方貳拾間

許り、神木北の方五間許りなり、其跡于今存す、享保中、宮内  
新田を開けるに由て水難を患ひ、社殿をうつしたと見えたり、或人、

奈毛木の森ハ海を相去ること壹里余、神代といへとも盤

櫂檣船の漂到することを疑ふ、親字按するに、しからず、

國分の近邑姫木城址の岸壁たかき事數十丈の所波濤の洗  
ひし跡おほし、是によりしこれを見れハ、神代のいにし

へハ奈毛木の森の邊り今の天津川筋に至りて入海なるこ

としるへし、又灘つ、き始羅郡加治木は天盤櫂檣船の柁

漂着して忽に根葉を生したり、よてかちきとハいふ、麓

楠木馬場の大樹是なりと古き人の物語せしを聞けり、一

説に唐土の船柁ともいへり、近世柁城とも書けり、今奈

毛木の森神木枯しことを尋るに、享保十三年八月、國分

地頭樺山主計久初、老木の楠うつほになりしゆへ、邑長

に命して楠を栽繼せしに、程なく其木は枯て、老木の側

ハらに楠三本を生す、久初是を聞て大ひによるこひ、こ

の木長盛なすへきよしを書つらねて社司に与へたり、さ

れば此年に神木枯たるに似たり、然とも枯たるといふこ

とハしるさ、りき、今ハ其楠長して竹藪の中に廻り四尺

余の樹となれり、即神木の種苗疑ひを貽すものなし、

古今 讚岐

ねきことをさのミ聞けん社こそはてハなけきの森とな

るらめ

外略、

「名勝考」

奈牙木杜ナゲキ 古今集○東漢會集作感嘆  
叢・嘆息叢・投木叢等

奉祀蛭兒ヒルコ 称二宮大明神、是大隅州の二宮故に云、亦曰、蛭兒ハ皇次息故云とも。○例祭二月初酉

日・十一  
月初酉日、

この舊社地ハ、今の社より東方二十間許、杜の神木の北方五間許にその故址あり、享保年中までこの邊ハ宮内原といひし沃野の地なりしを、新田開墾の後水患を憂ひ慮り、寛延三年、今の處に遷して杜の故跡を傳ふといふ、さて原の杜の神木てふハ櫟樟クスクにて、今その櫟幹の根株尚残り、其幹中朽て空となり、その空の中に圍四尺餘りの櫟樟樹生出り、こは享保十三年の比ほひ櫟幹より孽芽たりし子樹なりといへり、贈於紀行に、寛文七年十一月霧島權現社等に詣てし時、奈毛木の杜見んとて立よりし宮の右の方に、その廻り十尋許もあらん大くすの木うつほあり、中に十牛をもかくしつへし、齡八旬計なる翁、鳩の杖にすかり、宮守なりとて来れり、なげきの杜ハ是かと尋れハ、是なりけり、秋津洲に艸木の無はしめ高天の原より投玉ひし木なれハ奈毛木と名つけしと申と傳へたりと云々、今そのうつほ木の高三間許、圍拾二間、株圍

十五間許そある、万代記てふ史乘に、正徳五年五月十一日、國分奈毛木の杜一の枝落て二之宮打つふしぬ、その枝長拾貳尋、その圍八尺ありといへり、この時までハ櫟幹カシなからも猶朽倒れすや有けん、是より前つかた此杜を記せしものに、蛭兒を載玉へる天磐樟船アマノイハクサフネの此所に漂着て撃を生し巨木となりし、杜の左に在る大櫟樟樹クスク是なり、其幹數百圍、枝葉扶疏蒼龍として天に參り數里を蔽ふもの即奈毛木杜也と云々、○貫明公國分に居玉ひし時、特にこの杜を崇敬し玉ひしとかや、二宮大明神御夢想あふとてある人歌を望し時よめる、龍伯公 庭の面軒はを  
かけておく霜やみやまおろしにさしまさるらん、と御歌  
など見えける、又國分の邑人語りしハ、此樟樹の枯倒たる片屑ウツク拾ひ  
何となく悪しき事ありとて本のことく返したるといふもの、余の見たりし  
時此竹林の中に在りける、そもく櫟樟の巨木となり或ハ石と化したるな  
とハ、和漢に數多ありて挙るに違あらずといへとも、歌の杜のことく世に  
名高くその由来ヨルの尚しきハ稀なり、又天書に、蛭兒ハ天下司理の神にて、  
幼少より田土にまめりて塊を玩ひ、田間の事を、ミ業となされしほどに、  
蛭の名を負せし也、三歳脚不立者、試蛭兒經三年之久、是神聖重農恤民之  
至如是、而後不疑蛭兒、遂委任之、猶如放洋之舟得順風無復一念之累矣と  
云々、卜部兼邦歌に、あはれみの深き千尋の海原を譲り得るとや今も知ら  
はれとミすや蛭の兒ハ三とせに成ぬ足立すして、又拾遺集に、こからしの  
杜の下岬風はやミ人のなげきはおひけしける、おもふ人思はぬ人の  
女に物たまひけれとつれなかりけれハつかはしける、おもふ人思はぬ人の  
の思ふ人おもハさらなんおもひしるへく、といひし返しなり、木枯杜につ  
れなきを興して、風はやみに歎慮のほとをいさめ、其人のあまりなげきの

杜まで思ひ過したると戀さめかほにいひおこせし也、さらは木枯の杜に、  
なげきの杜をとり合て、おひそひハ生添にて、思ひの繁きにたくへたり、

古今集

讚岐

ねきことをさのミ聞けん杜こそ果ハなげきの杜となる

らめ

金葉集

橘俊宗女

いかにせんなげきの杜ハ茂れともこのまの月のかくれ

なきよを

詞花

清原元輔

おいたえて枯ぬと聞し木の本のいかてなげきの杜とな

るらめ「ナマ」

新續古今

藤原秀茂

かれにけり人の心のあき風にはてハなげきの杜の言の

葉

拾玉

慈鎮

人しれぬなげきの杜につもりぬる此ことの葉をちらさ

すも哉

現存六帖

信実

まとハるゝなげきの杜のさねかつら絶ぬや人のつらさ

成らん

六百番歌合

權太夫

哀とも思ひもやしる我戀をなげきの杜の神に祈らむ

夫木

後鳥羽天皇御製

古のなげきの杜の名もつらし我ねきことの神のミつ垣

頭季

子規なげきの杜にあはすして君か待よハ過にけるかな

後久我

神さふるなげきの杜の子規引しめ縄もなく／＼そこし

俊頼

子規あかぬなげきの杜にきていと、も聲をほしめつる

かな

名寄

二品親王

よのつねの秋の物かは侘人のなげきの杜の色の深さは

新葉集

後醍醐天皇かくれさせ給ひて又の春よませ

玉ひける、

新待賢門院

時しらぬなげ木（㊦と）のもり（㊦と）にいかにしてかはらぬ色に花の

さくらん

文禄年中豊臣公の命を受けて下りける時此社に詣て、

細川玄旨

山かせをなけ木の杜の落葉かな

此社に詣玉ひて、  
中納言家久公

古をしのはさらめや今とても道をなけきの杜のことの  
葉

太守光久公元祿七年七十あまり九とせにて逝去し玉

ひし時、  
平松中納言時庸卿

消しこそ哀奈毛木の杜の露八十満たる、年のこなたに

同し 君をいたミ奉りて、  
山本春正

あふきこす君にわかる、國民やさこそなけきの杜にふ

すらん

この杜にもふて、  
三十五世遊行

春ハ花秋ハ紅葉のあかなくに散るやなけ木の杜といふ

らん

北郷忠能

君か代のをさまる國の春をへて奈氣木の杜も色かへに

けり

山田有榮

あふことをなけ木の杜のゆふかつら長くたのミやかけ

て祈らん

二階堂孝行

そのかミに誰うきことのありしよりなけきのもの名  
を残しけん

〔勝景百圖考〕

奈毛木杜 〔宮内カ〕 大隅國桑原郡内村にあり、日本書紀に、蛭兒

雖已三歳脚踏不立、故載之於天磐櫂船而順風放棄と見

ゆ、斯て蛭兒を載給へる天磐櫂船のおのれと此ところ

に漂ひ着しか、漸く蘂を生し、遂に亭々鬱々たる巨木と

そなりし、此村の沿海數里にして始羅郡加治木の中天磐櫂樹あり、是亦蛭兒の舟の漂ひ到りし時その柁のこゝに留まりて蘂芽を生し根株を結ひし大樹なり、地名のかち木ハ此緣故といふ、地されハその三歳まで脚立給ハぬを御

父母のなけき放棄給へる縁由を取て、この林業の名とハ

なれるといへり、大江朝綱歌に、父母ハあはれと見すや

蛭の兒ハミとせになりぬ足立すして、寛文中の書に、奈

毛木の杜見んとて立よりし宮の右の方に、その回り十尋

許りもあらん大くすの木のうちほあり、中に十牛をもち

くしつへし、齡八旬ハかりなる翁、鳩の杖にすかり、宮

守なりとて来れり、奈毛木の杜ハ是かと尋れハ、是なり、

秋津洲に草木の無はしめ高天の原より投給ひし木なれハ



山廻る雲の誘ハ、雨おちて大御田小田の早苗うるほせ  
此二首を書て神前に納しかは、即日より大雨連に降り出  
て盆を覆する如く、遂に旱魃の患を免れたり、是より後  
此所の民早毎に彼歌を短冊に寫して竿の先に附け、金鼓  
を鳴して雨を祈るに、感應非る事なく、今に至り數百歳  
此一村旱魃の患なしとぞ、

「名勝考」

早鈴神社早鈴とは伊勢の大神宮を折鈴五  
早鈴宮と申すより出しなるへし、

奉祀伊勢大神宮、相殿皇孫瓊杵尊・御母豊秋津姬命・天兒屋命・  
太玉命・天鈿女命・石凝姥命以上左方常世思

兼命・手力男神・玉祖命・豊磐間戸神・櫛磐間戸神、以  
上右方。○木像十二體在內陣。○例祭十一月朔酉日。

棟札曰、嘉吉二年甲子二月廿二日、奉造立早鈴大明神社  
老宇、大願主藤原次平、次平俗称  
詳ならず、造立とハあれと、此時

創建にてハなく重建の事にや、○慶長九年の夏の初より  
月を弥りて雨ふらす、苗代水涸て浅茅生の焼野となりな  
んとて人の歎き大かたならざりし時、貫明公親から此  
神祠に謁玉ひ、モヤチ  
アマコヒ、零の禱をこらし詠せ玉ひける、

五月雨の雲かさなりて日比ふれなへて早苗のうるほは  
かりに

山めくる雲のさそは、雨おちて大御田小田の早苗うる  
ほせ

と二首の歌を書て神廟に納玉ひしかは、即日大雨連にふ  
り續きて盆を覆すか如く、封内遂に旱魃の患を免れけり、  
是よりこの所の民早毎に輒も此御歌を短冊に寫し旗の端  
につけ、金鼓を鳴し舞踊をなして祈請に、雨下らすとい  
ふことなく、今に至り幾二百歳、一村には旱損の難を受  
るもの竟にこれなし、是歳寛政九年夏より雨少く民苦む時にも、こ  
の祠にて例の如く雨請しけれハ、須更に溝雨  
沛然として國分一郷に普かりし事、謹按、吾先君雨を祈て其感を  
致し玉ふこと、唯當初のミに止まらず、方今に至り其應  
徴の掲焉なるもの、公在天の神靈永く千歳に傳り、民  
その恩殖に頼こと豈少縁といふへけんや、むかし皇極天  
皇元年六月、大旱、八月甲申、天皇親幸南河上、仰天  
而祈雨、即雷鳴大雨五日、溥潤天下、九穀登熟、百姓俱  
称萬歳曰至徳天皇こと本紀に載されたり、是を始として  
世の史に見え来りぬ、又むかし伊豫守実綱といふもの早  
を患ふことありて三島の神に禱り、能因法師に歌よませ  
ける、天の河苗代水にせきくたせあま下ります神ならハ  
神、大雨俄にふりて禾苗枯れす成ぬ、○又俗説辨に、西

國て執事公上使に通り玉ふに、宇都宮由的晴を祈て晴を得たり、夫天神を祭て感應し、或ハ雨を祈れハ雨降り、晴を祈れハ天日晴る、此至誠金石を貫くといふの理也と云々、又宋史に王十朋か靈驗を得しことあり、爰に略す、さて藩臣樺山某か貴畧島「界カ」の宰ツナに行たりしに、大に早して、島の青人舂も残りなく目枯なんと歎き悲「悲」ひ事の有し時、島の住吉庵に願文を捧げ、雨を降らせ民の命を救ひ玉へ、さてハ祠壇を増築し神戸をも益封し奉らんなどさま／＼誓ひつゝ、ますら男「早」か早苗とるほど雨を見ん世にすみよしの神の恵に、と詠て祈りけるに、不思議に大雨降出て島の民来蘇「来ソ」の忻「喜」をなせし事あり、是等ハ歌のよしあしにも拘らず、冥々の中に感應を得しハ其時其人に在るへき事にや、近比永田正大か西洞院風月公の説とて語りけるハ、むかし延喜三年、卜部兼直伊勢への勅使承り侍りける、當日まで雨晴かたくありけるに、宣旨承りて本宮にこもりて祈禱しけるによミ侍りぬ、天津風あめの八重雲吹はらへ早あきらけき日のみかけ見む、と詠けれハ、午の時より雨はれ侍りけりと新勅撰に載られしを、いとめてたき事におもふなり、常に打吟してハ襟懷を清くすへ

し、かゝる歌ハ誰も詠ハ讀へし、されとかく詠ハよからん、神も感納やあらんなんと、意に巧ていひ出さんハ得こそ靈應もあるへき、只清く直「スチ」なる赤きこゝろの一つよりよミ出せるにそ鬼神もあはれとおもはすへしとの玉へるとそ、そも／＼貫明公ハ國雅「クニノカミ」に長し玉ひ、むかし近衛前久殿下より古今集の傳を授られ玉へりし時、世を廣く守れる神も言の葉の道にやなひくこゝろなるらん、と詠玉ひしなども、至誠感神の趣を同うしてさま／＼風月卿の詞にも相叶ひたれハ、附して録し置ぬ、

〔名勝志〕

守君神 府中村にあり、地頭假屋より西方拾三町、祭神二座、伊弉諾尊・伊弉冊尊、例祭二月初卯日・六月廿九日・九月二十九日・十一月中卯日、建立の年月詳かならず、いにしへ大隅一州の物社なるよしいひ傳ふ、社司谷口靱負、

〔名勝考〕

※守君神社 府中村の中程、街道北の方に在り、奉祀伊弉諾・伊弉冊尊二柱、曩昔ハ大隅一國の總社といへり、

※(頭注)

「上古大中臣姓姬木氏質世祭神也、此あたり國司嶽てふも姫木別族瀬戸口伊豆入道か記にあ不之親にや」

〔調所氏家譜〕

恒親上世略

宮内少輔

恒親仕于 朝廷、拜宮内少輔、乃謙德公伊尹孫、而於 華山法皇及大納言行成等為從父兄弟、因雖以非固庸族、抑藤原與中臣本同其祖、世掌祭祀、多為神祇伯、略註於是乎至恒親時、補主神・政所・調所三職於大隅國、兼正宮祝就居國衙、受封戶位田、而子孫世襲其職、因以調所為氏云、略註前此、國司祀伊弉冊・伊弉諾兩尊於國衙崇號守公神、為闔國之惣社、略註又其偏南有大穴持神社、此延喜式神名帳所載大隅國五座之一也、略註蓋恒親之居主神也、偕大中臣姓姬木氏等為之祭主、因及子孫云、略註

〔恒定〕

襲主神司及政所・調所三職、居於大隅國衙如恒親時、

恒範

為父後襲主神司及政所・調所三職、居於大隅國衙如父祖時、

季恒

為父後襲主神司及調所・政所三職、上文下同シ、

恒貞

為父後云々、上文同、

恒賢

為父後云々、上文同、

正恒

為父後云々、上文同、

恒宗

為父後云々、上文同シ、

恒用

為父後云々、上文同シ、

天福二年甲午、前此、建部親高以稅所職訟于國守、補調所・政所等職、恒用乃使僧行遍陳世襲實有以所請、至是七月二日、安堵本職、肥後左衛門尉傳命、八月、國守平宰相廳宣復恒用調所・政所兩職如故、九月三日、留守所官人等承旨下文、奪親高職、以補恒用、亦如之、

在判<sup>御</sup>

大隅國主神司<sup>カウツカサ</sup>恒用<sup>シヨ</sup>申調所書生<sup>シキ</sup>所職等事、去承久合戰之時、依<sup>職</sup>兵催促狀加判之咎、雖有其沙汰、就<sup>職</sup>所令安堵本職也、可令存知其旨之狀如件、

天福二年七月二日

禪

肥後左衛門尉殿 「外文書略于此」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三七七号文書ト同一文書ナルベシ)

恒久

寶治三年己酉二月十六日、襲大隅國主神司及調所・政所書生三職、詳見父恒用讓狀等、

大隅國御家人姫木五郎義用申、守護所云々、

清水姫木城ノ部ニ原文載スル故此ニ略ス、

祐恒

文永八年辛未九月、襲主神司及調所・政所書生職、仍居於大隅國衛如祖先時、永仁六年戊戌十月一日、祐恒授書、以世所承職邑傳諸恒幸、國守許之、

恒幸

號稻富七郎左衛門尉、又稱左衛門太夫、

嘉元三年乙巳、初恒幸受調所・主神司等於祐恒、  
為弘安五年、以領職者二十餘年矣云、  
永仁六年事、

文書アリ、略ス、

敦恒

幼字三午丸 號調所彦三郎、

由恒幸無男、可嗣養為嗣子、本姓平山氏、父名無

考、徳治二年丁未十一月晦日、承大隅國調所書生

職及主神司職、以恒幸傳故也、

延慶中・元徳中・建武中・觀應中・文和中等文書

此ニ略ス、

貞恒

〔地理纂考〕

守公神社 府中村 守公或ハ守  
君ともあり、

奉祀二坐 伊弉諾命 伊弉冊命

創建の年月詳ならず、土人の口碑に、上古大隅國の總社

にて、神領若干神官數十戸ありしといふ、府中村の名に  
因りて按するに、此處大隅の國府にて、當時の鎮主など  
にや在りけむ、中古調所恒範當社の主神司にて、其子孫  
所藏の文書左の如し、

25

定 宮侍守公神結番事

一番 蒲生若宮政所 孫四郎入道 永里源太

二番 栗野郡司 在河綾太夫 覚定房後家

三番 始良得丸 太郎太夫 諸太郎

四番 始良牧山 鳴四郎 諸次郎太夫

五番 始良末次 蒲生南三郎 平四郎 馬

六番 蒲生米丸 蒲生(覆)三郎 大宮司

七番 蒲生内村入道 後藤太夫 源次郎

八番 脇本三郎太夫 源三兵衛尉 棚司

九番 廻大和入道 長法橋跡 毗沙王

十番 小河郡司入道 左近太夫 廳免三郎

右、任先例、番役如件、

弘安十年七月 日

(本文書ハ「旧記雜録前編二」八八〇号文書ト同一文書ナルベシ)

26 一守公神御侍疊事

按ずるに、蒲生ハ今の蒲生郷にて、栗野も今の栗野郷なり、始良ハ此地古の始羅郷にて、後始良と誤れり、脇本ハ今の重富、廻ハ今の福山郷の古名、小川ハ國府郷上小川・下小川にて、皆當社の近境なり、弘安の頃までハ始良の号の現存せるを以て、上に云る如く始羅郷ハ此地なるを思ひ明むへし、文字の異なるに拘はるへからず、

一長疊三十二帖 小疊六十二帖 帖佐之役也、一ヶ村分

三帖也、一帖分代、三十文、

一小舎人装束四具 帖佐之役也、

一演殿借屋分役所之事

西妻一間、曾野恒見、疊三帖、日隱萱莖一枚、

簾一間、

次中一間、帖佐恒見、疊三帖、日隱萱莖一枚、

簾一間、

次中一間、蒲生・久得・西俣、疊三帖、日隱萱莖一枚、

簾一間、

次中一間、栗野・北里、疊三帖、日隱萱莖一枚、

簾一間、

東妻一間、栗野、疊三帖、日隱萱莖一枚、

簾一間、

一大宮疊七十一帖、青へり三十帖、紫へり半帖二帖、二

重へり二帖、此内十二帖ハ三味役、

一公文所守公神御疊二十五帖、

一御放生會之時、小舎人之冠修理用途四百文、自調所出

之、

一演殿借屋之疊廿四帖、同借屋之□□□此三字分

スエ瓶子一具、其外酒肴用意、三斗入筒一、借屋作之

役也、

一橘皮五十貫、長一丈、貫糸之葶一兩、橘皮之袋絹一兩、

自調所出之、

一庭草分一ヶ年分四ヶ度、帖佐之役也、

四月二日 六月廿五日 十月十日 十二月二十八日

右、注文如件、

弘安十年二月 日

(本文書ハ「旧記雜録前編二」八八一号文書ト同一文書ナルベシ)

此外彼家に傳へたる由緒書に、往古調所・伊集院・瀬戸口・姫木の四家にて當社を預り、神領五十拾五町、判官代といへる社人五十五人ありて、此あたりの田地に神領と唱る字の多かるハすへて此神領なりしよし見えたり、祭日二月初午・六月廿九日・九月廿九日・十一月中卯日なり、

〔地理纂考〕

桑原郡

國府郷

木房温泉 大津川の西拾間許にあり、大津川ハ霧島川の下流、オホツツカハ 新川の川上なり、地名を木房といふ、湯性平和にして疝癩或ハ小瘡に功あり、入浴する者四時に絶す、建久八年大隅國田原に木房紀太郎良房と見えたるハ當時の領主なるへし、

〔地理纂考〕

物産

飲食 煙草 大隅にてハ此處の産を第一とす、其中にて上品を車田ナツと号く、其次々を伊勢イセケ屋敷ヤシキ・竜王リウワウ・砂走スハシロ・武元ブゲン、是を五ヶ所と呼ふ、是に砂ヶ町スナガチ・常盤トキハ・有下アリシタを

加へて八ヶ所といふ、又是に川跡カハト・園田ソノタ・梅木ウメキ・天神テンジン坊バウを加へ拾二ヶ所と呼ふ、各地名を以て烟艸タバコの名とす、當所の中といへとも他所に蒔植れハ香氣忽變す、

蔬菜 菜蕪ダイコン 六月の末種を蒔て、九月月根を収む、廻一尺許にて、長二尺許なり、凡菜蕪の種類多しといへとも、此候に根を取るは此一種に限れり、又是を乾カシて収めおけは數月を保ち、殊に味ひ甘美なり、西瓜 薩摩山川の産を上品とす、世に称して山川西瓜ヤマカハスイカといふ、

此地の産是に次く、

- 薬品 柴胡サイコ 枳殼キコク 飛禽 雁 鴨 雉 鱗介 鯛 鮪 鰯 烏賊 蛸 鱧 龜 香魚

地理志

國分上古作 惣廻拾六里拾八丁五拾三間

富隈城 在住吉村海邊、城内社有、住吉大明神・稻荷大明神・忠久公、

文祿四年乙未十月、龍伯公築此城、鹿兒嶋本御内より移給ふ、于今門構石垣顯然たり、

武士のさすかに懸し梓弓

春とはいわし今朝の白雪

新城在上小川村 昔ハ隼人の城と云見えたり、清水の本城

に對して新城と号す、本ハ清水の内也、

天正四年高原御陣之時、上井日記ニ清水新城と有之候、

只今之國分之事と見得候、

慶長九年甲辰十二月、去富隈移國分新城、但新城山下

ニ御屋しき構也、此城内ニ五社、慶長六年辛丑 龍伯

公御建立、社司谷口彈正、

咲隈城 傳云鎮西八郎為朝居城也、

觀應三年、貞久公被攻落此城也、

宇豆峯俗曰矢嶽 山元門之上也、此所上古宇豆峯神社垂跡之

地、當分之社頭此所より辰巳方四五丁計下之地ニ鎮座

也、寶曆五年亥三月より造替、五月九日成就、六月一

日迂宮、社司斜木出雲、

韓國宇豆峯神社 在上井村、例祭二月初午・九月九日・

十一月初午、延喜式神名帳ニあり、

正八幡宮 所祭中應神天皇東神功皇后○社額七百四  
西玉依姬 拾三石余

右正八幡宮鹿兒嶋神社一致称正八幡宮、吉田家本書鹿

兒嶋神社ハ正八幡有之、

貞和四年二月十八日午時、社頭炎上、

同五年己丑二月十八日、大隅正八幡炎上、

建武四年回祿、

大永七年丁亥十一月廿八日、社内小舎より火起炎上、

文永三年、正八幡炎上、天文廿年辛亥九月十九日、造

立事⑦安〔旨〕⑦二付綸旨を 日新公頂戴、

永祿三年社頭再興成て、隅州正八幡迂宮極月十三日也、

本願⑦ナシ〔寺〕日秀上人、

貴久公依命國中勸進ス、

座主弥勒院天台宗 神主留守 桑幡 沢 最勝寺

正宮十家 隈元 田口 大津 崎田 若宮 桑幡二家

三角 神田橋両家

早鈴大明神在小濱村、

蛭兒社 号二之宮大明神、例祭正月元日・二月初酉・三月初十日、  
十一月初酉・十二月初六日、在內村、社人波多市太夫、

五峯山竜護院金剛寺 真大乘院末 慶長九年甲辰創建、開山

覚遍法印、実溪妙蓮大姉御牌立、 持明様御母堂也、

高百拾四石余  
鷲峯山靈鷲寺弥勒院江戸東叡山末

正八幡別當職、僧都院家衆之格、天台宗着座門首、御

寄附高式百石、

近衛殿信輔公鹿兒嶋より御出船、文祿五年七月十日、濱之市へ御着船、同十一日、御哥の会有、富の隈ニ而、

氣色杜

春ふかき氣色の森に立馴て

秋までせミの聲を聞哉

家久公

早鈴大明神の神ニ而雨乞、在小濱村、

五月雨は雲かさなりて常にふれ

なへて田面のうるふばかりに

龍伯公

大己貴の神前にて雨乞、在小村、

照るとてもことわりなりや日の本に

ふらすはいかて天か下とは

仝

宮内埒の馬場の松に虫付て枯⑥けふに見えし時

夏や猶玉松かへの深みとり

仝

奈⑦の氣⑧の森

二階堂與右衛門孝行

そのかミに誰かうききことのありしより

歎きの杜の名を残しけむ

西行法師諸國行脚の時

大隅や歎の森の下陰に

立そふものはあはれなりけり

音にきくなけきのもりをきて見れハ

立添ふものは哀なりけり

右両首可再考トあり、田尻氏不審ト見へたり、

正八幡宮所祭中應神天皇・東神功皇后・西玉依姬命

正八幡、人皇三十代欽明天皇五年甲子、始鹿兒嶋神社之

寛⑨殿有正八幡宮顕座、石清水善法寺傳有之、

鹿兒嶋神社 所祭二座、彦火之出見尊・豊玉姬也、傳称

神武天皇創建す、

正宮⑩ 所宮 始良庄・荒田庄・栗野庄・蒲生庄

獅子尾

馬頭觀音⑪ 在内山田村、正福院、

文明山竜昌寺⑫ 福昌寺末、慶長十年草創、開山石屋和尚勸請、

高四拾三石余 正宮神領之内

宝来山淨菩提院⑬ 正高寺在内村、大乘院末、

高五拾石余 靈鷲山正興寺 臨濟京都建仁寺末、薩隅日五山派門首、

高拾四石 正宮本地ニテ所之一 アミダ格護

梅靈山無量壽院正國寺 ◎律 宗南都西大寺末、在內山田村、元德年中創建、開山圓秀和尚、

鷲峯山遠壽寺 法華宗京都本能寺、撰州尼ヶ崎本興寺末、永祿三庚申草創、開山権大僧都日実法印、実溪妙蓮大姉御牌立、

徳持庵吉田 寺末 ◎澤友

御切米式石 太平山國分寺禪清水楞嚴寺の末、聖武天皇勅願所也、

佛光山常念寺時衆相州藤沢山末寺、

八月十五日 放生大會祭 御神樂

人皇十二代景行天皇之御宇、大隅隼人ト云者不隨王命、勇幹ニシテ力極テ多ク、一族等及數千人、天皇親征數失利、在大隅宮數年、終亡玉之、其後隼人カ神靈世上ニ崇(崇カ)リヲ為ス、之レヲ宥為メニ神事起也、一本ニ曰、火闌降命此神後胤日向・大隅・薩广ニ繁昌ス、故ニ此三州ヨリ上ル者隼人ト唱ナリ、仁王四十四代元正天皇御宇養老四年、大隅・日向隼人等起乱、依勅命豊前守宇努首男人將軍ト為、卒神軍下向、折八幡大神討是、數多隼人落命、

依テ為慰其飛靈祭也、景行天皇御宇、火國ノ球摩田彦不

伏王命、征之、次ニ大隅隼人ヲ討玉フ、此隼人ヲ大人弥

五郎ト云、其形鬼ノ如、上井之城ニ引籠テ大石大木ヲ落

シ奉腦官軍、依之天皇大神ニ祈リ、橋上ニテ神樂ヲ奏シ

玉ヘハ、大人忽然トシテ出来、此時是ヲ討取玉フ、此鉾

ヲ早風社ト云、此橋ヲ柏子橋ト云フ、此大人世上ニ崇(崇カ)リ

玉フ故、日州・隅州ノ間弥五郎殿祭夥シ、日州摩戸野八

幡ハ弥五郎殿ナリ、元明帝ノ和銅元年ニ建立ト云フ、又

当宮ニモ大神 (マヤ) 退治大祭トテ有、令執行於野口、養老四

年ノ隼人ノ祭、當國ニテ其例ヲ不聞、上井ノ城ニ大人住

玉フ古跡トテ岩屋アリ、御神輿濱殿御下ノ時、御供ノ騎

馬武士貳百六十甲先例也、御神輿濱御下ノ時御休ミ玉フ

石有之、和銅元年ニ建立ノ石也、別冊ニ放生會ノ大路ニ

五重ニ三基ノ石塔アリ、四天王ノ石像アリ、和銅元年辛

卯七月十一日ト有リ云々、

左金剛力  
右力士

之ハ但鹿兒島神社ノ東密淨院内、

贈啞郡地誌備考 下



(中表紙)

贈嶽郡地誌備考 下	<table style="margin: auto;"> <tr> <td>清水</td> <td>敷根</td> </tr> <tr> <td>福山</td> <td>財部</td> </tr> <tr> <td>恒吉</td> <td>市成</td> </tr> <tr> <td>岩川</td> <td>末吉</td> </tr> </table>	清水	敷根	福山	財部	恒吉	市成	岩川	末吉
清水	敷根								
福山	財部								
恒吉	市成								
岩川	末吉								

(表紙)

贈嶽郡地誌備考 下	<table style="margin: auto;"> <tr> <td>清水</td> <td>敷根</td> </tr> <tr> <td>福山</td> <td>財部</td> </tr> <tr> <td>恒吉</td> <td>市成</td> </tr> <tr> <td>岩川</td> <td>末吉</td> </tr> </table>	清水	敷根	福山	財部	恒吉	市成	岩川	末吉
清水	敷根								
福山	財部								
恒吉	市成								
岩川	末吉								

清水 一 弟子丸村  
 一 山之路村  
 一 濱町  
 一 福山村  
 一 佳例川村  
 一 下財部村  
 一 坂元村  
 一 諏訪原村  
 一 末吉 二 之方村

贈嶽郡

一 川原村  
 一 郡田村  
 一 上之段村  
 一 福山浦町  
 一 南俣村  
 一 長江村  
 一 大谷村  
 一 中之内村  
 一 岩崎村

一 姫木村  
 一 麓村  
 一 湊村  
 一 福澤村  
 一 北俣村  
 一 須田木村  
 一 市成村  
 一 五十町村  
 一 南之郷村

贈嶽郡地誌備考 下

清水 敷根 福山 財部  
 恒吉 市成 岩川 末吉

(中表紙)

一 諏訪方村  
牛根郷ノ内  
一 深川村  
牛根郷ノ内  
一 福地村

〔纂考〕

贈於郡

清水郷

鹿兒島の北八里余なり、西南國府郷に界ひ、子丑の方襲山に接し、卯方財部に界ひ、辰方福山郷に接す、周廻九里十九町十六間、村落五〔弟子丸村 姫城村 郡田村、人員總計 山之路村 川原村〕、三千八百三十九人、戸數六百九十五、

文治二年、島津忠久三ヶ國の封に就て、家臣本田貞親を大隅の守護代とす、〔其以前詳かならず〕貞親より九世〔三河カ〕信濃親安に至り世襲して、同郷清水城を治所とす、親安子薰親に至り謀反して日向國に奔る、清水城の条に詳なり、

〔建治石築地役〕

小河院

曾小河十二丁〔曾小河門ト云アリ〕

〔清水郷ニアリ〕 弟子丸名六丁

外略ス、

桑西郷

山之路二十五丁

外略、

〔清水郷モ小河院ト桑西郷ノ内ニ係ル、以テ見ルヘシ〕

曾於郡

郡田名十三丁

外略、

〔貞久傳觀應二年註〕

國史云、曾小川村屬東國分郷、見高辻帳、

27 嶋津氏文書

石田治部少輔知行分

隅州曾於郡清水之内

一 參千六百六拾四石三斗八升八合

一 千七百石九斗六升三合

一 三百石

一 五拾五石五斗四升三合

〔東國分郷ニ係ル一高辻帳〕

〔此村ヲ〕 曾小川村

〔國分〕 上小川之村

〔敷根〕 みなと村〔内〕

〔國分〕 船つき こむら

一六、百七石五斗四合 敷根之内 持富の村

合六千三百廿八石四斗四升八合

外数行略、

右以今度檢地之上、如斯被成御支配候也、

文祿四年六月廿九日 大閤御朱印

羽柴薩摩侍従とのへ

(本文書ハ「旧記雜録後編」二一五四六号文書ノ抄ナルベシ)

〔國史〕

文祿四年六月云々、清水領主島津以久為種子・恵良部・

屋久三島領①一萬石、先是、以久老、彰久嗣、彰久卒於朝鮮、故以久復領家事。

28

龍伯藏入分

一 壹萬四千六百五拾六石九斗四升五合

一 壹萬九千五百六拾六石式升

外数行略、

合拾萬石

〔石書前同断〕

(本文書ハ「旧記雜録後編」二一五四六号文書ノ抄ナルベシ)

〔在旧記〕

一 右馬頭以久 城四ツ 高壹萬四千八百九十壹石

清水 新城 上井 福山

<sup>29</sup>調所恒久譜中

大隅國御家人姫木五郎義用申、守護所調所(職事カ)ムシ、訴狀副具

書遣之、所申無相違者、可致其沙汰由、可被加下知、若

又有別子細者、可令注申給之由所候也、仍執達如件、

(正嘉元年十一月三日)

頼繼

藤内右衛門入道殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二五六六号文書ト同一文書ナルベシ)

30〔企〕

大隅國御家人姫木五郎義用申、守護所調所職事、御書下

副訴狀 具書 如此、如狀者、所申無相違者、可致其沙汰之由、可

被加下知、若又有殊子細者、可注申云々者、早任被仰下

之旨、可被致其沙汰之狀如件、

正嘉元年十一月十三日 沙弥(花押)

敦賀形部左衛門尉殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二五六七号文書ト同一文書ナルベシ〕

31「全」

下

可早任御下知旨、致沙汰守護所調所職事、

右、去正嘉元年十一月三日御下知之状云、大隅國御家人

姫木五郎義用申守護所調所職事、訴状副具書遣之、所申

無相違者、可致其沙汰之由、可被加下知、若又有別子細

者、可令注申給之由、所仰也云々、同年十一月十三日肥

後藤内右衛門入道殿施行云、大隅國御家人姫木五郎義用

申守護所調所事（職脱力）、御教書副訴状具書如此、如状者、所申無相違

者、可致其沙汰之由、可被加下知、若又有殊子細者、可

注申之者、早任被仰下之旨、可致其沙汰之状如件云々者、

早任被仰下之旨、可致其沙汰之状如件、

正嘉二年二月一日 守護代左衛門尉藤原（兼頼）（花押）

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二五八五号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔右文書考〕

伊地知季安按、土持仙岩古城主由来記云、横川城横川藤

内兵衛尉時信（信時トモ）、承久の頃より令居城、系圖に大隅國

守護とあり、其本平姓より出たり、大政（ママ）大臣清盛公二男

安藝判官基盛の男左馬頭行盛子肥後守信基の三男藤内左

衛門尉信行息也と見ゆ、此文書二肥後藤内右衛門入道殿

とあるハ信行の事ならん、然共左右の字何れか傳写の誤

なるへし、

32「調所氏文書」

大隅國守護所具官調所得分同屋敷菌沓（在新開事）

右、去文永八年十二月十八日如御下知之状者、大隅國御

家人姫木藤七太夫篤季申、當國守護所具官得分及屋敷沓

ヶ所、任先例、可被致沙汰云々者、早任被仰下之旨、云

得分、云屋敷、無相違先例、可被致其沙汰之状如件、

文永九年二月十三日

守護代  
左衛門尉判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二七三四号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔調所氏文書〕

建治二年石筑地役ノ田丁ニ

大穴持新田五反五寸 神主大宮司御家人姫木太夫篤季

(本文書八二二号文書下同文ニツキ省略ス)

中臣五段内五寸 ▽ ㊦三反三寸 料田一反二寸 宮司分田

御家人姫木太夫篤季 神主惣大宮司同人 小大宮司主神

〔地理志〕

司祐恒

姫木城在清水姫城村、大手口呼石原口、

又蒲生院百四十二丁(調子)〔三段〕三百歩ノ内ニ、府社中(臣)二反

二寸 大府御領御家人姫木太夫篤季

〔34〕帖佐船津村農民軍石衛門蔵

嶋津上総入道(⑩々鑑以)〔欠〕肥後宮令旨、引卒薩(⑩摩國)〔欠〕凶徒并所々

悪黨等、遂落(逐力)〔欠〕大隅國隈本城・栗野北里城間、為退治所

発向也、致用意、可抽軍忠之状、仍執達如件、

觀應三年七月廿日 〔富山直頭〕 修理亮判

姫木十郎殿

〔古城主由来記〕

姫木城 姫木十郎 守護道鑑公御代姫木城を守る、姓大

中臣の人なり、子孫不詳、上古より姫木の郡司と旧記に

あり、

(本文書八「旧記雜録前編二」二四三六号文書ト同一文書ナルベシ)

〔島津氏譜中〕

文和中大隅國佐殿御方凶徒等交名注文

〔諸家大概記〕

税所介一族 加治木彦次郎一族 祢寝郡司一族 修理所

弥太郎一族 姫木郡司一族 羽坂孫太郎一族 小川郡司

一族 蒲生彦太郎一族 小濱十郎一族 外略ス、

豊州家より被攻亡云々、

33〔清水瀬戸口氏蔵〕

一 姫木氏ハ于今曾於郡之内ニ而候、古來穰所一族之者姫木之城ニ罷居、其邊領知仕候而姫木と号候、氏久公御證判數通帖佐船津村之百姓所持申候、此者嫡家かと存候、其外ニも姫木之文書所持申候者有之候、

〔山田聖榮自記〕

一 氏久御代ニ穰所方求摩相良取合、曾於郡に走越、不斷守護に敵たるに依て、大隅の煩是也、社家嶋津殿に依無他事、正宮之上笑の隈に陣を構へ、三年御座有て曾於郡姫木城を責落す、守護代として本田親治・氏親父子被差置、其後清水を責落し御持候処、湯の峯ニ而合戦有之、税所子息討死す、味方ニも御内之瀬戸口方討死す、

〔地理志〕

一 永和二年、氏久公攻取之、本田次郎氏親・因幡守親治父子ニ預給ふと云々、

35 〔日州大田原村新助藏本〕

土持左近將監榮勝申軍忠之事

〔永和三年〕<sup>①</sup> 去年〔正月志布志ヲ發〕 三月初日、嶋津越後入

道後卷任御合戦之時、大将御供仕致散々合戦、其日者

三組引退、爰大将未御陳御踏之由、依有其聞、同三日、

諸軍勢同心致後卷、無子細御陳御開候、

〔永和三年〕<sup>②</sup> 去年九月之比、姫木城没落之時分、嶋津蜂起之間、彼

城為合力大将真幸院御出之時、御供仕致忠節候、

一 自去春之比、飢肥・櫛間致在陳、大将庄内仁御出御供

仕、至于今致忠節候、

右、軍忠之段、大将御見知之上者、無其隱者也、然

者早御判下給、為備後代龜鏡、恐惶言上如上件、

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」三七六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔肝付譜中〕

一 永和三年丁巳〔南朝天、授三年〕 此間文略、

九月、本田氏親襲姫木城及清水城皆取之、<sup>〔氏久也〕</sup> 公使氏親等

成二城、土持榮勝從大将滿範入真幸院、

〔旧藩中史官調抄〕

一 重親戰死之後者氏親家督を仕候處ニ、永和之前後、氏久公より姫木・清水両城を御攻取氏親并其子親治江被下、隅州之守護代迄如元無相違被仰付候、

一 應安年中、曾於郡之城主税所某求摩之相良氏与心を合せ、度々守護之命を相背候而已ならず、守護方江相迫り候付、氏久公御出馬被遊、隅州咲隈を御陣ニ被定、姫木城を被攻落、氏親及長男親治江被下候、繼而又清水城をも被攻取、是をも氏親父子江被下候由旧記ニ見得申候、

一 親治子ハ元親与申候、元久公より久豊公迄御二代隅州守護代并御家老職ニ被補、別而忠勤を相勵候、直子無之、五番目之弟重恒与申者家督を讓申候而相果候、以後重恒者奉對忠國公不忠之儀共多御座候付、文安元年、忠國公御自將御馬を被向御攻伐被遊候付、重恒防禦之方便を失候而、遂々清水を下城仕云々、依之清水を一節新納四郎三郎忠匡江被下候得共、倅家之代々城与御座候而、元親指次之弟國親江又々清水之城を被下、且

本田家之家督迄被仰付候處、重恒憤を合候而一揆黨類を相催し、文安五年清水江押寄候付、國親不得止重恒(石九)を在原口与申所ニ而討取申候、其後國親之嫡子千代鍋三才之時、國親帖佐駒帰ニ而戰死云々、

〔島津支流系圖〕

島津久豊四男

有久

出羽守 應永三十年生云々、島津莊之内日向方莊内之内梅北七十五町、隅州之内姫城三拾町、同國帖佐ノ内田中門四丁八反、共百九町八段賜之所領地也、  
長祿三年戰死、年三十七、

出羽守忠福 子孫大島氏

〔纂考〕

姫木城姫木村 即姫木村にて清水城に近し、天正年中(文カ)本田

董親反して日向へ出奔の後、島津貴久一族島津右馬忠將を大隅の地頭として清水城を治所とし、家臣伊集院忠朗を姫木の城主とす、諸社靈驗記八幡太神宮部曰、或時薩隅の隼人叛逆しけれハ、將軍豊前守奉請太御神、祢宜辛島カッハツメの勝波豆米ハツメ為太神之御杖、女官メカ名なり、立御前ミヤサキ、奉行幸彼大隅・薩摩兩國、自海水浮龍頭、自地上走駒犬、自虚空飛鶴首、隼人等大に驚き惶るの時、彼兩國の内七所の城を拔む為に、神威を振ひ令舞細男シムマハ、則隼人等興宴に感て敵心を忘れ、城中より見物に出るの時、先五ヶ城石カ奴久良メチ幸メチ牛屎ウシノコの凶賊等を伐殺しけれども、今兩城曾於の名城比賣原の凶徒忽アラレシキヤツにしかたきの処に、太神託曰、我三年を限りて荒振奴等を相助たり、今殺さしめむ者共なりと、其時將軍等太御神の教命を受けて蜂起の隼人を伐殺す云々とあり、曾於(石カ)の名城・比賣の城ハ此姫木城にて、奴久良ハ奴久美、幸原ハ桑原の誤りなるへし、其外の名今傳ハらず、此城北ハ曾於郡より續たる連山の尾崎にて、東南及び西ハ水田山下ヲ繞り、實に天險の名城なり、

〔雲遊雜記傳〕

大島氏別祖出羽守有久、日州梅北七十五町及ヒ隅州姫城三十町、帖佐ノ田中門四町八段、通計百九町ノ地ニ封セラレ、梅北城ニ居城シ云々、梅北モ帖佐モ大岳公征伐シテ有久ニ賜ヘルナルベシ、

36 〔調所氏文書〕

大隅國御家人姫木藤七太夫篤季申、當國守護所具官調所得分及屋敷壹ヶ所被押領由事、訴状具書等云々略、

文永八年十二月十九日

〔守護代〕  
左衛門尉

海老坂左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」七三二号文書ノ抄ナルベシ)

〔全〕

正嘉元年十一月、大隅國御家人姫木五郎義用、守護所調所職云々、

〔本田信濃守重親譜中〕

一氏久公陣咲隈、與稅所某戰湯之嶺、而後應安六年癸丑

二月、又凶徒等寄来姫木城石原口、襲我太守、味方者  
碓山金吾・伊集院長門守・本田重親・其息男阿北太郎  
于時十  
六歳也・玉利・小田・蒲生・北村・上井・篠原・小島、  
彼是僅四十騎許、誠雖當危急之時、各輕命防戦、故退  
大敵、討取許多強兵、應安六年癸丑二月中旬、氏久主  
欲為都之城後攻、陣天嶺云、

〔肝付譜中〕

永和三年九月、本田氏親襲姫木城及清水城皆取之、公使  
氏親等戌二城、土持榮勝従大将滿範入眞幸院、

〔宮里系圖〕

永正十七年庚辰七月廿四日、宮里孫太郎正豊於大隅比目  
木石跳新納殿衆ト合戦云々、

〔旧記〕

文明六年云々、姫木仁伊地知民部、  
〔民部少輔重  
照ノコト也〕

〔地理志〕

姫木城姫木村ニ在リ、大  
手口唱石原口、貞久公御代、姫木十郎守之、大中臣  
姓ノ人

也、上古ヨリ姫木ノ、○忠國公御在城ノ時、敵寄来度々攻合有  
郡司ト旧記ニ有リ、之御勝利也、石原口御勢ヲ被残ト云々、河俣か居て候東  
ノサス尾ヨリ金吾石迄敵攻入、其後味方築嶺ノ横入ヲモ  
ミ合、今城カンヌキノ瀬戸、税所ノ両城ノ合迄攻入、敵  
方田間向ヨリ金吾石迄切付、度々合戦候得共、敵本田重  
經・河俣弥太郎其外數十人被討取候、御舍弟出羽守モ手  
負之由、公御自筆之御状ニ十二月廿九日ト見得、年間不  
詳、今案、敵ハ本田重經・税所ヲ頼、曾於郡ノ人數ヲ引  
出スヘシ、然ハ文安四五年ノ比欵、  
〔五年ト見ヘタリ〕

○清水城 同時永和二年攻取之、本田父子ニ預玉フ、其  
後税所某球广・出水・山北ノ凶徒ニ合躰シテ責之、時ニ  
碓山金吾名譽之太刀打ノ場金吾石ト世俗唱云々、

〔肝付氏略傳〕

天文十七年三月、本田董親か族臣因幡守親貞等肝付に來  
奔す、十日、兼續日新君に上書して事を報告す、十一日、  
親貞等姫木に據り上井為秋と謀て董親に叛く、十三日、

董親兵を帥て姫木を攻む、四月、兼續モ兵を出して牛根・辺田・二河の三邑を取る云々、

〔肝付兼續譜中〕

天文十七年二月、清水城主本田紀伊守董親奢侈虐民、至殺無辜、乃族臣因幡守親貞及其臣野口父子等屢諫不可、於是二十五日、親貞等去、三月、來奔于肝屬、十日、省鈞奉日新君書報告之、十一日、親貞等據姫木城及上井筑前守為秋遂謀叛董親、十三日、董親帥兵攻姫木城、不克、四月、兼續遣兵取牛根・邊田・二河三邑、貴久公記作是年董親男我牛根、

〔肝付越前守兼演傳〕

天文十七年戊申三月、清水城主本田紀伊守與姫木城主本田又五郎不和、一家悉亂離、近境亦相惡敵紀伊守、上井・領知、北廼・敷根進兵於濱市、祁答院卒我軍兵攻生別府、清水原攻取日當山壘、日新公・貴久公遣伊集院大和守忠朗・樺山安藝守善久救清水、忠朗入咲隈城、善久陣宮内、四月四日、姫木・日當山・北原・蒲生・洪谷氏之卒及我軍攻咲隈城、不克、于是忠朗・善久蜜謀、翻責清水、取其

新城、且樺山復生別府入、日當山亦拔、姫木城主本田又五郎以其族式部太輔之謀降參于守護方、日新公至于宮内、以懇命賜清水一城於本田左京太夫、大隅無為也、丁此時、兼演蒲生・洪谷氏共不拜謁太守、蓋所以有黒川崎役也、

※(頭注)

〔福山・敷根・國分・日當山・蒲生ヲ参照スヘシ〕

〔地理志〕

湯ノ峯世俗唱山野、姫木城北ニアリ、天文十七年三月十一日、姫木城主本田又五郎親知上井之城主ニ引合、惣領紀伊守董親ニ叛、

董親攻之失利、其子又五郎(子後)北原氏ニ乞加勢、故眞幸之人

數姫木ニ入守ル、時又五郎後見同氏式部・島田民部守護

※方ニ申入、同年九月五日夜、守護之兵ヲ招入、北原力兵

ヲ打取候、北原狩之介詰ノ城ニ引籠、樺山善久生別府よ〔安藝守〕

り來り和ヲ入、狩野介ヲ眞幸ニ以下三千四人蹄境迄送り候也云々飯シ城ヲ請取、是ヨリ清

水ニ逼ル、此時伊集院大和守忠朗將トシテ抽軍功、故ニ

地頭ヲ下サル、姫木ハ、○酒匂氏訴狀ニ、清水ニ忠朗移ル、

后ニ忠將申木野ヨリ移ルトミユ、○聖榮自記氏久公傳ニ、

隅州ひめき・きよみつ城退治、同ゆのミ(石)石はら口合戦云

く、隅州長尾城本田氏親仕落、氏久御代ひめき・清水本<sup>⑧</sup>城  
是も氏親仕落ト有り、

隅州曾於郡清水之内、參千六百六拾四石三斗八升八合曾  
小川村、千七百石九斗六升六合上小川之村、三百石みな  
と村、五拾五石五斗四升三合船つきこむら、六百七石五  
斗四合敷根之内持富村、合六千三百廿八石四斗四升八合、  
文祿四年賜御檢地、賜石田治部少輔、慶長四年正月、朝  
鮮御軍功ニ御拜領、

※(頭注)

「十七年年代記ニハ、九月三日姫城ヲ切取、同十二日、清水本

城渡トアリ」

弟子丸村 建久九年<sup>(八カ)</sup>圖田蝶、弟子丸五町、田所建部宗房  
所知ト有り、宗房弟子丸氏ノ人也、○諸家大概曰、建部  
姓弟子丸氏ハ、清水之内弟子丸名致領知為家号候、氏久  
公ヨリ弟子丸若狭江被下候文書、弟子丸名知尾村之事、  
為由緒之地故被下候与見得申候、彼地代々領地仕、貴久  
公御代、近年者弟子丸藤左衛門眞幸吉田移地頭被仰付置  
候、弟子丸治兵衛嫡家ト云く、

「諸家大概記」

建部氏弟子丸ハ、隅州清水之内弟子丸名を致領知為家号、  
大隅國御家人ニ而、正宮之同所檢校与有之候、氏久公よ  
り弟子丸<sup>⑨</sup>若狭江被下候文書、弟子丸名智尾村之事、為由  
緒地被下候与見得申候、彼地代々領知仕候、貴久公御代、  
弟子丸播代より地頭被下候、夫より代々地頭被仰付、  
近年迄弟子丸藤左衛門ハ眞幸吉田<sup>⑩</sup>地頭被仰付、弟子丸治  
兵衛嫡家ニ而候云々、

「國史勝久記」

大永五年乙酉、是歲、執政本田次郎左衛門尉親尚譜兼親  
※於公、取曾於郡、而已自取之、兼親怒、築清水隼人城而  
抛之、親尚又以横瀬・波留毛・餅田易榊山氏小窪・河北・  
白崎・持松等地、亦自取之、榊山太郎左衛門尉信久築城  
生別府而抛之、與兼親共為首尾相救之備、  
城遺城、跡郷中津川村有地名横瀬、重富郷有春花  
村、讀曰波留計、即波留毛、餅田村在帖佐郷云々、  
詳<sup>⑪</sup>國分城有隼人

※(頭注)

「曾於郡・國分參照スヘシ」

〔國史師久傳〕

永徳元年辛酉夏五月廿日、齡岳公賜弟子丸若徳大隅噲嗽郡智尾名、弟子丸氏冥詳其所自出、建久中、田所檢校建部宗房領大隅噲嗽郡弟子丸五町、若徳豊宗房之後世乎、郡村高辻帳、噲嗽郡清水郷有弟子丸村、智尾名不詳、弟子丸村今有乳尾權現社云々、

全年七月註云、山田聖榮自記云、稅所介与相良氏俱扼曾於郡、齡岳公屯國分笑隈、對畧三年、其後公攻姫木城拔之、使本田氏親守之、又攻清水城拔之、与稅所介戰於湯之峰、此事無年、今因稅所介事而附録之、笑隈遺墟云云、湯之峯不詳所在、旧跡見分帳、姫木城北、與日當山對岸處、稱為伊乃武祢、亦為伊乃武礼、疑是湯之峯之訛、

〔國史貴久傳〕

天文十七年戊申三月云、清水領主本田董親兼有數邑、恃勢陵物、多行不義、擅殺伊地知又八郎・本田又九郎等十餘人、群下皆怨、往々叛去、本田式部少輔實親・島田民部少輔⑧本田又五郎後改稱刑部大輔親知、扼姫木城、與上井城主連和、十三日、董親攻姫木城、城中出兵擊破之、上井城主蓋上井氏、下文有上井筑前守為秋、親知本田氏之支庶、實親親知之叔父也、

全年八月晦日、忠朗夜攻日當山畧下之、殺平良尾張守・

白坂助左衛門尉等、扼大中公旧譜、黃套軍記、遂攻姫木城、本田實親・

島田民部少輔陰為内應、欲殺北原狩野介等、九月五日夜、

開門納忠朗軍、田尻荒兵衛放火焚屋、北原兵殊死戰、樺

山幸久自生別府至、勸解狩野介等令還、本田・島田遂以

本田親知降、田尻荒兵衛者、本伊作田尻村農夫、新納康久以其女妻之云々、其後賜之田尻村、因為氏云々、六日、

忠朗復攻本田董親於清水城、城中益窘、會梅岳君謁八幡

宮、赦董親罪、召見其子左京大夫親兼、使領清水七十五

町如故、曰、旧勲不可廢也、居無幾、董親復反、與北原

氏・祁答院氏・肝付氏交通、梅岳君聞之怒、冬十月四日、

率右馬頭忠將・樺山幸久等攻清水城、董親弗能禦、九日、

與親兼奔莊内云略、後使右馬頭忠將領清水、按、以忠將為書無月日、今因董親奔莊内事而連書之、〔四〕日、公至清水、論功行賞、以伊集院

忠朗為姫木地頭、賜樺山幸久沖之洲・大野原、上井筑前

守為秋下井、本田親知谷山郷山田、廻某田中半坂、敷根

某持留、國分郷真孝村有沖洲門、真孝村即郡村高辻帳畠中村地、濱市村有地名大野原、郡村高辻帳、東國分郷有下井村、敷根郷有持留村、福山郷福山村、福山中門云云、梅岳君如生別府、入樺山幸久宅、更名生別

府曰長濱、

府曰長濱、

「國史貴久ノ記」

※天文十七年五月二十二日、忠朗攻本田重親於清水城、不克而罷、曰、俟稔之日、然後殲之、二十四日、襲清水城<sup>〔新〕</sup>取之、使樺山幸久居之、已而徙諸生別府、復旧邑也、

※〔頭注〕

「前文順次ニ見ルベシ」

<sup>37</sup>「本田信濃守重恒譜中」

祝言千秋萬歲重々、抑今日廿九日、<sup>〔開州清水〕</sup>姫木之城ニ罷登候間、

石原口ニ勢を殘候処、敵方二手ニ懸候て大儀之合戦候、

思程切勝候、始者河侯か居而候東之さす尾より金語石ま<sup>〔弥太郎歸久カ〕</sup>

て被切籠候、其後篠嶺之横入をもミあハせ候て、今堀か<sup>〔城〕</sup>

んぬきの瀬戸、税所之両堀之合まで切籠候、又敵方田ま<sup>〔城〕</sup>

向より金語石まで切付候、<sup>〔跡山左エ門尉久安太刀打ノ跡ニテ此名アリ、語ハ吾ニ作ルベシ〕</sup>度々合戦候得共、御方者一人

も無煩候、頸取候者ハ本田重經・河侯孫太郎、其外切捨<sup>〔信濃守〕</sup>

仕候中間数十人、夜ニ懸候之間、其外ハ頸をハ不見知候、

御方太刀打ニ合候者ハ、弟ニ<sup>〔大島元祖有久〕吉岡元祖豊久〕</sup>て候出羽守・源左衛門・た

ふせ又七少々手負候、其外廻方本田舍弟・長野備前、其<sup>〔因幡守國親カ〕</sup>

外一人もはつれ候とハ不見得候、手<sup>〔欠〕</sup>之事数十人候、可

推量候、慶事、恐々謹言、

「文安五年」

十二月廿九日

「大始良殿」

おあいらとの

忠國判

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三三二・一三三三九号文書ト同一文書ナルベシ）

「金語石ハ碓山左エ門尉久安太刀打ノ跡ニテ此名アルト也」

「本田重恒譜」

文安五年戊辰十二月廿九日、倡税所等與清水戦、終於石

原口為國親被殺云々、

「旧記」

一文明六年云々、姫木仁伊地知民部・西郷出雲守、<sup>〔少輔重照〕</sup>「則道カ」

「旧藩史官調書」

一伊地知筑右衛門先祖ニ者高橋一所被下領知仕候、伊地

知李右衛門先祖ニ姫木、伊地知越右衛門先祖加治木ニ

罷居候而、過分領知被下置云々、末ニ元禄八年亥五月

伊地知助右衛門判、

「按スルニ、姫木之内松元ト云所ニ居住、松元氏ヲ号シ、

後伊地知ニ改ムトミユ、應永六年五月了阿誓詞ニ姫木松元殿トアルモ右ノ民部カ父祖ニ當レリ、今松元門アリ、民部カ領知セシ所ナルベシ」

〔吉松郷馬場氏系圖〕

馬場税所未孫藤原氏

仁王五十九代

宇多院 — 篤房親王 — 篤相 — 篤澄

篤仲 — 敦長

刑部少

篤如

(逸) 周坊守 治安元年辛酉三月廿一日、隅州曾於郡

下着、号曾於御館、

篤幾 — 篤之 — 篤貞 — 經秀

坂上御館 重枝

篤長 — 篤頼 — 行範 — 篤高

篤康 — 篤隆 — 定景

篤秀

篤隅

馬場号、隅州姫城ノ内馬場ト言處知行シテ号馬場、

行俊

一姓姫木・松元・坂元・清水・入水・宮田・松永・濱川・川波田・白江・白坂等也、

〔大島氏傳記〕

大島出羽守有久義天公第四ノ子日向の伊東かをさへとて日向庄内ノ梅北城に差置せ玉ひ、城下七拾五町、隅州姫木三十町、同しく隅州の帖佐之内田中門四町八段、すべて百九町八反を給りけり、

有久

長祿三年、日向三侯院小山戦死、

出羽守忠福

梅北城ニ居る、

出羽守忠明

梅北城ニ在り、後大口城にあり、大口城下三百

五十町一圓被給云々、

女子

本田刑部少輔親知妻、忠明姫木を以親知に與ふ

ると旧記ニあり、

〔梅北及び帖佐等之地、大岳公の時に御料所と為り、御一家御

内に御配分云々、山田聖榮自記ニ見ゆ、時代考フヘシ〕

姫木氏姫木居城の説

按に、姫木城は田尻種甫か地理志にいへらく、大隅州清

水郷姫城村に在り、大手口をハ石原口とそいひけるとし

るせり、また姫木氏は河野通古か諸家大概にいへらく、

藤原姓税所・姫木・重久など一族にて、曾於郡の姫木城

に居てそのほとりを領し、或人云、姫木及び日當山の東郷村まで領し居たとぞ、姫木をも

て氏となし、齡岳公の御證判など数通傳えて帖佐船津村

の農民箆藏しおれり、此ものぞ其正冑なるらし、去れど

他なほ姫木の文書もたる家ありとミへたり、又土持仙巖

宮城の家臣也、俗字仙左衛門といへりか古城志には、道鑑公のおほん時、姫木

十郎ちふもの姫木城を守れり、姓は大中臣にて、上古よ

り姫木の郡司たること古書に出たり、子孫は詳ならずと

なんしるせり、伊地知季彬今まじへ考るに、二説その姓をいへ

るか如きハ仙岩それ得たりとせん、いかんとなれば、そ

の族胤なる瀬戸口伊豆入道小字ハ虎千代丸、冠して源三郎秀安と名

もて生る、源兵衛秀勝か次子也、今志布志土人瀬戸口氏其後也とぞかまさしく記おける書ニも斯な

んミへけり、豊州の御内に瀬戸口源兵衛尉大中臣秀勝と

云者あり、豊州の老中に日置周防介殿嫡子に美作守殿と

て殊に一人當千也、永正十六年日當山の山王棟札に、大旦那藤原忠朝、奉行日置美作守藤原俊久とミゆ、此なるへし

かの作州と同心してひはしらのかつせんに一枕に打死、

天文九年九月三日の事也、其年四拾九歳なり、さて又秀勝か先祖を委敷尋

に、かミ大すミ「隅」の住人に姫木と申何がしなり、しくう神

國府府中村有守君神社、司曰、栗野土姫木源左衛門、をつかさとり、  
世尊信之、先墓亦在城内云、作志久宇神即守君神也

國下を守るとかや、扱「古」いにしへより今迄もこくしかたけ

と申て姫木の城のはつれにそへてたけの有けるハ、其時

よりの事ぞかし、今瀬戸口と申者、忠國の御時瀬戸口名

を給りて、其より申ならハしたり、垂水調所氏の文書に、大隅  
垂東郷の内に世戸口名十三

丁と見ゆ、上下の三麻堂・松永・上西郷・東郷などの間にあれは、  
曾於郡・日當山・踊等の内にもあるならん、重て邑人に問べし、扱其後

に瀬戸口のおびへまいりし事共ハ、豊州之御先祖に忠幸「廉カ」

と申が飢肥へ入部の御時按に文明十八年御供申せし瀬戸口な

り云、按ニ、豊州忠廉長祿二年隅州東郷城賁勝、文明十五年曾於郡討取、  
云同十六年三月十六日、忠廉上井城ヲ攻取ると旧記にミゆ、瀬戸口氏

此等の時豊州に隨しならん、文明六年豊州領  
分の時十ヶ所之内溝辺・横川・東郷等なり、とミゆれば、仙岩が説

ハ頗る遠からし、季彬今その中臣氏の上つ世に大隅の國

司たることをバ溯り續日本紀等を閲るに、天平寶字七年

十二月丁酉、禮部少輔從五位下中臣朝臣伊加麻呂、坐飲

酒言語涉時忌諱、左遷大隅守とミへ、また天平神護二年

六月己丑、大隅國神造新島、震動不息、以故民多流亡、

仍加賑恤と見ゆ、按に、新島の出きたるはこの年月ニハ

あらし、去れと後十三年此島に大穴持社を建らる時き、

去る神護中に神の造れる島ありといへるに據れハ、既に

神護と改元ありける後に出きたる島ハ疑あらし、そして

近頃安永島の出きたる時など、一とせともハ海中震湧き

て島もよくハさだまらざりしとなん聞およべハ、なほさ

やうのおりにや民おほくおそれて流亡せしならん、然を

中臣朝臣伊加麻呂こゝの國司にさすらひきてわつか四と

せに當れるとしの事なれば、伊加麻呂恤へて以聞してこ

そ此日詔して賑ハし賜へるに至つらん、また寶龜三年六

月乙卯、從五位下中臣習宜朝臣阿曾麻呂為大隅守とミへ、

按に、阿曾麻呂は道鏡法師に黨するものか、元年八月高野天皇崩給ひよ

り六日めに當れる庚戌、貶道鏡法師為造下野國薬師寺別當、阿曾麻呂ハ為

多嶽島守とミへれハ、今大隅守と為りしハ赦に遭へるなるへし、また同き九年十二月甲申、去神

護中、大隅國海中有神造嶋、其名曰大穴持神、至是為社

とミゆ、按に、こも阿曾麻呂か多嶽島より移されきてや

うく七とせになん當れる年なれば、亦た諸く中臣氏

の國司たる時創建せられし社なるハ疑ひあらし、但し此

中臣氏の族胤蓋し世く姫木に居城し、此大穴持神社の

神主大宮司として歳時の祀をも司り、兼て國家をも守り

来れる歟、此年号より五百年はかりも後ちなる建治の頃曾崎石築  
地役の文書に、大穴持神主大宮司姫木太夫篤季とミゆ、後

また百五十年はかりもして延長五年十月撰ハれし延喜式

の神名帳にも、大隅國五座大一座小四座嶮並嶮郡三座小のその一に

大穴持神社と載られたり、また道佛公の頃なる古文書に、

正嘉二年二月朔日、大隅國御家人姫木五郎義甲(用カ)訴申こと

ありて、肥後藤内右衛門入道按に、種子島肥後守信基の第三子藤内左衛門尉信行ちふもの本州の横川城に封を分ちて世々襲封せしこと、古城志等に見得たり、此に入道疑らくハ横川肥後の属なるへし、とき鎌倉の奉行右筆の職にも居れる若しハ本州の守護歟御下知を承り守護代左衛門尉藤原某をして義甲に

命て守護所の調所職たらしむことミへ、また同公のすへ

つ年文永九年二月十三日、大隅國御家人姫木藤七太夫篤

季按に、篤季は義甲か子、若くハ弟にも本州の守護所具官調所得分

及屋敷箇壹箇所在新開を八人に侵領せられて豫め訴おける

ことのありしに、是日守護代海老坂左衛門尉御下知を承

て篤季に沙汰してまたこれを領せしむ事見へ、また建治

二年ころ、惟康親王西州の牧伯に命て役所を筑前の筥崎

に築き、三世道忍公をして将とし成らしめらるる時き、御

教書をもて諸家の領田に算して築役の石を募り出さしむ、

そを賦れる書にや、調所氏の家藏按に、年月日なし、おくに右件

ゆ、嘗て比志島氏の家藏とて筥崎役所築地之事とかき出し比志島西保な

との丈尺をかきし建治三年正月の文書をよミたり、よく符合しぬれハ、そ

の賦二ハ疑あらしに、大穴持新田五段五寸神主大宮司御家人姫木太夫

篤季、中呂臣カ五段内五寸、三反〇一〇一〇宮司分田御家人姫木

太夫篤季、料田一反二寸神主惣大宮司同人・小大宮司主神

司祐恒、又蒲生院の内にて、府社中呂二反二寸大府御領

御家人姫木太夫篤季按に、文永九年より僅五六年も後な

へ、又文和年中大隅國佐殿御方凶徒等交名注文にも姫木

郡司十郎か時ニ一族と見ゆ、斯く上古より中臣氏の伊加麻

呂や阿曾麻呂等か大隅の國司と為りて大穴持神社によし

ある事とも前にかうがへるが如し、また中古にてハ姫木

篤季かの大穴持の神主大宮司たること建治の頃に見得、

近くハその族裔なる瀬戸口伊豆入道か享祿生れの身をも

て古き傳へを筆して、先祖は上大隅の住人姫木某にて、

しくう神を司り、古よりの國司にて國家を守り、今に至

て姫木城のはつれに國司か嶽といへる嶽のあるハ其時よ

りの事となんいひおき、又土持仙岩も聞ふる博物なるに、

こも上古より姫木郡司と古書にミへけりといひ、其姓は

二人ながら皆大中臣といふに據て彼此まじへ考ふるに、

その驗しを採れる年々のあハひに動もすれハ數百年を

隔て、その間いかなる世の變易事の沿革かありつらん

もそは知がたけれど、今見あたる古書どもの此に拾へる

が中にしてハ數百千年の間を馳せわたれど、そもく中

臣氏大隅に司とし大穴持の島を造られ、島へまた社を建

らるなど、皆中臣氏の國司たりしこと正史にミへしより、その神主大宮司も亦おなしく中臣氏にて、世々姫木に居城し、姫木をもて氏とし、その國司のみより鎌倉の世をおへ足利のはしめに至までおし通り郡司にて、或は守護所の調所職となど為り來れる一筋ハおほかた疑へきにあらず、然あれバ、伊豆や仙岩等かいへる中臣氏の後なることハあきらけし、然世に精博名高き通古の説に藤原姓税所の族といへるハいといふかしけれとも、按するに、中つ世にて税所氏の庶子を養襲せしこともありつらん、よてその系をもかの庶族として子孫二姓を冒乱すに至れるならん、但し文武紀二年八月の詔に賜ひたる藤原朝臣の姓ハ、其子不比等をして承しめ、意美麻呂等かこときハ神事に供らるに縁て舊姓の中臣をなれとなんミへたれハ、およそ藤原氏にても神事に供へらるものハ中臣を称するの故事あるかハ知らねと、税所氏も固よりおなしく供神事ものなる歟、さあれハ彼も中臣とこそ名のらんに、然あらざるをもてミレハそもまたいひ難し、重て識者に問へし、斯て姫木氏も應安の頃までハ宗邑を有てる歟、永和二年文中交名注文にミへしより二十餘年におよべり齡岳公の時、本田氏

親姫木城を攻陥せり、是にいたりて没落せしならん、

#### 本田氏姫木及び清水居城の説

山田聖業日記抄

氏久御代ニ穢所方求摩相良取合、曾於郡に走越、不斷守護に敵たるに依て、大隅の煩是也、社家嶋津殿に依無他事、正宮之上笑の隈に陣を構へ、三年御坐有て曾於郡姫木城を責落す、守護代として本田親治・氏親父子被差置、其後清水を責落し御持候処ニ、湯の峯今俗に山野とよべり、姫木城の北に當れるとそにて合戦有て、税所子息討死す、味方ニも御内之瀬戸口方討死す云云、

山田聖業系圖目安ノ抄

元久代云々、隅州長尾城本田氏親仕落、氏久御代、ひめき・清水両◎城是も氏親仕落、長尾城ハ横川城の事也と古蹟辭にミゆ

酒匂安國寺申状ノ抄

氏親・親春なんとハ上意をうけす候へ共、時節を見はか

らひ候而わつかの勢にても大敵ニよせあはせ、度々打勝候而こそ大隅之國をもふみしつめて候へ、是をこそ一騎當千とも可申候へと云々、

永和之前後 氏久公より姫木・清水両城を御攻取、氏親并其子親治江被下、隅州之守護代迄如元無相違被仰付云々、

應安年中、曾於郡之城主税所某求摩之相良氏与心を合せ、度々守護之命を相背候而已ならず、守護方ニ相迫り候ニ付、氏久公御出馬被遊、隅州咲隈を御陣ニ被定、姫木城を被攻落、氏親及長男親治江被下候、繼而又清水城をも被攻取、是をも氏親父子江被下候由、舊記ニ見得申候云々、

清水・姫木両城永和二年氏久公攻取之、本田二郎氏親・其子親治父子ニ預給云々、

右に拾ひし諸の説を參へ考れハ、應安の頃までは姫木

氏なほ姫木に居城せしならん、然ふして税所氏等と守護方ニしばし寇せしゆへ、氏久公これを討玉はん為に咲隈城に三とせほどおハす中に、氏親父子よく敵の虚を察すまし、僅の兵もておしよせ責め陥しつらんを、直に公そのいさほしをめてられて彼の父子に賜ひける事、永和二年なるへし、去ればその時姫木氏も没落せしは疑あらし、それより次第に漂泊して帖佐の農民ともなれるか、又大岳公の時姫木氏に瀬戸口名を賜ひて、それより氏も瀬戸口とよへる事、瀬戸口伊豆か自記にもあれハ、その嫡庶ハ知らねと、其頃までハ餘りおとろへざるにや、瀬戸口名ハ十三丁の所にして、旧記ニ三鉢堂・松永・東郷等の間にしるしあれハ、今曾於郡の松永村、日當山の東郷村、踊村ユマヤ三鉢堂などの類なるへし、且東郷までハ姫木氏の邑と聞けり、今瀬戸口の名此邊に遣れる歟、重て邑人に問へし、

應永記

應永六年己卯夏ノ頃ヨリ物言ヒ充滿ス、皆人成疑、兩殿伊久・元久の御中餘り甚深シテ、總州ノ三男黒殿ト申テ元久兩殿なるへし



りと筆をと、め、十代立久公の御寺市来の竜雲寺に藏めおかれし御記録と  
 なん聞ぬれハ、此にいへる今者の字ハ文安のはしめ大岳公の時を指せるハ  
 明けし、又かの長尾城は今の横川にして、藤内左衛門沙弥正智守つらんを  
 元久公の時ニ攻落し、姫木・清水ハそれよりまへ氏久公の時氏親皆仕落せ  
 し事、聖榮の目安ニもあきらけし、然をこ、に今ハと辞をあらためいへる  
 は、元親元久公に叛きて出亡せし時き、特恩にてその幼子を召出されて、  
 清水城はなほ相替らす預おかれたる事、聖榮自記ニもあれど、長尾・姫木  
 のことハミへされハ、此らハその時うちあけられ、こ、に至りてまた久豊  
 公より賜ひもしてそ斯も改めい、(以下、山田聖榮自記)  
 へるか、今その詳なるを知らず、元久之御意云々、忠親不儀なる  
 とて親之忠を非可忘とて、子孫幼少なるを召出し、親類  
 之者相副、清水之城を被預、年月經候処、元久御上洛之  
 時、御親類様、時之老名阿多・平田方皆同意被申ニ任、  
 京都ニて本田忠親入道安了元久之懸御目、子孫于今繁昌  
 云々、按に、元親はじめ次の弟親光を継子とせしに、非道にして先に歿  
 せり、よて五弟重經を養子すと重經か譜ニミゆ、此に召出れし幼  
 子ハ親光なる歟、又重  
 恒なる歟、重て考へし、

(別紙)

「右一冊者、従林家令借用写之置、他見を不免者也、

寛政六年寅十月十八日

本田氏系圖抄

重親弟

氏親

二 郎 信濃守 事于氏久公有功、

親治

二 郎 因幡守

永和二年、氏久公取姫木城、使親治戌之、

元親

後名忠親 二 郎 五 郎 左衛門尉 信濃守 法名

安了 元久公・久豊公執事

重恒

又二 郎 信濃守 久豊公・忠國公執事

兄元親無子、養為子、重恒驕富蔑上、太守忠國

公怒之、賜家督於國親、其後為國親被殺、

親光

國親

二 郎 五 郎 又二 郎 二 郎 太 郎 信濃守

称小城、 因幡守 忠國公 立久公執事

親家

早世 國親、於是國親獻清水城、奉

親成 仕鹿兒島、此時一族家臣為昵  
号花棚与五郎、近、其後又賜清水城、  
重恒 為兄養子、

兼親 又二郎 因幡守 法名了觀 忠昌公執事  
「文明六年、兼親居于清水」

親安 又二郎 四郎左衛門 三河守

親貞 初親成 又五郎 刑部少輔 加賀守 因幡守  
一恕

親知 又五郎 刑部少輔 因幡守  
親治

親賢 天文十七年、以姬木降貴久公、  
親豐

兵部少輔 若狹守 親商 源右衛門

董親 又二郎 紀伊守

貴久公賞功加賜日當山・牛根等數邑、後謀叛公、  
天文十七年十月九日、委清水城奔於庄内、

親兼 大炊太夫 与左衛門 公親

從父出奔庄内、後悔事義久公、

本田氏系圖抄  
上世略

元親 二郎五郎 左衛門 信濃守 入道

賜隅州守護代、住清水城、兄親光子國親讒太守奪  
家督所領、殺重恒、

「重經」  
(144)

信濃守 實弟也、

元親無嗣子、依之第二郎五郎親光為繼子云、

全二流祖

貞親 親兼

左衛門尉 入道名靜觀 宮内左衛門 道觀

嘉曆中、

久兼 子孫別ニアリ、

二郎左衛門 兼阿

親保

信濃守

重親 氏親

小太郎 二郎 信濃守 信濃守

文和中、氏久ノ代、 應安中、

忠親 元親

因幡守

應永中、

〔肝付兼重譜中〕

建武四年十月、衾寢清種等從三保引去、於是、兼重及野

邊盛忠・大隅忠國・谷山隆信・矢上高純・平忠世等入曾

於郡、立塞於郡田・清水・鼻連山、

亦曾於  
二十九日、同攻橋木城、戰於吉水、  
郡地、

〔國司貞久傳〕

建武四年十月云、肝付兼重・野辺孫七盛忠・大隅助三

郎・谷山郡司・鹿兒島郡司・知覽郡司等築壘郡田・清水・

鼻連山、

十一月二十九日、攻橋木城、重久孫八篤兼禦諸

吉水、  
郡田村名、屬嶺郡清水郷、清水郷弟子丸村有清水寺、亦号  
真珠院、橋木城遺墟在曾於郡重久村、吉水地名、亦在曾於郡

曆應元年戊寅云、三月十八日、肝付兼重・野辺盛忠率

薩州凶徒、圍築瀨左衛門太郎宅、橋木・姬木・荒瀨諸城

出兵救之、兼重・盛忠退保鼻連山、  
拋森岡孫之進文書、姬木  
城在清水郷姬木村云、

日、兼重・盛忠引兵攻橋木城、森行重與地頭御家人禦諸  
姫木崎、擊破之、

〔重久篤兼譜中〕

建武三年十二月、篤兼乃赴屬直頭師、攻兼重城有戰功、

○四年丁丑十一月、前此、肝付兼重及野邊孫七盛忠・大

隅助三郎忠國・谷山郡司當五郎  
隆信也・鹿兒島郡司當矢上  
高純也・知覽郡

司當又四  
郎忠世也等、率數千騎、入我大隅、築壘於郡田・清水寺・

鼻連山、至是二十九日、同攻我橋木城、篤兼迎戰禦之於

※吉水、吉水地名  
在曾於郡、家僮多被疵者、○曆應元年戊寅三月十四

日、兼重黨人渋谷吉岡孫次郎入道郡督  
院祖等、夜取日當山城、

西光寺衆覺乘法眼所守、而今遺墟在  
日當山地頭飯屋西北十餘町西光寺村、將兵據之、十五日、篤兼及

守護御代官森三郎次郎行重・其他地頭御家人等合兵與攻

日當山城、十八日、肝付兼重・野邊盛忠率薩州賊數百  
騎發出

自鼻連山、圍築瀨左衛門太郎宅、放火燒之、篤兼乃發城

兵、即橋  
木城及姫木城・荒瀨城等兵俱續救之、兼重・盛忠退

保鼻連山、二十日、兼重・盛忠帥薩兵數百  
騎復攻橋木城、篤

兼及森行重・地頭御家人等俱拒戰、禦諸姫木崎、悉却之、

篤兼殊戰、躬亦被疵、二十三日、以間主將、主將未  
考乃加花

押、還賜篤兼、

※(頭注)

〔日當山城ハ今襲山郷、

參考

橋木・荒瀨・鼻連山等ノ古跡各實地ニ於テ札スベシ〕

<sup>39</sup>〔重久氏藏書〕

大隅國重久孫八藤原篤兼軍忠事

一去年十一月廿九日、肝付八郎兼重・野邊孫七盛忠并薩

州谷山郡司・鹿兒島郡司・大隅助三郎・智覽郡司以下凶

徒等、率數千騎、取郡田・清水寺・鼻連山於向城、押

※ 寄御方城橋木之間、出逢吉水、依致散々合戰、若黨等

數輩被疵訖、

一今年三月十四日夜、兼重・盛忠之黨類并渋谷吉岡孫次

郎入道以下凶徒等、押取西光寺衆徒覺乘法眼之城日當  
山、

楯籠彼城之間、同十五日、當國守護御代官森三郎次郎

行重并地頭御家人相共押寄當城日當  
山、致散々合戰畢、

一同十八日、兼重・盛忠并薩州凶徒等、率數百騎、取鼻

連山於向城、押寄築瀨左衛門太郎本宅燒拂之間、御方

城橘木・如木・荒瀬軍勢相共懸出、致散々合戦、即凶徒等追籠鼻連山畢、

一同廿日、兼重・盛忠并薩州凶徒等、率數百騎、押寄橘木城之間、當國守護御代官森三郎次郎行重并地頭御家人相共出逢姫木崎、數尅致懸逢合戦、篤兼懸先、追落凶徒等、隨而自身被疵畢、

右、合戦軍忠之次第、守護御代官森三郎次郎行重見知畢、然早彼経御注進、浴恩賞、為令成向後弓箭勇、粗言上如件、

建武五年三月廿三日

藤原篤兼

承了(花押)

(本文書ハ一旧記雜録前編一二二〇一〇号文書ト同一文書ナルベシ)

※(頭注)

「橘木城ハ即曾於郡城ニシテ、曾於郡重久村ニアリト云ヘハ、今襲山郷ニ係レリ、照考スベシ」

「本田因幡守國親譜中」

隅刃守護職者、雖為鎌倉武衛嚴命之地、中古退轉、當六代氏久主時、黜畠山・税所等、自賜清水城於曾祖父氏親、

以下武威漸振、出則護朝家、入則祠宗廟、時在世主重恒者、蔑君命乱仁義、故不得止、文安元年甲子、忠國主戎衣自將以攻之、重恒敗北、走税所之宅、而雖使新納氏守清水城、城中數怪異起、不能居、訴太守退去、國親者、避重恒之乱、事太守於鹿兒島春秋三年、於茲太守忠國主準鎌倉古例、文安三年丙寅、又使國親守于清水、始為重恒之領迨七百町、今賜惣小川三十町、故家臣等多作昵近、重恒去清水雖居税所之宅、臆意尚未休、文安三年丙寅、号佛詣上京師、又販來竄居税所之宅、如斯而可改先非者、素同根姓、豈何拒之、却使我稱讒人類含憤、文安五年戊辰十二月二十九日、催来税所之黨、圍我清水、故不忍閣之、終追伐於石原口、

40 正八幡於四ツ足ニ忠國ほろ御さうてん、御しやくに最勝寺俊道御參候、去年八月ひかかん程なく、當年三月廿四日、伊東・北原の人数廻に引とをし、三ヶ所へ同日に衆をつかひ申、さつまの人数▽㊦めぐり・敷根・上井打入被申、ひき申處ニきり△付被申、山崎のあたりにかつせんはしまり候、社家の人数よこ入めされ候て、数千人てきほろひ候、

御屋形様御しつけん被召候くひ千三百四にて候、御しやくに被參候、きつきう依目出度ニ、俊道望をたつし候へ  
と御老中へ被出仰候、國親(⑩ニ異)見として内状を進候、万  
前・中津川・下久まぢりくのはく地水田坪付書付候て、  
鹿兒嶋江御參上候へ、御判を申受望をたつし可申候、巨  
細者御面語時可申達候、恐惶謹言、

三月廿九日

藤原國親判

最勝寺俊道

本田因幡守

參御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三四一号、「同附録二」六七五号文書ト同一文書ナルベシ)

〔纂考〕

清水城弟子丸村 後一条天皇治安元年辛酉、税所篤如アツコ篤如は家譜に宇多天皇第三の皇子敦房親王より霧島・鹿兒嶋兩神社の檢校職に五世の孫正五位下藤原篤如とあり  
任せられ大隅國に下り、贈於郡を領して神領の租税を主り、税所を以て氏とす、皆人贈於郡殿と号す、子孫世襲して贈於郡を領す、建久八年圖田帳に所領余多見えたり、島津忠久封に就て、  
家臣本田貞親大隅國の守護代にて當城を治所とす、税所  
※氏守護の命に應せず屢戰爭に及ぶ、貞親より十代本田董

親屢軍功ありて、勢を恃タカミ恣アツに近境を併せ、其子親兼無道にして父か勢を恃ミ、天文十七年三月、一族本田實親か居城姫城を攻む、島津貴久其將伊集院久朗に命して董親父子(⑩也)を代しむ、董親禦く事能ハす降を乞ひ、程なくして又叛ユく、同年十月、再び久朗に命して遂に城を抜く、董親父子日向國庄内に奔る、樺山安藝幸久董親か居間に入て見れハ、住馴し槓の柱も忘るなよめくりあふへき時もありやと、自の手にて柱に書たるを見て、幸久流れ出て岨る瀬も無き水莖の跡はかなくも頼おくかなと書添しとそ、此事を木戸監物といへるか著したる勇士談といふ冊子に、島津家臣本田某か城を攻抜き城主の居間を見るに、槓の柱よ我を忘るなと云ふ源氏物語の哥を床の柱に張置しを見てとありて今の哥を載たり、

※(頭注)

「文明六年ノ旧記ニ清水ニ本田兼親トミユ、因幡守也」

〔地理志〕

清水城 芦原山、隈部城ト云、弟子丸村・山ノ路村兩村ニ有リ、大手清水城 芦原山、搦手農ノ口、菓堂口・落水口・玄龜庵口ノ五口アリ、税所氏守之、永和二年、氏久公攻取之、本田二郎氏親・其

子因幡守親治父子ニ預給、忠國公御代、因幡守國親親治

三代領、其子因幡守兼親、其子兼安、其子次郎左エ門重

親親治六世後紀伊守仕貴久公、依有軍功數ヶ所賜新恩之地、威勢強

大ニシテ驕ヲ増ス、其子左京太夫親兼無道也、依之一族

家臣等逆乱ス、故ニ貴久公治伐之、天文十七年十月九日、

董親父子没落、庄内ニ落去ス、日新公則城ニ入御、十四日

兩年御在城ト云々、

〔聖榮自記〕

氏久御代目安

清水・姫木ニツなからはモ氏親仕落ス云々、

〔地理志〕

「十七年代記ニ、九月三日姫木ヲ切取、同十二日清水本城渡トアリ」  
天文十七年九月三日外郭落ル、同十二日本城落城、日州

庄内ニ退去ノ時、城ノ柱ニ源氏物語を思ひ出して左京太

夫親兼事也、立馴し槓の柱もわするなよめくりあふへ

き時しありやと、是を見て樺山安藝守玄佐、流れ出て帰

る瀬もなき水莖のあととはかなくも頼をく哉、

弘治三年比、島津右馬頭忠將清水・上井・下井ヲ領ス、

其子以久ハ清水・新城・上井・福山天正八年比・姫木永祿比ヨリ領之、

當城山下ニ征久屋地跡有り、

〔肝付越前守兼演傳〕

天文六年丁酉、實久望守護職、往告豊州・北郷氏・本田

氏皆服、新納忠勝不可、于是實久催隅州兵衆於清水、伐

新納氏、兼演雖非本意、一旦應催促從軍云々、

〔本田因幡守兼親譜〕

島津豊後守季久及其息修理亮忠廉為帖佐城主時、與我清

水相戰已有年矣、雖然終致和睦、

文明十三年辛丑、修理亮忠廉号的興行招兼親居城并稅所城

曾於帖佐、不得辭相共到、忠廉責之曰、可去渡曾於郡・

清水兩城、稅所者畏害應之、兼親者不然、蜜通支於清水、

群臣聞之、鎖門構柵議曰、兼親者於帖佐不如窮死、於清

水建千世鍋、後名三河守親安、引父兼親之童名、永欲令為大守之臣、兼親諸群

臣言、定必死於帖佐、忠廉聞之、以吉田氏為和義、兼親

漸遁虎口飯清水、○十七年乙巳三月三日、依忠廉之催促、

攻上井城有功、

「莊内平治記」

董親心を渋谷・北原ニ通して、境の内を騒動し乱逆を企しかハ、相模守忠良公宮内ニ発向し玉ふ、然に本田ハ故旧の臣也、是を滅し尽されんハ忠良主の素意に非ず、然といへとも止事かたく已ニ清水の城を攻らるへきよし聞得けれハ、董親曾於郡の城を以て北郷忠相に付与して頼ニ打頼といへとも、内々董親心を渋谷に通する故ニ、太守公も御許容なし、去共忠相調略して董親父子を招出して兔角相調へけれハ、上和き下陸ふして未幾くならざるに、果して心を祁答院・北原ニ相通して共ニ又禍乱を起す、ときニ伊集院大和守忠明計を帷幄の内ニ運し、天文〔頭注〕襲山參照十七年八月晦日、日當山を襲取、北原か宗徒の臣百余人命を捨て防ぎけれとも、やわか面を向ふへき、此畧忽ち落去せり、然るニ本田刑部少輔ハ姫木の城主也、本より彼董親とハ胡越を隔る、のなれハ、〔本マ〕同九月五日、太守公の御勢を城中に招入て、北原か衛を碎て、敵軍競て防くといへ共、争か以て對すへき、たちまちニ攻破らる、同

六日、味方の兵清水ニ発向するに、防ぎ戦ふも勢もなし、同八日、忠良主旗を進て向せ玉ふニ、本田争てか對すへき、同九日、董親父子清水の城を捨、庄内ニ向て遁れ出北郷忠相を頼て僅の命を継ニけり、不義の富貴ハ浮雲の如しと君子宣言明か也、慎すんハ有べからず、同十四日、貴久主清水ニ至らせ給ひ、隅州の逆徒を平治まし、民を安んし玉ひけり、

「調所氏譜中」

天文十七年戊申九月、本田董親以清水叛、大中公帥兵攻之、九日、董親委城遂奔莊内、十月、封弟忠將君鳥津右馬頭於清水城、諸神官等安堵舊宅、恒房亦還舊衛云々、

「箕輪伊賀記」

天文十七戊申春、大隅ニ亦起逆乱、其由者、本田紀伊守親廣當家累代ノ旧臣トシテ為大隅守護代、彼ノ先祖本田元親ニ大隅ノ守護代ヲ賜シヨリ以来、代々敬上撫下、政道正シク、故ニ高ケレトモ不危、満而不溢、至此紀伊守國郡領一分、剩嫡子又二郎ヲ稱左京太夫、不順御下知、

其行跡驕テ政道不正云々、其時姫木ノ主同名刑部丞、其家来ニ嶋田民部丞ト云者アリ云々、鹿兒島エ申入、刑部丞殿ヲ出頭サセ申サント思ヒ立ツ、此由鹿兒島ヘ申入ニケリ、太守聞召シ、嶋田カ申分神妙也、左アラハ番兵ヲ籠シト約束正ク承テ罷帰レハ、ヤガテ番兵ヲ忍セ差越サ、嶋田カ調法シケレハ無難内ヘソ引入ケル、

「箕輪伊賀記」

三月十一日、刑部丞殿姫木ノ城ヲ取構ヘ、上井ニ与シテ、清水ニ向始テ軍ノ手形ヲ出シケル、紀伊守親廣ハ聞之、同十三日、卒國中勢寄来ル、姫木ハ對清水誠ニ九牛ノ一毛ナレトモ如何シケン、紀伊守打負テ引退ク、偏ニ蒙天罰、其家可傾靡不遠欵、竊ニ慮之、此紀伊守ハ、去ル大永七年丁亥、背先君之命、清水ニ楯籠リ御敵トナリ、于時八幡宮衆徒諸司神官等、各御宝殿ヲ左右ニ構ヘ、是ヲ憑ミ郡中人民同ク籠居ス、本田新納近江守ヲ相語ヒ、其勢ヲ引卒シテ寄来コト及度々云々、或時小家ニ放火ヲ放チ、魔風忽ニ吹拂ヒ、神社一時ニ灰燼ト成リ、多クノ人ヲ滅シケル、其後本田大隅ノ郡ノ一分ニ領シ、徒ニ人民

ヲ疲勞シ己ガ私宅ヲ造作スルノミ云々、然ニ彼大隅ノ地ハ八方ニ連城鄣、東ト北ハ野山高ク、南ハ海、其内ニ數千丁ノ田畠アリ、殊ニ清水岩石數千丈聳エ、輒ク可攻様ナシ、又一族姫木ヨリ起乱トハ思ハザリキ、然處ニ山北眞幸之主北原伊勢守軍兵ヲ差遣シ、日當山ノ椿ヲ攻落シ、渋谷黨ノ者共小濱ノ城ニ寄来ル、廻・敷根・上井等モ連々中惡ケレハ、人衆ヲ出シ、小村・濱ノ市其外浦々放火シテ一度ニ焼立レハ、如何國中モ可成ヤト地下ノ者共肝ヲ消シ驚也、於爰紀伊守長濱ヲ太守ヘ奉テ御加勢ヲ頼奉ルノ由申サル、連々疎意ノ人ナリトテハカクシク加勢ナシ玉ハス、是ヲ恨ミニヤ思ヒケン、又北原ニ和談調法シテ中直トシテ、鹿兒島ヘ御敵トナラレケル、然ルニ八幡大菩薩ハ就中當家尊崇ノ御神也云々、社衆ノ長留主・桑波田道賀沙門ヲ以テ御人數ヲ宮内ニ被籠ヘキ由申サレケル、於是諸卒ノ云ク、大隅ハ隔海路、其外渋谷・蒲生・加治木カ所存モ如何有ヘシト猶豫スル処ニ、大和守忠朗兵法武略ノ達者ニシテ、忠ヲ重シ身ヲ輕スルノ士ナリ、於其儀不可移時日トテ、數十艘ノ兵船ヲ相調ヘ、同三月四日ニ出船シ、其翌日宮内ニ馳集リ、咲隈ノ城ヲ受取、

其夜ヨリ何ツモノ當家嘉運ノ灵火見ルコト幾クニシテ山野ヲ不照ト云所ナシ、然處ニ、本田紀伊守親廣ハ小濱ノ城ヲ渋谷ニ去渡ストモ、欲企謀叛彼ノ地へ去ル、天文十一年ニ安藝守範久為避乱以謀計先本田へ去渡ス、親廣得之、雖存君恩、無程欲覆國家、積惡ノ至、豈不亡其身乎、彼樺山安藝守・伊集院大和守ヲ為武將共ニ大隅へ発シ、抛一命被尽軍勞ノ故、已ニ本田ヲ被退治、廻・敷根・上井モ御慈ニ各參リケル、同清水・姫城有一和之調法、是以欲助紀伊守也、然ニ運命之所尽、曾テ不承引、剩へ肝付ヲカラクリ、牛根ニ与シテ、已ニ欲奉傾太守、仍テ五月廿二日、大和守忠朗案内者ヲ取テ清水ノ新城ヲ忍落ス、親廣祁答院・北原ニ相与テ欲防戰、忠朗廻謀於帷幄之中、（撰述）天文十七年ノコト同八月晦日ノ夜、日當山ノ椿ヲ忍取、眞幸ノ番兵平良尾張守・白坂助左衛門ヲ武將トシテ其勢百余人防キ戰ト云トモ、遂ニ攻破レテ、或討死シ、或ハ落失ケル、爰ニ薩摩ノ手ニ田尻荒兵衛尉ト云者アリ、強兵忍手ノ人數ニ立テ數ノ敵ヲ打取ル、其外長井軍助・松下雅樂助・上井甚左衛門・梶原藤七兵衛ナト高名セリ、又同九月五日、本田刑部丞薩州ノ兵ヲ引入、眞幸ノ番兵ヲ打ントテ互ニ

為決勝負、葛原合戰ニ田尻荒兵衛・伊集院弥六・肥後掃部左衛門・宅間與八郎・木脇大炊助・奈良原源八郎抛一命防戰フ、是皆嘉名ヲ得タリ、敵一所ニ集リ雖防戰、番兵力尽キ落ントスルニ落ラレス、可漏様ナケレハ江魚ノ如望網外、日新入道彼等ヲ殺シ罪作り何ノ益カ有ンヤトテ、加警固躍ノ界迄送玉フ、其翌日清水ニ発向ス、然間、薩隅ノ軍兵互ニ靡旌旗攻戰フ、竊カニ惟ルニ、此本田者不啻背府君命、神社ヲ燒亡シ、佛天ヲ不敬、人ハ依神德添運ト云、豈可長久耶、日新入道御旗ヲ揚ラル、同十一日、紀伊守捨清水莊内へ落去ル、其外ノ一族郎等星ノ分散スルカ如シ、同十四日、太守貴久朝臣大隅ニ御入部有テ治隅國、慈愛ヲ郡民ニ施シ、蒙仁恩者合掌シテ手ヲ首ニ不拳ト云者ナシ、然ニ彼本田カ家ヲ非可断ト宣ヒテ、日新入道殿北郷讚岐守ニ相談シテ、紀伊守カ嫡子左京太夫ヲ被召出云々、

〔調所氏譜抄〕

天文十七年戊申九月、本田董親以清水叛、大中公帥兵攻之、九日、董親委城遂奔莊内、十月、封公弟忠將君於清

水城云々、

「嶋津右馬頭以久譜」

天正十六年、以久讓隅州清水於嫡子彰久、而移居於上井城、此歲秀吉公賜判物、其文曰、

41 其方本知事、如先之至領地、不可有相違候也、

天正十六

九月十日

秀吉書判

嶋津右馬頭とのへ

(本文書ハ「旧記雜録後編」二五—八号文書ト同「文書ナルベシ」)

「地理纂考」

智尾神社弟子丸村

奉祀 伊弉册命

同村智尾山に在り、建部宗房創建にて、文明以來の棟札を蔵む、宗房ハ

即建久八年大隅国圖田帳を注進せる田所檢校建部宗房な

り、圖田帳に弟子丸五町廻村三段建部宗房所知とあり、此外建部近信・建部清俊・建部高清・建部清重知行と見え、臺明寺文書の中に權大掾建

部とあるも宗房と同族なるへし、後に氏を弟子丸と改めて世々當社を氏神と

す、さて此廻村弟子丸云々とある廻村ハ今の福山郷の旧名なり、弟子丸カ領地の廣大なりしをおもふへし、弟子丸氏文書に、康曆三年五月廿日島津氏久弟子丸若徳に贈於郡智尾名を與ふる書あり、若徳ハ宗房カ後なり、智尾の名義高千穂山の卷に云り、

「名勝考」

ヒヨシ日吉山王ヤシノ山山路村地主権現とも稱す、その地主園ハ、臺明寺の門より西を存

奉祀大穴持命 例祭十一月未申日

此一山を青葉山と稱ふ、地名便覧に見えたり、大隅州名所の一なり、青葉竹ハ即此山の名産、俗に臺明竹といふ、○社壇は益救の杵材にて、昔時名匠一の鉦を以て造立たりといふ、社の西淨見瀧といふあり、高二間許、其水清徹にし鑑へし、社前の流を御手洗の清水と唱へ、祀具を洗淨る所なり、郷名の清水は即淨見瀑布より出たりとぞ、○篠田は篠竹の竹田なり、相傳、むかし神武帝いまた高千穂宮に御坐ましける時御箭の籜ヤカラに用ひさせられし處なりとて、今山王鳥居の川向に在り、天武紀、箭竹二千連送下於筑紫など見えたり、夫より後、天智天皇太子にて筑紫へ御下向の時、此地へ

過臨あり、青葉竹を以笛材の貢御所に定められしより、  
 笛竹之事につき、或は天使を遣され、或ハ綸旨を給り、  
 在聽人及臺明寺主僧へ下知し、竹林を愛護すへきの旨を  
 諭され、又同じく武家執権の奉書等若干通臺明寺に筒藏  
 す、俗に臺明寺文書と云、臺明寺ハ竹林山衆集院と号す、自天智帝の  
 勅額所と称ふ、然とも當時勅願の定額寺あることを聞す、  
 是皇太子の時此地へ御過有り、其後登極ありてより青葉  
 竹を以て貢御に命せられしをいへるなるへし、笈埃隨筆  
 に、むかし天智帝筑紫に六年まで止り給ふ、その間に九  
 州の地を巡見遊ハし、大隅國にいたり玉ひ、此時大隅國てふ名ハいまたなし、日南國此邊に笛につくるへき竹也有ると御尋ねあるに、當  
 所の民この山の竹候とて一本を青葉つけなから伐て奉り  
 けるを、帝笛につくらせたまふに、其調律に叶ひて音聲  
 めてたかりけれハ、都へ還御の後も、青葉なから伐て奉  
 りし笛竹を貢まゐらせよとて大内にもてはやし、数く  
 笛に造出されけるほとり、世々に傳りしも多く、壽永に  
 平家の敦盛なども是を秘藏せしを、俗に敦盛の笛ハ節に  
 ひゞき作りたる後蟬より青葉を生したりなといひなしか  
 るハ、其本をしらぬみたり言なりと記したり、此事いか

なる傳へ有て記したるかは知らねとも、其実を得たりと  
 ハおもはる也、又青葉竹を今臺明竹といふ、他國にハな  
 きものなれば、蒲葵ヒツクなど、同じく朝廷の御用に召れしも  
 の也、今臺明寺文献の中鐘銘一通を鈔録す、

隅州臺明寺、是青葉鳳笛之貢御所、白馬龍蹄之清躅也、  
 巖石廻外、澗川横中、遠近仰於靈驗、緇素致於帰依、爰  
 古鐘銘云、天慶九年之比、鑄改昔日之小鐘云々、此鐘在  
 寺、具如本銘、然今其勢卑少、其音不遍、適送歲霜、拙  
 及穿闕、仍衆徒合力、万人在勸、改彼古鐘、遂此大望、  
 上通有頂、下度无間、于時正嘉元年丁巳冬十一月十九  
 日庚午、作銘曰、

梵鐘高掛 韻氣无疆 夕聲傳風 曉響發霜 心池澄水  
 覺花送香 邪虎収髻 法鳥刷翹 聞堆尖峯 眠醒家郷  
 感佛因縁 勸僧苦行 逸音遠至 諸天降望 三明開悟  
 六道閑傷

大壇那當國守護代左衛門尉藤原朝臣兼頼  
 勸進者當山住僧阿闍梨亮干

銘雕者藤原重房

大工 高麗行則

「地理纂考」

風杜集<sup>カゼモリ</sup> 姫城村 國府郷<sup>ケシキ</sup>氣色杜より北十町許なり、由緒詳

ならず、水田の中に叢林ありて、樟の大樹<sup>ヒトモトクダテ</sup>一株樹り、根の周圍<sup>マハリ</sup>八丈二尺余なり、名所方角集に大隅國名所とあり、和漢三才圖會に風杜ハ大隅郡とあるハ誤れり、

夫木集

按察

恨みしな風の杜なる櫻花さこそあたる色に咲らめ

「名勝考」

風杜<sup>カゼモリ</sup> 姫城村<sup>ヒメノキ</sup> 方角集<sup>カタカド</sup> ○土人古我杜とも称ふ、むかし古我大臣てふ人の住址此地圖<sup>マ</sup>分郷氣色杜より北方<sup>マ</sup>十町許にあり、

府北八里餘

夫木集

按察

恨みしな風の杜なるさくら花さこそあたる色に咲らめ

め

松葉名所集

春渚

風の杜とてたゝをらぬけしきかな

同助行

正宮傳記曰、清水<sup>シメツ</sup>姫城<sup>ヒメノキ</sup>城下<sup>カド</sup>宇都權現<sup>ウツノミコ</sup>ハ瀬織津<sup>セオリ</sup>姫を齋<sup>イハヒ</sup>ひ祭る、因て其前川<sup>シメツ</sup>を姫城<sup>ヒメノキ</sup>か浦<sup>ウラ</sup>といふ、前川今の天津川、浦ハ前濱なるへし、前に見えたり、

蓋上世此社は瀬織津姫を祀りし所ゆゑ姫城といひしなるへし、諸社靈驗記八幡大神宮部曰、或時薩隅の隼人叛逆しければ、將軍豊前守奉請大御神、祢宜辛島の勝波<sup>カツハ</sup>豆<sup>マメ</sup>為大神之御杖<sup>ミツヅエ</sup>、女官<sup>メノミヤ</sup>なり、立御前<sup>タチミヤ</sup>、奉行幸彼大隅・薩摩兩國、名なり、

自海水浮龍頭、地上よりハ駒犬<sup>ウマノイヌ</sup>をはしらせ、虚空より飛鶴首、隼人等大に驚き惶<sup>オドロク</sup>の時、彼兩國の内七所之城を拔む為、神威を振ひ令舞細男<sup>セイヤウ</sup>、則隼人等興宴にめて、敵心を忘れ、城中より見物に出るの時、先五ヶ城<sup>イノゴロ</sup>城<sup>シロ</sup>奴久良<sup>ヌクラ</sup>・幸原<sup>サキハラ</sup>・志加<sup>シカ</sup>凶賊等伐殺しけれども、今両城<sup>イノゴロ</sup>の<sup>イノゴロ</sup>比賣<sup>ヒメ</sup>の城<sup>シロ</sup>凶徒忽にしか

たきの処に、大神託曰、我三年を限りて荒振奴等を相たすけり、今殺さしめむ者共なりと、其時將軍等大御神の教命を受けて蜂起の隼人を伐殺しぬと云々、是何時とも古書なれハ引けり、さて注の曾於の名城とハ隼人城にて、比賣の城ハ即この姫城なり、元は比賣の城ともいひしならん、今姫木城と唱ふハ重複なり、

○又奴<sup>ヌ</sup>久<sup>ク</sup>郎<sup>ラウ</sup>ハ奴久美<sup>ヌクミ</sup>、幸原<sup>サキハラ</sup>は桑原<sup>クワノハラ</sup>の誤写なるへし、

○當城ハ、先君氏久公むかし本田氏親・親治に大隅守護代を賜ひし時處守せる所なり、従四位下左京太夫本田重親此城を開退<sup>アケノケ</sup>し時、中城<sup>ナカノシロ</sup>の楹<sup>ヒシ</sup>に、住なれし真木の柱も

忘るなよめくりあふへき時しあるやと書つけ<sup>④</sup>ける、此事を木戸監物か勇士談てふ冊子に、島津家臣本田何某か城を攻ぬきて城主の居間を見るに、まきの柱よわれを忘れなといふ源氏物語の哥を床の柱にはり置しを見て、樺山安藝<sup>善久</sup>なり、なかれていて、帰るせもなき水くきの跡はかなくもたのミ置哉と詠たりけると載たり、

〔勝景百圖考〕

風杜 大隅國嘯啞郡姫木村にあり、久我杜とも呼へり、久我大臣といへる人の舊址なりとそ、隣邑に名たゝる奈毛木の杜と近く、上古の遺風を吹つたへて幽雅の景致なり、

〔地理纂考〕

青葉竹<sup>山路之</sup>路村 此竹林臺明寺といへる寺の境内なりしを、寺ハ廢して竹林のミ遺れり、俗に臺明竹ともいへるハ寺の名に因れるにて、漢名蕩竹是なり、竹林の廣三畝許、藩垣<sup>キ</sup>を結ひて竹林に入る事を免<sup>ユル</sup>さす、公用に非されハ伐<sup>キ</sup>る事を禁す、此寺古き文書とも多かる中に、此青葉竹を笛

竹の貢御に命<sup>メ</sup>されたる繪翰旨あり、左の如し、

42 國<sup>④</sup>〔<sup>④</sup>留守所移  
牒此下の二三字  
分明ならず〕臺明寺衙

欲被早任藏人所召物使解狀致沙汰、貢御青葉竹、令私用故、不能調進子細狀、副彼御使解狀一通

移、件 貢御笛竹、任先例、可切調進之由、所令下知也、隨差副御使於國、祇承<sup>フシヨクモテモスル</sup> 貢御所仁令參會之処、解狀如此、<sup>④</sup>如 解狀者、住僧所行尤不穩便、且為蒙府裁、且為令經奏聞、移送如件、以移、

平治元年七月十一日 目大中臣判

權大掾檜前

權大掾紀

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三二号文書ト同一文書ナルベシ)

43 國牒 臺明寺衙

欲被早任府宣、且令參府、且令參上國廳、陳<sup>マシメテ</sup>申子細、藏人所召物使惟宗真忠訴申、

二箇条内子細狀、

牒、今月十八日府宣同廿日到来<sup>①八</sup>□、一臺明寺青葉笛竹

為住僧等忝切用奉穢事者、件笛竹之支、且任府宣、且

令參廳、可陳申子細如件、以帖、「到来の下の一字分明ならず」

永曆二年八月廿九日

國司代勾當源在判

日大中臣在判

權大掾建部在判

權大掾檜前

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二三八号文書ト同一文書ナルベシ)

44 當國 貢御笛竹被切之間、為藏人所御使、殊致其煩之由、

付當寺依令訴申給、可令停止新儀非法之由、被成下藏人

所御下文候畢、於自今以後者、存其旨、可令致沙汰給之

状如件、

建仁三年四月七日

權大(掾)在判<sup>①進藤原</sup>

臺明寺大衆御中

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二一九四号文書ト同一文書ナルベシ)

又正嘉元年丁巳十月庚午の鐘の銘に曰、隅州臺明寺、是

青葉鳳笛之貢御所、白馬龍蹄之清躅也、巖石廻外、澗川

横中、遠近仰於灵驗、縑素致於歸依、爰古鐘銘曰、天慶

九年之頃、鑄改昔日之小鐘云々、此鐘在寺、具如本銘云

々とあり、此白馬龍蹄の語を天智天皇臨幸の御事として

土俗傳稱せる趣ハ、天皇皇太子にて坐しける時筑紫に下

り玉ひ、此地に巡幸ありて、笛に切るへき竹や在ると問

せ玉ひけれハ、此山の竹なりとて青葉附ながら一本伐て

奉りしを笛に作らせ玉ひしに、其調律に叶ひて愛たかり

けれハ、還御の後も青葉ながら奉らしめ給ひしか貢御の

例に成りぬる由なり、此外にも薩隅日の中に天皇巡幸の

趾を傳へたる所あれと妄説なる事、穎娃郷開聞神社及ひ

志布志郷山口神社の卷に當時の事情を擧て委しく辨せり、

参考すへし、

「地理纂考」

篠田山之路村 青葉竹林より北の方二町許にて、今陸田なり、

神武天皇日向國を發して東征為玉ふ時、此所の篠竹を矢

箆に截らしめ給ひし趾なりといふ、

「名勝考」

虚國嶽カウクニケ、高千穂峯の西二里許に在り、同郡の内踊郷に隸す。一名箕野嶽スベノ、雪嶽ユキノ、獸嶽ケモノ、西嶽ニシノなど呼へり。

此嶽極て高し、中領ナカノより上は草木なく、白石焦土類垂て、遠見トホクミれハ積雪の如し、巔の半服にハ深谷の池にて大波池と称す、東西三百間、南北二百間、その湖水決々として

湮濤ヒレカヘを起す、故に名とす、土俗言、是神龍の蟠潜せる處なり、此家イタクキに登る者噪喧カドヒシキをなし、或ハ赤色の帨巾ケナフヒを麾マき

飄ヒレカヘすことを戒む、若或は犯すものあれハ、神瀆シノ雲を起し

霧モヤを覆して風雨暴疾に及ふ、愕然山下に下れハ反て白日青天となること往々あるなりといへり、按、師古云、涇州界有湫水、清徹不容穢

濁カワクニ、每喧汗輒興雲雨、土俗元早於此禱之、龍之所居也、即此ならん、さてこの嶽道甚た峻絶なる上に、其路箬竹蒙茸繁密、攀登マシに艱マシるか故に、至る者罕也、

虚國ハ空虚カウクニの地といふかことし、蓋齧肉之空國也とあるを、口訳に齧脊セナカ也、無肉以譬不穀之地といひ、古事記傳に、空國ハ昔よりムナクニと訓れとも、胸副國ムナソノに空字をか、すして別に胸字を書れたるを思へは、カラクニと訓へきにやと云り、然を此虚國カウクニを二上峯とある一の峯なりとも、又所謂向韓國とあるにて、皇孫尊遙に韓國を望見給ふ所の謂にて韓國見嶽などいふといへる説などハ信られず、此虚國嶽カウクニハいとく荒芒アラヒたる竹藪にて、大むかし

ハいさ知らず、今たに人も通はぬ處なり、又虚國とは主なき地などいへるをや、伊賀風土記曰、猿田彦神始此之國為伊勢、加佐波夜之國云々、其後淨見原天皇御宇、改伊賀、吾娥之音轉也云々、古言に虚國と稱ふる名の義、是にて知へし、

「地理纂考」

物産

飲食 煙艸 大隅にて國府郷の産を第一とす、清水・贈於郡是に次く、

藥種 枳殼 柴胡

樹木 蚊母樹 櫛 甘櫛 榲 椎 杉

飛禽 鴨 鴛鴦 雉

走獸 野猪 鹿 兔 貉 獺

鱗介 鮎 鮒 鰻 龜

「地理課川調帳」

一 清水川

通ニ係ル村方 川原村 大窪村 重久村 山ノ路村

新町村 向華村 府中村

襲山大窪村東 ●●松八登 ●●赤坂峯 四ツ流合、 ○○入水村 ○○関ノ

●●奥次郎 谷川 ●●坂下

清水重久村 ○川畑ニ ●上川ヒラ ○平ノ原  
 至リ、又同村 ●水ノ田 ○旧臺明寺  
 山ノ路村ヲ通テ清水 ○川畑川ト一ツニ圓、国分新町村、  
 向華村、府中村ニ至、大掛樋下ヲ通、三里七分五厘、  
 新川通工流入ス、

幹流  
 一 檢給川

通ニ係ル村方 川原村 川内村 上井村 下井村  
 清水川原村ノ内 ●瀬越 ●西高松下 ●田代 ●木原 谷川ニツ流合、 ○川内ニ至  
 リ一里五分、又 ●本戸鹿倉西 ●大野 ●チヤウクハス ●松ヶ野 ○ス、リ水 三ツ流合一  
 筋ニ流ル二里五分、又福山ノ内 ○ス、リ水 ○猿木場 ○窓ヶ谷  
 ●野谷 ●荒磯嶽 四川流合テ国分川内村 ○大平野 ○渡瀬 ○大ヤシキ ○仁田原  
 ○クチハ ○輪 ○薄水 ○野下 ヲ通り二里、清水川原村ニ於テ二里、皆一  
 筋ニ流合、又同村。流入テ川内村ニ至七分、又上ノ段村  
 ヨリ一ツ一里流レテ川内村 ○木バ ○後川内 ○深迫 ○上井内ニ至リ一線ニ圓  
 フ、上井村、下井村、敷根麓境ノ通檢給川一里五分、  
 合里程三里二分五リヲ經テ下井海工流入ス、

「地頭系圖」

嶺嶺郡

清水

伊集院大和守忠朗 天文十七年九月ヨリ姫木地頭、  
 鎌田玄蕃允政朝 慶長之比、元和二死去、  
 鎌田左京亮政徳 元和五年比、  
 鎌田源左衛門政喬 後左京亮 御家老、寛永九年比、  
 島津安藝守久雄  
 桂又十郎 主水友貞ノ子、  
 五代仲兵衛友光 時代跋考、  
 樺山源三郎 權左衛門トモ、慶安四年七月二十五日ヨリ定、  
 伊集院兵吉郎 後半兵衛 寛文八年二月朔日ヨリ定、  
 山田民部少輔有隆 初弥九郎 天和三年亥五月朔日ヨリ元禄三年冬ま  
 山田新助有從 元禄四年未七月二十九日ヨリ、異本三年十一月ヨ  
 新納主税久品 初帯刀 元禄十年正月二十五日ヨリ定、異本九年十一  
 名越浅右衛門 宝永五年三月三日ヨリ、  
 鎌田十左衛門 宝永七寅閏八月二十日ヨリ、  
 高橋七郎右衛門 正徳二辰九月六日ヨリ享保十年巳十二月二十一日迄、

地理志

清水

竹林山臺明寺衆集院 開基之祖行賢上人、中興榮賢法印、天智天皇勅願所也、境内日吉山王社有、社前竹林有、是所謂青葉笛竹所出也、往古每歲笛竹之勅使來、命在聽官人・僧侶等致笛竹繁茂令、

天文十七年九月三日、外郭落る、同十二日、本城落、日

州庄内に退去之時、本田左京太夫親兼源氏物語を思ひ出

て柱に書置しと、本田没落之時城之柱に書置し、

立馴し檣の柱もかわるなよ「イワスル」

めぐりあふへき時しありやと

樺山玄佐是を見て

なかれ出て帰る瀬もなき水莖の

あとはかなくも頼をく哉

守公神弟子丸城内に有、中頼朝公、左右忠久公・丹後局、

佛頂山楞嚴寺曹能門總持寺末、(州) 巖山五哲之中退幻派、(通) 下天真派、應永年中草創、開山天真自性、應永廿年正月廿三日寂、(十)

地理志

敷根

建久八年三月交名注進案云、官方敷根次郎延包あり、

敷根城 元暦元年甲辰、土岐四郎左衛門尉國房清和天皇十三代土岐隱岐守

光貞六代孫太後鳥羽院御宇賜大隅州小河院敷根村、下着其地、郎安兼息男也

敷根村、而逃球摩在片傍矣、

敷根村、其子賢太郎頼房代參越、則如元賜敷根村領知之、國房逃球摩三十一

年、子孫相繼而十二世領此地、中務少輔頼賀代文祿四年乙

未八月、去此地移下大隅田上城也、

釵大明神 社司瀬戸口氏 祭神一座 日本武尊

福如山蓮持院真大末 開山権大僧都法印明濟和尚

〔地理參考〕

大隅國贈於郡

敷根郷

鹿兒島を距る事東八里十八町余、東南福山郷、西北國府郷に界ひ、坤の一方海に出つ、周廻六里三十五町、村落

※三敷根村上之段村

、人員總計二千三百三十三人、戸數四百七十

二、

※(頭注)

「今敷根村ナシ、麓村アリ」

「地理志載敷根氏譜中」

敷根城 元暦元年甲辰、土岐四郎左エ門國房 後鳥羽院

※御宇賜大隅國小河院之内敷根村、下着其地、數代居住于

此、當代會乱逆之難支、而逃球麻在片傍矣、其子賢太郎

頼房代遂參越、則如本賜敷根村領知之、自嚴親國房逃球

摩經三拾六ヶ年而再飯當地、子孫相繼而十二世領此地、

中務少輔「肝付退治ノ忠功ニ依リ隅州春花・益田ノ地千石ヲ義久ヨリ賜フ云々、此等ノ實地糺スヘシ」頼賀代「敷根系圖同文ナリ」文祿

四年乙未八月、去此地移下大隅田上城也、

※(頭注)

「建久九年三月十三日御家人交名敷根次郎延包トミユ、系圖ニ

ミヘス」

(頭注ハ鹿兒島學立図書館本ニノミアリ)

「地理志全」

「敷根中務少輔頼賀ノ譜同文ナリ」

天文十七年戊申、肝付氏背太守而不出頭、匪翅不出頭、

催軍衆來侵封疆、故同廿一年壬子以降敷根一城為境內、

致防戦者廿四ヶ年、而後退出肝付氏、感其忠功、賜隅州

春花・益田之地高千石於太守義久公也、

敷根筑前守頼喜代ニ島津之号・御家之字ヲ賜リ、島津筑

前守久頼ト改ム、二男以下号土岐、

「文明六年頃、敷根ニ敷根備前守頼次トアリ」

45「旧楞嚴寺文書」

奉寄進「建治中石筑地役ニ小川院ノ内ニ曾小河トアリ」

曾小河内敷祿上檀行平田代「貫五百文事」

右、水田者、自本田出雲守方、重兼本物返之質券取候而

知行仕候云々、下文略ス、

文安三季十月廿日 神重兼判

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三二二号文書ノ抄ナルベシ)

〔源姓敷根氏系圖〕

清和天皇九代孫土岐左衛門督光信十一代孫

國房

土岐四郎左衛門尉

元曆元甲辰 後鳥羽院御宇、賜大隅州小河院之内

敷根村、下着其地、數代居住于此、當代會亂逆之

難支、而逃求摩在片傍矣、

賴房

賢太郎

嚴親國房逃求麻、經三十六ヶ年而後應薩摩徵遂參越、則如元賜敷根村領知之、所次稱號也、

賴義

備中守

義忠

備前守 中務

賴忠

備中守 藏人

忠堅

彈正忠

重基

武者小太郎

女子

牟田多又三郎高基妻

基継

備中守

清基

三郎

成基

彌太郎 備後守

興山

賴次

備前守

賴重

備前守 天文二十一年辛亥四月二日卒、

賴宣

播磨守 此庶流龍兵衛賴堯・仲左衛門賴光

九代之孫敷根監物賴隆四代祖仲兵衛賴豊任子、義久公、依忠節賜千石、

賴愛

備中守

賴次

五代之孫市左衛門賴豐

宗左衛門尉

肥後隈莊戰死、

賴賀

備中守 中務少輔 入道名休世

天文十七戊申、肝付氏背太守而不出頭、匪翅不出

頭、催軍衆來侵封疆、故天文廿一壬子以降敷(根脱力)一城

為堺目、致防戰者廿四ヶ年、而後退治肝付氏、感

其忠功、賜隅州春花・益田之地高千石於太守義久

公也、文祿四年乙未八月、去敷根城移于大隅田上(下脱力)

城也、○慶長元丙申五月五日、於田上卒、年八十

四、

〔文祿四年國史義久傳中

敷根領主敷根中務少輔賴賀為下大隅田上領主、

注云、敷根氏出自源賴光之後土岐出羽守光信、傳十

世至四郎左衛門尉國房、世領大隅州敷根村、國房避

乱走球麻、及子賢太郎賴房被召還、復賜敷根村、因

為敷根氏、賴賀賴房之十二世孫也〕

賴次

弟子丸氏為猶子、

女子三人

弟子丸氏妻 上井伊勢守為秋室 築瀬氏妻

賴兼

備中守

天正六年戊寅九月十六日、於敷根卒、年四十六、

女子

上井伊勢守覺兼室

賴次

五代之孫左内賴道

賴長

賴道

掃部兵衛尉

掃部左衛門尉

永祿四辛酉、与島津忠将俱

発於馬立之陣、遂戰死畢、

賴元

三郎五郎 藤左衛門尉

慶長三戊戌、朝鮮帰陣、海上會狂風之難逃、乗船

反覆而沉波底、實十一月七日也、

立頼

三十郎 中務少輔 母島津右馬頭忠将女也、

頼元有一女無男子、由是慶長四己亥正月、可連續

頼元後之命、仍同年四月、入下大隅田上城、妻一

女為當家之継子、實島津忠長三男也、○慶長四年、

改田上賜高隈、以故同年八月、去田上移高隈矣、

○十八年癸丑、從兄久元割采地中五百斛、称贍庶

子之地賜之、○十九年甲寅、從高隈移于鹿兒島、

○同年、改高隈賜市成也、補串良、次伊集院、次

大口地頭職、○寛永四年死、

頼國

三十郎 早世、

久頼

初頼喜 藏人 筑前守

改源氏為藤原、賜島津称號・諱之久字、仍称島津

筑前守久頼云々、慶安二年、補家老役、

頼行

号土岐新兵衛尉、

彦右衛門尉

頼尚

三代孫兵左衛門頼貫

忠頼

號島津藏人、

明曆元、可胃島津称号旨有命云々、萬治元年卒、

年十八、

久達

市十郎 改土岐称島津、

自土岐土佐守頼勝賜本姓號免許之書、由是達太守

上聽、則使長男號島津、二男与叔父號土岐可也云

々、

久輔

主水

久福

仁十郎

久有

主水

右膳

寛文十三癸丑生、實綱貴公庶子也、

46「嶋津家文書」

(本文書ハ二七号文書ト同文ニツキ省略ス)

「諸家由緒調」

一源姓土岐氏者、元暦年間 後鳥羽院之御宇、大隅國小  
 河院之内敷根村致拜受、數代敷根村ニ居住ニテ候、土  
 岐四郎左衛門國房代ニ肥後國求麻ニ退去仕候、國房嫡  
 子土岐賢太郎頼房求麻ヨリ御當國ニ罷出、敷根村再被  
 宛行、土岐氏ヲ相改敷根氏之称号ニ罷成、代々敷根ニ  
 居住候處ニ、文祿年中敷根中務大輔頼賀下大隅田上城  
 ニ罷移候由、自家ノ系圖ニ相見得申候、且又敷根筑前  
 久頼寛永年間菅宮御即位ニ付御使者被仰付上京候付、  
 嶋津之御称号并御諱之字拜領被仰付、到子孫其通ニ御  
 座候、嫡家當嶋津主水なり、

「本田兼親譜中」

文明十七年乙巳三月三日、依忠廉之催促攻上井城有功、  
 故同十九日、得敷根六町、

47 (本文書ハ一五号文書ト同文ニツキ省略ス)

「文明記」

三月三日に加治木・吉田・正八幡宮一社中寄合而上井之  
 城に陳を被取間、為後卷薩州國久・同三郎成久太郎兄弟・同  
 羽州・北郷・椛山・平田美濃守其外日州の面々敷根に皆  
 被打寄、同五日、城の四方に詰寄て責登る隙に水の手を  
 取んとするに、城衆打下而戦程に、帖佐方ニは本田弥左  
 衛門・隈元五郎三郎・菱刈右京亮被打而引退く処ニ、日  
 置助四郎・同源六・柏原源右衛門を始として若者共城衆  
 を内へ切籠而、終に水の手を取によりて、同十六日、城  
 ヲ去渡「除参ストアリ」し畢ぬ、

「地理備考」

長尾城 敷根村 四方巖壁峭立して天險なり、高百二十余間、  
 山上の周廻二十一町許、本丸・西之丸・三の丸の跡あり、  
 其山東北の方二に分れ、其間に溪谷相通して泉水出つ、  
 下流を船川といふ、又本丸に軍神若宮の石祠あり、又城  
 中に諸人の宅地及び馬場の跡遺れり、敷根氏世々の居城

にて、其祖土岐四郎左衛門國房此地を領し、其子賢太郎

頼房始て敷根を以て家号とす、國房國房ハ清和天皇より十三代

息男なりより第十四代中務頼賀に至り、敵地肝付等の境に

居て能く疆界を守り防戦する事二十有余年、當郷を全す、

天正三年、島津義久頼賀か忠勞を賞して大隅の内春花ハルカガ富郷

之内・益田今帖佐の地千石を加へ與ふ、然るを文祿三年、豊

太閣の命にて田地改易ありて、同四年、頼賀敷根を去て

同國乘水郷田上城に移る、此事市成の糸に詳なり、城の南の山下に敷根

氏世々の墓あり、杵山の中に三面に石牆を築きたり、頼賀か裔

曹島津久浮なり、此墓天明丙午の年、第二十三代の孫島津

仁十郎久芳祖先の古墳崩頽せしを集合して建立せしといふ、

「古城主由来記」

一敷根城

土岐左衛門尉國房

居城年間不詳、左衛門尉國房敷根ノ祖也、本源姓より

出たり、清和帝より十三代土岐隱岐守光貞六代弥太郎

安基息男也、此代より敷根を守る、敷根筑前守頼喜代

に号嶋津、給諱之字、久頼と改む云々、

噓啞郡

敷根

本田作左衛門元親 初又次郎 大炊太夫 美作守

本田市右衛門宣親 元親子、初又二郎 作左衛門 貞享二死去、

比志島内記 桂鞆負久隆澄力 後太郎兵衛 入道恕休 横目頭也、寛文五年二月二日ヨリ

本田四郎左衛門親道 宣親之子、初郷石衛門 大炊太夫 市右衛門 寛文七死去トアリ、

鎌田源左衛門政有 寛文十一年三月三日ヨリ定、

村田爲左衛門經智 善太夫 御用人、寛文十三七月三日ヨリ定、

村田五郎左衛門經貞 御勘定奉行・奏者番・御用人、延寶七壬正月 二十七日ヨリ、

弟子丸市之介宗重 吟味役・京都藏奉行、天和之比カ、

相良四郎兵衛 町奉行・物頭、元祿九年十一月三日ヨリ、

「地理纂考」

豎山神社タテヤマ段村ノ上之 祭神詳ならず、社傳に、元暦元年甲辰、熊

谷但馬守宗直陸奥國桑井津より守り来りて此所に建立す

といふ、鏡を以て神体とす、社殿の前に宗直宅地ヤシキの跡と

云あり、今農夫の住所とす、例祭二月十三日・十一月十

三日・九月七日なり、宗直事蹟 詳ならず

「地頭系圖」

「地理纂考」

飯富神社イヒトミ社段村上之 社地四方半町余にて、社殿林叢の中にあり、神像五体を安置す、祭神及び創建詳ならず、例祭二月初申・九月九日・十一月初申なり、軍法加持の書一卷黒漆の竹筒タケカブに入りたるを宝殿ツボヤに蔵む、川田駿河奉納の銘ありて年号月日なし、書中大率敵國降伏の呪文を記せり、駿河八郡山郷川田城主川田同族にて、世々兵道の師なり、

北辰社トキノキ 數根村 神體樟樹なり、周圍三丈九尺余なり、是を東に去る事二十四間余にして林間に社殿あり、俗に北辰山といふ、例祭六月朔日・十一月中丑日、

劔神社ツルギノカミ 數根村 祭神及び創建の年月詳ならず、社地四方八十間許にて松林なり、當社より丑寅の方七町許に劔岩といふ大岩あり、一名を日本岳ヤマトタケ、或ハ宇豆峯ウヅミネといふ、又此大岩の背を琵琶甲カウといひ、岩下を劔ヶ碕ツルギカサキといふ、さて當社ハ旧劔岩モトの巔に石祠ありて、拜殿其巖下の平地にありしを、延宝元年癸巳⑩丑十一月今の地に遷宮ありて、古より一郷の宗社なり、然るを數根氏當郷を領せし時天滿宮を深

く崇敬して宗社とす、是より後多年天滿宮を宗社と仰き

しに、寛文十年十一月九日、官より地頭桂式部に命し、

古カに復して當社を總鎮守とす、數根氏所領の時天滿宮の宗社なり 是より先、數根氏領地の時天滿宮を崇信し、

諸人宗社の如く尊敬して祭祀も亦是に準し、今に至りて亦然り、是に因て劔神社自然と衰廢しぬと記せり、偕當社を土人の

傳説に國府郷韓國クニノウツ宇豆峯神社ツツミネと同社にて祭神倭建命ヤマトタケルなり

と云り、按するに、劔岩の一名を宇豆峯といへるハ其名

同しく由ありて聞ゆれと、世に附會の説少からず、され

ハ其確證を得て後に従ふへし、宇豆峯神社の祭神ハ彼

卷に云り、參考すへし、

「名勝志」

例祭九月九日・十一月初丑、

「地理纂考」

菅原神社數根村 創建の年月詳ならず、例祭九月二十五日・

十一月二十五日なり、慶長七年の棟札に奉行山田越前入

道有信と誌せり、數根氏領主の時宗社として崇敬せし事

前に云るか如し、

「地理纂考」

長野谷山<sup>上之</sup>段村・平尾山 此両山高千穂山の東南の麓にて、西八國府、東八福山に接す、山林深廣にして土人遊獵の處とす、

高橋川<sup>同</sup>村 水源<sup>フタスチ</sup>二條にして上之段村<sup>マダ</sup>及福山野より出、敷根村にて海に入る、

「地理纂考」

觸<sup>ツカ</sup>野<sup>ノ</sup>段<sup>ノ</sup>村<sup>上之</sup> 此地廣野の岡にて、慶長年中庄内の役に陣觸<sup>ツカ</sup>ありし所なりといふ、一説に、此所同し役に火立<sup>ヒタテ</sup>番所ありて、此岡に狼煙<sup>ノコロシ</sup>を揚れハ、次々に其煙を見て国府城山、鹿兒島吉野村に狼煙を揚げ、急事を城下に通せしといふ、

若御子<sup>ワカミコ</sup>碓<sup>ササキ</sup>敷<sup>敷</sup>根<sup>根</sup> 此<sup>ハナ</sup>嶮<sup>ナ</sup>西に向ひ海中に突出する事五町許にて、松林なり、大なる巖洞ありて中に小社あり、若御子神といふ、故に若御子碓の名を得たり、海陸の風景愛すへし、又此海濱に假山<sup>ニハイシ</sup>石多し、波浪の為に穿<sup>ウカ</sup>たれ窟穴を開き、或ハ峰巒溪谷の形状を成せり、假山を好む輩多く舟を浮

へて積販り、若御子石と号して大に賞玩す、

薬師堂<sup>敷根</sup>村 日向國通路門倉坂<sup>カトクラサカ</sup>の北側にあり、俗に門倉薬師と號す、石階<sup>イシザカ</sup>を登る事半町許、其路曲折す、慶長四年庄内の役に出軍の兵士壯年の輩此堂に集り、各其志を述て前後左右の板壁<sup>イタカベ</sup>及び柱等に詩歌を題す、平田三五郎宗次時に十六歳にて軍に従ひ此堂に來りしに、衆人既に題し畢りて板壁の低<sup>ヒカ</sup>き所ハ題すへき隙<sup>ヒマ</sup>なし、是に因て從者に抱<sup>イタ</sup>かれ其最高の所に詠歌を題す、其歌

後の世の形見ともなれ筆の跡我ハ何方の土と成るともかくて宗次遂に此役に戦死す、今に至老少となく是を聞て泪を墜<sup>オト</sup>さゝるハなし、

「地理纂考」

薬師水<sup>タケ</sup>付<sup>キ</sup>瀑布<sup>タケ</sup> 堂の後七八間許にあり、清泉<sup>オホキミ</sup>大巖<sup>大</sup>の間より湧出して水勢甚盛なり、又堂より八九間西にて瀑布となり懸崖より瀉<sup>タ</sup>き落つ、懸崖皆滑<sup>ヌ</sup>り石にて、高さ五間許、潤<sup>ヌ</sup>一間三尺許なり、此水清泉なるのミならず味甘美にして、是を温めて浴すれハ諸病を治すと云、下流當郷の海

〔地理纂考〕

に入る、抑此薬師を世に佛と心得たるハ菩薩の號あるか  
 故なるへし、延喜式神名帳に常陸國鹿島郡大洗磯前薬師  
 菩薩神社名神・同國那賀郡酒列磯前薬師菩薩神社名神とあ  
 りて、祭神共に少彦名神スナヒコノカミなり、此神號を菩薩とあるハ、  
 文徳實録に、此神韓國カラクニより常陸國洗磯前に還り来坐し時、  
 神體法師の形ちなりしよし見えたり、其事國府郷大穴持  
 神社の条に詳なり是因て菩薩の名ありしを、其稱呼の儘に神名帳にハ記さ  
 れけむ、又薬師といへるハ、書紀神功皇后の御製に、虚  
 能湊企破和餓湊企那邏儒區之能加湊等虚豫珥伊麻輸伊破  
 多々須周玖那湊加未能云々とありて、此區之能加湊ハ藥  
 の神少彦名命スナヒコノナミコトなりと詔へるにて、區之クシとハ久須之の約言  
 なり、ざるを中古より薬師と書て字音に唱ふる事とは成  
 しなりけり、されと此薬師ハ、縁起に、明國寧波府定海  
 縣董十八官建立にて、始堂宇の製莊嚴なりしに、其後傾  
 頽しけれハ、其子高石孫三郎領主敷根頼兼と志を合せ、  
 天正四年丙子十二月廿三日再興すとあれハ、神佛分明な  
 らす、

桂姫城上之段村・長野谷・平尾両山の間に在り、此両山の一名  
 を桂之尾とよふ、上古桂姫の居城なりしといふ、又後の  
 山上を桂の峯と云り、山下より溪谷に傍り林間を登降曲  
 折する事數町にして、山間稍平かなる所を桂姫居所の蹟  
 とす、其地に桂の大樹あり、高三丈余、周圍二丈余にて、  
 其根より余多の枝を叢生す、因て千本木とも稱す、土人  
 此木外に在る事なく只此一樹のミなりと云ふ、又靈木な  
 りとて枝を伐取る事を堅く禁む、此樹世に多からずと云とも京  
 師にも所々に在り、又近くハ  
 末吉郷の山中にも古老の傳説に曰く、桂姫ハ敷根の産にて、  
 神功皇后に仕へ奉り、三韓征伐に従ひ武功ありしを皇后  
 重く賞し給ひ、勝浦姫の名を賜ふ、武家はを愛慕す、依  
 て其名を後代に傳へむか為に植置りといふ、此說正史に  
 見えされとも、土人の口碑かくの如し、按するに、古来  
 貴族新婦の乘輿に先道する女を桂女カツラメといふ、是に因て思  
 へハ、三韓征討の時桂女なりしを、後に勝浦姫とハ訛り  
 傳へけむ、そもく桂女の根元ハ天鈿女命の古事より出  
 たり、其ハ成形圖説に、皇孫尊の降臨を猿田彦神の天八  
 衢に迎へ奉りし時、鈿女命に勅ありて、汝雖手弱女目勝  
 於人神也云々と詔給ひし目勝より出て、即日勝女なり、

さるを後世目を省て勝女と云ひしか、又轉りて桂女とハ云るなり、源氏・栄花等の物語に天兒とあるも天勝女の略称にて、目勝より出たりといへるか如し、

〔地理纂考〕

物産

土石 假山石 敷根村若尊碕に出つ、

飲食 鹽 郷内鹽田ありて甚廣し、郷民産業の大半と成ると云、

煙草 當郷ハ國府に隣れる故に、煙草の性

品國府産に相類して上品なり、所謂國分八ヶ所の産に

髣髴たり、其名品に羽白・源ヶ原といふ二種あり、

藥種 枳殼 瓜萋實 茯苓 柴胡

鱗介 帶魚 鯉 火打魚言

〔地理纂考〕

同郡福山郷 舊名廻と云り、建久八年大隅國圖田帳に廻村弟子丸五町三段云々建部宗房所知とあり今に舊名存りて 大廻・小廻 等の字あり、

鹿兒島縣廳を距る東九里十八町餘にあり、東末吉・恒吉

の二郷に堺ひ、西敷根、南市成・牛根、北財部・國府・

清水の諸郷に接し、丑寅の一方海に出つ、周廻十三里十

五町三十四間、村落三村 福山村 福澤 佳例川村、人員總計四千九百三人、

戸數九百九十八、

〔建治石築地役〕

小河院

上小河三十五丁

下小河二十五丁

上井二十五丁

敷根十二丁

廻六丁

加礼河六丁

外略、

〔臺明寺文書、貞應元年九月日、在小川院二条六里垣本肆段云

々、建治ヨリ五十余年前ニアタレリ、垣本ノ地紀スヘシ〕

〔地理課川調帳〕

幹流 一上之段川

上ノ段村 麓村

●大塚ノ脇山ヨリ二川流合○セチ谷、上之段村、麓村通一里

七分、若ミコ海工入、

〔地理志〕

諸家大概云、源姓廻氏ハ源三位頼政之子孫ニテ、代々廻ヲ領シ繁栄仕候云々、永祿年間廻氏ニ盲目有之、其子幼稚ニシテ肝付省鈞攻亡領知云々、此家邊田七人ノ内ニテ、上井・敷根杯相并候家也、

太守元久公ノ時、飢肥伊豆守令居城、應永年中御上洛ノ時御供、島津國方ト成テ將軍義持公江拜謁ス、此時被任伊豆守、先祖ハ源氏頼政之苗裔ニシテ、兵庫太郎ト云ル人隅州ヘ下リ廻城主トナリ、代々令居城也、御當家忠臣也、子孫廻次兵衛云々、

永享中福昌寺奉加牒、廻源元正判トアリ、

文祿四年六月十九日御檢地御朱印、千四百七拾三石四斗余、大隅之内めぐり、伊集院右衛門太夫忠棟ニ賜之、

〔文明六年頃ハ廻ニ廻兵部少輔トミユ〕

〔肝付氏略傳〕

元龜三年（九カ）六月二十九日、公北郷時久をして来て月野を伐

しむ、肝付も兵を發しこれと泰野に戦ひ、敗死する多し、此日、時久また梶山衆を遣て福山（島カ）を伐しむ、肝付兵拒却く、

〔國史義久傳中〕

元龜三年春正月十九日、肝付氏舟師襲隅州小村、守者禦之、斬岸良將監等二十四人、二月二十日、為伏於廻・市成之界、殺肝付越後守等二人、二十九日、破境及二河、

肝付甚兵衛系圖、兼久弟曰兼顯、兼顯子曰兼純、皆稱越後守、廻・市成・二河皆係肝付氏所領、境無所考、

〔按ニ、堺村・二川村今牛根郷ニアリ〕

〔國史義久傳中〕

天正二年云々、是歲伊地知重興降、獻下大隅五所、於是肝付三郎四郎兼亮遂降、獻廻・市成、復上盟書曰、自今以後奉公無貳云々、

〔肝付兼亮傳〕

天正二年二月云々、兼亮亦歸市成・廻・恒吉等侵地、以降云々、

「在旧記」

一右馬頭以久之城四ツ 高老萬四千八百九十壹石

清水 新城 上井 福山

〔地理備考〕

仁田尾城 福山村 一に廻城といふ、往古廻氏城主たり、廻氏ハ源三位頼政の後胤なり、其家譜を按するに、治承四年、頼政の孫肥前守宗綱へ大隅國廻村を賜り、其子孫承襲し、地名を以て氏とせり、頼政高倉宮を勸めて兵を起し、平氏の一族知盛・通盛等と宇治の平等院に戦ひ、其子伊豆守仲綱と共に敗死す、仲綱三子あり、長を肥前守宗綱、次子を駿河守廣綱、三子を左衛門尉有綱といふ、頼政・仲綱敗死の時、三子皆幼少して醍醐の邊に潜り居るといへとも、遂に搜し出され、流罪に處すべしとて廻村を賜り、世々此地を領し、其家繁榮して仁田尾城に居れり、駿河守廣綱の後ハ今の牛根郷二川村を領し、二川氏と稱し、其裔孫大崎郷にありと云、十五代の孫兵部少輔久元盲目にて、其子次郎四郎頼貞幼弱なりしに、肝付河内兼續其弊に乗し、永祿四年五月十四日仁田尾城を襲ひ取りしを、同年六月、島津貴久・島津義久父子大兵を

督し城を攻む、島津右馬忠將是に従ふ、貴久父子ハ大塚に陣し、忠將ハ馬立に屯し、大塚・馬立、共に地名、遊軍を竹原山に置て敵に備ふ、兼續自ら當城に據る、城の野頸ノケに市成・恒吉の通路あり、関を設て堅く是を守り、又伊地知周防重興・祢寢右近重長兵を率ひ救ひ来て城に入る、七月十二日、城兵急に竹原山を襲ふ、忠將馳せ往て是を援ふ、半途にして敵の伏兵起りて是を圍む、忠將奮戦すといへとも衆寡敵せず、従兵以下五十七人と共に戦死す、貴久父子大に憤り、諸軍を勵し奮戦す、其勢ひ當るへからず、兼續・重興・重長等敗北して城に入ることあたハす、恒吉を指て遁れ奔り、終に仁田尾を抜く、斬獲甚多し、此城溪谷岡巒相透れり、大手口・搦手口・二之丸・本丸・内城の名分れて濠塹の跡残り、二の丸の下東南の方ハ野頸ノケにて、大塚・馬立・竹原山等の壘に續き二重の堀切あり、

※(眞注)

「永祿四年五月十四日、廻城を掠取り、肝付治部左衛門与申者ヲ以廻城ヲ守ラセシニ、同年六月廿三日、貴久・義久大軍ヲ卒シ発向云々ミユ」

「地理志」

山崎 康正ノ比、伊東・北原ノ軍勢廻・敷根・上井三ヶ所ニ引退刻、忠國公嶺留被成、此地ニテ合戦初、宮内社家ノ人數横入ニテ御勝利也、首數千三百四御討取被成ト云々、三月十四日ト有之、年紀ナシ、

〔地理備考〕

大塚<sup>福山</sup> 福山舊牧馬苑の内にして第一の高岡なり、仁

田尾城とハ大谷を隔て相對す、永祿四年島津貴久父子陣

營の跡にて、事ハ仁田尾城の條に詳なり、大塚を或ハ大

牟禮といふ、後また惣陣とも呼ぶ、

馬立<sup>福山</sup> 島津右馬忠將の陣跡にて、土人古城といふ、

仁田尾城の條に詳なり、今陸田と成れり、

〔樺山玄佐自記〕

廻江御陳、大平と云嶺を被取誘、義久様被成御座御在陳、

馬立には蒲生之為御佳例典廐御大将、廻へ肝付入道<sup>省</sup>看釣

をも取紛ければ、此度肝付之事可被召取人々思所ニ、竹

原山と云通路之陳ニ柀寢・下大隅迄之催數勢、彼陳へ攻入、馬立衆奉初典廐被續合雖為合戦、敵巧立たる事にて典廐御打死なれば、其餘ハ無限、貴久様敷根より御續、大平御陳取被成合戦、敵多被討取、其比安藝入道玄佐者七月十日より長濱へ帰、十二日之軍ニ不合、其日即續馬立之陣堅固雖取構、今度依不吉兩陣を御開也、敷根指向之間被加知行、廻之本領田中半坂を給云、

〔肝付氏略傳〕

永祿四年、省釣鹿兒府に朝す、家老藥丸出雲守兼将入道

孤雲・檢見崎常陸守兼書等従ふ、時き日新君省釣か伊東

に黨するを惡ミ、理を盡して諫給へとも省釣聽かず、省

釣はまた君の厚く孤舟を用ひ給ふを惡て、必ず遠さけ給

へと申上れとも君もきき、給はず、斯て一日省釣公等を府

邸に招請して恭く珍羞を獻す、時に孤舟戯れて孤雲にい

へらく、これほどの盛筵に何んぞ鶴を殺て羹にせざると、

孤雲佛然として對けるハ、鶴ハ世々家の紋なり、これ

を殺すハ不吉、若これを殺さは公室も亦孤を殺て羹とせ

よ、夫れ狐は稲荷に依り公室の氏神なれば、孤舟甚甚ミ、

竊に人をして刀を抜て夜その幕紋の鶴頸を悉く斬絶せしむ、孤雲見て、必ず孤舟か所為ならんと省釣に告たれハ、省釣大に怒り、予か府下に詣るも今日を限と言ひもをへす、忽辞して走回る、然あれと、日新君なほ自つから肝付に御越、數句ましくて熟く説給へとも、省釣更に聽入れず、さあるによりて君も高山を辞し、また鹿屋にましく、一首の高詠を於南君におくらせ給ふ、もるよともしらてたのまは木のもとに旅ねハさそな露よくれよ、於南君も亦た従ハす、君も是非なく加世田の如く回給ふ、是より省釣族臣等を聚めて此恥辱を雪んことを謀る、肝付兼名進出いへらく、君侯此恥をす、き給ふいと易き事なり、今廻城主は盲目にて、子次郎四郎年尚幼少なれハ、一擧してこれを陥すハ臣か掌にありと申けれハ、省釣悦んでこれを許す、五月十四日、兼名二百餘の兵を帥ひて夜る往て廻城を襲取る、六月、公自から將として廻城を圍む、省釣援を伊東義祐に乞ふ、義祐兵を帥ひ飢肥の鎌ヶ倉に屯す、廿三日、公大塚に陣し、公弟忠將は馬立に陣し、諸將をして竹原山を成らしむ、こゝにおひて省釣悔て、公に廻と恒吉との侵地を歸して和平を

請ふ、孤舟これを拒む、新納康久いへらく、諺にも大瓢より小瓢と申もあれハ、請ふ、君必ず侵地を収めて彼か罪を許給へ、彼忠を竭さは國に利あるハ疑なからん、公及び衆ミな孤舟の議に従て和成らす、七月、下大隅の城主伊地知重興・祢寢の城主祢寢重長兵を帥ひて廻にゆき、省釣の兵を助て相與に城主す、省釣別に孤雲をして櫛間城を成りて飢肥疆に備へ、又安樂備前守兼寛をして牛根城を成りて邊疆に備へしむ、斯て十二日、同じく竹原山城を攻む、忠將馬立よりつゝきて救給ふを、省釣兵を發して大に其師を敗り、町田忠林等七十餘人を斬る、中にも省釣の兵肝付掃部進て忠將の首を獲たり、省釣か兵にも死者多しゆへ、退て恒吉城を保しめ、省釣は直に肝付に歸れり、道にて彦山の僧に遇ひ、甚懺悔していへらく、吾一朝の怒に聊干戈を動し、兄弟の間にて圖らすも忠將を斬て、永く怨を釋くに路なければ、願くハ御房冥助を禱給へがしと打頼て歸城せり、斯りけれハ掃部も流石に小君の弟をハ斬首して何の顔にて小君をミン哉と、生年二十八歳にて自から劔に伏して死す、時き掃部か家僮島村宇右エ門等も其死をミるに忍す、また自刃して殉死せ

り、

〔箕輪日記〕

去ラハ廻ニ陣ヲ付ヨトテ、惣陣ニ貴久御坐ヲ成サルレハ、竹原山・馬立其外端陣取構へ、上井・敷根ニモ在番所々ヨリ馳集ル、互ニ陣士ヲカケ、折々出合ヒ小軍アリ、然トモ多勢ニテ陣ハ付ラレタリ、廻之城逼迫シテ危急ノ由肝付ニ聞ヘシカハ、是肝付家ノ運ノ極也、又省釣此度運ヲ不開討レ玉ハ、恥辱ノ上ノ恥辱也、男子ニ生レタラン者トシテ、主人ヲ主人ト思ハン者ハ何トカ見次省釣ヲ助ケサラン、藥丸入道胡運ハ飴肥ノ堺目ナル間、櫛間ヲ去ヘカラス、安樂備前守ハ牛根ノ在番スヘシ、其餘ハ打立ヘシトテ、嫡子左馬助良兼・二男修理亮兼定・三男四郎兼輔・四男三郎五郎兼則打立玉ヘハ、大崎之地頭新納下野入道永侃・安樂下總守・串良地頭檢見崎常陸守・恒吉地頭肝付加賀守ヲ宗徒之大將トシテ、我モくト馳連クホトニ、着到定六千餘騎トソ申ケル、何トカ此勢ヲ以テ一萬騎ニ萬騎ニテ取込タリト云トモ、一陣破ラサラン、<sup>⑧</sup>〔早イ〕タル足輕共竹原山ニ切カ、リ、立合フ者ヲ打取、

逆ル者ヲ追散シ、其俣馬立ノ陣へ切懸ル、馬立ニ在合フ人々爰ヲ専度ト防キ戦フ、右馬頭忠將ハ敷根ニ御座セシカ、坂口迄続キ玉ヒ、馬立ハ如何ト仰セケルニ、河上出羽守ガ籠シカ、<sup>〔本ツマ〕</sup>大蒨<sup>▽</sup>、<sup>〔箆〕</sup>疑クハニテ下知仕ル、未タ健固ト見ヘテ候ト申セハ、イザ去ハ何ト見次ガザラントテ、登レくト下知ヲナシ、坂口中ニ攻上リ玉フ處ニ、肝付勢猛勢ナレハ馬立ノ陣ヲモ切崩シ、其威勢ニ押掛リ、右馬頭ヲ奉討、典厩ノ者トモ川上・町田・酒匂等ヲ始トシテ宗徒ノ者共廿餘人ソ討レタリ、御内ノ人々ハ氣迫テソ見ヘニケル、其俣肝付勢廻ノ城ニ馳籠リ省釣入道ヲ守護シケル、省釣右馬頭ノ打レ玉ヒタリト聞大キニ驚キ、弓箭ハ一端ノコト、終ニハ和平ノ噯トモ成ヘシ、典厩打レ玉フコト永キ遺根<sup>⑨</sup>ノ種子トナルヘシ、其典厩ト兄弟ノ契ヲ致シ、<sup>〔忠將ノ姉兼〕</sup>續カ室ナリ、御懇志ノ至浅カラス、心ナラスモ相隔リ、弓箭ノ習トハ云ナカラ、彼ヲ討申候コト無面目次第ナリト、<sup>⑩</sup>袖ニ顔ニ押當テ涙ヲゾ流サレケル、自夫肝付モ不進、守護方ヨリモ肝付ヲ急度難退治思ヒ玉ヘハ、貴久御父子宗徒ノ人々ニ談合有テ、先ツ此節ハ御開陣アルヘシトテ和平ノ噯ヲナシ御陣ヲ引玉ヘハ、省釣不斜悅ヒ、

廻ノ城ニハ番手ヲ召置キ、如肝付引レケル、路次傳ヒ於市成昼柴屋ヘ居ラル處ニ、彦山伏同行五六人列ニテ通リシヲ柴屋ノ内ニ請シ入レ、酒ヲ進メテ仰ケルハ、定テ薩摩ノ方ヘ御通候ラン、肝付省釣ト云者不慮ノ軍ニ打勝テ、當時施面目、左扇ニテ罷帰リタルト、檀那々々ノ宿物語ニシ玉ヘトテ立レケル、其後肝付和談ニ成リ無事也ト云ヘトモ、互ニ隔心ノヤウニ思ハレケル、其頃忠平ハ飢肥ヘ打越シ御坐シケルガ、典厩不意ニ打死シ玉ヒタルニ依テ隅薩ノ兩國雜説ガマシケレハ、貴久密々ニ御家存亡ノ時節早々帰國セラルヘキノ由仰ケル、忠平豊州ヲモ難見捨思ヒ玉ヒケル處ニ、忠親諫テ仰ケルハ、今事騒ガシキ時節也、忠平於帰國ハ國中モ相治リ、御家モ長久タルベシ云々、

〔元祿七年肝付市郎右衛門兼明指出〕

家傳

一 永祿四年辛酉七月十二日、於巡陳<sup>⑩</sup>ニ忠將公御戦死之時、大兄孫六・小兄仲右衛門於竹原山遂戦死、<sup>⑪</sup>申ニモ中兄掃部之助ハ於勢迫ニ忠將公ヲ奉討、御年四十六トカ、忠將

ト者御南之御捨弟也、云彼云是、生涯ノ思面目、終ニハ同月十七日、於坂切腹ス、<sup>生年</sup>廿八、追跡殉死、<sup>小姓嶋子守</sup>右衛門、<sup>孫宮之城ニ有、小者韮負ハ子孫未吉ノ町人、</sup>右三人之戦死ハ三郎五郎為ニハいつれも兄也云々、

〔國史貴久記〕

永祿四年辛酉夏五月十四日、兼續襲廻城而取之、使宗人治部左衛門守之、<sup>廻城遺墟在福山郷地頭館東北十一町餘、係福山村</sup>六月二十三日、公與貫明公圍兼續及伊地知周防介重興・祢寢右近大夫重長於廻城、軍大墓、右馬頭忠將軍馬立、諸將軍竹原山、秋七月十二日、肝付大與祢寢・下大隅人共攻竹原山、忠將救之、其臣町田加賀守忠林止之、不聽、<sup>⑫</sup>遂住、不勝、忠將戦歿、忠林等死者五十餘人、公遣麾下兵、擊肝付軍破走之、兼續・重興・重長奔恒吉、<sup>大墓・馬立並在地頭館東北、皆屬福山郷福山村、大墓或作大塚、今稱總陣、</sup>重興重周之孫、重長清年之子、久林久用之子也、<sup>⑬</sup>注略、

〔地理志〕

永祿四年五月十四日、肝付河内守兼續入道省釣掠取廻城、

使肝付治部左エ門守之、仍テ同年六月廿三日、太守貴久公・義久公之卒大軍御発向、大塚ヲ本陣ニ被遊、今此所ヲ惣陣ト唱、或記太守ノ陣ハ大牟礼・馬立・竹原ト云々、右馬頭忠將ハ馬立ニ被陣取、諸卒ヲシテ竹原山ヲ令守、伊地知周防守重興・祿寢右近太夫重長兼續ニ致徒黨、廻ニ来リ加勢ス、同七月十二日、肝付賊徒急ニ竹原山ヲ攻、味方難儀ニ相聞得候ニ付、右馬頭忠將馬立陣ヨリ竹原山ニ被馳向、家老町田伊賀守忠林諫テ止之、然共不用被馳向候處、於中途凶徒伏兵ヲ起シ、大勢忠將ヲ取囲相戰候、家老忠林ヲ初一々相從兵一途ニ死(奮力)ヲ相守奮戰候得共、小勢難遁、忠將終ニ戰死ニテ、一所ニ七十餘人伏屍候、貴久公聞忠將戰死、我師終察不利、故瀧聞美作守・梅北宮内左衛門等ヲ被差遣、防戰シテ引揚於人數、得敵首數多、兼續・重長・重興等敗軍シテ向(一)恒吉退散ス、此合戰ノ場ハ忠將石塔ヨリ東十町餘、谷頭通路より北ノ方畠也、扱於當陣戰死之人々大跡、町田加賀守忠林・同舍弟軍四郎忠次・酒匂源左衛門・石谷因幡守忠成・益崎平内左衛門・宇宿大學左衛門・敷根掃部兵衛尉頼長・桑波田左近・多田隈源兵衛・有馬与一兵衛・海江田八郎三郎・山田孫左衛門・坂本弥一太・岩城新三

兵衛・福崎助八郎・中村宗四郎・池山備後・泊助六・高野左京亮・大寺大炊助・三島兵庫・能勢十郎三郎・竹下和泉田布施衆・▽⑦稻留石見・△春成助三郎久辰・石塚雅樂・平嶺滿右衛門・飛松帶刀・長田弥四郎・木下縫殿・新納又八郎忠次深手故市来へ帰、同八月十日死・其外坂元・武元・草滿・宮内・市来・有馬清水・益崎・添川(添カ)等都而七十四人ト云々、

「地頭系圖」

嶺嶺郡

福山

山田越前守有信 慶長五六年ヨリ欵、同十四年迄、  
山田民部少輔有榮 寛永六迄欵、  
吉田次郎兵衛康清 寛永九年比、  
本田伊豫守親正 内藏允親孝之子、承應二死去、  
本田六左衛門親武 親方トモ、  
桂奎之助忠保 寛文七年二月三日ヨリ定、  
平田藤右衛門宗則 藤七兵衛宗政之養子、實弟也、寛文八年九月十日ヨリ定、  
本田六左衛門 親武之子欵、寛文十一年三月三日ヨリ定、  
鳥津豊後守久邦 大目附也、延寶五年八月十五日ヨリ定、

島津大藏久明

初久始 虎之丞 式部 光久公十男、御家老也、元禄六年十二月十九日ヨリ定、寶永三年十月三日迄、十一月十五日自終

新納治部久致

初五郎右衛門、舍人 與頭也、寶永三戊正月二十七日ヨリ、異本二年十一月三日ヨリ、

種子島十左衛門

正徳四年午七月九日ヨリ定、享保九年辰九月四日迄、

〔地理纂考〕

宮浦神社

福山村

祭神十三坐、所謂天神七代・地神五代及び

神武天皇なりといふ、延喜式瞻吠郡宮浦神社是にて、大

隅國五社の一なり、宝暦二年十二月、正一位神位宣下あり、當社祝官坂元宮内盈富上京して勅宣及び官幣を奉し

歸り、是を宝殿に奉納すといふ、其詔に、西海一方、赫

々威光、洋々神恩、萬世永沐厥德、宜授極位ヨクカス或耀カヤカス祠壇檀壇云々、且華表に正一位宮浦大明神の額ありて勅額なりと云

ふ、從二位下兼雄筆なり、此ハ皆吉田の私事にして勅授に非ず。例祭年中七度あり、正月二十

五日を大祭とす、此日神の的として射法を行ふ、是源三位

頼政鶴を射し舊式にて、悪氣を祓ハラふの神事なりとそ、其

神的徑ワタり五尺八寸なり、其的を當社の庭中に懸け、神官

二人烏帽子・狩衣にて是を射る、往昔頼政の裔孫兵庫太

郎宗綱當郷を賜りて累代仁田尾城に住し、廻村メクリムラの内に嚴

島神社を創建して生土神ウツナと崇め、其祭祀ミコトマツルに行へる舊式な

りしか、其社廢して後此社に於て執行トヨコナふと云、郷内の惣

鎮守なり、毎年當郷牧野の駒一匹青毛を撰ヒて寄進する

の例なり、其ハ島津貴久此牧の馬追を臨觀ありし時、地

頭山田越前理安を従へ當社に參詣ありて、牧馬の蕃息を

祈り馬一匹を寄進す、かくて後年の例に定め置しを、享

保十一年より料物を寄附して馬に充アテしとそ、社地海津に

臨スミ風景殊に勝スれたり、

○當社宝物 劍二振あり、一振ハ金剛劍と名け長さ六寸

八分、血漕ありて銘字なし、一振を獅子王といひ、短刀

にて長さ七寸四分、是亦無銘にして血漕あり、此金剛劍

ハ頼政内裏に於て鶴を射て刺留し劍なりといひ、獅子王

の劍ハ其賞として賜へるなりと云、廻氏其末裔にて、世

々希代の珍器として宝藏せしに、寛文十三年廻次郎兵衛

頼次代に當社へ奉納せり、

○諸末社 陰陽社 男女二體を安置す、神カシスネ貫神社 石

神々社 荒神社 霧島神社 以上皆社庭にあり、此五社

の内霧島神社ハ贈於郡霧島神社に同し、其餘ハ祭神詳な

らす、又神木社庭にあり、木の宝ツカと名つく、往古は大樹

なりしか、今は植繼にて小木なり、由緒傳ハらす、

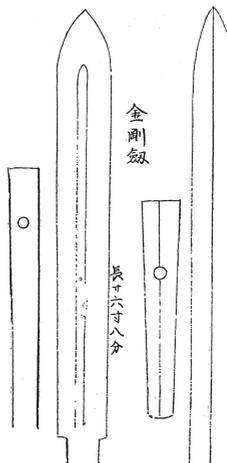
寶劍

獅子丸

長七寸四分

金剛劍

長六寸八分



(圖版ハ鹿兒島県立図書館所蔵本ニ拠ル)

「名勝考」

宮浦神社 延喜式○福山村の海邊左方  
に在り、福山郷の總社也

奉祀天神七代

地神五代

神武天皇

神位銅鏡三面・木像十  
體、天神・地神之稱ハ

俗呼に因る、例祭正月廿五日・二月  
初卯日・九月九日・十一月初卯日

府異位九里餘

延喜神名式曰、大隅國曾於郡一座小宮浦神社、

神社撰集曰、桃園天皇寶曆二年壬申十二月十八日、大

隅國宮浦神社奉授正一位、詔略曰、中務路發、西海一方、

赫々威光、洋々神恩、萬世永沐厥德、宜授極位式耀祠壇

云々、翌年五月十五日、鳥居に正一位宮浦大明神の勅額  
を掛らる、○什寶に獅子丸劍分、無銘・金剛寶劍分、無銘、

傳いふ、源三位頼政鶴を射し時天子賜ふ所の劍なり、後

頼政の孫子兵庫太郎當國に下り此邑を領せし時奉納せり、

毎歲正月廿五日、徑五尺八寸の的を社の庭前に懸け、称

して神の的といひ、神人二人烏帽子・狩衣にて之を射る、

俗に鶴の悪氣を禳の神事也といふ、○社記曰、先君貫

明公嘗て宮浦席に謁し玉ひ、時地頭山田 理安奉儀馬 神人坂元某を召し、

因命曰、毎歲福山野先の驪駒一疋を以斯席の神御に奉し

て永式とすへし、是より今に至り福山野牧馬驪ある毎に

斯席に事あり、但享保十一年より金帛を奉して馬疋に充

代といへり、野先の駒とハ、野において乳馬を 捕の時 最初に先つ獲所の名なり、國柱按、宇内の

馬ハ皇國をもて冠絶とし、其うち本藩をもて甲首とす、

推古紀上壽の歌に物の上等を品第して曰、宇摩奈羅婆辟

武加能古摩、在馬者也日向之駒といふ事なり、此時の日向といふ、書紀 は大隅・薩摩かけての名なる事は前に述るか如し、書紀

私記曰、日向國出千里駒、又續紀曰、宮崎郡人大伴人益

※ 献青馬白髮尾、青馬にして白髮 尾ハ即神馬相也、姓氏録曰、額田部湯坐連、

天津彦根命子明立天御影之後也、允恭天皇御世、被遣薩

摩國平隼人、復奏之日、献御馬一疋、額有町形廻毛、云々、

此馬額 如田町 天皇喜之、賜姓額田部也、又日本紀略曰、朱雀天

ゆ」

皇承平四年甲午七月十七日乙卯、薩摩國進唐馬一疋、されハ諸縣郡、福山〔天正八年より牧立歟〕以東末吉・恒吉などいへる所々、山川峻峭スエトにして崑石磊落、其牧畜のとき毎に艱難を經、備

に辛苦を嘗むるかゆゑに、馬の駢健スガヤクなること殊に勝たり、

又 先君宰相公の騎乘を跪ヒサツキケラケ驛といふ、本民間の牝駒也、

元龜三年木崎原の役に、公柚木崎丹後を鎗刺給ふに、

人意の如くに跪きて危難を免れ給ひ、馬與人謀而跪し事、詳自に洩鑑類函に見えぬ

後も幾度か戰場に臨ミ功勞を致し、終に八十三歳にて斃

たり、馬嶺始羅郡帖佐龜泉院に在伊作古記に、壽永中源將軍の佐々木に

賜ひし池月といへる名馬ハ薩摩國穎娃郡池田の牧より出

たるより記したり、細馬集に載する所ハしからず、惟大日本史に池月と書たるハよしあり、そもく

むかし天孫氏海宮に赴せ給へる時海神の駿馬馱りしなど

いふ事共、蓋しその原来の少縁フホロケならぬ事共になん、

※〔頭注〕

「鎖國論にも薩戸の馬てふありしとおほゆ、

○三代実録かにも大隅國野神・吉多牧の事おほゆ、

○寄田牧の事、〔治力〕貞和七年執印文書にあり、

○瀬崎牧の事、道鑑公御書又ハ御當家由来かにも出しとおほ

「地理纂考」

小松神社佳例川村 祭神九坐、各木坐像なり、相傳て小松重盛

公を祭るといふ、其餘の神名及び創建の年月詳ならず、

當社ハ此村の生土神ウフスナにて、例祭二月初酉日・十一月初申

日なり、社地樹陰にして清幽なり、傍の幽谷に清泉あり、

末流國府・敷根兩郷の界に出て海に入る、

「地理纂考」

竹原山福山村 仁田尾城の野頸ノノに續きたり、仁田尾城の條に

詳なり、

七桁山ナセケタヤマ村 大川内山 此二山同村舊牧馬野マキノにあり、佳例

川村小樵八重山コシヒヤヘヤマ此外大小の諸山と連接して高峻ならず、

小樵八重山コシヒヤヘヤマ川村 此山東財部、西敷根に分堺す、前の七桁

山・大川内山と大小連接すといへとも、皆高峻ならず、

〔地理纂考〕

湊川ミヅガハ福山村 水源當郷の山中より出て同村の海に入る、海口  
 小き湊ありて小舟を繫泊す、

農民仙五郎孝行石碑 當村シヤケトミカド重富門の農民作十郎といへる  
 者の二男なり、母に事へて孝道を盡し、又兄に懇篤なり  
 しこと碑文に詳なり、官よりは是を褒賞し、文化七年仲冬  
 此石碑を建つ、

牧馬苑ホクハエン佳例村 福山村・佳例川村及び隣郷敷根・末吉・恒吉・  
 牛根の四郷に係カれり、周廻十里三十四町二十四間なり、  
 其地山林郊原に連りて形状險夷一ならず、馬數千二百餘  
 頭を放畜せり、每秋八月、當郷及び近郷の民夫を役して  
 駒を驅取カキる、俗に是を馬追ウマオヒといふ、厩屋の官吏を遣して  
 其事を掌らしむ、毎年此事に管る諸郷二十餘郷にて、役  
 卒一萬千人餘、各旌旗ハタケを立て其郷名を標シルし隊伍を列ね、  
 郷吏・村長是を督ツクし、大衆譟呼鼓譟し野馬の山林處々に  
 散在せるを追逐し、群馬を都スベて苙アヲロに驅入る、苙の形状ハ、  
 郊野の中に地を堀り、三方を高くして一方に狹スき口を明

く、又其側カガハに地を堀り、四方入口無く、僅に彼と此とに  
 通路を開く、かくて初め驅入れし苙の中なる群馬に交マれ  
 る二歳駒を勇捷練習⑧健の者共群馬の中に入れて撰み捕り、一  
 方の苙へ入る、其形勢勇壯にして軍陳の状に似たり、觀ミ  
 者踴躍せざるなし、かくて群馬を悉く放ち、二才駒を官  
 用とす、此牧馬ウマキ天正八年に權輿ケンイると云、

○牧馬神祠 石祠にて、牧馬苑中の岡上にあり、

移牧馬神祠記

夫海内産馬、以輿為最、西以我藩為最、我牧馬之野大小  
 二十有餘、而吾福山郷之野為最盛、初天正八年庚辰四月、  
 先公始放馬於此地、築土同險成之封界、周廻凡十三里、  
 及其盛也牝牡蓋二千五百匹矣、其南原柏水丘有大⑨大石  
 巖、々特立、表之為牧馬神、每歲以春三月十八日祭祀焉、  
 及安永八年、櫻峰サクラノミネ地燃、飛砂雨灰、于時西風、以故南原  
 砂灰最深、野無水草、本府令隣邑大給芻草、然數日不止、  
 水皆為之濁ニゴル、當是時馬病死者殆千匹也、其明年、以南原  
 終為不毛、東自釜脇西至黑石狹之封界、而以南周廻七里  
 許削之、爾後牧野周廻為十一里三十三町、牝牡無慮千五  
 百匹也、於是神巖為界外、因代以石室、安之於總津之丘、

寛政六年、創建華表焉、是僻在於東邊、祭祀不便、今茲吾輩相議白本府、卜其吉地、移石室於小陣之丘、是牧野之中而臨眺<sup>臨眺</sup>四暢、祭祀禱賽亦為其便、神其尚安斯地、永賜景福、令馬無疥癬天札之疾又無豺狼之患、而馴々蕃息、速復其舊是祈、且傍建石記其事、令後人知其始末云爾、

于時享和二年壬戌春三月十八日也、

福山牧司 松本平太左衛門兼備

同 松下吉左衛門兼年

其外姓名略、

○縣内良馬集説 凡世界萬國の内にて皇國の馬は萬國に

卓越すといへること諸書に見えたり、其内薩摩を以て翹楚とす、清國人の著述海國聞見録に薩摩ハ良馬を産すと載せ、又鎖國論にも薩摩の良馬を産すること見ゆ、推古天皇紀に曰、宇摩奈羅婆辟武加能古摩云々、此時日向といへるハ大隅・薩摩かけての名なり、書紀私記曰、日向國出千里駒、又續紀曰、日向國宮崎郡人<sup>ヒトマス</sup>大伴人益獻青馬白髮尾、<sup>青馬にして白髮尾ハ、神馬の相なりといふ、</sup>姓氏録云、額田部湯坐連、天津彦根命子明立天御影之後也、允恭天皇御世、被遣薩摩國平隼人、復奏之日、獻御馬一疋、額有町形廻毛、<sup>一書曰、此馬額如</sup>

町田 天皇喜之、賜姓額田部、又日本紀略曰、朱雀天皇承平

四年七月十七日、薩摩國進唐馬一疋、されハ此福山野等諸所山岡峻峭にして巖石連綿す、其牧畜の如き毎に艱難<sup>ツネ</sup>を歴て備に辛苦を嘗るか故に、馬の勇健なること特に勝れたり、又鳥津義弘の常に騎し<sup>ウツキ</sup>跪駢馬といへるも本ハ民間の牝駒なり、其名今に至て知らざる者なし、<sup>馬嶺ハ帖佐イケツキ、今和泉の卷に見ゆ、</sup>又鎌倉右大将より佐々木に賜ひし池月という名馬ハ薩摩國額娃郡池田牧の所産なりといふ、是等の事跡を見て古來名馬を産することを知へし、

「福山士山下氏文書中」

一鹿野屋高牧野福山野へ伊集院殿御代ニ被召直候割付之  
一通罷移候、慶長四年、山田民部少輔殿御地頭之時、致  
御目見候由、

「旧史官調中」

一廻野之牧立始之事、天正八年庚辰四月十四日、  
一卯之時入始馬立也、一其前牧御祈念而其外略之、其  
後狼犬競來之損馬之事多々有之、天正拾四年丙戌八月

十二日より牧之御祈念ト有之、慶長九年甲辰正月廿五日誌之、

※(行間)

「曾於郡土木場氏系圖ニ、義久公御代天正元年御牧始トアリ、八年立初云々是ナルベシト史官ノ調ニミユ」

「地理纂考」

山下駒右衛門殺狼佳例川村、當郷士族山下龍益先祖駒右衛門ハ性勇敢なり、初め藤左衛門といふ、牧野の狼を數十匹取得て官に啓す、地頭新納舎人其功を称して名を駒右衛門と改めしむ、是駒馬を監護する吏務なるに由てなり、其後又狼多く出て駒を喰殺クヒコロす、駒右衛門弓にて三十匹を射殺しけれども猶止まず、依て犬を集て是を狩る、大狼立戻り喰かゝる、駒右衛門短刀を以て狼の口を刺し是を殺す、又穴にて狼子を取得たり、官其功を賞して米二石を與ふ、其年間を詳にせず、

「名勝考」

回村大廻・小廻の名あり、○廻城俗に源三、位頼政の孫兵庫太郎か居址也といふ、

島陰集、小春十有一日、與藤撰州赴日州飢城之幕、及

深更到廻浦口、而投宿於僧院、作是詩、

東行二百里山川 廻浦城陰繫夜船

二度寇來民半散 僧居雖窄借牀眠

衆妙集 細川幽齋

はるくくと國をめぐりの里にきて西に入えの月を見る哉

「名勝考」

葛例村和名鈔○今、佳例川村、カレイカス

「地理纂考」

物産

走獸 野猪 鹿 猿 貉 兔

鱗介 日内魚方 當郷の海中に産す、長さ四寸許あり、

魚の形状小鯛に類して小圓く目大なり、此魚骨柔にし

て、火に炙り魚せハ頭骨共に食ふへし、味腥ナマクサからず、

又此魚の頭内にハ小石あり、奇魚と云へし、魚名の字

俗に日内ヒコチの字を用ゆ、其故詳ならず、此魚他所に産せ

す、

鱒<sup>シヒ</sup> 方頭魚<sup>カクツツナ</sup> 松魚<sup>カッラ</sup>

「地理課川調帳」

幹流 一福山川 福山村

●惣陣<sup>セルヲ峯</sup>●古城<sup>古城</sup> 二川流合、福山川口エ六分ヲ經テ海エ流入、

一<sup>同</sup>大迫川 同村

●惣陣南<sup>宮ノ浦川</sup>●古城山<sup>磯山ヨリ二分</sup>ヨリ兩川流合、六分ヲ經大迫海エ流入、

一<sup>單流</sup>古城川 同村

水源●古城ヨリ流、若御子鼻海エ里程三分經テ流入、

<sup>同</sup>一三ツカ山川 惣陣ヨリ福山坂北ノ迫ノ通流、南蘭町ニ至三分、  
磯山ヨリ二分 磯脇川一里 同村

「地理課川調帳」

諸縣郡大崎郷菱田村

幹流 一菱田川

通ニ係ル村方 福山 佳例川村 末吉 中ノ内村 同 五  
十町村 同 岩崎村 松山 志布志 大田尾村 同 槻野村 大崎 野方  
村 蓬原村 野伊倉村 菱田村

水源 噲郡福山佳例川村ノ内 ●惣陣ヨリ流出、敷根郷上  
ノ段村ノ内 ○塚ノ脇、佳例川 ○新端 ●荒磯嶽 ○大王 ○假屋 ○土橋  
○田代 十川流合、末吉諏訪方村及岩川中ノ内村境ノ通里  
程二里八分、岩川ノ内南例 ○梶野 ○古城 ○猫塚 ○中ノ内村、  
五十町村 ○馬場、北側諏訪方村 ○池山、同側 岩崎村 ○獅子籠  
ヲ通り、諸縣郡松山里程三里、北側新橋村ノ内 ○志鹿與、  
南側志布志大田尾村 ○稲葉崎 ○大田尾、 槻野村 ○牛ヶ迫下 ○  
繩瀬裏 ○久保崎 ○久木迫下、 大崎野方村ノ内 ○柳井谷、此  
所ニテ吐合 ○川添、蓬原村 ○宮園 ○古城下、 野伊倉村 ○假屋  
○小蓬原下 ○京蓬原下 ○春日村 ヲ通里程三里、大崎菱田ニ至テ、  
合里程八里八分ヲ經テ菱田海エ流入ス、

地理志

福山

廻氏世々領之、廻兵部少輔久元事盲目にして、嫡子次郎

四郎幼稚也、其費二乘、永祿四年五月十四日、肝付河内

守兼續入道省鈞掠取之、使肝付治部左衛門守之、永祿四

年六月廿三日、

貴久公・義久公大軍被卒御発向、大塚御本陣ニ被遊候、

今此所ヲ惣陣ト云、右馬頭忠將を馬立ニ被陣取、諸卒をして竹原山

を守らしむ、伊地知周防守重興・祢寢右近太夫重長兼續

致徒黨、廻へ来加勢仕候、同七月十二日、肝付賊徒急ニ

竹原山陣へ攻、味方難儀ニ相見得候付、忠將馬立陣より

⑦原竹山欲馳向、家老町田加賀守忠林諫而止之、然共不用被

馳向候、凶徒伏兵を起し忠將戦死、其外七十余人戦死也、

貴久公聞之、大塚より瀧聞美作守・梅北宮内左衛門尉等

被差遣、防戦して引揚於人数、得敵首数多、於是兼續・

重長・重興等敗軍として向恒吉退散、此合戦之場所ハ忠

將石塔より東一町余、谷頭通路より北之方畠也、

忠將墓馬立坂へ立、天正三年亥仲冬、石馬頭征久為慈父忠將石塔有、

永泰山大安寺曹洞天真派下西上野長源寺末希明派、心翁様御牌立

宮之浦神社 延喜式神名帳嶺嶺郡三座小其一員也、

石上山不動寺真大末 開山勝岩和尚、開基不詳、

〔纂考〕

同郡財部郷

鹿兒島縣廳の東北十四里十八町餘にあり、往古の文書に

財部院とあり、東末吉、西福山・國分・清水・襲山、東

北荘内に接す、周廻十四里十三町五十三間、村落南俣村北俣村

下財部村、

按に、財部郷ハ大隅・日向の二國に係り、上財部十一村の内櫻木村・日光

神村・興善寺村・大峯村・古井村・坂本村の六箇村に分れしを併て北俣村

といひ、柿木村・集村・須加村・圖師村・上之村の五箇村を併て南俣村と

す、かくて下財部村固のまゝにて日向國諸縣郡に隸きて、一郷兩郡に互れ

り、大隅國圖田帳に財部院百余町云々、又同書

日向國諸縣郡内に財部郷百五十町云々とあり、

人員總計五千八百五人、戸數千百七十九、

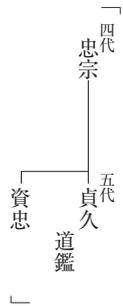
48〔旧都之城邑主藏書〕  
讓与舍弟資忠分大隅國本庄内財部院事、

右处者、限永代所讓与也、於有限御公事者、守惣領師久

支配、先例、可令勤仕之状如件、〔國史貞久ノ傳ニ見ユ〕※

延文四年卯月五日 道鑑判（貞久）

※（行間）  
（本文書ハ「旧記雜録前編二」三二号文書ト同一文書ナルベシ）



「國史貞久記」

延文四年四月五日、復賜資忠大隅本莊財部院、

49「北郷家藏書」

大隅國財部院之事、依軍忠宛行所也、早任先例、可有領

知之狀如件、「國史注云、北郷忠相固已有財部院矣、而大翁公感狀云云、蓋若云改賜之、然」

※ 大永八年六月廿日

勝久

北郷左衛門尉殿「忠相」「元祖資忠七世孫忠相也」

「本文書ハ「日記雜錄前編」二二二二四号文書ト同一文書ナルベシ」

※（頭注）

「此条見于國史貴久傳」

「建久圖田帳」

財部院百余丁

「建治石築地役」

財部院百丁十丈

「地理志」

上古、財部六郎正信種子葛氏庶流ナリ領之、

新納近江守忠續、文明十八年丙午、易日州飢肥領此地及

末吉・求仁郷賜領、○天文年間、北原氏押領之、○天文

七年正月三日、北郷讚岐守忠相陷財部城領之、忠相兵ヲ進メテ財部城を復

す」と有り、

天正八年水俣出陣ノ時北郷家領、地頭北郷掃部助、

文祿四年御檢地、伊集院右衛門大夫忠棟ニ賜大隅ノ内財

部高四千三百卅七石余、○慶長五年三月、伊集院源二郎

忠真下城、為公領、

「地理志」

永享中福昌寺奉加帳、財部左馬助（国力）因盛、

〔財部系圖〕

平清盛ノ孫基盛、行盛ヲ歴、隆教ニ至初テ号肥後氏、下着于隅州末吉、而領末吉、其子肥後安藝守正盛併領財部、

正盛 — 武朝 — 富盛

因盛(国カ) — 貴俊 — 盛種

財部左馬助 — 河上社棟札宝 德四年ニミユ、 — 左馬頭

大膳亮盛武

筑前盛住 仕于北郷氏、

左京進盛延

兼秀法印

〔諸家大概記〕

平姓財部氏、是も種子嶋氏より分れ、肥後氏之兄弟と見  
得申候、古来日州財部を領申候かと存候、元弘・建武之  
乱ニも旧記ニ相見得申候云々、

〔肝付兼重傳〕

興国元年己卯、即此北朝 曆應二年、猪俣新左衛門尉據上財部城、應

兼重師、正月十三日、畠山直頭使祢寢清種及其族平六兼  
安等攻之、新左衛門拒戰、兼安等傷退云々、「地理纂考ニ  
財部ノ日隅兩國ニ涉ルノ説ニ照考スヘシ」

50 小根占池端氏藏書

為誅伐日向國凶徒肝付八郎兼重以下輩、去建武三年十一  
月廿日、大隅國祢寢弥次郎清種馳參日向國大田城、付御  
着到、御使結城弥七(⑩チシ)郎行郷・友永七郎澄雄相共、令對  
治南郷櫛間城、同十二月六日、兼重以下凶徒等楯籠押寄  
※下財部新宮城、取向城教合戰之刻、御発向于三俣院之間、  
同九日、馳參三俣院、押卷兼重城、致合戰之処、同十八  
日、自南城戸打出數軍凶徒等之間、懸先致散之合戰云々、  
以下略ス、

曆應二年八月卅日 (祢寢) 建部清種

進上御奉行所 〔畠山直頭判〕 承了判

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二〇六一号文書ノ抄ナルベシ)

※ (頭注)

〔下財部新宮城ノ實地札スヘシ〕

51「宮崎縣通達留」

財部郷之内

日向國諸縣郡

下財部村

右者、同郷之儀、大隅國噌啵郡・日向國諸縣郡兩國兩郡

ニ跨り經界煩敷候付、此節石村大隅國噌啵郡ニ編入申付

候事、

(明治五年)

壬申四月

都城縣廳

「島津國史忠昌傳」

文明十八年、公使新納忠續去飢肥復志布志、別以末吉・

財部・救仁郷賜之、

「國史貴久傳」

天文六年云、大翁公之奔帖佐也、島津實久欲為守護職、

乃如都城、告北郷忠相、忠相許之、如飢肥、島津忠朝亦

許之、遂与忠相・忠朝及清水領主本田董親如志布志、會

肝付氏・衾寢氏等至志布志、與告於新納四郎忠茂、忠茂

与父忠勝謀焉、不可、於是忠相・忠朝等与實久謀、欲先

滅新納氏、而實久如清水、召募大隅兵、誘生別府城主樺

山幸久、幸久應之、新納忠勝老、忠茂嗣、見、按、樺山幸久事公、無武者也、今應實久、豈出於一時自免之計乎。初

北郷氏領隅州財部院、新納氏取之、

七年戊戌春正月三日、北郷忠相復取財部院、二十一日、

島津忠朝遣右衛門大夫忠隅攻大崎城、二十九日、陷之、

「國史義久傳」

天正六年云、二月十四日云、以山田新助有信為高城

地頭、川上三河守忠智為財部地頭云々、

「北郷讚岐守忠相傳」

一財部ハ累代領タリト雖、頃年被押領新納忠勝、忠相鬱

懷胸ニ溢ル、再為入彼地ヲ手裡、横市領主蒲生肥前守

武則ニ命シ祈天下天神云々略、天文七年正月三日夜、

忠相兵財部ニ不意押寄、即落城入手裡、

「北郷敏久」

文明中

數久

忠相

忠親

大永元死、

文明十九生、

永正元生、

「旧記」

一北郷讚岐〔忠相ナルヘシ〕 高六万五千四百四十

都之城〔諸縣部〕 高城〔全〕 山田〔嶺部〕 財部〔諸縣部〕 梶山〔全〕 志和地〔全〕 梅北〔全〕

安永〔全〕 勝岡〔嶺部〕 末吉〔諸縣部〕 野々美谷〔全〕

52「小根占池端氏家藏」

注進

大隅國祿寢弥次郎清種、自建武三年迄于曆應二年八月

兼重城没落期、於日向國属直頭手軍忠事、

一建武三年十二月十八日兼重城合戦

清種自身被疵、右脛射疵

一建武四年正月十日石山城合戦

清種自身被疵、左手射疵

一曆應二年正月十三日上財部向城合戦

親類平六兼安被疵、右膝射疵

落城事

三侯院南郷 石山城下財部 大和田城 新宮城 兼重本城

右、注進如斯、若此条偽申候者、

日本國中大小神祇御罰於可罷蒙候、仍注進如件、

曆應四年十二月廿日

源直頭  
「裏判」

進上 御奉行所

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二二四〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔貞久建武三年分注〕

国史云、郡村高辻帳、財部郷旧称財部院、凡十七村、其十二村属隅州嶺嶺郡、是為上財部郷、五村属日州諸縣郡、是為下財部郷、其後併十二村為二村、曰北俣村、曰南俣村、下財部併五村為一村、曰下財部村、今按、下財部村与莊内横市村接壤、横市村今有新宮城遺墟、蓋其地本在下財部界内云々、

〔庄内平治記〕

大隅國財部ハ尾張守資忠より累代の領土なりといへ共、頃年新納近江守忠勝ニ押領せらる、忠相の鬱懐胸に溢れ、薪ニ伏膽を嘗て、再び彼地ヲ攻靡ケ、我本懐を達せんと謀られける事日久し、其比蒲生肥前守武範といふものあり、下財部の内横市を領分して忠相の手ニ属せり、天文六年七月廿八日、忠相武範ヲ召て曰、汝か領横市に立玉ふ天下の天神ハ効驗第一の灵社と聞ク、我高祖資忠より

譜代相傳の領地たり財部院の事、頃年新納か為ニ奪れ、其遺根根ヲ深重也、如何ニもしてかの処を再ひ我領地となし先祖の本懐を達せん事、是我一ツの願也、一とふの側ニ他人の奸誑をたに容れといへり、況や譜代の本領をや、此丹困困ルの旨を忠相又薦福寺の不磷和尚を招て竊に事をはかられけるに云々、天文七年正月三日鷄鳴を相圖ニして寄らるへしとぞ定ける、味方の相圖敵ニ洩て、鷄鳴ハ敵寄るべしと各用意せし処に、都之城の鷄ハ夜未半ならざるに悉鳴渡れり、例ニもあらぬ宵鳴に、軍兵時刻ハよきそとて、各打立押寄たり、財部の勢共ハ未夜半の事なれハ打解居たる、其処ニ忠相の軍兵不意に押寄たりけれハ、聊刃ニ衄らすして即時に落ニけり云々、

〔地理纂考〕

龍虎城北俣村 或ハ北俣城とも云、城内に本丸・二丸・財部城・飯地・池之上・小城・櫻城・中丸・外城・野頸・松尾・△和田△尾と称し十二の名を分ち、各濠塹の跡あり、當郷ハ往古財部六郎正信所領なりといふ、事跡詳ならず、其後北郷忠相・新納忠統等是を領し、歴世沿革一ならず、

伊集院忠真叛逆の時、其將伊集院甚吉・猿渡肥前城主なり、慶長四年、守將甚吉援を都城に乞ふ、忠真下知して重信越後・富山石見に兵七百を預て救ハしむ、石見ハ三百人を督して郷ヶ追へ向ひ、越後ハ五百人を領して古井フルイ原ハラに向ふ、島津の將山田越前有信謀て、讚良善助に兵三百を預け日光山に伏せ置し、◎善助石見か来るを待受て左右の山より鉄砲を乱発し、遂に石見を射殺し、残兵逃るを追撃し、兵を収めて皈る、其時古井原にて又重信越後と戦ひ、島津の兵吉田大蔵・平田三五郎・宮内式部左衛門等戦死す、島津義久弟義弘に贈りし書翰に、財部口に人數を出せしに、敵固く拒き戦ふ、我軍奮闘して功あり、我兵にて平田三五郎朝にハ斬獲の功ありしかとも、夕にハ遂に戦死す、宮内式部左衛門も亦然り云々とありとぞ、

〔地理志〕

北俣城 庄内一乱ノ時、伊集院甚吉・猿渡肥前守等守之、慶長五年三月十四日下城、

渡瀬 右一乱ノ時築陳、守護方よりノ関所有、主取平田

狩野介宗應警固也、其外市来隼人助武重・兎玉四郎兵衛利昌等守之、

荷込ノ渡ハケ代ヨリ古井原ヘノ通路渡リ也 此所慶長四年庄内乱ノ時平田三

五郎戦死ノ場也、

〔地頭系圖〕

嶺郡

財部

北郷掃部助 天正八年比、

鎌田筑前守政心 天正八年庚辰ノ比、今高鍋ヲ天正ノ比ハ財部ト書リ、  
彼地ノ地頭カ、

喜入大炊助久正入道紹嘉 圖書助忠通ノ養子、

伊集院宮内少輔忠昭 慶長ノ比、

相良日向守長泰入道閑栖 初冒稱留氏、新介、新右衛門ト云、元和比カ、寛永七死去、

相良奎之助長信 玄番番助頼豊子、初玄番ト云、御使役也、寛永九年比、

相良奎助長員 長信ノ子、初新右衛門長治 寛文二年比迄、  
此年五月轉隈之城地頭

本田右衛門親平 後弥五右衛門、初新介、与五郎、吟味役・京都藏奉行、羽月・財部・綾等地頭也、寛文二年五月二十九日ヨリ定、

伊集院十右衛門久朝 寛文五年二月二日ヨリ定、

伊集院爲右衛門忠饒

初清兵衛 御使役、寛文七年二月三日ヨリ定、六年冬ヨリ同十年迄、

財部傳右衛門盛堯

御納戸奉行・奏者番・町奉行・吟味役、後倉園移地頭也、寛文十年冬ヨリ十二年六月二日迄、十四ヨリトモ

伊東五右衛門

延寶七年正月二十七日ヨリ、

仁禮與三左衛門

高橋左門 天和三年亥五月十三日ヨリ、

伊集院十右衛門久朝

貞享元九月ヨリ元禄二年春迄、二代アルカ、亦再カ、

伊集院刑部久弘

元禄二年二月十日ヨリ同十一年迄、

伊集院源助久矩

初久寛 後藏人 元禄十二卯五月九日ヨリ、

祢寝仙十郎

正徳五年末十月朔日ヨリ、

〔地理纂考〕

天子神社南俣村

祭神素盞烏尊・稲田姫なり、創建年月・由緒詳ならず、祭祀十一月廿五日なり、古より軍神と称して、祭日にハ祀官甲冑・弓箭を帶して祭る、

日光神社北俣村 祭神伊勢内宮と加茂上下神社とを會祭すと

いふ、當郷の鎮守なり、傳説に、上世山城国加茂神主の

庶子鴨頼長カモと云者守り下て當社を営ミ神事を掌り、往古

大社なりしといふ、至徳三年鴨守長讓狀に公方家の御祈

禱を勤ると記せりとそ、神領許多ありしか、源平大亂の頃より減し、足利の中葉より次第に衰へ、文祿中豊大閣(豊閣)寺社領勘落の時神領又没入せられ、今ハ神事も形のミを行ふと云、又古へハ禁庭の響(響)と号し、高案に一膳を盛りて獻し、或ハ鑄流馬等の式ありしか、今皆断たり、初は今の社より未申の方五町許郷ヶ迫(カフカサ)の側に鎮坐ありしか、後に爰に遷坐ありしといふ、其舊地を舊宮と呼ぶ、慶長四年の役に當社の加護ありて、翌年三月十三日島津貴久参詣ありて、後神領二十石を寄附せらる、慶長五年五月廿二日山田理安・伊集院抱節神領寄附連判の書今に存す、此外文明十七年・慶長十九年社領寄附の書數通ありて、當郷長友某・蛭牟田某家藏とす、其文書に両家共に當社の神官と見えたり、蛭牟田ハ鴨頼長後裔と云ひ傳へて、今に社司なり、後故ありて神領悉く官に收入す、正祭二月十三日、是を打植祭(ウチウヅマエ)といふ、當社より一町許の所へ神輿濱下りの式あり、此式昔ハ當郷の治下桑田(フモトシトキ)と云る一里許の所へ神輿を守り下り、社家二十一人騎馬にて供奉し、當社の一盛事なりしとそ、今ハ祭日に北俣・南俣の農夫等神山の中なる杈(マ)ある木を擇(マ)ミて伐取り二の大鉤(オホカギ)を作り、共に大綱(オホヅナ)を付、両鉤を掛合せて、両村の里正農夫を指揮し、南北二隊に分ちて競ひ曳しめ勝負を争ひ、衆人呼譟す、土俗是を鉤木引(カギキ、ヒキ)と云ふ、

「名勝志」

日光神宮 北俣村宮原に鎮座、地頭假屋(南俣村にあり)をさること  
申西方三拾町余、祭神伊勢内宮・賀茂下上大明神、正祭二月十三日  
十一月十三日、勸請年月傳ハらず、初め今の社より申方五町許りに鎮座ありしとそ、いつの比にか今の地に迂宮したる詳かならず、いにしへハ大社にて神領若干石ありしといひ傳ふ、慶長四年慈眼公日州庄内の賊を討給ふ時當社の加護あるにて、翌年三月十三日貫明公社参し給ひしとなり、二月十三日の例祭を打植祭(ウチウヅマエ)といふ、北俣・南俣両村の農夫社前に集り南北に分り、社山の木を伐り賀木引の勝負あり、由縁詳かならず、財部一邑の惣廟とす、賀木引の式ハ、社山の木の杈(マ)あるを伐て鉤(カギ)に作り、是をかけて左右に引あふなり、北俣村の農夫伐出すを男賀木といひ、南俣村の農夫伐出すを女賀木といふ、両村の庄屋男女の姿に出立、北俣村庄屋男姿なり、南俣村庄屋女姿なり、農民を指揮して南北に分れて勝負をなす、財部郷の本村ハ拾余ヶ村なるを里俗南俣・北俣と唱へ南北式ヶ村に分ち呼こと、此賀木引の杈(マ)ある木の鉤(カギ)より初まれるにや、

〔地理纂考〕

澤田神社サハタ  
下財部村

祭神及び創建の年月詳ならず、或ハ宇佐八幡宮なりといふ、永正十六年七月再興の梁文を納む、往

古ハ大社にて、社頭◎田額若干町ありて大祭ありしといふ、

慶長四年庄内の乱に島津義久・同家久立願の旨ありて、

同六年神領廿餘石を寄附ありしか、後故ありて官に収入

す、當郷の生土神にて、正祭二月十日なり、是を打植祭

といふ、此日村々の土民集り左右に分れ、彼鉤木引カキ、ヒキを成

す、其式日光神社に同じ、此社霧島神社の四門の中の南

門なりといふ、

○澤田池 神社の庭前に有り、霧島神社の御手洗ミテウシ四十八

池の一なり、

〔名勝志〕

本地聖観音、祭二月十九日・十一月十日、

永正十六年己卯七月二十一日再興の棟札あり、

〔地理纂考〕

白鹿嶽南俣村

此地高山襲重せる中に白鹿嶽殊に秀拔す、山

上に登れハ庄内の地一望に収む、嶺上に山路あり、福山郷比曾木野ヒソギノの上に通す、

郷ヶ迫ガツガサコ北俣村

龍虎城より西二十六町許にあり、事跡前に云へり、

古井原フルキハ同村

郷ヶ迫より西三町許にあり、事跡前に同じ、

平田三五郎墓 同村古井原荷込坂の上オホエにあり、墓の側に

古松ヒトカフ一株あり、墓の面に平田三五郎慶長四年十六歳戦死

と銘して月日を記さず、庄内軍記に、三五郎宗次ハ姿容

秀麗にして美少年の名高く、吉田大藏清家と好ミ深かり

しか、清家と同しく敵に向ひけるに、清家戦死し、其臣

佐渡兵衛武任死體を負ひて退く、宗次是を見て號泣し、

我生死を共にせむと約せりとて、遂に敵陣に馳入て戦死

すと見えたり、

宮内式部左衛門墓 平田三五郎墓より西一町許にあり、

墓の銘慶長四年六月廿七日と記せり、両墓共に始ハ土を

封したる家なりしか、後に國府郷士平田利右衛門家より是を建つといふ、

吉田清家墓 三五郎墓より申の方一町許にありしを、深谷の上にて土崩れ、今其墓なし、

瓶臺嶽クハシシゲ下財部村 霧島嶽より南に當れる支峯なり、其形花瓶に似たり、因て名を得たり、疊巒複岡多くして山林深邃なり、常に土人の獵所とす、

大河原山オホカハハラ同 霧島山の支峰にて瓶臺嶽の連山なり、慶長四年三月、伊集院忠真此山に數日遊獵してありけるに、都城より一女輿に乗して來り、父幸侃伏見に於て伏誅の由を告ぐ、忠真急に山より降り、則群臣を集め叛逆を謀りしといふ、

下財部川下財部村 水源國府郷また當郷の山中より出て、衆水相會し都城庄内の大河に注ぎ、下流數里を経て日向赤江の海に入る、即去川サリカスの上流なり、

正壽寺川下財部村 水源二ヶ所あり、一流ハ當郷大峯山オホミナヤマより出、是を北俣川と号す、今一流ハ福山郷より出て北俣川に會す、兩川合流の所より下流を正壽寺川と号す、往古川のほとりに正壽寺といへる寺ありしに依て名を得たりとぞ、庄内川に會して赤江の海に入る、

#### 物産

藥品 和人參 柴胡

蔬菜 香薷 丁草

樹木 樟 檮 甘橘 蚊母樹

走獸 鹿 野猪

飛禽 雉 山鷄 鴛鴦

#### 地理志

#### 財部

小牧山法嚴寺佛性院

雲竜山興禪寺臨濟五山派 正興寺末

渡瀬 此所庄内乱之砌築陳、守護方より之関所有、主取

平田狩野介宗應警固之、其外市成隼人助武重守之、

北俣城古畧 右一乱之節、伊集院甚吉・猿渡肥前守守之、

慶長五年三月十四日下城、北俣村にあり、山城ニ而要害

嶮岨之地、堀切所々ニ有、東西南之方川流、西東之川流

合、南東之方ニ流而通都城於竹之下川、

荷込之渡八ヶ代より古井、  
エ之通路渡也。 此所慶長四年庄内一乱之時平田三

五郎戦死之場也、

〔地理備考〕

同郡恒吉郷

鹿兒島を距る東北十三里十八町余、東岩川、西市成、南

大崎、北福山四ヶ郷に堺を接す、周廻九里三十四町②十六

間、村落四須田木村大谷村、  
坂元村、人員總計二千六百八十四人、

戸數六百一、

〔建治石築地役〕

小河院

上小河三十五丁

下小河二十五丁

上井二十五丁

敷根十二丁

廻六丁

加礼河六丁

市成六丁

恒吉六丁并梁瀬名  
八丁

平房六丁

曾小河十二丁

名ゆう十二丁

湊八丁

功徳丸六丁

平名五丁

弟子丸名六丁

元行三丁

恒見三丁

〔地理志〕

上古恒吉大膳亮早崎大膳種道三  
男、種子島家也守之、○恒吉新三郎久行伊作  
大隅

※守親忠五男、建武・元弘中、人領當郷、○恒吉久光法名覺受ト云、子  
孫加治木士人也領ス、○永

正二年之比、平種弘恒吉大膳  
カ子孫カ釵刀六所權現棟札ニミユ、天

文廿二年八月、肝付良兼領、亦新納家九代近江守忠勝領

之、○全年八月十三日投谷八幡棟札、當主君良兼・地頭

〔肝付氏〕伴家加賀兼吉云々、○永禄八年八月全棟札、伴兼守云々、

○天正二年肝付降參後、為其忠節恒吉・永吉・内之浦三

ヶ所合百八十丁ヲ北郷時久ニ賜フ、自家  
系圖其後暫時公領ナ

リシニヤ、天正八年水俣陣ノ比、新納勘解由次官地頭ト

アリ、其後天正十一年十一月八時久領ニテ小杵治部少輔

頼榮地頭ト棟札ニアリ、夫ヨリ文祿四年八月迄北郷氏ノ

領ナリ、

※(頭注)

「文明六年比、恒吉門太郎領スルカ、恒吉ニ居ルト旧記ニアリ」

〔國史義久傳〕

天正元年正月六日、肝付氏帥師侵末吉、北郷時久与二子

二郎相久・彈正忠忠虎邀諸住吉原、擊破之、末吉北郷氏邑、末吉岩崎村有地

飯塚  
云々、

天正四年云云、北郷時久之敗肝付軍也、事在上元年公謂之曰、

待克肝付氏之後、會以志布志賞卿、至是將與時久志布志、

伊集院忠棟不可、乃以恒吉・永吉・内之浦百八十町地與

之、大崎郷有永吉村

〔肝屬兼續傳〕

天文十七年正月、北郷忠相伐我北鄙、取恒吉城、

〔肝付兼亮譜中〕

天正二年二月云々、兼亮亦歸市成・廻・恒吉等侵地、以

降公云々、八月、重興朝鹿兒島、兼亮乃使同姓臣藥丸彈

正忠兼持朝鹿兒島、為兼亮獻公御太刀一腰云々、

〔地理志カ  
全〕

○文祿四年六月廿九日、大閼朱印ニテ大隅ノ内恒吉高貳千四百三石八斗壹升三合伊集院右衛門太夫忠棟ニ給フ、

其子忠真ニ至リ領ス、

恒吉城麓町ノ上福山ヘノ通路永祿元年三月十九日、肝付勢寄

來、北郷時久入道一雲豐州家加勢ヲ以宮ヶ原此地投谷神社ノ

居ノ壇ト云、鳥居ヨリ十間許ニ首ニ於テ合戰、一雲利ヲ失、一族

北郷藏人久履時久ノ父及豐州方平田出羽守宗仍・同新左衛門宗

徳宗仍ノ子・同又十郎宗次美濃守貞宗ノ三男、昌家ノ弟ナリ、其外數百人戰死也、

○慶長四年、伊集院源二郎忠真起逆心籠都之城、此時當

城ニ人數ヲ籠、伊集院宗右衛門守之、六月廿二日三日ヨ

リ迫合有之、八月廿日、自落城ナリ、古城記、六月廿三

日、島津忠長・樺山久高・柏原將監圍攻此城、至廿四日

城兵不得防、同廿五日夜、捨城退都城、其後寺山四郎左

衛門久兼ニ命シテ當城ヲ守ラシム、慶長九年九月投谷八幡棟札、寺山四郎左衛門久金地頭トミユ、○慶長十五年ヨリ元和五年迄地頭平田安房介宗衡、

〔肝付氏略傳〕

天文七年七月十三日、兼續蓬原を取る、十六日、恒吉を取る云々、

天文十七年正月、北郷忠相肝付の北鄙を伐て恒吉城を取る、三月、清水城主也本田董親〔紀伊守〕か族臣因幡守親貞等肝付に来奔す云々、

※(頭注)

〔十七年三月十一日、親貞等姫木城ニ拠ル〕

永祿元年三月、省釣兵を起して庄内を伐つ、十九日、進んで恒吉に入る、北郷時久及び忠親の將平田出羽守宗仍等迎撃て宮ヶ原に戦ふ、肝付師敗走、高隈に至る、折から市成・平房・廻等の兵馳續て北郷師の後を夾てこれを伐つ、時久の師・忠親の師皆敗績す云々、

〔庄内平治記〕

永祿元年三月十九日、肝付カ大軍已ニ庄内ニ攻入之由聞へケレハ、北郷左衛門尉時久之勢先ヲ争テ馳向フ、豊後守忠親之兵モ共ニ進テ隅州恒吉宮ヶ原ニテ攻戦フ、已ニ両家ノ軍勢高隈ノ麓辻堂籠ヲ攻破ル処ニ、恒吉・市成・平房・廻之足輕共カ味方之後ヲ掛切テ、跡ヲ包テ攻シニヨツテ、両家ノ軍ハ足ヲ乱シテ忽ニ敗北ス、忠相之三男藏人頭久厦・北郷又八郎久親・同姓兵部少輔敦久ハ共ニ當家ノ葛藁カッツイニテ、諸人モ渴師仰カシタリシカ、合戦ノ曾ノ淺猿方ハ三人トモニ打レ玉フ、其外石坂大和守久武・嫡子右衛門尉忠陳一処ニテ打レケル、小杵筑前守頼武・山内彈正少輔義種・同姓美作守義盈・上村源六頼重・城ヶ崎治部左衛門尉儀房・上原宮内左衛門尉・清水彦三郎義員・河野主税介通當・稲元善左衛門尉等モ打レケル、忠親之家臣ニモ日置左衛門尉久範・末吉城主平田出羽守宗仍・息男新左衛門尉ヲ始、両家ノ軍勢凡貳百余人或記ニ七百十人ト云々ノ打レケル、是ヨリ肝付勢ヒニ募テ庄内ニソ窺ケル、

〔伊岐加賀年代記〕

永祿元年戊午三月、肝付恒吉宮田八郎ニテ飫肥衆・庄内衆両家之衆ヲ四百餘人肝付衆ニテ打取候、其中ニ大將分之衆日置四郎左衛門・平田出羽・同子新左衛門・其弟北郷藏人、其外曆々衆不及注候云々、

〔國史貴久傳〕

永祿元年戊午春二月二十八日改元、肝付兼續擊莊内、北郷時久禦之、島津忠親遣日置四郎左衛門久範等助時久、三月十九日、時久與兼續戰於恒吉郷宮ヶ原、不勝、叔父藏人久厦及日置久範・石坂大和守久武等死、宮ヶ原在恒吉郷大谷村久武氏忠五世孫也、

〔北郷忠親譜中〕

永祿元年戊午三月十九日、時久与省釣戰于恒吉宮原、時忠親使日置美作久範・平田出羽宗仍・新左衛門宗徳將兵救之、時久敗績、久範・宗仍・宗徳等多死之、

〔肝付兼續傳〕

弘治二年丙辰三月十九日、攻恒吉城、及北郷時久戰、是

月、公伐渋谷良重於帖佐、四月二日、良重委本城・新城・山田城奔祁答院、於是、省釣及祿寢清年・北郷讚州等往奉賀之、

53〔山田氏文書〕

嶋津御庄大隅方小河院之内恒吉之村六町并花田平坊五町、為料所所宛行也、早任先例、不可有領知相違之状如件、  
永享七季六月廿三日  
〔薩守用久初名〕  
好久(花押)

山田殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一一七四号文書ト同一文書ナルベシ)

54〔山田氏藏書〕

嶋津御庄大隅方恒吉内三町并薩州谷山内山田先知行分事、右為料所所宛行也、早任先例、不可有領知相違状如件、  
永享四年十一月廿四日  
好久判

山田殿〔忠尚〕  
〔久興ノ子也〕

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一一二九号文書ト同一文書ナルベシ)

〔地理纂考〕

日輪城長江村 當郷ハ往古恒吉大膳亮所領なりといふ、時代及ひ

事跡詳ならず、其後屢沿革ありて肝付良兼・新納忠勝・北郷時久

等はを領す、既にして伊集院幸侃北郷時久に代りて是を

領す、慶長四年、幸侃か子忠真叛して、其臣伊集院宗右

衛門當城を守る、島津の兵是を抜き、宗右衛門都城に奔

る、其後島津の臣寺山久兼城主たり、

〔地頭系圖〕

嶺嶺郡

恒吉

肝付加賀守兼吉 天文二十二年比、肝付領ノ時、

新納勘解由次官忠家

初又八郎ト云、天正八年比、同十四年十二月七日豊後利滿城攻玉時、恒吉ノ士卒ヲ率ヒ城乗ノ時、鉄炮ニ中テ死ス、子孫大口ノ士、

小杵治部少輔頼榮 天正十一年比、北郷氏臣、

寺山四郎左衛門久兼 慶長四年比、同九年比ニモミユ、

平田安房介宗衡 慶長十五年ヨリ、元和五年五月二十日病死、

伊勢美濃守貞長 寛永三年比、

相良權兵衛尉頼員 寛永九年比、

吉利下總守忠張 寛永十六年卯七月、恒吉地頭職被仰付、

祢寝右近重長 或重永、

伊東次郎右衛門祐之 御用人也、

島津豊前久邦 初三郎二郎 後豊後守 大目附役、寛文三年四月三日ヨリ定、

山田民部少輔有隆 實有桑四男也、初彌九郎有清ト云、寛文九年ヨリ、

丹生彌兵衛信詮 寛文九年五月二十八日ヨリ定、

上村茂兵衛 吟味役也、延寶二年二月ヨリ定、

若松十左衛門 延寶四年九月二十一日ヨリ定、

諏訪采女兼延 御使役也、延寶八年甲申八月十二日ヨリ、貞享元年八月四日、五十九才死去、

大島清太夫久成 初忠成 孫二郎 掃部ト云、貞享元年子九月ヨリ、

相良全之助長賢 寶永三年戊戌六月六日ヨリ、

上村權兵衛行隆 寶永四年十二月十六日ヨリ、

伊地知八郎兵衛重供 寶永六年丑九月十四日ヨリ、後越右衛門 至御用人・御勘定奉行、

〔地理纂考〕

投谷八幡神社 大谷村 神体木坐 像三坐 祭神國府郷鹿兒島神社に同じ、

土人の傳説に和銅元年八月十五日の創建なるよし云り、

當村の路頭に華表ありて投谷八幡宮の扁額を掲ぐ、華表

より階を下る事二町許、谷底に平地あり、松杵幽深にし

て社殿其中にあり、詣人其靈境を称せざるハなし、社頭より申の方二十間許に巨石三あり、是を石體シヤクタイと称イふ、祭祀年中四度二月中卯日・六月廿九日・十一月中卯日の内八月十五日を正祭とす、此日胞衣イヤマツ松志布志郷・花カタケテ立同郷野方方村村トに神王面及び御鋒等を兩所に分ちて守り下る、是を濱殿ハシノミヤ下りといふ、社司・内侍等皆騎馬ウマにて供奉す、都合十六騎なり、社司二人貝カヅを吹のミにて、神樂を奏することなし、

○支社 四所宮 大王社 地主社 山神社 本社の境内にあり、そもく當社ハ、國府郷鹿兒島神社の傳説に、彼神領の四方の境目に往古八幡宮を建立ありて、南ハ垂水郷鹿兒島神社、西ハ鹿兒島荒田八幡、北ハ栗野郷若宮八幡、東ハ當社なりといへり、

「名勝志」

投谷八幡宮 大谷村に鎮座、地頭假屋長江村にありを距ること午方壹里、社殿方向辰、祭神國分正八幡宮に同し、正祭八月十五日、夏越六月二十九日、冬籠十一月中卯日、當地の宗鎮守にして、勸請の事跡詳かならず、別當寺吉祥院におさむる所の縁記を見るに、和銅元年八月十五日正宮の嫡女を投給ふよし見へたり、然とも

奇く怪く信するに足らず、近世賣僧の妄作なるへし、社司吉岡右近家にも由来記といふ小冊子を藏む、其記文吉祥院の縁記に異ならず、今その神山は街道の側に華表あり、投谷八幡宮と扁す、夫より阪を下ること貳町許り、谷の底に平地あり、松杉深幽典麗まことの佳境と謂つへし、廟庭に芭蕉はなハた多し、社頭申方二十間余の岸壁に大なる石三あり、是を石體といふ、内陣に正體とて金銀に梵字佛像を鑄出したるを安置す、本地彌陀・藥師・觀音等なり、永祿・天正の際肝付家寄進と見へたり、年号月日姓名を記す、金正體五枚、銀正體二枚、正祭にハ胞衣松志布志野・花立大崎野方村トにあり此兩所に神王面十二を守り御酒を祭る、是を濱殿下りといふ、神輿を守ることなく、又神樂を奏することなく、社司・内侍・寺僧までも皆馬上にて拾六騎なり、慶長七年卯月二十六日、貫明公・慈眼公詣て給ひ法樂の和哥を奉納し給ふ、

「名勝考」

投谷八幡宮カシノミヤ奉祀國分郷鹿兒島神社に同し、社頭より申方廿間許の巖壁に巨石三あり、之を石體と称す、

〔地理纂考〕

神之牟禮坂本村 當郷第一の高山なり、山下に神社ありて一之宮と号す、祭神・創建共に詳ならず、

坂屋林サカヤハヤシ村 此地本末吉郷牧馬苑の内にて、山林の周廻一

里余なり、山中に川ありて坂本川といふ、牧馬の為に設たる山なりとぞ、恒吉郷に隸ツり、年間分明ならず、

物産

藥品 柴胡 紫根 枳實

飛禽 雉 山鷄 鶉

〔地理課川調帳〕

川北  
※一恒吉川

通ニ係ル村方 福山 福地村 須田木村 坂元村 五十

町村 槻野村

水源大隅郡牛根郷境福地村池ノ谷ヨリ小川六ツ、恒吉

須田木村川原〇〇高屋須田木川〇〇砂走 小川三ツ及古城川二ツ、

坂元村追川〇〇莖ヶ谷 谷川三ツ、合十四川圓フ三里九分、

嶺嶺郡岩川五十町村飯田村ト諸縣郡槻野村トノ郡境

ヲ流レ五分、槻野ヲ通り久保崎一里五分、大崎柳井田北ニ於テ合里程五里五分流、野方川通工入、

※(頭注)

〔大崎郷野方川支川〕

嶺嶺郡「地理誌」

恒吉

一恒吉者天文年間肝付氏より領之、地頭肝付加賀守兼吉

也、右地頭事、天文廿二年癸丑八月十三日投谷八幡宮

棟札有之、其後天正年間北郷左衛門尉時久領、地頭ハ

小秋治部少輔頼榮也、右地頭之事棟札有之、文祿元年四七

より伊集院忠棟領、(慶長力)同四年迄源次郎忠真領、其後地頭

寺山四郎左衛門尉久兼也、寛永年間地頭伊勢美濃守、

右同棟札有之、

一投谷八幡宮

棟札口略、

一投谷八幡宮巷宇

天文廿二年癸丑八月十三日

天正十一年癸未仲冬二十八日

夫社壇造立者、奉為金輪聖皇天長地久故、殊者大檀

大宮司兼清 法蓮比丘〔本ノマ〕權律師典海〔取座〕

越伴家棟梁當主君良兼公并御隱居前河内守兼續今沙

地頭小杵治部少輔賴榮 本願主大野和泉守盛秋〔時〕大工木

弥省鈞公息災安牀、身心堅固、子孫繁昌、其外略、

岐守儀次〔兼〕鍛冶  
津曲丹波守兼辰〔兼〕

當造宮主地頭伴家加賀守兼吉、當宮司大法師信、惣

慶長九年辰九月廿六日、投谷正若宮八幡大菩薩舞殿、

者與力助成之信男信女、各今忽領此八幡大菩薩、積

地頭寺山四郎左衛門、大願主源清次、座主權大僧都

善餘慶、現世來生、願望令成就、圓滿為指掌者也矣、

典海誌、

遷宮師權少僧都法眼〔快〕誌之、

寬永三年寅八月五日、奉再興投谷八幡御寶殿一字、

大勸進大願主加賀守伴兼吉  
大願主當座之住 大工日野氏江口弥左衛門尉吉宗  
鍛冶藤原武紹

地頭伊勢美濃守代、

小工藤原榮次

一恒古城

一奉造立大隅國小河院恒吉投谷地主宮一字

右、麓町之上福山之方江通而左老町計茂可有之、旧ハ

右意趣者、信心之大檀那伴良兼公息災延命、武運長

領主又者地頭之人可為守坎、伊集院源次郎忠真都之城

久、殊當且那伴兼守武運長久、子孫繁昌、福貴自在、

籠城之時、伊集院宗右衛門守之、守護方より被為攻、

處少僧都宥海、

依て則宗右衛門城を開退、

永祿八年八月吉日

大谷村之内  
一宮ヶ原

大旦那伴兼守公 大工藤原吉次  
藤原武利

右、投谷八幡宮鳥居之涯、大崎野方村境也、永祿元年

一奉再興投谷八幡御寶殿一字

三月十九日、肝付勢寄來、北郷左衛門尉時久ニ嶋津豊

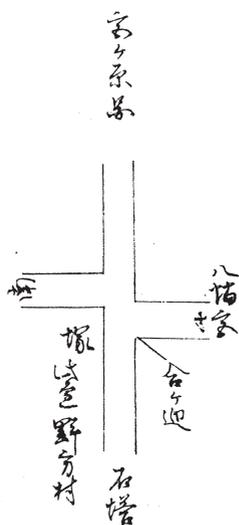
口略、北郷主君藤氏朝臣左金吾時久入道一雲齊〔齋〕

後守忠廣勢相加合戰、北郷氏・豊州方致敗軍、北郷藏

同彈正少弼忠虎領此地、改古社遂新宮之、

人并豊州方平田出羽守・同新左衛門遂戰死、右合戰之

場ハ八幡宮鳥居之前之邊都而戰之場と言、社家小路之内ニ茂掛合と云名之所有之、掛合戦ひたる所之由申傳、塚ハ鳥居より十間計大崎野方之方ニ有之也、北郷藏人共ニ二ツ鳥居より壺町計之所ニ有之、鳥居より野方村之内向左之方ニ迫有之、是を合ヶ迫と云、此迫ニ而百引平房石塚石見守正興・山下帶刀左衛門・加藤采女を打捕と言、右、平房村石牟礼大明神主石塚氏系圖写之内ニ有之、



地理志

恒吉

上古恒吉大膳亮守之、  
早崎大膳經遠三男、種子嶋家なり、

天文廿二年八月、肝付良兼領、亦新納氏九代近江守忠勝領之、天正十一年、北郷左衛門尉時久領之、  
 宮ヶ原 投谷八幡社邊也、其場を鳥井之壇と云、鳥居より十間計ニ首塚有、同壺丁計ニ北郷藏人石塔あり、永祿元年三月十九日、肝付勢寄来、北郷一雲嶋津豊後守忠兼加勢を以宮ヶ原ニ而合戦、一雲利を失ひ、一族北郷藏人及豊州家平田出羽守・同新左衛門其外数百人打死也、

投谷八幡

寄神祇祝

龍伯

岩清水なかれたへせぬ神慮

行衛をまもれ我國の人

⑦⑧ 節夏風

▽ 忠恒 △

誰か為に夏かへるまで一もの

はなをし風の吹のこすらん

右御短冊二枚、外ニ附衆短冊拾壺枚有之、裏ニ慶長

七年卯月廿六日八幡法楽當座とあり、

同郡市成郷

鹿兒島の東海陸十二里十八町余、東恒吉・大崎、南百引、西牛根、北福山五ヶ郷に境を接す、周廻八里五丁十間、村落二諏方原村、市成村、人員總計二千七人、戸數四百四十二、

〔旧記〕

大隅國小河院内一成村トアリ、

〔建治二年石築地役〕

小河院

上小川三十五丁 下小河二十五丁

市成六丁 外略、

〔神社由緒記〕

一成大明神神祿裏、永正五年十二月十三日、山田河内守忠豊・同藤原久親、○稻荷社棟札、延徳四則明應元年霜月五日、地頭河内守藤原忠豊・同正久、

〔地理志〕

岡本城 山田氏居城也、○聖榮自記御代々ノ傳記ヲカケル奥ニ、文明二年三月五日、大隅國小河院内一成村岡本城書云々、○道鑿公御代、山田氏四代加賀守忠經孫五郎宗慶子ニ當村ヲ賜ハリ、其子出羽守久興、初右京亮、後其子出羽守忠尚、初忠豊、後入道聖榮、其子加賀守忠廣、初式部、少輔、其子河内守忠豊、其子式部少輔久親迄領之欵、貴久記ニ忠廣ヨリ一成ヲ進セシトアルハ、久親ヲ忠廣ト誤リシナラン、永正五年棟札ニ忠豊・久親トアレハ、其時迄領主ナリシコト明ケシ、

〔地理志・地理纂考〕

天正中、島津豊後守朝久百引・市成ヲ領ス、

〔豊州朝久傳〕

永祿十一年、朝久隨父泰心委福島城出奔都城、蟄居篠地、然後義久公賜朝久平房・市成為食邑、同族家臣於斯分散、

垂野城諫方原村 本丸・二之丸等塹切の跡残り、往古市成某

所領なり、同族平山某ハ素山城國岩清水善法寺の一族にして、大隅國に下り國府郷八幡宮の神領を主り、帖佐平

山を居城として家号を平山と改む、其一族當郷を領し市成を家号とす、平山後に數郷を併領し、同族大に榮へ勢

ひ強大にして、遂に國命に反す、島津貞久當城を抜き、市成を山田加賀忠経に與ふ、是により山田氏世襲す、忠

経元祖を式部忠繼といふ、島津氏二世島津忠時庶長子にて、薩國牛屎院及び谷山郷山田村・上別府村等を領し

山田に住す、因て家号とす、忠経ハ忠繼より第五世なり、第七世を出羽忠尚と号す、後剃髮して聖榮といふ、著書あり、聖榮

1 榮自記といふ、元祖忠久以來の事實を記して珍書なり、聖榮ハ應永十五年に生れ、八十余にして卒す、天正十三年、第八

世加賀忠廣市成を島津貴久④返に反進す、此に於て貴久即ち肝付氏に與ふ、此ハ貴久薩國市来城を攻し時、肝付氏

兵を出して是を助く、其賞に因てなり、其後島津征久・2伊集院幸侃等はを領す、慶長十九年に至り、島津義久市

成を敷根頼賀に與ふ、頼賀ハ世々大隅敷根の領主なり、文祿年中、豊臣秀吉公の命に依り三ヶ國の田地改易ありて、頼賀垂水田上村及び高隈等に徙り、慶長十九年また

市成に移り、當城を治所とす、敷根長尾城の巻と參考す

へし、

※1 (頭注)

「天正ハ天文ノ誤也」

※2 (頭注)

「敷根頼賀代大隅田上城ニ移り、頼賀ノ曾孫中務少輔立頼代高

隈ニ移り、又高隈ヲ改テ市成ヲ賜フト見ユ、頼賀ハ慶長元年

田上城ニ死ストアレハ、纂考ノ文誤レリ」

「雲遊雜記傳」

文明六年市成仁山田トハ、按ニ、山田氏七世加賀守忠廣ニ

テ、出羽守忠尚入道聖榮ノ子ナリ、四世加賀守忠経ノ時、

道鑑公ヨリ一成六町ト末次ノ牧山名ヲ坂ヨリ上福山ノ坂ヨリ

御打開キノ始トテ賜ケルヲ、一成ハ當御代マテ頂戴シテ

子孫繁スト文明十四年聖榮書オカレタリ、一成大明神ノ

神體ノ銘ニ、永正五年十二月十三日、山田河内守忠豊・

同藤原久親ト見ヘタリ、忠豊ハ忠廣ノ子ナリ、世録記ニ

天文十三年忠廣市成ヲ貴久公ニ獻レルコトヲ記セシハ、

貴久公記ノ文ニ、先年式部少忠廣ヨリ屋形様ニ獻リオケ

ル市成ヲ其年ノ七月肝属ニ賜ヒタルコトアレハ、其ヲ讀

誤タルト見ヘタリ、永正五年以来忠豊カ久親ノ間ニ獻レ

ルナラン、忠廣トハ後人ノ追記ノ誤ナルニヤ、其年月ハ

イマタ見當ラス、調所氏ノ古書ニ小河院ノ内ニ市成六町

トアリ、今曾於郡ノ内ナリ、

55「山田氏藏書」

大隅國市成之内南持留事、為給分所宛行也、早任先例、

可令領掌之状如件、

應永十八年十一月十八日 久豊判

山田殿「右京亮久興」

（本文書ハ「旧記雜録前編」二八五六号文書ト同一文書ナルベシ）

「箕輪伊賀記」

（頭注）此条載于國史

天文十三年甲辰夏ノ末、忠廣山田加賀守コト大隅之内市成庄ヲ貴

久ニ差上ラル、已ニ雖被収公、肝付依有忠勤之志、同七

月、賜彼地也、

（ママ）「兼重譜ヲ按ルニ、天文十四年己七月市成知行トアリ」

「地理志」

新納家九代近江守忠勝領之、自家系圖、後肝付氏押領、長祿ノ比、旧

記、天文十三年甲辰夏、為肝付氏所暴市成、○天正二年、

賜廻・市成於島津右馬頭以久、○文祿四年六月、伊集院

右衛門太夫忠棟ニ高千貳百九石余大隅ノ内市成ヲ賜、○

慶長十九年甲寅、樺山氏轉此「美濃守久高」地賜蘭牟田、○敷根中務少

輔立頼轉高隈賜此地、「慶長十九年ナリ」余來為不易之采地、

永祿八年比肝付領ノ時、地頭安樂刑部少輔伴兼近、

慶長四年、忠真逆意ニ相極ルト、寺山四郎左衛門尉久兼

ヲ令市成城在番ト云々、然ハ久兼則守此城歟、

「國史貴久傳」

天文十三年甲辰、山田忠廣獻公市成、以賜肝付某、肝付

氏与梅岳君為姻親、而梅岳君之攻市來也、遣兵助之、故

賞以邑、注略、

「國史家久傳」

慶長十九年、是歳、徙高隈領主敷根立頼為市成領主、  
津島水系  
圖

〔肝付氏略傳〕

元龜三年二月、公兵を廻・市成の間に伏して肝付の北邊を伐せ給ふ、二十日、兼亮肝付越後兼純をして兵を帥ひ迎撃せしむ、利あらず、兼純等廿人こゝに死す、廿九日、公の兵来て堺および二川を破る云々、

56 〔山田氏藏文書〕

畏言上

大隅國小河院内一成村六町・見作十二町・同持富三町・山田内上別府村五町五反・中村内入久四町、已上廿四町五反之段錢四貫九百文、

應永三十二年閏六月九日 沙弥玄威判

〔山田久興〕  
〔本文書ハ「田記雜錄前編」二一〇四六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔國史義久傳〕

元龜三年二月二十日、為伏於廻・市成之界、殺肝付越後

等二人、二十九日、破境及二河、

天正二年云々、是歳、伊地知重興降、献下大隅五所、於是肝付三郎四郎兼亮遂降、献廻・市成云々、

樺山善久

元龜元年ヨリ横川ヲ賜ハリ領ス、

忠副

蒲生戦死、

忠助

兵部太輔

所領横川ヲ去テ市成ニ移ル、

規久

久高

權左衛門

慶長十九年、市成ヲ轉テ藺牟田ニ移ル、

〔肝付兼續傳〕

天文十三年甲辰七月、先是、山田氏世據有市成城、自安藝守忠豊時、以城邑聽命於新納忠勝、至是、兼續攻市成城、斬城主出羽守忠時等陷之、公乃賜兼續市成、賞軍忠也、一説、式部少輔忠廣時歸公市成、是年七月、賜諸兼續、以賞其忠、又云、忠時死時、子式部少輔久武委城去、按、久武生後十七年永祿三年、扼此城主死者、疑式部少輔久親、而其委城去者則忠時也、然無確拠、姑註備考爾

〔新納忠勝傳〕

定居城於救仁院志布志、而大崎・松山・末吉・恒吉・高隈・市成・牛根・垂水、共所以領知、而新納氏之繁榮有此時矣、〔忠勝稱近江守、号齋栖嵐〕

山田氏五代

久興 薩州谷山郡山田・上別府商村ヲ世々領ス、

右京亮 出羽守 入道玄威  
應永十八年十一月、島津久豊市成ノ内南持留ノ地

ヲ與フ、

忠繁

六代 應永卅二年、小河院内一成村六町・見作十二町・同持留三町ヲ領ス、

忠尚

式部少輔 出羽守 入道聖榮

嘉吉二年三月十八日、持久小河院内百引六町ヲ與

フ、

式久

信濃守

忠通

式部少輔

忠廣

式部少輔 加賀守

秀久

忠豊

式部少輔 安藝守 河内守

久親

忠時

式部少輔

出羽守

久武

次郎右エ門

〔地理纂考〕

同郷

日吉神社諏方原村 奉祀近江國日吉神社に同じ、棟札に長祿二年正月伴家兼忠・同兼秀伴兼行後なり建立と記せり、又永祿十年三月の棟札に、肝付左馬頭造立、地頭安樂形部少輔同上とあり、例祭十一月申日なり、

三宮神社同村 祭神詳ならず、元龜三年伴家三郎四郎兼助

造立の棟札あり、

若宮神社諏方原村 永正五年、山田安藝忠豊嫡男式部久親か靈

を崇むといふ、忠豊ハ山田加賀忠廣嗣なり、次に見ゆ、

太玉神社市成村 奉祀 太玉命 例祭二月朔日・九月九日・

十一月未日とす、當郷の惣鎮守にして、肝付兼續建立す

といふ、天文二十三年の棟札に地頭岸良伯耆守兼慶と記

して、當時肝付兼續か領地なり、岸良ハ肝付の支族にて、其祖先家号とす、始肝付に屬し、後島津家に屬す、肝付郡岸良の弁濟使なり、因て

〔名勝考〕

太玉神社市成村 當邑の總社也、例祭二月朔日・九月九日・十一月未日、「市成村」

奉祀 太玉命天文廿三年、地頭岸良伯耆守兼慶云々、

修覆の時の大棟識なるへし、〔本クマ〕

〔地理纂考〕

〔企〕

若一王子神社市成村 祭神詳ならず、棟札文祿七年肝付河内

守兼續とあり、

稻荷神社同村 棟札二枚あり、一枚ハ延徳四年霜月五日地

頭河内守藤原忠豊・同正久、一枚ハ永祿八年肝付兼續と

記せり、

「地理纂考」

八重山ヤヘヤマ原村ハラムラ 高山にて、土人の獵所とす、

雙子壟フタコツカ村

平野の中に丸き岡二相雙へり、其一ハ高二十

丈許、周廻五町四十間余、其一ハ高十一丈許、周廻二町三十間、両岡相距ること一町許にして共に樹木なし、茸ハフ艸生なり、土人相傳へて、大古大人弥五郎と云し者モツ畚コに土を盛り運ハヒしに、此所にて掬オウ擔コ折て土を覆フてり、其偏ヒラハ半を残せる故に較卑ヤトシしといへり、國府郷拍子橋の条にも大人弥五郎の名見えたり、

「地理纂考」

物産

藥品 柴胡 枳實

蔬菜 香蕈シシトク 丁藷マヒシク

飛禽 鶉 雉 山鶉

走獸 野猪 鹿

※「地理課川調帳」

一野方川

通ニ係ル村方

市成村シチゲ 同 大崎  
平房村 麓村 野方村

水源大隅郡市成村ノ内 ●●真谷頭 ●鹿倉松尾 ●瀧ノ口 ●山ノ口、

柳ヶ元 ●トフケン間 ●尾脇 ●クキノ、

四川、●唐鎌ニテ八川圓、百引平房村 ●松谷 ●ユツリハ ●石ムレ ●山ノ口ニ至リ、又水源百引麓村ノ内 ●楠八重 ●狩出原

新城 ●南園 ●田畑 ●高尾 ●四川、●西原 ●下出水 ●宮下 ●野 ●長田 ●三

川、●南園ニ於テ各十五川ヲ圓里程三里、諸縣郡大崎野

方村ニ入テ ●二ノ谷 ●榎木谷ニ至リ ●小池 ●柳井谷ヲ經、志布

志 ●久木迫西ニ於テ里程二里七分五リ、水源ヨリ合里程

五里七分五厘流落、菱田川通工流入ス、

※(頭注)

「大崎郷菱田川支川」

一諏訪方川

通ニ係ル村方

諏訪方村 市成村 野方村

水源市成諏訪方村ノ内 ●佛山 ●トフケン間 ●久保田 ●障子田ヨリ谷川

八ッ流合、市成村、諏訪方村 ●二王塚下 ●柏木 ●ウト ●田久

ヲ通り、大崎野方村ニ入、●カンヤス川 ●曲村ニ至リ、里程

三里八分流レテ野方川へ入、

永祿八年十一月五日

遷宮師財林房權大僧都鏡智 大願主高野与八左衛

門

噌嶺郡「地理誌」

大工測上肥後守

削番匠衆

釘崎六兵衛 大坪孫兵衛

市成

角野全丞 坂本三左衛門

一市成ハ、長祿年間肝付氏より領地、右之事、長祿二年

八木源右衛門

大願主小工鍛冶民部左衛門

戊寅正月十七日諏訪原村窪田山王宮棟札伴家兼忠建立

細工衆

大野舍人 岩松十郎衛門

之事有之者、其時肝付氏領地与為見得、永正・天文之

岩切水殿助 岡留源右衛門

頃ハ山田安藝守忠豊可為領地候、若宮大明神棟札、永

児玉壺岐

正五年戊辰十二月十三日藤原忠豊と有之、「初」天文年間山

合力人衆 監物彦三郎 伊達九郎左

田加賀守忠廣領、永祿年間肝付河内守良兼領知、地頭

者安樂刑部少輔伴兼近也、

衛門

一稻荷大明神 一夫社壇造立者、其外略、社壇一字

諏訪原村柏木 一平良大明神

右、御正躰鏡三ツ 脇立木神十六躰

大檀那伴家棟梁前河内守今隱居沙弥省鈞公・當主君

但宝徳三年辛未三月六日、神躰之裏ニ藤原種重与

良兼公御息災安泰、身心堅固、子孫繁昌、領内安全、

板ニ書付有之、

其外略、當地頭安樂刑部少輔伴兼近・同兼孝、二

一三宝大荒神

見丕衛門尉・同中左衛門尉藤原実延、世來願望成就

右、市成垂野城内水之手口江前代より安置、棟札紛

者也、

失、

宮園 一稻荷大明神 御正躰鏡三ツ

右、延徳四年壬子十一月五日棟札有之候得共、文字

不相見得、永禄八年十一月五日肝付氏棟札、

假屋村唐かま  
一岩上大明神

右、天正十一年癸未十一月廿八日藤原征久造立棟札、

久保田 諏訪原村  
一山王 御正躰木神二十一棟

右、永禄二年戊寅正月十七日伴家兼忠・同兼秀建立

と有之、其後永禄十年丁卯三月五日、肝付左馬頭良

兼代建立也、棟札有之、

麓村  
一北山八大龍王 御神躰幣帛

右、嶋津主水久輔先祖慶長十九年以来建立、

一若宮大明神 御神躰繪像之板

右、永正五年戊辰十二月十三日藤原忠豊・嫡子久親

御建立と有之、

麓村  
一古城

右、垂野城麓より大概北之方下り地ひくし谷有之、

西之城・東之城之ニツ有之、其中ニ通路有之、口ニ

相記領地之人之可為居城、

地理志

市成

旧記、大隅國小河院内一成村とあり、

山田氏世々領之、新納家九代近江守忠勝亦領之、長禄之

比肝付氏押領、樺山氏領之、永正・天文之比山田安藝守

忠豊領之、永禄八年比肝付左馬頭良兼領之、天文十三年

甲辰之夏、為肝付氏所暴市成、天正二年、賜廻・市成嶋

津左馬頭征久、慶長十九年、樺山氏轉此地賜蘭牟田、敷

根中務少輔立頼<sup>①</sup>世<sup>②</sup>轉高隈賜此地、爾来不易之采地也、文

禄四年六月、伊集院右衛門太夫忠棟ニ賜ふ、高千式百九十九

大隅之  
内市成、

(地理纂考)

同郡岩川郷

鹿児島縣廳を距る事東北十五里、東末吉、東南志布志、

西恒吉、北福山四ヶ郷に接す、周廻五里三十二町余、村

※落二<sup>①</sup>中之内村、當郷ハ末吉郷の内なりしを、明治年中、<sup>②</sup>十

町・中之内の両村を割て一郷に建、岩川と号く、<sup>③</sup>岩川八<sup>④</sup>郷<sup>⑤</sup>の

内馬場村・菅牟田村・飯田村・梶ケ野村・土成村・田尻村等の惣名なり、俗に馬場・菅牟田・飯田の三村を併て五十丁村と称し、其外の三村を併せて中之内村と云ひしを、明治の度、人員總計三千九百四十二人、戸數七百十七、

※(頭注)

「岩川郷ヲ建テシハ明治己巳・庚午ノ間ニアリ、戸長ヲ糺シ事實ヲ明ニスヘシ」

57「島津氏藏書」

譲与 女子祖鑿房分

大隅國本庄内岩河村南方事

右所者、一期之後、可返付氏久狀如件、

延文二年卯月五日

「當正平十四年己亥」

(貞久) 道鑿

判

(本文書ハ「旧記雜錄前編二二五」号文書ト同一文書ナルベシ)

58「宮内社司澤氏藏書」

正八幡宮所奉寄進之大隅國岩河村參分貳事、於下地者、

令知行之、至土首者、<sup>(貢カ)</sup>為御供料足之間、可被進濟御供所

之狀如件、

正平十二年九月廿日

(氏久) 左エ門尉在判

吉田若狹守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二二四」号文書ト同一文書ナルベシ)

59「小濱氏藏手鑑」

大隅國岩河村内本職等事、給主依非御中絶候、早如元令領掌、弥可抽軍忠之狀如件、

延武四年三月廿九日

(貞文) 「畠山直顯」判

赤崎泰次殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二二四」号文書ト同一文書ナルベシ)

(地理纂考)

手取城中之東北より南の三方ハ深谷にて、西の一方廣野

に接き堀の跡あり、延文四年十月、島津氏久都城國合原

の軍に利あらず、當城に救を求む、城主岩川某両端を持

して速に兵を出さず、既にして氏久鹿兒島に歸り、復ひ

兵を發し、始に當城を抜き、次に日向を平治すといふ、

新城同 税所某居城なりしを、天文三年三月七日、北郷

常陸相久スケヒヤに襲スハレ落去ツすといふ、

す云々、

〔庄内平治記〕

〔或ハ七年ニ作ル〕

天文六年三月三日、岩河の新城を攻セテ生捕シ二千余人なり、

※（行間）

〔北郷忠相力勢ニテ攻ル也、男女三十人計トアリ〕

〔國史貴久記未紙〕

永祿九年夏六月十六日、肝付氏軍攻岩川城、獲首二十六

級、抛北郷氏譜、按、北郷忠相取岩川新城、見上卷天文六年、此云岩川城疑即新城、

〔國史貴久記〕

延文四年十月云々、國合之敗、公求救於手取城主岩川某、

某懷兩端觀望、又請於蓬原城主救仁郷某、某亦不肯、公

已歸鹿兒嶋、旋復舉兵北征、先攻蓬原城下之、又攻手取

城下之、

〔地理纂考〕

馬場城五十丁村

城主及び由緒傳ハらず、

〔地理志〕

手取城岩川ノ内 里傳曰、馬場氏（⑦ノ人）〔久〕往古守此城ト云々、

○城主赤崎肥後守盛信、其子三次郎盛儀、其子赤崎泰次

盛一、代々宮方ニテ、畠山修理亮直顯ニ属シ、世々岩川

之領主也、國合合戦已後、氏久公御責取被成候、

〔國史貴久傳〕

天文六年三月三日、北郷忠相陷岩川新城、生獲二千餘人、

岩川新城係新納忠勝所領、遺墟在末吉郷、係中之内村、中之内村・五十町村・岩崎村總稱岩川、見第六卷延文四年注、

〔肝付氏略傳〕

永祿九年六月十六日、省釣か兵時久の兵と岩川に戦ひ、

久木崎丹後等十餘人を斬る、肝付ニも二十六人こゝに死

〔地理纂考〕

八幡神社中之内村 萬壽二年、山城國岩清水八幡宮を創建すと

いふ、兵乱の時賊徒神宝等奪ひ、且多年社殿衰頽せしを、

天文年中肝付氏再興せしといふ、棟札に天文四年檀越藤

原重忠・當地頭伴兼豊造立とあり、例祭十月五日なり、

此日華表より一町許の所に神輿濱下の式あり、大人の形

を造りて先拂とす、身の長一丈六尺、梅染の単衣を着、

大小刀を佩ひて四輪車の上に立つ、土人はを大人弥五郎

と称し、或ハ武内宿祢なりとも云、

「名勝考」

八幡八幡ヤハタ末吉郷いふ岩川とあり、

此祭に、十月五日濱下の時、大竹籠を編て大人の立像を

作り、大人弥五郎殿と称す、其長一丈六尺七寸、圍九尺

也、頭面に冠を着せ、木綿拾三反ニ而梅染の単衣ヒトヘモノを製着

す、又太刀大小を佩し、大なる荷包キヌヤクを提げ、手に矛を持

てる像にて、村中を輓ヒキ行アリく、里俗武内宿祢と申傳ふとい

ふ、按に、大人弥五郎八隼人記に據れハ火闌降命の子孫

なり、

「地理纂考」

笠祇神社 奉祀 保食神 安永八年己亥十月建立す、本

社志布志郷笠祇神社なり、

熊野神社五十丁村 奉祀 伊弉册命 城跡にあり、創建の年月

詳ならず、

天照太神宮 寛延二年己巳八月創建なりと云、

照日神社 奉祀 火明命 享保九年十一月創建、

諏方神社 承應二年甲子三月創建、

景清墓中之内村 同村柳井谷の山中にあり、相傳へて、悪七兵

衛景清日向國宮崎より来り、此所に潜居し、遂に爰コにて

没すといふ、石塔ハ大なる五輪なり、又小五輪の石塔四

基其後に列す、左の方なる岡の上に火葬の跡なりとて平

地一畦許四周堀なり、此所の農民亀次郎其裔スズにて、位牌・

系圖・太刀・甲冑等を納ツカサたりしを、七八代以前に位牌・

系圖ハ火災に焼亡し、鎧ハ故ありて志布志郷某士其家に藏

め、太刀ハ大崎郷士関武兵衛家に藏めたりしを、武兵衛

先祖代、其家の女嫁せし時携へ往きしとぞ、今に至り武

兵衛か子孫毎年春秋此墓に詣つる事怠らすして、必ず亀

次郎か子孫の家に宿るとぞ、當郷の旧記に水鑑景清居士の六字を刻める由記したれと、今ハ文字ありとも見えす、景清か事ハ諸説さまざまにて、日向宮崎にも墓あり、或ハ山之口郷に景清か城址あり、又鎌倉にて死せしとも云ひ、正説知るへからず、今土人の傳説を挙て記しぬ、

物産

藥品 柴胡 茯苓 金銀花

樹木 榧カヤ 榦グサ 樟

「地理課川調帳」

一中ノ内川

坂元村 福沢村  
岩川郷 中ノ内村

水源 嶺啖郡福山旧牧○笠跡ヨリ 四川流出、恒吉坂元村ノ

内○田ノ上 ○宮園 ○鍋村 ○田ノ平 經テ、又福山福沢村○新地  
○田畑 ○宮田 ○新村

谷川三ツ流合、○清津野北 ○飛佐南 二ツ流入、岩川中ノ内

村○浅井川一ツ、○川床 ○普ムタ ヲ通、●麓小川一ツ、岩川○築池下ヲ

通、又○高原川一ツ ○新原、合十三川圓フテ通里程四里二

分五リヲ經テ菱田川通工入、

一持谷川

中ノ内村

水源○笠跡 二川流合、○川床下ニ於テ里程一里五分、菱田川通入、

「地理纂考」

末吉

距鹿兒島東北十五里、東北都城、東南志布志・松山、西南岩●・福山、北財部・莊内の七ヶ郷に接す、周回廿四里

十九町三十間、村落五村深川村 南郷村 諏方村 二之方村 岩崎村、高壹万三千六百

百二十石八斗五升五合余、土族二千九十人内男千七十三人、

卒二十人男十三人、平民六千四百七十七人内男三千三百六人、

人員惣計八千五百八十七人、戸数千七百六十三、

「地理纂考」

二之方村旧名福井原村・宮路村とて二ヶ村なりしを、併せて一村とす、時代詳かならず、

住吉社此地大隅・日向の境にて、住吉山の絶頂に壩か石とて大石あり、兩國の堺石にて、其東南を憶原といふ、神社ハ大隅贈嶺郡なれと便りに從ひ爰

に從ひ爰

奉祀 底筒男命 中筒男命 表筒男命

例祭九月九日、十一月廿五日、此日流鏑馬あり、創建  
 詳ならず、書紀曰、伊弉諾尊沈濯於海底、因以生神號  
 曰底筒男命、又潛濯於潮中、因以生神號曰中筒男命、  
 又浮濯於潮上、因以生神號曰表筒男命、是即住吉神也、  
 又神功皇后紀曰、三月壬申朔、皇后選吉日入齊宮、親  
 為神主云々、先日教天皇者誰神也、對曰、於日向國橘  
 小門之海底、所居而水葉稚之出居神、名表筒男・中筒  
 男・底筒男神、有也と見え、撰津國風土記曰、所以称住  
 吉、昔息長足比賣天皇世、住吉大神現出而巡行天下、  
 寬可住國時、至於沼名掠之長岡之前、乃謂斯實可住國、  
 遂讚称之云眞住吉國、乃是定神社、今俗略之、直称須  
 美乃穀とあるにて住江の名義明なり、此山周回一里許、  
 高八町許にて、神社ハ其中領にあり、そもく此神ハ  
 日向國にて生坐つれと、風土記に見えたるか如く後に  
 撰津國住吉に鎮り坐しより何方なるをも住吉とハいへ  
 るなり、此例なほ多かり、

〔地理纂考〕

南鄉村

檀原 住吉神社の東南に當りて、此あたりの總名なり、

書紀一書曰、至筑紫日向小戸橘之檀原、而被除焉云々、  
 又同書に曰、乃往見粟門及速吸名門、然此兩門潮既太  
 急、故還向於橘之小門、而拂濯也云々、古事記に到坐  
 竺紫日向之橘小門之阿波岐原而禊祓也とある檀原なる  
 よし云ひ傳たり、四方限りなき廣野にて檀樹いと多し、  
 檀ハ今俗青木、或ハ山竹ともいへり、青綠色の常盤木にして、二月小白  
 花を開き、冬に至り指頭許の赤実を結ひ、草木疏に曰、檀木枝葉可愛、  
 二月花白、子似杏、今官園植之、取憶萬之義、改名萬歲樹とある是なり、  
 和名鈔に曰説文に云く、檀梓之属なり、又私記に曰阿波岐、今按するに、  
 又檀木の一名なりな  
 とあるハあたらず、

〔地理纂考〕

檀神社

奉祀一坐 伊弉諾尊

檀原に在り、創建の年月詳ならず、寛保三年癸亥閏四  
 月、島津光久再興すと云ふ、書紀に曰、伊弉諾尊曰、  
 吾前到於不須凶目汚穢之処、故當滌去吾身之濁穢、則  
 到筑紫日向小戸橘之檀原、而被除焉、又曰、故還向於  
 橘之小戸、而拂濯也云々とあり、例祭十一月二十四日  
 なり、

○小戸池 檜神社の右側に在り、池の回三十三間余なり、往古ハいと大きなりしとぞ、清泉四隅より湧き出て四時増減なし、妊婦此水を飲ハ平産なりとて、臨月に及ふ者遠近となく當社に詣て、安産を祈り靈泉を掬飲とそ、

〔地理纂考〕

上津片香男神社

奉祀三坐 八十禍津日神 表津少童命 表筒男命

檜神社より西南七八町、山上にあり、始今の社頭より丑の方四町許に在りしを、迁坐ありて其旧址今なほ存せり、例祭二月初申・十一月初申にて、祭日に猪鹿を牲とす、

〔地理纂考〕

上津瀬 片鹿男社より丑の方七町許にて、川の濶二間許、

深三尺余なり、水源莊内郷の山中より出て、下流志布志郷田浦の海に入る、此川岩石の間を漲り流れて水勢迅速なり、

〔地理纂考〕

橘嶽 檜神社より丑の方二十余町なり、連山の中なる一峯にて、其山下の谷を橘ヶ谷と呼へり、溪水此山中より出て中津瀬川に注ぐ、

〔地理纂考〕

眞本男神社

奉祀三坐 底津少童命 中津少童命 表津少童命

橘嶽の半嶺にて、山下より登る事十町許なり、寛文二年正月再興の棟札を納む、例祭十一月二十六日なり、

〔地理纂考〕

中津瀬 水源橘嶽の山中より出て、檜原を東より西に流れ、莊内川を合流し、田の都 城なり、十七八里を経て日向赤江港に出つ、川の濶十間許、深一尺許にて、其流れ疾からず弱からず、清潔にして水底の細石を数つへし、此所伊弉諾尊の祓除ありし靈跡なりといふ、

〔地理纂考〕

中津真津男神社

奉祀三坐 神直日神 中津少童命 中筒男神(命)

即中津瀬の山上にて、櫛神社より辰方十三町許なり、

例祭正月元日・九月酉日なり、

〔地理纂考〕

下津瀬 水源同郷南之郷村の山中より出て、末流松山郷を經、志布志安樂川に注ぎ海に入る、川の濶二間許、深さ二尺許にして、溜水の如し、

〔地理纂考〕

下津片香男神社

奉祀三坐 大直日神 底津少童命 底筒男神(命)

下津瀬の濟を南に距る事六町許、岡の上なり、櫛神社より八辰巳に當りて三十余町なり、慶長七年再興の棟札を蔵む、例祭十一月廿四日なり、住吉神社より以下下津方加男神社まで六社すへて

創建の年月詳ならず、さて上中下の三川、中つ瀬より上つ瀬まで三十町、中つ瀬より下つ瀬まで二十五町、又中つ瀬より住吉の神社まで凡そ十五町なり

〔地理纂考〕

柄基 櫛神社より戌亥方二十町許、田の中にて、一名を

橋柱と云、高六間許、回十一間余の岡なり、土人相傳

て天浮橋の根なりといふ、此田の字を浮橋(命)といひ、又

此近境を橋野といへり、白砂の丘にて、昔より崩れす

缺す、又是を削る事を禁す、或人難して、櫛原ハ書紀の趣海辺の状にして、海底に沈濯し、潮中

に遠濯して、又潮上に浮濯すといへるに、ざるを末吉郷なるハ海濱を距る

事遠くして古潮の趣に符ハすといへるに、或人答へけらく、詔尊祓除の時ハ天地開闢の初め日月未生の時にして、此祓除に因り日月の兩神も生

まし、天地の位定りたれハ、當時の地形今と同じからざるハいふも更に

て、凹なる処も凸となり、凸なる地も凹となり、滄海變して陸となり、

陵谷變して山となるの習ハ後世にも尚あり、況や荒古開闢の始をや、

殊に一面の平地曠野なれハ、荒古志布志・大崎の海邊を距る事遠からず、

中下の三川も大河にて、小戸池などハ大河の落口なりけんも知るへから

すといへり、此論強て己か説を立るに似たれと、今を以て上古を量るへ

からざるハさることな

れとも定めかたし、書紀通證に云、今按貝原氏謂當在

筑前國、糟屋郡在立花、其山名立花山、志賀海神社見

式、那珂郡住吉神社見式、席田郡有青木村、去住吉一

里許、早良郡姪濱有小戸、今小祠存其側、有青木村、

此地海濱而亦有川流云、据此説、則古昔日向亦為九國

總号也云々、又曰、橘之小戸似指有筑前國那珂郡者云

々とあり、古事記傳に此説を拳て曰、信に此御禊生ま

せる住江大神又志加海神の鎮坐も皆彼國なれハ、由ありて覺ゆ云々とあり、されと此祓除ハ神代紀一書に、

則往至筑紫日向小戸橋之<sup>(⑩)</sup>櫛原、而祓除焉、遂將盪<sup>ス</sup>瀨身之所汚、乃興言曰、上瀨是太疾、下瀨是太弱、便<sup>ス</sup>濯之中瀨也云々、同書に、故欲濯除其穢惡、乃往見粟

門及速吸名門、然此二門潮既太急、故還向於橋之小門、而拂濯也とあれハ、此祓除ハ日向國なる事動かさるなり、還向於橋之小門とある橋之小戸、其処を記さざれと、上文と相照して日向國なるハ知られたり、さるを通證に、

据此說、則古昔日向亦為九國總名といへるハいミしき妄言なり、九州を日向といひし事史に見えたる事なし、されハ此筑前なりといへる説ハ捨べきなり、又貝原か

和爾雅に筑前の住吉を以て最初として即出現の地とせるも甚しき妄説なり、是をも古事記傳に神功皇后紀を引て曰、三神誨皇后曰、我荒魂令祭於穴門山田邑也、

時穴門直祖踐立、津守連之祖田裳見宿祢、啓于皇后曰云々とありて、荒魂を穴門に祠玉ふ時に踐立を其神主と為給ふ由見えされハ、其後に和魂を津の國に祠玉ふ

時にかの田裳見をハ其神主と為玉ひしなるへし、式に、住吉坐神社、又曰長門國豊浦郡住吉坐荒御魂神社<sup>并名、神大</sup>

筑前國那珂郡住吉神社三坐神大云々とありて、筑前なるを出現の地なりとハ記傳にも云ハず、又白尾國柱曰、日向風土記に櫛原を児湯郡中に載たるハ此処ならん、

そもそも櫛原ハ古ハ日向國に係れりしを、後々郡村を分割せしほとに、末吉にも又延岡にも猶櫛原てふ地名諸所に遺れるなり云々、又曰、此櫛原てふ名、太古日向南邊の海國を總稱せしにて、一小區の事とハ見え

す云々、末吉郷なる上中下の三川ハ、上瀨ハ疾こと瀧の如く、下瀨ハ澇水の如く、中瀨のミ駛からず弱からず、今に至て其川流の轉變する事なくして神世のま、

の面目を存遺する事最も貴むべし仰くべし云々、又曰、西ハ大隅佐多御崎を限り、東ハ日向縣の極に至り、祓除を修め給ふ齊場の疆内となされしとそ見えたる故に、

沈濯於海底などあるハ即祓除の靈場唯一処にあらざるの證なり、是に由て日向より筑前に及て小戸・立花・櫛原等の地名を存し、又住居大神などの祠も在て、遠く廣く世に云ひ傳へたるにてそあるへき云々といへり、

そハ如何にとも知りかたけれど、天照大神を始め奉り諸の大神の生まし給ひし橋の小戸なる中瀨ハ筑前にあ

らず、今の大隅・薩摩・日向の中なる事疑ふへからず、其ハ此三國上古日向國なれハなり、日向臼杵郡延岡に檍原・橋小戸、或ハ上瀬・中瀬・下瀬などいふ処あれと、此ハ後世の附會にて云に足らざるなり、又同國児湯郡佐土原の海邊にも檍原ありて祓除の神跡なるよし云傳へたり、又大隅國佐多岬の海中に三の湍ありて、満汐の時ハ隠れて見えす、是を土人上瀬・中瀬・下瀬といふ、此岬より丑寅方一里許、大泊浦の山上に巖ありて、高さ九尺余、周圍三丈余なり、伊弉諾尊此巖上より祓除し給ふへき所を臨觀つる跡なりとて、土人影ミシナハシ向④右ウシといへり、又日向宮崎郡赤江の海邊にも橋小戸或ハ檍原と云ふ処ありて、其所に古き住スミヤ江神社もありとぞ、ナカとアカとハ通音なれハ由ありて聞ゆと或人いへり、④「へ」されと今いつれを其とも決難し、固より末吉郷なる檍原の如きハ古より傳説の俣を挙たるのミにて、更に此所と決むるにハあらずなん、

〔地理纂考〕

橋野 同郷南之郷村の中なる地名にて、萬壽年中平太監

季基居所の跡なり、季基宇治関白頼通公に告て日向に下り、莊内郡元に頼通の莊衛を建て、莊田若干町を開き、季基も郡元梅北に神社社外宮を建立して其社務を掌り、後に伴兼貞に所管を譲り此地に移居せりといふ、神社社記に、梅北梅北ハ伴家の一族なりのより彼社頭を格護申す事ハ、季基卿平家の世の末に成たるを見切て箸野の本名の御所に隠居して渡られたりと申傳るなり云々とあり、此地梅北よりハ子方一里許、郡元よりハ午方三里なり、

〔地理纂考〕

龜鶴城 一名松尾城といふ、建久七年、稲村伊賀守重家家系詳ならず元祖島津忠久に従ひて薩摩に下り、此地を領し始めて經營すといふ、其後しばし沿革ありて、天正年中飢肥城主島津豊後忠親此地を領すといへとも、此地伊東義祐と界を接し、勢ひ微にして敵し難きを慮り、末吉を島津貴久に譲り、貴久是を旧領主北郷時久に與ふ、文祿四年、伊集院忠棟豊臣秀吉公の命を受、時久か所領莊内に移り、時久薩摩國宮之城に移る、慶長四年、忠棟か子伊集院源次郎忠真叛逆して家臣當城を守る、

同五年、忠貞降服して、忠貞を薩摩國頰娃に移して一  
万石を與へ、時久孫北郷長千代丸本領に復る、

(中表紙)

物産

藥品 柴胡

走獸 野猪 鹿

飛禽 鶉 此地の名産なり、世に末吉鶉、或ハ莊内鶉  
と称す、

末吉古雜記

南之郷村

稻荷 奉新造立稻荷社御宝殿一字棟□大願主藤原經宣、  
慶長八年癸卯十二月二十一日、

同村

上津 奉修造片男大明神御社檀(壇)三間、諸人(ママ) 信心  
大旦那伴一鬼、凡心中所願、右意趣者、奉為天下安全、  
四海靜謐、國土豐饒、令(ト)滿天所修造也、仍修造意趣  
如斯、應永十二年乙酉十一月十八日、大願主沙弥全阿、  
大工左衛門尉太夫藤井守國、鍛冶藤原守貞・音同四郎  
左衛門藤井守資、小工十人、

南之郷村

山口 奉修造南郷鎮守山口大明神宮社檀(壇)三間、右修造

意趣者、奉為天下安全、四海靜謐、國土豊饒、殊者信心大旦那伴元兼、大勸進僧慈珍并願主沙弥見阿、一々所願(マ)全満天奉造営所也、仍而修造意趣如件、應永十七年庚寅十一月吉日、願主見阿敬白、大工太郎左衛門藤井守國、音同四郎左衛門藤井守資、小工二十人、南之鄉村

下津 奉建立片男大明神社一字、右意趣者、為天長地(久脱カ)御願圓滿、國土安穩、万民快樂也、信心之大旦那國分常陸守・國分勘解由・國分又四郎、慶長十四年丙酉十一月二十四日、願主敬白、大工竹養齋國分催介・同與左衛門、南之鄉村

若宮 新奉造立若宮大権現御宝殿棟木一字□大旦那藤原時文并相久御子孫繁昌(久カ)——地頭田部頼綱、當願益隆、永禄十稔丁卯十二月二十一日、大工藤井筑前、藤井五郎左衛門、小工園田四郎左衛門、座主前大通湯谷春和尚禪師、諸施主現當所皆令満天也、右同村

松之尾中津ナ 合奉造南瞻部州大日本國日州末吉中浦ルヘシ

郷松野尾権現社精舎一字、當旦那藤原朝臣恒辰御息災——大旦那藤原朝臣忠虎并大工藤井市樹、小藺田石見、願主佐野祝守敬白、于時天正十六年戊子十二月捌日敬白、右同村

山口前にも 奉造立南之郷山口大明神御社壇棟木一字、右意趣者、奉为天満地欠、國土安全、別者奉行伴中野安信コトナラン、歲信、殊者信心大旦那越藤原朝臣重祈願成新納殿奉行なり、就、地頭藤原欠々、天文三年九月十八日、大宮司欠、大工藤原欠、

右同村 奉再興山口大明神拜(マ)一字、大旦那藤原朝臣家久御息災——元和七年辛酉九月大吉祥日、大工松田肥後守、小工迫田助左衛門、南之鄉村

真津男中津也 奉修造真津男権現一字三間、大願主沙弥道観息災延命、恒欠快樂欠、仍造営意趣如件、大旦那伴元欠、兼ナラン、山口棟ニ應永十五伴元兼とあり、應永十七年庚寅十二月十日、

南之鄉村

地藏 奉造立拾輪寺地藏堂一字、

右意趣者、——大施主廣底四郎左衛門・廣底肥前守加條理候息災、于時永祿八年乙丑三月廿日、大工待木大藏家真、小工入水正祐、

裏二、初建立應永三年、第二文應二年、第三建立寬

永六年三月吉日、本棟木見得候、河野又左衛門尉・

同但馬丞、

右同村

藥師 奉棟上瞻部州大日本國日州南之鄉中浦萩峯飯屋

永仁寺藥師堂一字、

右奉為金輪聖主玉躰安穩——大願主河野越前氏通安——

——大旦那藤原朝臣時久・藤原忠虎御息災延命——當

奉行藤原政家——天正五年丁丑十一月一日、

抑此之御本尊者不思儀、乙丑十二月十三日、野火來炎

上、然者飯屋河野帶刀越前氏通安迷惑無極言語絕從其

驚、次丙寅年如來二(マ)十二神造立、天正五年丁丑八九

十日之間堂成就、霜月朔日成堂供養、右筆西生寺別當

權大僧都勝政、

南之鄉村

藥師 奉造立社一字——

右意趣者、時見乘右衛門尉息災——慶長十一年丙巳八(十カ)月時正、同時見子源右衛門、當座頭玄幡尉、村內諸衆各敬白、

右同村

地藏——日州中浦之鄉岩松之村地藏菩薩厨子精金一字、〔舎カ〕

右意趣者、為願主民部左衛門——慶長九年甲辰十二

月吉祥日、大工松隣寺、

右同村

地藏 慶安三年庚寅十月大吉辰日、大工妹尾内藏右衛

門、小工國分與七郎、中西當百姓願主、

諏訪方村

諏訪大明神 奉新造立諏訪大明神一字、大願主藤原

忠明、

右同村

奉新社造立諏訪大明神御宝殿、護持大旦那藤原時文(久カ)

并相久(忠カ) 虎御子孫繁昌——大工源氏宗——天正三年

乙亥神居廿六日、末吉諏訪大明神最初御造立建徳二

年辛亥、明曆元年まで二百八十五年になる、大願主藤

原忠明と有之也、蓮荒坊大宮司之時書之、

右最初棟札及数百年、棟札相朽て文字分明無之ニ付、

右年号

「本クマ、」

右同村

城内天神 奉新造立天満大自在天神宮棟木一字、天

文二十三年甲寅十二月大吉日——施主清原次秀

并次正息災延命、子孫盛久故也、

同社獅子駒 天神之獅子駒奉造立、大施村田雅楽入道

經宣・村田三郎右衛門尉位景息災延命——慶長十四

年己酉六月廿五日安置、修行小僧快金敬白、

諏訪方村

五位 奉上棟建立五位社（禮）檀一字三間、

殊者心信大旦那藤原久幸并沙弥久治女大施主息災延命、

右意趣者、天長地久、御願圓滿故也、諸願成就（令力）全満

足、大工小玉満貞、文明十二年庚子十一月十五日、

同社 奉造立五位大明神宝殿棟一字、

天文二十四年乙卯十二月廿日、藤原忠親長久、子孫繁

昌、上和下睦、諸人快樂、大願主大梵天王、大旦那帝

尺天王、

右丹祈者、護持大願主平宗仍・同宗德息災延壽、身心

堅固——大工原氏安、小工伴兼清、

同社 奉造立南無五位七社大明神、大旦那大梵天王

——永祿十三年庚午九月十九日、大願主源氏安敬白、

二之方村

住吉 奉再興造立住吉三所大明神御宝殿一字（聖主）——

——

右奉為護持信心大旦那藤原家久朝臣御息災延命——

元和九年癸亥五月吉日、當地頭藤原經景、見廻檢見崎

權之介・有川宮内左衛門・東郷伊与守、大宮司長野越

中守、大工兼長、脇番匠兼利、

同社 奉再興住吉三所大明神拜殿并舞殿一字（聖主）——

右同造營者、奉為天長地久、御願圓滿、殊に大旦那藤

原朝臣光久公并綱久君御息災延命、御子孫繁昌、國家

泰平、無邊神明威光、万民豊樂、一々成就故也、當地

頭島津豊前久守、大宮司坂本坊、作事見廻宇都藤衛・

同長田与兵衛、大工妹尾内蔵——、小工迫田城之介、

明曆二年丙申三月吉日敬白、

裏に、粵日隅之堺末吉住吉大明神宮、元和九年癸亥

歲家久公之御時、當社御拜殿・舞殿・三島大明神・

若宮善神王・檜原明神(マ、マ)、御再興成給、此時御再

興奉行北条主水殿也、今亦依廢壞、明曆元年之冬、

御檢使神戶早左衛門殿見達、依之同二年丙申春、光

久公御興(隆力)所成就如件、

一龍伯様御參詣慶長五年三月廿九日於神前御詠歌御短

冊有、

一龍伯様并忠恒様御奉納御短冊二枚、慶長五年四月十

一日与御書有、其外諸士衆短冊廿七枚、

一龍伯様松間之郭公御詠御會紙數九枚、

一家久公御參詣慶長十二年六月廿九日なり、於御神前

御詠之御短冊御自筆なり、供奉衆詩哥短冊五枚、

一忠恒様之御時松間之時鳥御詠御會紙數十一枚、

以上

### 深川村

熊野 奉再興熊野三所大権現御宝殿一字、伏以者、

神者依人之敬増威、人者依神之徳添運、先蹤指掌者乎、

爰大法師快圓請小野盛常之誂令修造願念、然者不止相

次、不倦(ノ)沛、馳近那乞有縁、進遠境竟无縁矣、因茲、

随喜投財之輩、忽預一世以益、就中大旦那藤原之忠武

并忠家武運長久之勇、卓礫他方領内安全之樂、獨歩自

家焉、乃至法界平等利益、永正五年戊辰仲夏七日、當

旦那藤原忠武并御代官伴家之歳信、新納家老中野安房守歳信也願主小

野盛常・同太輔惟房・橘公貞、鍛冶藤原惟則、大工小

野清昌、

### 深川村

伊勢 欽奉再興伊勢天照大神宮、密以神明廣大——

—文明十稔戊戌季冬吉日、願主藤原吉季并大工藤井盛

満、小工五人敬白、

### 深川村

摩利支天 奉造立社檀(壇)、迦陵(願力)伽聲——大旦那藤原時

久并相久・忠虎御武運長久——當奉行丹部光綱、天

正三年乙亥、諸衆地頭藤原敦泰・同敦堯、二月九日敬

白、大官司清種、大工源氏房、小工藤原末明、

### 右同村

光明寺 奉再興大隅國深河院光明寺曼荼羅堂一字棟木、

永祿七年甲子十二月二十二日、大願主當寺六代権大僧

都融尊、聖主天中天——大旦那藤原時久、地頭田頼(マ)

綱——大工源氏利、小工末明、

右同村

阿弥陀 天正十九年夷則吉日、大旦那藤原盛次一切日

皆之——略ス、

五十町村

阿弥陀 奉建立棟一字阿弥陀堂、于時天正十五年丁亥

八月吉日、大願主藤原政盛并政家・藤原政良、大工紀

氏昌、

右意趣者□殊者藤原朝臣忠虎御息災延壽、御武運長

久——

岩崎村

葉師 奉造立棟一字西福寺聖主——天文廿二年癸丑

歳二月吉日、大願主大梵天王——大願主源氏兼、當

地頭藤原忠綱俗名可糺、案するに、豊州領と成て岩川ニ忠綱、末吉深川村・ニ之方村・諏訪方村邊ニ宗仍を地頭ニスエオ

カレシ  
トミユ、

右、元禄十年國史市来源右衛門家年廻勤之節書出之留

より書拔なり、

末吉住吉社へ奉納短冊写文政三年庚辰四月二日、地頭飯屋におひて臨写、合百八枚、

かすミたつ瀧のしら糸たえすしも

たかをりいたす衣なるらん

梅か、の袖にしとまる物ゆへに

しはしわれかと身をたどる哉

空の葉のことハリ身にそ思ひ出る

おほる月夜のおかぬ詠は

明るより暮るもしらす木のもとに

なつさひあかぬはなの色哉

散花のにしきを庭にしきぬれハ

よのつねならぬやと、こそミれ

水上ハいつく成らん山きはの

岩ねをかけてめくる藤浪

足引の山のあらしのをとまても

こす糸の夏に成てしつけし

暮るかとみし空いかに五月雨の

はる間(@れ)のいり日いつこなるらん▽(@)経宣△

秋もやハかくは涼しき夕立の

あとにこほる、露の玉ゆら

玄□  
墨齋  
阿蘇玄興

新納武蔵守忠元  
入道拙齋為舟  
為舟

伊集院下野  
守久治入道  
抱節

鳥津右馬頭  
以久

川上上野介  
久閑入道  
尉叡

鳥津圖書頭  
忠長

樺山兵部太  
輔忠助入道  
紹劔

村田雅樂助  
後号沙弥壽仙  
五月雨

比志島紀伊守  
國貞

初秋

いつしかに秋立ぬらし明ほのの

山のかたへになひくうすきり

秋立て日数ふりけるけふ毎に

のへのにしきハ色ぞ増れる

ほのかなるはつ鴈かねの聲ハたゞ

ねさめも⑩よほすものにそありける

夕より聞しなからも暁は

いと、身にしむさをしかの聲

つくくとはしるなからに詠れハ

月の光もをちかたの山

あかなくもなかも馴⑩けりたるよせ帰る

うらはの浪にうかふ月かけ

はしめせし夜も暁の空とてや

堪⑩堪の音のかすかなるさと

いをやすくねられさりけり度々の

しくれの後もふかき夜の空

ゆきやられてはしやすらふ山陰の

袖にまなくもちる木の葉かな

雪

つもらせてなかもる松のしら雪に

宗察 鯨島備後守  
入道

貞林 伊勢平左衛門尉  
後改貞成

休心 税所越前守  
篤信入道

長泰 相良日向守 初新右  
門尉 後入道 栖閑  
(閑閑之)

久時 種子島左近大夫

宗親 平田越前守  
初久兵衛尉

忠能 北郷讀岐守  
初二郎下号、

重聰

実位 竹内兵部少輔  
後改市来氏

忍戀

しはしハよきよ軒の山かせ

とハてのミ年ハふるともいか、せん

あたにたつへき名をし思へハ

をろかなる身を忘れつ、入あひの

鐘にうかる、心はかなさ

待戀

いくゆふへ行てむなく帰る身を

不逢戀

なとあはれミもなかのせき守

契戀

くろ髪のかかぬはかりに面かけを

別戀

見⑩でにめしよりのちきりとそなる

恨戀

語る間は夢かうつ、かいまさらに

絶戀

せめてさはうらミのほとをいひやりて

曉

たへん命はさもあらはあれ

旅

あたなりと神やしるらん⑩誓ひてし

人

人の心のたえおはるなか

又

さひしさをいかにせよとて暁の

枕

まくらにとをきかねの音つれ

又

又こよひ草の枕をむすへとや

か

かねハ聞えず雲かへる山

善信 岩切三河守  
後入道可樂

豊信 八木丹後守  
初新左衛門尉

慰敗 川上氏、前  
ニミユ、前

与進 平田入道

家詮

紹佐

龍伯

政道 鎌田出雲守  
⑩近

久正 喜入大炊介

重理

祝

ゆく末もいまそしらるゝくにの

あまつ御神のめくミある世ハ 忠恒

右忠恒公御短冊のうら

慶長五年四月十一日 當座

右短冊紙ウチ  
クモリ二十九枚一クサリニシテ有之、

<sup>⑧</sup>侍住吉大明神の 木のまより顛れ出てほとゝきす  
神前に詠之、

三月廿九日 あすのはつねをけふしかなむ

龍伯

り、  
右御短冊うち曇りニ金泥にて芦・かり・雲・波をかけ

けふのミの春になかなむ時鳥

神かきそゝく雨にまかせて

ましてはし暮ゆく春も心あらハ

名も住よしの松の木陰に

春ハけふ暮て行ともたちかへる

かすミいく世の住よしの松

右四枚一くさりにして有之、

抱節 カミウチ曇  
リ、繪ナシ、

玄与 右同シ、

經宣

秋の色にうつる木すゑも住吉の

神よの松ハあらハれにけり

右御短冊紙胡粉地にして金銀泥にて雲などの吹かけあり、

透々金銀泥にて浪・笹・千鳥などの繪あり、

雲をみな西吹風のさそふ夜に

あらわれ出し有明の月

靈地到時心自眞 昔年出現豈無因

国家長久弥堅護 萬古名高住吉神

紙ウチ曇リ、  
ヲカキ有之、

そのかミのちかひたゝしく住吉の

神代の松や秋に聲そふ

鴈の鳴秋まちえたる松陰や

神のこゝろも住吉のさと

未ト先生何宿辰 降来凡世古今論

白雲遼処宮香靄 千載流名住吉神

右短冊五枚一クサリニシテ有之、

家久

紙ウチ曇リ、  
金泥ニテ松

抱節 千鳥・霞  
ノ草画アリ、

貞昌

同笹ナト  
ノエ

壽仙

同波アリ、

重位

同繪

理心

汾陽氏

朝霞 立初てむらく／＼なひく朝霞

けふより春の空になる哉 壽仙

夕鶯 くれ竹に春のゆふ日のうつろひて

ひとりさひしきうくひすの聲 壽仙

夜梅 春こそ八閨のうつゝもさたかなれ

梅かほる夜の色見えねとも

咲みちちりもはしめぬ花の色に  
(て脱力)

山花 おなし雲行遠のやまの端

あくるともしられさりけり春の夜ハ

春月 てるもおほろの月の中空

浅ミとりかた／＼にゆく水はれて

苗代 つゝミつたひに見ゆるなハしろ

雨に暮るゝ空ともわかすいはほより

池藤 咲かゝりたる池のふちなミ

いかなれハかり初なりし一ことの

忍戀 しのはるゝへきふしと成らん

今ハたゝおもひ絶ても待なれし

待戀 夕へはさらしたへかたきのミ

いかばかりたのめきにけん心とけて

逢戀

ぬる夜のまくら夢のミシかさ

別戀 又もとはしたふこゝろのおくながら

とゝめもあへぬきぬ／＼ハウし

顯戀 つゝめとも袖のしからミをきかねて

音なしのたきもひゝきことなり

曉鷄 あかつきやをのかさま／＼思ひ残す

ことまでさそふ夕付の聲

羈旅 誰もミなおもひたつ日のたひ衣

ころもへすしてかへれことふき

右は間に合紙にて一くさりにつゝり、十四枚壽仙と

都て名乗あり、

山花 春といへハ誰もこゝろをいさなはれ

花にそむかふ明ほのゝ山 沙弥壽仙

池上藤 池ひろミ汀はるかにかくれかゝる

岩ほの上の松のふちかえ

夏月 夏の夜はうたゝねなから明すきて

雲にのこれる月のすゝしさ

湖上鴈 にはの海や秋かくなる浪の上に  
(て脱力)

湖上鴈

つはさつらなり鳴かりのこゑ

人ならハとまれ(と脱力)いはむ雨そ、き

暮秋雨

暮行秋の名こりはかりに

野寒草

みとりなりし野原の草の枯々に

ゆふへのあらし音すさむなり

山家年暮

かりにさす庵なからも年くを

かそへてくらす山の陰哉

稀逢戀

夢かとよまたきにたとる衣への

後ほたいかにうつ、ならずは

恨戀

おもひわたるこ、ろくらへのはてくハ

つれなきを只かこち侘つ、

社頭榊

神垣にいのる祈の袖はへて

とるゆふしてや霜の榊葉

右之うらに慶長十三年霜□廿五日とあり、紙字くもり、

朱胡粉・ロク青るひにて色々の繪あり、沙弥壽仙と都

てあり、合枚(マ)壺クサリ、

山家春

山ふかミ明る朝戸の空までも

去年の嵐のをと、しもなし

壽仙

柴霰

むらくに夕日うつるひ山柴の

霰のをとに寒きぬれ色

冬岡

冬になる岡邊の里の松垣に

風ふかねともさわく真葛は

冬礮

冬ふかくなれハ浪よるたひく

みらくすくなき礮の草葉も

冬星

夕つ、のひかりもしるく空澄て

西ふく風そ寒くおほゆる

庭上霽

庭の面の真砂にあさる白霽の

千とせの行糸打はふきつ、

右六枚一クサリ、紙ウチ曇り、

田家時雨

聞あへぬ田中の庵の一しくれ

明かたちかくなりてさひしも

枯萩

萩の葉枯生のそよき暮る、より

嵐のかせの音にそひつ、

夜霜

いねやらぬ枕そはてハ聞鐘の

聲さえささる夜半の霜かな

水鳥

山高ミふもとの沢田(マ)かにて

おもゐるつはさしけき水鳥

夜霰

ふかき夜のね覺たひくすミはつる  
こゝろにひろふ玉あられかな

浦雪

花紅葉それともいはしうす雪に  
くるゝ菅屋の浦のをちこち

名所雪

見ぬもおもふこしの白山しらねとも  
よもききか(衍カ) 柚の雪の明ほの

年暮

おもほえず暮るゝ程なき年月を  
かそへもあへぬ身のよハひ哉

名所松

散うせぬ松の千とせの幾かへり  
住よしといふ里の名なれは

榊

榊葉にゆふ□そへてはふり子の  
祈るいのるや萬世のこゑ

うらに 御住吉 法楽

右十枚一クサリ、紙うちくもりていろく繪あり、

時雨雲

空ハいまふりミふらすミ定めなき  
時雨□雲の立わたりつゝ、

落葉嵐

音はかり過て行ともちりかゝる

木の葉の色にあらし見えけり

寒山月

山あさく梢ははれてもる月の  
光はかりや猶さゆるらん

河千鳥

友をしもまとハし行や浪あらし  
ゆふ川ちとりひとり鳴なり

常盤木雪

常盤木の枝もたハゝにふる雪の  
こほれ落てハ又もとの色

寄月戀

いにしへの人もかくやハおもひわふる  
戀てふこひを月にとハゝや

寄雨戀

雨ならハとはれぬさハリ中川の  
水まさるともいふへかりしを

寄風戀

をとに聞てめに見ぬ人を戀わふる  
朝ゆふ風のなふる折々

寄露戀

よそへても君見さらめや色かはる  
野原もおなし袖の(ママ) 露

寄煙戀

くゆりわふる思ひのけふり立まさる  
こゝろのほとを人しるらめや

暁更鷄

あかつきもはやうつり行空なれや  
四方のあらしに夕つきの聲

薄暮松 暮やらす里のしるへの松見えて  
人かへり行かたのはるけさ

山家夢 覚てのちさひしからすや夜の夢  
山のせのをと瀧つひ、きに

旅泊舟 そことしも泊り定めすゆく船の  
浪まや梶を枕ならまし

寄神祝 ミつかきの久しかれとのことふきや  
むへ住吉の神のまに〜

右十五枚間似合に繪書たるなり、一クサリ也、

山家夜霜 山ふかミ軒はハをそく明わたり  
よるの木の葉の霜寒き色

紅葉芦 ゆふへなをかれ葉の芦のうちそよき  
江のむらかけてよる浪の音

湖上冬月 詠れハ水のおもてもこほりつ、  
かけすまし(ま脱力)き冬の夜の月

旅泊千鳥 夜なくの夢も覚ぬるとまり舟  
うら風ちかく友千鳥なく

社頭雪 雪やこの神の社のゆふかつら

炭竈 かけつ、祈るしるしあらまし  
山あいはさむきあらしの吹暮て  
一すちけふりのほる炭かま

寄朝戀 別れての後のあしたの水くきや  
かきなかしてものこるることの葉

峯上松 明ほのや雲吹風に峯はれて  
たちならひたる松のいく本

遠塩干 袖はへて浪のまに〜ひろひゆかハ  
遠のしほひのかひもあるへき

冬祝 あら玉の年を待つ、夜ハ先ツ  
去年のまくらにゑひの盞

右十枚一クサリ、紙前に同し、

夕落葉 風ふる、梢おり〜おち葉して  
ゆふへしつけき山のかげ哉

嶺時雨 幾めぐり時雨で晴ししら雲の  
峯もあらはに立そのこれる

屋上霰 降音もきかぬわら屋の軒はより  
ちれハひかりの玉あられかな

夜水鳥 行音ハ氷らぬなかれのひ、き来て  
夜ころのしもをはふく水鳥

網代雪 守捨るあしろの床の雪寒て  
また明のこる遠の河をと

夜神楽 榊葉に置霜しろき宮人の  
こゝろもすめる夜神楽の聲

歳暮梅 暮て行ことしも待し宿からの  
はしるのみなミ梅つほむなり

壽仙

右七枚間似合紙繪有一クサリ、  
右七クサリ合七拾二枚、都て壽仙と名有、

懷紙二十枚

住吉社江奉納有之たる処、寛政五年本書惣て紛失  
せし由、写し二卷にして川添四郎右衛門所持せる  
を借り写之、四月十一日なり、

詠松間時鳥和哥

法印龍伯

一こゑはそ、やそれ「こもわきかたみ  
「コレマテ」行  
松の葉こしの山ほととぎす

「本文四行ニカク、末皆同」

同

沙弥慰叟

こゝろあるまつのし「けみの木のまかな  
ほと、」きすなくこゑのもの「りくる

同

沙弥紹劍

里わくる名にはたつ「ともほと、きす

やと「りをしめよ庭のま」つかえ

同

沙弥玄与

ほと、きすきなくも「のゆへ山まつの

こすゑの夏はあらはれにけり

同

沙弥為舟

よろつ代の聲やそふ「らむすにたる  
①②③

松「のこすゑのやまほと」とぎす

同

沙弥抱節

いそのかみふりたる「まつにほと、きす

あた「らしき音をなきいつ」るかな

同

沙弥休心

雲かゝるまつ「のひま」音つれて

いつち「すきけむやよほと」とぎす

同

沙弥宗察

さとなれてめぐりや「すらしほと、きす

松のすゑのあけかたのこゑ  
「コ」字 落る 歎

同

沙弥与進

松の葉のいろになら「ひてこゑもた、

ときはならなむやよほと、きす

以上九首一卷トス、

詠松間時鳥和哥

少将忠恒

常葉なる松に「ちきりてほと、きす

いく「久しさの初音な」らまし

夏日同詠松間郭公俊哥

圖書頭忠長

岡野へのまつより松は「あくる夜の

木「すゑをつたふほと、き」すかな

同

紀伊守國貞

そことしもき、こそ「わかねほと、きす

やとり「しらせよまつの木」かくれ

同

大炊助久正

ゆきめくるこゑかすか「なりほと、きす

ひろき「その生のまつのみ」らたち

同

兵衛尉宗親

千とせまでこゑをき「けとやほと、きす

砌「の松にそなれ来」ぬらむ

同

左衛門尉貞林

初聲はいつれの「松の木すゑとも

いさ「しら雲のやまほと」ときす

同

左衛門尉久時

いくとせかかはらぬ「やとの松か枝に

き「つ、もなれよ山ほと」ときす

同

雅楽助經宣

雨雲にもよほされ「つ、時鳥

▽◎と△馴「くや松のみ」らたち

同

右衛門尉長泰

いつくにも啼はす「くるなほと、きす

軒「端のまつに宿りな」れつ、

同

左衛門尉忠能

いつくともき、こそあへねほと、きす

木ふ「かき松のかけに來」ぬれは

同

右衛門尉豊信

行かたハいつく「なるらんほと、きす」

こゑのミ松にしはし「残りて

右十一首一卷トス、

右二十枚、前に見へし慶長五年四月十一日當<sup>（歴脱カ）</sup>とある丹

尺一クサリノ内ノ人数なれハ、其時同しく奉納有しに

や、

大藏姓加治木系圖

一氏神 岩川大明神筑前国 竈門宝満大菩薩同上 夜須

大明神同上

一幕紋三日月庶子ハ七梅鉢

前漢高祖皇帝 — 文帝 — 景帝 — 定王

春陵 — 買侯 — 外 — 回 — 南頓

令欽 — 後漢光武皇帝 — 明帝

「章帝 — 孝王 — 安帝 — 讀亭候

灵帝 — 献帝 — 石秋王 — 阿智王

阿多倍

去漢土来和朝、

仁王三十八代齊明女帝妻愛而於丹波国矢田郡  
於三王子、

志拏直 — 駒子 — 弓束

坂上氏

山木直 十余代 對馬守春實

尔波木直 — 内藏氏 — 仁王六十一代朱雀院  
天慶三庚子五三日、  
賜大藏氏、

種光 — 種材

筑前国夜須郡秋月庄下著、 岩川小次郎

○此種光ヨリ以上近世ツリ 太宰小監

繼キタルト見エ、紙新シク、  
文字モ奥トハ違居候、奥ハ  
紙モ古ク古系圖ト相見エ候、  
イカ様口ノ方紙イタミ書改  
タルニテモ可有之哉、

満家次郎 先于父幸平他界、 別府

種純

太宰大監 安藝守

種弘

太宰大監 渡次郎

光實

別府彦三郎

守光

別府

長光

同上

光茂

別府源三郎

種實

岩川次郎 薩广国満家院等相傳ナリ、

義平

加治木八郎 後改親平、薩广国満家院・大隅  
国檢非違所惣官職・加治木別府地頭職以下諸  
職等相傳、重代之間帶大府宣并関東代代下文  
等、分所領於子孫等、

幸實

満家院相傳ナリ、

幸平

満家太郎

同院相傳ナリ、

行家

中俣九郎 満家院内中俣村相傳、讓子息俊平、

永平

満家太郎 依令同意于謀叛人對馬冠者、文治二  
年被誅畢、

恒平

加治木六郎 満家院内郡山村・大隅国内所職  
所帯等相傳也、

家平

光平

長幸

加治木内上木村相傳之、  
(田脱之)

近平

道平

加治木内上木村傳、  
(田脱之) 号木田大丞、同所相傳、

傳、

親長

木田新三郎 同所相傳之、

秋平

加治木内平田村相傳、

家平

泰平

右同所相傳、 同所相傳、

季平

行平

同所相傳、 同上、

資宗

左近將監△實家子、滿家院内小山田・東俣・  
(油) 由須木、比志島・河田・西俣・塚田・蒲原・

城前田・上原七ヶ所田畠屋等得親平ノ讓乎、  
(敷脱之)

行滿

同小山田以下村々等得資宗ノ讓、知行多年之  
後、行滿承久三年為京方御致合戰、  
(受) 落失跡、大隅稅所祐滿自閔東給之、

實平

加治木新六 大隅國諸職并加治木別府相傳之、

吉平

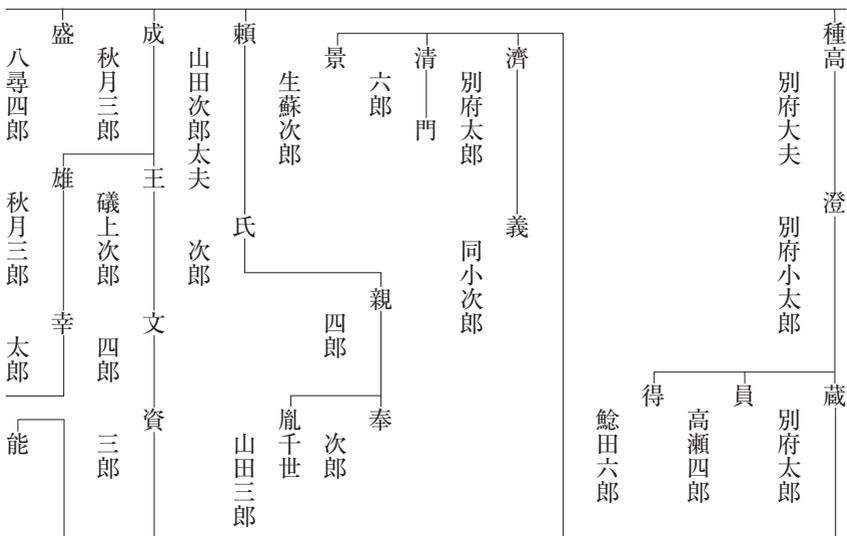
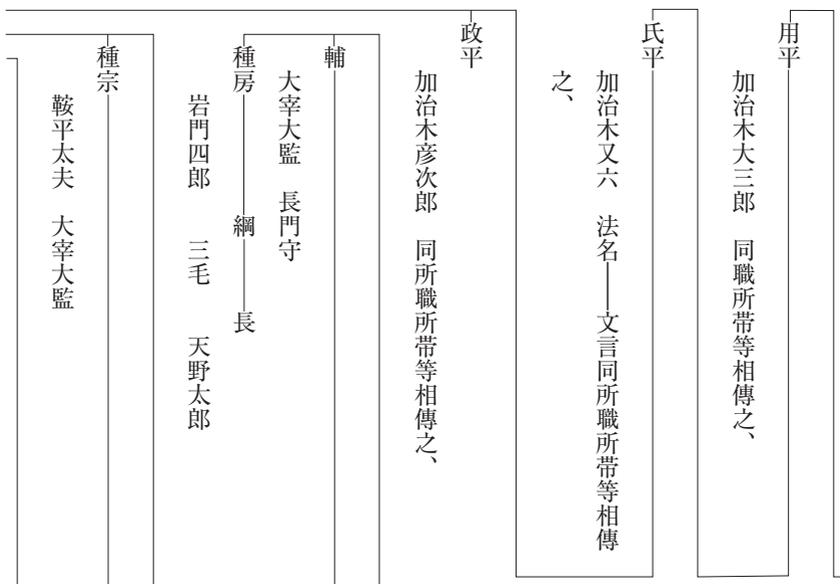
俊平

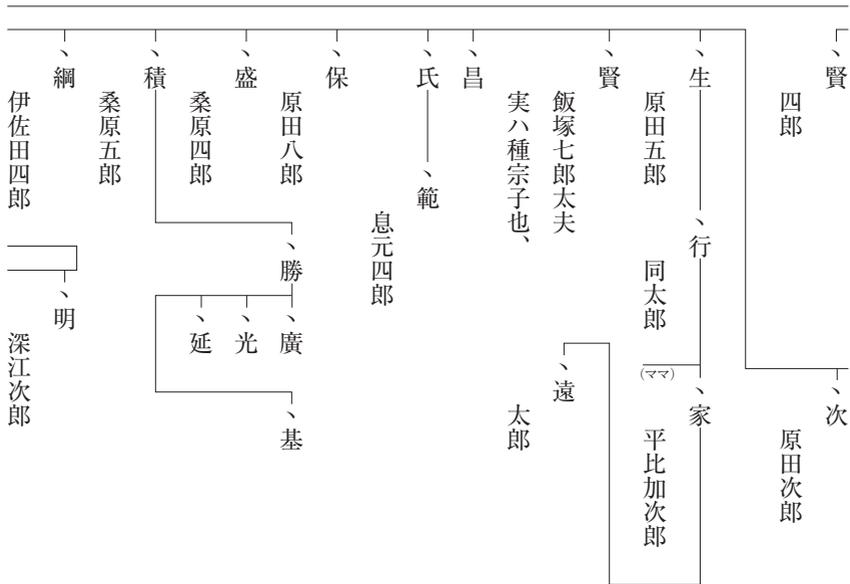
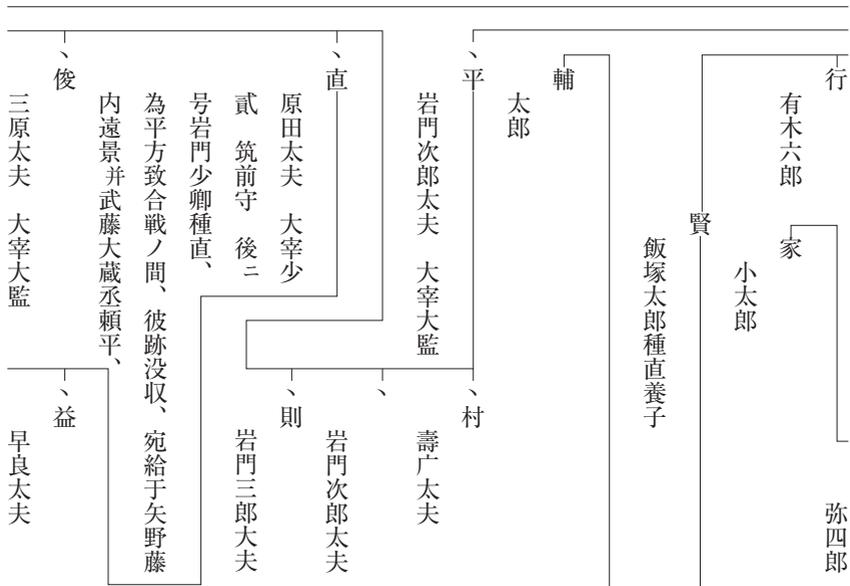
加治木弥次郎 加治木又次郎

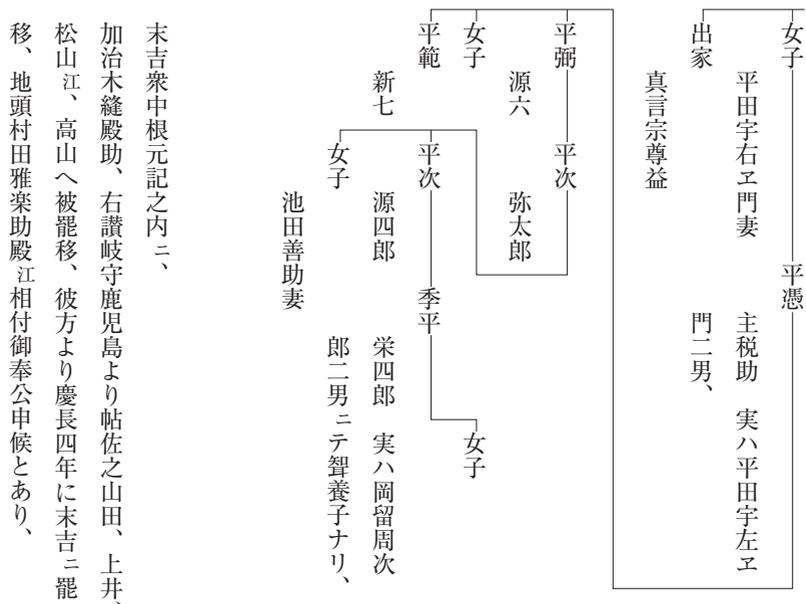
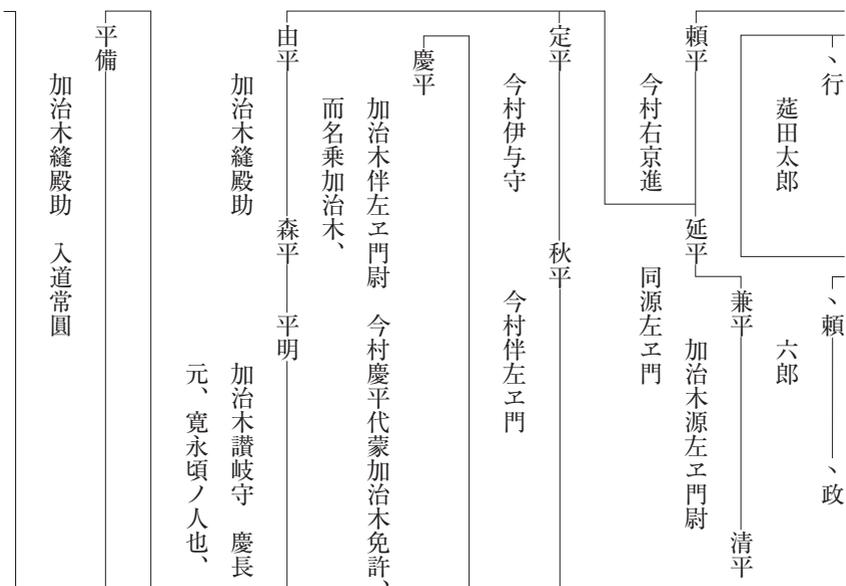
同郡山相傳之、筑前 同郡山相傳之、筑前  
国七隈郷・北伊郷・  
(比力) 国七隈郷・北伊郷・  
(比力) 長測庄・滿家院内郡 長測庄内田畠屋敷、  
山村得恒平之讓、 弘安合戰恩賞ニ給、

種平

加治木木工助 同郡山村并恩賞地、  
(ヤ) 木相傳之、







詠十五首和歌

行路霞

長閑かなる比にとおもひ立日より

かすみにあるし暮す旅かな

餘寒雪

をしなへてミなあら玉の春ながら

しハしも残るミねのしら雪

山家梅

ぬ(⑩し)とて事とひきなほ山さとの

かきほの梅よいか、こたへむ

浦春月

我こ、ろつくしはつともいか、せむ

難波の春の月のあけくれ

帰鴈遙

いえかすみ隔てゆけともかりかねに

わかれぬものはこ、ろ成けり

是より末なし、題二十五首とあれハ、末二十首為有

之筈なり、惜ひかな、紙間似合なり、右之分を一枚

伯圍

歌短冊ノ如ク二  
行ツ、にかけり、

にかけり、末ニ二枚程ハ為有之筈なり、次日よりは  
なれ夫より紛失と見ゆ、

侍  
住吉の神に詠之  
三月盡  
木の間よりあらハれ出てほと、きす  
あすのはつ音をけふしなかなむ  
龍伯

長幅帯ノ短冊なり、此短冊紙ウチ曇り、

尚々遠方之儀候、兔角可被相閑目事候間、宿迄与申  
事にて候、領承(⑩受)与返事可承候、

急度申候、仍木原十郎兵衛尉方子息、今年市来・伊集

院之間之可為御頭取相定候、無吳儀領掌被申候而専一

候、去年雖有相當候、侘言被申候而、以前者被措候ツ、

爰者御神慮与申御奉公之儀候、乍重言殊去年被差置(⑩候)、

彼是以無余儀可被相閑目(⑩事)可被(⑩御付)下取候、一々(⑩候)侘

之儀承間敷候、是又為御存知候、恐々謹言、

六月九日

村出  
經定 (花押)  
伊集院  
忠棟 (花押)

寄合中

鎌田(也)雲守殿  
御宿所

經定

(本文書ハ、旧記雜録附録二七七号文書下同、文書ナルベシ)

隅州肝付高山之内

一作

新留之村

余分之内割付候、

已下

高三拾九石六斗六升

右之地五斗出米之為返被差遣者也、

文祿五年十月廿三日

伊集院右衛門入道

幸侃(花押)

木原因幡守殿へ

末吉衆中根元記之内ニ

木原十郎左衛門

右之弟同權之允

右親因幡守事、本来加世田にて御奉公申候、彼方より

鹿兒島江罷移、夫より又如加世田移戻、其後志布志江  
罷移候、彼方より高山江移、慶長四年に末吉へ御地頭  
村田雅樂助殿江相付罷移御奉公申候、  
右之通相見得候、

末吉深川村後迫猪尾門觀音甲ノ板ニ

奉彫造正觀自在薩陞(唾方)

右祈念者、現世安穩後世善処故也、如件、

天正十年壬子霜月一日(午九)

當地頭次昌

施主

豎山對馬守

高橋兵部左エ門

作八十一才

末吉中之内村折生田代清兵衛系圖文書写

筑前國

宗像八幡三所大菩薩為御一植

次江 土穴 稻元 城野

此四天筑前國本主也、城野惣領

氏種——氏長——氏宗——氏泰

宗貞——氏一——氏忠

氏時——宗吉——宗兼

兼氏 宗像大神殿御子ニ稻元之又次郎殿者、極楽寺殿(寺カ)

御代之時、於御所中敬害之沙汰被請候、敵仁堅依被申候、奥州國安多地御下候、極楽寺殿御臺之御為之者、

又次郎殿御弟之事候、仍奥州國遠國之事候与御臺壽之御侘事候程ニ、敵仁之儀和ケ都ニ召上、日向國柗山庄

七十五町、極楽寺殿御代領ニ御下候、稻元又次郎殿柗

山ニ至富之内子孫稻元七郎左衛門殿之子ニ十人被枝候、

一人小濱六町賣徳、仍而小濱与名字於轉候、城野稻元

名字轉候、彼之者兄弟也、任本穢男小濱七郎左衛門殿

薦渡候之処也、此穢富者極楽寺殿より稻元又次郎殿被

申預候、仍又者なかの丸本又者おしの丸桂富之次第如

件、

賀慶(ママ)元年十月十一日

大隅國於上財部薦乎、

小濱之六町之文書

大隅國小濱六町、稻本七郎左衛門尉殿代之時、既正八

幡大菩薩正印被行賣徳貞其小濱与名字續、小濱六町東

者野尻尾井今明奥中——、南ハ海半分限り、西者辰口

より矢嶽小牧限り、北者長尾限り、小濱六町知行、本

名字替小濱六町所之名字轉候上者、不可有他文忍如件、

唐曆元年(ママ)十月十一日

小濱

氏長

「書出シ筑前國トアルヨリ是迄一卷ナリ」

「口切テナシ」

中田八畝

六斗四升

助三郎

「中九行上中下田畝歩等アリ、略」

田畠合拾石壹升七合

慶長四年

卯月吉日

忠真印

小濱孫右衛門殿

外ニ〇城戸立ル作法ト書ケル永正年間アル一卷有、

〇近世仕立タル系圖當代マテツレル一卷アリ、

此中ニ右ノ小濱孫右エ門ミユ、前ニミヘシ氏

長ハナシ、

實名ノ返シタル三四有、

系圖始天神七代ト書出シ、後白河院マテ御代々等ヲ荒  
 増書スナリ、春日大明神八幡大菩薩氏神等トカキ、天  
 智天皇大織官傳記、夫ヨリ不比等前房傳記有、其次ニ、

一、真楯 〔三条院

正一位

左大臣

右大將平氏清

兄弟

…宗朝

一・内磨 〔二條院皇子

、号閑院 〔三条院同

大臣 〔小貳

〔ママ〕  
 一城野稻本土江小濱一門  
 宗俊 宗照 宗春

景圖之  
 宗俊朝臣以来爰ニ  
 證文糺取直シ早、

〔ママ〕  
 宗助 宗規

〔小濱孫兵衛尉

宗重

〔同彦太郎宗孝

〔同兵衛左衛門尉

〔同志广允

、左大臣

右大將

一冬副

中納言 左エ門督

大政大臣

一長良 仙京一条院

藏人頭 平宗住朝臣

正一位 兄弟

右大弁

一遠經

筑前守

小貳

一良教

…伊与守將軍

此時改姓、

純友

・永澄

・遠澄

・行澄

・宗年

・宗数

・宗元

・元清

・宗重

・宗近

・宗定

・光元

・良重

・忠純

小濱土佐守

宗吉

同勘解由次官

宗續

同女一人

玄關

同助四郎

朝澄

家澄

慶成  
貞助

遠純

信近

宗元

宗治

宗近

宗規

重宗

一宗元朝臣京都江、西國ニ

下給兄弟二人日州え、一

人薩广え、一人者兄三

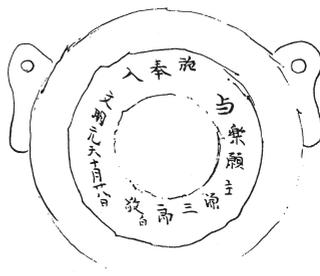
ヶ州聳、若狹小濱ニ一人、

越前ノ城野へ一人居住、

宗守 宗定

宗長 公一

南ノ鄉村引坂觀  
音堂鑿口銘  
壬午八月廿七日寫



宗義

一仁王四百余歲島津判官忠

久之

一豊後ニ一人宗住居住、

日向ニ一人逗留、

一薩广ニ下、

八十九代中絶タリ、

南之鄉村引坂

聖觀音 木座像 高壹尺三寸位

佛体胴ノ中ニ文あり、奉造立聖觀音、

右志趣者、天長地久、御願圓滿、殊信心大願主金對佛

寺日盛沙弥法心并妙姓并女大願主藤原氏女息災延命、

「コノ字ヨク不分」 恒受快樂、心中所願、皆令満足也、 大佛子聖觀王本山

佛ノ作者モ此人也、 應永十二年トアリ、

右胸之方

應永三十年(ママ) 八月十五彼岸中日

九月十六日、門脇諸大願主等沙弥道願橋〔字不詳〕——大郎沙弥

明心并善祐西田助盛并女平吉次并女藤原家長并女、右

背之方道三并女栗田家長并女祝紀氏助永米允〔本マ〕——置犬

右座之下ニあり、

一 右堂内ニ古位牌有、伊集院〔河守ナルシ〕三分明竹友神靈と有、

右堂當分引坂門之善五郎より支配いたし候、右堂之上

邊之字を今福壽院と云、以前ハ竹友位牌寺なりしかと

も廢壞に及び、位牌を堂に納め候由云傳、庄内平治記

には肝付三河入道竹友とあり、名字相違せり、いつれ

かはならん、

岩崎村

飯塚觀音堂 木像厨子入、今都城福留仲右衛門先祖  
福留主計助重家造立と云 葉師木

像も右堂ニ在、厨子入、

觀音厨子後ニ

謹奉寄進觀世音菩薩厨子〔堂ノ後古キ五輪ノ石塔十  
計アリ、文字有無知レス、

一行不分明

右意趣者、天長地久、御願圓滿、殊者信心施主藤原重

續息災延命、子孫繁昌、家内安全、現世安穩、後

生善所、故如件、

元龜〔下不分明〕

——「不知」

世貫大明神棟札長六尺計ノ大板ナリ、  
社司家ニ格護ス、

——寶徳二年庚午八月廿七日

世貫大明神——文字不知、

大宮司赤崎甲斐守

諏訪盛弘

——「此辺字不知」

外正祝其外合力

藤原久堯

等ノ人数略ス、

此棟札初テ建立ノ時ヨリ八度目ノ再興マテノ年月日

等ヲ記シ置シト見ユレトモ、消滅シテ不見、寶徳二何

——ケ度目ノ再興ト云コトモ不知也、

ウラニ

八度目年号

大明神講人数

天正十九年

馬場能登守

卯二月二日

赤崎甲斐守

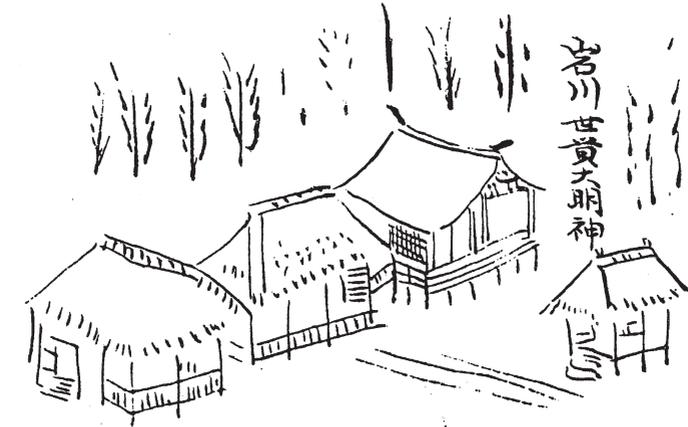
已成就早、

同 備前守

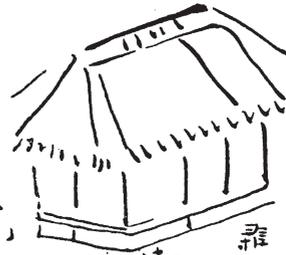
宮原和泉守

正祝国安

外四十人余略ス、



岩川世貴大明神



カヤノオミ  
社

尚供所

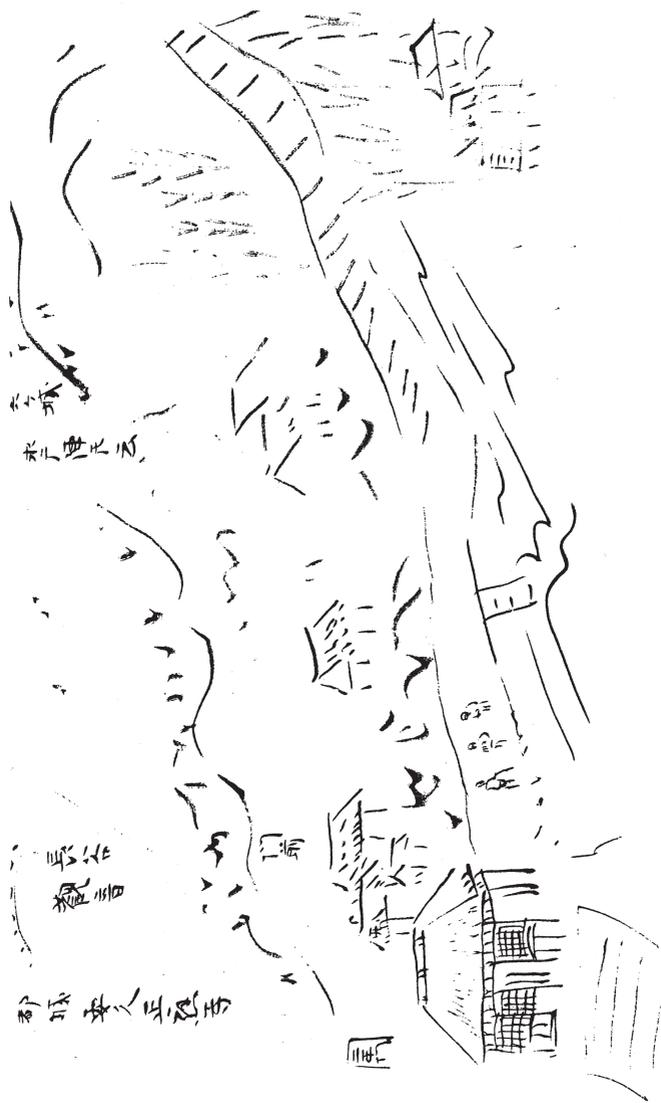
江辺諸君に  
ア



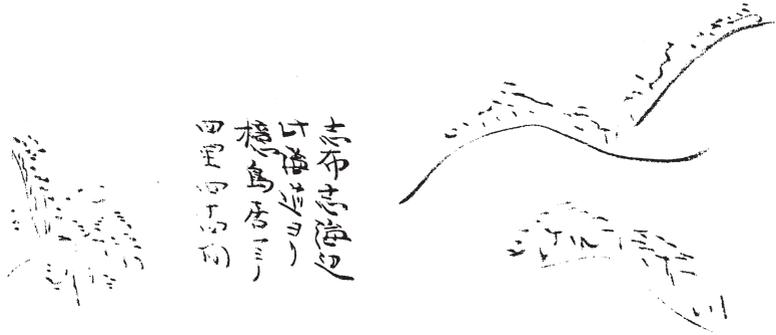
池



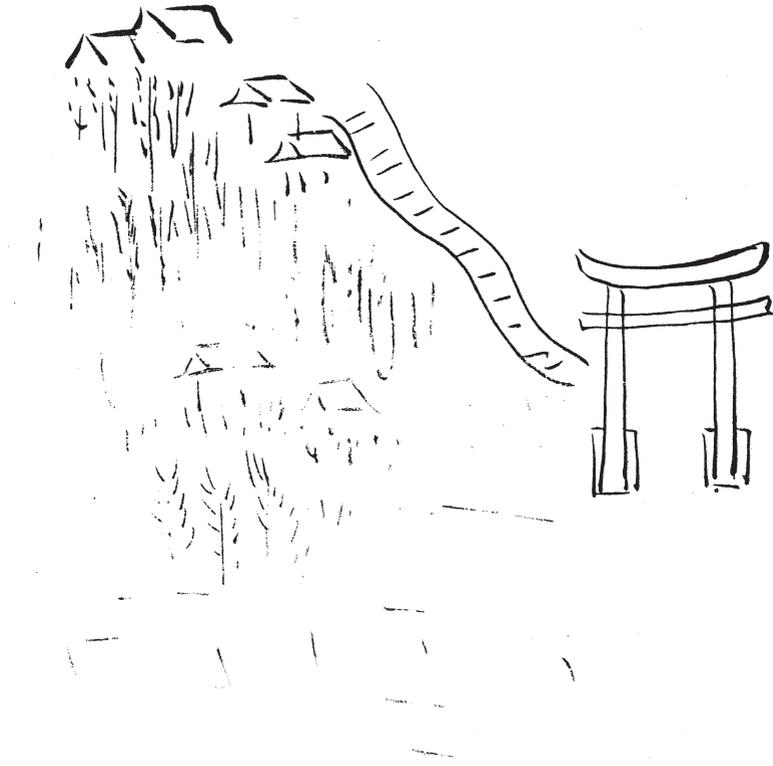
向拜  
辛酉  
年







志布志海  
橋島香三  
白里向丁内



一 舞絹一 一 袖下房一通

一 胸紉一通 一 右入箱

一元文三年十一月 信證院様御寄進之神事之節内侍着用

可致旨書付添、兼而者社司第へ格護也、

山かせに吹そそひくるさをしかの

こゑそ身にしむ暁のころ

さはりあれとはぬ一夜のつらさをも

思ひわする、けふのむつこと

年月にむすほ、れつる(ま)なれと

けふとけ初るしたひものさき

右地紙惣てうち曇り、法帖之如くして御短冊おし付

有之、

一 一 覚

蓮高院様御詠歌御筆御短冊——三枚

但折服紗包桐白木箱入絹真田緒付

右、從 齊宣公末吉櫛大明神へ被納置、(符カ)金金子三百疋

被相付候条、以来鹿抹無之様可致格護候、

文化十四年丑四月朔日

寺社奉行所印

末吉櫛大明神  
社司



但絹砂綾(紗カ)

右御旗 二流

繼豊公 御寄進

住吉社江 齊宣公御奉納御短冊地うち曇り、  
金泥にて霞あり、

水鶏 あくるまでた、く水鶏の音すなり

月もかたふく松のとほそに 齊宣

旅行 谷川の音もはけしくかけはしの

くもを分ゆく木曾の山道 齊宣

右、文化五年壬辰六月六日

齊宣公御奉納、箱入、寺社奉行書付添、于今社司格護、

末とをく千とせをまつの浦なみに

なれもちきりの友つるのこゑ

かきおこす光もさらにふくる夜の

なをさしほゆるねやの埋火

いけ水にすみなる、龜ハ萬代も

君かよハひの友と契らん

右三首

蓮亭院様御詠御筆御短冊、憶神社に 齊宣公より御奉

納、金子同斷、

日州橘之憶原者上古之神跡なり、載于國史、在于人炳

之焉、神代卷曰、伊弉諾尊當滌去吾身之濁穢、則往至

筑紫日向小戸橘之憶原、而祓除焉、遂將盪滌身之所汚、

乃興曰、上瀬は大疾、下瀬は太弱、便濯之中瀬也、因

以生計号曰八十杵津日神、次將矯其枉而生神号、神直口

神、次大直口神、又沈濯於海底、因以生神号曰底津少

童命、次底(津)筒男命、又潜濯於潮中、因以生神号曰

中津少童命、次中筒男命、又浮濯於潮上、因以生神号

表津少童命、次表筒男命、凡有九神矣、其底筒男命・

中筒男命・表筒男命、(神是即)住吉大(明)神并、底津少童

命・中津少童命・表津少童命、是阿曇連等所祭神并、

今郡吏藤久竹、語鹿兒島諷方神主藤信秋曰、我生神國、

尊崇神明、且吏此郡也、幸中之至幸乎、願增其旧制以

據我喜、信秋感其志願之至、共以告 太守羽林源光朝

臣、之載(神喜載)命、令信秋圖其地形、予閱地圖、

河水映帶、山巒逶迤、宛如展輞川、崛起乎中央、龍

嵒撐天者橘嶽、麓有真津男(命)神社、面中瀬、巽方有

下津方男神社、而并下瀬、良方有上津方男神社、而對

上瀬、瀑流噴激、濺成三瀬者椽谷也、望之林壑鬱紆者

住吉社也、前太守常詣此社詠和歌、以冀神庇、其下有

小戸池、今(稍)荒廢、猶雲上夢作(カサメクキ)欤、憶原以南則大洋

也、曩祖兼直歌曰、(河海憶原の潮路よりあらはれいてし住吉神)蓋詠此耶、予於

是嘆曰、物有理、必有跡、与神宣太祓之説如合符節、昔

司馬子長登會稽探禹穴、李太白以七沢之觀至荊州、况

灵蹤吳跡有其封内乎、宜哉太守檀而新焉、夫蕩滌中瀬

而化生九神者、蓋清淨直心而已、所謂包天地之表、出

日月之上、蟬蛻於塵區者也、若能體此心、則遼事父、

遠事君、且風花雪月之情、無處不至也、案、先儒以舞

零為上巳祓除之所、加之祓禊於四方、左氏之所註、上

巳<sup>△</sup>官民<sup>△</sup>禊飲於東流<sup>〔上水〕</sup>、漢志之所誌、其來尚<sup>④</sup>矣

我國 天子詔有司修祓除、國司又令寮案修焉、凡以六

月・十二月為式、謂<sup>〔神之事〕</sup>也亦宜、謂之政事、亦<sup>④</sup>也

宜、豈小<sup>△</sup>故事哉、今太守祓除于茲、諷詠于茲、国向<sup>△</sup>淳素、

民游清淨、他日致吳堯舜、繼職禹稷、其庶幾乎、属予

作其記、故不能固辭、聊述旧史之旨為記、

右、吉田氏卜部兼連卿作、

天和三年五、繪圖京都へ持參、

一 鎧一兩 古都之城梅北より寄進と云傳ふ、兜妙珎に

て有之候処、末吉中侯氏外之胄ニカへ、右妙珎ハ御用

相成たるよし申傳、鎧ハきれく相成り居候由、

一 長刀 末吉士<sup>〔ママ〕</sup> 寄進之由、

奉為 信心大旦那藤原家久朝臣御息災——

慶長十三年戊申霜月廿四日

大宮司快秀坊

法印満清

奉社造立住吉 大田 鳥居一宇

當所安全——當地頭經宣息災——也、

右造管者——大旦那藤原朝臣家久公并綱久公

大宮司本

坂元坊

奉再興住吉三所大明神拜殿并舞殿一宇

明曆二年丙申三月吉祥日

當地頭鳥津豊前久守

作事見廻付名有、

御息災延命——

裏に

日隅兩州之塚末吉<sup>〔住カ〕</sup>大明神宮、元和九年<sup>〔ママ〕</sup> 出来、家久

公御時當社御越、拜殿・舞殿并三島大明神・若宮<sup>〔ママ〕</sup> 神

主檀原明神ニ至る迄御再興成給、此時之御再興奉行北

条主水殿なり、今亦<sup>〔依カ〕</sup> 廢壞、明曆元年之冬御檢地、神

戸早右衛門殿見達、依之同二年丙申春 光久公御興隆

所成給如件、

一 龍伯様御參詣慶長五年三月廿九日於神前御詠歌御短冊

有、

一 龍伯様并忠恒様御奉納御短冊二枚、

慶長五年四月十二日与うら書——

一家久公御参詣慶長十二年六月廿九日なり、於御神前御

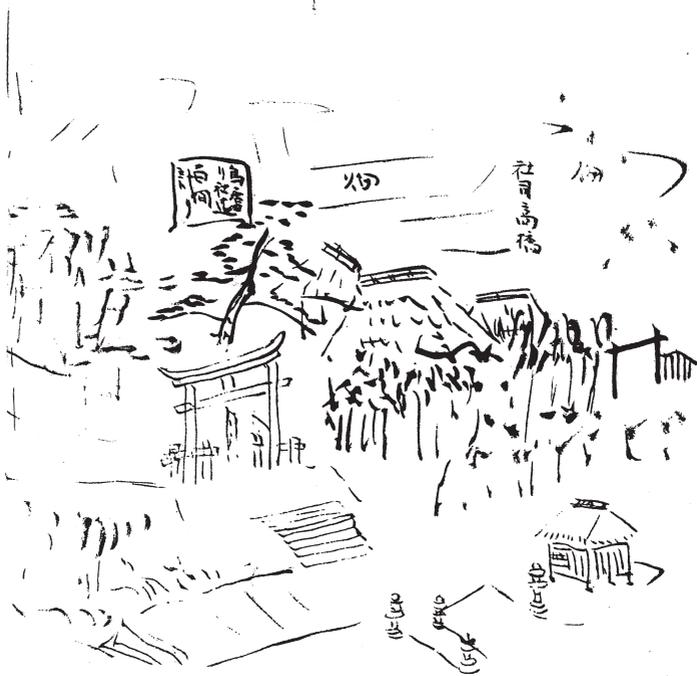
詠之御短冊御白筆也、供奉衆詩歌短冊五枚、

一 忠恒公之御時——

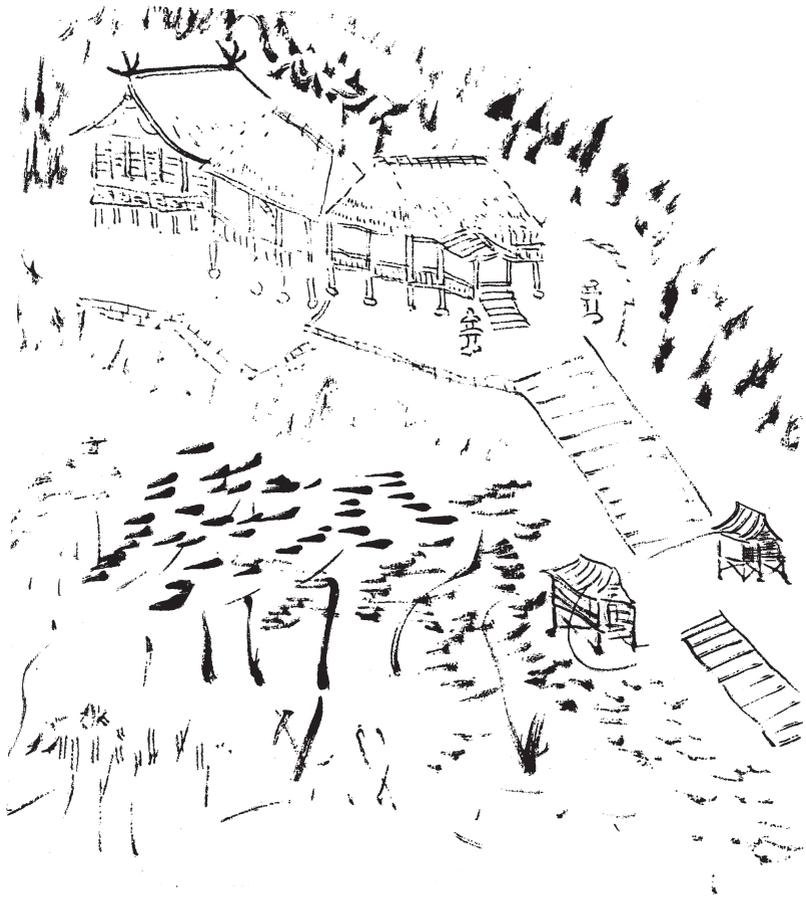
一 正徳五(ママ) 一基(ママ) 人数書付有之、



住吉大明神







社ノ後ノ山ヲ姥ケ嶽又國合原日購ノ界ナルヲ以テ有此名  
 ト云、又住吉原トモ云、姥ケ石トテニ  
 ツニワレタル石アリ、片ワ一ツハ日州  
 ノ内、一ツハ隅州ノ内也、延文中  
 (氏久カ)  
 久氏公相良・北原等ノ凶徒ト御合戦有  
 シ所也、又天正年中北郷時久肝付トノ  
 合戦有、今ニ肝付陣跡有、



箸野若王子獅子駒裏

奉施入箸野若王子宮 大願主伴兼永

永享二年庚戌十一月吉日トアリ、

享保年間大通庵住持書所ノ縁記ニ、往古ハ

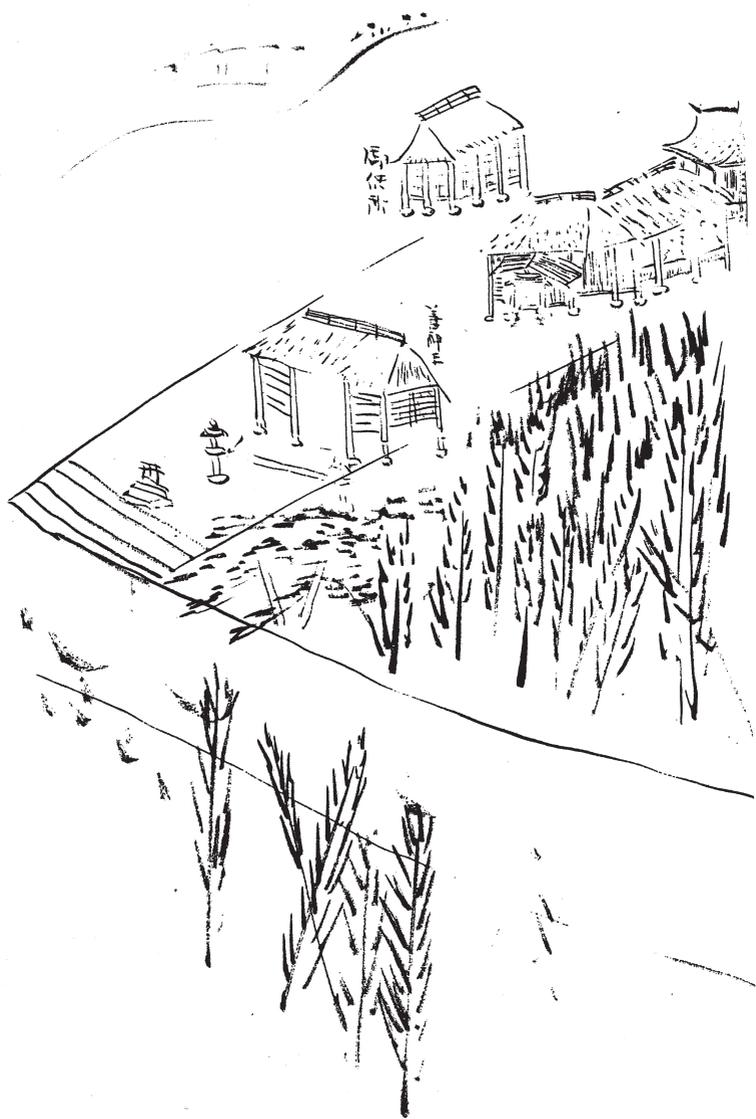
鎗流馬為有之ト見エ候、古キ鎧ノ袖有リ、

大袖ナリ、皮小実卯ノ花威、何某寄進ト云

事不分明、又刀一腰社内ニアリ、長サ二尺

五寸位、無銘、新刀トミユ、直刃、







著野村

箸野辺、

肝付家庶

流伴兼永

應永廿三年丙戌

頃ヨリ永享六甲<sup>(寅)</sup>

ノ頃マテ領セシトミユ、永享

十一己未頃ヨリ文正元年丙戌コロマテハ伴守兼

領セシトミユ、守興兼永ノ子ナルベシ、肝付庶

流ノ系圖ヲ可見合、



火

一若一王子神社 熊野三社同躰 永享十一年己未藤原朝

臣忠氏〔武方〕應仁二年戊子忠武 神檀有修造之記、文正〔元〕 年丙戌有

修造、

一永正十一年甲戌藤原朝臣忠武有棟札、慶長十五年有棟

札、 往古祠司比泰慶末基卿、

一本宮澄誠殿法躰 本阿弥陀 那智 如休 本地千手〔僧〕

尊伊サナ 本地薬師 若宮女王子 師宮 聖宮ノ児宮 子守宮〔伊サナキ〕

萬壽元年甲子十二月廿九日勸請、

一慶長廿天丁卯卯月十五日歌人寄進之人數名書板あり、

三十六ヶ〔歌カ〕仙之事なり、其後享保重復又寄進之三十六か

仙あり、

右棟札表文字不知、

裏に、筆者西生寺別當法印〔マ〕西生〔野上伊予守〕可紀、勝政〔同大〕一権講衆

一奉造立若一王子宮拜殿一字 永正十一稔〔マ〕戊戌十月吉日

右意趣者、為天長地久、殊者心信大旦那藤原朝臣忠武

新納氏、号近江守、文明十八年比〔マ〕より末吉を領すと系圖ニミヘタリ息災延命〔那カ〕

一新奉造立若宮大権現御宝殿 大旦那越藤原時久并地頭田〔土〕

持撰津介ト云、時久ノ家老ナリ

部頼綱、當願主兼隆、大小工略ス、  
永禄十稔丁卯十二月廿一日

永禄五年、末吉を北郷時久ニ玉フ、

一合奉修造南〔ママ〕 大日本日向國橋野若一王子長帳一字、

大旦那藤原朝臣・同忠席之——當役人田部氏光綱〔前に見えし頼綱の子也〕、大

工藤井市拯三輪山、小工園田石見権大炊〔ママ〕 養覚坊、

天正十二年九月吉日

一同拜殿 大旦那藤原朝臣光久公并平久公〔久平カ〕——當地頭

久慶〔鳥津彈正太〕 久慶〔彌と号す〕

慶安元年戊子三月大吉日、殊者大宮司良圓坊、大小

工略ス、

一明曆・寛文・元禄以来之棟札過分有、略ス、

一佛鉢鑄付鏡之〔ママ〕 板 伴兼永、〔肝付家之〕 支族なり、二鉢之内應永廿

三年丙戌十一月十五日、

一同伴兼永二鉢之内前に同、

一同若王子宮に〔ママ〕 平安主文安元年甲子十二月十三日、

一永享十一年己未十二月吉日 大願主伴守兼〔前に見えし子と見ゆ、〕

一同明應七年戊〔午〕 十二月廿九日、松田太左衛門、外大永

弘治・天文・慶長年号かけるとあり、  
〔松田源四郎とあり〕

〔ママ〕ノ内ニ佛鉢有之、いたに、敬白奉施入御正躰

若王子宮、

右意趣者、奉為天長地久、御圓滿、殊者信心大旦那伴(願脱力)

守兼息災延命、福貴增長万祝、子孫繁榮、武運長久、

心中所願皆令繁昌、諸人快樂、無病自在、城内安穩、

仍意趣如件、

文正元年丙戌十二月日

願主伴守兼

一 佛鉢付(マ)之うらいた、奉施入(著力) 著野之若王子宮御正鉢、

永享六年甲(寅)十一月大吉日、大願主伴兼永(法名并善坊)藤原氏

女敬白、

一 (ママ) 数十有、若一王子とある、永享十年とある、

其外文字フルヒ不知、又圓鏡唐鏡マジル、七八あり、

一 加茂大明神本鉢(古鉢五体、新鉢五体、合て十体なり、新体ハ正徳四年十月曾於郡止上座真言行者源齋房覺遍作と神体のうら二あり、)

建立年月不詳、以前五社大明神と唱へたるにや、古棟

札、謹奉再造大日本國隅州柳谷五社大明神御宝殿也、

大檀那藤原朝臣島津尾州太守并次郎忠豊公中略、願主

藤原氏小女(近力)□二付家秀、大工宇多津吉左衛門、助右衛門百文、知

識式百文 天文二十二年龍集癸丑霜月十七日敬白、奉再興楊

谷五社大明神宝殿一字事、大勸進藤原家安、大願主藤

原朝臣時久、大旦那同朝臣忠庸、天正十八年庚巳十一月十八日と両度再興(五九)二大社大明神と書けり、元禄九年(寅力)

子二月舞殿造宮棟札に賀茂大明神と書けり、しかれば

其比より加茂大明神と唱へたると見ゆ、其後正徳元年

卯十一月宝殿再興加茂大明神とあり、

五十町村

一 馬場城熊野社

一 奉施入大旦那那神神六盛成

一 文龜三年(マ)十一月吉日敬白

一 棟札、奉造立一字棟熊野三所権現、于時元應元年、文明

初て造立之年、後醍醐帝ノ年号也、

右金輪聖主——文明十三年辛丑十一月二日、願主

諏方氏神盛栄殿□大工藤原武継、

一 同

奉造立熊野権現一字

大梵天王大檀那 聖衆天中天 以此誠実言 願主政盛 大工 氏昌 對迎陵頰聲 一切宿皆賢 哀愍衆生者 諸佛皆盛徳

129

303

右意趣者、藤原忠虎御息災安穩故也、

帝釋天王大願主、我等今敬礼、願我常吉、祥久堯誦訪盛永、誦訪盛通、小工未明對

ウラニ 天正十六年<sup>戌</sup>十二月吉日

一外承應・貞享・元文之棟札有、略ス、

一馬場之諏方棟札

奉造立御諏方御宝殿一字

右意趣者——大旦那藤原朝臣盛次子孫繁昌、末略、于

時

承應三季<sup>甲</sup>三月吉祥日

施主馬場主膳正

同 助丞

大工平助

佛鑄付たる圓形之裡に、奉掛八幡大菩薩——永祿——

施主大覺とあり、

一外ニ宝永之棟札有、

同所阿弥陀堂、天正十五年忠虎時代棟札あり、堂之

後ろ古き墓多し、文字不知、

外ニ其比之棟札有、略ス、

末吉郷士伊地知万兵衛家系圖并文書

上世略、

兼季——季清

武藏守 イニ権頭

又重清 イニ伊慥

太郎 形部 イニ伊地知

季時

伊慥孫三郎 イニナシ

季隨

縫殿助 彈正少弼

季昌

伊地知彦三郎

傳記略、

季墓

空之助

重昌

孫四郎

重防

對馬守

重季

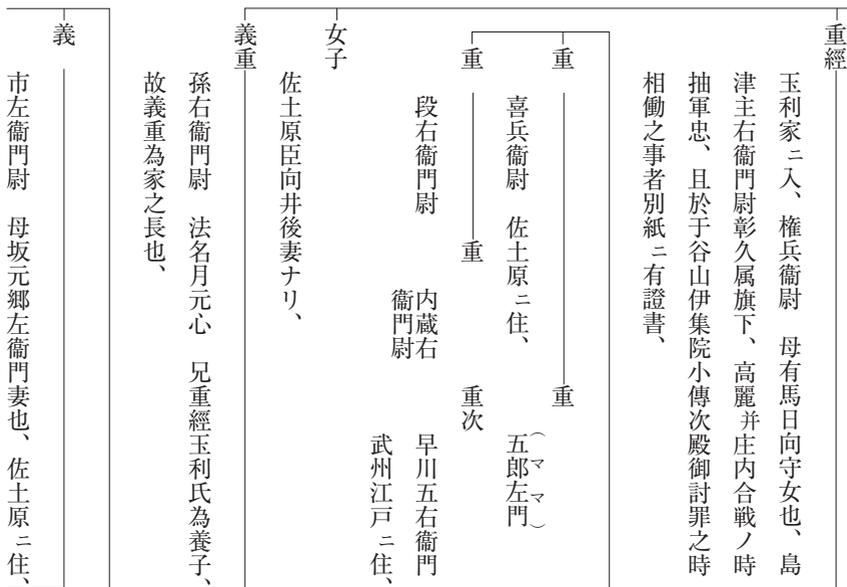
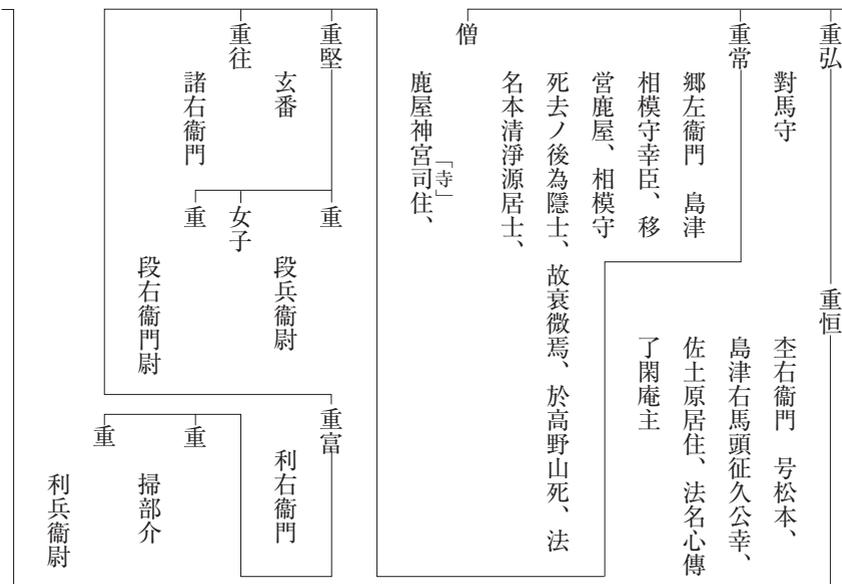
二郎兵衛尉 居住齋、

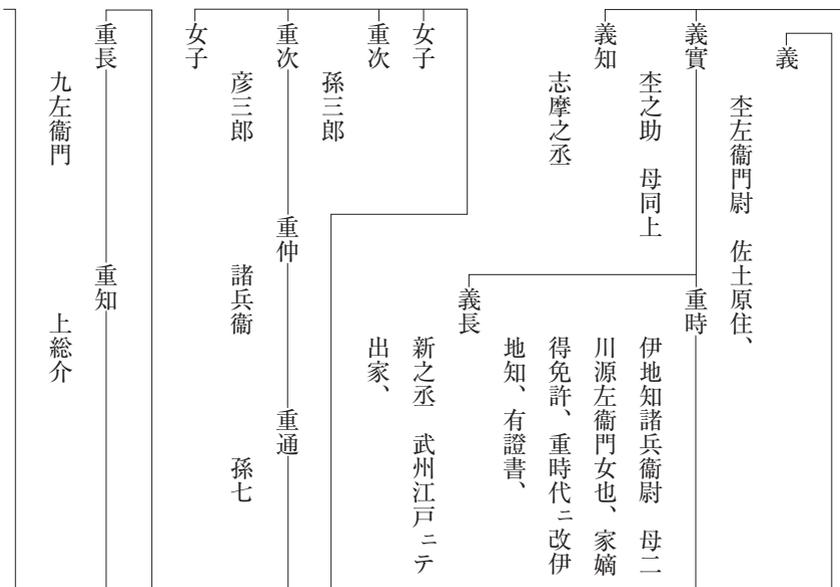
重行

一周防守

重利

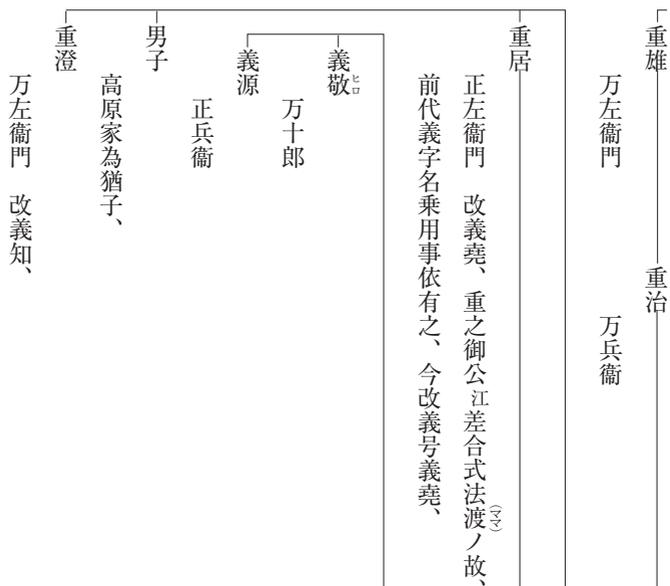
二郎大夫 高山住、





63

慶長五年正月十六日  
庄内志和地之合戦之事



御前之鎧札明後相窮日記也、如此屋形之御前召出之者也、

右馬頭者

一番鎧相方四人立合也、

海老原源左衛門尉(右)

大勢時鎧

川上六郎兵衛尉

同時鎧

町田助兵衛尉

同時鎧相方三人也、

樺山清右衛門尉

同時右脇鎧也、

肝付喜左衛門尉

同時鎧也、

松本権(左衛門)尉(兵衛)

同時刀鎧同前也、

竹迫與兵衛尉

同時刀討鎧同前也、

調所丹後守

同日手負衆

同時刀疵一ヶ所也、

肝付平左衛門尉

同時刀疵一ヶ所也、

高野段兵衛尉

同時鉄炮疵一ヶ所也、

藤井淡五左衛門尉(右)

同時鉄炮三ヶ所(左)

立山二助(左)

同時討死之者

桑畑飛彈

海老原源右衛門内之者

佐介

志和地敵方より矢記仕候其返事案文也、

64

五日以前ニ矢記送給ハ、則御返報可申候得共、隙入候儀にて延申候、如仰高麗以来者不承申、御床敷存計ニ

候、乍恐大窪源三殿江可被成御心得候(左) 乃者先度不慮

に人数出合とも候而、互に御高名被成候、然者香色之

差物指申候人之肩をつかせられ候よし、必定之儀ニ候、

右馬頭者桑畑飛弾と申者にて候、又壹人松本権兵衛尉

と申者にて候、又五拾計之者と被仰候者、相尋申候得

共未相知申候、高儀重て可申候、

正月十八日

木任院

町田新藤殿

参御返事

生年二十五才調早

松本権兵衛尉

一都仁塚再興之節、重英・重濟・重時より伊地知万兵衛  
様・伊地知右京殿と宛書之書有之、

66 一 證文

秩父家之儀、以前に大隅國之内垂水を致領地候、其方  
先祖之義も相付垂水江被居候よし、家傳に有之候、尤  
家に付御奉公等往々可相勤候、為後證如件、

但実名之字重て候処、差支候ニ付、季之字可被相

改候、

寛延四年未五月二日

秩父十郎右衛門

将興(花押)

末吉

伊地知万十郎殿

65

覚

一慶長五年正月廿八日に庄内山之口江日中ニ三度追籠共  
候、たれごし屏越とも被成候、其時矢疵一ヶ所負申候、

其立相調所丹後守殿、<sup>⑧岡</sup>測田有右衛門尉殿、

一慶長二年之春之頃、高麗國にて漢南人千騎余之味方勢

十三人にて取相候時、刀疵二ヶ所負申候、又矢疵一ヶ

所なり、其時立相和田筑介殿・新原<sup>⑨勘之丞</sup>(甚兵衛)殿、

一慶長八年八月十七日、鹿兒島浦之谷山にて伊集院千壽

殿・同三郎五郎殿御兄弟御腹之時、討初之敵にて刀疵

二ヶ所負申候、立相谷山大左衛門殿・石塚才右衛門殿、

慶長八年霜月十五日

岩崎村大蘭門

一天子宮 棟札、當地頭伴氏兼廣・同兼親息災延命、願

主藤原朝臣長俊、

天正九年辛巳八月被岸(彼方)

外宝永二三月再興棟札有、

同村獅子込

一阿弥陀堂 明曆三年(マ) 造立棟札有、元文・宝曆再興、

同村池之上

一觀音 正徳五年(マ) 造立、元文三年再興、

同村榎園

一地蔵 延宝八年(マ) 造立、元禄十四年再興、

同村飯塚

一二之宮年神 安永七年再興、

同村平

一正観音 貞享五年造立、寛政二年再興、

同村牧原

一阿弥陀 元禄十三年再興、又光蓮寺造立棟札此阿弥陀堂ニあり、

同村池之原

一熊野三所権現 元和七年酉(マ) 造立、宝永五年戊(マ)

再興、

五十町村西

一阿弥陀堂 寛文十年造立、元禄十一年・宝曆五年再興、

五十町村飯田

一正観音 元禄十四年再興、

同村築地

一天満宮 元和六年庚申造立、正徳三年再興、

同村岡之別府

一年神 慶長十四年(マ) 藤原忠常貞享五年辰再興、

同村上川原

一奉造立歳神、施主藤原朝臣忠虎御息災延命安穩故也、

大旦那河野和泉守、于時天正六年戊十二月(眞脱力)、元禄十年

再興、

岩崎村岩井谷

一地蔵 寛文五年再興、

同村

一阿弥陀堂 安永六年造立、

同村丸山

一地蔵 宝曆<sup>(九年)</sup> 己卯造立、

岩崎村丸山

一薬師 寛保元年酉造立、

同村虎丸

一馬頭観音 享保六年丑造立、

同村竹山

一観音 宝曆三年酉造立、

五十町村葛原

一阿弥陀 貞享五年辰造立、

同村久木之山

一観音 宝永六年丑造立、

岩崎村虎丸

一観音 享保十六年亥造立、

同村有持

一薬師 享保十六年亥造立、

五十町村上

一地蔵 元和七年文月造立、正徳四年午再興、

五十町村浅井

一阿弥陀 慶安元年子十一月造立、寛永十四年八月・享保五年子再興、

岩崎村椿井

一天神 天明五年再興、

同村

一虚空蔵 安永二年巳再興、

深川村夕ネ田

一天神 寛永九年乙亥九月、

同村

一春日社 天文十四年乙巳十一月朔日、旦那清原續秀、

深川村前田

一大領権現 延宝四年辰九月再興、

同村中崎

一阿弥陀 元禄十五年丑三月、

同村後迫

一観音 享保六年巳造立、

同村新原

一観音 慶長十六年造立、

同村柳井谷

一山王 享保(ママ)新造、

南之鄉村橋野

一俱里加羅大明神 右祈念別者光綱・兼廣武運長久、願

主兼高敬白、天文二年乙(ママ)十二月廿四日、又慶長十七

年壬子卯月、新造立(ママ)大明神御宝殿一字、願主松田肥

後守伴氏昌盛敬白、又享保二十年卯十一月拜殿一字修

造棟札有、

同村同所

一奉寄進歌人若一王子権現御宝前、慶長二十年乙卯卯月

十五日、大宮司大林坊、施主四十人姓名略、

右棟札田島治兵衛季柄被留候本を以写、于時六月初也、

春田伊右衛門所持書付之写

67 一 乍恐口上之覚

末吉

森山

佐門

右者私親類にて御座候處、當分ハ所衆山中源兵衛家内に年付従弟札にて親子とも罷在候、近比残念ニ奉存候

ハ、私祖父春田佐渡弟松山衆中川島掃部之介孫にて御座候、佐渡義者 龍伯様御在世之時分別而御奉公仕候、且又 惟新様朝鮮國江御渡海之砌、蒲生鍛冶田代大八江刀大小被仰付、佐渡江拜領仕、朝鮮國江御供為仕候よし申傳候、右刀之銘盛近と御座候、于今私格護仕、脇指ハ右佐門格護仕置候、且又関ヶ原にも 惟新様御供仕、別而之御奉公仕候、其外所々陣中におひて 龍伯様より身ニ餘り難有 御意御座候ニ付、御一代申上御供仕候、右掃部之介嫡子藤右衛門事身上逼迫仕、松山江者跡養子仕居、末吉親類付ニ中宿仕罷在候處に、吉利下総殿家来森山藤左衛門中宿仕罷居候、藤左衛門娘江縁與にて右佐門出生仕候、藤左衛門義無間も相果候ニ付、佐門事幼少之時分より森山藤左衛門養育仕、藤左衛門子札ニ申受置候、私并山中源兵衛無據親類にて御座候得者、又内にて召置候義迷惑ニ存、源兵衛從弟手札を申受置候、右佐渡子とも三人有之候、嫡子春田掃部之介、二男同氏源兵衛、三男同氏山右衛門と申候、然處に豊後取合之時分、春田掃部之介舅人赤坂源七左衛門と一所に參候處、源七左衛門義者豊後利滿に

68

て戦死仕候、別ニ男子無之に付て、跡目聳養子之御訴訟申上、赤坂之跡目ニ被成、本家春田者二男源兵衛相續仕候處に、男子無之ニ付て、跡養子にて當分ハ春田甚内相續罷在候、赤坂掃部之介義者子とも三人有之候、嫡子赤坂大右衛門、二男私親類中島伊兵衛、三男田崎勝右衛門と申候、左候處に、大右衛門・少右衛門直子無之ニ付、跡養子にて當分者赤坂正左衛門・田崎佐左衛門相續罷居申候、右佐渡血筋と申候て私と佐門までニ罷成候、此等之段ハ諸人存知之前ニ候處、又者に被召置候義、至親類近比迷惑に奉存候間、何とぞ此節末吉衆中に御赦免被仰付度奉願候、依之松山嚶證文相添差上申候、私義右相記申候通春田筋目ニ付、別に佐門血筋之親類と申候ても無御座候間、乍恐私として御訴申上候、右之趣宜御申上、偏に奉願申上候、以上、

月 日 中島源次兵衛

赤坂大右衛門(同脱カ)所持書付

我等先祖春田佐渡と申候者末吉衆中、先年 龍伯様御

卒去之時分御供仕十六人之内にて、于今福昌寺江石塔

有之候、中島源次兵衛・赤坂源七左衛門親赤坂大左衛

門為めには右佐渡ひう祖父にて御座候、春田但馬親春

田源兵衛為ニは直祖父にて候、其方祖父春田長兵衛義

者佐渡直弟にて、末吉衆中相勤候、然処に右長兵衛嫡

子徳右衛門ニツ子時分、長兵衛相果候ニ付、徳右衛門

事母江相付、福山之内岩戸門之百姓左近と申者江縁與

にて參、右左近より養育仕候、然れとも孤殊に若年

にて候得者、其時分誰ぞ引立申人も無之、其方親右徳右

衛門百姓札にて罷在、于今其方まで百姓役被相勤候、

然りとといへとも、右之通之由諸にて、我々も不遁親類

にて候得者、百姓役にて被罷居段別而歎ケ敷存候間、

何とそ成合申儀候者、右之趣を以、其元御役人衆江

相付御赦免之御訴被申上度存事ニ候、右之段者我々祖

父・親より申傳置、何ぞ別条之儀無之ニ付、右体之證

文如此ニ御座候、以上、

元禄四年<sup>(辛九)</sup> 末十二月二日

末吉

中島源次兵衛印

右同

赤坂源七左衛門印

春田但馬印

末吉衆中根元記抄

財部之内平原門

六兵衛方

赤坂掃部佐

右者養子、親源七左衛門事、曾木より慶長七年に末吉

江被罷移候、其養子ニ罷成候、直親者末吉春田佐渡守

子にて候、

赤坂大左衛門

右親掃部佐事、菱刈曾木より慶長七年に末吉江被罷移

候、地頭村田雅楽助殿江相付御奉公申候、

春田源兵衛尉

右親佐渡守事、日州財部之御地頭鎌田筑前守殿ニ付御

奉公申候、夫より菱刈曾木江罷移候、彼方より慶長六

年ニ罷移、御地頭村田雅楽助殿江相付御奉公申候、

中島猪兵衛尉

右養子、親助八左衛門事、本来肝付家之衆にて候處、桂山城守殿大崎之御地頭被成候刻、庄内御弓箭ニ付、大崎之内山中切寄之御番手に御奉公申候て衆中に罷成候て、末吉江慶長五年ニ罷移候、御地頭村田雅樂助殿

ニ付御奉公申候、其養子にて候、直親赤坂掃部助二男

にて候、穎娃左馬頭殿御地頭時より御奉公申候、

〔此有川ヲ根元記ノ初ニス〕

有川宮内左衛門尉

右、代々御奉公仕候筋目之者ニ而候、菱刈本城より慶

長六年ニ末吉江罷移候、

東郷伊与守

——者ニ而候、東郷より被召出御——慶長六年

ニ末——

長野彦左衛門

右、代々御年比之者にて候、祖父助兵衛尉伊作より高

山江被召移、慶長四年に末吉江罷移候、

同姓正兵衛

右之庶子ニ而候、

鎌田新藏

右者、先祖鎌田出雲守殿地頭所江相付方方江罷移、夫

より穎娃左馬頭殿河内東郷地頭之刻彼方江御奉公仕候、其以後末吉地頭左馬頭殿御當ニ付、寛永五年に罷移申候、

蘭田主計助

右蘭田者菱刈家にて候處、湯之尾にて衆中ニ罷成、菱

刈本城江罷移、慶長六年ニ末吉へ參候て、地頭村田雅

樂助殿江相付御奉公申候、

花之木筑前守

右祖父、平田美濃守殿末吉地頭之刻衆中にて御奉公相

勤候處、其以後末吉之義北郷殿御覚悟に罷成候ニ付、

其時分一節北郷殿江罷出御奉公申候、祁答院之様に北

郷殿御越へ之砌御暇申罷居候處に、村田雅樂入道殿末

吉地頭之刻、慶長十二年より罷出御奉公相勤申候、

原口吉左衛門尉

右者本来肝付家之衆にて候處、庄内御弓箭内ニ二百日番

相勤、恒吉地頭寺山四郎左衛門殿江相付衆中ニ罷成候、

慶長六年に末吉へ罷移り、地頭村田雅樂助殿江付候て

召仕候、

安樂七之丞

右養子、親肝付家之衆にて候処、伊地知伯耆守殿蒲生

地頭之刻衆中ニ罷成候、夫より慶長六年ニ末吉江罷移

候、直親ハ川野助左衛門、伊集院比志島紀伊守殿御地

頭之御衆中にて候得とも、高麗人之刻御道具衆ニ罷成

御奉公仕候筋目にて候、穎娃左馬頭殿末吉地頭之刻養

子ニ罷成候、

宮原善兵衛尉

右之弟

同姓助太郎

右者、親隱岐守事、本来馬越にて御地頭伊東清与ニ付

御奉公申候処ニ、幼少之時親ニ離れ、知行・屋敷覺悟

申事難成候て親類付罷居候、其後本城暖衆酒井助左衛

門殿校量を以帖佐江被申上、其砌知行・屋敷を被下候、

夫より本城より末吉江慶長六年ニ罷移、御地頭村田雅

樂助殿江相付御奉公申候、

肝付寛左衛門尉

右親豊前守事、本来豊州家之人にて候処、幸侃御校量

を以大崎江被召移候、其時分之御地頭比志島美濃守殿

被成候、夫より高山江罷移り候、彼方より御地頭村田  
雅樂助殿江付慶長五年ニ罷移御奉公申候、

田島治部左衛門尉

右養子、親主馬首事、本来祁答院殿衆にて候、曾木之

地頭新納駿河守殿代より衆中に罷成候、末吉江慶長六

年ニ罷移、御地頭村田雅樂助殿相付御奉公申候、其養

子にて候、直親ハ末吉衆中上田千左衛門二男にて候、

村田三郎左衛門殿御地頭之時分より御奉公申候、

伊地知左近将(右九)

右養子、親半左衛門事、本来大崎衆中にて候、夫より

高山江罷移り、其後末吉江慶長五年ニ罷移り候、御地

頭村田雅樂助殿へ付御奉公申候、其養子にて候、直親

本来肝付家之人にて候得とも、松山・末吉之在々江罷

居候、村田三郎左衛門殿御地頭之時より御奉公申候、

岡留秀嚴坊

右親千左衛門事、本来肝付家之衆にて候処、鎌田出雲

守殿日州都之郡御地頭之時、彼方江相付衆中に罷成候、

夫より新納越後守殿松山之御地頭被成候時罷移候、其

後高山江罷移候て、慶長四年に末吉江罷移り申候、地

頭村田雅樂助殿江相付御奉公申候、

岡留筑前守

右親千左衛門事、本来肝付家之人にて候処、二男五右衛門事、高山之御地頭村田雅樂助殿ニ付衆中ニ罷成候て、村田三郎左衛門殿(右カ)ニ付高麗ニ罷渡、四年在陣仕、

海老原一真坊

付御奉公申候、直親春山右京亮二男にて候、直子無之候ゆへ、南之郷村肝煎岩崎八郎左衛門子次郎左衛門を養子ニ仕候、彼人本来豊州家之衆にて候、頼娃右馬頭(左カ)殿之御地頭之時より彼次郎左衛門御奉公申候、

帰朝いたし松山江罷移り、柏原周防守殿御地頭之刻、庄内御弓箭にて五左衛門事戦死仕候故、弟之筑前守養子に罷成、末吉江慶長四年に罷移り、御地頭村田雅樂助殿江付御奉公申候、

岡留秀實坊

右親萬助事、松山之地頭市来玄蕃允殿被成候時、市来

八左衛門殿江付高麗江罷渡相果候、其跡目に頼娃右馬(左カ)

小田平内左衛門

右親新左衛門事、本来北原殿衆にて候処、吉松之地頭有川能登守殿被成候時分より衆中に罷成、本城江罷移、彼方より末吉江慶長六年に罷移、御地頭村田雅樂助殿江相付御奉公申候、

頭殿末吉御地頭之時養子ニ罷成候、直親岡留秀嚴坊二男にて候、

立久井藤左衛門

右養子、親丹波守事、本来北原家之衆にて候処、吉松にて南郷淡路守殿御地頭之時衆中に罷成り候、其養子に罷成候て馬越江罷移り候、彼方より本城江罷移り、其後末吉江慶長六年ニ罷移り、御地頭村田雅樂助殿江

川嶋郷兵衛尉

右親肥後守事、祁答院家之人にて候処、村田越中守殿祁答院井牟田之御地頭被成時分より衆中に罷成候、曾

木江罷移り、夫より慶長六年に末吉江罷移り、村田雅樂助殿江付御奉公申候、

宮里源太

右親宮内左衛門尉事、本来入来院家之人にて候処、村田雅樂助殿百次之地頭被成候刻より衆中に罷成、高山江罷移候、彼方より慶長四年に末吉江罷移り、御地頭村田雅樂助殿江相付御奉公申候、

伊地知九左衛門

右親右近事、本来伊地知殿衆にて候、末吉之御地頭（殿脱力）村田雅樂助代より衆中ニ罷成り御奉公申候、

檢見崎龜徳

右祖父権左衛門事、本来肝付家之人にて候処、本田下野守殿御取成を以、目代御陣にて御目見得候由候、其後新納伊勢守殿大崎之御地頭被成候時分より御奉公申候、大野将右衛門殿高山地頭之時被召移、夫より末吉〔切レテ不知〕

松元内藏之助

右先祖父本来祁答院家之人にて候処、伊地知民部少輔重康殿祁答院之平川之御地頭被成候時分より衆中に罷

成候、夫より末吉へ慶長十年に罷移り、村田雅樂助殿江付御奉公申候、

山中清左衛門

右親祁答院家之衆にて候処、村田越中守殿祁答院御地頭之刻衆中罷成、菱刈曾木江罷移り、彼方より慶長六年に末吉に罷移り、御地頭村田雅樂助殿江相付御奉公申候、

溝邊六左衛門

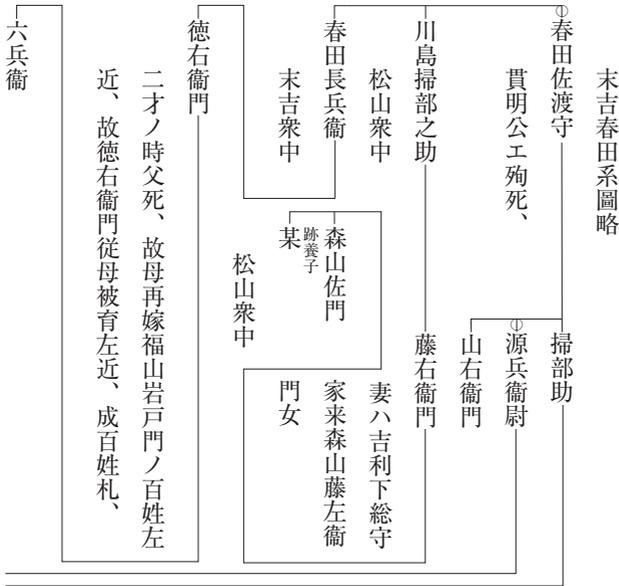
右親本来求摩相良家之衆にて候処、真幸吉松にて有川恕閑殿御地頭之刻被召出、衆中に罷成候、夫より菱刈本城江罷移り、慶長六年末吉江罷移り、御地頭村田雅樂助殿江付御奉公申候、

長嶺佐吉

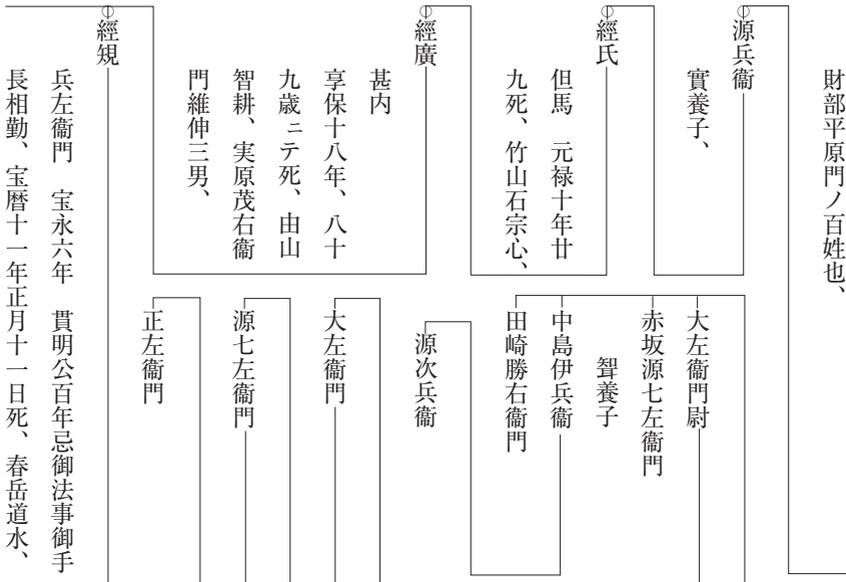
右親吉左衛門事、本来祁答院家之者にて候処、新納駿河守殿下大隅御地頭之刻衆中に罷成り、菱刈曾木江罷移り、彼方より慶長六年に末吉江罷移られ、御地頭村田雅樂助殿江相付御奉公申候、

右、末吉衆中根元記之内書拔なり、都て三百家部計、皆く由緒右之通相記有之なり、何年何某著述と云事

不詳候、慶安之比にても可有之哉、彈正少弼殿地頭(大カ)之時より御奉公申候と一ヶ所に相見得候、彈正大弼殿者久慶なり、慶安之比末吉地頭なり、



財部平原門ノ百姓也、



<p>經 源左衛門</p>	<p>經賢 伊右衛門 實原彦 右衛門二男、郡見 廻役、</p>	<p>經貫 三次郎 伊左衛門 示現流免許ヲ得、 門人五十余人、寛 政九年七十九死、</p>	<p>經見 源次郎 安永七年 七十九ニテ死、</p>	<p>經寛 平原氏養子</p>
	<p>經 新兵衛 實父川内 ——二男、貫明公 二百年忌御吊御手長 相勤、</p>	<p>經季 軍助</p>	<p>經堅 九郎左衛門</p>	

「經

真ゲサ 古藤清五郎養子

春田佐渡守佩刀子孫末吉春田伊右エ門藏



身長二尺八寸余、返り有、中心七寸余如圖、磨ナシ、焼刃不知、按スルニ、古銘尽波平安吉文龜ノ比トアリ、

(末吉衆中根元記)

田崎兵六

右養子、親次右衛門事、菱刈家之衆にて候処、伊集院肥前守殿横川地頭之刻曆之に罷成、菱刈本城江被罷移、彼方より慶長六年に末吉江被罷移候、直親ハ赤坂掃部助次男にて候、

地頭部

宮丸某

(八カ)

文明六年甲午六月三州回聞記ニ、御手持ノ御城主末吉

ニ宮丸トアリ、按スル樺山系ニ、三代教宗ノ三男宮丸

次郎太郎知教ト云、此人ノ子カ孫カノ間ナラン、又諷

方方村五位社棟ニ、文明十二年大旦那藤原久幸トアル、

宮丸氏ナラン、左アリテ、諷方方村辺ノ領主ニテ地頭

職ヲ兼ラレシナランカ、

文明十八年丙午ヨリ至天文七戌戌ノ春マテ新納氏領之、

地頭不詳、

天文八年戊戌春ヨリ豊州家領之、己亥七月廿九日岩川ハ地頭藤原忠綱ト西福寺棟札ニアリ、平田

出羽守宗仍ヲモ地頭トス、宗仍永禄元年午三月戦死于

恒吉宮ケ原、此時宗仍ノ子宗徳モ戦死也、孫宗應幼也、永禄五年、

ツルニママ所領深川村ヲテ曾ノ郡松永村ヲ玉ハリカノ地ニウ

平田美濃守ルヘシ、昌宗ナ

末吉衆中根元記ニ北郷領以前ノ地頭ナリシトミエタリ、

サレハ永禄三年ヨリ同五年マテ三ヶ年ノ地頭ナルヘシ、(五十脱カ)

永禄五年六月十二日、北郷一雲ニ末吉三百丁ヲ玉フ、

○土持撰津介興綱 ○土持撰津介頼綱

北郷久左衛門尉天正八年水俣御出陣人数賦ニ見ユ、

天正ノ末頃北郷忠虎住末吉ノ城ト見エタリ、其時ハ別

ニ地頭トテハナカリシカ、

文禄四年ヨリ伊集院幸侃ニ玉フ、

慶長五年、忠貞降伏シテ為公領、夫ヨリ以来地頭左ノ

通、

村田雅樂助經宣後入道シテ号壽仙ト、

村田三郎右衛門經昌

顛娃右馬頭久政(左カ)

島津彈正太弼久慶

〔地理志〕

末吉郷

惣廻二十三里八丁四拾五間半 村七

〔建久圖田牒〕

深川院百五十余丁

〔建治石築地役〕

深川院百十丁十五丈  
(五脱力)

〔地理志〕

(頭注)「國史異同ナシ」

文明十八年丙午、新納近江守忠續易飢肥賜於此地及財部

救仁郷、八代近江守忠勝迄領知之、○天文七年戊戌二月

廿六日、新納忠勝降島津忠朝、去志布志至飢肥、見于系圖、以

此考之、此時為豊州家領乎、或云、天文八年七月廿九日、

豊後守忠朝落末吉城開退之、後為豊州家領、此時地頭平

田出羽守宗仍、○永祿五年壬辰五月、(戊力)當地ヲ北郷家ニ賜

フ、世々領之至文祿四年、○永祿三年十月四日、上使伊

勢備後守殿下着於此地、太守修理太夫貴久公御參會、○

深川村中山大明神崇平田出羽守宗仍靈、宗仍永祿元年午三月十九日恒吉宮ヶ原戰死、其外家臣戰死多シ云々、

〔諸家大概記〕

小野姓野邊氏ハ武州之土黨之内ニ而、横山黨之由候、武

州榛澤郡野邊郷地頭職ニ而号野邊、其後日州櫛間院地頭

職將軍家より被下罷下り、直ニ致居住、櫛間并隅州深川

院其外方之致知行、別而繁榮之家ニ而候云々、(七)「野邊氏系圖見合、名前

可書入事」

〔見于山田聖榮自記〕

應永ノ頃、久豊公日州穆佐城ニ被成御座候砌、伊東氏夜

討シテ、御前様・御子様忠國用久如末吉暫御遁シ被成度北郷・

榊山御異見に任せ給ひ、末吉ニ御移、久敷被成御座候事、

〔旧記〕

文明六年三州行脚廻聞ノ記ニ、御手持御城之内末吉ニ宮

丸、二方村棟札、文明十二年藤原久幸并沙弥久治女トアリ、榊山玄佐自記、伊東乱入庄内ノ時、有宮丸次郎太郎討死ト、榊山氏三代教宗ノ三男ヲ

宮丸次郎太郎知教ト云、此又末吉衆ニ榊山藤太郎・末弘十郎三宮丸ハ其子孫ナルヘシ、

北郷資忠末子ヲ末弘十郎忠直ト云、文明十六年飢肥・土持太郎樺山久郎逆谷ニテ戦死、末弘十郎三郎トアリ、此人ナルヘシ  
三男ヲ土持兵部少輔防初弥、此人ノ子孫カ、長野常陸守・同周坊守・二ノ方某・松太郎

下「某」・梅北「某」・財部「某」・鹿島「某」・長野土佐文明十六年十一月

廿八日飢肥富ヶ峯ニテ戦死、柏原柏原備前守橋公資ナル者アリ、千竈「某」とあり、  
ノ内ニ長野備前、此一類カ、「助七郎方、文鳥ノ比ユ」

此面く分領せしにや、末吉衆トあり、

69 宮崎縣通達留

末吉郷之内

日向國諸縣郡

南之郷村

右者、同郷之儀、是迄大隅國噌啞郡・日向國諸縣郡両國

両郡ニ跨り、経界煩敷候ニ付、此節右村大隅國噌啞郡ニ

編入申付候事、

「明治五年」壬申四月 都城縣廳

「國史忠貞記」

文明十八年、公使新納忠續去飢肥復志布志、別以末吉・

財部・救仁郷賜之、

「國史ニアリ」

天文七年云々、二月二日、忠相梅北城ヲ抜ク、廿日、忠相安楽城ヲ拔、夏四月二日、又夏井砦ヲ拔、秋七月廿三日、又末吉・松山ノ二城ヲ下ス、諏訪方村ニ係ル、忠相・忠朝既ニ數城ヲ取ル、遂ニ肝付兼演・樺山幸久等ト志布志城ヲ攻、新納忠茂急ヲ貴久ニ告ク、貴久救フコト能ハス、忠茂ヲシテ忠朝ト和ヲ講セシム、廿六日、忠茂城ヲ以テ忠相・忠朝等ニ援ケ、佐土原ニ奔ル、是ニ於テ忠朝救仁院・末吉・松山ヲ取ル、忠相財部ヲ取ル、

「旧記」

文明六年云々、末吉仁宮丸、  
伊地知季安考

按ニ、樺山氏三代安藝守教宗ノ第三子宮丸二郎太郎知

教ト云人アリ、此ナルヘシ、末吉ハ隅ノ噌啞郡ニ在リ、

宮丸ハ諸縣郡都之城ノ今ハ村名ナリ、舊ハ益丸ト云十

二町ノ村トナン宮丸譜ニ見ヘタリ、

「参考ニ供ス」

足利義康

義康二男  
義兼

義兼二男  
畠山遠江守義純

上野守泰國

泰國三男  
久木崎藏人國房

得仏公ニ從ヒ島津御庄ニ奉仕、采地八町八段ヲ北郷院ノ益丸ニ賜ト云、

益丸六郎右衛門國盛

時益丸十二町ヲ知行シ、改テ宮丸ト號ス、

益丸六郎右衛門道隆

六郎五郎道経

宮丸藏人道時

道時他男子無シ、因テ益丸十二町ヲ婿ノ資忠ニ昇フ、是ニ於テ、資忠城ヲ益丸ニ築キテ都城ト號シ此ニ居リ、寺ヲ益丸ニ建テ道時カ菩提所トス、

女子

次子  
榊山音久  
音久孫  
宮丸知教

北郷資忠ニ嫁ス、父資忠 邑ヲ宮丸ニ食ム、

〔新納近江守忠勝傳中〕

〔(粟注)以下ノ郷々參考スヘシ〕

定居城於救仁院志布志、而大崎・松山・末吉・恒吉・高隈・市成・牛根・垂水、共所以領知、而新納氏之繁榮有此時矣、

天文二年癸巳十二月十六日、禪世務於忠重後忠、七年戊戌

三月廿六日、降島津豊後守忠朝、去志布志到飢肥云々、

〔國史忠國傳〕

永享四年、中略、三州反者蜂起、称國一揆、注略、公不能討、乃使弟薩摩守好久用久、始、撰守護職擊國中反者、而公自鹿兒島徙末吉、旧譜載節山公一書、書中言、某幼稚時、聞永享中國一揆蜂起、奧州使其弟薩摩守用久撰守護職、而奧州自鹿兒島徙末吉、此書後半殘缺、不詳與誰人、又年月不可知、但據上文所引壹岐弥四郎文書・伊東家略記、則其事在是年明矣、  
永享四年ヨリ嘉吉元年ニ至ル十年

〔國史忠國記中〕

嘉吉元年云々、初公徙末吉、使弟持久居鹿兒島、而悔之、復皈鹿兒島、逐持久、持久奔谷山、遂以城叛、高木孫三郎・市来太郎等應之、

〔地理纂考〕

龜鶴城南郷 一名松尾城といふ、建久七年、稻村伊賀守重

家家系詳ならず元祖島津忠久に從ひて薩摩に下り、此地を領し始

て經營すといふ、其後しはく沿革ありて、天正年中飢

肥城主島津豊後忠親此地を領すといへとも、此地伊東義

祐と界を接し、勢ひ微にして敵し難を慮り、末吉を島津

貴久に譲り、貴久是を旧領主北郷時久に與ふ、文祿四年、

伊集院忠棟豊臣秀吉公の命を受、時久か所領莊内に移り、

時久薩摩國宮之城に移る、慶長四年、忠棟か子伊集院源

次郎忠真叛逆して家臣當城を守る、同五年、忠真降服し

て、忠真を薩摩國穎娃に移して一萬石を與へ、時久孫北

郷長千代丸本領に復る、

〔國史師久傳〕

永徳元年辛酉秋七月四日、今川滿範取末吉城、置兵成之、

而與岩河城相應、以絶志布志・宮古城之道、七日、取池平云々、此云岩河城、豈謂手取城乎云々

〔古戰場由緒〕

國合原 檉神社ノ上通路双方ノ廣原中ニ并松有、志布志

へノ通路一里計ヲ云、大隅・日向兩國ノ境ニ依テ此名アリ、

延文四年己亥十月五日、氏久公志布志ヨリ末吉南ノ郷へ

御發向ノ時、被對凶徒相良氏・北原氏、於當所御合戦有

之、御難儀ニテ、御一族佐多左馬介忠直忠光・同彦四郎忠光

四・同三郎四郎全五男兄弟三人戦死、此時公市成飯牟禮山ノ險路ヲ

云々、○天文之比、北郷家・肝付家於此所致合戦云々、○

天正二年甲戌正月六日未明、於住吉原合戦、凶徒肝付修

理亮・同左兵衛尉・〔伊集院〕三河入道竹友等也、竹友戦

死、塚アリ、凶徒惣敗軍也、此時凶徒戦死、數百人トアリ、

〔名勝志〕

國合原戰場 末吉より志布志へ通る街道の左右廣野をい

ふ、地頭假屋の辰巳の方凡壹里、それより遙北に下たれ

八民居田畠あり、即此所より櫛原に續く、南ハ岡谷連綿たり、延文四年己亥十月五日邦君齡岳公求摩の相良・眞幸の北原等と鬪戦し給ふ所といへり、

〔地理志〕

弘治二年八月十七日、肝付ト北郷家トノ合戦、鹿屋周防守兼豊・同采女兼任父子戦死、

〔肝付譜省約傳〕

弘治二年八月十七日、或為二年丙辰及北郷衆戦于國合原、我師敗走、鹿屋周防守兼豊・兼豊子采女正兼任等返戦死之、

〔國史貞久傳〕

延文四年冬十月五日、齡岳公自將擊莊内、與相良氏軍戦于國合、我軍敗績、佐多左馬助忠直及弟彦四郎戦歿、公狼狽歸鹿兒島、旧譜、公將歸志布志、而道路不通、乃如鹿兒島、似云此時公居志布志、按、康安・貞治之際、公自鹿兒島徙大始良、其後又徙志布志、其說見後康安元年、則是年公尚在鹿兒島矣、旧譜恐誤、國合在未吉郷南之郷村、日向・大隅接界之處故名、又有地名日本堂、土人相傳以為國合古戰場也、其處在地頭館西北一里十町餘、忠直・彦四郎皆忠光之子也、國合之敗、公求救於手取城主岩川某、某懷兩端觀望、又請

於蓬原城主救仁郷某、某亦不肯、公已歸鹿兒島、旋復舉兵北征、先攻蓬原城下之、末吉郷有五十町村・中之内村、岩崎村、總名岩川、岩川氏豈以地為氏者耶、肝付氏別族有救仁郷氏、手取城遺墟在未吉地頭館西南一里二十餘町中之内村云々、

貞治元年秋七月二十一日、齡岳公使柝寢孫次郎領深川院北方半分、此云孫次郎蓋久清、久清始称孫次郎、後称石馬助、末吉郷有深川村、

〔全師久傳〕

永和元年乙卯、野辺刑部大輔盛久求日向國櫛間院・大隅國深河院北方教書、其旧邑也、春二月二十五日、齡岳公為盛久致舉狀於齋藤六郎左衛門入道、以告今川了俊、盛久盛忠之孫也、拠野辺主計家藏系圖文書、

〔全貴久傳〕

天文四年秋八月十四日、北郷忠相與島津忠朝攻末吉・松山・梅北、伊東氏・北原氏救之、末吉・松山・梅北、皆係新納氏所領地、

天文七年秋七月二十三日、忠相又下末吉・松山二城、末吉城遺墟在末吉、係諏訪方村、

〔國史貴久傳〕

永祿五年五月云々、公賜北郷時久末吉三百五十町、賞禦伊東氏之功也、

〔全義久傳〕

天正元年是年七月改元春正月六日、肝付氏帥師侵末吉、北郷時久與二子二郎相久・彈正忠忠虎邀諸住吉原、擊破之、末吉北郷氏邑末吉岩崎村有地曰飯塚、相傳古者肝付氏・北郷氏合戰之地、

〔國史義久傳〕

文祿三年六月云々、北郷氏世居都城、領安永・山田・志和地④池・野之美谷・高城・山之口・勝岡・梶山・梅北・末吉・財部・恒吉・永吉・内之浦、號為三萬六千餘石、撫松輪公舊讀、文祿三年十一月与石田治部書、已經丈量、定為六萬八千餘石、初伊集院忠棟欲得北郷氏邑、竊與石田三成謀、三成言於大閤、至是以忠棟為都城・梶山・山田・安永・野之美谷・高城・末吉・恒吉・財部・廻・市成・大崎・百引・平房・内之浦等領主、合八萬三石八斗四升、

〔地理志〕

天ヶ峯 南郷西城寺之上、當分都之城梅北村ノ内也、應安六年、氏久公志布志ヨリ都之城ノ後攻ニ赴玉フ時、爰ニ陣シ玉フ、二月二十八日、去此所平長谷ニ御陣ト云々、

※ 深川村 豊州家領知ノ時、平田出羽守宗仍領當村、宗仍嫡孫狩野介宗應七歳之時、永祿五年五月去此地、而移曾於郡松永村云々、

※ (眞注)

〔平田氏系圖、日州末吉地頭、領深川一所トアリ〕

古城 諏訪方村麓ヨリ四五町西④北ノ方、都城へ通ル左ニ有之、平田出羽守宗仍居城ト云、○伊集院源次郎忠貞都之城籠ノ時、弟小傳次守之、慶長四年九月八日、迫合於末吉口有之、同五年三月十四日下城、此城名龜鶴ヶ城ト云、旧記云、元龜三年正月六日、肝付衆於末吉二百餘人討死ストアリ、此戰場岩崎村之内岩井谷ト云邊ナルヘシ、印

ノ木アリ、

〔平田氏系圖〕

平田狩野介宗應傳云、永祿五壬辰五月日、給末吉於北郷家、此時宗應七歳、代領於松永一所并川北・持松、被補于曾於郡之地頭職、而移居於彼城内云々、

〔地頭系圖〕

嶺郡

末吉

平田出羽守宗仍

宗勝ノ養子、豊州家領ノ時、天文・弘治之比、永祿元年三月十九日戦死也、

平田美濃守

永祿三年豊州家ヨリ差上ラレ公領ト為リ、同五年六月北郷家ニ賜フ、其間ノ地頭カ、

土持撰津介興綱

永祿五年六月比、北郷領已来地頭、

土持撰津介頼綱

興綱ノ子、永祿十年比、同十一年二月戦死于飲肥酒谷、

北郷久左衛門尉

天正八年比、北郷領之時也、

土持  
(ママ)

光綱  
天正十二年九月比、

村田雅樂助經宣入道壽仙

慶長五年比ヨリ、

村田三郎右衛門經昌

經宣ノ子也、慶長・元和之比、

頼娃左馬介久政

左京長左衛門ト云、寛永五年ヨリ正保之比、末吉根元記ニミユ、

島津彈正大弼久慶 正保・慶安之比、

島津豊前久守 初左近將監 明暦ノ比トモ、慶安四年辛卯ヨリ、

島津三郎右衛門久心 後忠朝

鎌田源左衛門政有 御使役・御家老、寛文元十二月晦日ヨリ、

肝付彈正久兼 始兼善 又兼方 後主殿 寛文十一亥三月三日ヨリ 定

平山久馬介久行 後元仲 實岩城新左衛門重長二男也、延宝八申、

町田助太夫久居 初助五郎 異本勘解由トモアリ、元祿十年正月二十五日ヨリ定

桂職部久祐 初字、右衛門 宝永三戊正月二十七日ヨリ、異本宝永二年十月四日トモ、

島津周防久儔 宝永七壬八月五日ヨリ享保十四年酉十月四日迄、

〔正文在樺山氏〕

加增目錄

薩州鹿籠之内別府村

高百六拾石六斗九升

高三百三拾九石三斗一升

惣合五百斛

⑩閣 大閣様以御錠、分國檢地之儀依被仰付、諸持知行就改易、

本領相離、殊打上候田数無足候条、可為迷惑候、雖然知行方之儀、龍伯様・武庫様へ得御内談候間、各々儀別而

真萱之門  
庄内末吉

深川村之内

入念可然可申付候条、聊不可有機遣候状如件、

文祿五年正月廿日

忠恒判

源七郎殿

〔嶋津中務太輔豊久弟東郷源七郎忠直、後為豊久後嗣〕

〔本文書ハ「旧記雜録後編三二一〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔名勝志〕

諏方神社

諏訪方村にあり、

諏訪方村ハ上財部郷西之村・末吉郷林迫村・蔵町村を合せて里俗諏訪方村と云といへり、

地頭假屋を距ること戌方貳拾五町許り、祭神二座、

例祭七月二十八日、末吉の崇廟にして、鹿兒島福ヶ迫諏訪の下宮なり、

天文五年七月廿一日、邦君大翁公信仰し給ひてこゝに

遷し給ふ、勸請の時、地名西俣村といへり、今此村名なし、社司安田左膳、別當寺ハ

和光山慈心院千眼寺といふ、深川村にあり、

〔名勝志〕

住吉神社 二之方村に鎮座、檉神社の西方凡拾五六町、

祭神三座、

底筒男命・中筒男命・表筒男命、例祭九月廿五日、十一月二十五日、鎧流馬鬘騎を張行す、當社は神代

垂跡の地にして、社山の廻り凡壹里、住吉山といふ、土人呼て

姥ヶ嶽といふ、嶺に大岩あり、姥石と名づく、日隅二州の界なり、今住吉社は隅州贈

吹郡二之方村に属す、日州は南之郷村に相接す、和銅六年、日向を割て大隅國を置、山中松七本、

楠七本・椎七本、合せて廿壹本の神木ありといへとも今

詳かならずして、社の左に其神木を祭る所あり、寛陽公

の時、天和三年、吉田兼連卿に請て當社の縁記を書し、

神号五字の額を華表に掲給ふ、皆兼連卿自筆也、慶長五

年三月廿九日貫明公、四月十一日又貫明公慈眼公を伴ひ

參詣し給ひ、和歌を奉納し給ふ、或記曰、神功皇后十一

年、長門國豊浦に住吉垂跡あり、又三韓を征し給ふ時攝

州にあらはれ給ふ、よて共に皇后の御勸請なり、皆住吉

の和魂にして、荒魂は筑紫の小戸にます住吉大神と云々、

社司高橋伊膳、

末吉修行の時、住吉大明神に參詣し侍りける折よミ

て奉りぬ、

遊行上人

言の葉の道こそたへね世々の末よしすミ吉のひかり

くもらて

〔地理纂考〕

住吉社二之

スミノエ 此地大隅・日向の境にて、住吉山の絶頂にスズ驅か石として大石あり、西國の堺石にて、其東南を檉原といふ、神社八大隅贈於

郡なれと便りに  
從ひ爰に挙く、

奉祀 底筒男命 中筒男命 表筒男命

例祭九月九日、十一月廿五日、此日流鏑馬あり、創建詳

ならず、書紀曰、伊弉諾尊沈濯於海底、因以生神號曰底

筒男命、又潛濯於潮中、因以生神號曰中筒男命、又浮濯

於潮上、因以生神號曰表筒男命、是即住吉神也、又神功

皇后紀曰、三月壬申朔、皇后選吉日入齊宮、親為神主云

云、先日教天皇者誰神也、對曰、於日向國橋小門之水底、

所居而水葉稚之出居神、名表筒男・中筒男・底筒男神之

有也と見え、攝津國風土記曰、所以称住吉者、昔息長足

比賣天皇世、住吉大神現出而巡行天下、覓可住國時、至

於沼名棕之長岡之前、乃謂斯實可住國、遂讚称之云真住

吉國、乃是定神社、今俗略之、直称須美乃叡とあるにて

住江の名義明なり、此山周回一里許、高八町許にて、神

社ハ其中領にあり、そもく此神ハ日向國にて生坐つれ

と、風土記に見えたる如く後に攝津國住吉に鎮り坐しよ

り何方なるをも住吉とハいへるなり、此例なほ多かり、

「名勝考」

住吉神社「三方村」住吉舊記○山上に在り、石燈數十、  
敷、左右叢灌茂密、就中樹樹多し、

奉祀底筒男命・中筒男命・表筒男命、例祭九月九日、十一月、  
廿五日、流鏑馬あり、

府異位十六里

書紀曰、伊弉諾尊沈濯於海底、因以生神號曰底筒男命、

又潛濯於潮中、因以生神號曰中筒男命、又浮濯於湖上、

因以生神號曰表筒男命、是即住吉大神也、攝津國風土記

曰、所以称住吉者、昔息長足比賣天皇世、住吉大神現出

而巡行天下、覓可住國時、至於沼名棕之長岡之前、前者今

其地、乃謂斯實可住之國、遂讚称之云真住吉國、乃是定神

社、今俗略之、直称須美乃叡、眞の字を有けるか故に略之とはい

諸國にも住吉神社多く建られしなるへし、○和名鈔、撰津國住

吉須三與之、是スミノエをスミノヨシと称の始にてやあるへき、

曰、撰津國坐住吉大神和魂也、荒魂ハ筑紫之小戸に鎮坐

○兼良纂疏曰、住吉大明神、其荒魂在筑紫小戸、和魂神

功皇后征三韓前、陰鷲玉體而現坐撰州、○撰津國住吉郡・

筑前國那珂郡・長門國豊浦郡三所并有住吉大神社、蓋こ

の檉原上中下の三川、則伊弉諾尊最初に盪滌して、八十

狂津日神以下神直日・大直日神等を出生し玉ふハ、今の

佐土原若は延岡の檉原てふ海中の事ならん、書紀に、往

至筑紫日向小戸橋之檉原、而祓除焉云々、因以生神號曰

神直日神、次大直日神とありて、又沈濯於海底、因以生

神號云々、是即住吉大神矣とあり、又沈濯於海底の又字

にて、上瀬・下瀬・中瀬とハ別處なるを察るへし、其よ

しは次々にていふへし、貝原和彌雅に、筑前の住吉を以て最初とし、

荷擔すともいふへき歟、古事記傳引書紀神功卷曰、三神壽皇后曰、我荒魂

令祭於穴門山田邑也、時穴門直之祖踐立、津守連之祖田袋見宿禰、啓于皇

后曰云々とありて、荒魂を穴門に祠り玉ふ時に踐立をその神主と為玉ふ由見

へたれば、其後に和魂を津國に祠り玉ふ時にかの田袋見をはその神主と為

玉ひしなるへし、式に、住吉坐神社、又曰、長門國豊浦郡住吉坐荒御魂神

社神名、筑前國那珂郡住吉神社三坐神名、此外壹岐・對馬など皆この社あり、

然れハ住吉勸請の地こそ筑前にも田かゝる

へきハ何ぞ出現の地としも定むへけん哉、

續古今

下部兼直

西の海や檣原の潮路よりあらはれ出し「あらみの神イ」すミよしの神

寄月神祇 家集

宗祇法師

西の海に残る光をふるさとの月とやしたふすみよしの

神

名所神祇

三位龍伯公

そのかみの世も遠からて西の海浪にそむかふ住吉の濱

慶長二年六月廿一日、住吉大明神に御立願の事によ

り、近衛殿を頼玉ひ和哥會なし玉ふる時、

社頭祝

全公

ゆふたすきかけて千とせを祈る哉世々に引へきためし

思へハ

寄神祝

君か代を猶よろつ代と守れとや國津御神に祈り掛けん

月前松風

四方のあらし一木の松にをさまりて空に曇らぬ月を見

る哉

この外数十首此に省けり、

数く此廟に謁て和歌を詠し玉ふうち、

中納言家久公

秋の色にうつる梢も住よしの神代の松はあらはれにけ

り

又慶長五年四月十一日、當座祝 同公

行末も猶そしらる、くにくのあまつ御神の恵ミある

世ハ

又住吉大明神の題にて

す春すミよしの神の守を松の風吹きてさそへ春のうら、

に

みみわたせは霞の衣いろはへて花に分行ふるさとのそ

ら

よ 四方の海さわかぬ浪に行月の影も長閑に夜舟いそか  
ん

し 賤かすむ里の蚊遣りや侘人の心をみするけふかなる  
夏  
らん

た たか郷に鳴て来つらん蜀魂我も待夜の数をしらせん  
秋  
い 幾とせの秋にかあひぬゆふへく詠めにあかぬ月の  
色哉

ミ みれハげに宿ハさなから仙人のすむかとそおもふ白  
菊のはな

や やすからぬうき世ハ露の朝ほらけ光待まに秋そふけ  
ゆく

う うすくこく積れる雪やいたがなる代ハ時めけるため  
冬  
し也らん

し 霜しろき寢覚の床のさえく夜半にしはなく友千  
鳥哉

む むつことの今もたえせし羽をならへ枝をつらぬる中  
の契りは

この社にまうてし時 遊行上人  
言の葉の道こそたえね世々の末よし住吉の光くもらて

前に謂るかごとく、この住吉廟ハ末吉郷の中にて、郡は  
嶺於郡に属しぬれと、次の檣原を嗣出せるか為に爰に収  
り、又この住吉山に松七本・樟七本・榎七本・椎七本、合て廿一  
本を神木と崇め来る、その樹今ハ詳ならず、社の左側に  
おひてその霊を祠れり、孝義録曰、大隅國末吉郷田尻村  
に住る孝行者百姓次郎左衛門・休右衛門とて兄弟の者あ  
り、母ハ延享年中に病てうせ、父のミひとり有て、常に  
徒然ならん事を恐れ、父の住る方に行て好める食味をす  
ゝめ、夜ハ添寝して物語し、奉養に心を尽せり、寛延の  
比父もうせにしかは、兄弟かなしひにたへず、朝夕に父  
のいませる時の席を拂ひ清め、位牌をまうけ、酒茶をす  
ゝめ、又ハ初物を備へし事、父のいませし時に吳ならず、  
既に三年を経たれとも、父の手ふれし調度など外に移す  
に忍びず、本の所に連ねおけり、はてに兄の次郎左衛門  
を父の本住める方にうつらせ父としてつかへければ、兄  
も亦弟を愛すること深かりけり、かゝる事とも一郷に聞  
えて、寶曆三年十一月、領主より褒美として兄弟におの  
く米并こはくを取らせけり、○同郷中島村の百姓次左  
衛門、母ハ世を早うし、父のミひとりありけるか、家貧

しけれハよろつ心にまかせねと、奉養残るかたなく力を盡してあつかひけり、延享の初、父も病てうせにしかハ、其悲ひ甚しく、三日か程ハ食をもくはず、其後日ことに父の墓にまうて、拂ひきよめ、なげきかなしめる事八年の間かはることなし、月ことの忌日には菩提寺なる龍津寺へ香花の料をもち行て其追福をいとなミけり、寶曆二年十一月、領主より褒美して錢そこはくをそとらせける、

「名勝志」

櫛神社 櫛ヶ原に鎮座、地頭仮屋を距ること凡壹里余、祭神二座、伊弉諾尊・伊弉冊尊、例祭十一月二十四日、當社は、伊弉諾尊櫛か原中瀬にてみそき祓の遺跡にて勸請あり、其年月詳かならず、初め小社なりしを、宥那公の時、寛保三年癸亥閏四月再興し給ふ、神山にハ松林鬱々として清浄の靈地也、宝殿ハ山の傍に一段高く構へて数階を登る、櫛嶽・高山・短山其外名たゝる神跡ともミゆ、

「名勝考」

アハキ櫛神社 即在櫛原、南に向り、

奉祀伊弉諾尊、内陣に木像二座、蓋其一座ハ冊尊なり、○例祭十一月廿四日、寛保三年癸亥閏四月寛陽公再建て規制始に在り、層階数級を登る、

府巽位十六里餘

書紀曰、伊弉諾尊曰、吾前至於不須<sup>イナシ</sup>凶目汗穢之處、故當滌去吾身之濁穢、則往至筑紫日向小戸橋之櫛原、而祓除焉、又曰、故還向於橋之小門、而拂濯、見其曰還向之言、則諸在筑前那珂者非也、尊居于茲者著矣、或謂仲哀紀曰、神功皇后親為神主云々、曰、於日向國橋小門之水底、所居而水葉稚之出居神、名表筒男・中筒男・底筒男神之有也、イヌスナリ

神道百首

卜部兼邦

橋の小戸の身祓を始にて今も清むる我身也けり此邊以東を都城といふ、太初伊弉諾尊の旧都にして、その後高千穂宮を建玉ひし靈域也、(味カ)通證谷重遠曰、古諺相傳言、伊勢・日向之物語、則天造草昧之初、東西兩國之談蓋亦多矣、卜部兼俱曰、伊勢や日向の神なれと誓は同しかるへしといふハ此事なり、○渋川春海曰、夫天文者、造化之首、於筑紫日向小戸、測日之三天、悟兩曜之道、曆法者、天皇之元、於華夏和州櫛原、序年之四時、随天道之影、自爾以降為神聖之政事也、我國立天統、當与天

地無窮者矣、所以諸國七道亦准之、正姓撰氏、國守連綿而至于今、萬國無倫矣、以下略、國守八即薩國統をいふなり、憶原に上津瀬・中津瀬・下津瀬・櫻谷・橋嶽・小戸之池等の名迹現在す、凡中津より上津まで三十町、中津より下津まで二十五町、中津より住吉まで十五町あり、此地の神祠・名所左に拳ぬ、

「纂考」

憶神社アハキシシヤ南郷村

奉祀一坐 伊弉諾尊イサナキノミコト

憶原アハキハタに在り、創建の年月詳ならず、寛保三年癸亥閏四月、島津光久(ママ)再興すといふ、書紀曰、伊弉諾尊曰、吾前サキニ到於不須イナシ凶目汗穢シヨキタキ之處、故當滌去吾身之濁穢、則到筑紫日向小戸橋之憶原、而祓除焉、又曰、故還向於橋之小戸、而拂濯也云々とあり、例祭十一月二十四日なり、

「纂考」

上津片香男神社ウハツカタカヲフシシヤ南郷村

奉祀三座 八十禍津日神ヤソクケツヒノカミ 表津少童命ウハツワツウミコト 表筒男命ウハツツノノミコト

憶神社アハキより西南七八町、山上にあり、始今の社頭より丑の方四町許に在りしを、遷座ありて其旧址アト今なほ存せり、例祭二月初申・十一月初申にて、祭日に猪鹿を牲とす、

「名勝考」

上津方男祠ウハツカタカヲ同所の山中にて、むかしハはより丑方四町許に在りしを愛にその路次に移せしとぞ、その旧址今猶存す、○是より以下下津瀬に至る由ヨて登載す、

奉祀八十禍津日神ヤソクケツヒノカミ 表津少童命ウハツワツウミコト 表筒男命ウハツツノノミコト 例祭二月初申日、猪鹿を牲とす、今社内

に鹿角を納むる甚多し、

按、是宜しく八十枉津日神を祀るなるへし、少童・筒男ハその配享に似たり、以下亦此に倣ひ見よ、

「纂考」

真木男神社マキキツ南郷村

奉祀三坐 底津少童命ソコツワツウミコト 中津少童命ナカツワツウミコト 表津少童命ウハツワツウミコト

橋嶽の半嶺にて、山下より登る事十町許なり、寛文二年正月再興の棟札を納む、例祭十一月二十六日なり、

「名勝考」

真木男祠橋嶽の半領に在り、麓より十町許も山路を登るなり、寛文二年正月再興の棟札を納む、

奉祀底津少童命 中津少童命 表津少童命例祭十一月廿六日

「纂考」

中津眞津男神社南郷村

奉祀三坐 神直日神 中津少童命 中筒男命

即中津瀨の山上にて、檣神社より辰方十三町許なり、例祭正月元日・九月酉日なり、

「勝景百圖考」

中津眞津男祠 中津瀨濟りの嶺の上にあり、社壇の右側に巨樟樹あり、圍二丈四尺、相傳へて伊弉諾尊祓禊し給ひし靈址なりといふ、抑こゝに瀨降し給へる證跡を傳へしものなりとぞ、

「名勝考」

中津眞津男祠即中津瀨濟りの嶺上に在り、檣祠より辰方十三町許なり、

奉祀神直日神 中津少童命 中筒男命例祭正月元日九月酉日

この社壇の右側に巨樟樹あり、圍二丈四尺、相傳云、伊

弉諾尊遂將盪滌身之所汚、乃興言曰、上瀨是太疾、下瀨

是太弱、便濯之中瀨、○古事記曰、於是詔之、上瀨者瀨

速、下瀨者瀨弱、而初於中瀨隨迦豆伎而瀨時、所成坐神

名八十禍津日神、次大禍津日神、此二神者、所到其穢繁

國之時因汚垢而、所成之神者也、次為直其禍而所成神名

神直毘神、次大直毘神、次伊豆能賣神、此中津瀨に降た

ちてとは瀨降の意とあれば、今の樟樹の址は瀨降玉ふの

実迹を傳へしなるへし、本文の随ハ降字の誤にて、所謂瀨識津、比羊ハ此の故事もて稱しと見えたり。

「纂考」

下津片香男神社南郷村

奉祀三坐 大直日神 底津少童命 底筒男命

下津瀨の濟を南に距る事六町許、岡の上なり、檣神社より八辰巳に當りて三十余町なり、慶長七年再興の棟札を藏む、例祭十一月廿四日なり、住吉神社より以下下津方加男神社まで六社すへて創建の年月詳ならず、さて上中下の三川、中瀨より上瀨まで三十町、中瀨より下瀨まで二十五町、又中瀨より住吉神社まで凡十五町なり、

「名勝考」

下津方男神祠下津瀨の上に在り、檣祠辰巳の方二十八町許なり、

奉祀大直日神 底津少童命 底筒男命例祭十一月廿四日、慶長十四年廿四日の棟札  
 底筒男命例祭十一月廿四日、慶長十四年廿四日の棟札  
 奉納

此神社の前を下津瀬の濟とす、瀨二間許、その流溜水の如くにて淀渟て清るのミ、下瀬太弱とあるに聊違はず、そもく上瀬・中瀬・下瀬とは同じ川に三の湍瀨あるにあらず、三の川流れて、各別にて上中下の名を得たるなり、さて上瀬ハ疾こと瀧のことく、下瀬ハ渟水の如く、中瀬川のミ駛からず弱からず、今に至てその川流の轉變ことなくして、神世のまゝの面目を存遺ること最貴むへし、仰くへし、夫諾尊の此處におひて祓除を修玉ひし事ハ、所謂尽天地海而盪滌焉と見えて、黄泉の濁穢を滌去玉はんことを興言し、天下に布告しめ、天上地下の分を清明にし、日月二神を生成玉ふの極に至る、是所謂天地開闢の事状也、故に先始に阿波の水門・豊後の名門をも臨観し、此二門ハ宜しく其所に非ざるをもて更還向於橋之小門とあることき、徧く天下の勝處靈地を擇ミ、又疾弱を捨て中瀬に就玉ふ、其丁寧親切なること、譬は後世大嘗會國郡卜定などの式少しく是に准ふべく、さて西は大隅佐多岬を限り、東八日向縣の極に至り、祓除を修玉

ふ齋場の疆内となされしとそ見えたる故、又沈濯於海底などあるは、乃祓除の靈場唯一處のミに非ざるの證なり、

此に由て日向より筑前に及て小戸・立花・檍原等の地名を存し、又住吉大神などの祠廟も在りて、遠く廣く世にいひ傳へたるにてそあるへきや、古事記傳曰、凡て物の中間を出たる言にて、清明と云ことならん、其故は、今觀し玉ひて清明くなりたまふ瀬なれハなり、○ミソギハ身滌なり、必ず水邊に出てするに限りて云へり、又コリとて水浴ることなり、皆禊の意はへなり、コリは川降の約るにて、垢禊の字を書はいふに足らず、神功紀に、於日向國橋小門之水底所居水菟稚之出居などもあれハ、諾尊の身滌ハ必ず此中瀬の川上にして為玉ひし事ハ著し、又ハラヒは拂なり、今俗に物を買たる直を出すを拂ふとも拂をするともいふハ祓除の意に當り、又これを濟すといふも令清の意にて、祓の義に通へり、そもくこの檍原ハ、橋か嶽高く聳て雲樹蒼々として萬年の聲を號ひ、三川巴の如く回りに決々として千秋の影を移し、夏の風花香を送り、春の雨艸色を滋せり、蓋神聖の舊都にして不變の芳躅也、

檍原故迹記

從三位卜部朝臣兼連

日州橋之檍原、上古之神迹也、載于國史、在于人口炳々焉、神代卷曰、伊弉諾尊當滌去吾身之濁穢、則往至筑紫日向小戸橋之檍原、而祓除焉、遂將滌身之所汚、乃興言曰、上瀬は太疾、下瀬は太弱、便濯之中瀬也、因以生神号曰八十狂津日神、次將矯其狂而生神号曰神直日神、次

(補註)

大直日神、又沈濯於海底、因以生神号曰底津少童命、次底筒男命、又潜濯於潮中、因以生神号曰<sup>▽</sup>神中津少童命、次中筒男命、又浮濯於潮上、因以生神号曰△表津少童命、次表筒男命、凡有九神矣、其底筒男命・中筒男命・表筒男命、是即住吉大神矣、底津少童命・中津少童命・表津少童命、是阿曇連等所祭神矣、今郡吏藤原久行、語麗島諏方神主藤原信秋曰、我生神國、尊崇神明、且吏此郡也、豈不亦至幸哉、願增舊制以據我懷、信秋感其恭敬之思、共以告諸太守源中将光久朝臣、朝臣載喜載命、乃令信秋圖其地形、而属予作之記、予按地圖、則河水映帶、山巒透迤、宛如展輞川圖矣、其<sup>⑧</sup>崛起乎中央、<sup>⑨</sup>龍從撐天者橘嶽也、麓有眞津男神社、而面中瀨、巽方有下津方男神社、而竝下瀨、艮方有上津方男神社、而對上瀨、其瀑流噴激、濺而為三瀨者櫻谷也、望之林壑鬱紆者住吉神社也、前太守常謁此廟詠和歌、冀神庇焉、其下有小戸池、今則稍荒廢、猶雲土夢作又歇、憶原以南則大洋也、曩祖兼直歌曰、西之海憶原之潮道与理洗出志住吉乃神、蓋詠之耶、予於是歎曰、物有理則必有迹、與神宜太祓之說如合符節也、昔者司馬子長登會稽探禹穴、李太白以七沢之觀至荊州、

况今靈蹤奇迹在其封内者乎、宜矣太守標之新之也、夫瀨滌中瀨而化生九神者、蓋清淨直心而已矣、所謂包天地之表、出日月之上、蟬蛻於塵區者也、若能擴之而體此心、則邇之事父、遠之事君、且風光雪月之情、無處而不至焉、按、先儒以舞雩為上巳祓除之所、加旃祓禳於四方、左氏之所注、上巳官民禊飲于東流水上、漢志之所誌在于彼、其来尚矣、我邦天子詔有司修祓除、國司又令寮案修焉、凡以六月・十二月為式、謂之神事也、亦謂之政事也、亦宜豈小々故事哉、今太守祓除于茲、諷詠于茲、斯國向淳素、斯民遊清淨、則他日致德七五、繼職禹稷者、其亦庶幾耶、於是乎、予不能固辭、聊述舊文以為記、

天和三年閏五月上瀨、この兼連の記を見るに、初字宿信秋三瀨のこの三瀨ありと圖取を誤りしを、兼連もその圖に因て記せし故、一向地形実景に暗き書さまく也、そもく上中下の三瀨ハその源異に、其流も各別に於て、三川憶原を回り流ること恰も巴字の勢をなはり、豈徒に輞川圖と譬へ言ん哉、見るもの文に泥むへからず、

「名勝志」

景清墓 中之内村にあり、中之内村ハ末吉郷梶ヶ野村・土成村、田尻村を里俗中之内村といふといへり

地頭板屋の未申方菅里許り、柳井谷門村落のうしろ山中にあり、傳へいふ、上総悪七兵衛景清日向の宮崎より来

りて住栖し、終にこゝに死す、石塔八大五輪にして、又小五輪石塔拾四うしろに列す、同し時世のものを見ゆ、左の岡上に火葬せし場あり、平地一畦ハかりもあるへし、其岡のまはり堀のことくこしらへたり、此所の農夫亀次郎は其裔にして、連続し家に景清の位牌・系圖・太刀・鎧等を藏めたりしを、七八代の前位牌・系圖は失火に焼亡し、太刀は大崎の土関武兵衛これを藏め、鎧は志布志の士某の所に藏むとなり、関武兵衛家の女志布志士某に嫁せし時携へゆきしといふ、今に二季彼岸武兵衛ならひに某景清の墓參懈る事なく、常に亀次郎を問て投宿す、又護身の本尊なりしとて塔のもとに弥陀・觀音を一字に置いて、六月十七日をもて祭る、是等の事、景清の事蹟と指して據とすへきハ見へされとも、其古墳尋常のものにハあらず、景清の末期諸説紛々、或は宮崎に來りしといひ、或は鎌倉に死せしといふ、潜居の地今に至りて考かへかたし、

「名勝考」

景清塚カケキヨツノ同郷中之内村柳井谷門の背門の山中に在り

※傳稱す、上総悪七兵衛景清日向の宮崎より來り住て身死

れるを葬りしとて、大なる五輪石塔なり、又小き五輪の石塔その後カサナリクテに壘立り、又左の岡に火葬の場といふあり、又此所の農民亀次郎と稱者、景清の支裔なりとて位牌・系圖・佩刀・鎧等を傳へ持しを、七八代以前失火に焼亡し、太刀ハ大崎の土関武兵衛へ譲り、鎧ハ志布志の某所に藏む、此二人今に至り春秋彼岸の節景清の墓に參りす、今按に、宮崎郡浮田ウキタ名生目村ナキメに生目八幡といふ祠あり、例祭九月十五日、鑄流馬あり、土俗平景清也といひ傳ふ、景清ミつから目を抉クヅリ出し盲目となりし時、その眼玉を祭る所故生目イキメと稱ふと云々、又生目村より一里、跡江村沙汰寺といへる真言地に景清塚とて一字の堂あり、堂内に墓ありと見ゆ、法諱を水鑑景清、又建保二年甲戌八月十五日イキメの数字を刻めり、土俗瘧疾を患ふものこの墓石を刮飲めは是を是老子の手栽し楡樹を削りしこと、おなじく、さて近年墓を改建て、居士號を加へしるしたるよし、當時に居士てふ法名なし、地足を添しなるへし、享保十六年霜月の比、大家オホヤケの郡官池田喜八郎といへる人、景清の五百年忌の時この墓所にて、

世々までもわすれやハする水鏡かけ清かれとおもふ計  
そ

と詠せられしか、其折このあたりのわらはに、いつくと

もしらぬ翁の来り、人に告げて池田氏に傳へしむといへる其哥に、

心たにすまハかけきよ水か、ミくもらす澄る世こそ嬉しき

一説に、影きよくてらす生目の鏡池末の世までも曇らざりけり、と手向けるを、傍に老人ありて、中の五文字を加筆いたしたして水か、みと改めけり、後に考まれハ景清法名也云々、又上総國布施村と云る所のある寺内に大なる五輪の石塔あり、土俗景清の塚也といへるよし、此邊上総介忠常故城址もむかしの居館なるにや、景清も上総悪七兵衛と名乗りけれハ爰に在りしと見ゆ、因て後世子孫などの追て建たる所にやといへり、さらハ景清塚も三所まで在りて、何れかその真墓とも辨ふへからず、又生目八幡ハ古来の神社と見えたれハ、景清の靈にハあるへからず、又景清てふ人も世に多かるを、三所の中或ハ同名矣人を葬れるもしるへからず。

※(童注)

「上井日記にも見ゆ」

(頭注ハ鹿兒島県立図書館本ニノミアリ)

「名胜志」

憶ヶ原 南之鄉村にあり、  
未吉は日隅西属の地なり、南之鄉村は日州諸縣郡に属す、庄内南郷中裏村・大裏村を合て里俗南之鄉村といふ、橘嶽の南の廣地、中津瀬川のあたりをいふ、今田地となる、按するに、憶神社より見へ渡りし岡陵は皆憶ヶ原とおもはれける、其山色の清氣いふへからず、  
續古今神祇 卜部兼直

西の海やあはきか原の潮路よりあらはれ出し住吉の神  
名所小鏡 肥後山石

憶か原霧のうき橋かゝる也

同 天垂

朝きりやあらはれ出し日のすかた

筑後宇橋

涼しさや憶か原の白幣

〔宗祇法師〕

西の海にのこる光をふるさとの月とやしたふすみよしの神

「地理纂考」

憶ヶ原アハキハラ南郷村 住吉神社の東南に當りて、此あたりの總名なり、  
書紀一書曰、至筑紫日向小戸橘之憶原、而祓除焉云々、  
又同書に曰、乃往見粟戸アイト及速吸名門ハヤスウナト、然此兩門潮既太急、故還向於橘之小門、而拂濯也云々、古事記に到坐竺紫日向之橘小門之阿波岐原而禊祓也とある憶原なるよし云傳たり、四方限りなき廣野にて憶樹いと多し、  
憶ハ今俗青木、或ハ山竹ともいへり、青綠色の常盤木にして、二月小白花を開き、冬に至り指頭許の赤実を結ぶ、草木疏曰、憶木枝葉可愛、二月花白、子似杏、今官園植之、取憶

萬之義、改名萬歲樹とある是なり、和名鈔曰説文云、楳梓之属也、又私記曰阿波岐、今按、又榿木一名也などあるハあたらず、

「名勝考」

楳原「南郷村」書紀○古事紀作阿波岐原、楳原ハ松原・楡原、柳原、榿原カサネとの類にて、此木の多く生たる地をいふ、この楳樹ハ今世イマヨに青木といひ、西州にて山竹とも呼て、枝幹ともに青緑色の常葉樹なり、二月ニ月ニ白ニきニ小花ニをニ横ニ開ニき、冬ニに至ニり指ニ頭ニ許ニの赤ニ実ニ離ニりて観ニるニへし、多く庭院に栽るものにて、世人の普く知る所なり、拟楳の字に就て當否を議すれど、この楳字実に允充とす、楊升菴文集云、謝眺詩、風動萬年枝、唐詩、青松忽似萬年枝、三體詩註、以為冬青非也、岫木疏云、楳木枝葉可愛、二月花白、子似杏、今官園種之、取楳萬之義、改名萬歲樹、即此也と云々、崇道皇の用字、皆當初西土人の質問に出て、其不乖ヒトコトこと率かくのことし、今の西土人呼て植榿樹ともいふとぞ、此楳木ハ前に出たる住吉山などハ一切に茂生す、信に楳原といふへき處なり、

この楳原てふ地名ハ、大むかしハ日向南邊の海國を統稱スベイトしにて、一小區の事とは見えす、日向風土記、楳原郷を児湯郡の中に載たり、和名鈔の都ト於オより赤江の中村といへるあたりに楳原の名あり、是なるへし、今橘嶽の南のヒロノ曠野末は笠野原カサノハラに連きて、中津瀬の川上までを弥望ミワタスに、山河清麗、植物豊暢して数十里に亘り、三瀬の勢巴曲の如くにして、青巒其間メクリツラサに環列り、美哉、山川誠に神代の靈蹤也、

名所小鏡

肥後山石

楳原霧のうきはしかゝるなり

涼しさや楳原の白幣シラフキギヤ

筑前宇橘

「名勝志」

小戸池 楳神社の右脇にあり、今ハ荒廢⑧廢して、廻り僅に三拾三間、池中に石菖蒲多し、常に清水涌出して四時増減なく水勢強く、神水といふ、婦人この水を飲めハ安産なりといひ、遠近貴賤となく産月にハ必らず神に禱り神水を受るものおほし、名所集日向に橘の小戸と載たり、

新後拾遺神祇

津守国量「イ重」

橘の小戸の潮瀬にあらはれて昔ふりにし神そのかみ

神道百首

卜部兼邦

橘の小戸の御祓を初にいまも清むる我身なりけり

俳諧名所小鏡

日向我樂

小戸の瀬や神代の御祓ふく嵐

同

下總尺艾

秋もこの浪間より来ぬ朝のかせ

「纂考」

小戸池ワトノイケ南郷ナノキ 檜神社ヒノキの右側ミキガハに在り、池マの回マ三十三間余なり、往古はいと大きなりしとぞ、清泉四隅より湧き出で四時増減なし、妊婦ニシツ此水を飲ハ平産なりとて、臨月に及ふ者遠近となく當社に詣て、安産を祈り靈泉を掬飲ムネヒツとぞ、

「名勝考」

小戸池ワトノイケ檜祠ヒノキの右側に在り、今荒廢して、池マの回マ三十三間、池中ウチノイデに石菖多イシシヤマは安産也とて、清泉常に湧出で四時に増減なし、水勢最饒モトメく、婦人此水を飯イハ祠ミヤに祈り詣てこの靈泉を掬飯ムネヒツことなり。

新後拾遺集

津守國重

橘の小戸の潮瀬に洗れて昔ふりにし神そのかみ

名所小鏡

日向我樂

小戸の瀬や神代の水祓ふく嵐

この橘小門は海宮遊行の段にもあり、又小戸橘なども見えて、一所の地名とは定めかたけれど、必水などの落口オチグチの小さき水門にてもありなんとはいへり、

「名勝志」

上津瀬 南之郷村にありて、檜神社卯方式里余、すなハち上津片加男神社此うへの山中に鎮座、祭神三座、八十柱 津日神

表津少童神・表筒男神、祭勸請年紀詳かならず、いにしへハ今日二月初申・十一月初申、

の社頭丑方四町許りに安鎮ありしを、爰に遷したるといへり、田社地今に社ミヤの丑方七町許り岩川あり、所謂伊弉諾尊祓除し給ふの時、上瀬太疾しといふものなり、其源ハ

都城より出て、川幅式間許り、岩石を漲り急速の流にして、志布志田之浦村に流れゆく、中臣祓云速川の瀬とハ

此所をいふといへり、宝殿中に多く鹿角を納む、例祭猪鹿を取獲て贄となすといふ、其内異角は圖を寫しぬ、

誹諧名所小鐘潮路

伊勢春波

潮くらし上津瀬さして啼衛

「纂考」

上津瀬カミツセ南郷ナノキ 片鹿男社カタカメノヤシロより丑の方七町許にて、川カハの濶ワ二間

許、深三尺余なり、水源莊内郷の山中より出て、下流志布志郷田浦の海に入る、此川岩石の間を漲りミナトキ流れて水勢迅速なり、

「名勝考」

上津瀬川カミツセ片鹿男祠カタカメノヤシロの丑方七町許に在りて、川濶二間許、源ハ都城山より出て、末志布志郷田浦村に出つ、

此川石壇の滑を漲り流れて、トク駛こと飛泉の如し、伊弉諾尊の興言曰、上瀬は大疾と、トク正にこの川たること疑ひなし、

名所小鏡

伊勢春波

潮くらし上津瀬さして啼千鳥

「名勝志」

中津瀬 南之郷村にあり、櫛原を東より西に流る川をいへり、其源は橋嶽の山中に出て、櫛原を流れ都城に通し、後は日州赤江の湊に出る也、中津瀬は渡り凡拾間許りにして、上の岡に中津真津男神社祭神三座、神直日神、中津少童命、中筒男命、祭正月元日・九月西日を安鎮す、櫛神社の卯辰方拾三町許り、社頭の右に大楠あり、其廻り式丈四尺、神代卷伊弉諾尊身の濁穢を滌去り給ふといふ此所なるへし、

誹諧名所小鏡

薩摩松翁

三ツの瀬に吹わかれけりむら千鳥

「纂考」

中津瀬村南郷 水源橋嶽の山中より出て、櫛原を東より西に

流れ、莊内川と合流し、田の都城なり、十七八里を経て日向赤江港に出つ、川の濶十間許、深一尺許にて、其流れ疾からず弱からず、清潔にして水底の細石を数つへし、此所伊弉諾尊の祓除ありし靈跡なりといふ、

「名勝考」

中津瀬川南之郷村に在り

この川源は橋嶽の山中より出て、櫛原を東よりして西に流れ、都城を経て末は日州赤江港に出る也、中津瀬の済凡十間許にして、其流駛からず弱からず、清潔鑑るへし、底ハ細石を布満たるかごとく、奇絶の麗水なり、

「勝景百圖考」

中津瀬 この流れ疾からず弱からず、清潔鑑むへし、日本書紀に伊弉諾尊便濯之中瀬と是なり、蓋中瀬に蕩滌し給ふといふものハ清淨直心耳、いはゆる天地の表を包ね、日月の上に出て、塵區を蟬蛻するものなり、この水中に一大磐石あり、其石根の土中に埋むもの測るへからず、はその常盤堅盤に天下の動きなき根本を樹置れし神石と

いへり、

〔名勝志〕

下津瀬 南之郷村にあり、其川源は同村の鹿倉<sup>山</sup>に出で、松山を流れ志布志安樂川に至る、下津片加男神社鎮座せり、祭神三座、大直日神・底津少童命・底筒男命、例祭十一月中申日、櫛神社を距ること辰巳方凡式拾七八町、慶長十四年十一月廿四日棟札を納む、社山の前岩川にて、渡り式間許り、即ち神代卷下瀬は<sup>大</sup>弱といへる、今に至りて静かに流れて清浄なり、所謂上瀬・中瀬・下瀬は同じ川に三の瀬あるにあらず、三流れの川にをのく名を得る所あり、其境地を觀さる人は是を知るもの寡し、

誹諧名所小鏡

京塘雨

初潮や下津瀬とても猶はやし

〔纂考〕

下津瀬<sup>シモツセ</sup>村<sup>ノ</sup> 水源同郷南之郷村の山中より出で、末流松山郷<sup>シマノ</sup>を經、志布志<sup>シブシ</sup>安樂川<sup>アノカハ</sup>に注き海に入る、川の濶二間許、深二尺許にして、溜水<sup>タマリミヅ</sup>の如し、

〔勝景百圖考〕

下津瀬 日本書紀に下瀬是太弱とあり、これを臨めハ平碧纒に揺きて水の行こと極めて弱し、

〔名勝考〕

下津瀬川<sup>南之郷村に在、</sup>源は同村の鹿谷に出で、松山郷を經て志布志郷安樂川に注く、

〔名勝志〕

佐久良谷 南之郷村にあり、櫛神社辰方凡壹里拾八町許り、東の高岡を高山・短山といひ、西の高巒を佐久良ヶ平といふ、其谷合に川流れ佐久良谷と名付、佐久那谷ともいふ、谷のうちに岩窟あり、是を天盤戸といへり、窟中廣からず、社なし、巖洞を神と称して常に參詣するものおほし、岩窟の前に高六七尺の瀧あり、所謂神留り座すといひ、天盤戸を押開くといへる是なるへし、中臣祓云、高山の末、短山の末<sup>短山の末</sup>、佐久良谷に落瀧とある、即此所をいふならん、高山の打越の岡をさして里

人高天原と呼び傳ふといふ、或人曰、高天原とハ上天のことをい、佐久八開の心にて、いかなる谷をも開てといふこゝろなりとぞ、近江國名所に櫻谷を載たり、名寄に俊頼の哥あり、春ならて櫻谷にハみにゆかしこりともこりぬ道の遠さよ、これ神跡の佐久良谷とハ見へす、

〔名勝考〕

櫻谷サクラノタニ南之郷村に在り、

檜祠より一里十八町程、東の山を高山・短山といひ、西の山を櫻か平と称ふ、東西の山峽に川流るもの峽即櫻谷なり、谷の内に窟あり、俗に天之磐戸と呼ふ、窟の前に高六七尺の瀧あり、俗に中臣祓に所謂、高山乃末、短山乃末、佐久那太理に落瀧津、速川の瀬てふは此所の実景なりといひ傳ふ、佐ハ真ニ通ひ、久那ハ久良に通ひ、又東の高山の嶺越を高天か原と称ふ、

〔勝景百圖考〕

窟の前に瀧あり、高六七尺、谷の上の山を高山・短山といひ、高山の嶺を高天原といふ、靈妙幽雅にして天然潤澤の氣象あり、

〔名勝志〕

橘嶽 南之郷村にあり、檜神社丑方式拾七八町、連山ありて其中に名を得る一嶽あり、その下の谷を橘ヶ谷といふ、樹木はなハた茂れり、谷の間より水流れ出て中津瀬に入る、嶽の半腹真木男神社を安置す、祭神三座、底津少童命・表津少童命、例祭十一月二十六日、連山の間につくりして升ること拾町許り、勸請年曆詳かならず、寛文二年正月再興棟札あり、

〔纂考〕

橘嶽南郷 檜神社より丑の方二十余町なり、連山の中なり(傳)一峯にて、其山下の谷を橘か谷と呼へり、溪水此山中より出て中津瀬川に注ぐ、

〔名勝考〕

橘嶽南之郷村に在り、

檜祠丑方二十八町程、連山にて其一峯を橘嶽といひ、その下の谷を橘か谷と呼へり、樹木蔭森たり、この谷間に水流れ出て中津瀬に注ぐ、

「名勝志」

磐根樹 南之郷中津瀬川水④水にあり、檜神社卯方六町餘、  
毎歲に洪水沙石の為に埋りて、年を経て顯出るといふ、  
今は南岸の測にありて、黄色の土石其形爪⑤の如し、水中  
見所凡三尺六寸、横式尺八寸許り、砂中に埋しこと幾尋  
なるを量りかたし、中臣祓云磐根樹の立草の垣葉に語止  
めてとあるは是圓石なりと社司高橋某かたりき、

「名勝考」

磐根イハネ子の岸コの津瀬川の水中に在り、石色黄にして形ハ瓜ウリの如し、水中に見る所、凡  
三尺六寸、横二尺八寸許、其土中に埋れし根ハ幾尋を測るへからず、毎歲  
洪水の時沙石に埋れ、歳を経て又現れ出つ、神人の説には、中臣祓に磐根  
樹立艸片葉をも言止てとあるハ此石の事と立へと、此ハ蓋往古天皇の御諱  
を某根子の天皇と申奉れるか如く、常磐堅磐に天下の動かぬ初を基置れし  
太古の神石  
なるへし

「名勝考」

柄基ツカモト亦橋柱と称ふ、柄ハ根本の義、刀柄なども刀の本の意也、こは中津  
瀬川環球イデの南方廣田地の中に挺然と離立たる白沙の丘巒の名なり、柄  
基は檜祠より戌亥方凡廿町許に在り、其高五六間許、回  
十一間餘、土人相傳言、天之浮橋の根本なり、因て此田  
の字を浮橋ウキハシといひ、この近境を橋墅ハシノと称ふ、石などのま

さらぬ白沙ウツクの丘なるを、崩クワレす蹇カケす今に至り、又露島嶽⑥よ  
り朝夕の霧棚クナヒキ引ては必ず此柄基に靡ナヒきて、宛然サナヒカラ橋を架ワタせ  
るの光景あり、昔よりしてこの丘の白沙を削り取ケツことを  
得ざるの風俗なりとぞ、按に、秘典府鈔曰、天浮橋八日  
向國天ウケタと云所也云々、アマウケタは即この浮橋田  
の事なるへし、ウケとハ即浮なり、古事記傳曰、天浮橋  
は天と地との間を神たちの昇降り通ひ玉ふ路に掛れる橋  
なり、後人の例に漢籍意をもて賢き説ともは云に足ぬ⑦は  
論はず、丹後國風土記曰、與謝郡郡家東北隅方有速石里、  
此里之海有長大石前、長二千二百廿九丈、廣或所九丈以  
下、或所十丈以上廿丈、先名天梯立、後名靈濱、然云者、  
國生大神伊射奈藝命、天為通行而梯作立、故云天梯立、  
神御寢坐間伏云々、又播磨國風土記曰、賀古郡益氣里  
有石橋、傳云、上古之時此橋至天、八十人衆上下往来、  
故曰八十橋、○三大考曰、天浮橋の往来の事、初伊邪那  
伎・伊邪那美命の往来賜ひしほとなどは、天と地との間  
いと近く聞へたるを、今皇御孫命の天降坐時のさまハ甚  
た遠く聞へて、漸々に相遠さかりたるほと見へたり、そ  
もく天浮橋ハ天と地と相連續ける帯スズにて、天地の漸に

相遠さかりゆくに随ひて此帶も漸々に細く微くなりて、皇御孫命の天降坐して此帶有しか、既に天に降坐て、終に断離て永く天と地との往来止ぬる也、是を物に譬へていは、児の臍帶ホソノヲの胞衣とつゝきたるか、既に生れてハ断離るゝ如く、又木艸の実の熟すれハ蒂おちのするか如し、これらハたゝに其状の似たるのミならず、其理全く同じこと也、いかにといふに、皇御孫命の天降坐るは児の生れ出たるか如し、又二柱大神の生成し玉ひ、天照大御神の生坐る此御國の君の定まり玉ひて、天降来坐て所知看の天地國の事全く成竟たるなれば、これ木艸の実の成竟て熟ると全同し理ならずや云々、又曰、天浮橋の事、古書ともを考るに一つのミにあらず、此処彼処に有し如くにも見ゆ、其は彼帶はたゝ一條ながら、下の方地へ降る路は幾條シラスも分れてありしにや、又ハ彼帶スの下の方は數條に分れてありしにや、さるこまかなる事は知かたし、何れにても凡てのさまハかはることなし云々、この柄基などもこの帶の地に連續るあとにて、諸尊の天に往来ましき處なるへし、今や數萬歳の後に及ひてその語嗣る迹の傳りて、其を又尊ツにて削シらす除ノかす、又今より數萬歳

の後にも流シへ行ハなんとすなる、此吾邦いにしへの故実を存在アリマにせる忠誠のひとつにして、世々の大御代を治め行玉ふにもそか法政ソノのまに／＼私の賢サカシを用ひす謀らず、國安く家修るの風土なり、この意の味を旨く甘アメひなんこそゆかしかるへき道ならずや、

「名勝志」

柄基 中瀬川柄基井手南方田地中にある白砂の岡なり、檜神社戌亥方凡式拾町余、其高きこと三四間、めぐり拾壹間余、邑人は是を天の浮橋の柱なりといひ、いにしへより此白砂を取ることを禁ず、今その田地の字を浮橋といひ、近境をなへて橋野とよふ、皆これに由ると見へたり、檜原は常に霧深ふして、霧島山より此岡にたなひき来れる朝霧の風光をのつから橋の形ちの如し、いにしへより里俗傳へて天の浮橋といふ、よりて浮橋・橋野など名付しといへり、檜原にかゝる名のありしことよしなきに①あらねハ、其圖を写し、霧島山霧島山は末吉を相去ること行程九里遙に見る所の圖も并せて爰に備ふのミ、

新題林雜部

実種

かきりなきあとを残してそのかミの神代にかけし天の  
浮橋

「纂考」

柄基村フカモ、南郷 檜神社より戊亥方二十町許、田の中にて、一名  
を橋柱ハシハコと云、高六間許、回十一間余の岡なり、土人相傳  
て天浮橋アマノウキハシの根なりといふ、此田の字を浮橋田ウキハシタといひ、又  
此近境を橋野ハシノといへり、白砂シラスの丘ツカにて、昔より崩れす缺  
す、又是を削り取る事を禁す、或人難して、檜原ハキハラハ書紀の趣海辺  
に湛濯し、又潮上に浮濯すと見えたり、さるを末吉郷なるハ海濱を距る事  
遠くして古書の趣に符あはハすといへるに、或人答へけらく、諸尊祓除の時ハ  
天地開闢の初日月未生の時にして、此祓除に因り日月の両神も生まし、天  
地の位定りたれハ、當時の地形今と同じからざるハいふも更にて、凹なる  
處も凸となり、凸なる地も凹となり、滄海變して陸となり、陵谷變して山  
となるの習なハ後世にも尚あり、況や荒古開闢の始をや、末吉なる檜原の  
如きハ、東の方志布志・大崎の海濱を距る事遠からず、殊に一面の平地曠  
野なれハ、荒古志布志・大崎より海水さし入り、彼上中下の三川も大河に  
己か説を立るに似たれと、今を以て上古を量るへからざるハさる事なれハ、  
爰こゝに抄アハキハラ、そもく檜原ハキハラハ諸所に聞えて何をそれとも定かた  
し、書紀通證云、今按貝原氏謂當在筑前國、糟屋郡都在立  
花、其山名立花山、志賀海神社見式、那珂郡住吉神社見  
式、席田郡有青木村、去住吉一里許、早良郡姪濱有小戸、  
今小祠存其側、有青木村、此地海濱而亦有川流云、据此

説、則古昔日向亦為九國總号也云云、又曰、橋之小戸似  
指有筑前國那珂郡者云々とあり、古事記傳に此説を挙て  
曰、信に此御禊生ませる住江大神スミノエまた志加海神シカノミの鎮座も  
皆彼國なれハ、ヨシありて覺ゆ云々とあり、されと此祓除  
ハ神代紀一書に、則往至筑紫日向小戸橋之檜原、而祓除  
焉、遂將盪滌身之所汚、乃興言曰、上瀨是太疾、下瀨是  
大弱、便濯之中瀨也云々、同書に、故欲濯除其穢惡、乃  
往見粟門アノノト及速吸名門ハヤスフナト、然此二門潮既太急、故還向於橋之  
小門、而拂濯也とあれハ、此祓除ハ日向國なる事動かさ  
るなり、還向於橋之小門とある橋小戸、其処を記され、さるを通證に、  
とと上文と相照して日向國なるハ知られたり、  
据此説、則古昔日向亦為九國總名といへるハいみじき妄  
言なり、九州を日向と云ひし事史に見えたる事なし、さ  
れハ此筑前なりと云へる説ハ捨へきなり、又貝原か和爾  
雅に筑前の住吉を以て最初として即出現の地とせるも甚  
しき妄説なり、是をも古事記傳に神功皇后紀を引て曰、  
三神壽皇后曰、我荒魂令祭於穴門山田邑也、時穴門直祖  
踐立、津守連之祖田裳見宿禰、啓于皇后曰云々とありて、  
荒魂を穴門に祠玉ふ時に踐立を其神主と為給ふ由見えた  
れハ、其後に和魂を津國に祠玉ふ時にかの田裳見をハ其



季基<sup>スエモト</sup>居所の跡なり、季基宇治關白頼通公に告て日向<sup>クダ</sup>に下り、莊内郡元に頼通の莊衛を建て、莊田若干町を開き、季基も郡元梅北<sup>カミシラフヤシロ</sup>に神社<sup>伊勢内</sup>を建立して其社務<sup>ツカサト</sup>を掌り、後に伴兼貞に所管を譲り此地に移居せりといふ、神社社記に、梅北<sup>ウメキタ</sup>梅北<sup>ハ</sup>伴家<sup>ハ</sup>の一族なりより彼社頭を格護申す事ハ、末基<sup>マキ</sup>卿<sup>ノ</sup>平家の世の末に成たるを見切<sup>ミキリ</sup>て箸野<sup>ハシノ</sup>の本名の御所に隱居して渡<sup>ワタ</sup>られたりと申傳るなり云々とあり、此地梅北よりハ子方一里許、郡元よりハ午方三里なり、

〔纂考〕

物産

藥品 柴胡

走獸 野猪 鹿

飛禽 鶉<sup>ウツラ</sup> 鶉<sup>ウツラ</sup> 此地の名産なり、世に末吉鶉、或ハ莊内鶉と

称す、

〔地理課川調帳〕

一 住吉川

水源住吉村<sup>○有持村</sup> 二川 流合、○大藪ヲ通六分、菱田川エ、

住吉村  
二ノ方村

一 丸山川 同村

水源○寺峯ヨリ一筋流テ七分五厘、菱田川エ、

一 岩崎川 同村

水源○榎木藪後ヨリ五分流レテ同、

一 杵木本川

水源○同所南ヨリ五分同、

※

一 鷹取野川 南ノ郷村

水源●鷹取野北小谷川ニツ流合、志布志田ノ浦村境ヲ流

行○牧ノ、頭ニテ一里、安樂川エ入、

※(頭注)

〔諸縣郡志布志安樂川支川〕

一 上津片和泉川 同村

水源○前山北谷<sup>○上津片和泉</sup>ヨリ流出四分同、

幹流  
一 帖村川 諸縣<sup>(縣)</sup>郡志布志帖村

通ニ係ル村方 末吉 南ノ郷村 シマシマ 田ノ浦村 同 夏井村

水源末吉南ノ郷村ノ内 ●スノキ谷 ●石佛本 ツキチ山 ● 雀川御内山 谷川四ツ流合

シ、志布志田ノ浦村 ○牛ノ子屋敷 ○新地 ヲ流通シ ○混砂ヶ野 一谷川 ○磯谷川 一

ツニ流合、 ○猿村 本小川ヲ受人二里、福島 (マ マ) ヲ流通

テ、里 (マ マ) 夏井村 ○ウハケ谷 ○大川内西 鎌口谷 ○小川内西 帖村

○石踊 ○高城 番所流通シ三里、合里程 (マ マ) 里 本川口暗礁

海エ流入ス、

川南  
※一二ノ方川

水源二ノ方村 ○平ノ藪 麓町後 ○法樂寺 ○五位塚 ○久保 ○前田 四

川流合、 ○寺田 於テ里程一里二分、大淀川通工入、

※(頭注)

〔諸懸郡都ノ城大淀川支川〕

同  
一深川

通山東ヒラ ○五位塚 西ヒラヨリ ○友垣 ○田方 ○檜野 五川流

合、深川村 ○村山下 於テ里程一里七分、大淀川通工入、

一雀水川

深川村

○高平社  
高ノ峯 雀水ヨリ深川村ヲ通、里程七分ヲ經テ同、

大隅 嶺嶺郡「地理誌」

末吉

一末吉者神代之舊跡ニ而、上津瀬・中津瀬・下津瀬・橘  
之小戸之事、日本紀之内神代之卷ニ有之、夫より幾千  
代之星霜を經而、文明之頃新納近江守忠明為領知欵、

又天文之比島津豊後守領之、地頭者平田出羽守宗仍也、  
右地頭之事、天文十四年乙巳十一月廿八日諏訪方村神  
社女躰大明神棟札、平朝臣宗仍与有之、右平田出羽守  
宗仍之事也、天正年間北郷左衛門尉時久為領地、諏訪  
方村摩利支天堂棟札ニ茂大檀那藤原時久与有之、其後

村田雅樂助入道壽仙為地頭、文祿年間伊集院忠棟領、  
其後又北郷氏領、

二方村  
一住吉大明神

右、住吉大明神之本社也、表筒男命・中筒男命・底  
筒男命崇む、日本紀之内神代卷日向橘之小戸之證書  
を以、天和三年 光久公御代、寛府諏訪神職司佐藤

氏より京都吉田家江持參、住吉之本社ニ決、元禄二年、吉田殿より住吉之縁起并額被書被遣、吉田之祖

卜部之兼直之歌ニ、

西の海や櫛か原の浪間よりあらわれいつる住吉の

神

南之郷村  
一櫛大明神

右、伊弉諾尊・伊弉冊尊を崇む、

右同村  
一上津瀬三神

右、八十枉津日神・表筒少童命・表筒男命、

右同村  
一中津瀬三神

右、神直日命・中津少童命・中津男命、

一下津瀬三神

右、大直日神・底筒少童命・底筒男命、合九神、此

神初伊弉諾・伊弉冊尊出現神也、日本紀之内神代卷

上有之、

一上津瀬

右、南之郷村之内、川流る、住吉之元より式里余山

涯之方、日本紀ニ有之旧跡也、

一中津瀬

右、南之郷村之内、住吉より壺里計、櫛之元より近、小川流る、日本紀有之旧跡、

一下津瀬

右、南之郷村之内、住吉より壺里計、小川流る、日

本紀有之旧跡、

一櫻谷 早川之瀬

右、南之郷村之内、旧跡、

一橋之小戸

右、櫛大明神之元水出る所ヲ橋之小戸ト云、日本紀

神代卷橋之小戸与有之ハ此事也、

諏訪方村  
一諏訪大明神 事代主命 下照姬命

右棟札、建徳二年庚辰十月吉日、大願主藤原忠明、

右同村  
一五位大明神

右、義常殿ヲ為祝与申傳ふ、棟札、文明十二年庚子

十一月吉日、藤原久幸并沙原願主、

右同村  
一女躰大明神

天文十四年乙巳十一月廿八日、地頭平朝臣宗仍各御

子孫村重安亭、

右同村  
一幻亭大明神

永正十六年己卯侃廿三日、藤原忠家、

〔本マ、〕  
右同村  
一摩利支天

天正三年乙亥二月九日、護持大檀那藤原時久・相久・

南之鄉村  
忠虎、

一國合原

右、櫛之上之原通路并松より下志布志之方江通る通

路壹里計之間ヲ國合原〔双方之原〕与云、應安年間 氏久公相良

氏・北原氏と御合戦之場所也、天正年間ニ茂北郷家

与合戦有之、肝付方戦死之人石塔有之、大隅・日向

之境故國合原と云、弘治二年八月十七日、肝付之氏

族鹿屋周防守兼豊國合原ニ戦死、其子采女介兼任父

并弟戦死之事聞、末吉池之坊川瀝〔瀝カ〕罵テ再進、國合原

ニ戦死、

五十町村岩川之内  
一八幡宮

原當八幡大菩薩者、山州岩清水於萬壽二年奉勸請者

也、其時御本地等負下、其家岩崎先祖・黒岩先祖也、

右兩氏孫裔于今有之処、中古乱逆之折節、強盜之族

御戸於御本地正躰其外寶物悉偷取畢、其後經數十年、

當社座主權大僧都快宥勸進三ヶ名中於各寸志銀鵝於

集、延寶二甲寅、宥之星霜積五十九歳之奉致上京、

岩清水八幡江參、由来於委尋於京都向佛師弥陀如来

刻焉、并御正躰四面拜殿之掛繪一尊一々開眼供奉奉

崇者也、仍神明之御威光倍增、國家泰平、名中之為

万民豊樂、為一如意満足之故也、開眼導師光明寺住

法印秀遍、大宮司馬場主膳、正祝黒岩國安、願主上

京平石工門、

棟札口略、天文四乙未年十二月十二日、

一奉造立大隅國岩川八幡大菩薩社之木〔本マ、〕一字棟、信心檀

越藤原朝臣忠重子孫繁榮、武運亨通、祈願成就、當

地頭伴宮菊豊信息災延命、身心堅固、大宮司神氏盛

俊再興志願成就、衆人結縁藤原利秋、〔大工藤原典續、  
小工源盛次、大

勸進  
敬白、

一奉重造立八幡宮御本地弥陀尊像一躰并御正躰四面、

法印快宥、慶長九年、再興御拜殿、施主政重、

五十町村  
一手取城

右、岩川氏守之、國合原合戦以後 氏久公御攻取、

通路より福山之方江通而左三四町計脇田之中ニ有之、

岩川之人傳ニハ、馬場氏之人昔城を守と云ふ、

中之内村  
一新城

右、福山之方通而通路より右之方二町計、天文七年

三月二日、岩川新城を北郷家被攻取、男女三拾人計

被取、

深川村之内  
一古城

右、麓之内町より四五町計都之城之方江通而左有之、

嶋津豊後守忠朝之内平田出羽守宗仍杯可為居城歟、

伊集院源次郎忠真都之城籠城之時、彼一族守之、守

護方より被為攻、早速落城、

### 地理志

#### 末吉

永祿三年十月四日、上使伊勢備後守殿下着於此地、

太守修理太夫貴久公御參會、

セメキ世貫大明神 在岩崎村、像背ニ、文正二年大旦那新

納忠武、  
「本地虚空藏」

國合原 延文四年己亥十月五日、氏久公志布志よ

り末吉南之郷へ御發向之時、被對凶徒相良氏・北原

氏、於當所御合戰有之、御難儀ニ而、御一族佐多左

馬介忠直・同彦四郎兄弟戰死、公市成飯牟礼山之

嶮路を經、二川浦よりかこしまに渡給ふと云々、

天文之比、北郷家・肝付家此所ニ而致合戰候、吳ニ、

一年甲戌正月六日、於住吉原合戰、凶徒肝付修理亮、同左兵衛尉・肝付三河守入道竹友等也、三河入道戰死、凶徒惣敗軍也、

中山大明神 平田出羽守宗仍永祿元年午三月十九日

於恒吉宮ヶ原戰死之故、崇彼靈、宗仍法名中山棟田

居士と号、其外家臣戰死者多、

二子塚 平松ヶ尾 南三丁計 敵味方之死骸を埋候墳也、

肝付三河入道竹友 二子塚より南方六丁計、例祭七

月十六日、南之鄉村土民等備舞躍於墓前慰靈魂、北

郷左衛門尉時久家臣豊饒大隅打取竹友也、大隅子孫 在志布志 此

時同家臣渡邊太郎助論首争功、大隅利運ニ成、

櫛神社 住吉神社 橘之櫛原は上古の神跡にして、

日本紀神代卷ニも相見得申候、櫛神社は天神第七伊

弉諾尊、住吉神社ハ武筒男命・中筒男尊・表筒命を

往古以来崇め為申社ニ而、両社共ニ無紛本社之趣、

天和三年亥閏五月神祇管領吉田三位部兼連自書之縁

起并神殿之額有之候、住吉神社へハ、吉貴公御家督

涯、又ハ太守様御家督涯ニも、御番頭御代参を以白

銀二枚進納被成候、

慶長五年三月廿九日、侍住吉大明神の神前詠之、

龍伯

常盤なるまつにちきりてほと、きす

いく久しさの初音ならまし

木のまより顕れ出てほと、きす

あすのはつねをけふしなかなむ

同年四月十一日、當座祝御奉納哥 忠恒

行末もいまそしらるゝくにくゝの

あまつ御神のめくミある世ハ

慶長十二年七月御参詣、六月廿九日ニも御参詣と棟札有

秋の色にうつる木すゑも住よしの

神よの松はあらはれにけり

慶長十一年四月十一日當座 龍伯

恨(恋カ)せめてさハ(うらカ)こりミのほとをいひやりて

たえ命(ん脱カ)ハさもあらはあれ

詠松間時鳥 法印龍伯

(二脱カ)こゑはそこやそれともわきかたみ

まつ(二脱カ)の葉こしの山ほと、きす

同題 少将忠恒



文  
書  
目  
録

## 例言

- 一 本巻に収めた「曾於郡地誌備考上」「曾於郡地誌備考中」「曾於郡地誌備考下」を、それぞれ掲載順に通し番号を付して収録した。
- 一 本目録は、記事・記録を除いて文書のみを記載した。
- 一 文書は、番号のほか、年月日、文書名を記載した。
- 一 文書の年月日については、原文書記載の年紀はそのままとし、補筆の年紀は「」で囲んだ。また疑義の示されているものは「」で囲んで区別した。
- 一 「年紀を欠くものうち、推定しうるものは（ ）で示した。
- 一 月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日などはそのまま残した。
- 一 原則として『鹿児島県史料 旧記雑録』及び『同 旧記雑録拾遺』にならない文書名を付けた。
- 一 重複により本文を省略した文書には※印を付した。

番号	年	月	日	文書名	番号	年	月	日	文書名	
曾於郡地誌備考 上										
曾於郡										
一	文和	二年	三月	五日	一八	正長	二年	十月	廿五日	
二				島津氏久請文	一九	文和	五年	三月	十一日	
三				大隅国将軍方交名注文	二〇	応永	十九年	三月	廿日	
四	文和	三年	二月	六日	二一	観応	三年	七月	廿日	
				足利尊氏御書	二二	観応	三年	七月	廿日	
襲山郷										
五	観応	三年	四月	廿九日	二四	天福	二年	七月	二日	
六	大永	二年	八月	五日	二五	弘安	十年	七月	日	
七	大永	六年	十一月	四日	二六	弘安	十年	二月	日	
八	[大永 六年]	十一月	四日	島津忠兼勝久書状	曾於郡地誌備考 下					
九	天文	十四年	四月	十八日	清水郷					
一〇	明治	十五年	八月	五日	二七	文禄	四年	六月	廿九日	
曾於郡地誌備考 中										
国分郷										
一	[明治 五年]	四月		都城県通達	二八	(文禄 四年)	六月	廿九日	豊臣秀吉朱印知行方目録抄	
二	応永	九年	八月	十二日	二九	(正嘉 元年)	十一月	三日	大隅守護島津忠時書下	
三	応永	十六年	十二月	五日	三〇	正嘉 元年	十一月	十三日	沙弥某施行状	
四	応永	十八年	十二月	三日	三一	正嘉 二年	二月	一日	大隅守護代藤原兼頼下	
五				島津久世寄進状	三二	文永	九年	二月	十三日	大隅国守護代施行状
六	天文	十一年	十二月	六日	三三	観応	三年	七月	廿日	島山直頭書下
七	天正	三年	三月	廿二日	三四	観応	三年	七月	廿日	島山直頭書下
				島津義久書下	三五				土持榮勝軍忠状	
曾於郡地誌備考 下										
				鹿兒島県令布達丁第百七十三号					伊季上小河里山野境内注文	
				足利直冬下文					正八幡宮領家御書	
				島津忠兼勝久契状抄					島津久豊宛行状	
				島津忠兼勝久書状					島山直頭書下	
				島津忠兼勝久書状					島山直頭書下	
				足利尊氏御書					某安堵状	
				大隅国直冬方交名注文					宮侍守公神結番次第	
				守公神神役注文						

三六	文永 八年	十二月十九日	大隅国守護代施行状抄	市成郷	心永十八年	十一月十八日	島津久豊宛行状
三七	〔文安 五年〕	十二月廿九日	島津忠国書状	五五	心永卅二年	閏六月 九日	山田玄威久申状
三八	心永 六年	五月 四日	了阿書状	五六	延文 四年	四月 五日	島津道鑑久讓状
三九	建武 五年	三月廿三日	重久篤兼軍忠状	岩川郷	正平十二年	九月 廿日	島津氏久書下
四〇		三月廿九日	本田国親書状	五七	延文 四年	三月廿九日	島山直顯書下
四一	天正十六年	九月 十日	豊臣秀吉判物	五八	延文 四年	三月廿九日	島山直顯書下
四二	平治 元年	七月十一日	大隅国留守所移	五九	末吉郷		
四三	永曆 二年	八月廿九日	大隅国牒	末吉古雜記			
四四	建仁 三年	四月 七日	權大進藤原某書下	六〇			
四五	文安 三年	十月 廿日	神重兼寄進状抄	六一	文祿 五年	六月 九日	伊集院忠棟・村田経定 連署書状
※ 四六	文祿 四年	六月廿九日	豊臣秀吉朱印知行方目 録抄	六二	文化十四年	十月廿三日	伊集院幸侃署判領知 目録
※ 四七		三月十九日	島津忠廉宛行状	六三	慶長 五年	四月 朔日	寺社奉行所達書
福山郷				六四	慶長 八年	正月十六日	庄内志和地合戰注文
財部郷	延文 四年	四月 五日	島津道鑑久讓状	六五	慶長 八年	正月十八日	木任院書状案
四八	大永 八年	六月 廿日	島津勝久宛行状	六六	寛延 四年	十一月十五日	松本権兵衛尉交名注文
四九	曆応 二年	八月 卅日	建部衿清種軍忠状抄	六七	元祿 四年	五月 二日	秩父将興証文
五〇	(明治 五年)	四月	都城縣通達	六八	元祿 四年	十二月 二日	中島源次兵衛外二名連 署書付
五一	曆応 四年	十二月 廿日	島山直顯奉状	末吉郷	〔明治 五年〕	四月	都城縣通達
五二				六九	文祿 五年	正月 廿日	島津忠恒家 久加増目録
恒吉郷	永享 七年	六月廿三日	島津好久用宛行状	七〇	文祿 五年	正月 廿日	島津忠恒家 久加増目録
五三							
五四	永享 四年	十一月廿四日	島津好久用宛行状				

鹿児島県史料編さん関係者

史料編さん 東京大学 史料編纂所 所長 保谷徹

顧問 国立歴史民俗博物館 元館長 宮地正人

鹿児島大学 名誉教授 五味克夫

九州大学 名誉教授 安藤保

委員 原口泉 三木靖

日隈正守 佐藤宏之

塩満郁夫 尾口義男

堂満幸子

鹿児島県歴史資料センター黎明館

館長 酒匂司

副館長 永山達也

調査史料室 栗林文夫

学芸専門員 崎山健文

資料調査員 藤崎光穂

編集員 春山直人

橋池田麻美

向原雅子

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺 地誌備考六

平成31年3月15日 発行

非売品

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷 株式会社 ぎょうせい